

一時保護所職員に対して
効果的な研修を行うための調査研究
—報告書—

令和5年3月

株式会社日本総合研究所

一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究 事業要旨

本事業では、各一時保護所において一定水準が保たれた研修を内製可能とすることを目的とし、令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」（以下、「令和３年度調査研究」という。）の調査結果を活用しながら、一時保護所職員のレベル別の到達目標（初級・中級・上級のレベルごとのスキルマップ）、到達目標に基づく標準的な一時保護所職員向け研修カリキュラム案、及び当該カリキュラム案に基づく研修教材を作成した。

１．一時保護所職員向け個別到達目標の設定

令和３年度調査研究、「児童相談所一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設の人材育成－研修体系モデルの開発に関する調査研究－」（研究代表/鈴木勲）及び「一時保護所における職員の支援状況と研修ニーズならびにスーパービジョンの効果に関する調査研究」（研究代表/阪無勇士）それぞれの調査結果を参照・突合し、検討委員会（3.実施体制を参照）での助言を得ながら、初級者・中級者・上級者（SVとして）・上級者（管理者として）の４区分において、図表１に示す項目ごとでの到達目標を検討・設定した。

なお、到達目標の検討・設定の際の基本方針は図表２に示すとおりとした。

大分類	小分類
一時保護所業務の基本的理解	・ 法的根拠 ・ 児童相談所業務全般の理解 ・ 一時保護所業務全般の理解 ・ 行動観察 ・ 一時保護に係る行政手続 ・ 子どもの権利擁護 ・ 職員倫理・行動規範
基本的な支援内容	・ 子どもとの関わり方について ・ 子どもの成長・発達 ・ 学習・遊び・保育 ・ 子どもの事故防止（安全確保）
子どもへのケア・アセスメント	・ 児童虐待 ・ 愛着 ・ 発達障害 ・ いじめ ・ 非行児童について ・ 無断外出対応

	・ 性的問題対応 ・ 自傷・他害問題対応 ・ トラウマ ・ 一時保護決定から一時保護解除までのケア ・ そのほか特別な配慮が必要な子どものケア
自身のケア・組織づくり	・ 二次受傷防止 ・ 職員間のコミュニケーション/チームビルディング ・ 自己評価と資質向上 ・ 他部門との連携
施設運営	・ 子どもの集団生活のマネジメント ・ 施設運営上の安全管理

図表 1 到達目標を設定した項目

先行調査・先行モデル・ 検討委員会協議から得られた示唆	個別到達目標設定の方針
・ 現場によって x 年目～y 年目の職員に求められる。 ・ レベルの程度は差異があるため、経験年数を基準とした設定は現場で参照しづらい。	・ 初級・中級・上級（SV として）・上級（管理者として）という区切りでそれぞれ到達目標を設定する。
・ 初級・中級・上級職員それぞれに必要な知識・技術・態度の幅に差異はないが、その深さについては差異がある。	・ 例えば、児童虐待に係る知識は初級でマスターするという具合ではなく、初級では虐待の定義について説明できる、中級では虐待を受けた子ども特有の行動について理解しているというように、初級・中級・上級とレベルを追うごとに任意の事項に係る知識・技術・態度の到達深度が深まっていくような設定とする。
・ 「児童虐待」、「子どもとの関わり方」など設定するそれぞれの項目について、初級・中級・上級で到達目標を設定するためには、初級・中級・上級職員それぞれの大まかな人材像の仮置きが必要（おおま	・ 鈴木委員の研究及び検討委員会での協議を基にそれぞれの人材像を以下のとおり設定し、これに基づいて各項目の到達目標を設定する。 ➤ 初級：一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個

かなコンピテンシーモデルの設定が必要)。	別的に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている。 ➤ 中級：児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別的に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている。 ➤ 上級（SV）：より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている。 ➤ 上級（管理者）：施設運営や事務手続き、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている。
・ 「子ども中心の支援モデルに基づく職員研修モデル」（阪無委員）に則って学習を進めると効果が高いと思料される。	→ ・ 同モデルに基づき、到達目標として取り上げる項目を「一時保護所の業務の根拠と基本理念・職員倫理」→「子ども・子どもとの基本的な関わり方のこと」→「虐待等の問題の子どもへの影響」→「具体のケア・指導の方法」→「自身のケアのこと」→「組織づくり」の順に整理する。

図表2 個別到達目標設定に当たっての基本方針

2. 研修カリキュラム案及び研修教材の作成

個別到達目標案を踏まえ、検討委員会での助言を得ながら、標準カリキュラム案と当該カリキュラムの実施のための研修教材を作成した。

なお、研修教材は科目ごとにパワーポイントで作成した。

【研修カリキュラムで設定した科目（作成した教材）一覧（全 32 科目）】

1. 児童福祉法
2. その他法令
3. 児童相談所の業務 1
4. 児童相談所の業務 2
5. 一時保護業務 1
6. 一時保護業務 2
7. 行動観察
8. 一時保護に係る行政手続 1
9. 一時保護に係る行政手続 2
10. 子どもの権利擁護
11. 職員倫理・行動規範
12. 個人情報取扱
13. 子どもとの関わり方
14. 子どもの成長・発達
15. 学習・遊び
16. 子どもの事故防止 1
17. 子どもの事故防止 2
18. 児童虐待
19. 愛着（アタッチメント）
20. 発達障害
21. いじめについて
22. 非行児童について
23. 無断外出対応
24. 性的問題対応
25. 自傷・他害問題対応
26. トラウマ
27. 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア
28. その他特別な配慮が必要な子どもの対応
29. 二次受傷防止
30. 職員間のコミュニケーション/チームビルディング
31. 子どもの集団生活のマネジメント
32. 施設運営上の安全管理

4. 実施体制

検討委員会 委員名簿

氏名	ご所属
我妻 徹	横浜市こども青少年局 中央児童相談所 一時保護係長
大竹 智	立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授
小平 かやの	東京都児童相談センター治療指導課 治療指導課長
小積 律子	堺市子ども相談所 一時保護所 所長
阪無 勇士	昭和学院短期大学 人間生活学科子ども発達専攻 助教
鈴木 勲	名寄市立大学 保健福祉学部 社会保育学科 准教授
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部一時保護課 課長

(50 音順・敬称略)

オブザーバー

氏名	現職
二ノ宮 隆矢	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐
打土井 歳幸	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 児童福祉専門官

事務局体制

氏名	現職
牛島 康晴 (リーダー)	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント
小島 明子	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター スペシャリスト
沢村 香苗	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター スペシャリスト

目次

第1章 調査研究事業の概要	4
1. 調査研究事業の背景・目的	4
2. 事業実施内容	5
3. 事業実施体制	5
4. 成果の公表方法	6
第2章 一時保護所職員向け個別到達目標の検討	7
1. 個別到達目標を設定する意義	7
2. 個別到達目標の検討・設定	9
第3章 研修カリキュラム案及び研修教材の作成	20
1. 作成方法	20
2. 研修カリキュラム案及び研修教材の今後の改善・精緻化に向けた課題	21
第4章 教材作成に当たっての参考文献	22
第4章 成果の公表方法	30

別紙（成果物）

- ・ 別紙1 一時保護所職員 個別到達目標案
- ・ 別紙2 一時保護所職員研修プログラム案
- ・ 別紙3 教材1 児童福祉法
- ・ 別紙4 教材2 その他法令
- ・ 別紙5 教材3 児童相談所の業務1
- ・ 別紙6 教材4 児童相談所の業務2
- ・ 別紙7 教材5 一時保護業務1
- ・ 別紙8 教材6 一時保護業務2
- ・ 別紙9 教材7 行動観察
- ・ 別紙10 教材8 一時保護に係る行政手続1
- ・ 別紙11 教材9 一時保護に係る行政手続2
- ・ 別紙12 教材10 子どもの権利擁護
- ・ 別紙13 教材11 職員倫理・行動規範
- ・ 別紙14 教材12 個人情報取扱
- ・ 別紙15 教材13 子どもとの関わり方
- ・ 別紙16 教材14 子どもの成長・発達
- ・ 別紙17 教材15 学習・遊び
- ・ 別紙18 教材16 子どもの事故防止1
- ・ 別紙19 教材17 子どもの事故防止2
- ・ 別紙20 教材18 児童虐待

- ・ 別紙 21 教材 19 愛着形成
- ・ 別紙 22 教材 20 発達障害
- ・ 別紙 23 教材 21 いじめについて
- ・ 別紙 24 教材 22 非行児童について
- ・ 別紙 25 教材 23 無断外出対応
- ・ 別紙 26 教材 24 性的問題対応
- ・ 別紙 27 教材 25 自傷・他害問題対応
- ・ 別紙 28 教材 26 トラウマ
- ・ 別紙 29 教材 27 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア
- ・ 別紙 30 教材 28 その他特別な配慮が必要な子どものケア
- ・ 別紙 31 教材 29 二次受傷防止
- ・ 別紙 32 教材 30 職員間のコミュニケーション/チームビルディング
- ・ 別紙 33 教材 31 子どもの集団生活のマネジメント
- ・ 別紙 34 教材 32 施設運営上の安全管理

参考資料

- ・ アンケート調査票

第1章 調査研究事業の概要

1. 調査研究事業の背景・目的

(1) 調査研究事業の背景

児童相談所等が行う一時保護（児童福祉法第33条）は、子どもの最善の利益を守るため、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために、子どもを一時的にその養育環境から離す制度である。こうした目的に照らし、一時保護は必要な場合に躊躇なく行われなければならない一方、子どもや保護者の権利の制限を伴うことから、必要最小限の期間で行うとともに手続きの透明性が確保されることが重要である。また、一時保護した子どもについては、安全・安心な環境で適切なケアが行われることが必要であり、それぞれの子どもの特性や背景への理解が重要である。特に一時保護は、多くの子どもにとって初めて社会的養護に触れる機会であることから、子ども自身に納得してもらうことが社会的養育全体にとって極めて重要である。さらに、一時保護の解除に際しては、一時保護中に把握した子ども及び家族等の状況等を踏まえ、子どもの安心・安全が再び損なわれることのないように慎重にアセスメントが行われるとともに、親子再統合に向けた支援が行われる必要がある。そのため上述の業務の質の担保のために、個々の職員の資質を向上することが求められている。

しかし、一時保護所の職員に関しては、児童福祉司や児童心理司等と異なり研修プログラムが確立されておらず、指導内容、指導の実施方法等は個々の自治体の裁量に任せられている上、予算及び人員体制の都合上そのほとんどを内部の一時保護所職員が講師を務める形で研修内容を内製し、実施せざるを得ないため、一時保護所によって研修で取り扱う内容とその詳細度にはばらつきがある。さらに、一時保護所における子どものケア・指導への従事に当たって必要と思われる知識・技術は多岐にわたる。そのため各一時保護所において研修を企画するにあたり、その内容やレベル感を定めるための標準的なカリキュラムや、研修教材のひな形、一時保護所職員に求められる知識・技術・態度等を取りまとめたスキルセットを示すことが求められている。

(2) 調査研究事業の目的

本調査研究は、以上の背景を踏まえ、学識経験者及び実務経験者等からなる検討委員会を設置の上、令和3年度に弊社が実施した調査研究「一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」（以下、「令和3年度調査研究」という。）の検討結果も活用しながら、一時保護所職員向け研修の標準的なカリキュラム案、個別到達目標（経験年数ごとのスキルマップ）、標準的なカリキュラム案に基づく研修教材を作成し、各一時保護所において一定水準が保たれた研修を内製可能とすることを目的とした。

2. 事業実施内容

(1) 一時保護所職員向け個別到達目標の検討

平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省雇児発 0331 第 16 号（児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について）で各自治体に周知された、児童福祉司任用前講習会到達目標及び児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標等に倣い、一時保護所職員研修到達検討・作成した。

(2) 一時保護所職員向け研修の標準カリキュラム案の検討

先述の個別到達目標の検討結果をもとに、当該到達目標の達成に貢献する研修カリキュラム案を検討、作成した。

(3) 標準カリキュラム案に沿った研修教材の作成

(1)~(2)の検討結果等を踏まえて、標準カリキュラム案に沿った一時保護所職員向け研修教材を作成した。

3. 事業実施体制

調査の設計・実施・取りまとめに当たり、有識者等からなる検討委員会を設置し、指導・助言を得た。

図表 1 検討委員会 委員名簿

氏名	ご所属
我妻 徹	横浜市こども青少年局 中央児童相談所 一時保護係長
大竹 智	立正大学 社会福祉学部 子ども教育福祉学科 教授
小平 かやの	東京都児童相談センター治療指導課 治療指導課長
小積 律子	堺市子ども相談所 一時保護所 所長
阪無 勇士	昭和学院短期大学 人間生活学科子ども発達専攻 助教
鈴木 勲	名寄市立大学 保健福祉学部 社会保育学科 准教授
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部一時保護課 課長

また、本事業のオブザーバーは以下のとおりである。

図表 2 オブザーバー

氏名	現職
二ノ宮 隆矢	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 課長補佐
打土井 歳幸	厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 児童福祉専門官

なお、本事業の事務局体制は以下のとおりである。

図表3 事務局体制

氏名	現職
牛島 康晴 (リーダー)	株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント
小島 明子	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター スペシャリスト
沢村 香苗	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター スペシャリスト

検討委員会は、計4回開催した。各回開催概要は以下のとおりである。

図表4 検討委員会の開催概要

検討委員会	開催日時	議題
第1回	2022年8月24日(水) 10:00~12:00	➤ 調査研究事業の進め方について ➤ 個別到達目標(案)についての意見交換 ➤ 研修カリキュラム(案)についての意見交換
第2回	2022年9月28日(水) 16:30~18:00 2022年9月29日(木) 13:00~14:30 ※同一議事で2日程に分けて開催	➤ 個別到達目標(再整理案)について
第3回	2022年11月8日(火) 書面開催	➤ 個別到達目標(再々整理案)について ➤ 研修カリキュラム(再整理案)について
第4回	2023年1月19日(木) 16:00~18:00	➤ 個別到達目標について(報告) ➤ 研修カリキュラム案について
第5回	2023年3月14日(火)	➤ 研修教材について
第6回	2023年3月28日(火) 書面開催	➤ 研修教材について

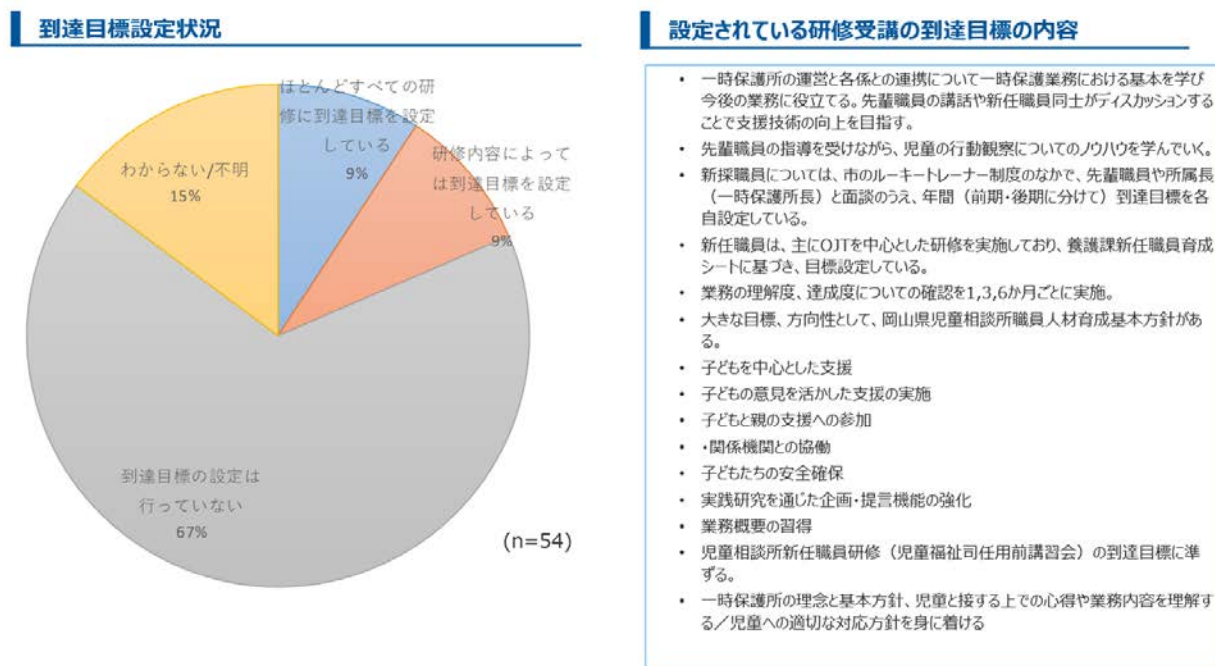
4. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、当社ホームページにおいて公開する。

第2章 一時保護所職員向け個別到達目標の検討

1. 個別到達目標を設定する意義

令和3年度調査研究で実施したアンケートでは、新任一時保護所職員向けの研修について到達目標の設定を行っている自治体は18%程と多くはなく、一時保護所職員が経験を重ねていくにつれてどのようなスキルを備えているべきかという人材像は各所属において明確にはなっていない（図表5）。



図表5 新任一時保護所職員向け研修の到達目標設定状況

また、一時保護所職員向け研修プログラムが作成されるとしたらどのようなものであってほしいかという問いにおいては、「保護所職員としての基本、経験や業務スキルについて、どの自治体にも適用できる標準的なプログラム、目安となるものを示してほしい」、「研修の目的、内容、到達目標などを明確にしたシラバス等を作ってほしい」、「一時保護所職員として最低限必要な知識、スキルを習得するためのテキスト等を策定、提示してほしい」という回答があった（図表6）。

一時保護所職員向け研修プログラムに係る意見・要望

研修全般に関して	・ 保護所職員としての基本、経験や業務スキルについて、どの自治体にも適用できる標準的なプログラム、目安となる物を示していただきたい ・ 研修の目的、内容、到達目標などを明確にしたシラバス等を作って欲しい ・ 経験値に合わせた段階的なプログラムを策定して欲しい ・ 一時保護所職員として最低限必要な知識、スキルを習得するためのテキスト等を策定、提示して欲しい ・ 一時保護所だけでなく、児相全体の業務が分かる研修プログラムをお願いしたい ・ 各自治体の状況や職員の経験年数に応じて、柔軟に選べるような研修プログラム・メニューの提示が望まれる	研修内容について	・ 新任職員に対しては、児童の権利擁護や暴力防止など、基本的な理念をしっかりと学べるような内容としてほしい ・ 行動観察所見の書き方に関する研修 ・ 記録の書き方や子どもへの言葉かけなど具体的に事例を挙げて対応を検討するような内容が欲しい ・ 学習支援や心理治療担当職員向けの研修の実施 ・ いわゆる「あるべき論」よりは、失敗例も積極的に盛り込んだ、生の経験談も盛り込んだ方が響くのではないかな ・ 知識を得る座学だけでなく、ペアレントングやアサーションなどの対人スキルのトレーニングなどの実践的なものも必要である。 ・ 基本的知識の習得や具体的な支援方法だけでなく、事例検討や実践に即した演習を行えるプログラム。 ・ 職員集団の一員としてのチーム支援に係る研修。
受講機会の確保	・ 1コマ1時間程度の物としてほしい ・ 児童の育成関係（通知も含めて）で、一時保護所職員が知っていた方がよいことをまとめた総合サイトがあると良い。 ・ 夜間指導員も含めて、気楽にみられるものがあると良い。 ・ 保護所の基本や権利擁護、被虐児に関すること、児童福祉に関する研修をこまめに行ってほしい。 ・ 一時保護所についての研究者や関連する分野の有識者の協力を得て、WEB研修の形式をとることができれば、夜勤の待機時間などを利用して、職員の研修機会を確保できる ・ 地域毎に近距離で参加できる研修を設定して欲しい	制度面に関して	・ 定員に対する職員数、習得すべきスキル、知識、研修のノルマなどの基準を示して自治体に努力義務を課して欲しい ・ 研修プログラムの実施に際しては国としても予算的な支援を実施するべきである ・ 一時保護所職員（児童指導員）の任用資格をより高めること/保護所で支援に従事する職員の公的資格の創設 ・ 一時保護所職員は国の定める研修プログラムを必ず受講し、専門職として勤務に入ることを必須とする ・ 研修に参加できるよう、人員・予算を付けて欲しい。

図表6 一時保護所職員向け研修プログラムがどのようなものであってほしいか

これらのことから、現場ニーズに照らして到達目標の設定・提示が必要であることが伺える。

一方、研修プログラム構築の面から観点からは、研修教育の効果的なプログラムを構築する方法として提案されているインストラクショナルデザイン（Instructional Design: ID）によると、研修プログラムは次の5項目の手順を踏んで、プログラム自体を洗練させていくものしており、その第1段階で到達目標を明らかにする必要があると指摘している。

【インストラクショナルデザインの5段階】

- ① Analysis（分析）：現場ニーズとして、どのような知識、スキル、態度が求められるかを分析し、到達目標を明らかにする。
- ② Design（設計）：到達目標に対して適切な教育手段を明らかとし、研修プログラムをデザインする
- ③ Development（開発）：研修で使う教材やテキストを開発する
- ④ Implementation（実施）：研修を実施する
- ⑤ Evaluation（評価）：研修効果を測定する

教育訓練プログラムは、「できない人」を「できるようにする」ことが目標であるため、企画に当たってはまず「できる人」すなわち到達目標を定義づける必要がある。そして当該到達目標と「できない人」との差分を検討することで、これらが研修実施事項（研修細目）として整理される。そして研修細目ごとに教育訓練方法を検討し設定することで、教材の開発が可能となる。そのため、研修教材作成に向けて、まずは個別到達目標の設定が必要になる。

研修教育プログラムの構築方法 ～教育訓練の基本モデル～

- 研修教育の効果的なプログラムを構築する方法として提案されているインストラクショナルデザインによれば、プログラム構築の初手は、到達目標を明らかにすることにあると言われている。

インストラクショナルデザイン

Analysis(分析)

現場ニーズとして、どのような知識、スキル、態度が求められるか分析し、到達目標を明らかにする

Design(設計)

到達目標に対して適切な教育手段を明らかとし、研修プログラムをデザインする

Development(開発)

研修で使う教材やテキストを開発する

Implementation (実施)

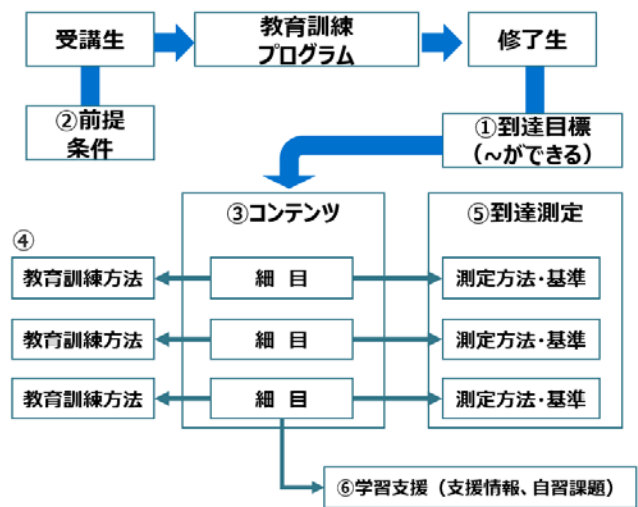
研修を実施する

Evaluation (評価)

研修効果を測定評価する

教育訓練の基本構造

- 図中①～⑥の順に設計していきます



出所：小松原明哲(2016)「安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上」丸善出版 pp.171-173

図表 7 研修プログラムの構築方法

そのため、本調査研究事業では、その第1段階として、一時保護所職員の到達目標について検討・設定する。

2. 個別到達目標の検討・設定

令和3年度調査研究、「児童相談所一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設の人材育成—研修体系モデルの開発に関する調査研究—」（研究代表/鈴木勲）及び「一時保護所における職員の支援状況と研修ニーズならびにスーパービジョンの効果に関する調査研究」（研究代表/阪無勇士）それぞれの調査結果を参照・突合し、検討委員会（3.実施体制を参照）での助言を得ながら、個別到達目標を検討した。

(1) 令和3年度調査研究の振り返り

令和3年度調査研究では、着任時、着任時から6か月時点、着任から1年時点、着任から2～3年時点で一時保護所職員が有するべき技術・態度・知識について調査した。

ア 知識について

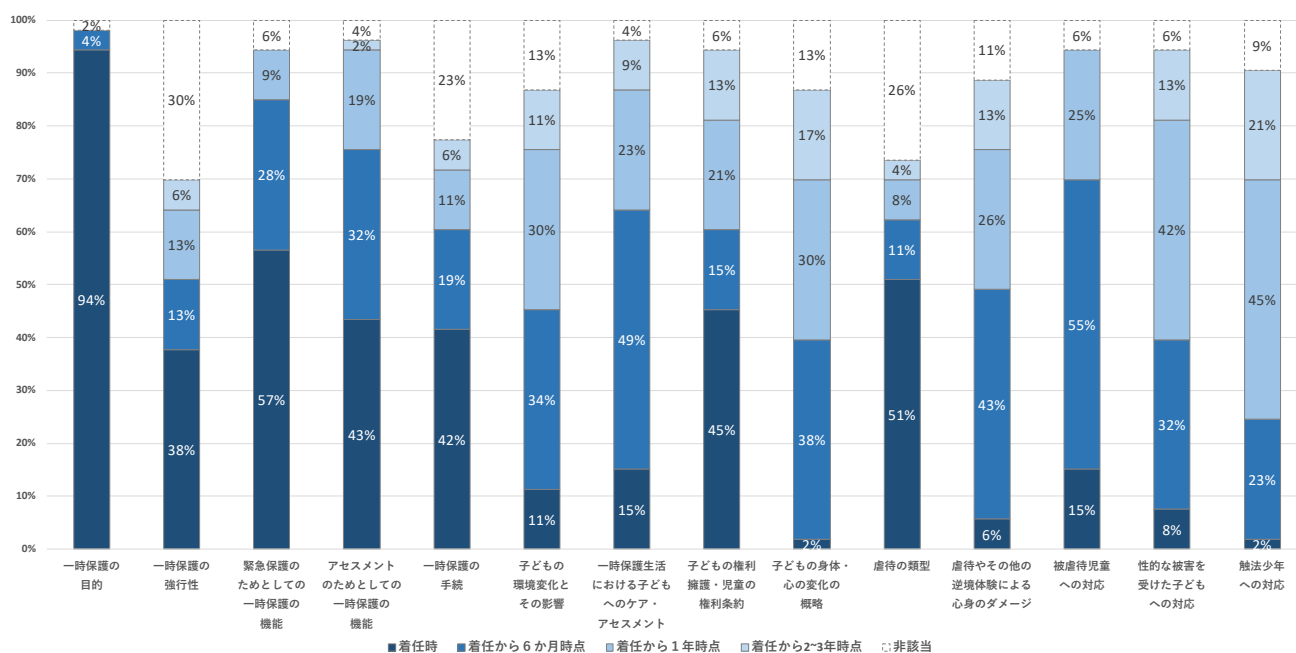
一時保護所職員が有すべき知識については、着任時においては「一時保護の目的等の一時保護の概要、児童の権利擁護、虐待の類型」に係る知識習得のニーズが高い傾向がみられた。

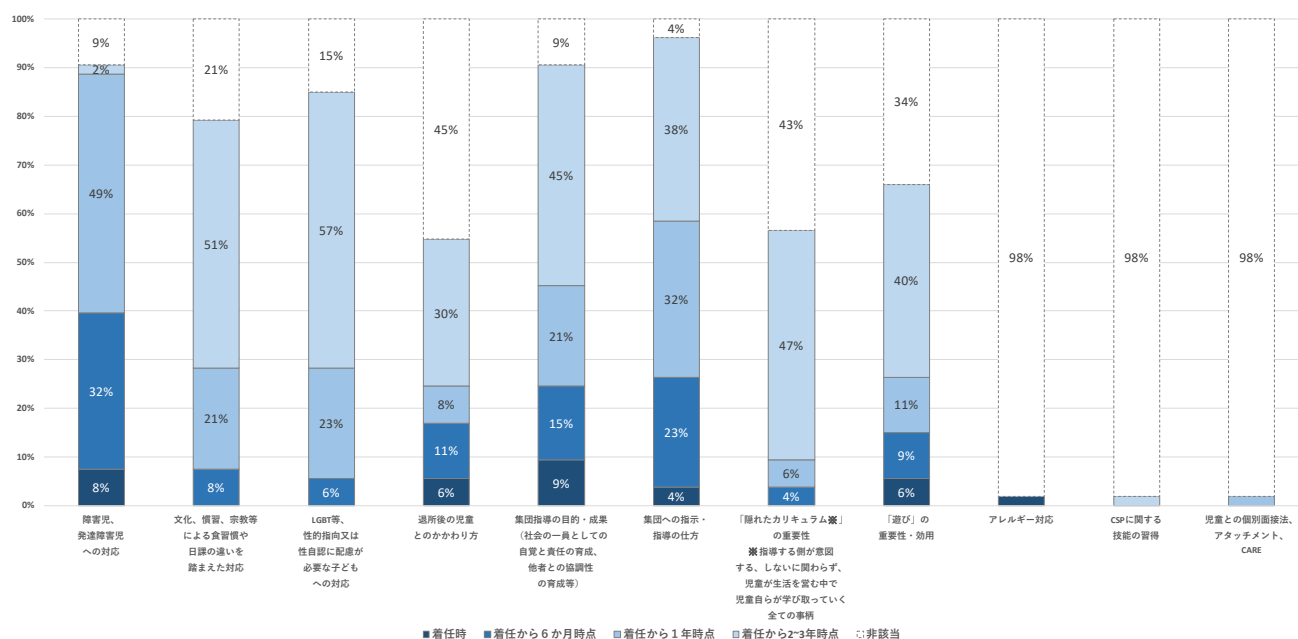
着任から6か月時点では「一時保護生活における子どものケア・アセスメント、被虐待児への対応、虐待が及ぼす子どもへの影響」についての知識習得のニーズが高い傾向がみられた。

着任から1年以降では「性的な被害を受けた子どもや触法少年、文化慣習の違いなど、個別具体の類型における子どもへの対応に係る知識」「集団指導に係る知識」について習得のニーズが高い傾向がみられた。

以上の傾向から、知識については、年数を重ねていくにつれ、「一時保護業務の根拠例規、業務に当たっての根拠理念（児童福祉理念、児童の権利擁護）」、「子どもへのケア・指導の方法」、「子どもが持ちうる個別具体の背景の理解、その対応」といったように、概観から個別具体の事象へ知識を広げていくことが求められていることが示された。

図表8 一時保護所職員が有すべき知識





イ 技術について

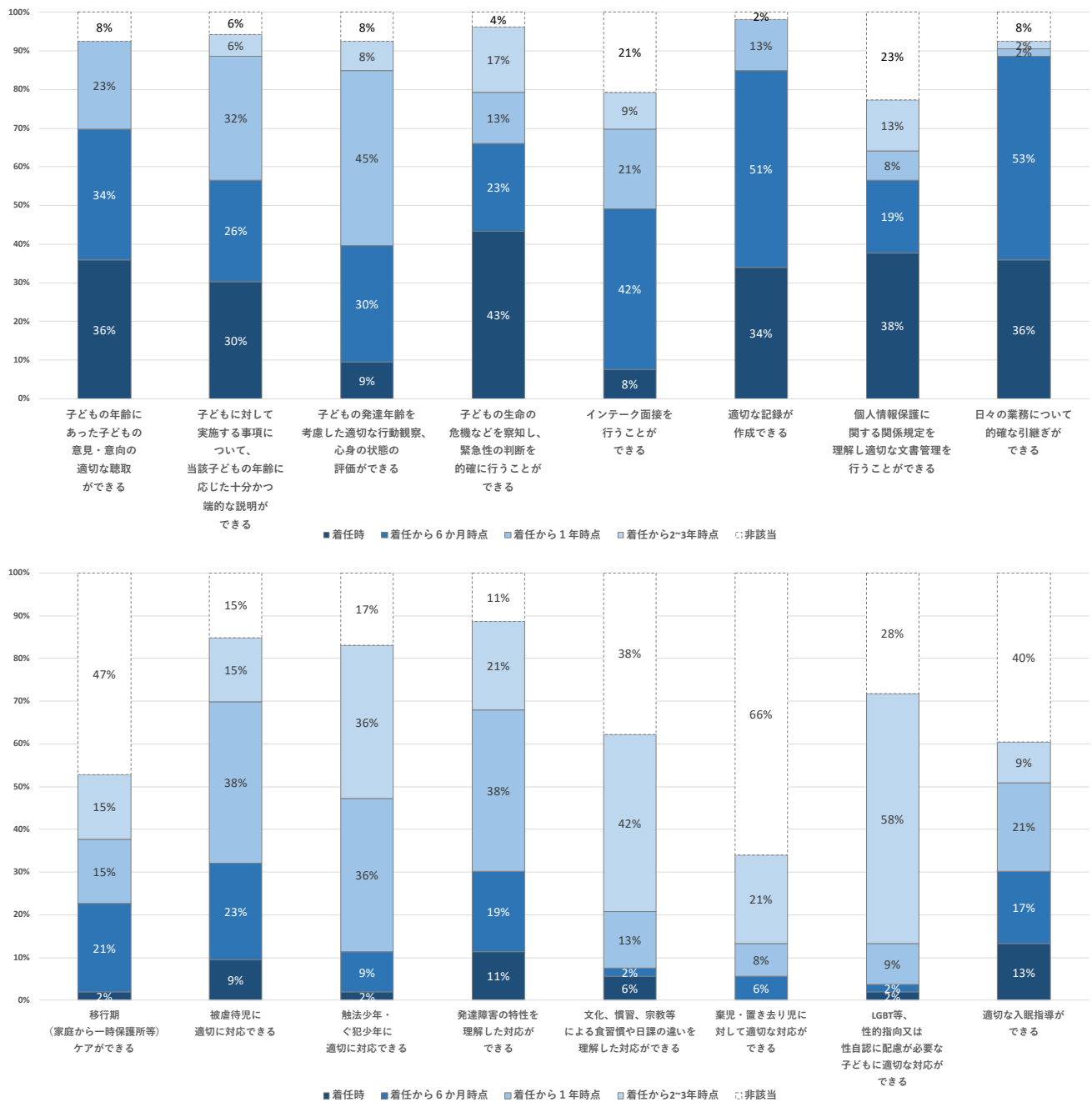
一時保護所職員が有するべき技術については、着任時においては「子どもの安全に係る緊急性の判断、子どもの年齢にあった形のコミュニケーション、アンガーマネジメント」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられた。

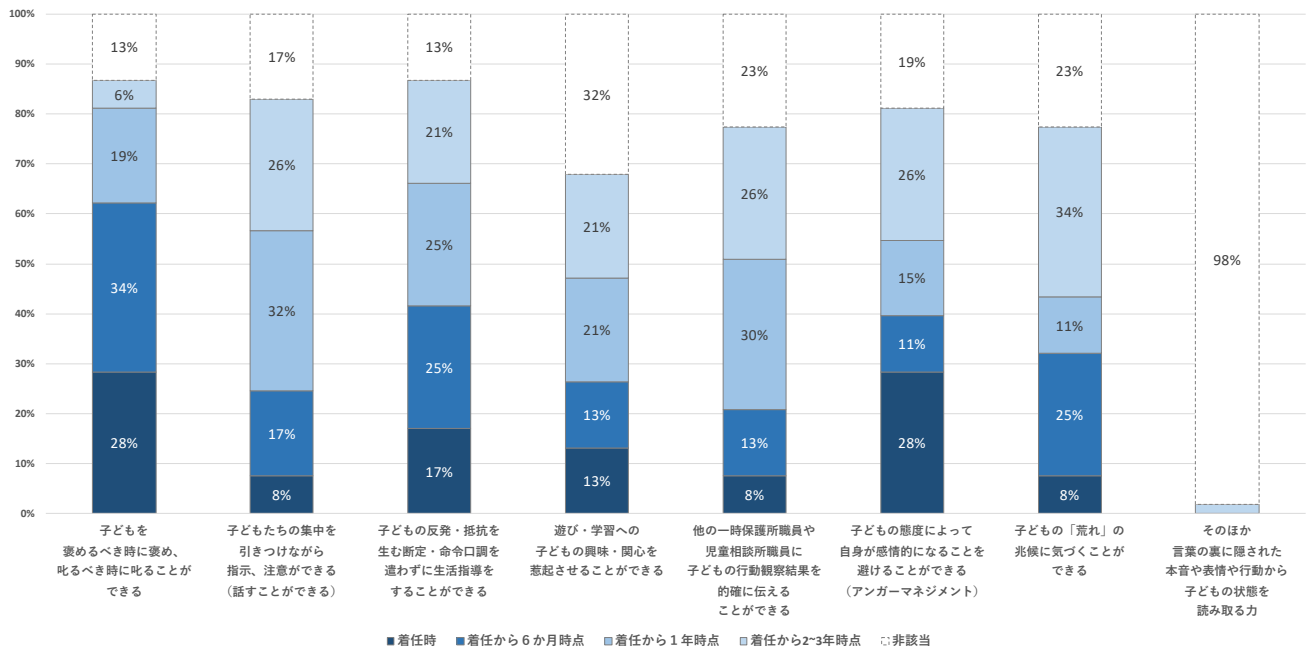
着任から6か月時点では、「的確な業務引継ぎ、記録の作成、子どもの年齢にあった形のコミュニケーション」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられた。

着任から1年以降については、「LGBT、文化・慣習・宗教等による日課の違い、発達障害など、個別具体的子どもの特性に応じた対応」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられた。

以上の傾向から、技術については**年数を重ねていくにつれ**、「子どもの生命の安全、子どもとのコミュニケーション方法」、「業務書類の円滑な作成、同僚との業務連携」、「個別具体的背景を持つ子どもへの対応技能」というように、一時保護所職員として、**個別に異なる背景・事情のある子どもと臨機応変に関わる**ことができるようになっていくことが求められていることが示された。

図表9 一時保護所職員が有すべき技術





ウ 態度について

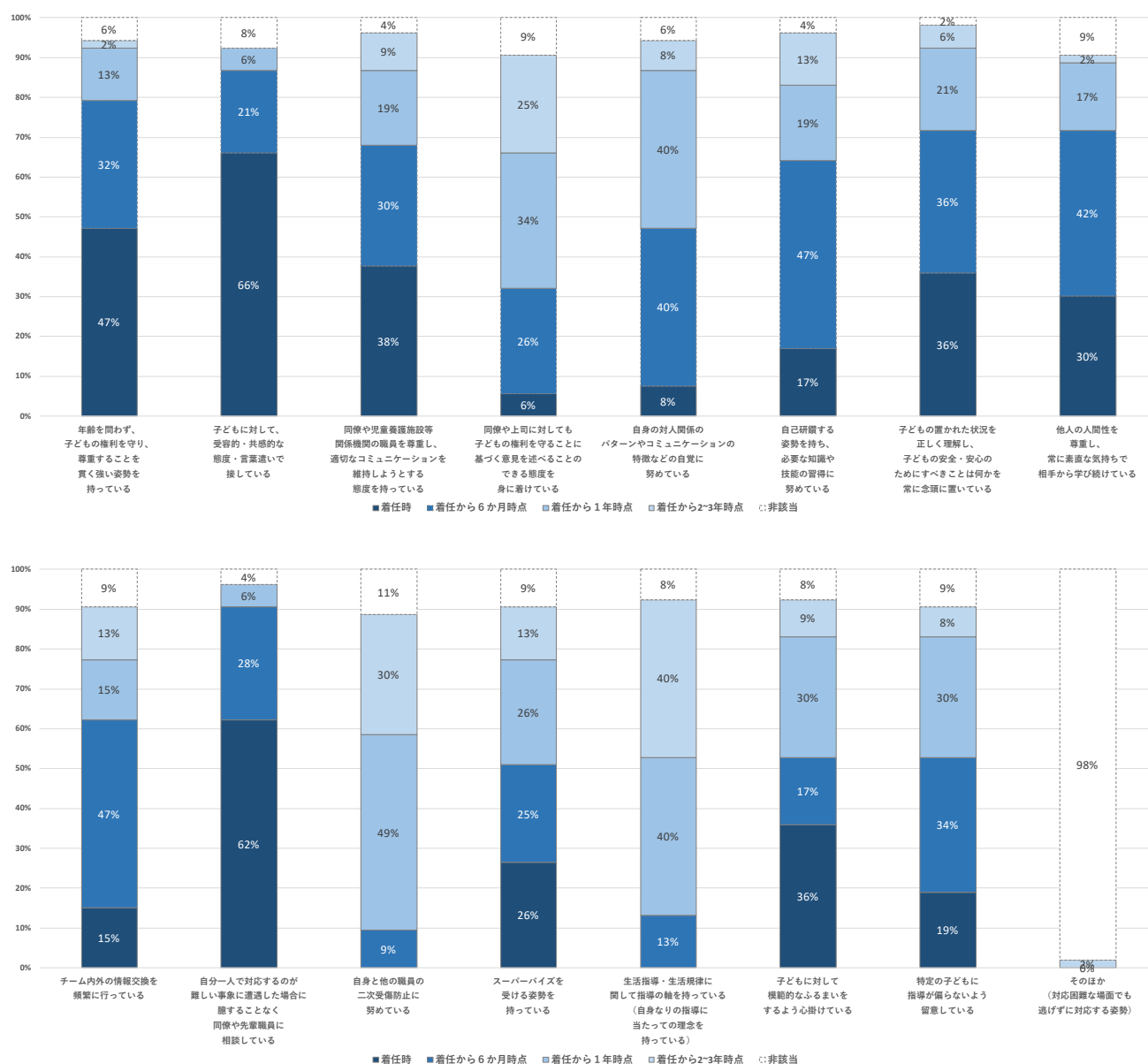
一時保護所職員が有するべき態度については、着任時では、「子どもに対する受容的・共感的態度、先輩職員に臆することなく相談する態度、子どもの権利を守り尊重する態度」の習得ニーズが高いことが見受けられた。

着任から6か月時点では「自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴の自覚、自己研鑽の姿勢、チーム内外の情報交換を頻繁に行う」といった態度の習得ニーズが高いことが見受けられた。

着任から1年以降については、自身と他の職員の二次受傷防止に努めること、自分なりの指導の軸を持つこと、といった態度の習得ニーズが高いことが見受けられた。

以上の傾向から、態度については**年数を重ねていくにつれ**、「子どもに対する態度」、「自己の研鑽に関する態度」、「同僚に対する態度、一時保護業務に関するプライド」を涵養していくというように、一時保護所職員個人として**姿勢を確立した後**、一時保護所という**組織としての業務遂行についての姿勢を確立していく**ことが求められていることが示された。

図表 10 一時保護所職員が有するべき態度



エ 知識・技術・態度についてのまとめ

令和3年度調査研究における一時保護所職員が有するべき知識・技術・態度に係る調査結果をまとめたものは図表11のとおりである。

図表 11 一時保護所職員が有すべき知識・技術・態度のまとめ

知 識
・ 着任時においては「一時保護の目的等の一時保護の概要、児童の権利擁護、虐待の類型」に係る知識習得のニーズが高い傾向がみられる。 ・ 着任から6か月時点では「一時保護生活における子どものケア・アセスメント、被虐待児への対応、虐待が及ぼす子どもへの影響」についての知識習得のニーズが高い傾向がみられる。 ・ 着任から1年以降では「性的な被害を受けた子どもや触法少年、文化慣習の違いなど、個別具体の類型における子どもへの対応に係る知識」「集団指導に係る知識」について習得のニーズが高い傾向がみられる。 ・ 年数を重ねていくにつれ、「一時保護業務の根拠例規、業務に当たった根拠理念（児童福祉理念、児童の権利擁護）」→「子どもへのケア・指導の方法」→「子どもが持ちうる個別具体の背景の理解、その対応」といったように、概観から個別具体の事象へ知識を広げていくことが求められている。
技 術
・ 着任時においては「子どもの安全に係る緊急性の判断、子どもの年齢にあった形のコミュニケーション、アンガーマネジメント」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられる。 ・ 着任から6か月時点では、「的確な業務引継ぎ、記録の作成、子どもの年齢にあった形のコミュニケーション」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられる。 ・ 着任から1年以降については、「LGBT、文化・慣習・宗教等による日課の違い、発達障害など、個別具体の子どもの特性に応じた対応」に係る技術の習得ニーズが高い傾向が見受けられる。 ・ 年数を重ねていくにつれ、「子どもの生命の安全、子どもとのコミュニケーション方法」→「業務書類の円滑な作成、同僚との業務連携」→「個別具体の背景を持つ子どもへの対応技能」といった順で技術を習得していくことが求められている。
態 度
・ 着任時では、「子どもに対する受容的・共感的態度、先輩職員に臆することなく相談する態度、子どもの権利を守り尊重する態度」の習得ニーズが高いことが見受けられる。 ・ 着任から6か月時点では「自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴の自覚、自己研鑽の姿勢、チーム内外の情報交換を頻繁に行う」といった態度の習得ニーズが高いことが見受けられる。 ・ 着任から1年以降については、自身と他の職員の二次受傷防止に努めること、自分なりの指導の軸を持つこと、といった態度の習得ニーズが高いことが見受けられる。 ・ 年数を重ねていくにつれ、「子どもに対する態度」→「自己の研鑽に関する態度」→「同僚に対する態度、一時保護業務に関するプライド」を涵養していくことが求められている。

(2) 「児童相談所一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設の人材育成一研修体系モデルの開発に関する調査研究一」（研究代表/鈴木勲）

「児童相談所一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設の人材育成一研修体系モデルの開発に関する調査研究一」（研究代表/鈴木勲）では、一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設職員の勤務歴、勤務の中で重要と考えようになった研修内容、今後特に身に付けた専門的な知識・技能の関係性に着目して、研修体系及び指標モデルを提起している。

初任者（勤務歴2年未満）では、①「子どもの成長・発達に関すること」、②「障害児支援の基本に関すること」、③「行動観察資料の作成方法について」、④「一時保護所での保育について」、⑤「事故・ケガの予防対応に関すること」、中堅者（勤務歴2年以上4年未満）では①「被虐待児支援の基本に関すること」、②「一時保護所の役割に関すること」、③「非行児童の支援について」、④「自身の職種に関すること」、⑤「相談面接技術に関すること」、リーダー管理者層（勤務歴4年以上）では①「一時保護所ガイドラインに関すること」、②「性的な問題を抱える児童支援について」、③「児童福祉司や児童心理司等、他職種との連携について」、④「一時保護所の環境構成について」、⑤「スーパービジョンの在り方について」といった知識・技能が求められることが示されている。

図表 12 【鈴木ら（2021）】階層別の研修体系及び指標モデル

No	項目	勤務歴等級						P値
		初任者 (2年未満) (n=39)		中堅者 (2年以上4年未満) (n=67)		リーダー管理者層 (4年以上) (n=40)		
		n	割合	n	割合	n	割合	
4	子どもの成長・発達に関すること	14	35.9%	23	34.3%	10	25.0%	0.513
7	障害児支援の基本に関すること	13	33.3%	20	29.9%	4	10.0%	0.003 *
12	行動観察資料の作成方法について	11	28.2%	17	25.4%	7	17.5%	0.503
20	一時保護所での保育について	11	28.2%	4	6.0%	2	5.0%	0.001 **
23	事故・ケガの予防対応に関すること	7	17.9%	2	3.0%	3	7.5%	0.025 *
10	子ども家庭福祉の現状に関すること	5	12.8%	7	10.4%	5	12.5%	0.917
18	児童の受け入れについて	5	12.8%	3	4.5%	1	2.5%	0.120
14	ケース記録の書き方について	4	10.3%	4	6.0%	2	5.0%	0.605
5	子どもの遊びに関すること	2	5.1%	1	1.5%	2	5.0%	0.497
22	食育に関すること	2	5.1%	3	4.5%	0	0.0%	0.371
6	被虐待児支援の基本に関すること	21	53.8%	38	56.7%	18	45.0%	0.495
1	一時保護所の役割に関すること	12	30.8%	26	38.8%	14	35.0%	0.703
8	非行児童の支援について	12	30.8%	24	35.8%	9	22.5%	0.353
2	自身の職種の役割に関すること	7	17.9%	14	20.9%	5	12.5%	0.547
11	子ども家庭福祉の法令・制度に関すること	3	7.7%	14	20.9%	5	12.5%	0.162
16	相談面接技術に関すること	3	7.7%	10	14.9%	0	0.0%	0.031 *
27	児童相談所運営指針に関すること	2	5.1%	9	13.4%	5	12.5%	0.391
3	職業倫理に関すること	3	7.7%	6	9.0%	2	5.0%	0.754
26	一時保護所ガイドラインに関すること	9	23.1%	20	29.9%	22	55.0%	0.006 **
9	性的な問題を抱える児童の支援について	12	30.8%	26	38.8%	17	42.5%	0.542
15	児童福祉司や児童心理司等、他職種との連携について	5	12.8%	23	34.3%	15	37.5%	0.027 *
19	一時保護所の環境構成について	7	17.9%	15	22.4%	11	27.5%	0.597
17	スーパービジョンのあり方について	3	7.7%	5	7.5%	10	25.0%	0.017 *
28	性教育に関すること	5	12.8%	7	10.4%	7	17.5%	0.576
25	いじめの理解と対応に関すること	3	7.7%	3	4.5%	4	10.0%	0.534
21	健康・衛生管理に関すること	0	0.0%	4	6.0%	3	7.5%	0.246
13	個人情報の取扱について	1	2.6%	2	3.0%	2	5.0%	0.808
24	防災時の対応に関すること	1	2.6%	2	3.0%	2	5.0%	0.808

（出所）鈴木勲（研究代表者）、和田一郎、太田研、仙田孝、2021 年度公立大学会津大学競争的研究費採択事業「児童相談所一時保護所及び一時保護機能を有する児童養護施設の人材育成—研修体系モデルの開発に関する調査研究—」報告書 P5

(3) 「一時保護所における職員の支援状況と研修ニーズならびにスーパービジョンの効果に関する調査研究」（研究代表/阪無勇士）

「一時保護所における職員の支援状況と研修ニーズならびにスーパービジョンの効果に関する調査研究」（研究代表/阪無勇士）は、子ども中心の支援モデルに基づく職員研修のモデルを示し、職員研修を構想するに当たっては、子どもと職員のケアと成長に役立つ8つのテーマ（子ども中心の関わり、虐待の影響への気づき、関わり方の検討、支援的な関わり、心理的なケアと予防、権利擁護に基づく支援、支援モデルの共有と実践、支援体制の構造化）を「STEP1;子ども中心の関わり」、「STEP2：問題への気づきと関わり方の検討」、「STEP3:支援的に関わる力の向上と回復」、「STEP4：支援的な組織づくり」の順に扱うことが効果的であるとしました。

図表 13 【阪無・石村（2022）】階層別の研修体系及び指標モデル

【目標】	
① 一時保護所の現状と課題を学び、職員間で正しい理解を共有できるようになること。	
② 「子ども中心の支援モデル」を学び、日ごろの実践をより効果的にすること	
③ 事例の共有・検討を通じて、職員チームを醸成し、支援上の葛藤を解消すること	
1.	【導 入】一時保護所の状況 ※国の動向や先行研究を概観し、一時保護所で求められる支援とは何かを理解する。
2.	【STEP1】子ども中心の関わり ※関わりの種類・効果を学び、行動の改善と心理ケアに効果的な関わりを身に付ける。
3.	【STEP2】問題への気づきと関わり方の検討 ※トラウマ・愛着・問題行動の関連を学び、ケア・アセスメントの方法を身に付ける。
4.	【STEP3】支援的に関わる力の向上と回復 ※トラウマインフォームドの観点から子ども支援・職員支援に当たる姿勢を身に付ける。
5.	【STEP4】支援的な組織づくり ※権利擁護・他職種連携・組織づくりの意義と方法を学び、支援的な職員チームを醸成する
6.	【共 通】事例検討・グループワーク・全体シェアリング ※事例の暴露・検討・シェアリングを行い、各回の関連性、必要性、実践への動機付けを高める

（出所）阪無勇士，「一時保護所職員を対象にした外部研修プログラムの作成およびSVの有効性の検証 研究1 一時保護所における職員の支援状況と研修ニーズならびにスーパービジョンの効果に関する調査研究報告書（中間報告）」，令和4年3月

（4）検討委員会で得られた意見

個別到達目標の全体的な設定方針については、検討委員会に置いて次のような指摘を得た。

- ✓ 到達目標を「着任から〇年目」という区分けで整理することに違和感がある。経験年数ごとに求められる役割・振る舞いは自治体によってばらつきがあり、かつ経験年数や職位よりも能力が重要である。そのため区分けとしては初級・中級・上級とした方が実運用上活用しやすいと思料される。
- ✓ 上級に分類される得る事項については、SVとしての側面のものと施設管理者としての側面のものとで分けて記載すると分かりやすいと思料される。その点に鑑みると、一時保護所所長は事務職が務めることもあれば、心理職や福祉職の人間が務めることもあり、自治体によってさまざまであると思料される。そうした事情も勘案し、上級者（SVとして）の目指す職員像としては、SVが施設管理者を補佐する・支援するといったニュアンスの記載を加えたい
- ✓ 児童相談所全体の業務を理解することは業務の連携を図っていく上でも重要なことであるため、到達目標及び研修プログラムに組み込む必要がある。
- ✓ 一時保護所に入所する子どもの背景は様々で、毎日異なる事情を持った子どもが入所してくるし、その一人一人に対して経験年数問わず指導員は対応していく必要があることから、例えばxという知識・技術については〇年目時点では身に付けていなくてもよい（知らなくてもよい）が、〇年目では身に付けている必要がある（知っている必要がある）という分け方は現場実態に即していない。程度の差はあるとしても、令和3年度調査研究において取り上げた知識・技術・態度の各項目は、1年目から網羅されていることが望ましいのが実情。

(5) 到達目標の整理方針

以上ア～エに記載した事項を踏まえて、個別到達目標の整理方針について図表 14 のとおりとし、図表 15 に示す項目ごとでの到達目標を設定した。なお、詳細な個別到達目標案は別紙 1 のとおりである。

先行調査・先行モデル・ 検討委員会協議から得られた示唆	個別到達目標設定の方針
・ 現場によって x 年目～y 年目の職員に求められる。 ・ レベルの程度は差異があるため、経験年数を基準とした設定は現場で参照しづらい。	→ ・ 初級・中級・上級（SV として）・上級（管理者として）という区切りでそれぞれ到達目標を設定する。
・ 初級・中級・上級職員それぞれに必要な知識・技術・態度の幅に差異はないが、その深さについては差異がある。	→ ・ 例えば、児童虐待に係る知識は初級でマスターするという具合ではなく、初級では虐待の定義について説明できる、中級では虐待を受けた子ども特有の行動について理解しているというように、初級・中級・上級とレベルを追うごとに任意の事項に係る知識・技術・態度の到達深度が深まってくような設定とする。
・ 「児童虐待」、「子どもとの関わり方」など設定するそれぞれの項目について、初級・中級・上級で到達目標を設定するためには、初級・中級・上級職員それぞれの大まかな人材像の仮置きが必要（おおまかなコンピテンシーモデルの設定が必要）。	→ ・ 鈴木委員の研究及び検討委員会での協議を基にそれぞれの人材像を以下のとおり設定し、これに基づいて各項目の到達目標を設定する。 ➤ 初級：一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別的に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている。 ➤ 中級：児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別的に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている。 ➤ 上級（SV）：より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている。 ➤ 上級（管理者）：施設運営や事務手続き、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている。

・ 「子ども中心の支援モデルに基づく職員研修モデル」（阪無委 員）に則って学習を進めると効 果が高いと思料される。	→ ・ 同モデルに基づき、到達目標として取り上げる項 目を「一時保護所の業務の根拠と基本理念・職員倫 理」→「子ども・子どもとの基本的な関わり方のこ と」→「虐待等の問題の子どもへの影響」→「具体 のケア・指導の方法」→「自身のケアのこと」→「組 織づくり」の順に整理する。

図表 14 個別到達目標設定に当たっての基本方針

大分類	小分類
一時保護所業務の基本的理解	・ 法的根拠 ・ 児童相談所業務全般の理解 ・ 一時保護所業務全般の理解 ・ 行動観察 ・ 一時保護に係る行政手続 ・ 子どもの権利擁護 ・ 職員倫理・行動規範
基本的な支援内容	・ 子どもとの関わり方について ・ 子どもの成長・発達 ・ 学習・遊び・保育 ・ 子どもの事故防止（安全確保）
子どもへのケア・アセスメン ト	・ 児童虐待 ・ 愛着 ・ 発達障害 ・ いじめ ・ 非行児童について ・ 無断外出対応 ・ 性的問題対応 ・ 自傷・他害問題対応 ・ トラウマ ・ 一時保護決定から一時保護解除までのケア ・ そのほか特別な配慮が必要な子どものケア
自身のケア・組織づくり	・ 二次受傷防止 ・ 職員間のコミュニケーション/チームビルディング ・ 自己評価と資質向上 ・ 他部門との連携
施設運営	・ 子どもの集団生活のマネジメント ・ 施設運営上の安全管理

図表 15 到達目標を設定した項目

第3章 研修カリキュラム案及び研修教材の作成

1. 作成方法

個別到達目標案を踏まえ、検討委員会での助言を得ながら、研修カリキュラム案と当該カリキュラム実施のための研修教材を作成した。

研修カリキュラム案は、個別到達目標案で取り上げた各種事項の教授内容を、令和3年度調査研究でのアンケート結果において、「研修プログラムについては長くても1コマ1時間程度の物としてほしい」、「勤務体制が不規則かつ職員多忙のため、研修のための時間の確保が難しい」、との声があったことに鑑み、例えば朝礼等のミーティングのついでに実施することもおそらく可能と思われる1コマ30分の研修時間で順次取り扱うと仮定して振り分けていくことで作成した。研修教材は研修カリキュラム案をベースに、令和3年度調査研究で作成した「はじめて一時保護所に着任する職員のためのハンドブック 一時保護ガイドラインに沿った実践のために」を再構成・加筆しスライド集の体裁で作成した。

研修カリキュラム案で設定した科目（作成した教材）一覧は、図表16のとおりである。

なお、実際の研修カリキュラム案は別紙2、研究教材は別紙3～34のとおりである。

【研修カリキュラムで設定した科目（作成した教材）一覧（全32科目）】

1. 児童福祉法
2. その他法令
3. 児童相談所の業務1
4. 児童相談所の業務2
5. 一時保護業務1
6. 一時保護業務2
7. 行動観察
8. 一時保護に係る行政手続1
9. 一時保護に係る行政手続2
10. 子どもの権利擁護
11. 職員倫理・行動規範
12. 個人情報取扱
13. 子どもとの関わり方
14. 子どもの成長・発達
15. 学習・遊び
16. 子どもの事故防止1
17. 子どもの事故防止2
18. 児童虐待
19. 愛着（アタッチメント）

20. 発達障害
21. いじめについて
22. 非行児童について
23. 無断外出対応
24. 性的問題対応
25. 自傷・他害問題対応
26. トラウマ
27. 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア
28. その他特別な配慮が必要な子どもの対応
29. 二次受傷防止
30. 職員間のコミュニケーション/チームビルディング
31. 子どもの集団生活のマネジメント
32. 施設運営上の安全管理

図表 16 研修カリキュラム案で設定した科目（作成した教材）一覧

2. 研修カリキュラム案及び研修教材の今後の改善・精緻化に向けた課題

(1) 研修カリキュラム案について

令和3年度調査研究でのアンケート調査において、研修実施総時間に係る回答は図表 17 のとおりだった。

	最低値	最大値	中央値	平均値	n
新任一時保護所職員向け研修	2.0	48.0	7.5	16.1	28
2年目以降初級職員研修	2.0	24.0	5.0	7.4	8
中級（3～5年目）職員研修	2.0	20.0	7.0	10.0	9
上級（5年以上）職員研修	2.0	2.0	2.0	2.0	2
スーパーバイザー研修	2.0	20.0	15.0	14.5	15
業務責任者研修	20.0	20.0	20.0	20.0	1
参加者に特段の区別を設けず実施する研修	1.0	70.0	6.0	13.1	27
そのほか	0.0	144.0	4.0	21.5	23

（単位：時間）

図表 17 各研修実施総時間の状況

新任一時保護所職員向け研修は平均して 16.1 時間（中央値 7.5 時間）、中級職員向け研修は 10 時間（中央値 7 時間）、スーパーバイザー研修は 14.5 時間（中央値 15 時間）、業務責任者研修は 20 時間（中央値 20 時間）行われている。

一方、今回設計した研修カリキュラム案は、初級者向けの研修が 29 コマ（29×30 分=14.5 時間）、中級者向けの研修が 21 コマ（21×30 分=10.5 時間）、上級者向けの研修が 11 コマ（11×30 分=5.5 時間）となっている。令和3年度調査研究結果の中央値ベースで考えると、本研修カリキュラム案を各所属で実施する場合には研修時間を新たに確保する必要があり、現場に一切の負担をかけること

なくそのまま導入可能なものとはなっていない。現時点では各所属において、現場の実情に合わせて、本カリキュラム案及び研修教材から自習とするもの、集合研修として実施するものを取捨選択する必要がある。そのためカリキュラムの標準化及び精緻化に向けては、数年ののちに、本カリキュラムの活用状況、効果測定調査を行い、見直しを図っていく必要がある。

(2) 研修教材について

今回作成した研修教材は、現状各種文献から一時保護所職員に必要な知識・技術・態度について抽出・整理をしたものにとどまっており、その実施形態も自習又は座学形態とするものにとどまっている。一時保護所職員としてどのような知識・技術・態度が必要となるのか、それらをどの粒度感まで習得していくべきかについては一定程度示すことができているものの、実践力の向上に寄与するためには、具体のケース（好事例・失敗事例の両方を含む）を活用した事例解説やグループワークプログラムを検討・追加していくこと必要である。

第4章 教材作成に当たっての参考文献

【教材1 児童福祉法】

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表:実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13 参照)
- ・ 厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) ,(2023/3/15 閲覧)

【教材2 その他法令】

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表:実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」
(平成24・3・9 雇児総発 0309 第2号)

【教材3 児童相談所の業務1】

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表:実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」
- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針」

【教材4 児童相談所の業務2】

- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針」
- ・ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- ・ 厚生労働省「社会的養護の施設等について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照 2023/3/15)
- ・ 厚生労働省「里親制度（資料集）」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>) (参照 2023)
- ・ 川崎市「福祉型障害児入所施設」(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030543.html>)
(2023/3/15 閲覧)

- ・ 川崎市「医療型障害児入所施設」
(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030550.html>)(2023/3/15 閲覧)
- ・ 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（医療型）」
(https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519707082241/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E4%B8%8A%E8%82%A2%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82)) ,(2023/3/15 閲覧)
- ・ 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（福祉型）」
(<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519706971938/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E8%BA%AB%E4%BD%93%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>) ,(2023/3/15 閲覧)
- ・ 厚生労働省「平成 29 年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議 医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて」
- ・ 横浜市「障害児通所支援事業について」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.html>) ,(2023/3/15 閲覧)
- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表:実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 横浜市「要保護児童対策地域協議会とは」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/DV/yokohamayotaikyo.html>) (参照 2023/3/15)

【教材 5 一時保護業務 1】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日

【教材 6 一時保護業務 2】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 平成 21 年 3 月 31 日
- ・ 厚生労働省「平成 30 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」
- ・ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ 「被害措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成 28 年 3 月)

【教材 7 行動観察】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- ・ SDQ-JV.“SDQ とは”.SDQ 子どもの強さと困難さアンケート.2019.
<https://ddclinic.jp/SDQ/aboutsdq.html>. (2022/02/01 参照)

- ・ 井潤知美ほか Child Behavior Checklist/4-18 日本語版の開発 『小児の精神と神経』 41(4) 243-252, 2001
- ・ 石川信一・佐藤正二 他：臨床児童心理学．ミネルヴァ書房. 2015
- ・ 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上. 丸善出版. 2016

【教材 8 一時保護に係る行政手続 1】

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日

【教材 9 一時保護に係る行政手続 2】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日

【教材 10 子どもの権利擁護】

- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13 参照)
- ・ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会：子どもの権利ガイドブック [第 2 版] .明石書店.2017
- ・ 芦辺信喜:憲法 [第五版] .岩波書店.2011
- ・ 日本財団「こども基本法について」(<https://kodomokihonhou.jp/about/>) (2023/03/17 閲覧)
- ・ 日本弁護士連合会:子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」.
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01 時点)
- ・ 柴留里美・長瀬正子・永野咲:子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切に作る社会ってどんなこと？. 明石書店. 2021 年
- ・ 小野喜郎 薬師寺真：児童虐待対応と「子どもの意見表明権」ー一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み. 明石書店. 2019
- ・ 厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) ,(2023/3/15 閲覧)
- ・ 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 アドボケート制度の構築に関する調査研究」2020 年 3 月

【教材 11 職員倫理・行動規範】

- ・ 国家公務員倫理審査会 『マンガで学ぶ！公務員倫理 第 2 巻」,(https://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinri_manga2.pdf),(2023/3/13 閲覧)
- ・ 全国児童養護施設協議会 「全養協通信 NO.222」,(<https://www.zenyokyo.gr.jp/comm/no222.pdf>),(2023/3/13 閲覧)
- ・ 全国児童心理司会 「倫理綱領」,(<https://jacp.jp/free/ethics>),(2023/3/13 閲覧)
- ・ 日本ソーシャルワーカー連盟 「倫理綱領」,(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),(2023/3/20 閲覧)
- ・ 全国保育士会 「倫理綱領」,(<https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html>),(2023/3/13 閲覧)
- ・ 横浜市 「一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止検討報告書（令和 3 年 9

月)」,<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/sodanjo/saihatsuboushi.files/saihatsuboushikentouhoukokusho.pdf>),(2023/3/13 閲覧)

【教材 12 個人情報取扱】

- ・ 政府広報オンライン 「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) , (2023/3/13 閲覧)
- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表:実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」(雇児総発 1216 第 1 号 平成 28 年 12 月 16 日)

【教材 13 子どもとの関わり方】

- ・ 柴留里美・長瀬正子・永野咲:子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子ども「声」を大切に作る社会ってどんなこと?. 明石書店. 2021 年
- ・ 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは?～一時保護所職員研修プログラムより～」,2022.8.24
- ・ 三好真史:教師のコミュニケーション大全. 東洋館出版社. 2021 年

【教材 14 子どもたちの成長・発達】

- ・ 向田久美子:新訂発達心理学概論.一般財団法人放送大学教育振興会.2018
- ・ 中澤潤 編:よくわかる教育心理学. ミネルヴァ書房. 2008
- ・ 荻野美佐子:発達心理学特論. 一般財団法人放送大学教育振興会. 2015

【教材 15 学習・遊び】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 中澤潤 編:よくわかる教育心理学. ミネルヴァ書房. 2008
- ・ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2018)
- ・ 文部科学省「幼稚園教育要領解説」(平成 30 年 2 月)
- ・ マーク・スミス 他:ソーシャルペタゴジーから考える施設養育の新たな挑戦. 檜原真也 監訳, 明石書店.2018
- ・ 阿部真也:心理テクニックを使った! 戦略的な学級経営,東洋館出版社.2020

【教材 16 子どもたちの事故防止 1】

- ・ 渡邊 正樹:学校安全と危機管理 三訂版.大修館書店.2020
- ・ 消費者庁「子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック」
- ・ 文部科学省「学校事故対応に関する指針」
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故対応ハンドブック」
- ・ 東京都:食物アレルギー緊急時対応マニュアル(2022 年 1 月版)
- ・ 公益社団法人日本整形外科学会『スポーツ外傷の応急処置』(https://www.joa.or.jp/public/sick/condition/athletic_injury.html#:~:text=%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82-,RICE%E5%87%A6%E7)

A7%E3%81%AF%E3%81%82%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82
) (2022/03/24 参照)

- ・ オンライン発達相談サービス kikotto: 「発達障害 (ADHD、自閉症、学習障害) の知能検査や診断とは?」 (<https://adds.or.jp/sodan/post-458/>) (2022/03/24 参照)

【教材 21 いじめについて】

- ・ 浅井春夫 編著: 子どもの暴力対応実践マニュアル: 児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- ・ 埼玉県教育委員会: 「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」 (平成 31 年 3 月)
- ・ 文部科学省 「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm (2021/12/14 参照)
- ・ 文部科学省 「いじめへの対応のヒント」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryo/06120716/005.htm
(2022/2/24 参照)
- ・ 兵庫県教育委員会: 「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように-<改訂版>」 (平成 29 年 8 月)

【教材 22 非行児童について】

- ・ 法務省「犯罪白書 (令和 3 年版)」
- ・ 警察庁「警察白書 (令和 3 年版)」
- ・ 内山絢子 監修: 面白いほどよくわかる! 犯罪心理学. 西東社. 2022
- ・ 長尾 和哉: 非行・犯罪からの立ち直り 保護観察における支援の実例. 金剛出版

【教材 23 無断外出対応】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 浅井春夫 編著: 子どもの暴力対応実践マニュアル: 児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011

【教材 24 性的問題対応】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日
- ・ 浅井春夫 編著: 子どもの暴力対応実践マニュアル: 児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに? 自分も相手も守る透明バリア」
(http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary_print.pdf) , (2023/3/30 閲覧)
- ・ 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」
(http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf) , (2023/2/27 閲覧)
- ・ 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』,

【教材 25 自傷・他害問題対応】

- ・ 松本俊彦: 自傷・自殺する子どもたち. 合同出版. 2014
- ・ 松本俊彦: 自傷・自殺のことがわかる本. 講談社. 2018
- ・ 浅井春夫 編著: 子どもの暴力対応実践マニュアル: 児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- ・ (一社) 日本こころの安全とケア学会監修, 「最新 CVPPP トレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」, 2019, 中央法規

【教材 26 トラウマ】

- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構 「困った人は、困っている人」, (https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf), (2023/3/27 閲覧)
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構 「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」,
- ・ (https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/20180500_ooka_TIC_A3.pdf), (2023/3/27 閲覧)
- ・ 野坂祐子 「トラウマインフォームドケア “問題行動”を捉えなおす援助の視点」, 日本評論社, 2019
- ・ 野坂祐子ほか. “児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～”. 性的搾取からの子どもの安全. 2019. http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (参照 2022-02-02)
- ・ 数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サプリ. 南山堂, 2019

【教材 27 一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア】

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発 0331 第 4 号 令和 2 年 3 月 31 日

【教材 28 その他特別な配慮が必要な子どものケア】

- ・ 三重県外国人の子どもの教育問題検討委員会「外国人児童生徒受入手引書 ようこそ学校へ」
- ・ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人児童生徒受入れの手引 改定版」, 2019 年 3 月
- ・ シェーン英会話「海外でのマナー違反に注意！日本人が知っておきたい外国の常識」, (<https://www.shane.co.jp/column/detail/id=26769>), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 観光庁「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」(https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/sangyou/taiou_manual.html), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 公益財団法人宮城県国際化協会「教育現場におけるイスラム圏児童・生徒の受け入れに関する事例集」
- ・ fujiyo memo「イスラム教女性の服装ルール完全版【Q&A】」, (<https://www.f-tsunemi.com/blog/realislam/21598/>), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 総務省「報道資料 宗教的配慮を要する外国人の受け入れ環境整備等に関する調査—ムスリムを中心として—の結果」, (https://www.soumu.go.jp/main_content/000521418.pdf), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf>), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 豊島区「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」(<https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/202104.pdf>), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 豊島区「多様な性自認・性的指向について知ってみよう！」(<https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/r3hpup.pdf>), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
- ・ 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』,
- ・ 飛田桂「子どもの権利擁護の観点からみた司法面接について」(<https://www.waseda.jp/prj->

[wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_13_Hida.pdf](#)), (2023/3/26 閲覧)

- ・ 警察庁「みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと」
(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月
- ・ 広島県「生徒指導に関する危機管理マニュアル」([32689.pdf \(hiroshima.lg.jp\)](#)), (2023/3/26 閲覧)
- ・ 長野市教育センター「報道機関への対応☆基本的な対応方針」(https://www.nagano-ngn.ed.jp/seibujh/oldpage/_src/sc2611/siryou2.pdf), (2023/3/26 閲覧)

【教材 29 二次受傷防止】

- ・ 数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サプリ．南山堂, 2019
- ・ 野坂祐子ほか．“児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～”．性的搾取からの子どもの安全．2019．http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (2022/02/02 参照)
- ・ 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン．2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), (2023/3/20 閲覧)
- ・ 子どもの性の健康研究会『『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』』(http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf), (2023/2/27 閲覧)
- ・ 安藤俊介：[図解]アンガーマネジメント超入門「怒り」が消える心のトレーニング．ディスカバートゥエンティワン．2018
- ・ 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは？～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24

【教材 30 職員間のコミュニケーション/チームビルディング】

- ・ 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上．丸善出版．2016
- ・ WHO 発行，東京医科大学医学教育学・医療安全管理学講座 訳「WHO 患者安全カリキュラムガイド 多職種版
- ・ 公益社団法人全日本能率連盟 HP「ワークエンゲージメントとは？高めるための取り組みから、測定方法まで詳しく解説」,
(<https://www.jmam.co.jp/hrm/column/0075-workengagement.html>), (2023/3/20 閲覧)
- ・ 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン．2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), (2023/3/20 閲覧)

【教材 31 子どもの集団生活のマネジメント】

- ・ 岡山県総合教育センター「『一これからのインクルーシブ教育を見据えてー「子供とつながる・子供をつなげる」～多様性を認め合う集団作りを中心に～』」(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/706570_6341892_misc.pdf) (2022.03.24 参照)
- ・ 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上．丸善出版．2016

- ・ 島村華子：モンテッソーリ教育・レッジョ・エミリア教育を知り尽くしたオックスフォード児童発達学博士が語る自分でできる子に育つほめ方 叱り方,ディスカバートゥエンティワン. 2020
- ・ 西野宏明：新任 3 年目までに必ず身に付けたい！子どもがサッと動く統率のワザ 68. 明治図書. 2016

【教材 32 施設運営上の安全管理】

- ・ 文部科学省 『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』, ジアース教育新社. 2022,
- ・ 一般社団法人建築保全センター 『学校施設の点検ハンドブック』, 2015, (https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8 閲覧),
- ・ 文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・ 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成 30 年 2 月）
- ・ 厚生労働省 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」
- ・ 東京都福祉保健局 「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第 3 版）」（平成 18 年 1 月）

第 4 章 成果の公表方法

本調査研究報告書及び成果物については、弊社 HP に掲載する。

以 上

一時保護所職員 個別到達目標案

		初級者	中級者	上級者	
				SV として	管理者として
目指す職員像		一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている	児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている	より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている	施設運営や事務手続、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている
一時保護所業務の基本的理解	法的根拠	1. 児童福祉の理念について理解している（児福法第 1 条） 2. 全ての国民は、子どもがその意見を尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めなければならないことを理解している（児福法第 2 条） 3. 児童相談所の設置根拠を理解している（児福法第 12 条） 4. 一時保護所の設置根拠を理解している（児福法第 12 条の 4） 5. 一時保護業務の法的根拠を理解している（児福法第 33 条） 6. 一時保護継続に係る法的根拠を理解している（児福法第 33 条 第 3 項～第 7 項） 7. 親権者の意に反しての入所措置に関する法的根拠を理解している。（児福法第 28 条 第 1 項）	1. 児童福祉における国及び地方公共団体の責務について理解している（児福法第 3 条の 2） 2. 児童福祉に係る国の役割について理解している（児福法第 3 条の 3 第 3 項） 3. 児童福祉に係る都道府県の役割について理解している（児福法第 3 条の 3 第 2 項） 4. 児童福祉に係る都道府県の業務について理解している（児福法第 11 条 第 1 項 各号） 5. 児童福祉に係る市町村の役割について理解している（児福法第 3 条の 3 第 1 項） 6. 児童福祉に係る市町村の業務について理解している（児福法第 10 条 第 1 項 各号）	1. 「親権」の基本的内容・基本的性格を理解している 2. 不適切な親権の行使に対しては国家や社会の介入がなされなければならないことを理解している 3. 保護者・親権者・監護者の違いについて理解している	1. 親権行使への介入（親権喪失・親権停止）に係る要件・効果について理解している 2. 親権者等のない一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限について理解している（児福法第 33 条の 2 第 1 項） 3. 親権者等のある一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限について理解している（児福法第 33 条の 2 第 2 項） 4. 一時保護状請求の手続きに係る根拠を理解している（（改正後）児福法 33 条 第 3 項～第 11 項） 5. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限について理解している（児童虐待防止法第 1 2 条、第 1 2 条の 2 第 1 項、第 1 2 条の 4 等）
	児童相談所業務全般の理解	1. 児童相談所における相談援助活動の目的・体系について理解している 2. 児童相談所が取り扱う相談の種類とその主な内容について理解している 3. 児童相談所が連携を取るべき機関と主な連携事項について理解している 4. 児童相談所の各部門・各職員の業務内容について理解している 5. 受理会議・判定会議・援助方針会議それぞれの目的について理解している 6. 各種診断の内容や目的について理解している	1. 児童相談所における相談援助活動の目的・体系について説明することができる 2. 児童相談所が取扱う相談の種類とその主な内容について説明することができる 3. 児童相談所が連携を撮るべき機関と主な連携事項について説明することができる 4. 児童相談所の各部門・各職員の業務内容について説明することができる 5. 受理会議・判定会議・援助方針会議それぞれの目的について説明することができる 6. 各種診断の内容や目的について説明することができる	—	—

	一時保護業務全般の理解	1. 一時保護の目的・性格について説明することができる 2. 一時保護を実施する主体の種類について説明することができる 3. 委託一時保護について説明することができる 4. 一時保護中の子どもの生活支援における留意点について説明することができる 5. 被措置児童等虐待に該当する行為の類型を説明することができる（児福法第 33 条の 10） 6. 被措置児童等虐待防止に努めることができる	1. 緊急保護・アセスメントのための一時保護を行う必要がある場合について説明することができる 2. 緊急保護・アセスメントのための一時保護を行う際の留意点について説明することができる 3. 業務上関係し得る児童福祉施設の種別を説明することができる	1. 「アセスメント」、「診断」、「判定」の関係について説明できる 2. 国や自治体の児童福祉施策の動向を踏まえて一時保護業務の改善を検討することができる 3. 被措置児童等虐待防止のための啓発・指導を行うことができる 4. 被措置児童虐待の対応における留意点を理解し、被措置児童等虐待対応ガイドラインに則り対応することができる	1. 一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法第 2 条に基づき不服申立てを行うことができることを理解している 2. 行政不服審査法第 82 条第 2 項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申し立てしたい旨の申し出があった場合には、不服申し立ての方法等について教示しなければならないことを理解している
	行動観察	1. 行動観察を行う意義について説明することができる 2. 行動観察記録の書き方、留意点について理解している 3. 概ねスムーズに行動観察記録を作成することができる 4. 行動観察を通じ、子どもの支援課題を認識・整理することができる 5. 他の職員が作成する行動観察記録を参考にし、自身の記録の作り方、行動観察の行い方についての気づきを得るように努めている 6. 子どもの行動の意味・目的に気づくことができる	1. 子どもの生育歴、支援方針を踏まえて行動観察を行うことができる 2. 行動評価の指標（SDQ, CBCL/4-18 等）を踏まえた行動観察を行うことができる 3. 行動観察記録からその子どもの心理状態や発達特性、背景情報を類推することができる 4. 行動観察記録から、子どもの退所後の生活をも見据えたケア・指導を提案することができる 5. スムーズに行動観察記録を作成することができる	1. 行動観察記録の添削ができる 2. 行動評価の指標（SDQ,CBCL/4-18 等）を踏まえた上で、行動観察の視点・方法について職員に指導ができる 3. 子どもの行動から背景情報を類推し、その背景等が子どもに与えている影響についての所見を記録に付記することができる。 4. ケア・指導を行った結果子どもに表れた影響についての所見を記録に付記することができる 5. 行動観察記録を踏まえて、より効果的なケア・指導の方法を検討・提案することができる 6. 定期的に行動観察会議を主催し、援助指針を定めるために必要な行動観察ができているか、助言指導をすることができる	—
	一時保護に係る行政手続	1. 一時保護の決定権者を説明することができる 2. 一時保護開始の手続の流れを説明することができる 3. 一時保護解除時の手続の流れを説明することができる 4. 一時保護中の子どもの所持物の保管、返還を適切に行うことができる	1. 一時保護の継続が必要と認められる場合について説明することができる	1. 一時保護継続の必要性の判断に関して子どもの意向や状態を踏まえて児童福祉司等からの相談に応じることができる。 2. 一時保護の解除のタイミングに関して子どもの意向や状態を踏まえて児童福祉司等からの相談に応じることができる 3. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応に関して児童福祉司からの相談に応じることができる	1. 保護者等による記録の閲覧謄写（開示請求）に適切に対応できる

	子どもの権利擁護	1. 子どもの権利について子どもに説明することができる 2. 子どもに関するすべての措置を取るにあたっては子どもの最善の利益が優先されなければならないことを理解している 3. 一時保護所における子どもの権利保障と安全保障との優先順位のバランス感覚を身に付けている 4. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況に気づくことができる 5. アドボカシーの概要を説明することができる	1. 一時保護所における子どもの権利保障とその限界について子どもに説明することができる 2. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況に対応することができる 3. 子どもの年齢及び成熟度を踏まえたうえで子どもの意見を聞くことができる。 4. 子どもの最善の利益の優先の観点から、必要があれば、上司・後輩に子どもに対する措置について意見することができる	1. 一時保護所における子どもの権利保障の方法及び子どもの権利保障と子どもの安全保障とを比較考慮した際のそれぞれの優先順位について職員に説明することができる 2. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況について、対応方法を職員に助言することができる 3. 入所児童が自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援するための工夫の立案・改善をすることができる。	
	職員倫理・行動規範	1. 子どもの権利を尊重し、専門性をもって最良の業務をすることができる 2. 子どもとの信頼関係を大切にすることができる 3. 業務上知り得た子どもやその関係者の個人情報や相談内容、プライバシーについて、適切に取り扱うことができる 4. 子どもや専門職としての立場を利己的に利用してない 5. 最良の業務の遂行のために専門性の向上に努めることができる 6. 一時保護所及び一時保護所職員の信用失墜となる行為をしない 7. 子どもが示す問題に見て見ぬふりをせず、粘り強くケアに努めることができる		1. 組織としての業務の質の維持・向上のための啓発・環境づくりに努めることができる 2. 一時保護所及び一時保護所の信用失墜につながり得る行為を防止するための働きかけを行うことができる 3. SVとしての機能を積極的に活用し、職員の専門性向上への寄与に努めることができる 4. 最良の業務の遂行のために、相談部門等との連携促進に努めることができる	1. 組織の規律維持に努めることができる 2. 一時保護所及び一時保護所の信用失墜につながり得る行為が認められた場合、それらが迅速かつ適切に解消できるよう対応することができる 3. 子どもの健康及び発達のための施設環境の整備に努めることができる 4. 健全・公正な組織・施設運営の実現に努めることができる 5. 最良の業務の遂行のために、関係機関との連携促進に努めることができる
基本的な支援内容	子どもとの関わり方について	1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）を検討し、実践することができる 2. 職員と子どもの関わりによって、子どもに与えた影響を読み取ることができる 3. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その内容や子どもに与える影響、背景にある一時保護所の特性を理解している 4. 対応困難場面においても、冷静に支援にあたることができる 5. 子どもの非言語的な表現から、子どもの思いを言語化することができる 6. 子どもの問題行動から、その意味や目的、子どもの思考・感情に気づくことができる 7. 子どもの問題行動の背景要因について検討す	1. ケアに効果的な関わり方について、子どもの状態や場面に応じて使い分けることができる 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策に努めている 3. 対応困難場面においても、子どもの支援ニーズを汲み取り、適切に対応することができる 4. 子どもの思いを言語化し、子どもに適切な自己表現を促すことができる 5. 子どもの問題行動に対する基本的な対応法を理解している 6. 子どもの問題行動からその意味や目的、子どもの思考・感情を読み取り、代替的な行動を提案することができる	1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）について、子どもの状態や場面に応じて使い分ける方法を職員に助言することができる 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策を職員に助言することができる 3. 対応困難場面での支援方針について職員に提案することができる 4. 子ども自身の強みを活用しながら、子どもに適切な自己表現を促すことができる 5. 子どもの問題行動を減らし、適切な行動を増やす方法を職員に提案することができる	1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）について、職員の技術向上の機会に努めている 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策につとめた職場づくりを行っている 3. エンパワメントにつながる支援を職員に提言することができる 4. 問題行動が見られる子どもへの基本的な支援方針を職員に提言することができる

		ることができる			
	子どもの成長・発達	1. 各成長・発達段階での発達上の特性・発達課題について説明することができる 2. 入所児童の発達過程を支援する観点から、一時保護所が果たすべき機能を理解している	1. 子どもの成長・発達状態に鑑みて子どもと適切にコミュニケーションをとることができる	1. 子どもの成長・発達状態に鑑みた子どもとのコミュニケーションの取り方や支援方針について職員に提案することができる	—
	学習・遊び・保育	1. 「遊び」がもたらす教育的効果や発達への影響について説明することができる 2. 子どもの発達状況・性格を考慮して、レクリエーション等において子どもを支援することができる 3. 子どもの発達状況・性格も踏まえながら、子どもの学力・学習習慣・学習姿勢のアセスメントができる 4. 肯定的な声かけをし、子どもがモチベーションと達成感を得られるように努めている	1. 子どもの発達状況を考慮してレクリエーションを企画することができる 2. 子どもの発達状況と学力を考慮して学習支援を行うことができる 3. 子どもの情緒的発達・社会性の発達を踏まえて、子どもの生活における自律や達成感の獲得の支援を行うことができる	1. 学習支援に関して、子どもの個性や学力状況、発達状況に鑑みて、当該子どもの在籍校との連携の必要性や、連携の仕方に関して児童福祉司等と相談し、検討することができる 2. 一時保護が長期化している子どもについて、児童福祉司等と相談し、都道府県又は市町村との連携協力による就学機会の確保に努めることができる	1. 入所している子どもの年齢等を考慮し、スポーツ活動備品やゲーム等の室内遊戯備品等の充実と整備を定期的に行うことができる。
	子どもの事故防止（安全確保）	1. 子どもの発達段階に応じて必要な安全配慮について理解している 2. 危険予知ができる 3. 子どもの症状や状態に応じて適切な応急・救急対応をするための知識や手法を理解している 4. 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の対応ができる 5. ヒヤリハット・インシデント報告をすることができる	1. 左記の各種応急手当てについて指導することができる 2. 事故発生時の初動対応を主導することができる。 3. 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の対応ができる	1. 子どもの身体的発達、認知・知覚の発達を考慮した、安全な施設環境の検討・見直しをすることができる 2. 事故発生後の原因究明を主導することができる。 3. 再発防止策の検討・適用をすることができる 4. 職員の安全教育を実施することができる 5. 事故の３形態のモデル（ドミノモデル、機能共鳴型モデル、疫学的モデル）について理解している 6. 組織の安全文化・安全態度について配慮し、現場のトラブルやヒヤリハットを報告しやすい風土を作り、適切な安全施策を講じていくことができる環境の構築に努めることができる 7. 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の判断・対応ができる	1. 事故発生後の原因究明を主導することができる。 2. 再発防止策の検討・適用をすることができる 3. 職員の安全教育を実施することができる 4. 事故の３形態のモデル（ドミノモデル、機能共鳴型モデル、疫学的モデル）について理解している 5. 組織の安全文化・安全態度について配慮し、現場のトラブルやヒヤリハットを報告しやすい風土を作り、適切な安全施策を講じていくことができる環境の構築に努めることができる 6. 事故に関するあらゆる対外的報告・調整を主導することができる 7. ヒューマンエラーが起きる背後要因（生理的要素・心理的要素等）について理解し、適切な業務管理を行うことができる 8. 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の判断・対応をすることができる
子どもへのケア・アセスメント	児童虐待	1. 虐待の定義を説明することができる 2. 虐待の類型を説明することができる	1. 虐待の子どもへの影響の概要を理解している 2. 虐待を受けた子ども特有の問題行動の例を理解している（A-CBCL）	—	—

	愛着	1. 愛着（アタッチメント）につい理解している 2. 愛着スタイル（愛着モデル）の4類型について理解している 3. 愛着障害の特徴を理解している 4. 試し行動に冷静に対応することができる	1. 愛着形成に課題のある子どもの成長の様子について理解している 2. 子どもの生育歴や行動観察結果から愛着モデルを類推することができる	1. 子どもの生育歴や行動観察結果から愛着モデルを類推し、その類推結果から子どもとの関わり方やエンパワメントの仕方について見立てを立てることができる	—
	発達障害	1. 発達障害の概要について理解している 2. 発達障害の二次障害について理解している	1. 発達障害の各障害の特徴・症状について理解し、それぞれの障害の特徴にあった支援方法を検討することができる	—	—
	いじめ	1. いじめの定義を説明することができる 2. 暴力の種類を説明することができる 3. いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴について理解している 4. いじめの発生に気づくことができる。 5. 先輩職員の指示に従って子どものいじめへの対応ができる	1. いじめの4層構造を理解し、いじめが起きてしまった場合に加害者・観衆・被害者・傍観者それぞれに対して対応することができる 2. 被害者の心情に寄り添うことができる 3. 暴力行為の制止ができる 4. いじめ発生後の事後処理（事情聴取）を適切に行うことができる	1. いじめ加害者・被害者それぞれの支援方法・指導方法の検討を行うことができる 2. いじめ再発防止策の検討を行うことができる	—
	非行児童について	1. 「非行」について理解している 2. 非行児童の性格の傾向について理解している 3. 非行（犯行）深度理論について理解している 4. 非行と社会的絆との関係性について理解している 5. 反社会的態度が形成されるケースについて理解している 6. 触法少年・虞犯少年の家庭裁判所送致の流れについて理解している	—	—	—
	無断外出対応	1. 無断外出がなぜよくないのか子どもに説明することができる 2. 無断外出の動機の類型を説明することができる 3. 無断外出が発生した場合の初動対応を担うことができる 4. 無断外出から戻ってきた子どもへの適切な支援を行うことができる	1. 無断外出発生時の対応の流れについて理解しており、そのほとんどを主導することができる 2. 無断外出の予兆に気づくことができる	1. 無断外出の原因を検証の上対応策を講じ、再発防止に努めることができる 2. 無断外出の発生予防策について、子どもの権利擁護と比較考量の上、検討することができる	1. 無断外出発生に備えて緊急連絡網を整備することができる 2. 所轄の警察署等との関係構築を相談部門等とも協力して行うことができる

	性的問題 対応	1. 性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因について理解している 2. プライベートパーツのルール、人との距離感、人との身体接触のルールを教えることができる（子どもとの適切な身体的距離を採ることができる） 3. 性的問題行動と疑われる行動を認知した際、冷静な態度をとることができる	1. 正常な発達過程に見られる性的行動のケースか、性的問題行動のケースか判断することができる 2. 子どもとの適切な心理的距離をとることができる。 3. 一時保護所職員による聞き取り調査について主導することができる 4. 事後処理のほとんどを主導することができる 5. 被害児童と適切に接することができる 6. 事後報告書の作成ができる	1. 加害児童に対する治療的対応方針について児童心理司等からの相談に応じることができる	—
	自傷・他害 問題対応	1. 自傷・他害の発生メカニズムを理解している 2. 自傷を見つけたときの NG 行動をしない	1. 自傷に置き換え可能な方法について理解し、子ども特性と成熟度に応じてそれらの方法について適切に指導することができる 2. 医療の必要性を適切に判断し、適切な専門機関につなげるための調整を行うことができる	—	—
	トラウマ	1. トラウマ体験によって現れる症状（再体験、回避症状、認知・気分変化、過覚醒症状）の内容について説明することができる 2. トラウマへのアプローチの方法を理解している 3. トラウマインフォームの際の基本的な姿勢を持つことができている	—	—	—
	一時保護決定から一時 保護解除までのケア	1. 子どもに一時保護所の説明をすることができる 2. 入所に際して不安や緊張を取り除く態度や言葉遣いができる。 3. 一時保護中のケアとして実施する事項の概要を理解しており、先輩職員の指示のもと、各事項を適切に行うことができる 4. 「日課」を設定することの意義を説明することができる 5. 子どもの、生活への一つ一つへの反応などを通じて、子どもの背景を考える習慣がついている 6. 家庭復帰後や施設入所後の、S O S の出し方について子どもに教えることができる 7. 家庭復帰や施設入所に向けての不安や緊張を取り除く態度や言葉遣いができる	1. 子どもとの会話や様子から、その時点で子どもがどのような不安・怒りを感じているか推察することができる 2. 子どもに対して権利教育を行うことができる 3. 家庭復帰等に関する子どもの意見・感情を汲み取り、代弁することができる。 4. アセスメント結果を子どもに共有したうえで支援に結び付けることができる	1. 子どもと家族との面会の実施可否について児童福祉司等からの相談に応じることができる 2. 必要に応じ、里親・施設等の措置先の職員が子どもの元へ訪問することや、子どもが入所予定先を訪問することについての相談部門からの相談に応じることができる	—

	そのほか特別な配慮が必要な子どものケア	1. 障害をもった子どもや文化・慣習等が異なる子ども、LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応を適切に行うことができる 2. 共同面接・司法面接を控えている子どもへのケアを適切に行うことができる	1. 医療的ケアを必要とする子どもへの対応を適切に行うことができる	1. 刑事告訴・告発を伴う際、子どもについての配慮を警察・検察に求めることができる	1. 重大事件触法少年に関するメディア対応を適切に行うことができる
自身のケア・組織づくり	二次受傷防止	1. 児童指導員等が遭遇する様々な危機（共依存・逆転移・多重関係・二次的外傷性ストレス）の概要、影響、対策について理解している 2. 子どものトラウマに触れることによる影響について理解している 3. 自分なりのストレスコントロールの方法を身に付けている 4. 仕事を抱え込むことなく、必要に応じて先輩職員に助力を請うことができる 5. 日ごろから心身の健康の増進に努めることができる 6. 自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響し得るかを理解している 7. 怒りを収める対処療法を知っている	1. 後輩職員の心身の様子に気を配り、必要に応じてケアすることができる	1. 職員の心身の様子を踏まえ、必要に応じて職員配置の変更、業務量の調整を行うことができる 2. 二次受傷防止に係るアドバイスを後輩職員に行うことができる	
	職員間のコミュニケーション/チームビルディング	1. 簡潔かつ要点を押さえた口頭での業務連絡・報告ができる 2. 臆することなく先輩に質問することができる 3. 子どもが職員間の不信感をあおるような言動をとることがあり得ることを知っている	1. 後輩職員に対し、簡潔・明確な指示を行うことができる 2. 子どもの権利擁護の観点から疑義が生じた場合、後輩先輩問わず主張することができる 3. 後輩に対しても受容的・共感的かつ教育的態度で接することができる	1. 職員間で互いに遠慮なくものを言える雰囲気づくりを率先して行うことができる 2. 子どものケアと指導はチームで取り組むものであるとの意識を職場に浸透させることができる	
	自己評価と資質向上	1. 一時保護所における子ども支援の全体像を把握し、自分自身の業務への理解度や支援スキルの習熟度を客観的に把握することができる	2. 自分自身の業務への理解度や支援スキルの習熟度を客観的に把握し、それらの向上に努めることができる。	1. 子どもとの接し方等に関して学論等から最新知見アップデートに努め、S V に反映することができる 2. 各職員の業務への理解度や支援スキルの習熟度の把握に努め、支援を要する職員に対して適切な助言をすることができる 3.	1. 各職員の業務への理解度や支援スキルの習熟度の把握に努め、各職員がそれらの向上を目的とした SV を受けられる機会を保障している

	他部門との連携	1. 他部門職員等に対して要点を捉えた取次・案内ができる 2. 子どもの考え、係の考え、自分の考えを分別して説明できる	1. 他部門と日ごろから情報交換できる信頼関係を構築することができる 2. 面接前後の様子のほか、担当福祉司等と行動観察結果に基づく支援方針の調整をすることができる	1. 相談部門等、他の部門との調整を円滑に行うことができる 2. 相談部門等、他の部門との円滑な連携のため、縦割り思考に囚われず、日頃から良好な関係作りを行うことができる
施設運営	子どもの集団生活のマネジメント	1. 集団生活が子どもに与える影響について説明することができる 2. 個別処遇と集団処遇それぞれの効果と留意点（注意点）を理解している 3. 集団生活におけるルールの設定目的について理解している	1. 集団生活における各種ルールについて、その設定目的・理由を子どもに説明し、納得させることができる 2. 子どもの「荒れ」の兆候に気づくことができる	1. 子どもの意見を尊重しつつ、その一時保護所が実現したい価値観・児童福祉の理念に照らして適切な集団生活上のルールの設定・改修ができる 2. 施設で設定する集団生活上のルールが実現しようとする価値観について職員に説明し、納得させることができる
	施設運営上の安全管理	1. 生活場面での危険予測ができ、安全への配慮をすることができる 2. 地震等自然災害や火災発生時に子どもを避難場所等へ誘導することができる 3. 不審者を発見した場合は声掛けを行うことができ、声掛けの結果正当な来所理由であった場合は受付へ案内することができる 4. 安全に関してはすべてにおいて人命が優先されることを理解している	1. 不審者侵入時の対応を主導することができる。	1. 施設内の安全管理箇所を特定し、点検項目を設定することができる 2. 犯罪を意図する者の施設内への接近・侵入を防ぐための危機管理施策、対応マニュアルの検討を行うことができる 3. 地域の関係機関と連携しながら施設周辺等における不審者情報を把握する習慣を身に付けている 4. 事故・災害発生時の情報収集手段、情報収集先の把握に努めることができる 5. 事故・災害発生時の避難計画を作成することができる 6. 防災訓練等を企画・実施することができる 7. 施設に犯罪予告・不審物等があった場合の対応を主導することができる 8. 感染症予防対策を主導することができる

以上

一時保護所職員研修プログラム案

項番	科目名	研修項目	内容・狙い	対象	研修時間
1	児童福祉法	● 児童福祉の理念（第1条） ● 児童の権利に関する条約の精神 ● 子どもに対する国民の義務（第2条） ● 児童福祉における国・地方公共団体の責務（第3条の2） ● 児童福祉に係る国の役割（第3条の3） ● 児童福祉に係る都道府県の役割（第3条の3） ● 児童福祉に係る市町村の役割（第3条の3） ● 児童相談所の設置根拠（第12条） ● 一時保護施設の設置根拠（第12条の4） ● 一時保護業務の根拠（第33条） ● 親権者の意図に反しての入所措置に関する法的根拠（第28条）	児童福祉・一時保護業務に携わる公務員としての基礎固めの第一歩として、児童福祉に関する国・都道府県・市町村の役割及び一時保護業務の根拠規定について確認する。	初級・中級	30分
2	その他法令	● 親権の基本的内容と性質 ● 親権行使への介入に係る要件・効果 ● 一時保護措置と親権の関係（児福法第33条の2） （一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限） ● 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限（児福法第33条の2の2） ● 一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限（児虐法第12条） ● 保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令（児虐法第12条の4） ● 親権者/監護権者/保護者の違い ● 継父/養父の違い	親権及び児童相談所長の権限について確認し、児童相談所（一時保護所）、子ども、及びその保護者の関係性についてイメージを養う	上級	30分
3	児童相談所の業務1	● 児童相談所の設置根拠 ● 児童相談所の設置目的 ● 相談援助活動の理念 ● 児童相談所の基本機能 ● 児童相談所の組織構成・各部門の所掌事務 ● 児童相談所の職員構成の標準 ● 児童相談所の各職員の職務内容	児童相談所と、児童相談所に置かれる各部門の設置目的・業務概要について確認し、一時保護業務部門が他部門との連携において期待される役割について自覚を獲得していく手助けとする。	初級・中級	30分
4	児童相談所の業務2	● 児童相談所における相談援助活動の体系 ● 児童相談所が取扱う相談の種類・相談の受付方法 ● 受理会議について ● 「調査」の概要 ● 「診断」の概要 ● 「判定」の概要 ● 援助方針会議について	児童相談所の相談援助活動の全体を把握し、一時保護部門が具体的に他部門と連携する場面とその関係者について確認する。	初級・中級	30分

		● 都道府県児童福祉審議会との連携 ● 援助活動の内容			
5	一時保護業務 1	● 一時保護の目的・性格 ● 緊急保護のための一時保護の在り方 ● アセスメントのための一時保護の在り方 ● 一時保護業務に従事するにあたっての基本認識 (業務の原則/入所する子どもについての基本認識) ● 一時保護中の子どもへの主な支援の類型 (生活面/レクリエーション/食事/健康管理/教育・学習支援) ● 業務上関係し得る児童福祉施設 ● 委託一時保護	一時保護の目的、機能、役割、あり方について確認し、一時保護業務全般の概要・性格をつかむことを目的とする。	初級	30 分
6	一時保護業務 2	● 被措置児童等虐待とは ● 被措置児童等虐待として報告のあった事例 ● 被措置児童等虐待があってはならない理由 ● 被措置児童等虐待防止のために組織としてできること ● 所内で被措置児童等虐待又はそのおそれのある行為が発生した場合の対応 ● 被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか	被措置児童虐待が「あってはならない」理由について確認するとともに、被措置児童虐待防止が発生し得る状況、被措置児童虐待として報告された事例、子どもの身体的苦痛・精神的苦痛を与え得る行為の例について確認し、個人又は組織としてその防止に努めることができるようになることを目的とする	初級・中級・ 上級	30 分
7	行動観察	● 行動観察の要点 ● 幼児・学齢児に対する行動観察の視点 ● 身体所見・基本的生活習慣の観察の視点 ● 社会性の観察の視点 ● SDQ, CBCL/4-18 ● 行動観察・行動診断の留意点 ● 行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方 ● 行動観察記録作成の要点 ● 主観情報と客観情報の整理 ● 行動観察の視点・留意点 ● 行動観察記録の書き方	行動観察を行う意義や、行動観察の視点・留意点について確認し、「子どもの何を見たらいいか」についてイメージをつかむことを目的とする。	初級	30 分
8	一時保護に係る行政 手続 1	● 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限 ● 子どもの所持物の取扱いの原則 ● 所持物の保管、返還、移管 ● 子どもの遺留物の処分	一時保護中に子ども本人に所持させることができるものと、子どもの福祉を損なうおそれのあるものの取扱いの別について確認するとともに、所持物の保管・返還・移管、子どもの遺留物の処分に係る対応について理解することを目的とする	初級	30 分
9	一時保護に係る行政 手続 2	● 一時保護の開始・継続・解除の手続	相談部門の業務ではあるものの、一時保護の開始・継続・解除の手続やその留意点について把握することで、子どもの処遇に関する相談部門からの相談に対応できるようになり、もって児童相談所全体として子どもの最善の利益のために貢献することを目的とする。	上級	30 分
10	子どもの権利擁護	● 子どもの権利に関する要点 ● 子どもの権利擁護に関する要点 ● 児童の権利に関する条約	児童福祉の根幹的理念の実践者としての自覚の涵養と基礎固めのため、子どもの権利と、子どもの権利擁護のために大人は子どもにどのように向き合うべきかについて確認し、理解することを目的とする。	初級・中級	30 分

		● 日本国憲法と子どもの権利 ● 子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置, 基本的要件 ● 「子どもの声」のイメージの捉え方 ● 子どもの意見表明支援の留意点 ● 一時保護と子どもの権利 ● 意見形成支援・意見芳名支援事業について			
11	職員倫理・行動規範	● 公務員倫理 ● 全国児童養護施設協議会倫理綱領 ● 全国児童心理士会倫理綱領 ● ソーシャルワーカーの倫理綱領 ● 全国保育士会倫理綱領 等	一時保護所業務に係る明確な倫理綱領は設定されていないが、ソ全国児童養護施設協議会倫理綱領等から一時保護所職員にも通ずるところを確認し、全ての一時保護所職員が守り・目指すべき事項について啓発することを目的とする。	初級	30 分
12	個人情報取扱	● 個人情報の定義 ● 個人情報の取扱いの基本ルール ● 個人情報の漏えい等が発生した時 ● 児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について	個人情報取り扱いに係る基礎を確認し、行政官としての適正な情報管理が行えるようになることを目的とする。	初級	30 分
13	子どもとの関わり方	● 子どもと関わる際の前提となる態度 ● 子どもと関わる際の基本視点 ● 子ども中心の関わり方の 5 類型について (解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり) ● 人間関係作りの基礎基本 ● 信頼官営を構築するための振る舞いの要点	子ども中心の関わり方の 5 類型、子どもの不適応を引き起こす 2 つの関わり方について理解し、子どもの状況や心情に応じて、子どもとのコミュニケーションの取り方を工夫することができるようになり、もって子どもとの信頼関係の情勢やエンパワメントが適切に行えるようになることを目的とする。	初級・中級	30 分
14	子どもの成長・発達	● 子どもの発達 ● 各発達段階での発達上の特性&発達課題 ● 子どもの仲間関係 ● 性意識と性の受容 ● 道徳性と向社会的行動	子どもの発達段階ごとの特徴や発達課題について基礎的な知識の理解を目的とします。また、他者とのコミュニケーションや社会性に係る子どもの発達の傾向について理解し、子どもとのコミュニケーション又は子ども同士のコミュニケーションの支援に役立てること目的とする。	初級・中級	30 分
15	学習・遊び	● 生活の中での学び ● 遊びを通した学び ● 小・中学校、高校での学び ● 学びの動機づけ	レクリエーション企画や学習支援を行うための前提知識として、普段の生活、遊び、小・中学校、高校での生活・学びがもたらす教育的効果や情緒的発達、社会性の発達への影響、学びの動機づけのメカニズムについて理解することを目的とする。	初級・中級	30 分
16	子どもの事故防止 1	● 子どもの事故の特徴・種類 ● 各種応急手当の方法	子どもの発達段階に応じて起きやすい事故の特徴・種類について把握することで、入所児童に事故がないよう職員が自律的に子どもに声掛け等ができるようになること及び事故発生時の各種応急手当を適切に行えるようになることを目的とする。	初級・中級	30 分
17	子どもの事故防止 2	● ヒューマンエラーと事故 ● 事故防止のためのレジリエンス ● 事故の 3 形態	事故原因の分析や予防方法の検討、職員への安全教育が出来るようになり、もってより安全な施設運営・施設環境整備が行えるようになることを目的とする。	上級	30 分

		● 安全態度・安全文化・安全啓発 ● 事故分析と対策立案 ● 未然防止のための検討方法			
18	児童虐待	● 虐待の定義 ● 虐待の種類 ● 児童虐待と人権 ● 虐待の子どもへの影響 ● 虐待が引き起こす精神疾患 ● 虐待の脳への影響 ● 虐待を受けた子どもの成長の様子 ● 虐待を受けた子どもの親への感情・自己イメージ ● 虐待による心的外傷後のストレス反応と PTSD 症状 ● 虐待を受けた子どもが自分の心を守るために行うこと	虐待の種類、虐待が与える心理的影響等について理解し、入所児童への適切なケア・アセスメント等の実施に役立てることを目的とする。	初級・中級	30 分
19	愛着（アタッチメント）	● 愛着（アタッチメント）について ● 愛着の標準的な発達 ● 愛着が発達していくプロセス ● 愛着スタイルの4 類型 ● 愛着障害の特徴 ● 愛着形成のために必要なこと ● 愛着修復支援	愛着（アタッチメント）及び愛着障害の概要について把握し、愛着修復のための子どもとの関わり方について指針を得ることを目的とします。	初級・中級	30 分
20	発達障害	● 発達障害 ● 発達障害の二次障害 ● 知能検査	自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の各種発達障害の概要・特性について理解し、発達障害を持っていると思われる子どもが入所した場合でも適切な関わり方・コミュニケーションができるようになることを目的とする。	初級・中級	30 分
21	いじめについて	● いじめの定義 ● 暴力の種類 ● いじめの4 層構造 ● いじめが起きた場合の対応	いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴や、いじめの4 層構造等について理解することで、施設内での入所児童間でのいじめの予防や、いじめが発生した場合の対処が行えるようになることを目的とする。	初級・中級	30 分
22	非行児童について	● 「非行」について ● 少年非行の現状 ● 非行少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ ● 非行少年の特性/非行の背景要因 ● 非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階	非行や非行児童の性格の傾向、子どもが非行に走るメカニズムについて理解することを目的とする。	初級	
23	無断外出対応	● 無断外出の動機の種類 ● 無断外出への対応	無断外出の動機の種類や無断外出発生時の対応の流れについて理解し、無断外出の予防と、万一入所児童の無断外出が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とする。	初級・中級・ 上級	30 分
24	性的問題対応	● 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応 ● 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応 ● 施設内で起こり得る性的問題行動	性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因や、性的問題行動・性加害発生時の対応の流れについて理解し、そうした問題が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とする。	初級・中級・ 上級	30 分

		● 施設内で性的問題行動を認知した際の対応 ● 被害確認面接について ● 性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア			
25	自傷・他害問題対応	● 自傷のメカニズム ● 自傷を認知した際の対応 ● 自傷という行動を克服するための支援の考え方 ● 自傷を認知した際の対応 ● 自傷に置き換え可能な方法 ● 他害のメカニズム ● 他害が起きたとき（子ども同士の暴力が起きたとき）の対応 ● 対職員暴力への対応 ● ディエスカレーション（言語的・非言語的な介入による鎮静化）のポイント	入所児童の自傷・他害を認知した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とする。	初級・中級・ 上級	30 分
26	トラウマ	● トラウマの概要 ● トラウマによる特徴的な症状 ● トラウマと逆境体験（ACE） ● トラウマインフォームドケア ● 支援関係におけるトラウマの影響	トラウマの概要、トラウマ体験によって現れる症状等について理解することで、子どもの“問題行動”の背景にある原因を類推できるようになり、もって適切な行動観察や援助を行うことができるようになることを目的とする。	初級・中級	30 分
27	一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア	● 一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点 ● 一時保護中に実施するケアの内容とその留意点 ● 一時保護解除時のケアの要点・留意点	一時保護が決まってから一時保護解除までの入所児童へのケアを適切に行うための基礎的事項を理解し、実践できるようになることを目的とする。	初級	30 分
28	その他特別な配慮が必要な子どもの対応	● 外国籍の子どもへの対応・宗教上の配慮 ● LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応 ● 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応 ● 犯罪被害にあった子どもへの対応 ● 医療的ケア児の対応 ● マスコミ対応	文化慣習が異なる外国籍の子ども、LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども、医療的ケア児、犯罪被害を受けた子どもなどに対して必要となる配慮について把握し、対応できるようになることを目的とする	初級・中級・ 上級	30 分
29	二次受傷防止	● 共依存・逆転移等の概要 ● 支援関係におけるトラウマの影響（再掲） ● アンガーマネジメント ● ストレスとの向き合い方 ● デフュージングの実施	二次受傷のリスクについて把握し、適切なセルフケアをできるようになることで、心身の健康状態を保ちつつ職務に従事できるようになることを目的とする。	初級	30 分
30	職員間のコミュニケーション/チームビルディング	● 口頭での意思伝達・業務連絡の留意点 ● チームワーク・権威勾配	チームとして効率的に稼働するためのコツを押さえることで、日々の業務を円滑に行えるようになることを目的とする。	初級・中級・ 上級	30 分

31	子どもの集団生活のマネジメント	● 集団を通じた子どものエンパワメントの例 ● 子ども集団の統制方法 ● ルール・生活指導の考え方	集団生活を通じた個々の子どものエンパワメントの例及び子ども集団の統制方法の考え方、特に施設内ルールの考え方について理解し、子どもにとって好ましい入所環境の整備に努めることができるようになることを目的とする。	初級・中級・上級	30 分
32	施設運営上の安全管理	● 日常の安全管理 ● 自然災害対応 ● 不審者対応 ● 新たな危機事象への対応 ● 感染症対応	入所児童の安全を確保するための環境を整えるための着眼点や各種安全対策の概要について理解し、施設敏として、入所児童に安全・安心を提供できるようになることを目的とする。	初級・中級・上級	30 分

＜備考 研修時間の考え方＞

- 令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所職員に遺体して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」にて、都道府県・政令指定都市・中核市の一時保護所関係研修企画担当者を対象に実施した一時保護所職員向け研修実施状況のアンケート調査において、「研修プログラムについては長くても１コマ１時間程度の物としてほしい」、「勤務体制が不規則かつ職員多忙のため、研修のための時間の確保が難しい」、との声があったことに鑑み、各科目の実施時間は、例えば朝礼等のミーティングのついでに実施することもおそらく可能と思われる３０分と仮置きしました。

＜備考 研修総時間の考え方＞

- 令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所職員に遺体して効果的な研修を行うための基礎的な調査研究」にて、都道府県・政令指定都市・中核市の一時保護所関係研修企画担当者を対象に実施した一時保護所職員向け研修実施状況のアンケート調査において、研修実施総時間に係る回答は下表のとおりでした。

	最低値	最大値	中央値	平均値	n
新任一時保護所職員向け研修	2.0	48.0	7.5	16.1	28
２年目以降初級職員研修	2.0	24.0	5.0	7.4	8
中級（３～５年目）職員研修	2.0	20.0	7.0	10.0	9
上級（５年以上）職員研修	2.0	2.0	2.0	2.0	2
スーパーバイザー研修	2.0	20.0	15.0	14.5	15
業務責任者研修	20.0	20.0	20.0	20.0	1
参加者に特段の区別を設けず実施する研修	1.0	70.0	6.0	13.1	27
その他	0.0	144.0	4.0	21.5	23

（単位：時間）

- 新任一時保護所職員向け研修は平均して 16.1 時間（中央値 7.5 時間）、中級職員向け研修は 10 時間（中央値 7 時間）、スーパーバイザー研修は 14.5 時間（中央値 15 時間）、業務責任者研修は 20 時間（中央値 20 時間）行われています。
- これを踏まえ、本研修カリキュラム案は、初級者向けの研修が 29 コマ（29×30 分=14.5 時間）、中級者向けの研修が 21 コマ(21×30 分=10.5 時間)、上級者向けの研修が 11 コマ（11×30 分=5.5 時間）としています。
- 中央値ベースで考えると研修時間を新たに確保する必要がありますが、本カリキュラム案はあくまで参考としていただき、現場の実情に合わせて自習とするもの、集合研修として実施するものを取捨選択していただくことを目論むものとして位置づけます。

1. 児童福祉法

本科目では、児童福祉・一時保護業務に携わる公務員としての基礎固めの第1歩として、児童福祉に関する国・都道府県・市町村の役割及び一時保護業務の根拠規定について確認します。

次世代の国づくり

目次

1. 児童福祉法の理念	2	9. 国の役割	25
2. 児童の権利に関する条約	3	10. 児童相談所の設置根拠	26
3. 児童福祉に係る国民の責任	4	11. 都道府県による要保護児童等への措置の内容（児福法27条）	29
4. 児童福祉保障の原理	5	12. 保護者の児童虐待等の場合の措置（児福法28条）	32
5. 児童福祉に係る国・地方公共団体の責務	6	13. 一時保護所の設置根拠	34
6. 児童福祉法に規定される市町村・都道府県・国の役割	9	14. 一時保護業務の根拠	35
7. 市町村の役割・業務	10	15. 令和4年6月に成立した改正児童福祉法の一時保護業務への影響	36
8. 都道府県の役割・業務	15	16. (参考)児童相談所長の権限	37

児童福祉の理念

- 児童福祉法は、全ての子どもの健全育成及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。その第1条では、児童福祉の理念が規定されています。

児童福祉法第1条【児童福祉の理念】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する

- 児童の福祉を保証するための基本的理念を示した規定であり、子どもが権利の主体であることを規定

児童の権利に関する条約

- 児童の権利条約は、18歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。
- 1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しました。

■ 児童の権利条約に定められた子どもの権利の概要（4つの柱）



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

■ 児童の権利条約 一般原則

生命、生存及び発達に 対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを請けることが保証される

子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

※子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に関わる判断や合意形成を行う際の原則

子どもの意見の尊重

(意見表明権/ The right to be heard)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

※子どもの意見をすべて叶えるという意味ではない

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

児童福祉に係る国民（保護者・国・地方公共団体）の責任

- 児福法2条では、児童福祉に係る国民の責任が規定されており、子どもはその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが示されています。

児童福祉法第2条【国民の責任】

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に健やかに育成する責任を負う。



- 子どもに関する国民、保護者、国及び地方公共団体の責任を規定しており、①子どもの意見を尊重すること、②子どもの最善の利益が優先して考慮されるべきことを規定。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕55頁

児童福祉保障の原理

また、児福法第3条では、児童福祉の考え方が、児童に関するすべての法令の施行においても尊重されなければならないことを規定しています。

児童福祉法第3条【児童福祉保障の原理】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保证するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。



- 本条では、児童福祉の原理が、児童福祉法のみならず、児童に関するすべての法令の施行において、尊重されなければならないことを規定している。
- 「すべての児童に関する法令」というのは、「未成年者の法律行為、親権などの問題を規定する民法、児童に対するわいせつ、姦淫、遺棄、未成年者の略取及び誘拐等を規定する刑法、少年犯罪者、虞犯少年に関する少年法、矯正院法、年少労働者について規定する労働基準法、児童の教育について規定する学校教育法、保健所法、国民体力法などの衛生関係法規、その他未成年者喫煙禁止法、飲酒禁止法などはもちろん、これらの法律の施行令、施行規則を含むとされる。
- さらにその他にも、児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等、手当に関する法律や、母子健康法、母子及び父子並びに寡婦福祉法や子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律等もこれに含まれる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕60

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、保護者が第一義的責任を果たし得るよう制度整備、運営に努めることによって、児童を心身ともに健やかに育成する責任を果たさなければならないとされています。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■家庭における児童の保護者の支援

- 国及び地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進することが責務として規定されている。すなわち国・地方公共団体は、児童を現に監護する保護者が第一義的責任を果たし得るよう制度整備、運営に努めることによって、児童を心身ともに健やかに育成する責任を果たさなければならない。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕63-64頁

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童を家庭から分離し、家庭に代わる代替的な養育環境を当該児童に保証しなければなりません。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■家庭における養育環境と同様の養育環境

- 児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童を家庭から分離し、家庭に代わる代替的な養育環境を当該児童に保証することが国及び地方公共団体の責務である。代替的な養育環境が十分に保障されていなければ、児童を家庭から分離して保護するための前提が存在しないともいえる
- 「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは具体的には児福法の定める里親委託や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に加え、とりわけ民法の定める養子縁組があげられる

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕64-65頁

児童福祉に係る国・地方公共団体の責務

国・地方公共団体は、児童福祉施設において児童を養育する場合であっても、できる限り家庭における養育環境と同様の養育環境に準じた良好な「家庭的環境」において児童が養育されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

児童福祉法第3条の2【国及び地方公共団体の責務】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

■できる限り良好な家庭的環境

- ・ 代替的な養育環境として、里親委託など家庭における養育環境と同様の養育環境において児童を養育することが適当でない場合には、児童養護施設ほか児福法上の児童福祉施設において児童を養育することになる。
- ・ そのため、ここでは、児童福祉施設において児童を養育する場合であっても、できる限り家庭における養育環境と同様の養育環境に準じた良好な「家庭的環境」において児童が養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣、2020】66頁

児童福祉法に規定される市町村・都道府県・国の役割

児福法3条の3では、2条3項及び3条の2に定める国及び地方公共団体の責務につき、市町村（特別区を含む）、都道府県、国の間での役割分担の基本的な在り方について定めています。

児童福祉法第3条の3 第1項【市町村の役割】

市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

児童福祉法第3条の3 第2項【都道府県の役割】

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

児童福祉法第3条の3 第3項【国の役割】

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の役割

市町村は、児童に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割を担います。

児童福祉法第3条の3 第1項【市町村の役割】

市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

■市町村の役割

- 児童の生活は地域を基盤に行われることから、児童の福祉に係る施策は地域社会の中で展開される必要があることから、市町村が児童に最も身近な基礎的な地方公共団体としての役割を持ちます。
- 市町村は、児福法10条1項に掲げる業務のほか、障害児通所給付費の支給、24条1項の規定による保育の実施など児童に身近な場所での児童の福祉に関する支援を行うとともに、地域における支援拠点の整備に努め（児福法10条の2）、包括的・継続的に児童と家庭への支援を行うこととされています。
- なお、児童虐待に関しては、都道府県が専門的な知識に基づき、保護者に対して強制的な権限を行使する役割に重心を置くこととされている一方、市町村は地域社会の中で保護者に寄り添い養育の改善を促し支援するという役割を中心的に果たすこととなっています。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕68-69頁

児童福祉法に規定される市町村の業務・児童相談所との協働

児福法10条では、児童福祉に関する支援業務を行う基礎的な地方公共団体としての市町村の業務を明確化するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする事項に関しては、児童相談所に援助を求めることとすることを定めています。

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

児童福祉法第10条第2項・第3項【児童相談所との協働】

- ② 市長村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の業務

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

■「必要な実情の把握」と「必要な情報の提供」

- ・ 市町村が、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うためには、地域の社会事情に関する情報を収集・分析し、その実情を把握することが必要です。
- ・ そのため市町村は、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等を通じ、又は児童相談所、福祉事務所、児童委員、民間団体を含む関係機関とその地域に応じたネットワーク体制を構築し、連携を図ることにより、情報を収集することが求められます。
- ・ また、そうしたネットワーク、連携を通じて、情報を提供することにより、虐待等を未然に防止し、早期に発見する等の積極的な取組が求められます。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕124頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村の業務

児童福祉法第10条第1項【市町村の業務】

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

■子ども支援活動

- ・ 市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を養護しなければなりません（市町村子ども家庭支援指針参照）
- ・ また市町村は、要保護児童の通告先であり（児福法25条1項）、病院等の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師等の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等の情報を市町村に提供するよう努めることとされ（児福法21条の10の5）それらの通告、情報に対応し、適切な支援を行わなければなりません。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕124-125頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される市町村と児童相談所との協働

児童福祉法第10条第2項・第3項【児童相談所との協働】

- ② 市長村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- ③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

■ 児童相談所との協働

- 市町村は、自ら対応することが困難と判断したケースについて、専門性を有する都道府県（児童相談所など）と連携・協力し、その役割分担・連携の具体的なあり方について十分な調整を図りつつ、子ども家庭相談への対応に万全を期することが必要です。
- 児童相談所は、専門的立場から、児童及びその家庭につき、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の診断を行い、その診断に基づき判定を行います（児福祉法11条1項2号ハ・12条2項）。市町村は、このような判定が必要な場合、児童相談所に送致し、判定を求めなければなりません（児福祉法25条の7第1項1号・2項1号）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕125頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の役割

都道府県は、児童相談所の専門性の強化により、市町村に対する必要な助言、適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに広域的な対応が必要な業務を担います。

児童福祉法第3条の3 第2項【都道府県の役割】

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

■ 都道府県の役割

- 地方自治法は、市町村を「包括する広域の地方公共団体」として都道府県を位置付け、「広域にわたるもの」や「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする」と定めています。
- 地方自治法も踏まえて、都道府県は、児童相談所の専門性の強化により、児童・家庭の支援に中心的な役割を果たす市町村に対する必要な助言、適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに広域的な対応が必要な児福祉法11条1項に掲げる業務や児童福祉施設入所措置（児福祉法27条1項3号）などを行うこととされました。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕69頁

児童福祉法に規定される都道府県の業務

都道府県は、広域的に市町村の連携を図り得る立場にあり、なおかつ、児童福祉に関して専門的な知識及び技術等を有する児童相談所の設置主体です。

児童福祉法第11条第1項【都道府県の業務】

- 一 第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3) 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
- チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- 三 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

児童福祉法に規定される都道府県の業務

都道府県は、広域的に市町村の連携を図り得る立場にあり、なおかつ、児童福祉に関して専門的な知識及び技術等を有する児童相談所の設置主体です。

児童福祉法第11条第2項～7項【都道府県の業務】

- ② 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- ④ 都道府県知事は、第1項第2号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定めるものに委託することができる。
- ⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない
- ⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な措置を行うよう努めなければならない。

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項1号

第10条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町 村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、**市町村職員の研修**その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

■市町村職員の研修

- 市町村職員の研修は都道府県の業務とされ、児童相談所の業務から除外されています。（児福法12条3項）
- 市町村職員は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び自動を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことから、児童福祉行政はもとより母子保健行政等の幅広い知識や実務能力を備えることが求められます。都道府県は、市町村職員のこれらの技術の向上を図るため、市町村と協働し、一定の研修を実施しなければならないとされています。（「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24・2・23 雇児総発0223第2号））

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕136頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- イ **各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。**
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3) 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること

- 市町村は、住民に身近な第一次的窓口として、児童及び妊産婦の福祉に関し地域の必要な実情の把握や必要な情報の提供、子ども家庭支援活動等を実施しますが、都道府県においては、より広域的に社会事情に関する情報を収集し、その実情を把握した上で、市町村の区域を超えたネットワーク体制の構築等をこうなう必要があります。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕136頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3) 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 相談援助活動

- ・ 都道府県（児童相談所）は、市町村援助業務（本条1項）、相談業務（本条1項2号ロ）、調査・判定業務（同号ハ）、指導業務（同号ニ）、一時保護業務（同号ホ）、一時保護解除時の子ども家庭支援業務（同号ヘ）を行います。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕136頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
- イ～ハ 略
 - ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
 - (3) 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
 - (4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
 - (5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること
 - チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 里親支援事業

- ・ 都道府県知事は、里親制度に関し、里親を認定し、養育里親に対する研修を実施し、養育里親名簿を作成します。
- ・ その上で、委託児童の養育の質を高め、里親の専門性の確保や精神的負担の軽減などを図るため、里親に対して、その相談に応じ、必要な情報を提供し、助言、研修その他の援助を行います
- ・ 具体的な援助としては、里親の研修、訪問・来所・電話等による相談、里親の相互交流（里親サロン等）、里親の一時的な休息のための支援等が挙げられます。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕136頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条1項2号

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～ハ 略

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと

- (1) 里親に関する普及啓発を行うこと
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと
- (3) 里親と第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと
- (5) 第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を策定すること

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

■ 養子縁組に関する相談・支援

- 2016年改正により、養子縁組里親が法定化されたことから（児福法6条の4第2号・34条の19）、養子縁組に関する相談・支援も都道府県（児童相談所）の業務とされました。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕137頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条2項

- ② 都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

■ 都道府県知事による市町村に対する助言

- 市町村は、子ども家庭支援活動のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければなりません（児福法10条2項）、都道府県（児童相談所）が、児童福祉に関する専門的知識と技術を有し、より広域的な見地から実情を把握して、各関係機関との連携を図る立場にあることに鑑み、市町村の子ども家庭支援活動に対して、必要に応じ、助言を行うことができるものとされています。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕137頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される都道府県の業務

児童福祉法第11条3項

- ③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

■ 都道府県知事による行政庁への委任

- 都道府県知事は、都道府県の業務に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができます。
- 「管理に属する行政庁」には、児童相談所、児童家庭支援センター（児福44条の2）などがあります。
- なお、都道府県知事から児童相談所長への委任に関する明文の規定としては、里親等への委託措置、入所措置等の権限の委任（児福32条1項・27条1項・2項）、一時保護権限の委任（同33条2項・9項）があります。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕137-138頁

(逐条解説) 児童福祉法に規定される国の役割

国は、市町村及び都道府県の業務が円滑に行われるよう、全国の児童福祉の水準を検証し、状況を正確に把握して制度整備のための施策を実施するとともに、市町村及び都道府県に対する助言や情報提供等、全体として児童の福祉のために必要な措置を講ずる役割を担います。

児童福祉法第3条の3 第3項【国の役割】

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

■ 国の役割

- 国は、市町村及び都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、全国の児童福祉の水準を検証し、状況を正確に把握して制度整備のための施策を実施するとともに、市町村及び都道府県に対する助言や情報提供等、全体として児童の福祉のために必要な措置を講じなければならないとされています。
- 具体的には、①国は子どもの権利擁護の主体として、子どもの権利擁護の在り方を監督し、検証を行うこと、②全国の児童福祉の水準を担保するため、基準を設けるとともに、それを担う者の技能について資格を設けること、③情報収集、正確な統計により、日本における子どもの権利保障の状態を国際比較できる程度に明らかにするとともに、分析結果に基づき制度、施策を向上させること、などが挙げられています。（社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会報告（提言）」〔平成28年3月10日〕6頁）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕70頁

児童相談所の設置根拠

- 都道府県は、相談援助業務等を行うため、児童相談所を設定することが児福法12条で義務付けられています。
- また同条で、児童福祉法は、全ての子どもの健全及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。

児童福祉法第12条【児童相談所】

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第3項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずよう努めなければならない。

（逐条解説）児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条1項&2項

- ① **都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。**
- ② **児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。**
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④

■ 児童相談所の設置

- 都道府県（政令指定都市を含む）は、児童相談所を少なくとも1か所は設置しなければなりません（本条1項、59条の4、自治156条、児福法施行令45条、自治令174条の26）。
- 2004年の児福法改正では、指定都市以外の個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）について（「児童相談所を設置する市について」〔平成20・8・29 雇児総発第0829001号〕）、2016年改正では、特別区について（同〔平成29・3・31 雇児総発0331第13号〕）、児童相談所を設置できることとなりました。
- 児童相談所は一定の管轄区域を有しますが、その管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定め（本条2項、児福法施行規則5条の2）、管轄区域を含む児童相談所の設置、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事等はこれを厚生労働大臣に報告しなければなりません（児福法施行令2条、児福法施行規則3条）

(逐条解説) 児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条3項&5項

- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。

■ 児童相談所の基本的業務

- ・ 児童相談所の基本的業務は、本条3項により、次のものになります。
 1. 市町村援助業務（11条1項1号）
 2. 相談業務（11条1項2号ロ）
 3. 調査・判定業務（11条1項2号ハ）
 4. 指導業務（11条1項2号ニ）
 5. 一時保護業務（11条1項2号ホ）
 6. 巡回相談業務（5項）
- ※ 各業務の内容は「児童相談所の業務 1」で取り扱います。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕142頁

都道府県による要保護児童等への措置の内容（児福法27条）

- ・ 都道府県は、①児童相談所が要保護児童として通告を受けた児童等、②警察官が児童相談所長に送致した児童、③家庭裁判所が児童相談所長に送致した児童、④家庭裁判所が強制的措置を許可するとして児童相談所長に送致した児童等に対して、児福法27条に基づき各種措置を行います

児童福祉法第27条【都道府県の採るべき措置】

- ① 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
 - 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
 - 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
 - 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。
- ② 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- ③ 都道府県知事は、少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、第一項の措置を採るにあつては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- ④ 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- ⑤ 都道府県知事は、第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第一項第一号から第三号までの措置（第三項の規定により採るもの及び第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第二項の措置を採る場合又は第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。

(解説) 都道府県による要保護児童等への措置の内容 (児福法27条)

都道府県による措置の対象者

- 都道府県は以下のような子どもを対象として措置を行います。

① 要保護児童として通告を受けた児童等

- 児童相談所が児福法25条（要保護児童の通告）により直接通告を受けた児童
- 市町村が児福法25条の通告を受け阿又はその相談に応じた児童のうち必要と認めて児童相談所に送致した児童
- 都道府県の設置する福祉事務所の長が、児福法25条の通告を受けた児童等のうち、必要と認めて児童相談所に送致した児童

② 警察官が児童相談所長に送致した児童

- 触法少年（少3条1項2号）のうち、①故意の犯罪行為により被害者を死亡させたと思われる者、②死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役もしくは禁錮に当たる罪を犯したと思われる者、③それ以外で家庭裁判所の審判に付するのが適当と思われる者
- 上記①②については、都道府県知事は調査の結果その必要がないと認められる場合を除き、家庭裁判所に送致を行わなければならない。

③ 家庭裁判所が児童相談所長に送致した児童

- 少年事件において家庭裁判所が、年少少年あるいは非行の進んでいない少年について少年法による保護処分よりは児福法による措置が適当と判断し児童相談所に送致した児童。

④ 家庭裁判所が強制的措置を許可するとして児童相談所長に送致した「児童福祉法の適用がある少年」

- いわゆる「強制的措置許可申請事件」の対象者
- 家庭裁判所において「児童福祉法の適用がある少年について、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的な措置が必要」と決定され、その期限を付して採るべき保護の方法その他の措置を指示して、家庭裁判所が児童相談所に送致した児童。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕pp303-307

(解説) 都道府県による要保護児童等への措置の内容 (児福法27条)

都道府県による措置の内容

- 都道府県は先のページの①～④に該当する子どもに対して次のような措置を採ります

種別	概要
児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること	- 訓戒：非行を行った児童に対し、生活態度等を改めるように、又は、不適切な養育を行った保護者に対し、そのような行為を繰り返さないように等の注意喚起を行います。 - 誓約書を提出させる：上記の様な児童・保護者が守るべき事項等を記載し、誓約書として提出させます。
児童・保護者に対する指導の措置	- 児童又はその保護者を、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させます。 - 又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは児福法26条1項2号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託します。
里親等への委託、施設入所	児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させます。
家庭裁判所への送致	触法少年、虞犯少年について、児福法の措置ではなく、少年法の規定する保護措置を採ることが必要だと判断される児童について家庭裁判所へ送致します。
障害児の指定発達支援医療機関への入院	肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、指定発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経研究センターの設置する医療機関であって、厚生労働大臣が指定するもの）に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができます。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタル 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕pp308-317

保護者の児童虐待等の場合の措置（児福法28条）

- 都道府県は、親権者等の意に反する場合であっても、家庭裁判所の承認を得ることにより、施設入所措置を採ることができます。

児童福祉法第28条【保護者の児童虐待等の場合の措置】

- ① 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。
 - 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
 - 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。
- ② 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条並びに第三十三条第二項及び第九項において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- ③ 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- ④ 家庭裁判所は、第一項第一号若しくは第二号ただし書又は第二項ただし書の承認（以下「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告すること、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求めること、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 家庭裁判所は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。
- ⑥ 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てに対する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑦ 家庭裁判所は、第四項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。
- ⑧ 第五項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

（解説）保護者の児童虐待等の場合の措置（児福法28条）

「保護者」による「児童」の福祉侵害があり、都道府県による措置が児童の親権を行う者又は未成年後見人（親権者等）の意に反するときの措置の内容

保護者が親権者等であるとき

- 家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を採ることができる。
(本条1項1号)

保護者が親権者等でないとき

- まずはその児童を親権者等に引き渡します。ここでは家庭裁判所の承認は不要です。(本条1項2号本文)
- しかし、児童を親権者等に引き渡すことが当該児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を採ることができます。(本条1項2号ただし書き)

家庭裁判所の承認の効果等

承認自体の効力

- 家庭裁判所の承認に基づき、児童相談所が改めて児福法27条1項3号の措置を採ることになるので、その措置は新たな行政処分として、告知及び不服申立ての対象となります。

承認後の事情

- 承認後の事情変更等により、家庭裁判所が承認の審判を出していても、児童相談所は措置をしないことも可能です。

親権等との関係

- 本条に基づく措置で児童が施設に入所した後、施設は保護者の引取り要求を拒めるかについては、「家庭裁判所の承認があつた以上、児童福祉施設の長に与えられた監護権が保護者等の監護権に優先することになるので、これを拒むこと」ができると解されています。

措置解除

- 本条の承認を経た後の措置の解除には、家庭裁判所の承認は必要ではなく、行政機関の判断に委ねられます(児福法27条5項)が、児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません(児福法27条6項)

一時保護施設の設置根拠

- ・ 児福法12条の4は、児童相談所の主要業務の一つである一時保護業務（児福法11条1項2号ホ）を実施するため、「一時保護施設」の付設を義務付けています。

児童福祉法第12条の4【児童の一時保護施設】

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない

■一時保護施設の設備及び運営

- ・ 一時保護施設の設備及び運営に関しては、「児童福祉施設基準」の規定が一部を除き準用されています。（児福法施行規則35条）
- ・ 一時保護施設の設備基準としては、①児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設置すること、②児童の居室の1室は、原則として、4人以下の定員とし、1人当たり一定以上の面積を有すること（ただし、乳幼児のみの居室は除く）などが求められています（児童福祉施設基準41条）。
- ・ また、原則として、「児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない」（児童福祉施設基準42条1項）とされています。
- ・ **ただし、令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、新たに一時保護所の設備運営基準が策定されることになりました。そのため今後（特に令和6年4月1日以降（改正児童福祉法の施行期日））は児童福祉施設基準の準用ではなくなることに注意してください。**

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 159-160頁

一時保護業務の根拠

- ・ 児童相談所長又は都道府県知事は、必要がある場合には、児童を短期間、児童相談所内で一時保護し、又は一時保護を委託することができます。

児童福祉法第33条【一時保護】

- ① 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ③ 前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。
- ⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行うとすると、及び引き続き一時保護を行ったあと2月を超えて引き続き一時保護を行うとするとともに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がされている場合は、この限りでない。
- ⑥ 児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文、規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後又は同行の規定により引き続き一時保護を行った後2月を経過した後、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。
- ⑦ 前項本文の規定により引き続き一時保護を行った場合において、第5項本文の規定による引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用については、同項中「引き続き一時保護を行うとすると、及び引き続き一時保護を行った」とあるのは、「引き続きの一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定した」とする。
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行うことができる。
 - 一 第31条第4項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑨ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定により一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、第31条第4項の規定による措置（第28条第4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。第11項において同じ。）を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを板橋させることができる。
- ⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第8項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満20歳に満たない者のうち、第31条第2項から第4項までの規定による措置が採られているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- ⑪ 都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第31条第4項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。
- ⑫ 第8項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第1項又は第2項の規定による一時保護とみなす。

※一時保護業務の内容については「一時保護業務1」「一時保護業務2」で取り扱います。

ここでは、一時保護業務の法的根拠が児福法33条にあることを押さえてください。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 159-160頁

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の一時保護業務への影響

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（施行期日令和6年4月1日）を受けて、「一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査を導入**すること」、「**一時保護所の設備・運営基準の策定**」が行われることになりました。施行期日の令和6年4月に向け、具体の事務要領等のアナウンスに注視しましょう。

一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

＜一時保護開始時の適正性の確保（司法審査）＞

- 一時保護の適正性の確保や手続きの透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査を導入**する。
 - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）

＜一時保護所の設備・運営基準の策定等＞

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**し、下記の内容を規定する。
 - 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、**定員超過解消のための計画を策定**。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受ける**こととする。
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。

＜事前＞

裁判官の一時保護状発付

一時保護開始

裁判官の一時保護状発付

2ヶ月

4ヶ月

6ヶ月

一時保護解除

一時保護した場合、一時保護開始から7日以内に児童相談所は裁判所に一時保護状を請求する必要がある。ただし、親権者等が一時保護に同意する場合等は除く。

親権者等の意に反する場合、延長（2ヶ月ごと）に際し家裁の承認が必要（家事審判）（H30.4施行）

参考：厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>）（2023/3/15閲覧）

(参考)児童相談所長の権限（１）

権限	根拠
児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。	児福法12条5項
児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる	児福法12条の6第2項
児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる	児福法18条4項
児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。	児福法33条1項
児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、二月を超えて引き続き一時保護を行うことができる ※当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、家庭裁判所の承認が必要	児福法33条4項
児童相談所長又は都道府県知事は、引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から二月を経過した後又は引き続き一時保護を行った後二月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。	児福法33条6項
児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、一時保護が行われた児童については満20歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。 1 児福法31条4項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること 2 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満20歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること	児福法33条8項
児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、児福法33条8項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満20歳に満たない者のうち、第31条第2項から第4項までの規定による措置が採られているものをいう。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。	児福法33条10項

(参考)児童相談所長の権限 (2)

権限	根拠
児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。	児福法33条の2第1項
児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	児福法33条の2第2項
児童相談所長は、児福法33条の2第2項の規定による措置を、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反してもこれを行うことができる。	児福法33条の2第4項
児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なう恐れがあるものを保管することができる。	児福法33条の2の2第1項
児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。	児福法33条の2の2第2項
児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。	児福法33条の2の2第6項
児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。	児福法33条の6の2第1項
児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手續に参加することができる。	児福法33条の6の3第1項
児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六條の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。	児福法33条の7
児童の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六條の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。	児福法33条の9

(参考)児童相談所長の権限 (3)

権限	根拠
児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。	児福法47条2項
児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた十五歳以上の者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次条において「障害者支援施設」という。）に入所すること又は障害福祉サービス（同法第四条第一項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。次条において同じ。）を利用することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。	児福法63条の2
児童相談所長は、当分の間、第二十六条第一項に規定する児童のうち十五歳以上の者について、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認めるときは、その旨を知的障害者福祉法第九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第二項若しくは第三項に規定する市町村の長に通知することができる。	児福法63条の3
児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。	児虐法10条
児童相談所長等は、一時保護が行われている場合において、児童虐待を行った保護者について当該子どもの面会又は通信を制限することができる。	児虐法12条
児童相談所長は、施設入所等の措置が取られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば再び児童虐待は行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障をきたすおそれがあると認めるときは、子どもの住所又は居所を明らかにしない。	児虐法12条
都道府県知事等又は児童相談所長は、一時保護が行われ、かつ、面会・通信の全部が制限されている場合において、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、子どもへの付きまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。	児虐法12条の4
児童相談所長は、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該子どもを引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が子どもの引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該子どもについて当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。	児虐法12条の2第1項

参考文献

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 公益財団法人日本ユニセフ協会 「子どもの権利条約」
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13参照)
- ・ 厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) ,(2023/3/15閲覧)

2.その他法令

本科目では、親権及び児童相談所長の権限について確認し、児童相談所（一時保護所）、子ども、及びその保護者の関係性についてイメージを養います。

次世代の国づくり

目次

1. 親権の基本的な内容と性質	2
2. 親権者の分類	3
3. 親権の具体的内容	4
4. 親権行使への介入に係る要件・効果	5
5. 一時保護措置と親権との関係	7
6. 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限	13
7. 一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限	14
8. 保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令	16
9. 親権者/監護権者/保護者の違い	18
10. 継父/養父の違い	19

親権の基本的な内容と性質

親権の基本的な内容

親権

未成熟又は判断能力が未だ不十分な子の監護や教育、財産の管理等、子の利益を守り、保護するために親に認められた権利及び義務の総体

身上監護権

監護、教育等を行う権利

財産管理権

子の財産を管理し、子の財産を管理し、子の財産に関する行為を代理し、又は子の行為に同意をする権利

親権の性質

義務である

親権の基本的性格は、その子の利益を図るために親が適切に監護等を行うことが義務付けられることにある

親権行使の様態は 自由裁量である

親権の行使は義務であることを踏まえた上で、親権者は、どのように監護、教育をすることが適切で、何がその子の利益に合うかということを、原則として自らの裁量で判断することが許されており、その限りで、国家や社会との関係で、判断を尊重される。

国家や社会の介入が 及ぶ場合もある

但し、このような権利性の承認は、国家や社会からの介入が許されないことを意味するものではなく、子の利益を図るという親権の趣旨に照らし、子の利益を害する不適切な親権の行使に対しては、国家や社会の介入がなされなければならない。また、そうすることが国家や社会に課せられた責務でもある。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕24-27頁

親権者の分類

- 民法は親権を親に与えますが、親たる父母の相互の関係に応じて、扱いが異なります。

婚姻中の父母の場合

■親権の所在

- 子の出生時に父母が婚姻している
→子の父母が共に親権者となる
親権は共同で行使する
- 父母の一方が行方不明などの場合
→他方の親権者が単独で親権を行う
- 父母の一方が死亡した場合
→他方の単独親権となる

■親権の共同行使の原則

- 親権の共同行使は原則として父母双方の名義で行使することが必要である
- 父母の一方が協働の名義で法律行為をなし又は子の行為に同意したときには、他の一方の意思に反したときであっても、原則として（相手方が事情を知っているときは別として）その行為は有効である
- 親権者間で意見が一致しない場合には、夫婦の協力義務の問題として、家庭裁判所の審判手続で解決することが考えられる。

離婚後の父母の場合

■親権の所在

- 子の出生前に父母が離婚している
→母が親権者となり、父母の協議によって父を親権者と定めることができる
- 子の出生後に父母が離婚している
→協議により父母のどちらかを親権者と定める

■非親権者との関係

- 親である以上、離婚後も子に対して扶養の義務を負う。相続の関係は存続する
- 離婚後に子が親権者に指定されなかった方の親と同居するなど、事情によっては親権者とは別に監護者が指定されることがある
- 監護者は親権のうち身上監護権を行使することができる
- 単独親権者が死亡した場合、未成年後見が開始するが、他方の親は未成年後見人に就任するか、親権者の変更に準じて親権者になることができると解されている

母が婚姻していない場合

■母の単独親権の原則

- 子を分娩した母が婚姻していないときには、認知によって父子関係が生じるが、父母の共同親権にはならない
- 上記の場合の親権者は原則として母であるが、父母が協議によって父に定めた場合のみ、父が親権者となる。
- 上記2通りにおいてどちらの場合も単独親権であり、共同親権は認められていない

■母が未成年の場合

- 子を懐胎、出産した母が未成年である場合であっても、子の親権者は母である
- 母が未成年でその親の親権に服する間は、母の親権者が母に代わって当該子に対して親権を行使することとなる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕25-27頁

親権の具体的内容

親権

身上監護

- 親権者は保護者として、子の利益のためにこの監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。子の監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。
- 居所指定：親権者でない者が子の意思に反して子と同居しているようなときに、その者が親権の行使を妨害しているとして子を引き渡すことを請求できる。（但し、自己の意思を表明できるような年齢の子（10歳程度）が自らの意思でとどまっているときは、原則として引渡請求は認められない）
- 職業の許可：親権に服する未成年者が、他人に雇われ又は自営により、職業を営む場合に、親権者の許可を得なければならない。

財産管理

- 親権者は、その子の財産について包括的な管理権を有し、子の財産に関する法律行為を、子に代わって行うことができる。
- 子が自ら法律行為をなすときに、法定代理人として同意する権限を持ち、この同意を得ずに子がした行為を取り消すことができる。
- 親権者が子に自由な処分を許した場合、第三者が親権者に管理させない意思表示して子に特定の財産を与えた場合、親権者の許可を得た営業に関わる場合は財産管理の権限の例外となる。

身分や身体に関わる事柄

- 身分に関わる行為については、一定年齢（15歳以上とするものが多い）に達した未成年者は自ら行うことができる。
- 医療等の身体に関する事柄については、必ずしも明確な基準が確立していないが、少なくとも年長の未成年者については、親権者が子自身の意思にかかわらずに決定、同意する権限を持つと解するのは適当ではないと解される。

法定監督義務者

- 親権者は、その子が第三者の権利または法益を侵害し、損害を生じさせた場合であって、当該子が責任を弁識する能力を有しないとき（12歳程度が目安とされる）には、監督義務の懈怠がなかったことを証明しない限り、法定監督義務者として損害賠償責任を負う。
- 子自身が責任を弁識する能力を備え、責任を負う場合であっても、親権者が監督義務を懈怠したことによって子の行為がなされ、損害が発生したといえる場合には、親権者もまた損害賠償責任を負うと解されている（民709条）

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣、2020】27-30頁

親権行使への介入－親権喪失の要件・効果

申立権者

- 子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、児童相談所長

喪失の要件

①子の利益を著しく害するとき

「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するとき」

- 虐待・遺棄等：「虐待」とは、子を身体的又は精神的に過酷に取り扱うことを意味し、「悪意の遺棄」とは正当な理由がないのに著しく監護養育の義務を怠ることを意味する。
- 親権の行使が著しく困難又は不適当であること：「親権の行使が著しく困難」とは、精神的又は身体的故障等により適切な親権の行使が不可能又はこれに近い状態であることを意味し、精神的疾患や長期の行方不明の状態などが考えられる。「親権の行使が不適当」とは、子を虐待し、通常未成年の子の養育に必要な措置をほとんど採っていないなど、親権行使の方法が適切を欠く程度が高い場合や、親権の行使をさせることが子の健全な生育等のために著しく不適当であることを意味する。
- 子の利益を著しく害するとき：「子の利益を著しく害する」とは、子の利益に対する侵害の程度、態様、期間、子の心身に与えた影響の大きさ、被害回復の見込みの可能性、子の意向などを総合的に勘案し、親権者による親権行使を継続させることが児童の健全な心身の発達に重大な影響を及ぼすかといった観点から判断されるものと考えられる。

②2年以内にその原因が消滅する見込みがないこと

審判時において、親権喪失の原因が認められる場合であっても、**2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合は親権喪失は認められない。**

審判の効果

①親権の喪失

即時抗告期間が満了し又は高等裁判所の審判の告知があると審判が確定する。親権を喪失する親が子に対して有していた親権は、将来に向かって行使し得なくなり、審判が確定すると対世的効力が生じる。もともと、親子関係が消失するものではなく、未成年者の婚姻についての父母の同意や特別養子縁組についての父母の同意のように法律上父母と明示されているものや、他の法律関係（相続や扶養等）については影響しない。

②戸籍法上の届出

親権喪失の審判が確定した場合、確定した日から10日以内に申立人が戸籍上の届出をしなければならないが、確定した場合には画定審の裁判所書記官から戸籍記載の嘱託がされるため、嘱託に基づき戸籍に記載することになる。親権喪失の内容は、未成年者の身分事項欄に記載され、具体的には親権喪失の審判確定日、親権喪失者、記録嘱託日が記載される。なお、親権喪失の審判が取り消され、又は子が成年に達した後に新戸籍が編製され、又は他の戸籍に入籍する場合には、親権喪失の審判及びその取消しの記載は移記されない。

③共同親権の場合

父母の一方が親権喪失の審判を受け確定したときは、他の一方が単独で親権を行う。親権者全員について親権喪失の審判がなされたときは、「未成年者に対して親権を行う者がいないとき」になるため、未成年後見開始事由となる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣、2020】35-39頁

親権行使への介入－親権停止の要件・効果

申立権者	・ 子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、児童相談所長
停止の要件	①子の利益を害するとき 「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」 a. 親権の行使が困難であること：精神的又は身体的故障等により適切な親権の行使が困難である状態にあることをいう。 b. 親権の行使が不相当であること：虐待をしたり通常未成年の子の養育に必要な措置を採っていないなど、親権行使の方法が適切性を欠く場合や、親権の行使が子の利益のために不相当である場合をいう。 c. 子の利益を害するとき：親権喪失の場合と同様、子の利益に対する侵害の程度、態様、期間、子の心身に与えた影響の大きさ、被害回復の見込みの可能性、子の意向などを総合的に勘案し、親権者による親権行使を継続させることが児童の健全な心身の発達に重大な影響を及ぼすかといった観点から判断されるものと考えられる。 ②親権の停止期間 審判時において、親権停止の原因が消失するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を越えない範囲内で定めるものとされる。
審判の効果	①親権の停止 即時抗告期間が満了し又は高等裁判所の審判の告知があると審判が確定する。親権を停止される親が子に対して有していた親権は、定められた期間停止し、審判が確定すると対世的効力が生じる。親権喪失同様、あくまで親権を行使し得なくなるだけであり、親子関係が消失するものではなく、また他の法律関係（相続や扶養等）については影響しない。一方で、親権停止の場合には、親権喪失の場合と異なり、15歳未満の子を養子として法定代理人の代諾により養子縁組をしようとする場合、親権を停止されている父母の同意が必要になる。 ②戸籍法上の届出 親権停止の審判が確定した場合の戸籍上の届出、戸籍記載事項については、親権喪失の場合と同様である。具体的には、親権停止の審判確定日、親権停止者、記録嘱託日が記載される。 ③共同親権者の親権行使 父母の一方が親権停止の審判を受け確定したときは、他の一方が単独で親権を行うと解されている。 ④接近禁止命令 親権停止の場合には、児福法28条審判の場合と異なり、接近禁止命令の利用はできないことに留意が必要である。 ⑤再度の親権停止の申立て 親権停止の期間が満了すると、停止の効果は消滅し、親権停止期間の延長又は児福法28条2項のような更新の制度は設けられていない。しかし、同一要件の下に新たに親権停止の審判をすることができ、申立回数に制限もない。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕39-42頁

一時保護措置と親権との関係（一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限）

- ・ 一時保護措置と親権との関係については、児福法33条の2に規定されています。

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣、2020〕39-42頁

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)**児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】**

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■親権者等のない子どもに対する児童相談所長の権限

- ・ 児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のない者に対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされています。
- ・ 親権を行う者のない場合としては、「親権を行う者が死亡した場合」「親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合」「行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合」が想定されます。
- ・ ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等の許可を得なければなりません

■児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面例

- ・ 児童に多額の財産があり、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合。
- ・ 児童に医療行為（精神科医療を含む）が必要となり、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・ 児童が予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 404頁

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)**児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】**

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その**児童の福祉のため必要な措置を採ることができる**。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■児童相談所長による監護等に関する必要な措置の範囲

- ・ 本項は、一時保護中（委託一時保護中を含む）の児童に親権者等があつての、児童相談所長が監護及び教育に関して必要な措置を採れることを明文化しています。ただし、具体的に取れる措置は「必要な」ものという範囲で限定され、必要性のない措置はとることができません。
- ・ 必要性の要件は、問題となっている事柄の重要性、合理性、当該措置の必要性の程度、問題となっている児童の福祉の内容、代替手段の有無等に照らして、個別事情に応じて判断されることになります。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 405頁

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ **前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。**
- ④ 第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

■親権者等による児童相談所長の監護等の措置の不当な妨げの禁止

- ・ 児童相談所長は、一時保護中の子どもであって親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その子どもの福祉のため必要な措置を採ることができ、**子どもの親権者等は、児童相談所長による監護等の措置を不当に妨げてはならないとされています。**
- ・ 不当な妨げがあった場合には、当該行為にかかわらず、児童相談所長は子どもの利益を保護するために必要な措置を採ることができます。

■「不当な妨げ」に該当する行為 (児童相談所長又は施設長等による観護措置と親権者等との関係に関するガイドラインより)

1. 親権者等がとる行為自体の態様、手段が適切でない場合
児童や職員等に対して直接取る実力行使等の行為 / 他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為 / その他、学校等の児童の関係者に対する実力行使、迷惑を及ぼす等の行為
2. 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えると客観的に考えられる場合
児童に経済的な損失を与える行為 / 児童の社会生活に支障を生じさせる行為 / 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為 / 児童の教育上支障を生じさせる行為 / 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 406頁 555頁

(逐条解説) 一時保護措置と親権との関係 (一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限)

児童福祉法第33条の2【一時保護中の児童の親権等】

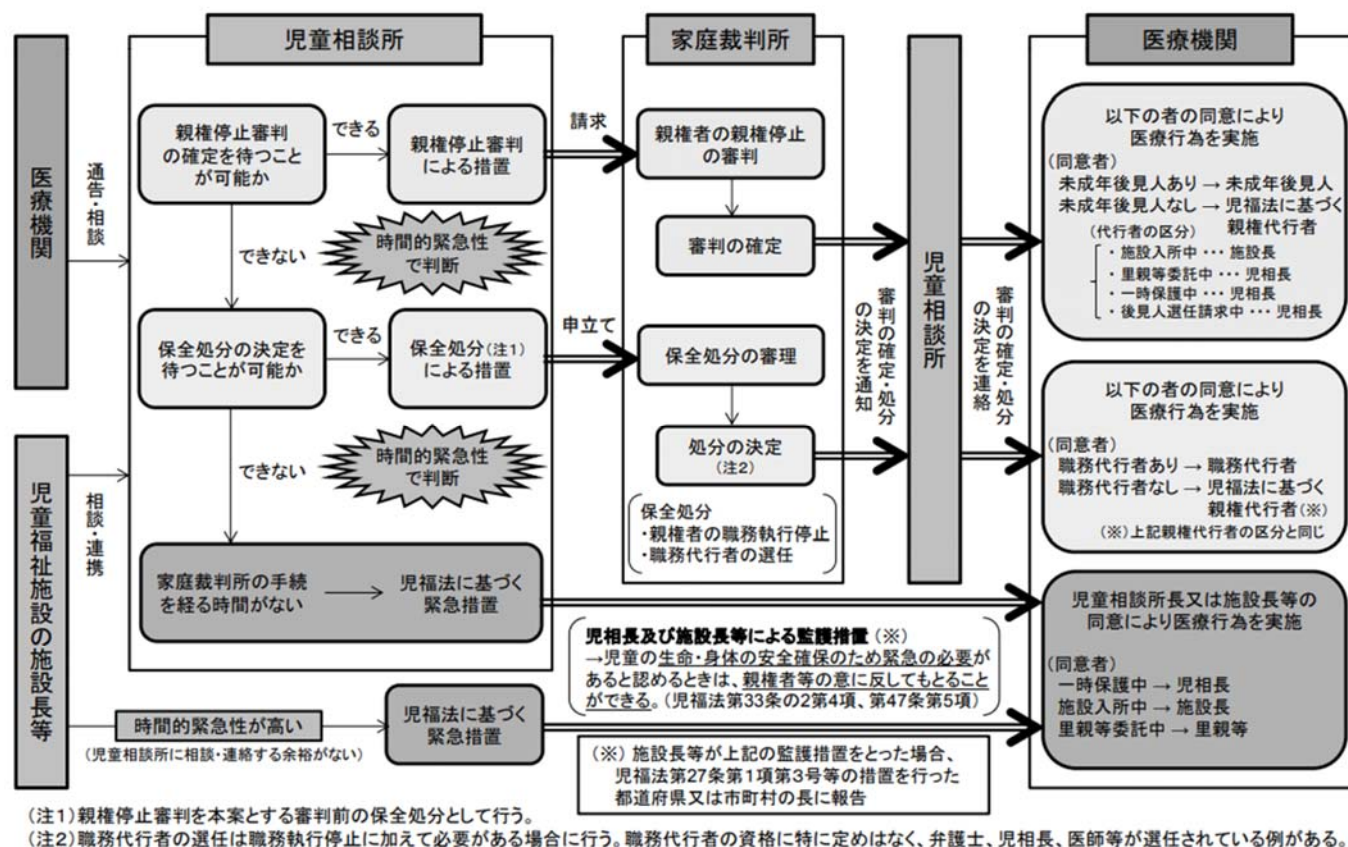
- ① 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
- ② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- ③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。
- ④ **第2項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。**

■緊急時の措置

- ・ 例えば、**一時保護中の児童に緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、必要な医療を受けさせることができます。**(但し、児童相談所長は、児童の生命又は身体の安全を確保するための緊急の必要があるにもかかわらず、親権者が同意しなかった旨や医療行為の具体的内容等、児童相談所長の同意により医療行為が行われた経緯について記録するとともに、児童の疾患や治療方法などについての内容を明確にするための医師の意見書等の資料を記録するに添付するといった対応が必要です)
- ・ また、**親権者等の「意思に反しても」とありますが、反対解釈により、緊急時以外は親権者等の意に反した措置を採ることができないというわけではありません。**これは、3項の規定により、児童相談所長は、親権者等による不当な妨害行為があっても、当該妨害に関わらず、児童の利益のために必要な監護等の措置を採ることができることから、緊急時以外であっても、親権者等の意に反する措置があり得ることになるためです。ただし、親権者等の意に反する措置を採る場合であっても、措置の必要性についてできる限り親権者等から理解を得られるように努めるべきとされています。
- ・ なお、**親権者等が、子どもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24・3・9 雇児総発0309第2号)を参照してください。**

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 406-407頁

(参考) 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ



出所：「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24・3・9 雇児総発0309第2号)

一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限

- 一時保護が行われた児童が、盗品等の児童本人が所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物を所持することが少なくなく、そのような物の保管・処分・返還に関する手続及び児童相談所長の権限を定めているのが**児福法第33条の2の2**です。

児童福祉法第33条の2の2【一時保護中の児童の所持物の保管】

- 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。
- 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。
- 児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかな場合には、これをその権利者に返還しなければならない。
- 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。
- 児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。
- 第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

※詳細は「一時保護に係る行政手続き1」で取り扱います。

一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限

- ・ **児童法12条**では、児童相談所長は、虐待を受けた児童について、里親委託を含む施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われた場合に、**面会を行えば保護者が児童を連れ戻そうとする可能性があったり、あるいは児童の心理的外傷が重大である等の理由で、保護者と児童の面会通信を行うことが不適切である場合に、保護者と児童の面会通信の制限及び児童の住所・居所の秘匿ができることを定めています。**

児童虐待防止法第12条【面会等の制限等】

- ① 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。
 - 一 当該児童との面会
 - 二 当該児童との通信
- ② 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第28条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】688-689頁

一時保護中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限

面会通信制限の手続

面会通信制限の法的性質

- ・ **児童に対する親の面会通信を制限する第一段階の方法として、児福法11条1項2号二に基づき行政処分ではない「指導」として行う方法があります。**
- ・ **保護者が上記の「指導」に同意せず、あくまで面会通信を要求してきた場合は児童法12条に基づく面会通信制限を行うことになります。**
- ・ 児童法12条による制限は行政処分（行訴3条2項、行審1条2項）に該当し、抗告訴訟（行訴3条）、都道府県知事に対する審査請求（行審2条・4条1号）が可能であるほか、その旨の教示が必要になります（行訴46条、行審82条）。

制限の手続

- ・ 児童法12条による面会通信の制限を行う場合は、行政手続法13条1項2号の規定により、弁明の機会を付与する必要があります。
- ・ また、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面を交付しなくてはなりません（行手14条・29条1項・30条、児童法施行規則2条2項）
- ・ ただし、夜間等の緊急の場合は、行政手続法13条2項1号により、弁明の機会の付与の手続を省略することが可能です。
- ・ 施設長が面会通信制限を行った場合、その旨を児童相談所長に通知しなければなりません。児童相談所長は、施設長からの通知を受けた場合、あるいは自ら面会通信制限を行った場合には、その旨を都道府県知事に通知します。（児童法施行規則2条2項）

保護者が面会通信制限に従わない場合

- ・ **児童法12条により児童との面会通信の全部が制限されており、当該保護者が児童の引き渡しを求め、面会通信制限に従わない等、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められた場合は、知事による接近禁止命令が出されます（児童法12条の4）。それでもこの命令に従わない場合、刑事罰の対象となります。**

解除

- ・ 児童相談所長は、面会通信制限を解除した場合は、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。
- ・ 児童相談所運営指針は、概ね6か月ごとに当該制限の必要性について検討すべきであると規定しています。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】692頁

保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令

- ・ **児童法12条の4**では、都道府県知事又は児童相談所長は、一定の場合に保護者に対して児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近ではいかいを禁止することを命ずることができる**接近禁止命令の制度を規定**しています。

児童虐待防止法第12条の4【接近禁止命令】

- ① 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。
- ② 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- ③ 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- ④ 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- ⑤ 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第六項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第五項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- ⑥ 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】700-701頁

保護者による一時保護中の子どもへの接近禁止命令

接近禁止命令の手続

接近禁止命令の要件	・ 児童法12条の4・1項に規定する禁止命令の要件は次の3つです。 ① 児童法27条1項3号の施設入所等の措置又は一時保護がなされていること ② 児童法12条1項に基づき児童との面会及び通信の全部が制限されていること ③ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること
接近禁止命令の法的性質	・ 接近禁止命令は特定の者を名宛て人として、これに一定の作為・不作為の義務を課するものであるため、行政処分（行訴3条2項、行審1条2項）に該当し、抗告訴訟（行訴3条）、都道府県知事に対する審査請求（行審2条・4条1号）が可能であるほか、その旨の教示が必要になります（行訴46条、行審82条）。
接近禁止命令の手続	・ 接近禁止命令は都道府県知事、政令指定都市の長、児童相談所長が行います。 ・ 接近因子命令を発する場合には、児童法12条の3第3項の規定により、聴聞を行う必要があります。聴聞は行政手続法第3章第2節の規定に従って都道府県知事が行います。 ・ 接近禁止命令を行う場合、及び命令に係る期間を更新する場合は、理由となった事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した命令書を交付しなければなりません（児童法12条の4・第4項、児童法施行規則4条） ・ 命令発令後は、要保護児童対策地域協議会などの場を利用し、警察、学校等関係機関と連携を取り、接近禁止命令に違反した場合の対応について協議を行う必要があります（児童相談所運営指針）
接近禁止命令の期間	・ 接近禁止命令は6か月を超えない期間を定めて行います。 ・ 引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6か月を超えない期間を定めて、本条1項の規定による命令に係る期間を更新することができます。この場合においても、聴聞手続きを経た上で、再度命令を発する必要があります。
接近禁止命令違反	・ 保護者が接近禁止命令に違反した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます（児童法18条）。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】702頁

(参考)親権者/監護権者/保護者の違い

親権者	未成年の子に対し、親権（財産管理権・身上監護権）を行う者のこと
監護権者	- 未成年の子に対し、身上監護権を行う者のこと - 身上監護権は親権の一部であるため、親権者と監護権者は一致した方が子どもの福祉に資すると一般的に考えられているが、親権者が子どもを監護できない事情がある場合や、親権者でない片方が監護権者として適当である場合には、親権者と監護権者が別々になることがあり得る。
保護者	- 未成年の子を保護する義務を負う人 - 民法では親権者である父母が該当する - 少年法では、法律上の保護者（親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長など）と、事実上の保護者（里親、親権者以外の同居の親族など）が該当する - 児福法、児虐法では親権の有無とは関係なく、児童を実際に監督・保護する者が該当する

(参考)継父/養父の違い

継父	- 子から見た母親の再婚相手を指します。 - 親子関係の権利や義務は生じず、相続権は認められません。
養父	- 子から見て、養子縁組をした父親のことを指します。 - 母親の再婚相手と子が養子縁組をした場合は、その再婚相手は「養父」となります。 - 親子関係の権利や義務が生じ、相続権が認められます。

参考文献

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「医療ネグレクトにより子どもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24・3・9 雇児総発0309第2号）

3. 児童相談所の業務 1

児童相談所と、児童相談所に置かれる各部門の設置目的・業務概要について確認し、一時保護業務部門が他部門との連携において期待される役割について自覚を獲得していく手助けとします。

次世代の国づくり

目次

1. 児童相談所の設置根拠	2
2. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念	5
3. 児童相談所の基本機能	6
4. 児童相談所の組織構成と各部門の所掌事務	7
5. 児童相談所の職員構成の標準	8
6. 児童相談所の各職員の職務内容	9

児童相談所の設置根拠

- ・ **都道府県は、相談援助業務等を行うため、児童相談所を設定することが児福法12条で義務付けられています。**
- ・ また同条で、児童福祉法は、全ての子どもの健全及び福祉の積極的増進を基本精神とし、子どもについての根本的総合的法律として、昭和22年に制定されました。

児童福祉法第12条【児童相談所】

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。
- ⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- ⑦ 都道府県知事は、第3項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- ⑧ 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（逐条解説）児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条1項&2項

- ① **都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。**
- ② **児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。**
- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④

■ 児童相談所の設置

- ・ **都道府県（政令指定都市を含む）は、児童相談所を少なくとも1か所は設置しなければなりません**（本条1項、59条の4、自治156条、児福法施行令45条、自治令174条の26）。
- ・ 2004年の児福法改正では、指定都市以外の個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）について（「児童相談所を設置する市について」〔平成20・8・29 雇児総発第0829001号〕）、2016年改正では、特別区について（同〔平成29・3・31 雇児総発0331第13号〕）、児童相談所を設置できることとなりました。
- ・ 児童相談所は一定の管轄区域を有しますが、その管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定め（本条2項、児福法施行規則5条の2）、管轄区域を含む児童相談所の設置、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事等はこれを厚生労働大臣に報告しなければなりません（児福法施行令2条、児福法施行規則3条）

(逐条解説) 児童相談所の設置根拠

児童福祉法第12条3項&5項

- ③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第28条第1項各号に掲げる措置を取ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第3項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く）を行うことができる。

■ 児童相談所の基本的業務

- 児童相談所の基本的業務は、本条3項により、次のものになります。
 - 市町村援助業務（11条1項1号）
 - 相談業務（11条1項2号ロ）
 - 調査・判定業務（11条1項2号ハ）
 - 指導業務（11条1項2号ニ）
 - 一時保護業務（11条1項2号ホ）
 - 巡回相談業務（5項）
- ※ 各業務の内容は「児童相談所の業務2」で取り扱います。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』〔有斐閣.2020〕142頁

児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

設置目的

児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助業務」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置し（第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）に設置される行政機関です。

児童相談所の相談援助活動の理念

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われます。
このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していく必要があります。

児童相談所が満たしているべき4条件

児童相談所は、上記の目的・理念を達成するために、基本的に次の4つの条件を満たしている必要があります。

- ① 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
- ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
- ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
- ④ 児童福祉に係る全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

（出所）厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」

児童相談所の基本機能

市町村 援助機能	市町村による子ども家庭相談への対応について、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。
相談機能	子どもに関する家庭その他からの①養護相談、②保健相談、③障害相談、④非行相談、⑤育成相談その他幅広い相談で、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行います
調査判定業務	- 子どもや保護者の状況等を知り、子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断する資料を得るために、児童福祉司、相談員が中心となって、面接、電話、照会、委嘱、立入調査等により、児童の居住環境、家庭環境、現況等について調査を行います。 - 調査の後、児童相談所は、児童福祉司、相談員等による社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）を行います。
指導業務	- 子ども及びその保護者に、調査判定に基づき、必要な指導を行います。 - 措置によらない指導として「助言指導」「継続指導」「他機関あわせん」、措置による指導として「児童福祉司指導」「児童委員指導」「市町村指導」「児童家庭支援センター指導」「知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導」「障害者等相談支援事業を行う者の始動」「指導の委託」があります。
一時保護業務	- 児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には、児童を一時保護し、または警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親など適当な者に一時保護を委託することができます。 - 一時保護には、緊急保護による場合、行動観察のために行われる場合、短期入所指導のために行われる場合があります。
巡回相談業務	地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村と共に関係機関のネットワーク化を推進する。

（出所）厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」

児童相談所の組織構成と各部門の所掌事務

- 児童相談所の組織は、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門を持つことが標準とされます。
- 組織規模が課題になる等の理由により、相談・判定・指導・措置部門は細分化されることもあります。細分化された場合は各部門の所掌事務は次のとおりです。

総務部門	- 所属職員の人事及び給与に関すること - 公文書類の收受、発送及び保存に関すること - 公印の管守に関すること - 物品会計事務に関すること - 施設の維持管理に関すること - 全体的事業の企画、普及に関すること - 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること - その他他部門に属しないこと	判定・指導 部門	- 調査・社会診断、医学診断、心理診断等及び指導 - 判定会議の実施とその結果の対応 - 判定に基づく援助指針（援助方針）の立案 - 一時保護している子どもの健康管理の援助 - 療育手帳、各種証明書等 - 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと
相談・指導 部門	- 相談の受付 - 受理会議の実施とその結果の対応 - 調査、社会診断及び指導 - 相談業務全般についての連絡調整 - 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動 - 一時保護手続 - 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等 - 相談業務の企画に関すること - 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。	措置部門	- 援助方針会議の実施とその結果の対応 - 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務 - 措置事務、措置中の状況把握 - 障害児入所施設利用給付決定に関する事務 - 児童記録票及び関係書類の整理保管 - 児童相談所業務統計
		一時保護部門	- 都道府県等が設置する一時保護施設で行う一時保護の実施 - 一時保護している子どもの保護、生活指導、行動観察及び行動診断 - 観察会議の実施とその結果の対応 - 一時保護している子どもの健康管理

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所の職員構成の標準

- 児童相談所は諸般の業務遂行のため、所長、次長（人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所、以下「A級」という。））及び各部門の長のほか、次の職員を置くことが標準とされています。

B級 ※A級以外の児童相談所	- 指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー） - 児童福祉司 - 相談員 - 医師（精神科を専門とする医師。嘱託も可） - 小児科を専門とする医師（嘱託も可） - 保健師 - 指導及び教育を起こ否う児童心理司（児童心理士スーパーバイザー） - 児童心理司 - 心理療法担当職員 - 弁護士（これに準ずる措置も可） - その他必要とする職員
A級	B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師
備考	- 配置される職員数は、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員となります。 - 児童福祉司については、各児童相談所の管轄区域の人口3万人に1人以上配置することを基本とし、人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合に歯、上乘せを行うこととされています。 - 児童心理司は、児福法12条7項及び児福法施行令1条の3に基づき、児童福祉司2人につき1人以上配置することが標準とされています。 - 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子どもたちの不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとされています。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所の各職員の職務内容（1）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

所長	- 所長として法に定められている権限の行使 - 児福法32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使 - 各部門の業務の統括 - 児童相談所を代表しての対外活動	相談・指導部門の長	- 相談・指導部門の業務全般の総括 - 受理会議の主宰 - 児童福祉司スーパーバイザーの意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと
次長	所長の職務の補佐		
総務部門の長	- 庶務的事項の総括 - 他部門との事務的連絡調整 - 全体的事業の企画に係る連絡調整	相談・指導部門	- 相談の受付 - 受理会議の実施とその結果の対応 - 調査、社会診断及び指導 - 相談業務全般についての連絡調整 - 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動 - 一時保護手続 - 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等に措置した後の家庭指導等 - 相談業務の企画に関すること - 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。
総務部門職員	- 所属職員の人事及び給与に関すること - 公文書類の收受、発送及び保存に関すること - 公印の管守に関すること - 物品会計事務に関すること - 施設の維持管理に関すること - 全体的事業の企画、普及に関すること - 一時保護している子どもの所持品の引取り、保管及び処分に関すること - その他他部門に属しないこと	児童福祉司スーパーバイザー	児童福祉司及びその他相談担当職員に対する専門的見地から職務遂行に必要な技術についての指導・教育
		児童福祉司	- 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること - 必要な調査、社会診断を行うこと - 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと - 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所の各職員の職務内容（2）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

里親養育支援 児童福祉司	1. 里親に関する普及啓発 2. 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助	弁護士	・ 児福法28条の措置、親権喪失又は停止の審判や同法33条5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続 ・ 法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者への説明
市町村支援 児童福祉司	1. 市町村の業務に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の堅守その他必要な援助 2. 市町村の業務に関し、広域的な対応が必要な業務 3. 担当区域内の子どもに関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整	児童心理司 スーパーバイザー	・ 児童心理司及び心理療法担当職員に対する専門的見地から職務遂行に必要な技術についての指導・教育
受付相談員	1. 相談の受付に関すること 2. 受付面接と応急の援助に関すること 3. 受理会議に関すること	児童心理司	1. 子ども、保護者等の相談に対応及び診断面接、心理検査、観察等による子ども、保護者等に対する心理診断の実施 2. 子ども、保護者、関係者等への心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導
相談員	1. 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること 2. 児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと 3. 子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない指導を行うこと	心理療法 担当職員	子ども、保護者等に対する心理療法、カウンセリング等の指導
電話相談員	電話相談業務に関すること	医師	1. 診察、医学的検査等による子どもの診断子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導 2. 医学的治療 3. 脳波測定、理学療法等の指示及び監督 4. 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導 5. 一時保護している子どもの健康管理 6. 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整
児童虐待対応 協力員	児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと		

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所の各職員の職務内容（3）

- 児童相談所の各職員の主な職務内容は概ね次のとおりです。

看護師	1. 一時保護している子どもの健康管理 2. 精神科医及び小児科医の診察等に係る補助的業務	一時保護 部門の長	1. 一時保護部門の業務全般の総括 2. 一時保護部門の職員に対する指導及び教育（スーパービジョン）を行うこと 3. 観察会議の主宰
保健師	1. 公衆衛生及び予防医学的知識の普及 2. 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診断における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援 3. 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理 4. 市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援	児童指導員及 び保育士	1. 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること 2. 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと
理学療法士等	理学療法、作業療法、言語治療の実施	一時保護対応 協力員	児童指導員や保育士及び心理療法担当職員等と協力して子どもや保護者等への指導、支援を行うこと
臨床検査技師	脳波測定等の検査を行うこと	栄養士	1. 栄養指導 2. 栄養管理及び衛生管理 3. 一時保護している子どもの給食の献立の作成
措置部門の長	1. 措置部門の業務全般の総括 2. 援助方針会議の主宰	調理員	一時保護している子どもの給食業務
措置部門職員	1. 援助方針会議の実施とその結果の対応 2. 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務 3. 措置事務、措置中の状況把握 4. 障害児入所施設利用給付決定に関する事務		

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

参考文献

- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「市町村子ども家庭支援指針」
- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針」

4. 児童相談所の業務 2

児童相談所の相談援助活動の全体を把握し、一時保護部門が具体的に他部門と連携する場面とその関係者について確認します。

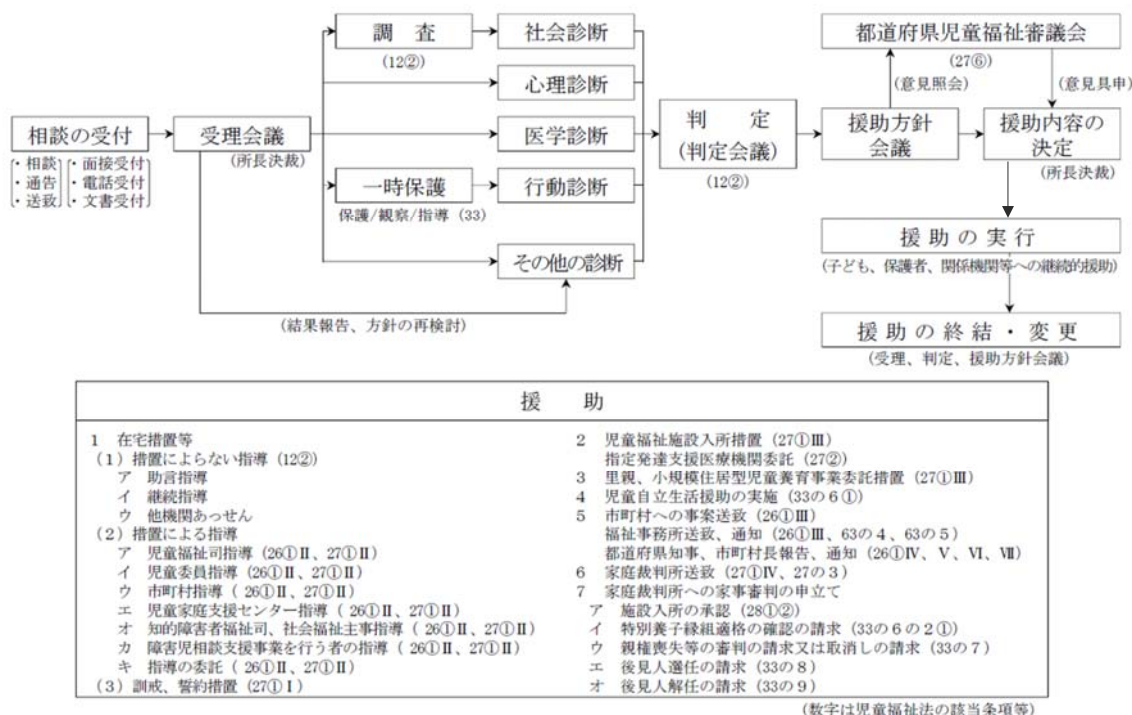
次世代の国づくり

目次

1. 児童相談所における相談援助活動の体系	2
2. 相談援助活動の原則	3
3. 相談受付・受理会議	4
1. 児童相談所が受け付ける相談の種類/内容	5
2. 相談受付経路・相談受付の方法	8
3. 受理会議	14
3. 調査	15
1. 調査の意義・調査の開始	16
2. 調査事項・調査の方法	17
4. 診断	21
1. 診断の意義・診断の開始	22
2. 診断の方法	23
5. 判定（判定会議）	26
1. 判定の意義・方法/判定会議	27
6. 援助方針会議	28
7. 都道府県児童福祉審議会への意見聴取	30
8. 援助活動	33

児童相談所における児童相談援助活動の体系

- 児童相談所における相談援助活動の体系は下図のとおりです。
- 以下「相談受付・受理会議」「調査」「診断」「判定」「援助方針会議」「都道府県福祉審議会への意見聴取」の各節について説明します。



(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談援助活動の原則

- 相談援助活動を展開するうえで特に留意すべき原則として以下のものがあります。

①すべての相談は児相全体で対応する

- 児童相談所職員が受け付けた相談は、すべて児童相談所の責任において対応すべき相談です。
- 巡回相談、電話相談等において1回限りで終了した相談についても、児童相談所全体でその妥当性について確認します。

②職員の協議により専門性は維持される

- 児童相談所の専門性は職員の協議により維持されるところが大きいです。
- このため、受理会議、判定会議、援助方針会議等の各会議の位置づけを明確にします。

③相談援助活動はチームで行う

- 相談援助活動は複数の職員によって構成されるチームによって行うのが原則です。
- ただし、その際にケースごとに当該相談援助活動に中心となって関わる担当者を決定します。

④里親等関係者との柔軟な調整姿勢を持つ

- 問題の内容、性格によっては里親等、施設関係者や関係機関の担当者、保護者等も含めた調整を柔軟に行います。

⑤関係機関との十分な意思疎通

- 虐待などに対する相談援助活動については、幅広い関係機関の参画と相互の連携が重要であり、日ごろから関係機関間との意思疎通を十分に図ります。

⑥家庭復帰へに向けた努力を最大限に行う

- 相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行います。
- 家庭復帰が困難と判断された場合は、親族・知人による養育・養子縁組→里親等への委託・児童福祉施設等への措置の順に検討します。

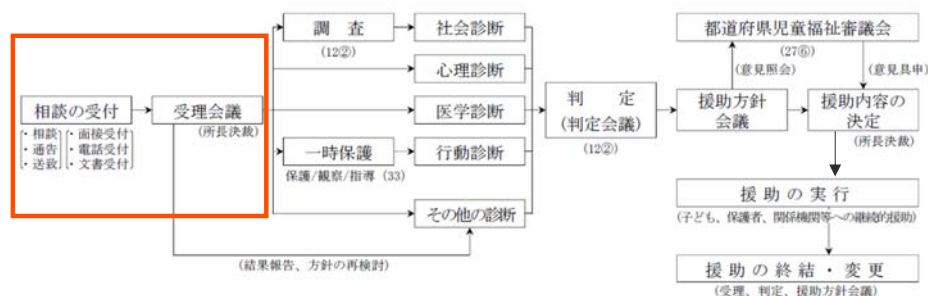
⑦措置後も親子関係再構築のための支援に継続的に取り組む

- 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えて親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力する、養親の確保など体制強化を図ります。

⑧業務の質の向上に努める

- 令和元年児童福祉法等改正法により、各児童相談所の行う業務の質の自己評価、第三者評価その他必要な措置を行うことにより、その業務の質の向上に努めなければならないこととされたことから、積極的に業務の質の自己評価、第三者評価等の措置を実施します。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

相談受付・受理会議

児童相談所が受け付ける相談の種類/年齢要件

- 児童相談所が受け付ける相談は次の5つに大別されます。
- また児童相談所が対象とする子どもは原則18歳未満の者となりますが例外規定もあります。

児童相談所が受け付ける相談

- 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するもの（児福法12条）
- 要保護児童を発見した者かたらの通告又は児童委員を介しての通告（児福法25条1項）
- 児福法27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者についての市町村及び都道府県の設置する福祉事務所の長からの送致（児福法25条の7、同法25条の8）
- 警察官からの送致（少年法第6条の6）
- 家庭裁判所からの送致等（少年法第6条の6）
- その他関係機関からの援助依頼、調査依頼、照会、届出等

年齢要件

- 原則として18歳未満の者が対象となるが以下のような例外規定がある

少年法との関係に由来するもの

- 罪を犯した満14歳以上の子ども（犯罪少年）については、児童相談所ではなく、家庭裁判所が通告の受理機関となります。（児福法25条1項）

18歳以上の成年者に係るもの

- 下記の4つの場合においては児童相談所で取り組みます
 - ① 里親等に委託されている者の委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している者の在所期間の延長（児福法31条）
 - ② 18歳に達するまでに児福法33条1項・2項の規定により一時保護（一時保護委託を含む）が行われた者の保護期間の延長（児福法33条6項・7項）
 - ③ 18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護（児福法33条8項・9項）
 - ④ 義務教育を修了した満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（児福法33条の6第1項）

児童相談所に寄せられる相談の内容

- 児童相談所が取扱う相談の種類は子どもの福祉に関する各般の問題にわたりますが、現在の統計上は、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談に分類されます。

大分類	小分類	内容
養護相談	養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達遅れのに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からく犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと史料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところへ分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談	その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所が取扱う相談の対応の要点

- 養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談での対応の要点は以下のとおりです。

養護相談	- 家庭の養育状況が子どもの権利を守ることができなくなった状況であることに関する相談への対応をします。 - 家庭環境の評価が重要であり、面接のみならず、家庭環境が子どもの権利が守れるものであるかについて評価を行います。 - 保護者のいない場合、棄児の場合、離婚の場合、両親の病気の場合、虐待・放任の場合等それぞれの相談に応じて適切に情報収集、アセスメントが行われる必要がありますが、常に最も重大な権利侵害である児童虐待が背景にある可能性を考慮します。
障害相談	- 生育歴、周産期の状況、家族歴、身体の状況、精神発達の状況や情緒の状態、保護者や子どもの所属する集団の状況等について調査・診断・判定をし、必要な援助に結び付けます。 - 子どものみならず、必要に応じて、保護者の障害受容などを含め、子どもを含む家族全体及び子どもの所属集団に対する相談援助も行います。
非行相談	- 通告等がありながらも、子ども、保護者に相談を受ける動機づけが十分でないものもあるため、高度のソーシャルワーク技術が求められます。 - 個々の子どもや家庭にのみ焦点を当てるのではなく、その子どもを含む集団全体を対象とし、関係機関との十分連携の上、子どもの最善の利益の観点から必要な調査を十分に行うことが必要です。
育成相談	- 育成相談は性格行動、しつけ、適性、不登校等に関するものであり、子どもの生育歴、性格や欲求の状態、親子関係や近隣、所属集団等との関係が主として調査・診断・判定の対象となります。 - 不登校に関する相談に関しては、学校や教育委員会等の関係機関と十分に連携を図りながら対応し、関係機関からの情報収集を行うなど、何らかの形で子ども安全に生活しているか、保護者が子どもの態様に応じた適切な監護を行っているか又はそれを期待できるか確認を行います。 - 家庭内暴力や自殺企図、強度の摂食障害等、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある場合は適切に介入する必要があります。背景に保護者からの虐待やネグレクトがある場合は、養護相談の虐待相談としての対応を行います。
保健相談	- 保健相談は、低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患等に関するものであり、子どもの健康状態、法定健診の受診歴等を調査・診断・判定をし、必要な援助に結び付けます。 - 調査・診断・判定に当たっては、医師又は保健師を中心として対応することとし、児童相談所の役割を超えるものや、保健所等関係機関での援助が必要な場合には、関係機関と連携して対応を行い、必要に応じて他機関へのあそんを行います。
その他の相談	里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも含まれない相談について、他の機関での援助が子ども、保護者等の福祉向上につながると考えられるものについては、適切な機関へのあそんを行います。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所に寄せられる相談の受付経路

- 児童相談所へは以下の表に示す所属や個人からその相談が寄せられます。

都道府県 福祉事務所 / 児童委員 / 他の児童相談所 / その他
児童家庭支援センター
児童福祉施設・指定医療機関
警察等
家庭裁判所
保健・医療機関 保健所・市町村保健センター / 医療機関
学校等 学校 / 教育委員会等
里親
配偶者暴力相談支援センター
家族・親戚
近隣、知人
子ども本人
民間団体
その他

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の形態

- 児童相談所における相談の受付には、以下の形態があります。

1. 来所によるもの

- 児童相談所に直接来所するもの
- 巡回相談、出張相談等の会場に来所するもの
- 身柄を伴う通告・送致（迷子、家出した子ども、触法児童等警察や関係者等が子どもを連れて通告・送致してくるもの）

2. 電話によるもの

- 相談
- 通告
- 照会

3. 文書によるもの

- 通告書
- 送致書等
- 意見書、届出書、援助・調査依頼書等

4. その他

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 一來所によるもの（直接来所・巡回相談・出張相談）の場合一

対応する職員

- A) 原則として受付相談員が対応します
- B) 受付相談員は相談受付の重要性に鑑み、経験豊かな者を充てます
- C) 受付相談員不在時等の場合においては、他の相談員、児童福祉司、児童心理士等が対応します

受付面接の目的

受付面接は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の相談の内容を理解し、児童相談所に何を期待し、また、児童相談所は何ができるかを判断するために行います。

受付面接の内容

受付面接は以下の事項について行います。

- A) 児童記録表に記載する基本的事項の把握
- B) 主訴、問題の内容、生育歴、生活歴、現在の状況等の把握
- C) 受付面接時の子どもや保護者等の様子の把握
- D) 緊急対応の必要性の判断と対応
- E) 児童相談所についての説明、今後の相談援助方法についての説明
- F) 他機関あっせんの必要性の判断及び対応

受付面接時の留意事項

- A) 子どもや保護者等と児童相談所との相互信頼関係の樹立を目指します
- B) 事情聴取的な調査は避け、子どもや保護者等の自然な話の流れの中から必要な情報を把握します
- C) 虐待相談等緊急対応が必要な場合には、臨時に受理会議を開いて当面の援助を検討します
- D) 他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分に図ります
- E) 相談の内容によっては児童福祉司、児童心理司が面接を引き続き当柔軟な対応を行います

受付面接後の対応

- A) 受付相談員は受付面接後、児童記録表に聴取した事項のほか、面接所見やその際行った助言等の内容を記入し受理会議に提出します
- B) 受付面接のみで終了した事例についても受理会議に提出し、終了の是非及び援助の適否を確認します

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 一來所によるもの（身柄を伴う通告・送致）の場合一

一般的原則

- ・ 身柄を伴う通告・送致の場合においても、原則的には直接来所の場合と同様です
- ・ ただし、この場合は子どもの一時保護等緊急対応の必要性が高い場合が多いです。
- ・ そのため、通告者等からの必要事項の聴取・子どもの面接等を行い、緊急の受理会議を開催し、当面の援助を決定します。その際は保護者にも連絡します。

棄児、迷子の受理

- ・ 棄児については戸籍法57条の手続きが行われているか否かを確認し、行われていない時は必ず手続きを行います。
- ・ 警察官職務執行法3条に基づき保護された迷子については、その手が済んでいるか否かを確認します。
- ・ 外国人である場合には、平成13年雇児総発第40号「国籍不明な養護児童等への適切な対応について」に基づき、国籍や滞在許可の有無等を確認し、国籍取得など必要な対応について検討します。

家庭裁判所からの身柄を伴う装置の受付

- ・ 家庭裁判所から子どもの身柄とともに事件の送致を受けたときは、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、家庭裁判所調査官等との協力を図りつつ、速やかに児童福祉法上の援助を行います。（少年法第18条、第24条第1項第2号）

警察からの身柄を伴う通告への対応

- ・ 警察が一時保護を要すると思料する要保護児童を発見し、児童相談所に通告した場合、児童相談所においては、夜間、休日等であっても原則として速やかに警察に赴いてその子どもの身柄の引継ぎを行うことが必要です。
- ・ ただし、児童相談所が遠隔地にある場合などやむを得ない事情により、児童相談所が直ちに引き取ることができないときには、警察に対して一時保護委託を行うことも考えられます。
- ・ また、特に夜間において、児童相談所の職員だけでは対応が著しく困難な場合には、警察職員に一時保護所までの同行を依頼するといった対応が必要となることも考えられます。
- ・ 児童相談所においては、こうした点も踏まえ、警察との日常的な協力関係を築くよう努めます。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 ー電話によるものの場合ー

電話による相談の場合

- A) 電話による相談であっても基本的には直接来所の場合と同様です。
- B) 電話による相談には電話相談専用電話に入電するものと、児童相談所に入電するものとの両方がありますが、いずれの場合においても、子どもや保護者等の気持ちを十分受け止めた上で、必要な情報を聴取し適切な助言等を行い、継続的に児童相談所において相談援助活動を行う必要がある場合には、今後の相談援助方法についての説明を行います。
- C) 継続的な相談援助活動を行う必要がある場合に限り、電話で相談が終結する場合においても、責任ある体制をとるために、原則として受理会議に提出し、児童記録票を作成します。

電話による通告の場合

- A) 電話による通告については、緊急対応の必要性が高い場合が多いので、その際には緊急の受理会議を開催して当面の援助を決定します。なお、学校や保育所、医療機関など関係機関からの電話通告の場合には、後日通告書を送付してもらいます。また、学校の教職員、保育所の職員、医師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者からの電話通告の場合には、これに準じた対応をとることが望ましいとされています。
- B) 虐待通告等の場合、通告者と虐待等を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報源の秘匿等に十分配慮して対応します。
- C) 通告者の情報だけでは事実関係が不明確な場合、学校や保育所、児童委員、近隣等、その子ども及び家庭の事情等に詳しいと考えられる関係者、関係機関と密接な連絡をとる等、迅速かつ的確な情報収集に努めることにより早期対応を図ります。

電話による照会の場合

- ・ 電話による照会、特にプライバシーに関する事項についての照会については、秘密保持の原則との関係から慎重に対応します。
- ・ 緊急な回答が必要な場合以外は文書によることを原則とします。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

相談受付の方法 ー文書によるものの場合ー

通告書による場合

- A) 警察からの児福法25条による通告は、原則として文書によって行われます。この通告は子どもの保護者の居住地にかかわらず、その子どもの現在地を管轄する児童相談所に対してなされます。これを受け付けた児童相談所は、子どもの状況や家庭環境等について調査、判定を行い、関係児童相談所への移管の適否・方法等について決定します。
- B) 通告書に子どもの所持物が添付されている場合は、児福法33条の2の規定に基づき保管等を行います。
- C) 通告書は受理会議において検討します。なお、通告を受けた子どもに必要な援助が行われたときは、その結果を通告者に連絡することが望ましいとされています。

送致書等による場合

- ・ 市町村、都道府県の設置する福祉事務所の長又は家庭裁判所から装置を受けたときは、受理会議において検討後一般の事例に準じて行います。
- ・ なお、家庭裁判所の審判等の結果に基づき、その決定の範囲内で、速やかに児童福祉法上の援助を行います。

意見書、届出書等による場合

通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがありますが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従います。

- ① 児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親からの措置の解除、停止、変更、在所期間の延長に関する意見書 / ② 児童福祉施設の長、指定医療機関の長又は里親からの養育状況報告 / ③ 療育手帳交付申請書 / ④ 特別児童扶養手当認定診断書 / ⑤ 同居児童届出書（なお養子縁組を申し立てている場合や同居関係に疑いのある事例については、児童相談所への通報が適切に行われるよう都道府県等及び市町村児童福祉主管課と連携を保っておく。） / ⑥ 家庭裁判所からの援助・協力依頼、特別養子縁組事案等に対する調査嘱託（少年法第16条、家事審判規則第8条） / ⑦ 他の児童相談所からの調査依頼、照会 / ⑧ 6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査受診票 / ⑨ その他各種証明書送付依頼等

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

受理会議

- ・ 児童相談所は、相談を受け付けた後、各事例における最も効果的な相談援助方針を検討するため受理会議を行います。

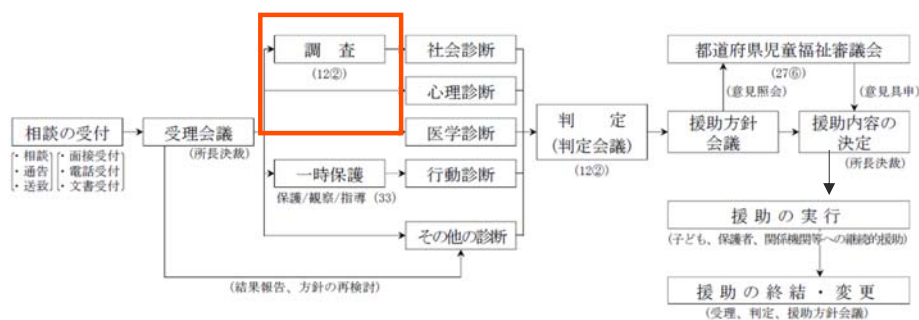
受理会議の目的

- ・ 児童相談所で受け付けた事例について協議し、主たる担当者、調査及び診断の方針、安全確認（児童虐待防止法第8条）の時期や方法、一時保護の要否等を検討するとともに、既に与えられた対応の適否や調査・診断中の事例の結果を報告、再検討し、最も効果的な相談援助方法を検討することが受理会議の目的です。
- ・ 来談者の相談内容（主訴）と児童相談所が援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合もあるので、受理会議ではこれらについても十分検討を行います。

受理会議の開催方法

- 原則として週1回定例の会議を開催します。このほか虐待通告があった場合等の緊急に受理会議を開催する必要がある場合には随時開催します。
- 相談・指導部門の長が主宰し、児童相談所長、各部門の長及び受付相談員等が参加します。緊急に受理会議を開催する場合には柔軟に対応します。
- 提出する事例は児童相談所でその週に受け付けた全事例、調査・診断の結果報告、再検討を要する事例等です。
- 事例の中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がけます。
- 会議の経過及び結果は受理会議録に記載し、保存します。
- 会議の結果に基づき、当面の方針や主たる担当者、調査及び診断の方針、一時保護の要否等を決定します。
- 受理した事例の進行状況の把握・管理のため所長が決裁します。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置に上らない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定児童支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 6 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 7 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

（数字は児童福祉法の該当条項等）

調査

調査の意義・調査の開始

- ・ 児童相談所は、相談を受理した後、子どもや保護者等の状況を把握し、その子どもや保護者に対してどのような支援が必要かを判断するため、「調査」を行います

調査の意義

- ・ 調査は、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の状況等を知り、それによって子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するために行います。
- ・ 調査は相互信頼関係の中で成立するものです。したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行います。
- ・ 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努めます。
- ・ 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、**子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とします。**

調査担当者

- ・ 調査は、相談・指導部門、判定・指導部門等の児童福祉司、相談員が中心となって行います。ただし、相談の内容によっては他の職員が行います。
- ・ 虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められ、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努めます。

調査の開始

- ・ 調査の開始及び担当者は、原則として受理会議を経て決定します。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等にはこの限りではありません。
- ・ 虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定します。
- ・ なお、**安全確認は**、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとされています。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとなっていますが、**迅速な対応を確保する観点から「48時間以内とする」ことが望ましい**とされています。
- ・ また、こうした初期対応の他、必要に応じ、後日、追加的なアセスメントを適切に実施します。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

調査事項

- ・ 調査事項は相談の内容によって異なりますが、標準的人は以下の事項が調査対象となります。

1. 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
2. 子どもの家庭環境、家族の状況
3. 子どもの生活歴、生育歴
4. 子ども、保護者等の現況
5. 過去の相談歴等
6. 児童相談所以外の期間の子ども・家族への援助経過
7. 援助等に関する子どもや保護者等の意向
8. その他必要と思われる事項

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

調査の方法（１）

面接

- 可能な限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行います
- 子どもや保護者等との面接が中心になりますが、関係機関の職員等との面接も重要です。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、幅広い情報収集に努めます。
- 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認します。
- 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効です。このため、子どもの来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で子どもの家庭や所属集団等において子どもの観察を行います。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、調査担当者以外に医師や児童心理司等が同行する等、複数の職員が立ち会うことが望ましいです。

調査の協力・委嘱

- 調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分に連携を行います。（児福法12条4項、13条4項、17条1項4号、18条4項）
- また、児福法25条の2第1項の規定により、地方公共団体が置くことができる要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます（児福法25条の3）

照会

- 直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会します。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

調査の方法（２）

立入調査

- 児福法29条に規定する立入調査は、同法28条に定める承認の申立を行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、同法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意します。
- また、児虐法9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること、同条第2項において、立ち入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて児福法62条1号の規定の活用を図ります。
- **立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施します**
- **立入調査にあたっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求めます。**また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、**必要に応じ、児虐法10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行う**とともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努めます。
- 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日雇児発第0813002号「「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」、児童相談所運営指針、奈良倍に平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行います。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

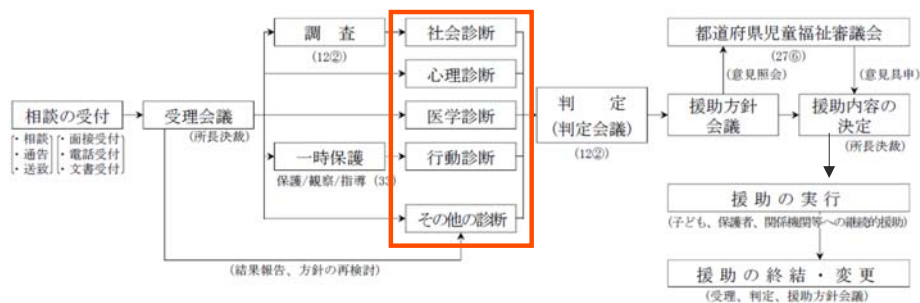
調査の方法（3）

その他

里親委託、養子縁組に関する調査については、本指針に定めるほか、次の通知による。

1. 平成14年厚生労働省令第115号「里親の認定等に関する省令」
2. 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」
3. 平成14年9月5日雇児発0905001号「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について
4. 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」
5. 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」
6. 平成16年12月28日雇児福発第1228002号「里親が行う職業指導について」

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置に上らない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

（数字は児童福祉法の該当条項等）

診断

診断の意義・診断の開始

- 相談のあった子どもについて、その子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的所見を確立するために診断を行います。

診断の意義

- 問題に直面している子どもの福祉を図るためには、その子どもの状況及び家庭、地域状況等について十分に理解し、問題解決に最も適切な専門的所見を確立する必要があります。
- このため、医学（特に精神医学及び小児医学）、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等の専門的知識・技術を効果的に活用し、客観的に診断します。
- なお、診断は判定の前提であるので、判定の意義を十分理解を行います。

診断担当者

- 診断には**社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断**があります。
- 診断は、必要と判断される各診断に対し専門性を有する者が担当します。

調査の開始

- 診断の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定します。
- ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りではありません。

子どもや家庭が抱える問題の理解に必要な資料

子どもや家庭が抱える問題の理解のため、子どもの年齢などを考慮しつつ、次のような側面からの資料を総合し、統合します。

- 心身の状況（健康状態、表情、発達、社会生活能力、学力、興味の範囲等）
- 情緒成熟度（分化、表出、統制等）
- 欲求と障害（欲求の強さ、不満、防衛、忍耐力等）
- 現在の適応状況（家庭、所属集団、地域等）
- 対人関係（親子関係、家族関係、友人関係等）
- 文化的、社会的環境（地域社会の状況、規範、伝統、文化等）
- 家庭の状況（構成、家族歴、生活歴、家庭環境等）
- その他必要と思われる事項

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

診断の方法

社会診断	児童福祉司、相談員等によって行われる社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行います。
心理診断	- 児童心理司によって行われる心理診断は、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行います。 - 心理診断は、所内における面接・観察のみならず、家庭訪問などによる生活場面なども積極的に活用します。 - 家庭環境、生活歴等は、原則として受付相談員又は児童福祉司等が聴取した記録を利用しますが、必要に応じて児童心理司自ら補足的に聴取します。 - 面接による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行います。 - 言語表現の不十分な子ども、情緒や適応性に不安定さを示す子ども等を理解するため、自然的観察、条件的観察等適切な方法を考慮します。 - 心理診断を行うに当たっては、医師との協力関係を保ち、医学診断の必要性があると認められる場合には医師の診察等を求めます。また、必要に応じて外部の専門家の協力を得て実施するものとします。 - 心理診断及び子どもや保護者等に指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とします。
医学診断	- 医師（精神科医、小児科医等）の行う医学診断は、問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行います。 - 児童相談所で実施できない検査や治療等を要する場合には速やかに適切な医療機関にあつせんします。 - 特別児童扶養手当認定診断書等の作成の場合には児童心理司等の協力を得て行います。 - 医学診断及び子どもや保護者等に対し指導した事項については必ず児童記録票に記載し、判定のための資料とします。 - 関係機関等から診断書の提出を求められた場合には、子ども又は保護者の了解を得て、診断書を添付し、児童相談所長名で回答します。
行動診断	- 一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる行動診断は、基本的な生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行います。 - 行動診断は、原則として週1回定例の観察会議において検討し、児童記録票に記載し、判定のための資料とします。
その他の診断	- 場合によっては、理学療法士、言語聴覚士等による診断が必要になります。 - その他児童相談所において診断することが困難な場合には他の機関に依頼し又は、すでに診療を受けている医師等がある場合にはその診断書等を求め判定に役立てます。

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」

(参考) 社会診断の内容

①主訴（通告内容）は何か

- 主訴もしくは通告内容を具体的に記述します。

②主訴の背後にある本質的問題

- 保護者が述べる主訴の背後に援助目標を置くべき本質的問題を記述します。
- 子どもの発達や性格・行動上の問題を主訴とした事例において、これら子どもの問題を治したいとの焦りから虐待に至ってしまう場合もあり、こうした事例では保護者自身に虐待しているという認識がない場合があるので注意が必要です。

③虐待の内容、頻度、危険度

- 家庭裁判所への審判申立てや行政不服審査請求等の法的対応も視野に入れ、いつ誰が誰のどこにどのような行為を行ったか、その結果どうなったのか、またその情報はいつ誰からどのように入手・聴取したのか等、具体的、客観的に記述します。
- これらの事実から子どもの心身の安全について、どの程度の危険性があるか、分離が必要かといった判断の材料となるよう根拠を明らかにしつつ記述します。

④子どもの生育歴

- 母子健康手帳等から得られる子どもの発育の経過・乳幼児健康診査歴等の情報、就園・就学歴、子どもの育ちの過程でのエピソード（入院など）、子どもの性格・行動の特徴、子どもの発育への保護者の思いなどを聴取・調査して記述します。

⑤家族歴や家族の現状

- 保護者の生育歴、家族歴、経済状況、性格、価値観、家族・親族や近隣との人間関係を聴取・調査して記述し、虐待発生のメカニズムについて分析します。

⑥他の家族から見た保護者に対する認識

- 他の家族成員が虐待行為や虐待を加える保護者にどのような認識、感情を持ち、どのような態度をとっているのかを記述します。
- このことは、虐待発生のメカニズムを分析する上で参考となるだけでなく、援助を検討するうえでも重要な資料となります。

⑦家族内外におけるキーパーソンの有無

- 虐待を行う保護者には援助を受ける動機が乏しく、拒否する者も多いようです。介入に当たっての仲介役や緊急時の連絡を引き受けてもらうことができるキーパーソンが家族内外にいれば、援助や介入が円滑に運びやすくなる。
- そのためこうしたキーパーソンがいればその氏名、連絡先を具体的に明記する。

⑧社会資源の活用可能性

- 経済的に困窮している場合の生活保護適用等、社会資源の活用が有用であると判断される場合、所管する機関との調整結果を含め当該資源の活用可能性や制約等について明記します。

⑨援助に対する子ども・保護者の意向

- 援助に対する子ども、保護者の意向を具体的に明記します。

（出所）厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

(参考) 心理診断の内容

①知的発達レベルとその内容

- 人の言うことが正確に理解できず、場面にふさわしい行動がとれない、落ち着きがなく多動、人への関心が乏しいなどでしばしば「扱いにくい子」とみられている子どもには、知的発達に遅れやアンバランスさがみられることがあります。発達上は遅れがないにも関わらず情緒面に問題があるために能力の発揮が十分でなく学業においても授業についていけず、知的障害が疑われている場合もあります。
- このような事例では、保護者が子どもの発達の状況を知り、その対応方法を知ることによって不適切な関りが緩和されることもあります。

②情緒・行動面の特徴とその心的外傷体験の程度

- 虐待された子どもたちは素直に甘えが表現できず、情緒面でのコントロールが悪いことがあります。
- 心的外傷体験に起因する不眠、食欲不振、頭痛、疲れやすさ等の身体症状の訴えがあったり、感情のコントロールができず、すぐに興奮したり、泣きやすかったりといった症状等がみられることもあります。こうした子どもの行動の特徴や心的外傷体験による傷の深さを把握することは、援助方針、治療方針を検討するうえで重要です。

③親子関係・家族関係

- 子どもにとって、親子関係はどのようなものであるのか、家族の中で子どもがどのような位置にあるのか、子どもを支えているのは誰なのか、親子関係の修復のために親子それぞれがどのような援助を必要としているのか、子どもの表面に現れた発言だけにとらわれずに、きちんと押さえておくことが肝要です。

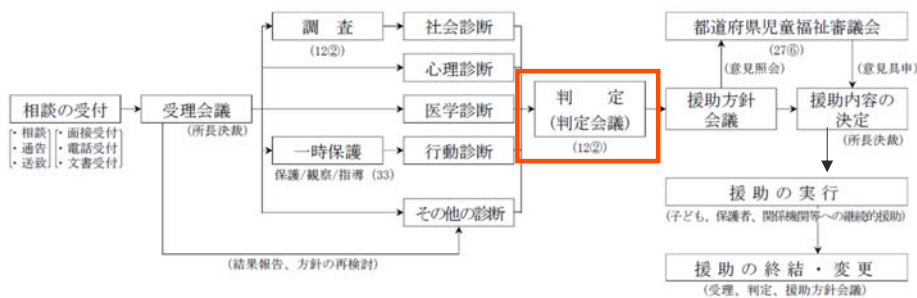
④集団生活（学校、保育所等）での適応状況

- 虐待を受けていた子どもにとって、家庭以外の場はどのような意味を持っていたのか、集団生活をどのように受けとめていたのか、自分にとってどのような意味を持っているのか、面接や心理検査などを通して把握します。
- 一時保護所のような安全な場での生活に入ると、緊張が急激に解け、様々な不適応症状が出てきて周囲を困惑させることもあるので、行動の背後にある子どもの心理を注意深く観察します。

⑤虐待者の病理性

- 虐待されている子どもだけではなく、虐待を行っている保護者についても診断します。
- 保護者の精神的な問題が疑われる場合は、虐待を行っている保護者の精神状態や症状を医師との協力によって評価し、必要な支援や対応を見出すことが必要です。

（出所）厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」



援 助	
1. 在宅措置等 (1) 措置に上らない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2. 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3. 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4. 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5. 市町村への事業委託 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6. 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7. 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

判定 (判定会議)

判定の意義・方法/判定会議

判定の意義

1. 判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、診断をもとに、各診断担当者等の協議により行う総合診断である
2. 判定は適切な援助の内容及びそれに関わる援助指針（援助方針）の作成と不可分の関係にある
3. 判定は援助の経過の中で修正の必要が生ずる場合もあり、適宜再判定を実施する
4. 判定は子どもの身体的、心理的、社会的特性を十分考慮して行う。また、判定は問題を有する主体、問題の発生している場所、問題の内容等について明確にする
5. 判定は子どもを含む家族、所属集団全体を視野に入れて行い、また、当事者の問題解決能力や地域の支援体制等も考慮に入れて行う
6. 緊急対応が必要か、カウンセリング等が必要か問う、援助の質の検討も判定の重要な要素である
7. 判定には児童相談所の相談援助活動の限界及び措置、あつせん等を行う施設、機関等の援助能力の判断も含まれる
8. 過去、警察の捜査状況をもって虐待ではないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、判定は児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき行わなければならない。

判定会議

1. 判定会議は、各診断をもとに、援助に有効な判定を導き出すために原則として週1回定例的に開催し、判定・指導部門の長が主催する
2. 判定会議においては、原則として児童相談所長、各部門の長、各担当者等が参加し、各診断を総合的に検討し、判定を行い、これに基づき援助指針（援助方針）案を検討する
3. 事例の中には比較的軽易な検討ですむものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営が求められる
4. 会議の経過及び結果は判定会議録に記録される

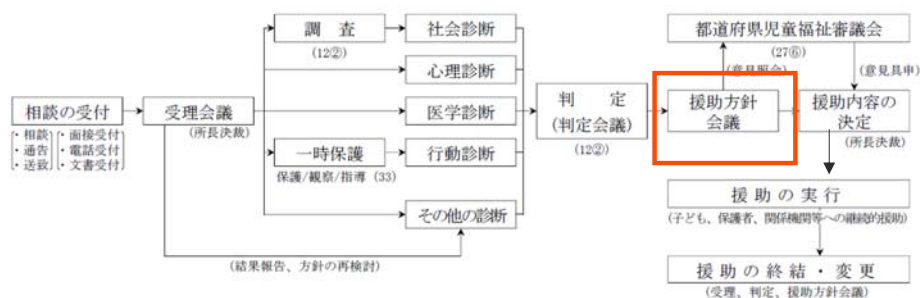
「アセスメント」



「各種診断」



「判定（総合診断）」



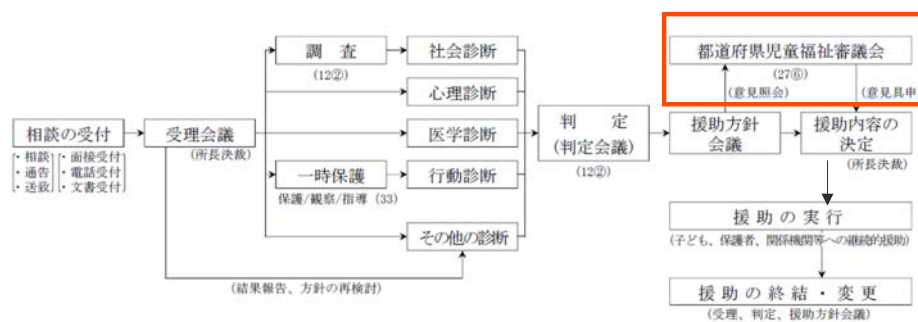
援 助	
1. 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2. 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3. 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4. 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5. 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6. 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7. 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

援助方針会議

援助方針会議

- 援助方針会議は、調査、診断、判定等の結果に基づき、子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、その子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助指針（援助方針）を作成、確認するために行う。
- 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。また、現に援助中の事例の終結、変更等についても検討を行う
- 援助の決定に当たっては、特別な場合を除き、子どもや保護者の意向が尊重されるとともに、子どもの最善の利益の確保に努めなければならない
- 援助方針会議においては、緊急対応が必要か、カウンセリングが必要か等の援助の内容の検討及び児童相談所、施設、機関等の援助能力も考慮に入れ検討を行う
- 援助方針会議は措置部門の長が主催し、原則として週1回定例的に開催し、児童相談所長、各部門の長、事例を担当した児童福祉司、児童心理司等の事例担当者等が参加し、多角的、重層的に検討を行う**
- 会議の経過及び結果は援助方針会議録に保存される
- 援助方針会議に提出された事例の個々の援助は、所長が決定する。



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

都道府県児童福祉審議会への意見聴取

都道府県児童福祉審議会への意見聴取

- 児童相談所の措置と子ども若しくはその保護者尾の意向と一致しないときなどは、児童相談所はその措置について都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません（児福法27条6項）

趣旨

- 児福法27条1項1号から3号までの措置（3項の規定により採るもの及び28条1項1号又は2号ただし書の規定により採るものは除く。）若しくは2項の措置を採る場合又は1項2号若しくは3号若しくは2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、のちに述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない（児福法27条6項）
- 都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである

意見聴取を必要とする場合の要件（児福法施行令32条）

- 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき
- 都道府県知事が必要と認めるとき

子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときの例

- 保護者が子どもの監護を怠っている場合や親子浮浪の事例で、児童相談所としては子どもを施設入所させる必要があると判断しているが、保護者や子どもに問題意識がなく、保護者、子どもの双方が、施設入所を拒んでいる場合
- 親が行方不明等のため、子どもたちだけで生活している事例で、客観的に子どもの福祉が阿木されていると判断されるため、児童相談所としては施設入所を勧めているにもかかわらず、子どもが当該措置を強く拒んでいる場合
- 触法・く犯相談において、児童相談所としては施設入所措置が適当と判断しているが、保護者の意向が定まらず、子どもも施設入所を強く拒んでいる場合
- 児福法28条に基づく施設入所措置に対する家庭裁判所の承認に関する申立てを行うべきか児童相談所としては判断しかねる場合
- 子ども及び保護者の同意を得て施設入所を採った事例で、その後保護者等の意向が変化し、引取りを強く要求している場合

都道府県児童福祉審議会への意見聴取

- ・ 児童相談所の措置と子ども若しくはその保護者尾の意向と一致しないときなどは、児童相談所はその措置について都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければなりません（児福法27条6項）

趣旨

- ・ 児福法27条1項1号から3号までの措置（3項の規定により採るものと及び28条1項1号又は2号ただし書の規定により採るものは除く。）若しくは2項の措置を採る場合又は1項2号若しくは3号若しくは2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合で、のちに述べる要件に合致する場合は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない（児福法27条6項）
- ・ 都道府県児童福祉審議会への意見聴取は、児童相談所における援助の決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保しようとするものである

意見聴取を必要とする場合の要件（児福法施行令32条）

1. 子ども若しくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないとき
2. 都道府県知事が必要と認めるとき

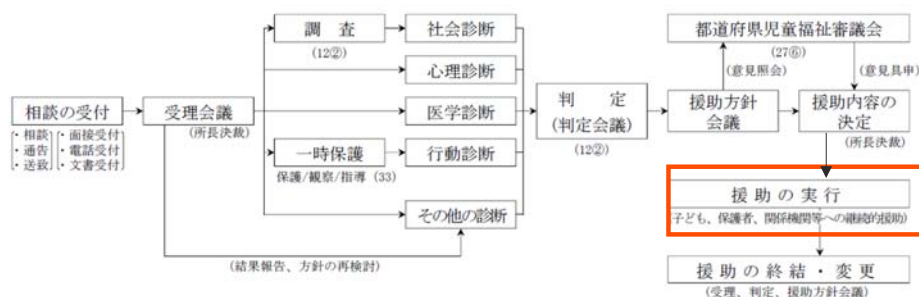
都道府県知事が必要と認めるときの例

都道府県知事が必要と認めるときとは、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、子ども又は保護者の意向の確認が不可能又は困難であるため、子どもの最善の利益を確保するうえでより客観的な意見を求める必要があると判断する場合が該当する。

具体的な例としては以下のような例が考えられる

1. 児童相談所の援助方針と子ども又は保護者の意向は一致しているが、措置解除をめぐる、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合
2. 保護者が行方不明等でその意向が確認できず、かつ子どもが幼少等の理由によりその意向を明確に把握し難い場合
3. 措置変更の場合等で、保護者が行方不明等でその意向が確認できず、子どもは当該措置に同意の意を示しているが、子どもの最善の利益を確保するうえで、より幅広い観点からの客観的な意見を求めることが妥当と判断される場合
4. 一時保護について、児童相談所と保護者の意見が大きく対立しているような場合

（出所）厚生労働省「児童相談所運営指針」



援 助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 調成、誓約措置 (27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②) 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施 (33の6①) 5 市町村への事業送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ) 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

（数字は児童福祉法の該当条項等）

援助活動

児童相談所が行う援助の種類

- 児童相談所が子どもや保護者等に対して行う援助には下表のようなものがあります。
- 援助を行う場合には、子どもや保護者等に、その理由、方法等について十分説明し、子どもや保護者等の意見を聞き、基本的には合意の下で行います。

援助	
1 在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) ウ 市町村指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司,社会福祉主事指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導(26①Ⅱ,27①Ⅱ) キ 指導の委託(26①Ⅱ,27①Ⅱ) (3) 訓戒,誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託(27②) 3 里親,小規模住居型児童養育事業委託措置(27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施(33の6①) 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致,通知(26①Ⅲ,63の4,63の5) 都道府県知事,市町村報告,通知(26①Ⅳ,Ⅴ,Ⅵ,Ⅶ) 6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ,27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の確認の請求(33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求(33の7) エ 後見人選任の請求(33の8) オ 後見人解任の請求(33の9)

※ (数字は児童福祉法の該当条項等)

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

在宅措置等/措置によらない指導

助言指導

- 助言指導とは、1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対する指導をいいます。
- 助言指導は児童福祉司、相談員、児童心理司、医師等の職員によって行われますが、必要に応じ、他の職員と十分協力して行います。
- 助言指導を行う際は、子どもや保護者等の精神的、身体的状態等を十分考慮し、現実的かつ具体的な指導を行います。
- 助言指導を行った場合は、その内容を児童記録票に記載し、援助方針会議等において確認を受けるとともに、その効果について、必要に応じ追跡することが適当です。

継続指導

- 継続指導とは、複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいいます。この中には集団心理療法や指導キャンプ等も含まれます。
- 心理療法及びカウンセリングを行う場合には、医師との連携に留意し、それぞれの原理や留意事項に則り行います。
- 継続指導の経過は児童記録票に記載し、指導終結の際は指導の効果についてチームで協議するとともに、援助方針会議で十分な検討を行います。

他機関あっせん

- 他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんします。
- 他の児童相談所への移管が必要と認められる場合は、移管先の児童相談所と十分協議し、原則として文書により移管します。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

在宅措置等/措置による指導(1)

児童福祉司指導

- 児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行います。
- 担当者は児童福祉司が中心となりますが、必要に応じ他の職員も参加する等柔軟な対応を取ります。
- 児童福祉司指導を行う場合には、市町村、福祉事務所、児童委員その他関係機関との連携を十分に図ります。場合によっては児童委員指導等と合わせて行うこともあります。

児童委員指導

- 児童委員指導は、問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家族を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。
- 児童委員指導を行う場合には、当該地区を担当する児童福祉司は、指導の経過報告を求め必要な援助等を行う等、当該児童委員と連携を十分に図る。場合によっては、児童福祉司指導を併せて行います。

市町村指導

- 市町村指導は、子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。

児童家庭支援センター指導

- 児童家庭支援センター指導は、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行います。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

在宅措置等/措置による指導(2)

知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導

- 知的障害者福祉司指導又は社会福祉主事指導は、問題が知的障害に関する者及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行います。

障害者等相談支援事業を行う者による指導

- 障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適切と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他措置

児童福祉施設入所措置

- ・ 慎重な検討の結果、子どもの最善の利益と問題の解決のため、子どもを家庭から引き離す必要があると判断される場合に行います。
- ・ 入所型の児童福祉施設等への措置については、子どもを家庭から引き離して新しい環境に置くため、これまで育んできた人間関係や地域環境への配慮などケアの連続性の確保に配慮するとともに入所又は委託の機関を定める等適切な対応を行います。
- ・ 児童相談所は子どもを児童福祉施設等に措置した後もその施設、保護者等との接触を保ち、適切な援助を継続的に行います。
- ・ また、児童相談所は、児福法30条の2に基づき定期的に児童福祉施設に入所している子どもの養育に関する報告を施設から徴し、必要に応じ子どもや保護者等に関する調査、診断、判定、援助を行い、また定期的に施設を訪問したり、施設と合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を十分に図ります。

里親措置

- ・ 里親措置は、家庭での養育に欠ける子どもに、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった過程を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることを目的に行われます。
- ・ 里親に委託する子どもは新生児から高年齢児まで、すべての子どもが検討の対象となります。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎をつくる時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した過程で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託が原則となります。
- ・ 施設入所が長期化している子どもの場合には、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があります。
- ・ また児童相談所の里親担当者は、定期的に里親の元を訪問するなどにより、里親が行う養育に関する最低基準が遵守され、適切な養育が行われるよう、子どもの養育に必要な相談等の支援及び指導を行います。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他措置

児童自立生活援助

- ・ 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の者及び大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業です。
- ・ 本事業の対象となるのは、児童福祉施設入所措置や里親措置を解除された者その他の者であって、都道府県知事等がその者の自立のために援助及び生活指導が必要と認めた者になります。
- ・ 児童相談所は、児童自立生活援助を希望する者から申し込みがあったときは、必要に応じて保護者等と面接を行い、その意向の把握等に努めるとともに、その者が措置を解除された施設等の協力を求めその意見を聴取します。また、受け入れの可否や受け入れの時期、受け入れ後の援助等について運営主体とも十分な調整を図ったうえで、援助方針会議を経て実施の決定を行います。

福祉事務所送致等

- ・ 次のような場合において、児童相談所は福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知しなければなりません。
 - ① 子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合（児福法26条1項4号）
 - ② 助産、母子保護の実施が必要である場合（児福法26条1項5号）
 - ③ 保育の実施が必要である場合（児福法26条1項5号）
 - ④ 児福法21条の6の規定による措置が適当であると認める場合（児福法26条1項6号）
 - ⑤ 15歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条1項に規定する障害者のみを対象とするものに限る）を利用することが敵つ王である場合（児福法附則63条の2、63条の3）

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

その他措置

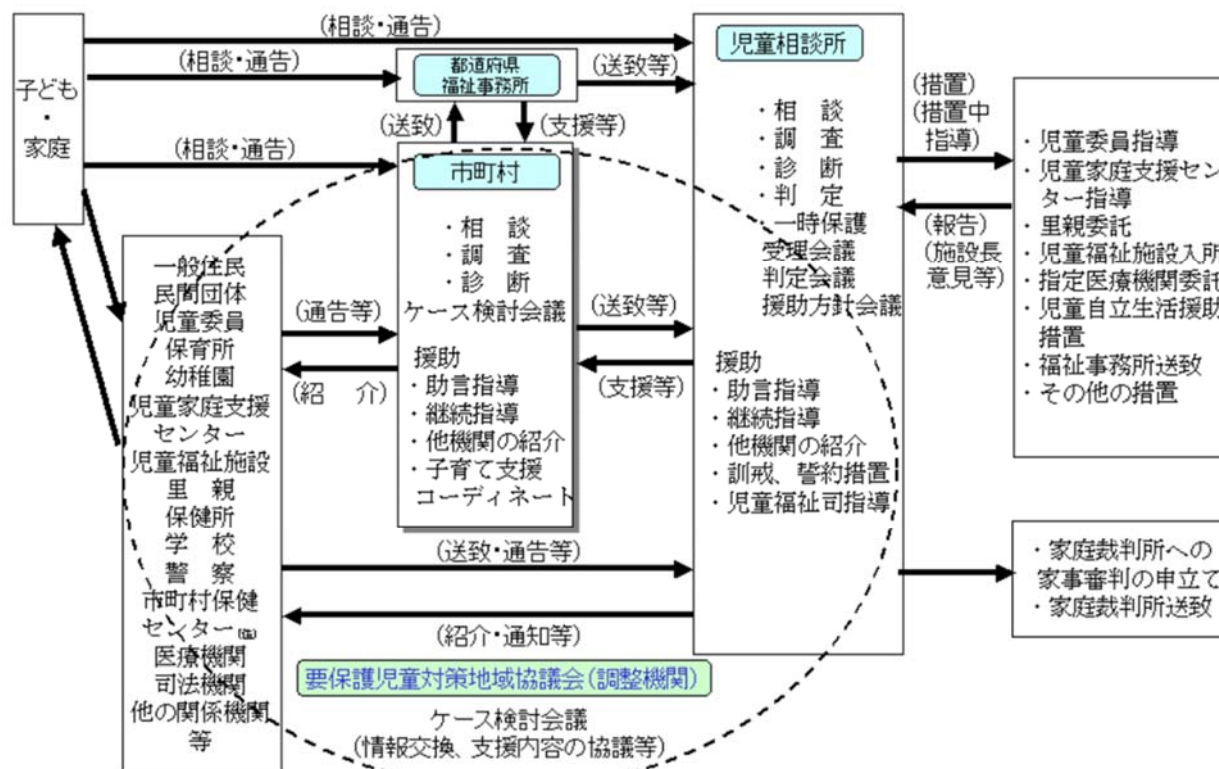
家庭裁判所送致

- 児福法27条1項4号の規定に基づく送致
 - 触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や線、門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図るうえで適当とみられる場合に行います。
 - 児童相談所は、触法少年に係る重大事件につき警察から送致された場合には原則として家庭裁判所に送致しますが、少年の年齢や心身の発達の程度に照らし、調査の結果家庭裁判所の審判の必要がないと認める場合はその限りではありません。
- 児福法27条の3の規定に基づく送致
 - 移動自立支援施設に入所中、又は一時保護中の子どもであって無断外出等が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動事由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行います。
 - この送致を受けた家庭裁判所が少年法18条2項の規定に基づき、強制的措置をとることのできる期限を付し、とるべき保護の内容その他の措置を指示して、事件を児童相談所に送致した場合には、当該児童相談所は、家庭裁判所の指示に従ってこの措置をとります。

(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

児童相談所とその他関係機関との関係性

- 児童相談所の業務は、多くの関係機関と連絡協調の中で進めなくてはなりません。このことを考慮に入れた児童相談所の業務系統を示したものが下図のものになります。



(出所) 厚生労働省「児童相談所運営指針」

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（１）

種別	概要
児童養護施設	児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健全な成長とその自立を支援する機能をもちます。 施設は全国に612か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）
乳児院	乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。 施設は全国に144か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童心理治療施設	児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2.2年）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。 施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童自立支援施設	子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。 施設は全国に58か所存在します（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）
母子生活支援施設	母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。 施設は全国に221か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
自立援助ホーム	自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものにに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。 施設は全国に193か所存在しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）
児童家庭支援センター	児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への児童、その他の援助を総合的にを行います。 施設は全国に139か所損壊しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）

(参考) 厚生労働省「社会的養護の施設等について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照2023/1/11)

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（2）

種別	概要
里親	里親制度は、児福法27条1項3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）、親族里親といった種類があります。 養育里親のうち専門里親は、要保護児童のうち①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行等の問題を有する児童、③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を支援します。 親族里親は要保護児童の内、①当該親族里親に扶養義務のある児童、②児童の両親その他当該児童を監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により養育が期待できない児童を支援します。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	小規模住居型養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一貫として、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。
福祉型障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 施設は全国に260か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）
医療型障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立時各地に必要な知識技能の付与を行うとともに治療を行うことを目的とした施設です 施設は全国に268か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）
医療型児童発達支援センター	上肢、下肢または体幹の機能の障害がある就学前の子供を対象とした通所訓練施設です。理学療法などの機能訓練や治療のほか、医学的管理のもとで日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童発達支援センター	地域の身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提要などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児が対象です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所視線を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援をおこないます。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（3）

種別	概要
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の協議を行うことを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係、その他NPOやボランティア関係の方々も構成員となっています。 ※要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる ※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。 ※特定妊婦：出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある
都道府県児童福祉審議会	- 児童福祉法第8条に基づき都道府県、政令市に設置義務のある機関で、子どもや妊産婦らの福祉について調査、審議する、執行機関に設置される合議性の附属機関です。 - 役割 ① 芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを制作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児福8条9項） ② 都道府県が訓戒又は誓約書の提出（児福27条1項1号）、児童福祉司等による指導（同項2号）、児童福祉施設等への入所措置（同項3号）。以上につき、同上3項又は28条により採るものは除く。） ③ 被措置児童等虐待に関して、通告や届出を受けること（児福33条の12第1項・3項・33条の15第1項） ④ 被措置児童等虐待に関して、都道府県知事からその講じた措置等に関して報告を受け、それに対する意見を述べること（児福33条の15第2項・3項） ⑤ 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置するに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福35条6項） ⑥ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対しその児童福祉施設の事業の停止を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福46条4項） ⑦ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対し、届出又は認可のない児童福祉施設の事業の停止等を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福59条5項） ⑧ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること（児福8条2項） ⑨ 都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申すること（児福8条4項） ⑩ 都道府県知事が親族里親の認定をする場合に、意見を述べること（児福法施行令29条） ⑪ 母子保健に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母子保健7条） ⑫ 母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母福7条） ⑬ 都道府県知事が母子福祉資金貸付金の貸付けを停止する等の措置を採るに当たり、都道府県知事に意見を述べること（母福祉施行例13条） - 権限 - 都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。「関係行政機関」とについては特に児福法上定義がないが、当該都道府県に限らず国や市町村、他の都道府県の行政機関をも含むものと解される。また、都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（4）

種別	概要
市町村児童福祉審議会	- 市町村が設置する児童福祉審議会。 - その役割は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること、母子保健に関する事項、母子及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議し、市町村長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申することです。（児福法8条3項・4項、母子保健7条、母福7条・13条） - 市町村福祉審議会は、一般的に、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができます。「関係行政機関」については特に児福法上定義がありませんが、当該市町村に限らず、国や都道府県、他の市町村の行政機関を含むものと解されます。 - また、市町村児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聞くことができます。

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項(1)

種別	主な連携事項
市町村	- 市町村への指導措置の委託 - 市町村に対する児福法26条1項3号に基づく送致 - 相互の協力、通報等 - 児童相談所に対して、児福法27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 - 保育の実施等を要する子どもの通知 1歳6か月児及び3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及び事後指導、障害児保育、障害児通所支援事業等 - 児童福祉に関する企画・広報等
福祉事務所	- 児童相談所から調査の委嘱、指導措置のための送致、福祉事務所の措置を要する子どもの報告、通知 - 児童相談所に対して、児福法27条の措置を要する子ども、判定を要する子どもの送致 - その他児童福祉に関する企画・広報、児童家庭に関する相談、指導等
保健所・市町村保健センター・子育て世代包括支援センター	- 児童相談所から一時保護・施設入所前の健康診断 - 保健、栄養上の指導の依頼 - 在宅重症心身障害児（者）等訪問指導、その他児童福祉に関する企画・広報
児童委員	- 児童相談所から調査の委嘱、指導措置 - 児童委員から要保護児童の通告、その他の協力
児童家庭支援センター	- 指導措置 - 児童家庭支援センターから要保護児童の通告
知的障害者構成相談所・身体障害者構成相談所・発達障害者支援センター	- 知的障害者、身体障害者の判定（療育手帳、15歳以上18歳未満の子どもの施設入所のための判定等） - 発達障害者に係る専門的な相談、助言、発達支援、就労支援等
児童福祉施設、里親等児童自立生活援助事業を行う者	- 子どもの措置、措置中の相談援助活動、報告 - 措置の解除、停止、変更、在所期間延長に関する事項 - 退所した子どもの指導に関する事項 - 母子保護の実施、児童自立生活援助の実施に関する事項
保育所 幼保連携型認定こども園	保育の実施に関する事項
家庭裁判所	- 児童相談所から送致、家事審判の申立て - 家庭裁判所から送致、調査嘱託、援助・協力依頼
学校、教育委員会	通告、相談、合同巡回相談、就学指導委員会
警察	- 触法少年、く犯少年の通告、棄児、被虐待児等要保護児童の通告 - 委託一時保護、少年補導、非行防止活動等

児童相談所が連携をとるべき機関と主な連携事項(2)

種別	主な連携事項
医療機関	・ 医学的治療の依頼、被虐待児の通告等
婦人相談所	・ 性非行を伴う女子の子ども等
配偶者暴力相談支援センター	・ 児童虐待に係る通告 ・ 配偶者からの暴力の被害者の同伴児童等の一時保護
民間団体	・ 個別のケースにおける見守り的な支援など（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）
その他連携を保つべき機関 ・公共職業安定所 ・地域障害者職業センター ・精神保健福祉センター ・社会福祉協議会	・ 児童の就職等 ・ 思春期精神保健に関すること等 ・ 児童福祉を目的とする各種の事業に関する連絡・調整等
・ その他少年鑑別所、少年サポートセンター、保護観察所、保護司、人権擁護委員、弁護士、いのちの電話、民間虐待防止団体、ボランティア団体、地域子ども会、母親クラブ等との連携	

参考文献

- ・ 厚生労働省「児童相談所運営指針」
- ・ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- ・ 厚生労働省「社会的養護の施設等について」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html) (参照2023/3/15)
- ・ 厚生労働省「里親制度（資料集）」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>) (参照2023)
- ・ 川崎市「福祉型障害児入所施設」 (<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030543.html>) (2023/3/15閲覧)
- ・ 川崎市「医療型障害児入所施設」 (<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000030550.html>) (2023/3/15閲覧)
- ・ 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（医療型）」
 ([https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519707082241/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E4%B8%8A%E8%82%A2%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82\)](https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519707082241/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E5%8C%BB%E7%99%82%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E4%B8%8A%E8%82%A2%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82),)), (2023/3/15閲覧)
- ・ 東京都福祉保健局「児童発達支援センター（福祉型）」
 ([https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519706971938/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E8%BA%AB%E4%BD%93%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82\)](https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1519706971938/#:~:text=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%99%BA%E9%81%94%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%EF%BC%88%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%9E%8B%EF%BC%89%E3%81%AF%E3%80%81%E8%BA%AB%E4%BD%93%E3%80%81,%E3%81%AB%E3%82%82%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82),)), (2023/3/15閲覧)
- ・ 厚生労働省「平成29年度医療的ケア児等の地域支援体制構築に係る担当者合同会議 医療的ケアが必要な障害児への支援の充実に向けて」
- ・ 横浜市「障害児通所支援事業について」 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.html>) , (2023/3/15閲覧)
- ・ 磯谷文明, 町野朔, 水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法. 有斐閣. 2020
- ・ 横浜市「要保護児童対策地域協議会とは」 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/DV/yokohamayotaikyo.html>) (参照2023/3/15)

一時保護業務 1

一時保護の目的、機能、役割、あり方について確認し、一時保護業務全般の概要・性格をつかむことを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 一時保護の目的	2
2. 一時保護の性格	3
3. 緊急保護の在り方	6
4. アセスメントのための一時保護の在り方	7
5. 一時保護業務に従事するにあたっての基本認識	9
6. 一時保護中の子どもへの主な支援の類型	11
7. 業務上関係し得る児童福祉施設	16
8. 委託一時保護	20

一時保護の目的

一時保護の目的

- 一時保護は、子ども（原則18歳未満）の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために実施します。

一時保護の決定権者

- 一時保護は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づき、**児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長**（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合に実施することができます。

一時保護の実施場所

- 一時保護は、**都道府県等が設置する一時保護施設**（以下「一時保護所」という。）で行われます。
- また一時保護は、**児童福祉施設、里親、福祉事務所、警察署、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者**（機関、法人、私人）に委託して実施する場合もあります。これを「委託一時保護」といいます。

一時保護の実施期間

- 一時保護は2か月を超えない範囲で実施されます（児福法33条3項）。**
- 児童相談所長又は都道府県知事が必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。
- 但し、引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、引き続き一時保護をおこなった後2月を超えて再び一時保護を行おうとするときは、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければなりません（児福法33条5項）

一時保護の判断の際の留意点

- 一時保護の判断は、**子どもの最善の利益を最優先に考慮します。**
- また、一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断によって実施できます。

一時保護の性格（1）

- 一時保護は、子どもにとって自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する期間です

一時保護の在り方

- 一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による**子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うもの**であり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となります。
- また、**子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間**であり、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるように支援を行うことが必要です。そして**子どもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくないことに留意**します。
- 一時保護に際しては、**一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮した、子どもに安心感をもたらすような共感的対応を基本とする個別化された丁寧なケアが必要**となります。
- なお、支援に当たっては**常に子どもの権利擁護に留意**し、身体的・精神的苦痛を与える行為は許されないことに十分に留意することも重要です。

一時保護の性格（2）

- 一時保護の強行性は、短期間であり、かつ、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るものであることにより認められています。

一時保護の強行性

- 一時保護実施に当たっては常に子どもの意見を尊重することが求められますが、実施する措置に対して子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくありません。その際には子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもが納得できるよう、尽力する必要があります。
- 一方で、子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得ずとも一時保護を行います。子どもが保護を求めているに関わらず、保護者の同意が求められない場合も同様です。子どもが一時保護に反対をしても、子どもの安全確保、子どもの福祉のために必要と思われる場合も同様です。
- 特に、児童虐待対応においては、対応が遅れることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があるため、躊躇なく一時保護を行うべきとされています。
- なお、この強行性は、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な支援を行うまでの短期間のものであることから認められていることに留意が必要です。

一時保護と子どもの意見

- 一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、**子どもの意見を聞くことが重要です。**
- しかし、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられるため、**一時保護に関してはその決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべきです。**
- なお、**一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもあります。子どもの意見を聴いて対応したからといってその結果を子どもに転嫁するようなことがあってはなりません。**

一時保護の性格（3）

- 一時保護の機能は「緊急保護」と「アセスメント」であり、その法的性格は行政処分になります。

一時保護の機能

- 一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントです。**両者は時期的に並行することもあります。
- このほか、子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用する短期入所指導があります。

一時保護の法的性格

- 一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法第2条に基づき不服申立てを行うことが可能です。**
- また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てしたい旨の申出があった場合には、不服申立ての方法等について教示しなければなりません。

緊急保護の在り方

- ・ 緊急保護は子どもの安全確保が緊急に必要な時に行われます。
- ・ 緊急保護の期間は権利擁護の観点から、子どもの安全確保に必要な最小限の期間としなければなりません。

緊急保護を行う必要がある場合

1. 棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者又は宿所がない場合
2. 虐待等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む）
3. 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
4. 一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子どもである場合
5. 少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合

緊急保護を行う際の留意点

- ・ 子どもの安全を確保するために閉鎖的環境（一定の建物において、子どもの自由な外出を制限する一時保護の環境をいう。以下同じ。）で保護する期間は、子どもの権利擁護の観点から、子どもの安全確保のために要する必要最小限の期間とし、開放的環境（閉鎖的環境以外の一時保護の環境をいう。以下同じ。）においても子どもの安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境に子どもを移すことを検討しましょう。
- ・ また、子どもの安全を確保するため、閉鎖的環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討したうえで児童相談所長が決定し、その内容を記録に留めるとともに、その必要性や見通し等を子ども及び保護者に説明します。この検討の際、あわせてソーシャルワークの進行状況等も確認し、進行管理を行います。

アセスメントのための一時保護の在り方

- ・ アセスメント保護は具体的な援助指針を定めること等を目的に行います。

アセスメント保護を行う必要がある場合

1. 適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
2. 既に里親等への委託又は児童福祉施設等への措置をしている子どもの再判定が必要な場合

アセスメント保護の留意点

- ・ アセスメント保護では、子どもの状況等を踏まえ、子どもの状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要です。
- ・ アセスメント保護は、子どもの安全確保を目的とした緊急保護後に引き続いて又は並行して行われるものと、緊急ほどではないが、家庭環境や児童福祉施設等における養育環境から離れた環境下で、アセスメントを行う必要があるものとに分けられます。
- ・ なお、アセスメント保護においても閉鎖的環境が子どもの安全確保のために必要な場合には、閉鎖的環境において行うことが想定されます。
- ・ また、アセスメント保護は計画的に行い、アセスメントに要する期間を保護者に伝えることが望ましいとされています。

アセスメントにおける一時保護所の役割

- ・ 児童相談所において、子どもの援助指針を立てるに当たっては、児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員（委託している場合には委託先の職員）による行動診断、その他の診断（理学療法士によるもの等）を基に、これらの者の協議により総合的なアセスメントを行います。
- ・ 一時保護所においては、援助指針を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうしたアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行います。
- ・ また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合がありますが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられます。一時保護所においては、こうした行動にある背景などについてアセスメントを行い、援助指針へ反映し、その後の支援に繋げていくことが重要な役割になります。

(参考) アセスメント/診断/判定

「アセスメント」とは？

- 子どもの心身の発達、健康状態、基本的な生活習慣、日常生活の状況・環境、日々の言動など、その子どもの実態に係る情報を収集・分析・統合すること。
- アセスメントをもとに「診断」が導き出される。

「判定」とは？

- 判定は、相談のあった事例の総合的理解を図るため、各種の診断をもとに、各種診断担当者等の協議により行う総合診断のこと。
- 判定は、児童福祉司、相談員等による社会診断、医師による医学診断、児童心理司等による心理診断、保育士、児童指導員等による行動診断、その他の診断を基礎として、原則として関係者の協議により行う。

「診断」とは？

社会診断	児童福祉司、相談員等によって行われるもの。調査により子どもや保護者等のおかれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。
心理診断	児童心理司によって行われるもの。面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う。
医学診断	医師（精神科医、小児科医等）が行う。問診、診察、検査等をもとに、医学的な見地から子どもの援助（治療を含む。）の内容、方針を定めるために行う。
行動診断	一時保護部門の児童指導員、保育士等によって行われる。基本的な生活習慣、日常生活の状況、入所後の変化等、子どもの生活全般にわたる参与的観察、生活場面における面接をもとに、援助の内容、方針を定めるために行う。
その他の診断	理学療法士、言語聴覚士等によって行われる。

「アセスメント」



「診断」



「判定」

一時保護業務に従事するにあたっての基本認識（１）

- 一時保護所では、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行い、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。

業務の原則

- 一時保護所においては、**子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければなりません。**
- 家庭的環境等の中で束縛感を与えず、子どもの権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意します。**このため、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫します。
- なお、**一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保することが望ましいとされています。**

一時保護業務に従事するにあたっての基本認識（２）

- 一時保護所では、子どもの最残の利益を考慮した保護や養育を行い、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。

一時保護所に入所する子どもについての基本認識

- 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止にも留意します。
- また、一時保護される子どもにとって必要なプライベートな空間と時間の確保、及び、一人一人の子どもの状況に応じた適切な支援を行うことを目的に、施設の物理的な環境に照らして許容できる範囲で個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境の確保に配慮し、子どもが安全感や安心感を持てる生活の保障に努めます。
- 子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを見守り心理司や心理療法担当職員と連携して実施することを検討します。

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

- 一時保護所では子ども一人一人にあった支援を行うとともに、学習支援やスポーツ等のレクリエーションプログラムへの参加、読書や音楽鑑賞の機会を設けるなどし、安定した生活を送れるように配慮します。

一時保護中の子どもへの主な支援の類型

生活面のケア	子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身に付けられるように支援する。
レクリエーション	子どもの年齢、希望を考慮してスポーツ活動、室内遊戯等の遊びを企画・実施し、遊びを通じた活動的な気持ち、活動的な思考の獲得の支援を行うことで子ども個人の健康と幸福を高める手助けをします。
食事	入所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行う。
健康管理	子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため心身の変調をきたしやすいことから、健康管理に配慮する。例えばネグレクトのケースの場合栄養失調気味で年齢に応じた身長発達が見られない、う歯があるといった場合もあるため定期的な身体検査や口腔検査を行う。
教育・学習支援	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行い、子どもの就学機械の確保に努める。「わかる」という体験から徐々に自信と学習へのモチベーションを育む。

生活面のケアにおける基本的認識

原則

- 生活面のケアは子どもの精神的・身体的状態、他の児童・児童集団との関係性、嗜好、文化・慣習に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行います。
- 子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣が身に着けられるように支援することが重要です。

幼児に対する保育

- 情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行います。

無断外出等の問題のある子どもに対して

- その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行います。

レクリエーション企画・実施における基本的認識

原則

- 入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バドミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮します。
- 可能であればレクリエーションの企画に子ども自身が参加する機会を設けます。
- 必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動を実施することも子どもの安定化等に有効です。
- なお、レクリエーション内容が身体的・認知的な負荷がかかりすぎる活動だった場合や、微細運動が要求されすぎる場合、学習性無力感を強めてしまうおそれがあるため注意します。
- 子どもの権利条約第31条において、子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術に参加する権利を持つとされていることからそうした機会を確保することが重要です。
- レクリエーション（遊び）は活動的な気持ち、活動的な思考、活動的な生活を与え、個人的な健康と幸福を高める手助けとなります。

食事（間食）・健康管理における基本的認識

食事に関する原則

- ・ 一時保護所は子どもの入退所が多いので、食事について特に配慮します。
- ・ 衛生・栄養のバランスを確保し、子どもの嗜好も十分配慮し、予め一定期間の予定献立を作成し、温かい雰囲気の中で提供します。

食事に関する必要な配慮

- ・ 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、小食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の子どもの状態に即した食事への配慮を行います。
- ・ 食物アレルギー等については、アセスメントができていない子どもが突然入所することもあるため、特に配慮が必要です。
- ・ 栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に検便を実施します。

健康管理に関する原則

- ・ 子どもにとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮します。
- ・ 毎朝子どもの健康状態を観察するほか、必要に応じ健康診査を受けさせます。また、応急の医薬品等を備えておきます。

教育・学習支援における基本的認識

原則

- ・ 一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは授業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもがいます。そのため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要です。
- ・ 学習を通じて「わかる」という体験をさせること、その体験を通じて少しずつ自信をつけさせ、少しずつ学習へのモチベーション・基礎学力を育むことも意識します。

在籍校との連携の検討

- ・ 支援に当たっては、必要に応じて子どもの在籍校との連携も視野に、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習の展開を検討します。
- ・ 中には、一時保護所から在籍校への登下校に付き添う登校支援の取組を行っている施設もあるようです（中野区、荒川区、豊島区、明石市等）。

「できるようになってきた」に気づかせる小さな工夫

- ・ 例えば算数や数学であれば回答の正解・不正解ではなく、途中式を書こうと試みた・筆算を試みたといった試行錯誤の形跡、回答は間違えていてもプリントを全部埋めた努力の形跡、昨日よりも長く机に向かった事実をとらえて褒めることで、子ども自身にそのチャレンジと小さな前進の価値に気づいてもらい、モチベーションを刺激するといった工夫を試してみるのも一考です。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織(1)

種別	概要
児童養護施設	児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもちます。 施設は全国に612か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）
乳児院	乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。 施設は全国に144か所存在します（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童心理治療施設	児童心理治療施設は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2.2年）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。 施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童自立支援施設	子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。 施設は全国に58か所存在します（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）
母子生活支援施設	母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。 施設は全国に221か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
自立援助ホーム	自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。 施設は全国に193か所存在しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）
児童家庭支援センター	児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への児童、その他の援助を総合的に行います。 施設は全国に139か所損限しています（令和元年10月/厚生労働省家庭福祉課調べ）

(参考) 厚生労働省「社会的養護の施設等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/01.html（参照2023/1/11）

業務上関係し得る児童福祉施設・組織(2)

種別	概要
里親	里親制度は、児福法27条1項3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親（養子縁組を希望する里親）、親族里親といった種類があります。 養育里親のうち専門里親は、要保護児童のうち①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行等の問題を有する児童、③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童を支援します。 親族里親は要保護児童の内、①当該親族里親に扶養義務のある児童、②児童の両親その他当該児童を監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により養育が期待できない児童を支援します。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	小規模住居型養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一貫として、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。
福祉型障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 施設は全国に260か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）
医療型障害児入所施設	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立時各地に必要な知識技能の付与を行うとともに治療を行うことを目的とした施設です 施設は全国に268か所存在します（平成31年3月26日時点：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ）
医療型児童発達支援センター	上肢、下肢または体幹の機能の障害がある就学前の子供を対象とした通所訓練施設です。理学療法などの機能訓練や治療のほか、医学的管理のもとで日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 施設は全国に51か所存在しています（令和2年3月末/福祉行政報告例）
児童発達支援センター	地域の身体に小阿木のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提要などを個別支援計画に基づき提供します。学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児が対象です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所視線を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援をおこないます。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（3）

種別	概要
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の協議を行うことを目的に地方公共団体が設置・運営する組織です。児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係、その他NPOやボランティア関係の方々が構成員となっています。 ※要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事業にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる ※要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。 ※特定妊婦：出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある
都道府県児童福祉審議会	- 児童福祉法第8条に基づき都道府県、政令市に設置義務のある機関で、子どもや妊産婦らの福祉について調査、審議する、執行機関に設置される合議性の附属機関です。 - 役割 ① 芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを制作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児福8条9項） ② 都道府県が訓戒又は誓約書の提出（児福27条1項1号）、児童福祉司等による指導（同項2号）、児童福祉施設等への入所措置（同項3号。以上につき、同上3項又は28条により採るものは除く。）、肢体不自由児等の治療等の委託（児福27条2項）の措置を採る場合や、これらの措置の内訓戒又は誓約書の提出を除く措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合において、意見を述べること（児福8条6項） ③ 被措置児童等虐待に関して、通告や届出を受けること（児福33条の12第1項・3項・33条の15第1項） ④ 被措置児童等虐待に関して、都道府県知事からその講じた措置等に関して報告を受け、それに対する意見を述べること（児福33条の15第2項・3項） ⑤ 国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置するに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福35条6項） ⑥ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対しその児童福祉施設の事業の停止を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福46条4項） ⑦ 都道府県知事が市町村又はその他の設置者に対し、届出又は認可のない児童福祉施設の事業の停止等を命じるに当たり、都道府県知事に意見を述べること（児福59条5項） ⑧ 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること（児福8条2項） ⑨ 都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申すること（児福8条4項） ⑩ 都道府県知事が親族里親の認定をする場合に、意見を述べること（児福法施行令29条） ⑪ 母子保健に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母子保健7条） ⑫ 母子家庭等の福祉に関する事項を調査審議し、都道府県知事の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申すること（母福7条） ⑬ 都道府県知事が母子福祉資金貸付金の貸付けを停止する等の措置を採るに当たり、都道府県知事に意見を述べること（母福施行例13条） - 権限 - 都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。「関係行政機関」については特に児福法上定義がないが、当該都道府県に限らず国や市町村、他の都道府県の行政機関をも含むものと解される。また、都道府県児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

業務上関係し得る児童福祉施設・組織（4）

種別	概要
市町村児童福祉審議会	- 市町村が設置する児童福祉審議会。 - その役割は、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項、家庭的保育事業等の認可に関し意見を述べること、母子保健に関する事項、母子及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議し、市町村長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申することです。（児福法8条3項・4項、母子保健7条、母福7条・13条） - 市町村福祉審議会は、一般的に、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができます。「関係行政機関」については特に児福法上定義がありませんが、当該市町村に限らず、国や都道府県、他の市町村の行政機関をも含むものと解されます。 - また、市町村児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聞くことができます。

委託一時保護の手続

- ・ 一時保護の委託は受理会議等で慎重に検討し決定します。
- ・ 委託一時保護は、相談・指導部門が措置部門等の協力を得て行います。

委託先の例

児童福祉施設 / 里親 / 医療機関 / 警察署 / 児童委員 / 子どもが通っている保育所の保育士 / 学校（幼稚園、小学校等）の教員

委託一時保護の留意点

- 乳幼児の場合
 - ・ 可能な場合は里親への委託を検討します
 - ・ 緊急保護のため委託先が即座に見つからない場合、よりきめ細やかな専門的アセスメントが必要な場合は施設への委託を検討します
- 学齢以上の場合
 - ・ 専門的なケアの必要性の程度に応じて委託先を検討します。

委託一時保護手続きのフロー

具体的委託先の選定	・ 委託先の環境、設備又は子どもや保護者の状況等を十分に勘案し、その子どもに最も適した委託先を選定します
委託期間の設定	・ 一時保護の原則として必要最小限度の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に、定期的にその必要性を確認するとともに速やかに他の支援等を行います
保護者・委託先への通知	・ 委託の期間等について保護者、委託先に通知します（委託一時保護を解除した場合も同様） ・ また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載します。
委託先への子どもに係る情報提供	・ 委託先には上記通知に加え、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行います。

委託一時保護の実施が適当と判断される理由の例

- ・ 夜間発生した事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるのが著しく困難な場合
- ・ 乳児、基本的な生活習慣が自立していないため一時保護所において行うことが適当でないと判断される幼児の場合
- ・ 自傷、他害のおそれがある等行動上監護することが極めて困難な場合
- ・ 非行、心的外傷などの子どもの抱えている問題の状況を踏まえれば、一時保護後に、児童自立支援施設、児童心理治療施設あるいは医療機関などのより専門的な機関において対応することが見込まれる場合
- ・ これまで育ててきた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保証することが必要な場合
- ・ 現に里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置が行われている子どもであって、里親等や他の種類の児童福祉施設等あるいは専門機関において一時的に支援を行うことにより、その子どもが抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
- ・ その他特に必要があると認められる場合

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日

一時保護業務 2

被措置児童等虐待が「あってはならない」理由について確認するとともに、被措置児童虐待防止が発生し得る状況、被措置児童虐待として報告された事例、子どもの身体的苦痛・精神的苦痛を与え得る行為の例について確認し、個人又は組織としてその防止に努めることができるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 被措置児童等虐待とは	2
2. 被措置児童等虐待として報告のあった事例	3
3. 被措置児童等虐待があってはならない理由	6
4. 被措置児童等虐待防止のために組織としてできること	7
5. 所内で被措置児童等虐待またはそのおそれのある行為が発生した場合の対応	9
6. 被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか？	10

被措置児童等虐待とは

- 被措置児童等虐待とは、施設・一時保護所の職員等が子どもたちに行う次のような行為を言います。

身体的虐待	- 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 - ex.) 殴る、蹴る、熱湯をかける、布団蒸しにする、戸外に締め出す など
性的虐待	- わいせつな行為をすること又は被措置児童をしてわいせつな行為をさせること。 - ex.) 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、ポルノを見せる など
ネグレクト	- 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ※子ども間での暴力やいじめ等を放置することにも含まれる。 - ex.) 食事を与えない、下着などを変えない、入浴させない など
心理的虐待	- 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 - ex.) 脅迫、無視、暴言、差別 など
そのほか不適切な対応	例えば… - 子どもの問題行動の背景を考察しない一方的な対応 - 懲罰として課す必要以上の行動制限 - 感情を爆発させた怒声 - 乳幼児等の入浴支援場面等での「一人もらいます」など、子どもを者扱いするかのような声掛けの対応 - 子どもに力づくで言うことをきかせ、そうした措置が必要な理由を一切説明しない

被措置児童等虐待として報告のあった事例（１）

身体的虐待

- 硬い床に正座をさせたまま指導を続けた
- 布団から泣きながら出てきた児童を片手で持ち上げて、うつ伏せの状態ですぐに布団に戻し、後頭部を軽く２回叩いた
- 児童を注意する際に、よく話を聴いてもらうために両手で顔を「ペチン」と挟んだ
- 暴力を振るってきた児童の足や腕をたたき返した
- 注意に反発する児童を立たせようとして、Ｔシャツの襟首を掴んだ
- 注意に反発する児童に腹を立てた職員が、児童の胸倉をつかみ投げ落とした
- 職員の指示に従わず抵抗した児童の頭を平手で叩いた
- 注意に反発して左腰付近を蹴った児童に対し、拳で顎を殴打した
- 注意をした児童と言い争いになり、右太ももに膝蹴りをした

被措置児童等虐待として報告のあった事例（２）

心理的虐待

- ・ 児童に対して日常的に無視や自尊心を傷つけるような言動を繰り返していた
- ・ 職員が児童に対し日常的に怒鳴っていた
- ・ 児童に注意をしたところ、にらみつけて気を悪くする発言をされたので感情的になり箸を折った
- ・ 注意をしても危ない行為をエスカレートさせる児童（幼児）に対して、危ない行為であることを伝えるために、児童を抱き上げて高所から顔を出させた
- ・ 余暇時間にゲームをいている際に、じゃれ合いのつもりで児童に「殺すぞ」「死ね」等の発言をした
- ・ 施設内のごみ集積場で厳しく指導する等、児童への言葉や態度による脅かしを繰り返していた
- ・ 嘔吐と体の震えが止まらない状況で「死んだ方がいい」と繰り返し発言していた児童に対し、職員が「死ね」と言った。
- ・ 職員が大きな音が出るようにドアを開閉したり、児童に「てめえ」と複数回言ったりした

（出所）厚生労働省 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について より抜粋

被措置児童等虐待として報告のあった事例（３）

性的虐待

- ・ 朝起きてこない児童の居室に入室して、布団をめくって足をくすぐったり、わき腹をつついたりした
- ・ 施設内の個室等で、児童にキスをするなどの行為を繰り返していた
- ・ 夜勤時に夜遅くまで児童の悩みを聞いているうちに性的関係に至り、その後は夜勤の度に施設内の休憩室等で性行為に及んでいた
- ・ 宿直勤務時に、職員室において遊びの延長で服の上から児童のブラジャーのホックを外した
- ・ 夜勤時に児童の居室に入りタオルケットをかけなおす際に、間接的に児童の性器に触れた

ネグレクト

- ・ 複数の児童が特定の職員の夜勤時を狙い言葉や暴力で脅す等の行為について、施設長等が改善できなかった
- ・ 複数の児童に日常的に暴力を振るっていた児童に対し、指導を行っていたが、施設長は状況を改善することができなかった。

（出所）厚生労働省 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について より抜粋

被措置児童等虐待があってはならない理由

- 一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすることがあります。不安や緊張の高い状態であることが多いことから、一時保護される場合は暖かい雰囲気であり、子どもが心から安心できる環境でなくてはなりません。
- そうした背景に鑑みると、こうした状況に置かれている子どもたちからの信頼を得られるように努力すべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うことは、**子どもの心身をさらに傷つけるだけでなく、大人への不信感の増幅、人格形成への悪影響を与える結果につながります。そのため、被措置児童虐待は絶対に許されないことを常に意識し、個人としても、組織としても被措置児童の虐待防止に努めなくてはなりません。**
- また、児童福祉法第33条の2第2項において「児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあることから厳に注意が必要です（しつけのための体罰禁止）。

被措置児童等虐待防止のために組織としてできること

組織として できること	風通しの良い 組織運営	- 被措置児童等の支援には必ずチームを組んで当たることとし、担当者1人に抱え込ませない - 職員同士、先輩後輩の意思疎通・意見交換が行いやすい雰囲気を醸成する。
	開かれた 組織運営	第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を確保する。
	職員の研修、 資質の向上	- 職員の援助技術、子どもへの対応能力を向上させる。 - 担当者1人に抱え込ませないよう、SVによる職員への指導・助言を積極的に行う。 - 同県内の児童相談所で集まり、研修会の開催やケーススタディを行うことにより被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識・ノウハウの共有化を図る
	被措置児童の 意見を汲上げる 仕組み等の整備	- 子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進める - 子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いことを伝える 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置などを行う
個人として できること	養育環境の理解	被措置児童の中に、人間関係が上手に作れない子ども、発達障害を含む関わり方の難しさを抱える子どももいることを理解する
	感情の コントロール	- 自身の感情の沸点を把握する - 一時的に子どもとの物理的な距離を取り、クールダウンを図る（タイムアウト） - 業務外で自身の心身をリフレッシュする時間を設ける
	子どもの 背景の理解	子どもの言動の背景・理由を捉え、子どもの言動に刺激されることを予防する。
	他の職員に 助けを求める	- 一人で抱え込まないこと。一人で処理しきれないと感じたら、先輩・後輩関係なく助けを求める。 - 助けを求められたらできる限り対応する。

【コラム】被措置児童等虐待防止に係る留意点

- ・一時保護される子どもは、保護者等からの虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすることがあります。不安や緊張の高い状態であることが多いことから、一時保護される場は暖かい雰囲気であり、子どもが心から安心できる環境でなくてはなりません。
- ・そうした背景に鑑みると、こうした状況に置かれている**子どもたちからの信頼を得られるように努力すべき立場の職員が保護中の子どもに対して虐待を行うことは、子どもの心身をさらに傷つけるだけでなく、大人への不信感の増幅、人格形成への悪影響を与える結果につながります。**そのため、被措置児童虐待は絶対に許されないことを常に意識し、個人としても、組織としても被措置児童の虐待防止に努めなくてはなりません。
- ・また、児童福祉法第33条の2第2項において「児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあることから厳に注意が必要です（しつけのための体罰禁止）。

所内で被措置児童等虐待またはそのおそれのある行為が発生した場合の対応

情報整理	・被措置児童等虐待に該当し得るかの判断材料となる情報（虐待の具体的な状況・内容・程度、被措置児童等の心身の状況、虐待者と被措置児童等の関係など）を整理 ・子どもから情報聴取をする際は、自分のことではなく他の子どものことのように装い話をする可能性があることに留意しつつ、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話をできるように振る舞う ・子どもに二次被害が生じないよう、慎重な対応を行う
都道府県への通知	・整理した情報に基づき、都道府県（担当部署）による事実確認等の必要があると認めるときは都道府県に通知する
調査受入	・都道府県（担当部署）、児童福祉審議会委員又は他の児童相談所による調査（虐待を受けたと思われる被措置児童・その他の被措置児童等への聴き取り、職員等への聴き取り、日誌等の閲覧、被措置児童等の居室等の生活環境の確認 など）に協力する ・被措置児童等の安全の確保に引き続き十分な配慮をする
被措置児童等に対する支援	・虐待の事実が明らかになった場合、都道府県担当部署による以下のような支援に協力する ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明 ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応 ・必要に応じた当該被措置児童等への措置変更 ・加害者として特定された職員の配置変更 ・被措置児童等の保護者に対する対応方針の説明 等

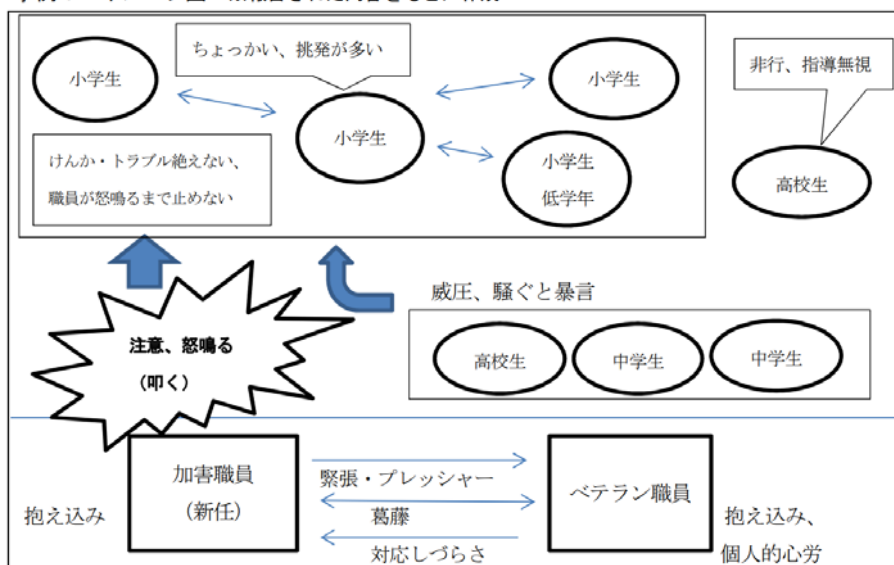
被措置児童等虐待はすべて職員個人の責めに帰すか？

- 被措置児童等虐待は職員個人の問題のみにより発生するかのようにイメージされがちですが、一時保護所内の環境・子ども同士の関係性・職員間の関係性などの複数の要素が絡み合うことで発生することもあります。

例えば次のようなケースで…

- ・他児へのちょっかい・挑発が多い小学生児童がいることからケンカ・トラブルが絶えない。
- ・指導をしてもなかなかケンカが収まらない中で、当該児童のケンカがエスカレートすると中学・高校生児童が小学生児童らに対して暴言を吐くなど威圧的な言動をとるようになるなどして連鎖的に雰囲気が悪化する。中学・高校生にそうした言動をとらないよう指導しても、そちらの指導もなかなか通らない。
- ・新任職員はベテラン職員の手前、自分で何とかしなければという緊張とプレッシャーの中、この問題を一人で何とかしようと抱え込むようになる。
- ・ベテラン職員は当該新任職員に声掛けするも、「一人で何とかしようとする」がたかなな姿勢から葛藤・対応しづらさを感じてしまい、結果として新任職員へのサポートが手薄になる。
- ・以上の結果、新任職員は心理的に追い詰められ、児童に対して、ケンカをやめさせようと児童を怒鳴る、叩くといった行動をとるに至った。

事例1 イメージ図 ※報告された内容をもとに作成



(出所) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ「被害措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月) P3より引用

参考文献

- 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- 厚生労働省「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」雇児福発第0331002号・障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 平成21年3月31日
- 厚生労働省「平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ「被害措置児童等虐待事例の分析に関する報告」(平成28年3月)

行動観察

行動観察を行う意義や、行動観察の視点・留意点について確認し、「子どもの何を見たらいいか」についてイメージをつかむことを目的とします。

次世代の国づくり

目次

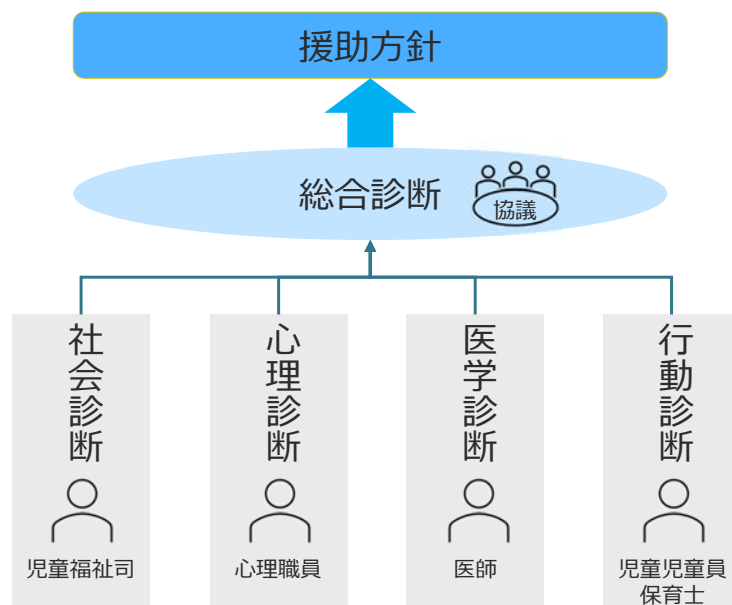
1. 行動観察の要点	2
2. 幼児に対する行動観察の視点	3
3. 学齢児に対する行動観察の視点	4
4. 身体所見・基本的生活習慣の観察の視点	5
5. 社会性の観察の視点	6
6. SDQ (Strength and Difficulties Questionnaire)	7
7. CBCL/4-18 (Child Behavior Checklist/4-18)	8
8. 行動観察・行動診断の留意点	9
9. 行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方	10
10. 行動観察記録作成の要点	13
11. 主観情報と客観情報の整理	14
12. 例えば、子どもの様子をどのように記録するか	15
13. 良い観察記録が書けたらどういうメリットがあるか	18
14. 行動観察記録はどのようにした書いたらよいものか…	20

行動観察の要点

- Point !**
- 一時保護所は、児童相談所としての援助方針を立てるための「子どもの行動診断」を担います。
 - 行動観察のポイント（着眼点）は幼児と学齢児とで若干異なります。

一時保護所では行動診断のための行動観察を行う

- 児童相談所に持ち込まれる問題の効果的解決を図るには、担当者の価値観や人生観、好悪といった個人的性向を排除し、専門的な科学的知見に基づき問題の本質、性質を分析することにより、合理的・客観的見地から個々の事例について最善の援助を検討します。
- 上記過程が診断であり、そのうちの一つとして行われるのが一時保護所の児童指導員や保育士による行動診断です。
- 行動観察の着眼点としては、子ども虐待の手引き、SDQ、CBCL/4-18が参考になります。



幼児に対する行動観察の視点（子ども虐待対応の手引きより）

食事	- 過食・過度の偏食の有無 - 食事の習慣やマナーの習得状況	安全への意識	- 注意力 - 理解力の程度
排泄	- 自立の度合い - 予告の有無と方法 - 汚れても平気かどうか	遊び	- 好きな遊び - 遊び方 - 他の子どもと遊べるか
睡眠	- 寝つきの良しあし - 睡眠の深さ等、睡眠の状態 - 寝ぼけ・夜泣き・夜驚等の有無 - 午睡の習慣と睡眠の状態 - 夜尿の有無 - 夜尿をした後の様子	対人関係	- 同年代の子どもとの関係 - 年長の子どもの関係 - 大人との関係 - 自他の区別 - 人見知りの有無 - 大人に甘えられるか - 委縮していないか - 他の子どもへの意地悪や乱暴の有無
洗面・歯磨き・入浴	習慣の有無	習癖	習癖の有無
清潔	- 手洗い・うがいの習慣の有無 - 清潔への関心の有無	健康状態	- 栄養状態 - アレルギーの有無 - 体質の特殊性等
意思疎通	- 発語の状況 - 基本的概念（挨拶、簡単な要求、自分の名前など）の表出方法 - 言語理解の状況 - 私事の理解度	入所時、退所時の様子	- 家族との分離時の要する - 保護所の生活への慣れの状態
		親との面会時の様子、面会後の様子	- 緊張の程度 - 喜ぶかどうか - 面会後の反応

学齡児に対する行動観察の視点（子ども虐待対応の手引きより）

入所初期の様子	- 入所時の様子 - 緊張の度合い - 生活への慣れ - 他児との会話・交流	指示への反応	- 素直に応じるか、拒否的か - 空返事
起床	- 自ら起きるか - 機嫌の良しあし - 身支度の様子	ルールを守り方	- ルールを守れるか - ルールに対する自覚の有無
就寝	- 身支度の様子・寝つきの良し悪し - 特異な行動（就寝前儀式、特定のものへのこだわり） - 寝言・寝ぼけ・夜驚・夜尿等の有無	学習・作業	- 学習進度・学習態度・自習能力 - 作業への参加態度・手抜きの有無 - 集中力の有無
食事	- 態度、姿勢 - マナーの有無 - 食事の量 - 偏食の状態	叱られた際の様子	- すぐに従う、文句を言う、責任転嫁 - 相手により態度を変える - 黙る、泣く、怯える、強い緊張、犯行、平然、不服
生活管理 健康管理	- 身だしなみの状態 - 所持品の整理・整頓の状況 - 清潔への意識 - 健康管理を自ら行う自覚があるか	褒められた際の様子	喜ぶ、照れる、得意になる、表情にでない
自由時間	- 一人遊び、集団遊びの様子 - 無気力、孤立、ごろ寝の有無 - おしゃべり、騒ぐといった様子	無断外出	- 実行計画があるか - 誘われてどうしたか
集団行動への参加	- 呼びかけに対する反応 - 勝手な行動の有無	要求	- はっきりと言えるか、我慢しているか - すぐ諦めるか、しつこく要求するか - 相手によって態度が変わるか - あまり要求はしない
行事への参加	- 参加態度、興味の持ち方 - リーダーシップ	感情表現	- 喜怒哀楽の表情 - すぐに怒る、泣く、大騒ぎをする - 表情を出さない
習癖	習癖の有無と内容、程度	対人関係	- 同年齢児、年上、年下、大人に対する態度 - 他児から好かれるか、嫌われるか - 他児への関心の有無 - いじめ・いじめられ - 特定の子を選ぶ/誰とでも付き合える
		不適応行動	孤立、無気力、乱暴など

身体所見・基本的生活習慣の観察の視点（江戸川区資料、静岡県資料より日本総研作成）

身体所見

虐待や 事故等の 後遺症	痣/内出血/切傷/骨折/硬膜下血種/ 熱傷/眼損傷/外相による視力障害/発 育障害/栄養失調/虫歯/陰茎や肛門 の裂傷/性感染症/虐待によるその他の 疾患や身体的障害の有無、程度
疾患・障害	視力障害 / 聴力障害 / てんかんや脳 性麻痺などの疾患やそれに伴う運動機 能などの障害の有無、その症状
発育状況や 健康上の留意点	低身長 / 低体重 / 運動機能の遅れ / 体温の低さ / 体重の変動 / 血行の悪 さ / 皮膚のあれ / アトピー / アレルギー / 体調の崩しやすさ / 頭痛 / 腹痛 / 生理不順などの有無とその症状

基本的生活習慣

食事	食事の量/ 偏食の有無 / 食事に要す る時間/行儀の良しあし
睡眠	寝つき / 中途覚醒 / 寝起き / 怖がる/ 添い寝を求める / 寝言 / 歯ぎしり / いびき/夜驚
着脱衣	着脱衣（できる・できない）/ 季節に合った服の選択(できる・できない)/ 服のこだわり（有・無）/ 服の衛生感覚（有・無）
排泄	自立・未自立/夜尿（有・無）/生理の手当 （できる・できない）/便秘/下痢気味
清潔維持	入浴（自立・要介助）/入浴（好む・好まな い）/洗面（習慣化されている・要指示）/歯 磨き（習慣化されている・要指示）
整理	衣類の整理（できる・できない）/物の片づけ （できる・できない）/身だしなみ（習慣化され ている・要指示）

社会性の観察の視点（江戸川区資料、静岡県資料より日本総研作成）

社会性

性格	情緒の安定性 / 興奮しやすさ/こだわりの強さ/ あつかましき/神経質/すねる/衝動的/明るい/ 調子/優しい/懐疑的	学習	意欲/態度/理解できると喜ぶか/集中力/理解 力/読み書き（〇年生程度）/算数・数学 （〇年生程度）
言語	多弁/無口/吃音/独言	対子ども関係	リーダーシップの有無・傾向/自己主張/相手の 立場に（立てる・立てない）/利己的/協調的 /敵対的/優しい/依存的/上下関係に（敏 感・無頓着）/相手により言動を（変える/変 えない）/好かれる/嫌われる/いじめる/いじめら れる
遊び	積極的/自発的/追従的/動的静的/嬉々とし て参加する/淡々と参加する/無表情・無表現/ 勝敗へのこだわり/玩具の扱い/ルールを（守 る・守らない）/持続的/好きな遊び		
自由時間	一人遊び/孤立/集団遊び/無気力/ごろ寝/ おしゃべり/うろうろ/騒ぐ/手伝いをする	対大人関係	親和的/不信/敵対的/依存的/指示が（入 る・入りにくい・素直・拒否的・空返事）/身体 接触の頻度/自分から（関わる・関わらない） /要求（しない・適度・過剰）/退行の有無/ 試し行動/褒められたときの反応/叱られたとき の反応
作業	利き手/手先の器用さ/集中力/持続性/苦手 な作業・得意な作業		
生活ルール順守	良く守る/形だけ/すぐ破る/ルールの理解が乏し い		
家族関係	面会を（喜ぶ・淡々・拒否）/家族のことを （良く語る・聞けが語る・拒む）		

SDQ（Strength and Difficulties Questionnaire）

- SDQは、子どもの情緒や行動、メンタルヘルスに関するスクリーニング尺度で、各項目3段階で評価します。

	あては まらな い	まあ当 てはま る	あては まる
情緒の問題（得点が高いほど支援の必要性が高い）			
頭がいたい、お腹が痛い、気持ちが悪いなどよく訴える	0	1	2
心配事が多く、いつも不安なようだ	0	1	2
おちこんで沈んでいたり、涙ぐんでいたりすることがよくある	0	1	2
目新しい場面に直面すると不安で縋り付いたり、すぐに自信を無くす	0	1	2
こわがりですぐにおびえたりする	0	1	2
行為の問題（得点が高いほど支援の必要性が高い）			
カッとなったり、かんしゃくをおこしたりする事がよくある	0	1	2
素直でだいたい大人の言うことを聞く	2	1	0
よく他の子とけんかしたり、いじめたりする	0	1	2
よくうそをついたり、ごまかしたりする	0	1	2
家や学校、その他からものを盗んだりする	0	1	2
多動/不注意（得点が高いほど支援の必要性が高い）			
おちつきがなく、長い間じっとしていられない	0	1	2
いつもそわそわしたり、もじもじしている	0	1	2
すぐに気が散りやすく、注意を集中できない	0	1	2
よく考えてから行動する	2	1	0
ものごとを最後までやり遂げ、集中力もある	2	1	0

	あては まらな い	まあ当 てはま る	あては まる
多動/不注意（得点が高いほど支援の必要性が高い）			
おちつきがなく、長い間じっとしていられない	0	1	2
いつもそわそわしたり、もじもじしている	0	1	2
すぐに気が散りやすく、注意を集中できない	0	1	2
よく考えてから行動する	2	1	0
ものごとを最後までやり遂げ、集中力もある	2	1	0
仲間関係の問題（得点が高いほど支援の必要性が高い）			
一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い	0	1	2
仲のいい友達が少なくとも一人はいる	2	1	0
他の子どもたちから、だいたい好かれているようだ	2	1	0
他の子から、いじめの対象にされたり、からかわれたりする	0	1	2
他の子どもたちより、大人という方がうまくいくようだ	0	1	2
向社会的な行動（得点が高いほど強みが大い）			
他人の気持ちをよく気づかう	0	1	2
他の子どもたちと、良く分け合う（おやつ・おもちゃ・鉛筆など）	0	1	2
誰かが心を痛めていたり、落ち込んでいたり、嫌な思いをしているときなど、すすんで助ける	0	1	2
年下の子どもたちに対してやさしい	0	1	2
自分からすすんでよく他人を手伝う（親・先生・子どもたちなど）	0	1	2
総合的困難さ（（情緒の症状）+（行為の問題）+（多動/不注意）+（仲間関係の問題））			

CBCL/4-18 (Child Behavior Checklist/4-18)

CBCL/4-18とは

- CBCL/4-18とは、子どもの情緒と行動の問題を包括的に評価するチェックリストです。
- 社会的能力尺度と問題行動尺度からなっています。
- 社会的能力尺度は、子どもの生活状況を把握する尺度です。
- 問題行動尺度は、情緒や行動に関する質問項目からなる尺度です。
- 上記尺度に則り、対象の子どもの現在及び過去6か月間の状態について、「まったくまたはよくあてはまる」「ややまたはしばしばそうである」「あてはまらない」の3件法で評価します。
- また、CBCL/4-18は、下表に示す通り、8つの症状群尺度と2つの上位尺度である内内向尺度と外向尺度から構成されています。
- なお、CBCL/4-18を利用する場合は、質問紙等を購入する必要があります。

表1 Child Behavior Checklist/4-18の尺度

症状群尺度 (Syndrome Scales)	項目数	項目内容	上位尺度
I. ひきこもり尺度 (Withdrawn)	9	ひきこもる、しゃべろうとしない、など	内向尺度 (Internalizing)
II. 身体的訴え尺度 (Somatic Complaints)	9	めまい、頭痛、腹痛、など	
III. 不安/抑うつ尺度 (Anxious/Depressed)	14	落ち込んでいる、自分に価値がない、心配する、など	
IV. 社会性の問題尺度 (Social Problems)	8	行動が幼い、仲良くできない、など	
V. 思考の問題尺度 (Thought Problems)	7	強迫観念、強迫行為、など	外向尺度 (Externalizing)
VI. 注意の問題尺度 (Attention Problems)	11	注意が続かない、落ち着きがない、衝動的、など	
VII. 非行の行動尺度 (Delinquent Behavior)	13	うそをつく、家出をする、など	
VIII. 攻撃的行動尺度 (Aggressive Behavior)	20	言うことをきかない、けんかをする、ものを壊す、など	

(出所) 井淵知美ほか Child Behavior Checklist/4-18 日本語版の開発『小児の精神と神経』41(4) 243-252, 2001

※SDQやCBCL/4-18のような標準化された指標を使用するメリットは次のとおりです

- 標準化された尺度で子どもの状態を記録することが出来るため、その子どもの状態の変遷を時系列順に客観的に把握することができる。
- 第3者から見てその一時保護所の子ども集団の傾向を知ることができる。

行動観察・行動診断の留意点

行動観察・行動診断の留意点

- 一時保護所の生活は集団生活であり、家庭生活とは異なるルールの下にあり、また対応する職員もほとんどの場合交代制で関わるため、一般の日常生活とはかなり異なりますが、**多くの場合日常生活場面の言動がそのままの形で出現しやすい**ようです。
- 入所の当初の子どもは、自分の行動を必要以上に抑制したり、むしろ職員に対して迎合したり、同情を誘うようなふるまいを見せたりします。
- しかし、**やがて職員や周囲の子どもに対して顔色を窺ったり、試し行動や、裏切りともとれるような行動を見せたりするようになる一方、心的外傷体験による問題行動や身体症状、精神症状があらわれてくるのは時間がかかることが多い**です。
- したがって、短期間の一時保護中には、問題となる行動が表れにくいことがあるので、**職員が受容的に関わりながら、子どもの行動を一面的に捉えることのないよう、また様々な変化を見逃さないような注意が必要**です。
- また、家庭復帰を見据え、**家庭復帰が近い子どもについてその期待と不安が行動に表れていないか、家庭復帰後に再度児童相談所に助けを求めるだけの発信力が身についているか、学校などの集団への適応力はどうか、子どもの親に対する気持ちの状況はどうか、といった視点でその子どもを観察することも必要**です。
- さらに、一時保護は子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、子どもの意見を聴くことが権利擁護の観点から求められていますが、この点に照らして、**職員は行動観察において、子どもが意見を述べていなくても、生活の様子から子どもの気持ちを推察し、意見表明を支援していくという姿勢を持つことも重要**です。

行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方(1/3)

- 行動観察により認識した子どもの問題行動については、児童心理司とも連携を図りながら、下記4段階のサイクルでのアプローチを試みるとよいかもしれません

問題行動へのアプローチ手順

①問題同定	- 行動観察で認められた問題行動一つ一つを整理し、そのうち1つを標的行動として選択する - 標的行動を選択する際は、重篤な問題、根本的問題よりも、まずは比較的軽微な問題を選択する
②問題分析	先行事象－行動－結果事象によって成り立つ三項随伴性の枠組みに沿って分析する
③指導介入	「適応行動の獲得」「問題行動の消失」「先行事象の操作」の3つの観点を持ちながら子どものケア・指導を行う - 特に「適応行動の獲得」に重点を置くことが好ましい
④介入評価	- 指導介入の結果、子どもの行動変容が認められたのかを評価する - 目標が達成された場合は、新たな標的行動に対してアプローチを試みる - 目標が達成されなかった場合は、介入方略を修正する

(参考)・石川信一・佐藤正二 他：臨床児童心理学：ミネルヴァ書房、2015、pp.112-118

行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方(2/3)

①問題同定

- 行動観察により認識したいくつかの子どもの問題行動から1つを標的行動として選択します。
- 標的行動を選択する際には、比較的軽微な問題（すぐに指導介入の効果が期待される問題）を選択します。
- これにより、早期に介入手続の有効性の判断が可能となり、介入の有効性が認められた場合はその手続きを基盤として新たな標的行動にアプローチを行い、介入の有効性が認められない場合は介入手続を見直すこととなります。

②問題の分析

- 先行事象－行動－結果事象によって成り立つ三項随伴性の枠組みに沿って問題を分析します。
- 先行事象とは、行動のキッカケとなる事象のことです。
- 結果事象とは、行動の結果として生じる、あるいは消失する事象のことです。
- 例：「友達にからかわれる（先行事象）」－「自分の頭を何度もたたく（行動）」－「からかいがやむ（結果事象）」。
- 上記の例の場合、「からかい」が嫌悪事象であるとする、自傷行動を示すことで嫌悪刺激が消失し、これは子どもにとって好ましい事態であるために自傷行動が維持されると分析することができます。
- そのため行動観察においては、着目する標的行動の前後の先行事象、結果事象についても配慮してみましょう。

(参考)・石川信一・佐藤正二 他：臨床児童心理学：ミネルヴァ書房、2015、pp.112-118

行動診断により認識した問題行動へのアプローチの考え方(3/3)

③指導介入

- 問題の分析結果を踏まえ、「**適応行動の獲得**」「**問題行動の消失**」「**先行事象の操作**」の3つの観点から指導介入の方略を検討・実施します。このうち特に、「**適応行動の獲得**」に重点を置きます。
- 「**適応行動の獲得**」の観点からは、問題行動と同様の結果を得ることができ、かつ、比較的望ましい行動を子どもが習得することを目的に指導・ケアを行います。
- 「**問題行動の消失**」の観点からは、標的行動の後続事象（結果事象）が子どもにもたらす強化子を子どもが得られないようにケアを行います。（例：周囲からの注目が無いという先行事象において「自分の頭を何度もたたき」、その結果として周囲からの注目が得られるという結果事象がある場合に、「頭をたたく行動には意図的に注目をしないことで、その行動が出現しないようにする」）
- 「**先行事象の操作**」の観点からは、標的行動の先行事象を消失させる、適応行動表出のための先行事象を意図的に出現させるといったケアを行います。

④介入評価

- 指導介入の結果、子どもに行動変容が認められたか（適応行動が獲得できたか、獲得の気配があるか）、その行動変容は家庭に復帰しても持続し得るかを評価します。
- 目標が達成された場合（標的行動に対する適応行動が獲得できた場合）は、新たな標的行動へのアプローチに取り組みます。
- 目標が達成されない場合は、指導介入の方略を再検討します。

（参考）・石川信一・佐藤正二 他：臨床児童心理学：ミネルヴァ書房、2015、pp.112-118

行動観察記録作成の要点

-  **Point !**
- 主観と客観を分けて書くことを意識します。
 - 記録を読んだ第3者がその場面を具体的に想像できるように作成します。

記録作成上の基本要件（チェックリスト）

- ☐ 読みやすい文字で記入していますか？（可能であればパソコンで作成し、手書きの場合は楷書体で記載する）
- ☐ わかりやすい記録になっていますか？
（第三者が十分に理解できるか、その場面を想像できるかを再検討します）
- ☐ 5W 1Hが明確な文章になっていますか？
- ☐ 子どもの発言は「そのまま」記録していますか？ 意識・要約をしていませんか？
- ☐ 抽象的表現は避け、具体的に表現することができていますか？
- ☐ 専門用語や略語の使用は可能な限り避けることができていますか？
- ☐ 長文とせず、句読点、丸点等を利用し、要領よく、短文に（一文一義）にできていますか？
- ☐ 「大きいことから小さいことへ」を意識しながら記述することができていますか？
- ☐ 文学的表現、美文調、誇大表現、曖昧な表現を避けることができていますか？
- ☐ 数値化できるものは数値化して書くことができていますか？
- ☐ 観察した事象と、意見・推測・判断は分けて記載することができていますか。
（客観情報と主観情報を混在せず、明確に区別して記載できていますか？。少なくとも一文の中に客観情報と主観情報を混在させないようにできていますか？）

主観情報と客観情報の整理

- 自由記述形式の観察記録の作成に当たっては、「SBAR」を参考に、「状況（観察事象）/背景/観察者の所見/実施したケア・指導・対応内容」の順序で記載内容を検討するとわかりやすくなるかもしれません。

状況の共有のコツ

- 要領よく、わかりやすく状況を共有し、伝達するコツとして、チーム医療の現場などで使われている「SBAR」が参考になります。
- 状況（S）、背景（B）、評価（A）、提案（R）の4項目を伝えることを意識し、最低限でもSとRをセットにして伝えることを意識すると良いでしょう。

自由記述形式の観察記録作成におけるSBARの応用

- 自由記述形式の観察記録の作成に当たっては、「SBAR」を参考に、「状況（観察事象）/背景/観察者の所見/実施したケア・指導・対応内容」の順序で記載内容を検討するとわかりやすくなるかもしれません。

Situation(状況)	どういった状況か、何が起きたのか
Background(背景)	そういう状況の生じる背景として思い当たることは何か
Assessment(評価)	どのような理由でそのような状況が生じたと思うか
Recommendation(提案)	相手に期待すること・してもらいたいことは何か

状況・観察事象 (客観情報)	- 観察されたこどもの好ましい行動/問題行動はどのようなものがあったか - 可能であればその先行事象・結果事象にも言及
背景 (客観情報)	- これまで実施したケア・指導の内容 - 子どもの直近の過去・生育歴
観察者の所見 (主観情報)	状況・背景を踏まえて、観察事象を惹起した原因や子どもの心情に係る観察者の所見（意見・推測・判断）
実施したケア・指導・対応及びその結果 (客観情報)	- 上記3項目を踏まえて実施したケア・指導・対応 - 実施したケア・指導・対応に対する子どもの反応

例えば、子どもの様子をどのように記録するか



もう一息

入所初日のため緊張していて夕食はあまり食べなかった

- あまり食べなかった理由が「入所初日のため」であることはなぜわかったのでしょうか？
- 「あまり食べない」というのはどれくらいでしょうか？



改善例

夕食について1/3ほど残していた。職員が当該児童に「食欲がなさそうだね」と声掛けをしたところ、当該児童は「はじめてここにきて、あまり食べる気になれなかった」と発言した。入所初日の緊張から食欲が振るわなかったものと思料される

- 食べなかった量を数値的に表現しています。
- 夕食を残していた事実、児童の発言、それら2つを踏まえての記録者の所見の3つが別個の文で書かれており、客観情報と主観情報が区別できます

例えば、子どもの様子をどのように記録するか



もう一息

いつものように「翔」と言い争ってばかりいた

- ・いつものようにとはどのように、どのような状況ででしょうか？
- ・「翔」は誰？ 男子・女子？ 小学生・中学生？



改善例

学習指導の時間、個人でプリント学習に取り組んでいるときに「遥輝（小3男子）」が「翔（小4男子）」と言い争いをした。言い争いの理由を「遥輝（小3男子）」に尋ねると、「プリントに取り組んでいるのに何度も話しかけてきたり、背中をつついてきたりしたから」と発言した。「翔（小4男子）」に左記のようなことをした理由を尋ねたところ、「プリントが早く終わったので、前と同じように遥輝と遊びたかった」と発言した。

- ・「翔」が小4男子であることがわかります。
- ・「遥輝」の記録ではありますが、あえて明示することで記載内容の主語を取り違えることなく読むことができます。
- ・「翔」と「遥輝」の関係性に注目して観察する必要性が伺えます。
- ・言い争いが発生した場面がわかります。
- ・「遥輝」は学習に集中して取り組むモチベーションが高まってきたのかもしれない。その点遥輝に確認したうえで、「翔」に説諭する必要があるかもしれません。

（出所）江戸川区児童相談所 一時保護課長 茂木健司様ご提供資料より日本総研作成

例えば、子どもの様子をどのように記録するか



もう一息

左下肢が腫れていた

- ・ふくらはぎでしょうか、脛でしょうか
- ・腫れかたはどの程度のものでしょうか
- ・本人の動作に何か影響は出ているでしょうか



改善例

左下肢ふくらはぎ外側が赤みを帯びて腫れていた。本日日課中当該児童は座っていることが多く、歩行の際は左足をかばうようにしている様子が見られた。児童に声掛けしたところ、「歩くとき、左足を蹴りだすときに特に痛い。座しているときもじんじんと痛む」と発言した

- ・腫れている部位、腫れ方が想像できます。
- ・児童の様子から、歩くのがつらい状態にあることが推察されます
- ・児童の発言から、座しているときも左下肢ふくらはぎが痛むことが伺えます。

（出所）江戸川区児童相談所 一時保護課長 茂木健司様ご提供資料より日本総研作成

良い観察記録が書けたらどういうメリットがあるか

- 対象の子どもの特徴や生活の様子について認識の齟齬を可能な限り低減した状態で、チームで共有することが出来るようになり、対象の子どもへの支援内容について職員間で差異が生じるおそれを低減できる。
- 問題行動の先行事象、結果事象の検討が可能となり、適応行動獲得のための指導介入方法を検討・考察できるようになる。
- 子どもの様子がわかりやすいことで、児童福祉司が保護者の状況とも照らし合わせて、家庭復帰の適切なタイミング等を検討する助けとなる。
- 子どもの様子や入所時からの変化がわかりやすいことで、子どもの心理状態にどのような変化が生じたのか、検討しやすくなる
- ケガの様子などが詳細に書かれていれば、子どもの主訴の背景などがわかるようになり、医師の診断の助けとなる。等

行動観察を行う意義/行動観察に当たって陥りがちな状況

行動観察を行う意義

- 一時保護所においては、援助指針を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面について行動観察を行うほか、こうしたアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行います。
- また、一時保護している子どもは、パニックを起こすことや、自傷・他害などの行為を行う場合がありますが、こうした行動は、生育歴や被虐待体験による心理的な影響など様々な背景があると考えられます。**一時保護所においては、表面的な行動に囚われず、その行動にある背景などについてアセスメントを行い、援助指針へ反映し、その後の支援に繋げていくことが重要な役割**とされています。
- 例えば、子どもが喧嘩した原因の理由を聴き取りして、子どもが「知らない」と答えた場合、ある職員はその子どもは反抗的と捉え、またある職員はその子どもは乖離しているのかも捉える可能性があります。どちらも一理あるものの、どちらも正しく子どもの状態を読み取れているとは言えません。そしてここでの捉え方次第でその子どもへの対応内容も変わってきます。
- こうした前提を踏まえたうえで、**一時保護所がその役割を果たすために有している強みは、毎日24時間の子どもの生活を見ていることです。例えば食事量などの日々の小さな変化から、子どものSOSに気付くことができます。また、面接や面会の様子を児童福祉司から聞き取り、その前後の子どもの様子と合わせることで、子どもの本心や気持ちの揺れ、問題の本質をより正確に理解することができます。**

行動観察に当たって陥りがちな状況

- 行動観察の目的の1つとしては、問題行動の発見→問題行動の発生要因の分析→指導介入の実施（詳細は第3部のⅡ（本書P81～）参照）が掲げられますが、これに終始すると子ども指導員も双方とも精神的に疲弊します。
- 一方で、一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊感情が持てない子どもも少なくないので、**一時保護所では子どもに対して、エンパワメントにつながるケアを実施することも期待されています。**
- そのため、子どもの好ましいところ、好ましい行動についても注視し、そうした事象が確認できた場合は積極的に褒めることで子どもの自尊感情を高められるよう努めましょう。**
- また、子どもの退所後の生活をも見据え、子どもが退所後の新たな環境に適應できるか、退所後に再度助けが必要になったときに、周りの大人や児童相談所に助けを求められるだけの発信力が身につけられているかについても特に注意を払ってください。

行動観察記録はどのようにした書いたらよいのか…

- ・ 行動観察記録の作成はベテランでも難しいものですから、なかなかうまく書けないと思っても必要以上に気負うことはありません。
- ・ 支援過程を客観的にできるだけ正確に記録しようとすれば、記述が長くなって読みにくくなるおそれもありますし、記録の作成に時間がかかりすぎて記録の作成を後回しにするようになり、記憶があいまいになって結果的に時機的にも内容的にも役に立たない記録しか作れなくなるといったおそれがあります。
- ・ かたや子どもの状況と支援の展開に絞った要約記録を作成しようとすれば、情報を選択し要約するため、記述が主観的・分析的に偏りすぎるおそれがあります。
- ・ このように観察記録の書き方の習熟に早道はないのが現状ですが、大原則としては、行政文書であることを前提として認識しつつ、
 - ・ 「客観と主観の区別がつくように留意する」
 - ・ 「一文最大40文字くらいを目途として、簡潔に書く」
 - ・ 「取り上げる行動の前後の状況も書く(どのような状況だったか、周りの子どもの反応はどうだったかも含める)」
 - ・ 「その記録を読むことで、その場にいなかった指導員もその場面をありありと想像することができる」
 といったポイントを意識して書くことが求められます。
- ・ 上記のポイントを押さえつつ、まずは先輩職員が書いた行動観察記録を読んで真似してみることが肝要です。
- ・ なお、記録は単に職員間の引継ぎに必要というだけでなく、子どもの状況や自己の子どもとの関わりを振り返る材料になります。そして良い記録は、例えば次のような効果をもたらします。
 - ✓ 対象の子どもの特徴や生活の様子について認識の齟齬を可能な限り低減した状態で、チームで共有することが出来るようになり、対象の子どもへの支援内容について職員間で差異が生じるおそれを低減できる。
 - ✓ 問題行動の先行事象、結果事象の検討が可能となり、適応行動獲得のための指導介入方法を検討・考察できるようになる。
 - ✓ 子どもの様子がわかりやすいことで、児童福祉司が保護者の状況とも照らし合わせて、家庭復帰の適切なタイミング等を検討する助けとなる。
 - ✓ 子どもの様子や入所時からの変化がわかりやすいことで、子どもの心理状態にどのような変化が生じたのか、検討しやすくなる
 - ✓ ケガの様子などが詳細に書かれていれば、子どもの主訴の背景などがわかるようになり、医師の診断の助けとなる。等
- ・ 上記のように、皆さんが作成する行動記録は、他の職種の業務遂行に多大な貢献をし、よりよい子どもへの支援の実現へとつながる大変貴重な資料となりますので、ぜひ精励いただきたいと思います。

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- ・ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- ・ SDQ-JV .“SDQとは”.SDQ子どもの強さと困難さアンケート.2019.
<https://ddclinic.jp/SDQ/aboutsdq.html>. (2022/02/01参照)
- ・ 井濤知美ほか Child Behavior Checklist/4-18 日本語版の開発 『小児の精神と神経』41(4) 243-252, 2001
- ・ 石川信一・佐藤正二 他：臨床児童心理学．ミネルヴァ書房．2015
- ・ 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上．丸善出版．2016

一時保護に係る行政手続き 1

子どもの所持物の保管・返還

一時保護中に子ども本人に所持させることができるものと、子どもの福祉を損なうおそれのあるものの取扱いの別について確認するとともに、所持物の保管・返還・移管、子どもの遺留物の処分に係る対応について理解することを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限	2
2. 子どもの所持物取扱いの原則	3
3. 所持物の保管	4
4. 所持物の返還	5
5. 所持物の移管	6
6. 子どもの遺留物の処分	7

一時保護中の児童の所持物の管理に係る児童相談所長の権限

- 一時保護が行われた児童が、盗品等の児童本人が所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物を所持することが少なくなく、そのような物の保管・処分・返還に関する手続及び児童相談所長の権限を定めているのが児福法第33条の2の2です。

児童福祉法第33条の2の2【一時保護中の児童の所持物の保管】

- 児童相談所長は、一時保護が行われた児童の所持する物であつて、一時保護中本人に所持させることが児童の福祉を損なうおそれがあるものを保管することができる。
- 児童相談所長は、前項の規定により保管する物で、腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は保管に著しく不便なものは、これを売却してその代価を保管することができる。
- 児童相談所長は、前二項の規定により保管する物について当該児童以外の者が返還請求権を有することが明らかな場合には、これをその権利者に返還しなければならない。
- 児童相談所長は、前項に規定する返還請求権を有する者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、返還請求権を有する者は、六月以内に申し出るべき旨を公告しなければならない。
- 前項の期間内に同項の申出がないときは、その物は、当該児童相談所を設置した都道府県に帰属する。
- 児童相談所長は、一時保護を解除するときは、第三項の規定により返還する物を除き、その保管する物を当該児童に返還しなければならない。この場合において、当該児童に交付することが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、これをその保護者に交付することができる。
- 第一項の規定による保管、第二項の規定による売却及び第四項の規定による公告に要する費用は、その物の返還を受ける者があるときは、その者の負担とする。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』【有斐閣.2020】409-410頁

子どもの所持物取扱いの原則

-  **Point !** ・ 一時保護した子どもの所持物は子どもの福祉を損なう等の支障のない限り子どもが所持できるよう配慮します。
・ 特に、可能な限り安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮します。

取扱いの原則

子どもの福祉を損なうおそれがある物	・ 「子どもの所持物」として保管 (児福法33条の2の2第1項)
上記以外の物	・ 可能な限り子どもが所持できるよう配慮

一時保護中の子どもの所持物

衣類・雨具・玩具等	・ 記名しておく等、子どもの退所時に紛失していないように配慮
心理的に大切な物	・ 可能な限り子ども自身が所持できるよう配慮

子どもの福祉を損なうおそれがある物の取扱い

該当物品の例	盗品 / 刃物類 / 子どもの性的興味を著しく誘発するような文書類 等
該当物品取扱いの留意点	- 児福法33条の2の2第1項に基づき、子どもの意思にかかわらず保管できる。 - ただし、可能な限り子どもの同意を得て保管する。 - 盗品等は証拠物として警察に押収される場合があり、これらの証拠物は警察が保管することになることに留意

その他留意事項

- 子どもが所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還します。返還ができない場合は子どもの同意を得て、児童相談所長が保管します。
- 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡します。
- 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与します。

所持物の保管

保管業務

- 総務部門が実施します。
- 身の回り品等は一時保護部門で保管する
- 腐敗し、若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、これを売却してその代価を補完することができます（児福法33条の2の2第2項）

保管台帳への記録

- 子どもの所持物は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「子どもの所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しておきます。

子どもの所持金

- 児福法33条の2の2第1項の規定により保管を決定した子どもの所持金は、普通地方公共団体の占有に属しますが、その所有に属しない現金として管理します（地方自治法第235条の4第2項）。

所持物の返還

子どもに対する返還

- 保管物が子どもの所有物であるときは、一時保護を解除する際にその子どもに返還します。
- 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物については、子どもの保護者等に返還することが適当です。返還の際には受領書を徴します。

返還請求権者に対する返還

- 保管物中、その子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな物については、これをその権利者に返還しなければなりません（児福法第33条の2の2第3項）。
- 返還請求権を有する者であるか否かの決定は、返還請求人の申立て、被害事実に関する警察等の公証力のある資料等に基づいて慎重に行います。
- 正当な権利者と認められる場合は、当該請求者から返還請求書を求め、当該保管物を返還します。返還の際は返還請求人から受領書を徴します。

返還請求権者不明等の場合

- 請求権者の有無の調査によっても返還請求権者を知ることができないとき、又はその者の所在を知ることができないときは、必要な事項を記して公告しなければなりません（児福法33条の2の2第4項）。
- 公告を行った後、公告の申出期間内に返還請求権者から申出のない保管物は、都道府県等に帰属します（児福法33条の2の2第5項）。

所持物の移管

- 一時保護した子どもが他の都道府県等の児童相談所で一時保護中の子どもであることが判明して身柄を移送する場合、その子どもに係る保管物がある場合には、原則として次により対応します。
 - 子どもの所有物は、子どもの身柄と共に移管する。
 - 公告した物は移管しない。
 - 子どもの所有に属しない物でいまだ公告していないものは、原則として移管しない。ただし、移管した方が返還請求権を有する者の利益にかなうと判断される場合には、関係都道府県等において十分に協議し移管する。

子どもの遺留物の処分

子どもの遺留物

- 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合は、これを保護者、親族又は相続人（以下「遺留物受領人」という。）に交付しなければなりません（法第33条の3）。

処分の方法

- 遺留物は、盗品等他に返還請求権を有する者があると認められる物を除き、全てこれを遺留物受領人に交付します。
- 遺留物受領人が不明の場合は公告を行い、公告の申出期間内に申出が無ければ、遺留物は都道府県等に帰属します。
- 腐敗し若しくは滅失するおそれのある物又は保管に著しく不便な物は、売却してその代価を遺留物受領人に交付することも可能です。交付した際には受領書を徴します。

一時保護に係る行政手続き2

一時保護の開始・継続・解除の手続

相談部門の業務ではあるものの、一時保護の開始・継続・解除の手続やその留意点について把握することで、子どもの処遇に関する相談部門からの相談に対応できるようになり、もって児童相談所全体として子どもの最善の利益のために貢献することを目的とします。

次世代の国づくり

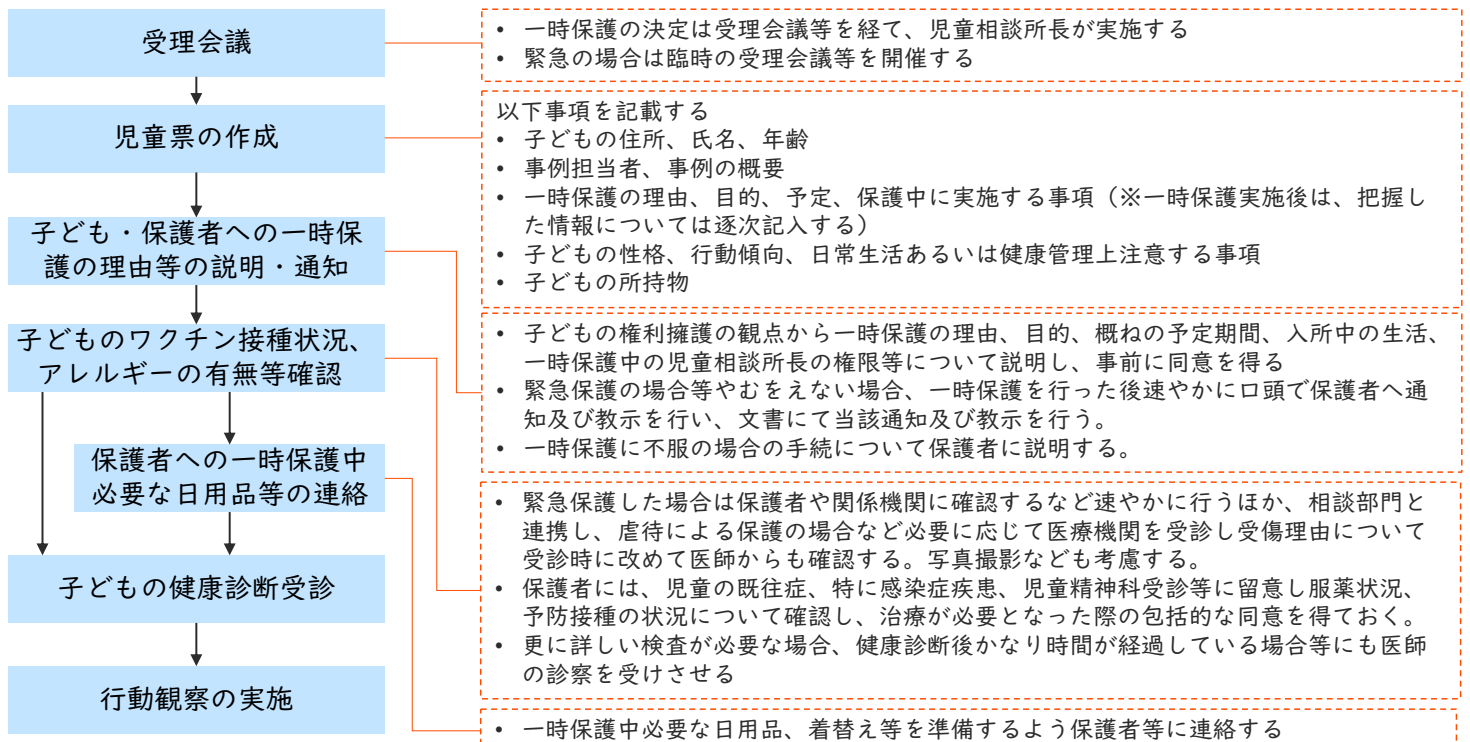
目次

1.一時保護開始の手続	2
2.一時保護継続の手続	3
3.家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て	4
4.一時保護の解除	8

一時保護開始の手続

- Point !**
- 子どもの権利擁護の観点から、一時保護の理由、目的、予定期間、入所中の生活等について説明を尽くすことを念頭に置きます。
 - 感染症疾患やアレルギーの有無については確実に確認します。

一時保護の決定フロー（※緊急保護の場合はこの限りではありません）



一時保護継続の手続

- Point !**
- 一時保護の継続は児童相談所長又は都道府県知事等により判断し実施します。
 - 一時保護の継続に際しては親権者等の意向確認の必要があります。
 - 一時保護の継続に関して親権者等の同意を得られない場合は家庭裁判所に申立書類を提出し、承認を得る必要があります。

一時保護の継続

- 一時保護の期間は原則 2 か月を超えてはならないとされています
- ただし児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。（児福法33条 3 項及び 4 項）

一時保護の継続が必要と認められる例

- 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- 2 か月を超えるものの更に数週間の程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを保留している場合
- 子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

- 一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合は、今後の援助方針を説明したうえ、親権者等から引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要があります。
- 意向の確認は原則書面により得ることとし、難しい場合は口頭による親権者等の意向確認・説明状況等について記録しましょう。
- 親権者等の意向に反する場合には 2 か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければなりません。そのため例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努めましょう。
- 一時保護について親権者等の同意が得られないケースは虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いと考えられます。当該ケースにおける一時保護解除は特に慎重な判断を要することに留意しましょう。

家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

- 親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として**一時保護開始又は継続から2か月ごとに、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なくてはなりません。**
- ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとしてください。

承認の位置づけ

- この承認は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続きを行います。

申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

- 家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行います。
- 申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立て予定日について家庭裁判所に連絡します
- なお、家事審判においては、管轄の無い裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書き）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探知され、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討します。

申立ての提出書類

- 申立てに当たっては家庭裁判所に以下の書類を提出します。
 - A) 申立書
 - B) 証拠書類
 - a. 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料
 - b. 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等
 - c. 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
 - C) 添付書類
 - a. 子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - b. 親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - c. 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
 - d. 委任状（手続代理人がいる場合）

申立書等の提出にあたっての留意事項

承認の位置づけ

- 申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付されます。したがって、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要があります。

記録の閲覧謄写

- 家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができます（家事事件手続法第47条）。
- 保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可を申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになります。
- このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要があります。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきでない部分をマスキングしたうえで資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられます。
- 保護者の閲覧謄写の対象とすべきではないが、裁判所の審理において考慮して欲しいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられます。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられます。
- ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するか判断し、閲覧対象となるかを決めることになるため、なお閲覧謄写の可能性のある点に注意が必要です。

引き続いての一時保護の承認の申立ての際の留意事項

- 2 か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う申立てについては、家庭裁判所における迅速な審理のため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましいとされています。
- 迅速な審理を行うため、申立ての時点で家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められます。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要があります。
- やむを得ない事情から、一時保護開始から2 か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や、審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2 か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2 週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができます（法第33条第6項）
- なお、承認の審判が出された場合、次の2 か月はこの承認の審判の確定日から起算します（法第33条第7項）。

家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

- 家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし、高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2 週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、引き続き当該一時保護を継続することができます（法第33条第6項ただし書き）。
- ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不当とする司法判断がでていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要があります。

一時保護の解除



Point !

- 一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除します。
- 家庭復帰をする子ども、里親委託や施設入所等へ移行する子ども等、それぞれの状況に応じて適切に対応します。

家庭復帰する子どもに対して

- 一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど、必要な措置を講じます。
- この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解できるように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境やその状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当です。

里親委託や施設入所等へ移行する子どもに対して

- 子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な説明が必要です。
- また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要があります。

家出した子ども等が一時保護から復帰する場合

- 家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡します。
- なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりです。
- 移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行します。これについては関連の旅客営業規則等を参照してください。

子どもの権利擁護

児童福祉の根幹的理念の実践者としての自覚の涵養と基礎固めのため、子どもの権利と、子どもの権利擁護のために大人は子どもにどのように向き合うべきかについて確認し、理解することを目的とします。

次世代の国づくり

目次

子どもの権利に関する要点	2
子どもの権利擁護に関する要点	3
児童の権利に関する条約	4
日本国憲法と子どもの権利	6
子ども基本法と子どもの権利	7
児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）	8
子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置（条約機関の一般的意見より）	12
子どもの意見表明権が効果的に実現されるための基本的要件（条約機関の一般的意見より）	13
『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか	14
子どもの声を聴く/子どもの意見表明を支援する際の留意点	15
一時保護所における様々な権利制約	16
一時保護と子どもの権利	17
令和4年6月に成立した改正児童福祉法の子どもの権利擁護活動への影響	20
都道府県の意見表明支援事業を担う主体のイメージ	21
意見形成支援・意見表明支援を担う主体について	22
意見表明等支援事業を通じて実現が目指されている子どもの権利擁護の枠組みのイメージ	23
16.意見表明支援事業が整備された際の子どもによる意見表明及び関係機関の申立・申出の想定フロー	24

子どもの権利に関する要点



- Point !**
- 子どもの権利は普遍的な人権の一環として位置付けられる。そのため子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体です
 - 子どもの権利は大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」です

- 児童の権利に関する条約は、日本が批准している国際条約の一つで、18歳未満のすべての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として平成元年秋の国連総会において全会一致で採択されました。日本は、翌平成2年に権利条約に署名し、平成6年に批准しています。
- 本条約については、子ども家庭支援のあり方と関連して、次の5点について理解しましょう。

子どもの権利の位置づけ

- 子どもの権利は、普遍的な人権の一環として位置付けられます。したがって子どもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体と考えられています。

子どもの権利の概要

- 子どもの権利条約にはその根源的理念として次の4つの原則が示されています。
 - 生命、生存及び発達に対する権利 / 子どもの最善の利益 / 子どもの意見の尊重 / 差別の禁止
- 加えて子どもの権利条約で定められている子どもの権利は大きく次の4つです
 - 生きる権利 / 育つ権利 / 守られる権利 / 参加する権利

子どもの“最善の利益”の優先

- 権利条約第3条には、「児童に関するすべての措置を採るに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と規定されています。これは、子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に係わる判断や合意形成を行う際の原則となります。

保護者の一次的責任・公的支援の必要性

- 権利条約第18条第1項及び第2項において、子どもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任が明示されているとともに、国は父母・法定保護者がこの責任を遂行するにあたって適当な援助と、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保することが規定されています。

家庭養育の原則

- 権利条約の前文から家庭養育の原則が示されています。
- その上で「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）」と規定されています。

子どもの権利擁護に関する要点



- Point !**
- 子どもの権利が守られることが最優先です
 - 入所する子どもに、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法を、子どもの年齢や理解に応じて説明します
 - 子どもの意見表明の機会を確保します

子どもの権利の位置づけ

- 入所する子どもには、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害されたときの解決方法（職員への相談、意見表明ができること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）について、子どもの年齢や理解に応じて説明します
- その際、子どもの年齢に応じて理解できるような冊子を用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにしておく工夫をとることが大切です。

子どもの意見表明への配慮

- 入所児童の意見が適切に表明されるような配慮が必要です。
- 子どもの意見表明は職員との適切な関わりの中でなされなければなりません。子どもにとっては言いにくいこともあるため、「誰にも見られずに、子ども自身の意見を入れることのできる箱を用意する」「あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡す」「意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置」するなど、子どもの意見をくみ上げるための工夫を行います。
- このほか、その他の相談窓口等があれば、相談先を子どもたちに提示するなどして、子どもが相談しやすい体制を整えます。

子どもの意見を尊重した施設の向上

- 退所していく子どもたちにアンケートを行うなど、子どもの意見を尊重して、一時保護所やそれを行う施設等の向上を図ることで、子どもの最善の利益の確保に努めます。

第三者機関の活用

- 児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなど、一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとされています。

「権利ノート」を職員も一読しましょう

- 都道府県では、子どもたちが全員持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとにした「権利ノート」を作成しており、中にはホームページに掲載している自治体もあります。
- 子どもを対象とした文書ではありますが、それゆえに子どもの権利としてこういったものがあるのか、わかりやすくまとめられています。
- そのため、初めて一時保護所で勤務する方は、まずは所属自治体の「権利ノート」について目を通し、子どもの権利擁護に係る考え方を把握することをお勧めします。

児童の権利に関する条約

- 児童の権利条約は、18歳未満の児童を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。
- 中でも12条で規定される子どもの意見表明権は、他のすべての条項に掲げられた権利及びその実施について、子どもが自分なりの意見を有する主体として尊重されるのであれば、全面的に実施することが出来ないことから、基盤となる権利である。(→子どもの意見を聴く＝子どもの権利擁護)

■ 児童の権利条約に定められた子どもの権利の概要（4つの柱）



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

■ 児童の権利条約 一般原則

生命、生存及び発達に対する権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを請けることが保証される

子どもの最善の利益

子どもに関することが行われるときは、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

※子ども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に関わる判断や合意形成を行う際の原則

子どもの意見の尊重 (意見表明権/ The right to be heard)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

※子どもの意見をすべて叶えるという意味ではない

差別の禁止

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

(出所) 日本ユニセフHP「子どもの権利条約」

児童の権利に関する条約の各条の内容

第1条 子どもの定義	第2条 差別の禁止	第3条 子どもにもっともよいことを	第4条 国の義務	第5条 親の指導を尊重
第6条 生きる権利・育つ権利	第7条 名前・国籍を持つ権利	第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利	第9条 親と引き離されない権利	第10条 別々の国にいる親と会える権利
第11条 よその国に連れ去られない権利	第12条 意見を表す権利	第13条 表現の自由	第14条 思想・両親・宗教の自由	第15条 結社・集会の自由
第16条 プライバシー、名誉の保護	第17条 適切な情報の入手	第18条 子どもの養育はまず親に責任	第19条 あらゆる暴力からの保護	第20条 家庭を奪われた子どもの保護
第21条 養子縁組	第22条 難民の子ども	第23条 障害のある子ども	第24条 健康・医療への権利	第25条 施設に入っている子ども
第26条 社会保障を受ける権利	第27条 生活水準の保護	第28条 教育を受ける権利	第29条 教育の目的	第30条 少数民族・先住民の子ども
第31条 休み、遊ぶ権利	第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護	第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護	第34条 性的搾取からの保護	第35条 誘拐・売買からの保護
第36条 あらゆる搾取からの保護	第37条 拷問・死刑の禁止	第38条 戦争からの保護	第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰	第40条 子どもに関する司法

(出所) 日本ユニセフHP「子どもの権利条約」(子どもと先生の広場: 日本ユニセフ協会 (unicef.or.jp)) (2023/02/07 閲覧)

日本国憲法と子どもの権利



- Point !**
- 子どもについては、現在及び将来の社会の一員としてその成長の過程におけるあらゆる場面において、人権が豊かに保障されることを求められている。
 - 子どもの権利は、日本国憲法の人権規定上、「教育を受ける権利」と人間としての「市民的自由」ならびに「社会権」によって成り立っているものと理解することができ、豊かな内実が与えられることになります。

「子どもの権利」と「権利としての教育」

- 子どもは自ら選びながら自分をつくり成長していくために、探求し、学習することが必要であるが、そのためには教育を受ける権利が十分に保障されることが必須の前提となります。
- 憲法26条が保証する「権利としての教育」は、子どもの教育内容への公権力の介入・干渉を排除しながら、他方で子どもの生存権的基本権ともいべき学習の権利を充足することを積極的に求めるものとして、子どもの権利の中核をなすものと考えられます。

「子どもの権利」と「生命・自由・幸福追求権」

- 子どもの「人間らしく扱われることの憲法的保障」は、さらに、子どもが個人として尊重され、一人ひとりが「生命・自由・幸福追求の権利」を有することにはじまり、思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、人身の自由、奴隷的苦役からの自由、プライバシーの権利などの「市民的自由」にまで及び、子どもの人間としての生存・生活の前面にわたります。
- また憲法12条にあるように、国民の自由と権利は国民の不断的努力によって保持するものであり、これは子どもの権利についても同様です。

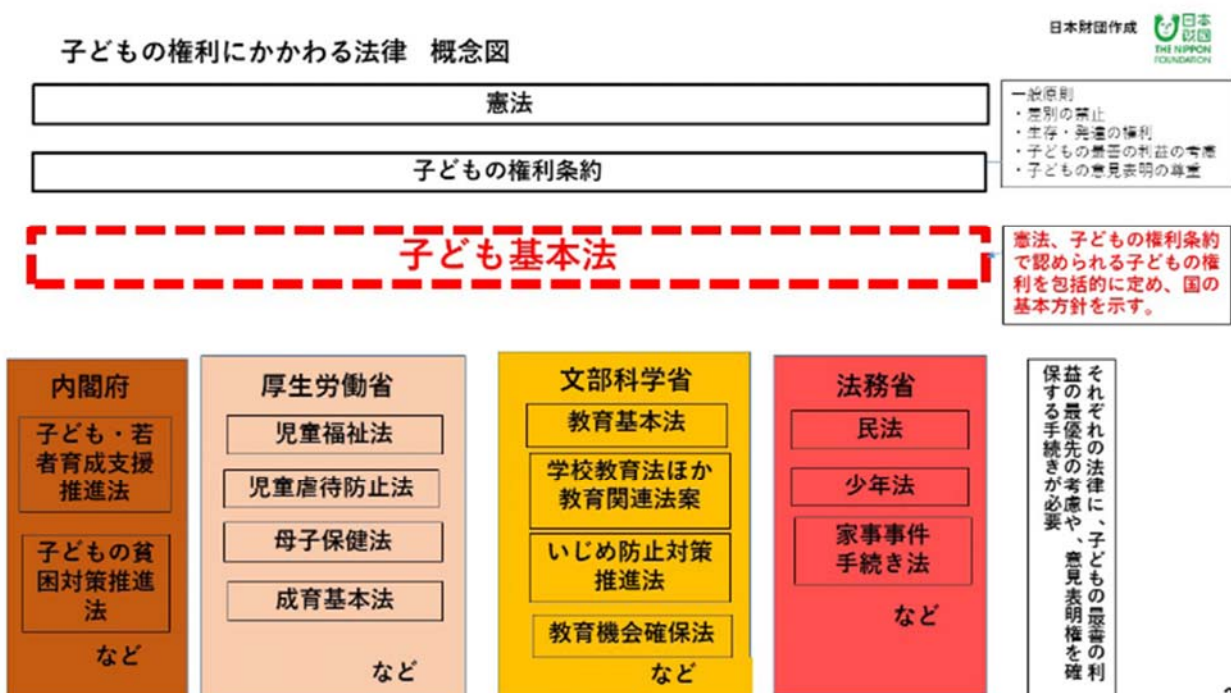
社会権（憲法25条～28条）

- 社会権は、生存権（憲法25条）、教育を受ける権利（憲法26条）、勤労の権利（憲法27条）、労働基本権（憲法28条）の総称です。
- 社会権は、20世紀になって、社会国家の理想に基づき、とくに社会的・経済的弱者を保護し実質的平等を実現するために保障されるに至った人権です。
- 生存権（憲法25条）は社会権の中で原則的な規定であり、国民が誰でも、人間的な生活を送ることができることを権利として宣言したものです。
- その中で憲法25条2項は、国に生存権の具体化について努力する義務を課しており、これを受けて国は児童福祉法等の各種の社会福祉立法、各種の社会保険立法、保健所法等公衆衛生のための制度の整備を行っています。
- 教育を受ける権利（憲法26条）はその性質上、子どもに対して保障されます。その権利の内容は子どもの学習権を保障したものと解されています
- 子どもの学習権とは、において「子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」のことです（旭川学力テスト事件の最高裁判決（昭和51年5月21日大法廷判決、最高裁判所掲示判例集30巻5号615頁））

参考：日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの権利ガイドブック [第2版] 』 [明石書店、2017] 14-15
参考：芦辺信喜『憲法 [第五版] 』 [岩波書店、2011] 258-265

子ども基本法と子どもの権利

- 令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日より施行される「こども基本法」により、日本において子どもは権利の主体として位置づけられ、その権利は養育、教育、保健、医療、福祉等すべての分野で包括的に保障されることになりました。



児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）

- 児童の権利条約12条で規定される子どもの意見表明権は、他のすべての条項に掲げられた権利及びその実施について、子どもが自分なりの意見を有する主体として尊重されるのでなければ、全面的に実施することが出来ないことから、基盤となる権利である。（→子どもの意見を聴く＝子どもの権利擁護）

第12条

- 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

- 子どもは自分に関わることについて意思・意向や意見を自由に表明することができる
→子どもを力のある存在、「声」・「意見」を発することのできる存在に位置づけ
- おとなはそれらを聴き、年齢や成熟に従って考慮する
- 仮に子どもがその意思・意向を言葉により明示できなくても、その意思・意向は聴かれる権利がある
- ただし、子どもにはこの権利を行使しない権利があり、意見の表明は子どもにとっては選択であり、義務ではない
→おとなは、子どもがその最善の利益にかなう決定を行うためにあらゆる必要な情報及び助言を受けることを確保しなければならない

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理的解釈

第12条

- 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■「自己の意見を形成する能力のある」(capable of forming his or her own views)

- この文言は、制限としてではなく、自律的見解をまとめる子どもの能力を可能な限り最大限に評価する締約国の義務としてとらえられるべき
- すなわち締約国は、子どもには自己の意見をまとめる力があると推定し、かつそれを表明する権利があることを認めるべきである
- 加えて締約国は、自己の意見を聴いてもらううえで困難を経験している子どもたちを対象としてこの権利の実施を確保する義務もある。
- 子どもがまず自己の力を証明しなければならないわけではない
- なお、子どもの意見表明権には何らの年齢制限も課されていない

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理解釈

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■「自由に自己の意見を表明する権利」(the right to express those views freely)

- ・ 子どもは圧力を受けることなく自己の意見を表明でき、かつ意見を聴かれる権利を行使したいか否か選べる。
- ・ 子どもには、他人の意見ではなく自分自身の意見を表明する権利がある。
- ・ 子どもの個人的および社会的状況を考慮した意見表明の条件と、子どもが自己の意見を表明する際に尊重されておりかつ安心して感じられる環境を確保しなければならない。
- ・ 子どもは必要な回数以上に事情聴取の対象とされるべきではない。
- ・ 自己の意見を表明する子どもの権利を実現するためには、その事柄、選択肢、ならびに、子どもの意見を聴く担当者および子どもの親または保護者が行う可能性のある決定およびそれがもたらす結果について、子どもに情報が提供される必要がある、
- ・ どのような条件下で意見表明を求められるかについての情報も提供されなければならない

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

児童の権利に関する条約第12条（子どもの意見表明権）の文理解釈

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

■「児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」(being given due weight in accordance with the age and maturity of the child)

- ・ 子どもの意見を正に重視するため、または子どもの意見がプロセスの結果にどのように影響したのかを子どもに伝えるためには、その子どもの力を評価する必要がある。
- ・ 子どもの意見に耳を傾けるだけでは不十分であり、子どもに自己の意見をまとめる力があるときはその意見が親権に考慮されなければならない
- ・ 年齢及び成熟度にしたがって正に重視することを要求することにより、年齢だけで子どもの意見の重要性を決定することはできないことを明確にしている。

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

子どもの意見表明権が効果的に実現されるための段階的措置（条約機関の一般的意見より）

準備	- 子どもに対し、子どもには自己に影響を与えるあらゆる事柄について、<u>意見を表明する権利があり、かつ、表明された意見が結果にどのような影響を及ぼすかに関して子どもが知られることを確保する。</u> - 子どもに対してはさらに、<u>やり取りは直接または代理人を通じて行う選択肢がある旨の情報も提供されなければならない</u> - 意思決定担当者は、<u>聴聞がどのように、いつおよびどこで行われるかならびに誰が参加するかについて説明することにより子どもが十分な心構えを持てるようにする</u>とともに、この点に関わる子どもの意見を考慮しなければならない。
聴聞	- 意見を聴かれる権利を子どもが行使する際には、<u>意見を表明しやすい、励ましに富んだ環境が用意されなければならない</u> - 子どもの意見を聴く者としては、子どもに影響を与える事柄に関与しているおとな（たとえば教員、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等）、機関の意思決定担当者（たとえば機関の長、管理職、裁判官等）または専門家（たとえば心理学者や医師）などが考えられる。 <u>一方的な吟味よりも談話の形式がとられるべき</u>であり、子どもの聴聞は公開の法廷ではなく<u>秘密が守られる条件下で行われるのが望ましい</u>
子どもの力の評価	- 子どもの意見は、<u>個別事案ごとの分析によりその子どもに自己の意見をまとめる力があることが示されたときは、正当に重視されなければならない</u> - 子どもに合理的かつ独立に自己の意見をまとめる力があるときは、意思決定担当者は、問題の解決における重要な要素のひとつとして子どもの意見を考慮しなければならない
フィードバック	<u>子どもは自分の意見が正当に重視される権利を享有しているので、意思決定担当者は、子どもに対してプロセスの結果を知らせ、かつ子どもの意見がどのように考慮されたかを説明しなければならない</u> - これは、子どもの意見が形式的に聞かれるだけではなく、真剣に受け止められることの保障である。
苦情申し立て、救済措置および是正措置	- 意見を聴かれ、かつそれを正当に重視される権利がないがしろにされかつ侵害された場合の苦情申し立て手続および救済措置を子どもたちに提供するための立法が必要とされる <u>子どもたちは苦情の声をあげるため、あらゆる子ども施設、とくに学校および保育所において、オンブズマンまたはこれに相当する役割を果たす者に相談する可能性を保證されるべきである。</u> - 子どもたちは、これらの者がどういう人であり、かつどうすればこれらの者にアクセスできるかを知っていなければならない。 <u>意見を聴かれる子どもの権利が司法的及び行政手続との関連で侵害されたときは、子どもは、権利侵害に対する救済措置を提供してくれる異議申し立て及び苦情申し立ての手続にアクセスできなければならない。</u>

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

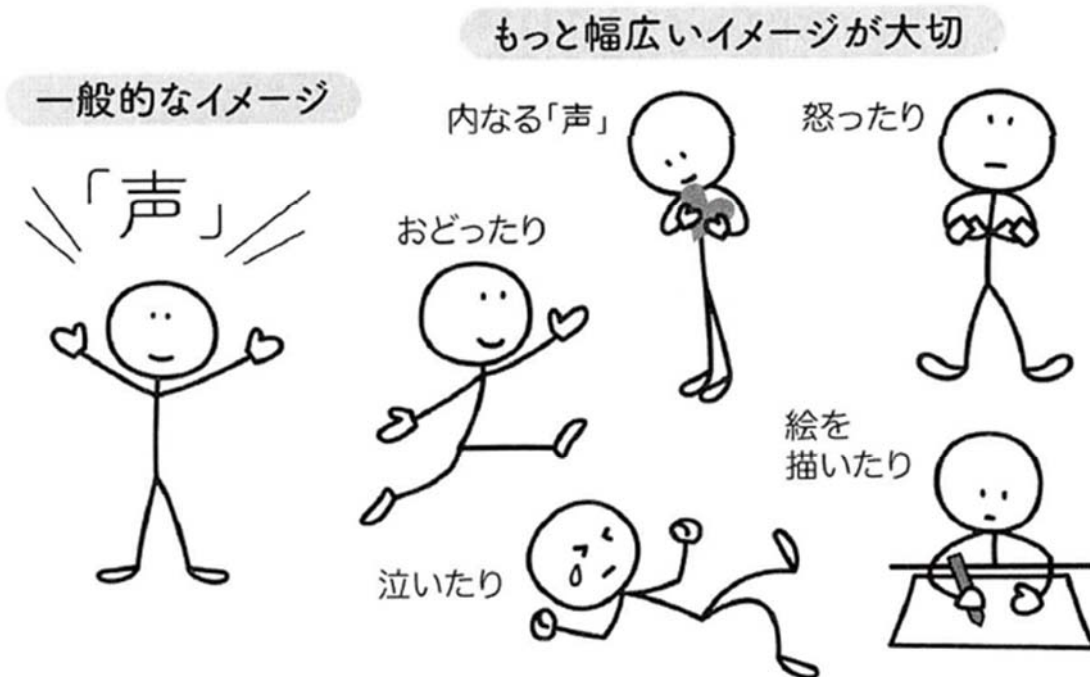
子どもの意見表明権が効果的に実現されるための基本的要件（条約機関の一般的意見より）

透明かつ情報が豊かである	子どもたちは意見表明権について、そしてこの権利を発揮するためのプロセスが行われる方法、その範囲、目的及び潜在的影響についての十分な、アクセスしやすい、多様性に配慮した、かつ年齢にふさわしい情報を提供されなければならない
任意である	子どもたちが意思に反して意見表明を強要されることはあるべきではなく、また子どもたちはどの段階でも関与をやめて良いことが知られるべきである。
尊重される	子どもたちの意見は敬意をもって扱われなければならない、子どもたちにはアイデア及び活動を主導する機会が提供されるべきである。
子どもたちの生活に関連している	子どもたちが意見表明権を有する問題は、その生活に真に関連しており、かつ子どもたちが自分の知識、スキルおよび能力を活用できるようなものでなければならない。
子どもにやさしい	- 子どもたちが十分に準備を整え、かつ意見を表明する自身および機会を持てることを確保するため、十分な時間及び資源を利用可能とすることが求められる。 - 子どもたちは、その年齢および発達しつつある能力に従って異なる水準の支援および関与形態を必要とすることが考慮されなければならない。
インクルーシブである	- すべての子どもたちに対して均等な機会を提供するようなものである必要がある - あらゆるコミュニティ出身の子どもたちに対して文化的配慮を行うことも確保されなければならない
訓練による支援がある	- おとなには、子ども参加を効果的に促進するための、例えば耳を傾けること、子どもたちと共同作業を行うことおよび発達しつつある能力に従って効果的に子どもたちの参加を得ることに関わるスキルを身に付けるための、準備、スキル及び支援が必要である - 子どもたちには、権利意識を高めるための能力構築や、アドボカシーに関する訓練等が必要である。
安全であり、リスクに配慮している	しかるべき対応が採られない場合に子どもがさらされる可能性のあるリスクを最小限にとどめることが必要である
説明責任が果たされる	- 子どもたちは、その意見がどのように解釈及び活用されるかについて情報を知らされ、かつ、必要なときは、知見の分析に異議を申し立てかつ影響を及ぼす機会を提供されなければならない。 - 子どもたちは、自分たちの参加がいずれかの結果にどのような影響を及ぼしたのかについても、明確なフィードバックを提供される資格を有する。

(参考) 日本弁護士連合会 子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)

『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか

- ・子どもの「声」は言語的コミュニケーションだけではなく、非言語的コミュニケーションによる発信も含むものであることに留意します。
- ・泣くこと、絵を描くこと、踊ること等、おとなや環境に働きかける表現全てを意味しています。
- ・「声」になっていない意見を日々の生活態度や行動から推察することも大切です。



(出所) 栄留里美・長瀬正子・永野咲『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にできる社会ってどんなこと?』明石書店、2021年 p17より引用

子どもの声を聴く/子どもの意見表明を支援する際の留意点

子どもの表現力は完全ではない

- ・子どもは自己の窮状を訴える能力と表現力が必ずしも十分ではなく、説明が支離滅裂になったり、昨日と今日とで言っていることが異なったりすることがあることに留意が必要です。
- ・日々の行動観察記録とも照らし合わせて、子どもの本意を推察することが求められる場面もあり得ます。
- ・本心を話してくれるようになるには相互の相当の信頼関係の醸成も必要になるため、これに努めることが重要です。

エンパワメントであること

- ・子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにします。
- ・子どもの行動や決定をコントロールするような、あるいは子どもをアドボケートに依存させて力を奪うような意見表明支援は行ってはいけません

子ども中心であること

- ・“子どもの最善の利益”を念頭に置き、子ども自身の「こうしてほしい」という意見や希望を可能な限り尊重し、一時保護所が子どもに対して行う行為についても、適宜その行為について子どもの同意を得るよう可能な限り努めます。
- ・子どもに対する説明などは、その子どもの発達や理解力に応じて適切に行うように努めます。

平等であること

- ・子どもの年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などの違いによって対応に差異が出ないように留意します。

守秘

- ・子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わないようにします。子どもが自ら話した内容の秘密が守られると感じられることが、信頼関係形成の基盤になります。
- ・子どもの生命が危険にさらされている場合など守秘により重大な侵害が及ぶ懸念があるときはこの限りではありませんが、致し方なく子どもの秘密を開示・提供を行う場合はその理由と開示・提供によって子ども本人に及ぶ影響について子どもに丁寧に説明し、同意を得るように努めます。

一時保護所における様々な権利制約

- 一時保護所では、緊急保護等の一時保護の目的や、他児との集団生活等の関係の合理性に基づきつつも、子どもに対して下記のような権利について制約されていることに留意しましょう。

父母に養育される権利	一時保護により、一時的措置とはいえ子どもは保護者による養育環境から引き離されるため、父母に養育される権利が制約されています。
教育を受ける権利	- 入所児童はほとんどの場合一時保護所から学校に登校することができず、保護所内での学年の異なる他児との共同学習等を余儀なくされます。 - また学習内容はプリント等による自習形態が多く、学校の授業に比べると学習時間も限定されています。 - そのため、教育を受ける権利が一定程度制約されていると言えます。
「居住・移転の自由」、「人身の自由」	- 外部からの侵入者や保護者等による連れ戻しの防止、子どもの安全確保という目的から敷地の出入り口、居室の扉などの常時施錠の管理がなされている場合があります。 - このような場合、保護所職員の協力なくして敷地外への移動、建物や敷地内での移動を自由に行えないこととなるため、「居住・移転の自由」、「人身の自由」が制約されていると言えます。
「知る権利」、「通信の自由」	- 入所児童は、精神の安定や外部への情報流出防止等のために、スマートフォン等通信機器の使用や外部との連絡が禁止されていることが多く、家族との面接や電話についても許可なく行うことができないのが通常です。 - インターネットの利用もできないため、テレビなどの限られた情報源を除いて外部の情報から一切遮断されることになります。 - かかる状況は、「知る権利」「通信の自由」が制約されていると言えます。
自己決定権	例えば、他児への心理的な圧迫や非行傾向の伝播等を防止する等の理由から入所児童の髪を黒髪と基本とし、黒色以外の髪色に子どもについては黒染めを行っていたり、私服の着用を認めないなどしていたりする場合、自己決定権が制約されているといえます

参考：小野喜郎 薬師寺真『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」——一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』【明石書店・2019】120-129

一時保護と子どもの権利

一時保護の開始・解除の場面

- 一時保護は、子どもにとっては親と引き離される経験であり、権利制約を伴うものであることから、**子どもの意見を聞くことが重要です。**
- しかし、子どもの安全を迅速に確保するために行われる一時保護については、全てのケースで決定に先立って意見聴取の機会を確保することは難しいと考えられるため、**一時保護に関してはその決定に際して子どもの意見を聴くことを原則としつつも、緊急保護などあらかじめ意見を聴くことが難しい場合は事後速やかに意見を聴くこととすべきです。**
- なお、一時保護はあくまでも子どもの最善の利益を優先して考慮した上で決定すべきものであり、時には子どもの表明した意見と最善の利益に乖離が生じることもあります。が、**子どもの意見を聴いて対応したからといってその結果を子どもに転嫁するようなことがあってはなりません。**
- また、一時保護を解除する場合にあっても、子どもの意見を聴くこととすべきです。

子ども同士の権利が衝突する場面

- それぞれの権利を両立するためお互いが努力する必要がありますが、**状況によっては一方の権利を守るために、もう一方の権利を一時的に制限しなければならないことも当然起こり得ます。**この時は子どもの最善の利益とは何かをよく考慮して判断・対応していくことが重要です。

自立支援計画の策定の場面

- 児童相談所では個々の児童についての自立支援計画の策定は義務付けられておらず、里親に委託する児童についてののみ自立支援計画を作成することになっています。
- 自立支援計画は、子ども本人の自立に向けた短期・長期の目標を設定し、支援方針を定めるものであり、里親の元での生活、里親の元を離れた後の生活、進路、家族との関係等を考えるきっかけとなるものです。そのためその性質上、子どもの意見を十分に聴いたうえで策定することが求められます。
- 例えば当該計画を策定するための会議に子ども本人が参加する方法などを検討していくことも一考です。

日常生活の場面

- 一時保護中の日常生活や支援等に関して子どもが不満等を持った場合も想定し、意見箱の設置、意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、入所児童による子ども会議の実施するなど、生活上の問題について子どもが意見を表明し、それらを受け止めるための多様なルートを設けます。
- また行動観察において、子どもが直接意見を述べていなくても、生活の様子から子どもの気持ちを推察し、意見表明を支援していく姿勢を持つことも重要です。

(参考) 自立支援計画表

自立支援計画票(記入例)

施設名 ☐ 児童養護施設		作成者名	
フリカナ 子ども氏名	ミライ 幸太	性別	男
保護者氏名	ミライ 幸太	生年月日	○年 ○月 ○日 (11歳)
主たる問題	被害経験によるトラウマ・行動上の問題		
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっているという意向と、母に対する嫌な気持ちはもっているが、確かめてみてほしいという気持ちもある。早く家庭復帰を希望し、出身学校に通いたい。		
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと考えており、息子に謝り、関係の回復・改善を願っている。		
市町村・学校・保育所・職場などの意見	入所後の経過(3ヶ月間)を見ると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようとしており、少ずつではあるが改善がみられるため、適宜などを活用しつつ親子関係の調整を図る。		
児童相談所との協議内容	【支援方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。		
第○回 支援計画の策定及び評価 次期検討時期: △年 △月			
子ども本人			
【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
被害経験やいじめられ体験により、人間に対する不信感や恐怖感が強い。	被害者としての被害経験を認め、人間に対する不信感や恐怖感を軽減する。	定期的に職員と一緒に取り組み作業などを行い、関係性の構築を図る。心理療法的な支援を行う。トラウマケアの観点から、被害経験の再体験を避ける。	年 月 日
自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす。	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題にまつ心理的な状態の理解を促す。	少年野球チームの主力選手として活動する機会を設ける。問題の発生時には認知や感情の丁寧な振り返りを行う。	年 月 日
自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力加が十分に認識できていない。	他児に対して表現する機会をえ、対人コミュニケーション機能を高める。	グループ場面を活用し、適切な役割を担わせ、他児への働きかけなどに取り組ませる。	年 月 日
	自分の行動上の問題の発生経過について、認知や感情などの理解を深める。また、虐待経験との関連を理解する。	施設内での行動上の問題の発生場面状況について考えられるよう、丁寧にサポートする。	年 月 日

家庭(養育者・家族)			
【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びついたのかを理解できるようにする。			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
母親の虐待行為に対する認識は深まりつつあるが、抑制技術を得ていない。本児に対する認知や感情について十分に認識できていない。	母親の虐待行為に対する抑制技術を獲得する。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)	年 月 日
思春期の児童への養育技術(ペアレンティング)が十分に身に付いていない。	思春期児童に対する養育技術を獲得する。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)	年 月 日
父親の役割が重要であるが、指示させたことは行っていない。	父親の役割を強化し、指示させたことは行っているようにする。	週末には可能な限り帰宅し、本人への面会や家庭における養育支援を行う。児童相談所での個人及び夫婦面談(月1回程度)。	年 月 日
地域(保育所・学校等)			
【長期目標】 定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
サークルなどへの参加はするようになるものの、近所とのつきあいや孤立感などがある。	ネットワークによる支援の拡充を図る。	主任児童委員が関係しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり。	年 月 日
学校との関係性が希薄になりつつある。	出身学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	定期的な通信や面会などにより、交流を図る。	年 月 日
総 合			
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善			
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能かどうかを見極める必要あり。	母子関係に寄り添い、父親・妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設け、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。	年 月 日
		通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る。	年 月 日
【特記事項】 通信については開始する。面会については通信の状況を見つつ判断する。			

(参考) 子どもの権利に関する諸問題

- ・ その他世間一般にある子どもの権利に関する諸問題として以下のようなものがあります。

いじめ	・ 被害児童にとっては、プライバシー・名誉の保護に係る権利(子どもの権利条約16条)、あらゆる暴力からの保護(子どもの権利条約19条)が侵害されています。 ・ 一方で、いじめ問題に対応していく中で被害児童側の子どもの権利について失念されていく恐れがあります。被害児童・加害児童双方の健全な成長促進に尽力する視点が必要です。
不登校	・ 不登校の要因や背景としては、本人・家族・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いとされています。 ・ 子どもの権利の観点からは、不登校は様々な理由・要因によって子どもが学が意欲を奪われ、学習権を侵害されている問題とも捉えられます。
学校における懲戒処分	・ 例えば校則については、教育目的上の必要性・合理性が認められない校則に基づく懲戒は親の教育権のみならず子ども個人の権利と衝突することになります。
体罰・暴力	・ 体罰の問題点として、①体罰はしばしばそれを行っている大人の感情のはけ口であることが多いこと、②体罰は子どもに恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法であり、体罰では子どもの善悪の判断や社会規範を育てることができないこと、③体罰は即効性があるので、それを使っていると、他のしつけの方法が分からなくなってしまうこと、④体罰はしばしばエスカレートすること、⑤体罰はそれを見ているほかの子どもに深い心理的ダメージを与えること、⑥体罰は時には取り返しのつかない事故を引き起こすことが指摘されています。
学校事故	・ 学校は子どもが集い、互いが触れ合うことによって、心身を発達・成長させる場であるため、その学校で子どもが怪我をしたり、病気にかかったりすることがないよう、保護者や学校関係者は安全の確保に万全の注意を払う必要があります。
児童虐待	・ 子どもは健全に成長発達する権利を有しており、そのためには良好な養育環境が保障されなければなりません。親またはこれに代わる保護者による子どもへの虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であって、児童虐待の予防、発見、再発防止、社会的自立に至るまで社会全体で取り組まなければなりません。
少年事件	・ 少年法を中心とする少年司法制度は、子どもの成長発達権を保障するための制度と捉えることができます。 ・ 一方で、例えば犯罪少年に対し、捜査の手段として逮捕勾留がなされると、心身ともに未熟で発達途上にある少年にとって身体拘束は悪影響を与えるおそれがあるとともに、長期間の身体拘束により職場を解雇されたり学校を退学に追い込まれたりするおそれもあり、身体拘束については可能な限り抑制する努力が必要とされます。 ・ また、取り調べにおいても、少年は一般に被暗示性・迎合性が高く、取り調べに対する抵抗力が成人以上に弱く、意に反する供述をしてしまうおそれもあります。
犯罪被害を受けた子ども	・ 被害事実の聴取に際して被害者は犯罪の被害にあったこととで苦しい立場に置かれ、加えて警察・検察に呼ばれて話をするという緊張感の元で聴取されることがあります。当該緊張感の中で被害者が再度苦痛を感じることをないように配慮が求められます。

参考：日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの権利ガイドブック【第2版】』【明石書店、2017】

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の子どもの権利擁護活動への影響

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（施行期日令和6年4月1日）を受けて、一時保護の決定時等に子どもの意見聴取等の措置を講ずることとされるとともに、都道府県等において子どもの意見表明等支援事業（アドボケート事業）の制度化に向けた体制整備に努めることとされました。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

○ 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、

- ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
- ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
- ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

➢ 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

➢ 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

➢ 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

➢ 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象

➢ 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

6

参考：厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>）（2023/3/15閲覧）

都道府県の意見表明支援事業を担う主体のイメージ

- 子どもの権利擁護システムを担う主体は、「意見形成支援・意見表明支援を担う主体」及び「個別の権利救済を担う主体」の2つがあります。

図表3 都道府県等における子ども権利擁護システムを担う主体（例）



（参考）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 アドボケート制度の構築に関する調査研究」2020年3月
アドボカシーに関するガイドライン案 p6より引用

意見形成支援・意見表明支援を担う主体について

意見形成支援・意見表明支援とは？

■アドボカシー（意見形成支援・意見表明支援）

子どもが自らの考えを整理することを支援したり、意見を表明することを支援したり、本人に代わって発言したりすること（意見形成支援・意見表明支援）

—三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社 アドボカシーに関するガイドライン案

アドボカシーとは子どものために声をあげることであり、アドボカシーとは子どもをエンパワーすることである。そのことによって子どもの権利が尊重され、子どもの意見と願いがいつでも聞いてもらえるようにするのである。アドボカシーとは子どもの意見、願い、ニーズを意思決定者に対して代弁することである。そして彼らが組織の中でうまくやってくれるように助ける。子ども（施設経験者を含む）のアドボカシーに関するこの基準は21歳までの年齢を対象とする。アドボカシーサービスは独立性と守秘をもって次のことを提供する。

・情報/助言/代弁/代理/支持

—イングランド及びウェールズ政府

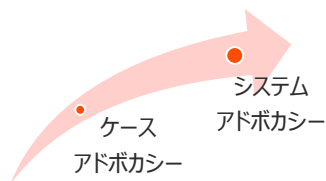
（柴留里美 社会的養護児童のアドボカシー 明石書店 2015年 p26より引用）

■アドボケイト

アドボカシーをする人のこと。（意見形成支援・意見表明支援を担う主体）

「アドボケイト」、「アドボキット」、「アドボケット」などと表記される

アドボカシーの範囲

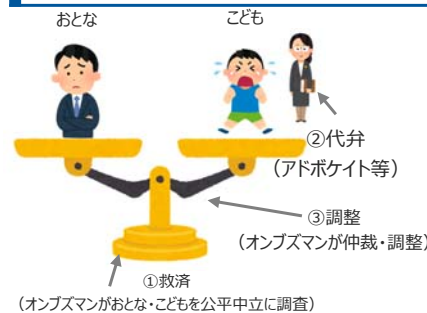


ケースアドボカシー	ひとりのためのアドボカシー
システムアドボカシー	子どもの権利擁護の社会的な仕組み（制度・政策）を改善していくためのアドボカシー

アドボカシーの種類（アドボケイトの担い手）

制度的アドボカシー (フォーマルアドボカシー)	独立/専門アドボカシー
セルフアドボカシー	
非制度的アドボカシー (インフォーマルアドボカシー)	ピアアドボカシー
セルフアドボカシー	子ども自身が、権利、利益、ニーズなどを自ら主張すること
制度的アドボカシー	児童相談所職員、里親・施設職員、教員等の、行政サービスとして子どもを支援する専門性を有する職員等によるアドボカシー。子どもと定期的な相談の機会を持っており、専門性に立脚したアドバイスができる。
非制度的アドボカシー	親や家族などによるアドボカシー。相互によく理解している関係なので日常的に相談しやすい。
独立/専門アドボカシー	独立性を確保した子ども意見表明支援員によるアドボカシー。本人の意見が聞いてもらえるような手助けを行うための知識や経験を持つ。民間団体への外部委託を基本とする。
ピアアドボカシー	同じ経験、属性、背景を持つピア（仲間）によるアドボカシー。社会的養護経験者同士、障害を持つ人同士、いじめを受けた経験がある人同士など。ピアとより共感や理解を得られ、経験から具体的なアドバイスが得られやすい。

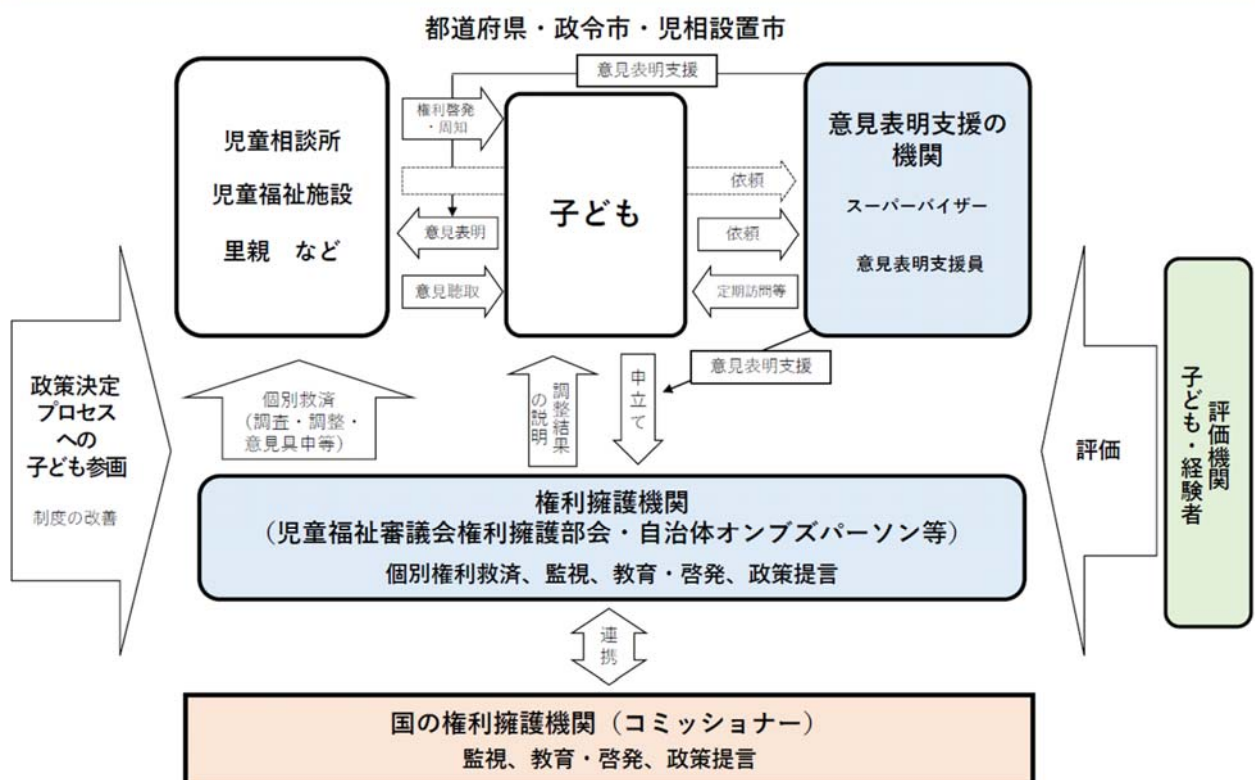
オンブズマンとアドボケイトの違い



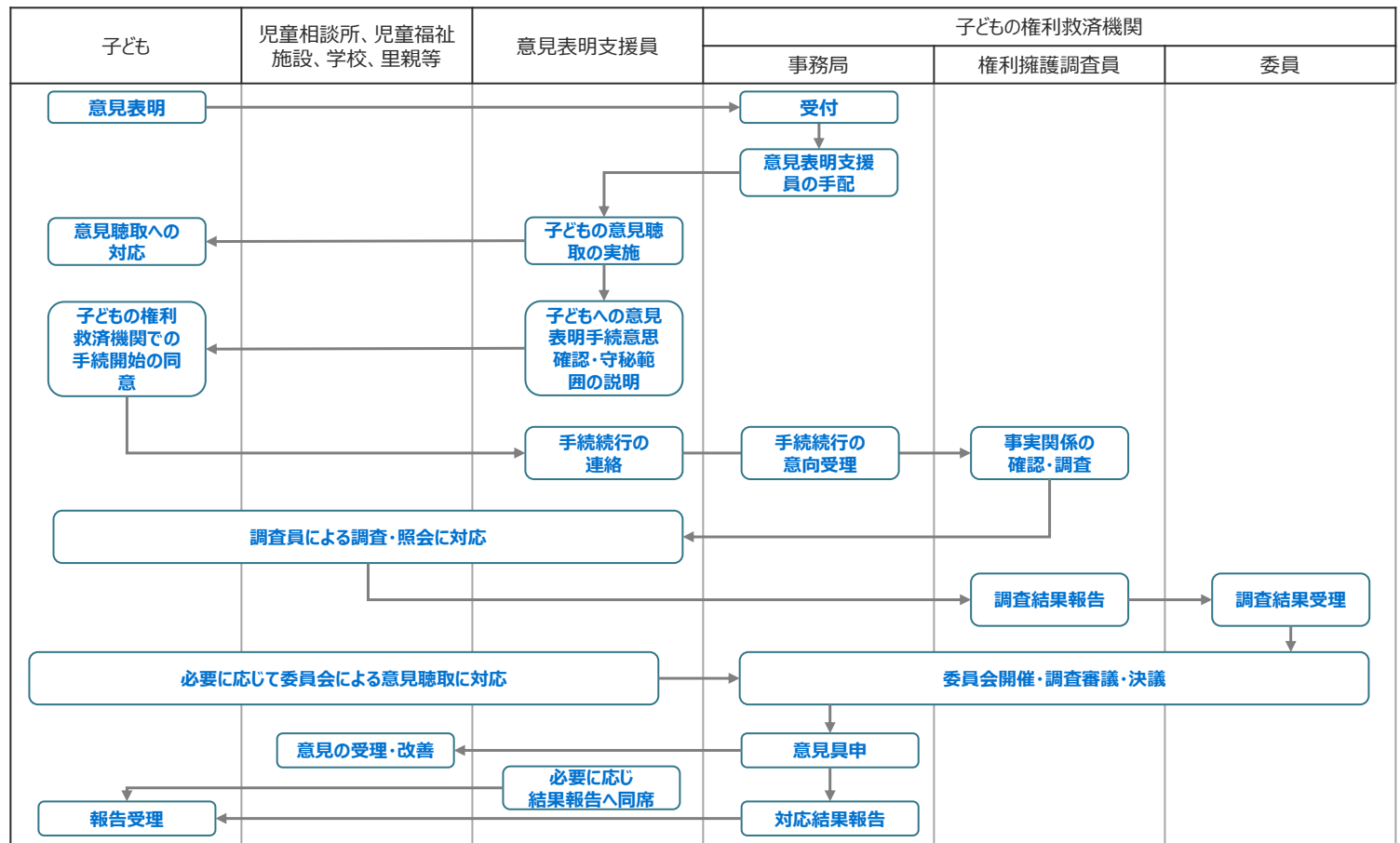
- ・オンブズマンは、公正中立な立場で権利侵害かどうかを調査し、勧告や調整を行う
- ・アドボケイトは、子どもからの苦情申し立て手続きの支援、子どもの主張の整理・代弁、精神的サポートを行う

意見表明等支援事業を通じて実現が目指されている子どもの権利擁護の枠組みのイメージ

子どもの権利擁護の枠組み（あるべき姿のイメージ）



意見表明支援事業が整備された際の子どもによる意見表明及び関係機関の申立・申出の想定フロー



参考文献

- ・公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html) (2022/03/13参照)
- ・日本弁護士連合会子どもの権利委員会：子どもの権利ガイドブック〔第2版〕.明石書店.2017
- ・芦辺信喜:憲法〔第五版〕.岩波書店.2011
- ・日本財団「こども基本法について」(<https://kodomokihonhou.jp/about/>) (2023/03/17 閲覧)
- ・日本弁護士連合会:子どもの権利条約 条約機関の一般的意見 日本語「意見を聴かれる子どもの権利」.
(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf) (2022/09/01時点)
- ・栄留里美・長瀬正子・永野咲:子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にする社会ってどんなこと?. 明石書店. 2021年
- ・小野喜郎 薬師寺真: 児童虐待対応と「子どもの意見表明権」ー一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み. 明石書店. 2019
- ・厚生労働省「改正児童福祉法基本資料」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000994205.pdf>) .(2023/3/15閲覧)
- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 アドボケート制度の構築に関する調査研究」2020年3月

職員倫理・行動規範

一時保護所業務に係る明確な倫理綱領は設定されていませんが、全国児童養護施設協議会倫理綱領等から一時保護所職員にも通ずるところを確認し、全ての一時保護所職員が守り・目指すべき事項について啓発することを目的とします

次世代の国づくり

目次

公務員倫理	2
全国児童養護施設協議会倫理綱領	3
全国児童心理司会倫理綱領	4
ソーシャルワーカーの倫理綱領（日本ソーシャルワーカー連盟）	5
全国保育士会倫理綱領	9
一時保護所の基本理念（横浜市）	10
まとめ、考察（ワーク）	11

公務員倫理

- 地方公務員については倫理に関する法律はありませんが、国家公務員倫理法を参考に、公務員としての倫理について確認しましょう。

倫理行動基準（国家公務員倫理規程第1条）

- ① 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- ② 職務や地位を私利私欲のために用いないこと
- ③ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ④ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- ⑤ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

禁止行為

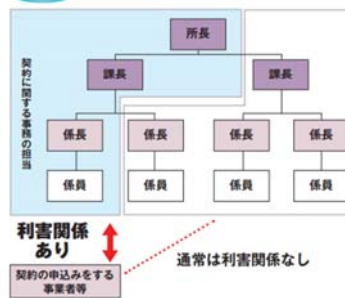
- ① 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
- ② 利害関係者から金銭の貸付を受けること
- ③ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付を受けること
- ④ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- ⑤ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 利害関係者から供応接待を受けること
- ⑦ 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること
- ⑧ 利害関係者と共に旅行をすること
- ⑨ 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること

利害関係者との付き合いに注意

利害関係者とは 特定の事務の相手方となる事業者等又は個人が利害関係者になります。（倫理規程第2条）

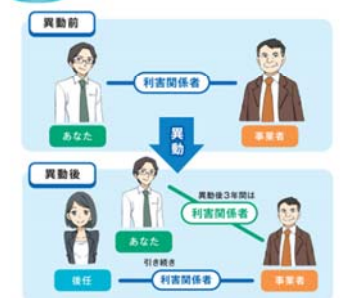
- 特定の事務とは（倫理規程第2条第1項）**
- ・ 許認可等（第1号）
 - ・ 補助金等の交付（第2号）
 - ・ 立入検査、監査又は監察（第3号）
 - ・ 不利益処分（第4号）
 - ・ 行政指導（第5号）
 - ・ 事業の発達、改善及び調整に関する事務（第6号）
 - ・ 契約（第7号）
 - ・ 予算、級別定数、定員の査定（第8号～第10号）

① 利害関係にあたる所掌事務の範囲（例）契約の場合



利害関係者に当たるか否かを判断する際の所掌事務の範囲は所長であれば自分の所全体、課長であれば自分の課の事務、係長や係員であれば自分の係の事務となります

② 3年ルール



異動前の官職の利害関係者が、あなたの異動後も引き続きその官職にとつての利害関係者である場合は、異動後3年間はあなたの利害関係者となります（倫理規程第2条第2項）

参考：国家公務員倫理審査会『マンガで学ぶ！公務員倫理 第2巻』(https://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinri_manga2.pdf), 2023/3/13閲覧

全国児童養護施設協議会倫理綱領

- 子どもの安心・安全を守り、養育に携わる一時保護所職員として、全国児童養護施設協議会倫理綱領も参考になります

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

- 一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性を持った養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

- 自らの思い込みや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

- 子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切に支援をおこないます

- 関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

- 子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

- いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を養護します

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

- 自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

- 児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

- 施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境及び運営の改善向上につとめます

- 子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます

参考：全国児童養護施設協議会「全養協通信NO.222」(<https://www.zenyokyo.gr.jp/comm/no222.pdf>), 2023/3/13閲覧

全国児童心理司会倫理綱領

- 同じく、子どもの支援に携わる児童心理司の倫理綱領も参考になります

第1条（基本的倫理）

- 会員は、人種、宗教、性別、思想及び心情等による差別をすることなく基本的な人権を尊重して公平と平等の精神を具現化する。

第2条（子どもの権利）

- 会員は、ひとりひとりの子どもの最善の利益や意思表示をはじめとした子どもの権利を尊重する。

第3条（守秘義務）

- 会員は、業務上知り得た援助対象者及び関係者の個人情報及び相談内容について、その内容が自他に危害を加える恐れがある場合又は法による定めがある場合を除き、守秘義務を第一とする。

第4条（インフォームド・コンセント）

- 会員は、業務遂行に当たり、理解しやすい説明を行い同意が得られやすいようにするとともに、援助対象者の自己決定権を尊重することと業務の透明性を確保するように努める。

第5条（相手を利己的に利用しない）

- 会員は、自らの価値観に基づき、宗教への勧誘、特定の機関への偏った紹介、興味本位の身体接触等、援助対象者や関係者を利己的に利用しない。

第6条（相手を傷つけない）

- 会員は、冷淡な態度、暴力的な言動等で相手を傷つけないようにする。

第7条（職能的資質の向上）

- 会員は、専門的知識、技術、及び倫理問題等について、研鑽を怠らないように留意する。

第8条（相互啓発）

- 会員は、同じ児童心理司としての資質の向上と倫理問題について相互に啓発に努める。

参考：全国児童心理司会「倫理綱領」(<https://jacp.jp/free/ethics/>), 2023/3/13閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領（日本ソーシャルワーカー連盟）

原理

I（人間の尊厳）ソーシャルワーカーは、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえない存在として尊重する。

II（人権）ソーシャルワーカーは、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

III（社会正義）ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

IV（集団的責任）ソーシャルワーカーは、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

V（多様性の尊重）ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

VI（全人的存在）ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

I クライアントに対する倫理責任

クライアントに対する倫理責任 / クライアントの利益の最優先 / 受容 / 説明責任 / クライアントの自己決定の尊重 / 参加の促進 / クライアントの意思決定への対応 / プライバシーの尊重と秘密の保持 / 記録の開示 / 差別や虐待の禁止 / 権利擁護 / 情報処理技術の適切な使用

II 組織・職場に対する倫理責任

最良の実践を行う責務 / 同僚などへの敬意 / 倫理綱領の理解の促進 / 倫理的実践の推進 / 組織内アドボカシーの促進 / 組織改革

III 社会に対する倫理責任

ソーシャル・インクルージョン / 社会への働きかけ / グローバル社会への働きかけ

IV 専門職としての倫理責任

専門性の向上 / 専門職の啓発 / 信用失墜行為の禁止 / 社会的信用の保持 / 専門職の擁護 / 教育・訓練・管理における責務 / 調査・研究 / 自己管理

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>), 2023/3/20閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領 –倫理基準Ⅰ クライアントに対する倫理責任–

倫理基準	内容
クライアントとの関係	ソーシャルワーカーは、クライアントとの専門的援助関係を最も大切に、それを自己の利益のために利用しない。
クライアントの利益の最優先	ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。
受容	ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
説明責任	ソーシャルワーカーは、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。
クライアントの自己決定の尊重	ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。
参加の促進	ソーシャルワーカーは、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
クライアントの意思決定への対応	ソーシャルワーカーは、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
プライバシーの尊重と秘密の保持	ソーシャルワーカーは、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
記録の開示	ソーシャルワーカーは、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。
差別や虐待の禁止	ソーシャルワーカーは、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。
権利擁護	ソーシャルワーカーは、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
情報処理技術の適切な使用	ソーシャルワーカーは、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>), 2023/3/20閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領 –倫理基準Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任– –倫理基準Ⅲ 社会に対する倫理責任–

倫理基準Ⅱ 組織・職場に対する倫理責任

倫理基準	内容
最良の実践を行う責務	ソーシャルワーカーは、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
同僚などへの敬意	ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
倫理綱領の理解の促進	ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
倫理的実践の推進	ソーシャルワーカーは、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
組織内アドボカシーの促進	ソーシャルワーカーは、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
組織改革	ソーシャルワーカーは、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

倫理基準Ⅲ 社会に対する倫理責任

倫理基準	内容
ソーシャル・インクルージョン	ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。
社会への働きかけ	ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
グローバル社会への働きかけ	ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>), 2023/3/20閲覧

ソーシャルワーカーの倫理綱領 –倫理基準Ⅳ 専門職としての倫理責任–

倫理基準	内容
専門性の向上	ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
専門職の啓発	ソーシャルワーカーは、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
信用失墜行為の禁止	ソーシャルワーカーは、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
社会的信用の保持	ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
専門職の擁護	ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
教育・訓練・管理における責務	ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
調査・研究	ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
自己管理	ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

参考：日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」,(<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),2023/3/20閲覧

全国保育士会倫理綱領

- 同じく、子どもの支援に携わる児童心理司の倫理綱領も参考になります

第1条（子どもの最善の利益の尊重）

- 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

第2条（子どもの発達保障）

- 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

第3条（保護者との協力）

- 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者より良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

第4条（プライバシーの保護）

- 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

第5条（チームワークと自己評価）

- 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。
- また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

第6条（利用者の代弁）

- 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

第7条（地域の子育て支援）

- 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

第8条（専門職としての責務）

- 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

参考：全国保育士会「倫理綱領」,(<https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html>),2023/3/13閲覧

一時保護所の基本理念（横浜市）

- 横浜市の中央児童相談所一時保護所では次のような基本理念が掲げられ、職員間で共有されています。

1. 子どもたちが心身ともに安全で安らげる環境を作ります<安心安全>

（一部抜粋）

- 破損等がないか、提供する衣類等にも気を配ります。子どもがさらに傷つくことを避けます。
- 身体的にも快適な空間を提供することに努めます。自身が大事にされている、という実感が大事です。
- 見本となるべき大人の姿を見てきていない子どもが多います。子どもたちに、悪い意味で、大人はみんな一緒だと思われないように、支援していきます。

2. 子どもたちの意見、気持ちに耳を傾け、一緒に考えます<傾聴>

（一部抜粋）

- 人に話すことで気持ちが救われることが、多くあります。話を聞く姿勢を職員が持つことです。
- 無理にしゃべりを引き出そうとする必要はありません
- 子どもと一緒に考える姿勢を持ちます。
- 聞いたこと、子どもが訴えたことには答えを返すようにしていきます
- 安易な約束はしないようにします。

3. 子どもたちの個性を尊重した支援を行います<個性重視>

（一部抜粋）

- 子どもは一人ひとりが違うということを念頭に置きます
- 障害児や、非行傾向のある児童等、課題を抱えている児童に対する知識を学んでいきます。
- 性的虐待を受けた子の理解を進めていきます。

4. 児童相談所すべての職員と力を合わせて支援します<協働>

（一部抜粋）

- 報告、連絡、相談の基本を守ること
- 緊急事態の協力は速やかに行います
- 子どものために、声を上げていくことが大事です。子どものために必要であることの共有を他係と行っていきます。

5. 子どもたちの支援の向上を目指して、日々研鑽を重ねます<自己努力>

（一部抜粋）

- 資格取得を目指すなど、勉強を重ねます。
- 研修案内に目を通し、積極的に参加していく姿勢を持ちます。
- おすすめの書物等がないか聞く、薦める等、職員間での情報共有も必要です。

参考：横浜市「一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止検討報告書（令和3年9月）」、
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/sodanjo/saihatsuboushi.files/saihatsuboushikentouhoukokusho.pdf>,
 2023/3/13閲覧, pp19-20

まとめ、考察（ワーク）

- 各種倫理綱領を踏まえたうえで、一時保護所職員として求められる態度、行動規範について職員同士検討してみましょう。

「公務員」としての態度・行動規範

「専門職」としての態度・行動規範

「子どもに対する大人」としての態度・行動規範

「組織・職場」に対する倫理責任・行動規範

参考文献

- 国家公務員倫理審査会『マンガで学ぶ！公務員倫理 第2巻』,https://www.jinji.go.jp/rinri/siryou/rinri_manga2.pdf),(2023/3/13閲覧)
- 全国児童養護施設協議会「全養協通信 NO.222」,<https://www.zenyokyo.gr.jp/comm/no222.pdf>),(2023/3/13閲覧)
- 全国児童心理司会「倫理綱領」,<https://jacp.jp/free/ethics>),(2023/3/13閲覧)
- 日本ソーシャルワーカー連盟「倫理綱領」,<https://jfsw.org/code-of-ethics/>),(2023/3/20閲覧)
- 全国保育士会「倫理綱領」,<https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html>),(2023/3/13閲覧)
- 横浜市「一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止検討報告書（令和3年9月）」,<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/sodanjo/saihatsuboushi.files/saihatsuboushikentouhoukokusho.pdf>),(2023/3/13閲覧)

個人情報取扱

個人情報取り扱いに係る基礎を確認し、行政官としての適正な情報管理が行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 個人情報の定義	2
2. 個人情報の取扱いの基本ルール	3
3. 個人情報の漏えい等が発生したとき	4
4. 児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について	5

個人情報定義

個人情報とは

- 個人情報保護法において「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報**をいいます。
- 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。**
- このほか、**番号、記号、符号などで、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、政令・規則で定められたものを「個人識別符号」といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報となります。**

個人情報とは



参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,2023/3/13閲覧

個人情報の取扱いの基本ルール

1.取得・利用 ▶勝手に使わない！

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



2.保管・管理 ▶なくさない！漏らさない！

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。



3.提供 ▶勝手に人に渡さない！

- 第三者に提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合、第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



4.開示請求等への対応 ▶お問合せに対応！

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。



2.保管・管理

- **個人データの漏洩等が生じないように、安全に管理するための必要な措置を講じなければなりません**
- 従業員や委託先においても、個人データの安全管理が徹底されるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 個人データの漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する義務があります。

3.第三者提供

- **個人データを本人以外の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要です。**ただし、本人の同意を得なくても、例外的に個人データを第三者に提供できる場合があります。（例：法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合、公衆衛生・児童の健全育成に必要で本人の同意取得が困難な場合、学術研究目的での提供・利用、委託・事業承継・共同利用など）
- 第三者に個人データを提供した場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか、第三者から個人データの提供を受けた場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかを記録・記録する必要があります。記録の保存期間は原則3年です。
- 外国にある第三者に提供する際は、個人情報保護法第28条各項のいずれかの条件を満たす必要があります。

4.開示請求対応

- 本人からの請求があった場合は、保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応する必要があります。
- 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処する必要があります。
- 第三者に個人データを提供した記録も開示請求の対象となります。
- 保有個人データの開示方法について、電子データなどによる提供を含め、本人が請求した方法で対応する必要があります。

参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,2023/3/13閲覧

個人情報の漏えい等が発生したとき

- 次のような漏えい等の事案が発生した場合、又は発生したおそれがある場合は、個人の権利や利益を侵害するおそれがあるため、速やかに個人情報保護委員会に報告し、本人へ通知しなければなりません。

1. 要配慮個人情報の漏洩等

- 例 1：従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
- 例 2：患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

2. 財産的被害のおそれがある漏えい等

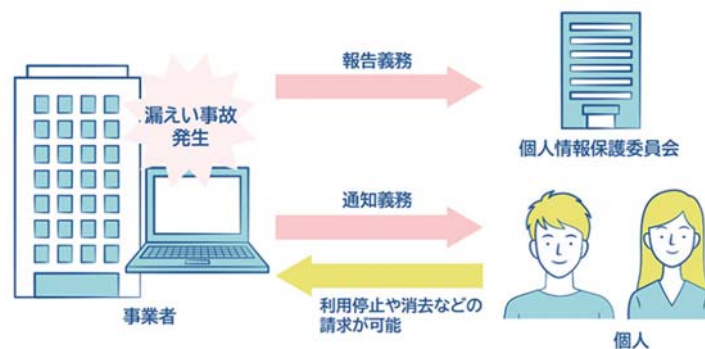
- 例 1：ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
- 例 2：送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードを含む個人データが漏えいした場合

3. 不正の目的によるおそれがある漏えい等

- 例 1：不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
- 例 2：ランサムウェアなどにより個人データが暗号化され復元できなくなった場合
- 例 3：個人データが記載又は記録された書類・媒体などが盗難された場合
- 例 4：従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4. 1,000人を超える個人データの漏えい等

- 例：メールマガジンの配信を行う際、個人データであるメールアドレスを本来はBCC欄に入力して送信すべきところ、誤ってCC欄に入力して1,000人を超える方々へ一斉送信した場合



参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>）, 2023/3/13閲覧

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

- 児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、児童相談所長は地方公共団体の機関や、児童の医療、福祉又は教育に係る機関、児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者に、児童虐待に関して児童等の情報等の提供を求めることができます。（児虐法13条の4）

児童虐待防止法第13条の4

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

個人情報保護法その他個人情報に関する規律において、原則として個人情報の機関外提供が禁止されるものの、法令に定めがある場合等については認められることから（個人情報23条1項1号など）、本条により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供できることを法に定めることによって円滑な個人情報の共有を図ったものになります。

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

情報を提供する側の守秘義務、個人情報保護との関係

関係機関等における守秘義務との対応

- 関係機関等については、刑法又は関係資格法により守秘義務規定が設けられている場合があり、職務上知り得た秘密を洩らした場合には刑事罰の対象とされます。ただし、**法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しません。**（刑法35条）

学校、児童福祉施設、病院等における守秘義務との対応

- 児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に情報提供することは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、**虐待防止法第5条第2項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童福祉法第10条又は第11条に基づき児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならない**と考えられます。

個人情報保護法との対応

- 個人情報保護法においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされています（個人情報保護法第16条及び第23条）。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「**法令に基づく場合**」に該当するため、**個人情報保護法に違反することになりません。**
- なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられます。

参考：厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発1216第1号 平成28年12月16日）

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

改正法に規定されていない民間事業者からの資料又は情報の提供について

民間事業者からの情報提供を要請する可能性のある場面

- 一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を有しており、これらの民間事業者から情報提供を受けることが、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために有効な場合があると考えられます。
- 具体的には、以下のような場合が考えられる。
 - 集合住宅の管理会社等に対し、虐待が疑われる児童や保護者の居住実態の確認をする場合
 - 虐待通告に基づき、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、ゲームセンター等に対し、虐待の目撃情報の照会をする場合
 - 集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社、コンビニエンスストア等に対し、虐待行為を確認し得る防犯カメラの映像の提供を求める場合等

民間事業者からの情報提供に係る整理

- 民間事業者についても、個人情報保護法上、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」又は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」には、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第23条第1項第2号、第3号又は第4号）。

参考：厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発1216第1号 平成28年12月16日）

参考文献

- ・ 政府広報オンライン 「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>）,
（2023/3/13閲覧）
- ・ 磯谷文明, 町野朔, 水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法. 有斐閣. 2020
- ・ 厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発1216第1号 平成28年12月16日）

子どもとの関わり方

子ども中心の関わり方の5類型、子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方について理解し、子どもの状況や心情に応じて、子どもとのコミュニケーションの取り方を工夫することができるようになり、もって子どもとの信頼関係の情勢やエンパワメントが適切に行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 子どもと関わる際の前提となる態度	2
2. 子どもと関わる際の基本視点	3
3. 『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか	4
4. 「職員中心の関わり方」から「子ども中心の関わり方」へ	5
5. 「子ども中心の関わり方」5類型それぞれのイメージ	6
6. 「職員中心の関わり方」2類型それぞれのイメージ	7
7. 「指示的な関わり」と「子ども中心の関わり」それぞれの発言例	8
8. 人間関係作りの基礎基本	9
9. 信頼関係を構築するための振る舞いの要点	10
10. 子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ	11

子どもと関わる際の前提となる態度

- 子どもと接するに当たっての前提として、以下事項は確実に押さえておくことが必要です。

権利擁護の観点から

- 「子どもにとっての最善の利益」となる援助を行うこと
- 子どもの安全確保などのため、やむをえず子どもの権利を制限しなくてはならない場合は、その理由を子どもが納得いくように、発達に合った説明を行うこと。
- 生活に関して、子どもの意見を聴き、誠実に対応すること
- 子どもの意見表明を支援すること。子どもの意見表明を封殺するような態度、言動を決してとらないこと

安全・安心な生活の提供の観点から

- 一時保護所は安心して生活できる場所であることを伝え、それを子どもが実感できているか都度確認し、改善に努めること
- 虐待を受けた子どもは基本的に大人への不信任や恐怖心を抱いているので、受容的に接し、不安や緊張を和らげるよう努めること
- ストレスマネジメントを個人でもチームでも適切に行い、「怒り」の発露によって子どもを脅かすことの内容に努めること
- 子どもと子どもの間の関係性、子ども間のバウンダリーに配慮すること。
- 定期的に「何か嫌なこと、変なことをされていないか」を尋ね、被措置児童等虐待やいじめ、所内での性加害の発生防止に努めること

エンパワメントの観点から

- 子どもに「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動で伝えること。
- 過保護に接したり、子どもの潜在的な良さを見出すことをあきらめたような態度で接したりすることを厳につつしみ、子どもの自己肯定感や今より良くなろうとする意欲をそぐようなことがないようにすること。
- 子どもの得意なこと、今できていること、潜在的能力・性格に着目し、子ども自身のモチベーションを高めたり、子ども自身の長所を生かして課題解決・自立に向けたケアしたりするように努めること。

プロの「支援者」としての立場から

- 子どもを利己的に利用しないこと
- 子どもに対する先入観や偏見を排し、子どもをあるがままに受容すること

身近な「大人」としての立場から

- 生活の態度、ふるまい、言葉遣いなど、子どもの模範としてふるまうように努めること。
- 子どもの信頼獲得、維持に努めること。
- 安易な嘘をついたり、できない約束をしたりすることのないよう厳に慎むこと。

子どもと関わる際の基本視点

子ども中心であること

- “子どもの最善の利益”を念頭に置き、子ども自身の「こうしてほしい」という意見や希望を可能な限り尊重し、一時保護所が子どもに対して行う行為についても、適宜その行為について子どもの同意を得よう可能な限り努めます。
- 子どもに対する説明などは、その子どもの発達や理解力に応じて適切に行うように努めます。
- 一時保護期間は子どもにとって自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義ある期間であるため、子どもが自らの手で課題を解決し、自らが望む生活を実現するために主体的に行動できるように側面から支援するイメージを持ちましょう。

子どもの表現力は完全ではない

- 子どもの権利擁護のため、子どもの意見を聴くことが非常に重要です。
- しかし、子どもは自己の窮状を訴える能力と表現力が必ずしも十分ではなく、説明が支離滅裂になったり、昨日と今日とで言っていることが異なったりすることがあることに留意が必要です。子どもは自身の感情や行動を言語化し、説明することができるとは限りません。
- そのため日々の行動観察記録とも照らし合わせて、子どもの本意を推察することが求められる場面もあり得ます。子どもの思っていることや本音は、言葉にのみ現れるとは限りません。非言語的コミュニケーションによる発信もまた「子どもの意見表明」です。
- 本心話をしてくれるようになるには相互の相当の信頼関係の醸成も必要になるため、これに努めることが重要です。
- 一方で、無理に子どもに意見を表明させてもいけません。意見表明は強制されるものではないことに注意が必要です。

支援と指導のバランス

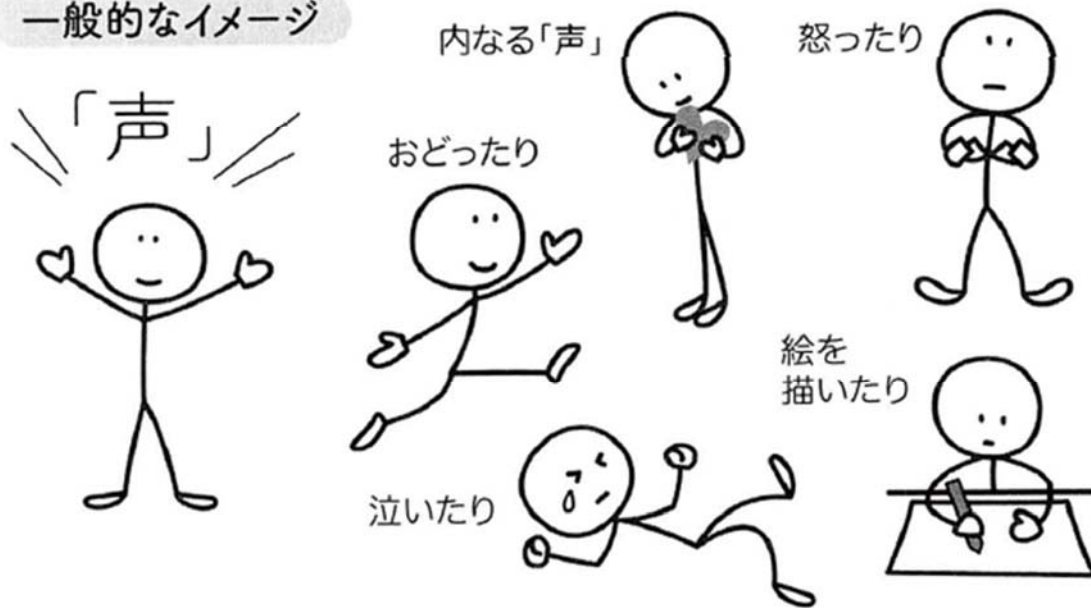
- 子どもの問題行動について根気よく観察し、その背景・原因を分析していくと、不適切な養育、親子関係のもつれなど、「この子のせいじゃない」というところに共感してしまうこともあります。社会通念に照らして好ましくない言動・行動には冷静な気持ちで対応し、適応行動の獲得のために根気よく指導することが大事です
- 子どもの問題行動にだけ焦点を当てるのではなく、その子どもの得意なこと、今できていること、潜在的能力・性格に着目し、子ども自身のモチベーションを高めたり、子ども自身の長所を生かして課題解決・自立に向けたケアを実施する視点も持ちましょう。

『子どもの「声」』のイメージをどのように捉えるか

- ・子どもの「声」は言語的コミュニケーションだけではなく、非言語的コミュニケーションによる発信も含むものであることに留意する
- ・泣くこと、絵を描くこと、踊ること等、おとなや環境に働きかける表現全てを意味している

もっと幅広いイメージが大切

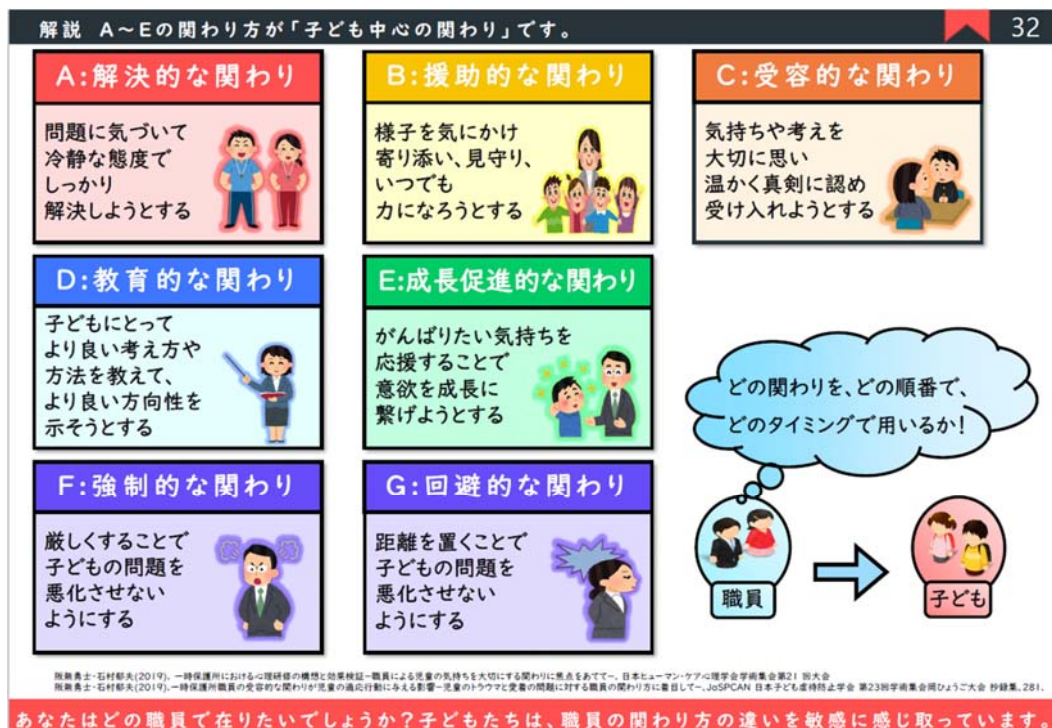
一般的なイメージ



(出所) 栄留里美・長瀬正子・永野咲『子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にできる社会ってどんなこと?』明石書店、2021年 p17より引用

「職員中心の関わり方」から「子ども中心の関わり方」へ

- ・阪無・石村ら（2019）は、「子どもを中心とする関わり（下図中A～E）」が「職員中心の関わり方（下図中F～G）」に比べて子どもの心のケアと行動の改善に効果的であることを明らかにしました。
- ・場面や子どもの性格・状況に応じて、A～Eの関わり方を適宜使い分けることが大切です。



(出所) 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは? ～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24, p32より引用

「子ども中心の関わり方」5類型それぞれのイメージ

A: 解決的な関わり 問題に気づいて 冷静な態度で しっかり 解決しようとする 	- 子どもが悪いことをしたときに、その場ですぐに声をかける - 子どもが悪いことをしたときに「悪いことは悪い」と注意する - 人との心地よい距離感を子どもに守らせる - 子どもを強く怒るときに、落ち着いた態度で関わる - 子どもが悪いことをしたときに、何が悪かったのか教える - 子どもが悪いことをしないで済むように、早い段階から関わる
B: 援助的な関わり 様子を気にかけて 寄り添い、見守り、 いつでも 力になろうとする 	- 子どもを大切に思う気持ちを、子どもにきちんと伝える - 対応が難しい子どもにも、進んでより良い関係を築く - 子どもが困ったときに、気にかけて声をかける - 子どもの頼みごとに、どこまで応えられるかを真剣に考える - どのような状況でも、協力的な姿を子どもに見せる - 子どもの様子から、甘えたい気持ちに気が付く
C: 受容的な関わり 気持ちや考えを 大切に思い 温かく真剣に認め 受け入れようとする 	- 子どもの「ひとりではがんばり切れない気持ち」を汲み取り、大切に支える - 子どもとゆっくり話せない状況でも、「話したい気持ち」があることをきちんと伝える - 子どもを怒っている状況でも、子どもの思っていることをしっかり聞き入れる - 子どもが悪いことをする状況でも、「そうすることしかできなかった気持ち」を認める - 子どもがいま、どんな気持ちなのかを真剣に理解する - 子どもにイライラする状況でも、怒る前に、まずは子どもの気持ちを理解する。
D: 教育的な関わり 子どもにとって より良い考え方や 方法を教えて、 より良い方向性を 示そうとする 	- どんな人に成長するとよいのかを、子どもに伝える - 優しい人とはどんな人なのかを、子どもにお手本を見せる - 嫌な気持ちをより上手に表現する方法を、子どもに教える - より上手にやれる方法を、子どもに教える - 人としてより望ましい価値観を、子どもに教える - 嫌な気持ちを未然に防ぐ方法を、子どもに教える
E: 成長促進的な関わり がんばりたい気持ちを 応援することで 意欲を成長に 繋げようとする 	- 子どもの「がんばりたい気持ち」を応援する - 子どもに良いことがあったときに、一緒に喜び合う - 子どもが弱気なときに、力強い言葉でやる気を高める - 子どもが「難しい」と感じるときでも、子どもの「やってみよう」という気持ちを支える - 子どもの様子から、「がんばっていること」に気がつく - 子どもが悪いことをしたときでも、子どもの成長を信じて何度も応援する

(出所) 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは? ～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24, pp29-32 参考に日本総研作成

「職員中心の関わり方」2 類型それぞれのイメージ

F: 強制的な関わり

厳しくすることで
 子どもの問題を
 悪化させない
 ようにする



- 子どもが悪いことをしたときに、傷つくような言葉を使って注意する。
- 子どもが悪いことをしたときに、些細なことでも厳しく注意する。
- 何度も注意が必要なときに、対応が面倒なことを子どもに伝える
- 職員の都合に合わせて、子どもにルールを守らせる。
- 子どもが悪いことをしたときに、うるさく怒鳴って注意する
- 子どもが悪いことをしたときに、力づくで強引にやめさせる。

G: 回避的な関わり

距離を置くことで
 子どもの問題を
 悪化させない
 ようにする



- 子どもが不満を感じても、決まり事を厳しく優先させる
- 子どもが悩みを話しても、深くは聞き入れない
- 対応の難しい子どもに、なるべく関わらない
- 子どもが悪いことをしても、真剣に怒らない
- 子どもが悪いことをしても、少しも怒らない
- 子どもの機嫌が悪くならないように、なるべく要求に応える

(出所) 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは? ～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24, pp29-32 参考に日本総研作成

「指示的な関わり」と「子ども中心の関わり」それぞれの発言例

- それぞれの関わり方における声掛けのイメージは以下のようなものになります。

解説 「STEP0: 強制的・回避的な関わり」から「STEP1: 子ども中心の関わり」へ

33

関わり (伝えている内容)	発言の例	関わり (伝えている内容)	発言の例
強制的	走るな！お前は先生の指示に従っている。	解決的	誰かのせいではないね。問題が問題なんだよね。解決の方法がわからず苦しかったね。
	ウザいのはあんたでしょ！いい加減にしろ！	援助的	一人で頑張れない時は、誰かと一緒に頑張ってもいいんだよ。私が力になるよ。
	ここはお前の家じゃねえぞ!! 少しは黙れよ!!	受容的	一人で頑張ろうとしてきたんだよね。ちゃんと気づいてるよ。あなたはよくやってる。
回避的	自分が悪いんだから、自分で何とかしなさい。	教育的	自分に合ったやり方があるよ。もっとうまく方法もある。お手本を見せてあげるよ。
	転んでケガしたんだね。痛かったね。(棒読み)	成長促進的	いまは頑張ってもいい時だよ。よくできたね！あなたが嬉しいと、私もとても嬉しいよ！
	何回同じことしてるの。はあ、面倒くさい。		

強制的・回避的な関わり



子ども中心の関わり



モデルチェンジ!!

強制的・回避的に関わる職員は、トラウマの影響（共感疲労、バーンアウトなど）を受けている可能性があります。

(出所) 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは? ～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24, p33より引用

人間関係作りの基礎基本

- 支援者としての子どもとの関わり方に加えて、そもそも一人の人間対人間での関係作りの基礎基本の4ポイントについても振り返りましょう。

尊敬する	- 子どもたちを一人ひとりに対して、1人の人間として尊敬の気持ちを持つ（ありのままの他者を受け入れる）ことが大事です。 「他者を操作しようとする態度」「強制しようとする態度」（強制的な関わり、回避的な関わり）には「尊敬」がありません。こうした対応では子どもも「いかに自分の身を護るか」という志向になり、関係構築は困難になります。 - また子どもは敏感に「嘘」や「打算」を察知します。嘘つきと思われた瞬間、そこに尊敬は生まれなくなることに留意しましょう。
関心を寄せる	「子どもの興味・関心」に関心を寄せ、共通の話題とし、それをきっかけにコミュニケーションを発展させ、距離を近づけていきます。 - 大人から見てそれがどれだけ低俗なものだったとしても、まずは「それがどんなものなのか」を理解しようとしてみましょう。そして会話の中にそれらの情報をちりばめて子どもとコミュニケーションをとるとよいかもしれません。
共感する	トラウマの影響をうける恐れがあることには留意する必要がありますが、「もしも自分が子どもと同じ種類の心を持ち、同じ人生を送っていたら？」と考え、子どもの立場になったつもりで、心情を捉えてみましょう。
信頼する	「一時保護所に入所した子どもだから面倒を見ている」という態度では信頼関係は生まれません。 - 一時保護所職員と子どもは偶発的な要因でたまたま居合わせた関係かもしれませんが、子ども自身の性格・持っている強み、持っているであろう良くなろうとする意欲を信頼し、接してみましょう。

信頼関係を構築するための振る舞いの要点

好意を示す

- ・恋愛感情的な好意ではありません。「好ましい」と思う気持ちです。
- ・例えば子どものちょっとした好ましい行動を捉えて、「～できているところ、好きだな」と伝えたり、子どもの所持物や好きな物について「自分もそれが好きだな」と伝えます。
- ・周り「この人は物事のいいところを見ようとしている人なんだ」ということが伝わり、人望を得ることにもつながります。

意識する力を持つ

- ・日ごろの真剣な行動観察で、子どもの成長や好ましい振る舞いの変化に関心、感動すると、その中から本気の誉め言葉が生まれます。そうした言葉に触れた子どもは「きちんと見てもらえているんだ」と思うことができるようになります。
- ・そうした観点からいえば、子どもの日ごろの振る舞い、事情に詳しく、関心をもって観察ができているほど、子どもからの信頼感の向上に寄与し得ると思われます。

名前をこまめに出す

- ・名前は自己重要感（「自分」という存在に以下に価値があるのかを実感したいという欲求）に繋がります。
- ・「子どもの名前を覚える」「間違えない」ことが子どもの自己重要感を満たしていくための重要な前提です。

中間層の子にも配慮をする

- ・「落ち着いて聞き分けのいい子たち」「中間的な子たち」「問題行動があり対応が比較的難しい子たち」の3類型の子たちがいるとすると、最も目が届きにくくなる、見落としがちなのが「中間的な子たち」です。
- ・分け隔てなく、一人ひとりと手厚くコミュニケーションをとっていくために、中間層の子たちにもしっかりと配慮しましょう。

上機嫌でいること

- ・例えば学校では、上機嫌な先生のもとには自然に子どもがあつまり、自然にその様子が真似されて結果的に学級全体が上機嫌の雰囲気になるそうです。一時保護所でも、「子どもが関わりやすい職員」を目指す場合は、上機嫌でいることが有用そうです。
- ・いつも上機嫌は相当難しいことですが、子どもの前ではできる限り心掛けましょう。

暇を演出すること

- ・忙しそうにしていれば話しかけにくいので子どもはよってきます。
- ・暇を演出していると子どもは話しかけやすくなります。ちょっとした悩みなど話してくれるかもしれません。

(参考) 三好真史『教師のコミュニケーション大全』東洋館出版社、2021年 pp18-34

子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ

保育所から一時保護所に配置替えになった。 保育所での子どもとの関わり方そのままでもいいのだろうか？

- ・保育所では0～満6歳の保育を担当されてきたかと思いますが、一時保護所には主に2歳から高校生年齢までの子どもが入所しますので、まずは6歳～高校生相当の子どもに対する接し方については、改めてご自身の中で模索するご苦労が生じるかと思いますが。
- ・しかし、**年齢によって児童の興味関心は異なっていますが、生活や遊びを通じて発達を保障していくという保育士の姿勢や子どもの権利を第一に考えるという点では、一時保護所も保育所も同じです。**
- ・また、**学齢児童は幼児に比べて言葉で表現できることも多くありますが、表現された言葉と意図する気持ちがずれていることも多々あります。そのため、非言語的な表現にも注意を払う必要があるという点も保育所と同じです。**
- ・その他、一時保護所は、24時間の生活を見守ること、入退所が頻繁で児童集団が流動的なこと、夜間緊急入所もあること、などが保育園とは違う特徴になります。
- ・ある職員からは、**保育所に勤めていたころの感覚で当初子どもに接していると、中高生の子どもから「へらへらしてんじゃねえよ」と言われてしまったという経験も聞かれました。はじめはびっくりすることもあるでしょうが、怯むことなく子どもと向き合って、子どもの背景を理解してあげてください。保育士としての基本姿勢が身につければ対応できます。**
- ・保育士としての根本的な優しい気持ちは大事にし、子どもに安心感を与えることは意識しつつも、指導が必要な場合は毅然とした態度で接することが必要です。

子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ

子どもに軽んじられている/怖がられている

- ・ 軽んじられている/怖がられている原因は「あなただから」というよりかは、その子どもの成育歴や、保護所に来るまでに周りにいた大人たちと少々似ているからかもしれないといったことが原因となっている可能性も十分にあり得ます。
- ・ そのため必要以上に気負うことはありませんが、「子どもからの信頼を得る」といった側面から、下記のことを振り返ってみてもよいかもしれません。

軽んじられているように感じられる場合

- ✓ 子どもを叱るべき時に毅然と叱ることが出来ていますか？
(その子どもに嫌われたくないから、ここで注意するのはやめておこうと感じたことが多々ありませんか？)
- ✓ 日課上の指示・注意は貫きとおすことはできていますか？ その場その場で適当な指示を行っていませんか？
- ✓ 子どもとの約束を意図せず破っていませんか？
(例えば、子どもと漫画の話で盛り上がったとき、「今度その漫画読んでみるよ！」と言ったけれども読んでないことが会話から子どもにバレているなど)
- ✓ 自信なさげな、元気がなさげなふるまいをしていませんか？

怖がられているように感じられる場合

- ✓ 子どもを褒めることが出来ていますか？ (子どもの問題行動ばかりに目が行っていませんか？)
- ✓ 危険回避の必要がある場合 (緊急時) 以外での日課上の指示・注意について断定口調・命令口調になっていませんか？
- ✓ 笑顔は足りていますか？ (ストレスを子どもに感知されていませんか？)
- ✓ 子どもの話を聞くと、割り込まずに最後まで話を聞けていますか？
- ✓ 子どもに対して過干渉になっていませんか？ 援助者の熱心さが命令的なニュアンスを帯びて受け取られていることもあります。

子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ

子どもをどのように褒めたら/叱ったらいいんだろう

褒め方

- ✓ 「すごい！」「天才！」「えらい」といった抽象的な言葉だけをかけても子どもには伝わりません。**子どものどういった行動がどのように「えらかった」のか、子ども自身が何について褒められているのかわかるように伝えます。**
- ✓ **子どもの努力・行動の過程・試行錯誤のわずかな形跡、わずかな改善・前進をも捉えて褒めます。**
- ✓ 褒めるべき事象が起きたときは可能な限り間を置かず**にすぐ褒めます。また他の職員にも共有します。**
- ✓ **過剰な反応はマイナスです。褒める時は誠意をもって褒めることを心掛けましょう。**

叱り方

- ✓ 感情的になってはいけません。**ゆつくり、落ち着いた声（低い声）で話します。**
- ✓ まずは、**叱られる原因となった行動の理由を子どもに聞いて、その気持ちを理解し、受け止めます。**子どもが自分の考えや感情をうまく言葉にできないときは職員がそうした気持ちを言語化し、代弁してあげます。そのうえで、その叱られる原因となった行動について注意をします。
- ✓ **否定的・威圧的・断定的な言葉は使いません。**
- ✓ **子どもの性格・能力・人格を攻撃するような言い回しにならないよう最大限に注意します。**
- ✓ 緊急時を除いて、命令口調は使いません。
- ✓ **なぜ「叱られているのか」が子どもにわかるよう、その理由もしっかりと伝えます。**そのうえで、「こうしたらどう？」「～かもしれないよ」という言い方で、次はどのようにすれば同じ事象を回避できるか提案します。
- ✓ 指導員の気持ち、周りの子どもの気持ちに思い至るよう、質問を交えて対話します。
- ✓ **叱るべき事象が認知されたら機を逃さずに叱ります。**見逃しはNGです。「前もそうだったけど」、「何度も言っているけれど」という言葉は可能な限り使いません。叱られている方は現在と過去の共通点がわからないことがままあります。

子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ

自分の思いをうまく伝えられずに泣いている子がいる。どのように接したらいいか

- 例えば低年齢の子どもが自分の思いをうまく伝えられずに泣いている場合、保育所では抱っこして慰めるなどして対応してきたケースもあるかと思いますが、**まずはその子の思いに耳を傾け、「〇〇したかっただね」などその気持ちを代弁してあげましょう。その際に抱っこを求めてきたら答えてあげることも必要になるかもしれません。**
- ただ、一時保護所では様々な児童が入所していることから、身体接触を避けるようにルール化している場合もあります。その場合は、拒絶していると受け止められないように言葉かけでフォローしたり、頭をなでてあげるといった方法をとる等の工夫も必要になるでしょう。
- 大切なのは、子どもに「思いを受け止めてもらえた」という経験を積んでもらうことです。

異性の子どもにはどのように接したらいいのか

- 一時保護所には性的虐待を受けてきた子どもも入所している場合があることから、**子どもとの身体的距離（物理的距離）については「近すぎず、遠すぎず」を意識**します。
- 異性の子どもである場合はなおのこと難しいところもありますが、**敬遠することはないように留意**しましょう。
- 逆に性的虐待を受けたことから距離が近い子どももいますが、距離の取り方について毅然と対応・指導するようにしましょう。**
- 上記も踏まえて、子どもとの距離感については職員同士で統一した基準を確認し、お互いに注意し合えるようにしておきましょう。

子どもとの関わり方に関する悩み・不安FAQ

なかなか粗暴な子が入ってきたがどうしたものか

- レクリエーションの時間で、何人かの子どものグループでSSTを実施し、子ども同士で相手の気持ちを汲み取り、適切な言葉を使って言葉のキャッチボールをする練習をします。その中で「〇〇ということをしたらどう思うだろうか、△△かもしれないよ」という問いかけをしながら子どもの中で気づきが得られるように誘導します。
- また粗暴な子に対して職員自身は腫れ物に触るような雰囲気では接することはないように注意します。
- 粗暴な子の言動については、一時保護所での生活のストレスが原因となっていることも可能性としてあり得ます。その子自身のストレスとなっている事柄について検討し、ケアを実施することを忘れないようにします。
- 他の子に危害を加える恐れが生じてきた場合は、職員がついて別室に移動させ、タイムアウト、クールダウンを図ります。またその際、他の子どもが負傷などをしていなければ、中立的かつ落ちついた態度で当該児童の話を聞き、対策を検討します。

子どもの言動からストレスを受けてしまう。もうしんどい

- 子どもの言動から**ストレスを感じたり、怒りを感じたりすることは人間である以上あって当然**です。
- ストレスや怒りを感じている自分に対して自己嫌悪する必要はありません。**そのことをもって児童指導員・保育士に向いていないと考える必要ありません。
- ただ、ストレスはため込みすぎるとご自身の心身に変調をきたし、仕事どころではなくなるだけでなく、自身の生活を壊しかねません。怒りについても、それがストレスの種になることはもちろん、最悪の場合は保護所の子どもに手を挙げる、暴言を発するといった結果に帰結するおそれがないとは言えません。
- そのため、自身のストレス状況をチェックし、定期的に発散するよう努めます。怒りについては、アンガーマネジメントを参考に、自分の怒りを収める方法を探したり、自分の怒りの沸点を認知したりといった工夫をしましょう。

参考文献

- 栄留里美・長瀬正子・永野咲:子どもアドボカシーと当事者参画のモヤモヤとこれから 子どもの「声」を大切にできる社会ってどんなこと？. 明石書店. 2021年
- 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは？～一時保護所職員研修プログラムより～」,2022.8.24
- 三好真史：教師のコミュニケーション大全. 東洋館出版社. 2021年

子どもの成長・発達

子どもの発達段階ごとの特徴や発達課題について基礎的な知識の理解を目的とします。また、他者とのコミュニケーションや社会性に係る子どもの発達の傾向について理解し、子どもとのコミュニケーション又は子ども同士のコミュニケーションの支援に役立てること目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.子どもの発達（ヒトの発達の段階）	2
2.各発達段階での発達上の特性 & 発達課題	3
3.乳児期（0～1歳半）の発達段階の目安	4
4.幼児期（1歳半～6歳）の発達段階の目安	5
5.児童期（6歳～12歳）の発達段階の目安	7
6.青年期（12歳～20歳）の発達段階の目安	9
7.子どもの仲間関係	10
8.子どもの性意識と性の受容	12
9.道徳性と向社会的行動	13

子どもの発達



Point ! • 子どもの発達段階ごとの特徴や発達課題の把握は、その子どもとの関わり方やケア・指導方法の検討の参考になり得ます

ひとの発達の段階

- ひとりひとりの子どもについて、性別はもちろん、性格や嗜好、得意なこと不得意なことは当然異なるものですが、成長に伴うその心身の変化については人間一般にある程度共通して見られる変化があります。
- こうした生涯の発達の区分については様々な論がありますが、一例として次のように区分されます。

胎生期	受精後の約38週であり、卵体期（0～2週）、胎芽期（3～8週）、胎児期（9週～出生まで）に分けられる。卵体期に受精卵が着床し、胎芽期に各器官が作られ、胎児期に身体が肥大化していく。
乳児期	誕生から1歳半ごろまでをさす。養育者の全面的な世話を必要とし、そのやりとりの中で基本的信頼を獲得する。この時期の終わりに、人に特有の行動である言語（発語）と二足歩行が見られるようになる。
幼児期	1歳半ごろから6歳ごろまでをさす。養育者による世話や遊びを通して、言語や思考、情緒、社会性、運動能力が発達する。この時期の終わりには、基本的な生活習慣が確立し、大人の助けがなくても身辺自立が可能になる。
児童期	6歳ごろから12歳ごろまでをさす。義務教育が始まり、主に学校での活動（勉強やスポーツ、仲間関係）を通して社会化される一方、個性化も進む。客観的・論理的思考が可能になるが、個人差も大きく、学習面でのつまづきを経験する子どももいる。
青年期	12歳ごろから20歳ごろ（30歳ごろまでとする説もある）までをさす。第二性徴により性的な成熟が進む時期を特に思春期と呼ぶ。学校や職場におけるさまざまな体験を通して、自分にふさわしい職業や役割を模索し、社会に出る準備をする。
成人初期	20代から30代半ばぐらいまでをさす。社会人となり、就職や結婚、出産や育児、転職といったライフイベントを経験し、自分なりのライフスタイルを確立する。
成人期	30代半ばから60代初めくらいまでをさす。生活が比較的安定する一方、仕事や家庭での責任が増し、次世代を育成することが課題になる。体力や気力の衰え、職業上の限界なども体験し、それまでのライフスタイルを軌道修正を図っていく。
老年期	職業から引退し、時間的な余裕ができる一方、老いや病気、親しい人との別れに直面する機会が増える。ただし、喪失ばかりでなく獲得的变化（知能や情緒面）も見られる。自分の人生を振り返り、意味づけをしながら、死に向けて準備をする時期。

（出所）向田久美子：新訂発達心理学概論、一般財団法人放送大学教育振興会、2018、pp11-12 より引用

各発達段階での発達上の特性&発達課題

- 子どもの成長過程においては、多くの子どもに共通にみられる各発達段階ごとの特性があります。
- また、子どもの成長過程においては、それぞれの段階で達成しておく、その後の発達が順調に進むけれども、その達成につまずくとその後の発達に支障をきたす可能性のある課題（発達課題）が存在します。
- 子どもの心身の健やかな成長と人格の形成を考える上では、発達上の特性と発達課題を念頭に適切な支援・指導を行うことが重要とされています。

発達段階	発達上の特性	発達課題
乳児期 (0~1歳半)	- 対象の永続性（触ることができず、視界に入らなくなったものでも存在し続けているという概念）の理解に達する - 親しい人とそうでない人を区別するようになる - 知らない対象について周囲の親しい成人がどういった表情で接しているかを見て、その対象に近づいていいのか、避けた方がいいのか判断するようになる - 自分の関心のあるものや欲求を示すようになる	【信頼感vs不信任】 - アタッチメント（愛着）の形成 - 人に対する基本的信頼感の形成
幼児期 (1歳半~6歳)	- 語彙力が増え、3歳ごろには概ね十分な発話力を持ち、自分の意思を言葉で表現できるようになる - 想像力が発達し、ごっこ遊びが見られるようになる - 遊びを中心とした友達とのかわりあいを通じて、道徳性や社会性の原型といえるものを獲得していく - 身体的技能の発達とともに食事、衣服の着脱など身の回りのことを自分でしようとするようになる - 食事、睡眠等の生活リズムが定着する	【自立vs恥・疑惑】 【自主性vs罪の意識】 - 自己主張・自己抑制機能・欲求不満耐性の獲得 - 十分な自己の発揮と他者の受容（他社の感情や意図の理解）による自尊心・自己効力感の獲得 - 身辺自立への訓練・学習 - 善悪の区別についての学習と良心の芽生え
児童期 (6~12歳)	- 物事をある程度抽象化して認識することが可能となる - 人間関係や、集団の中の地位・役割の関係を認識するようになる - メタ認知（自己の認知活動に対する認知や知識のこと。）能力が発達する - それぞれの性別に沿って社会的に期待されている性別役割を意識し、取り込むようになる - 集団とのかわりあいにおいては、徐々に集団の規則や遊びのきまりの意義を理解して、集団目標の達成に主体的に関わったり、共同作業を行ったり、自分たちできまりを作り守ろうとしたりすることもできるようになる - 排他的な遊び仲間同士で活動するギャングエイジを迎え、閉鎖的な仲間集団ができる。仲間間の争いや所属する集団への付和雷同的な行動も見られるようになる	【勤勉vs劣等感】 - 集団生活への適応 - 善悪判断に関する基本的な尺度・枠組みの確立 - 抽象的な思考様式への適応、他者の視点への理解力の発達（9歳の壁） - 活動能力の広がりに応じた現実世界への好奇心 - 対人関係能力、社会的知識・技能の向上 - 良心・道徳性・価値判断の尺度の高次化・強化
青年期 (12~20歳)	- 内省的傾向が顕著になり自意識が一層強まる - 自分の生き方を模索するようになる - 親や教師の存在は相対的に小さくなり、特定の仲間集団の中に安息を見出すようになる - 反抗期を迎える - 性意識が高まり、異性への興味・関心が高まる - 知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が進化する可能性があり、法やきまりに対してもそれ自体の正しさを問うたり、社会規範の相対性の面に関心が向かう	【自己同一性vs自己同一性拡散】 - 自己同一性の確立 - 特定の友人との深い人間関係の形成 - 異性との望ましい関係の学習 - 社会的に責任のある行動の遂行

乳児期（0～1歳半）の発達段階の目安

発達課題	【信頼感vs不信感】 ・ アタッチメント（愛着）の形成 ・ 人に対する基本的信頼感の形成
身体的発達	・ 首がすわる(3か月ごろ) ・ ひとりで座ることができる（7か月ごろ） ・ 自力で立って歩けるようになる（1歳2,3か月ごろ）
認知・知覚の発達	・ 視覚における奥行き知覚が可能になる（2,3か月ごろ） ・ 目の前のものに手を伸ばすようになる（4か月ごろ） ・ 目標を設定し、それを達成するための手段を講じるといった意図的行動が現れる（8か月ごろ）（例えばベビーベッド上のモビールを動かすためにベビーベッドの柵を揺らすなど） ・ 対象の永続性（触ることができず、視界に入らなくなったものでも存在し続けているという概念）の理解に達する（1歳半ごろ）
情緒的発達	・ 快/不快、他者への親しみ等基本的な情緒を表出する
社会性の発達	・ 親しい人とそうでない人を区別し、態度を変えるようになる（6か月ごろ） ・ 共同注意（他者が指さしたものや見ているものを一緒に見る）が始まる（6か月ごろ） ・ 喃語が出現する（6,7か月ごろ） ・ 社会的参照（知らない対象について周囲の親しい成人がどう表情で接しているかを見て、その対象に近づいていいのか、避けた方がいいのか判断する）が発達する（10か月以降） ・ 初語が出現する（1歳ごろ）

幼児期（1歳半～6歳）の発達段階の目安

発達課題	【自立vs恥・疑惑】【自主性vs罪の意識】 ・ 自己主張・自己抑制機能・欲求不満耐性の獲得 ・ 十分な自己の発揮と他者の受容（他者の感情や意図の理解）による自尊感情・自己効力感の獲得 ・ 身辺自立への訓練・学習 ・ 善悪の区別についての学習と良心の芽生え
身体的発達	・ ボールを蹴ったり投げたりすることや、その場でジャンプしたり幅跳び運動もできるようになる(2～3歳ごろ) ・ 片足飛び、片足立ちができるようになる（3歳半～4歳半ごろ） ・ 人物画をかいいたり、丸の模写ができるようになる（3歳半～4歳半ごろ） ・ 跳ね返ってきたボールをつかんだり、片足で立てる時間も長くなってくる（4歳半以降） ・ 少し複雑な人物画を描いたり、四角の模写もできるようになる（4歳半以降）
認知・知覚の発達	【自己の知覚】 ・ 自分と他者の名前の区別がつく（1歳5か月ごろ） ・ 物の所有に関して「自分のもの」と言って他者に主張するようになる（1歳半ごろ） ・ 自分のかたちを愛称や名前と呼ぶようになる（1歳8か月ごろ） ・ 「熱い」「痛い」等の感覚語が現れる（2歳ごろ） ・ 鏡に映った自分を自分自身と認識する（2歳ごろ） ・ ビデオ等映像に映った自分を自分自身と認識する（4歳ごろ） ・ 自分と他人の区別がはっきりしてくる（4歳ごろ） ・ 感情語（嬉しい、楽しい等）、認知語（思う、覚える等）が現れる（3,4歳ごろ） ・ 自伝的記憶が発達する（4歳ごろ） ・ 1人称の使い分けが見られるようになる（5歳以降） 【自己の認識】 ・ 「ひとりでやりたい」という意欲が高まりイヤイヤ期（第1反抗期）が始まる（1歳半ごろ） ・ 自分の性別を識別（性別知覚・自認）し始める（2,3歳ごろ） ・ 性の安定性（例えば女は女であり続け、お父さんにはなれないこと）がわかる(4,5歳ごろ) ・ 性の一貫性（表面的な恰好や行動では性は変わらないこと）がわかる（5～7歳ごろ）

幼児期（1歳半～6歳）の発達段階の目安

情緒的発達	・ 自尊感情が芽生え始め、例えば身の回りのことを自分でしようとし始める ・ 保育者の期待や要求に敏感になり、それらを自己の行為の指針として取り入れ始める（3歳後半） ・ 自分の考えていることを相手はどう考えているかを考えながら行動することが出来るようになってくる（5歳ごろ） ・ 自分の意見や欲求を他者に伝える自己主張・実現機能が5歳ごろまで急激に伸びる ・ 自己抑制機能が3～7歳まで一貫して伸び続ける
社会性の発達	・ 語彙数が爆発的に増える（1歳後半） ・ イントネーションを下げずに単語を一続きに発するような二語発話が始まり、助詞も使用し始める（2歳ごろ） ・ 一人遊びや並行遊びを行う（幼児期前半） ・ 連合遊び、共同あそび、ごっこ遊びが見られるようになる（幼児期後半） ・ 相手の発話の7,8割に対し応答し、比較的長いやり取りが増える（6歳ごろ）

児童期（6歳～12歳）の発達段階の目安

発達課題	【勤勉vs劣等感】 ・ 集団生活への適応 ・ 善悪判断に関する基本的な尺度・枠組みの確立 ・ 抽象的な思考様式への適応、他者の視点への理解力の発達（9歳の壁） ・ 活動能力の広がりに応じた現実世界への好奇心 ・ 対人関係能力、社会的知識・技能の向上 ・ 良心・道徳性・価値判断の尺度の高次化・強化
身体的発達	・ 筋力、協調運動、体力が次第に増加し、複雑な運動を行う能力が向上する
認知・知覚の発達	【認知能力】 ・ 量や数の保存について理解し、外見等の知覚上の変化に惑わされることなく、論理的な操作や思考ができるようになる（おはじきの数は同じだが、おはじき同士の間隔が広くとられて並べられているものと、おはじき同士の間隔が狭くとられて並べられているものを見て前者の方が数が多いと答えることがなくなる）（7～11歳） ・ 「「Aさんが〇〇と思っている」とBさんが思っている」というた入れ子構造的な推測ができるようになる（9, 10歳ごろ） ・ メタ認知（自己の認知活動に対する認知や知識のこと。）能力が発達する ・ 抽象的かつ論理的な思考が発達する（11歳～15歳） 【自己概念の発達】 ・ 5～7歳：自己を性別や容姿など外部的な属性において捉え、心理的特性への意識が低い ・ 8～10歳：外部的な属性だけでなく、感情や態度などの心理的な他者との違いを受け入れようとする ・ 10～12歳：多面的な自己についての把握が可能になるとともに、他者と自分を比較することで自己に対して否定的な見方をする一方、他者への同調や同一視が強まる 【性役割】 ・ それぞれの性別に沿って社会的に期待されている性役割を意識し、取り込もうとする

児童期（6歳～12歳）の発達段階の目安

情緒的発達	- 他者の心を推測できるようになる - 大人に対する道徳的・能力的・人間的な対抗的自立心が芽生える
社会性の発達	【仲間関係】 - 仲間関係を重視するようになり、ギャング集団を形成する - ギャング集団ではリーダー、フォロワーの構造が明確で、成員だけに通用する約束、ルールが形成される - 仲間以外の集団に対して閉鎖的、排他的、攻撃的な態度を示すことがある 【友人関係】 - 低学年：自己中心性が強く、相手の立場が分からないためケンカになることが多い - 中学年：友人と協力して活動できることで、親密な友人関係が形成される。自己主張する機会が増えるため、活動の妨害や名誉を棄損されたことが原因となってケンカが生じやすくなる。女子は男子に比べて自分のことを友人に多く話すようになる - 高学年：友人関係においても人格や共感できることが重視される 【道徳性】 - 他者を喜ばせることはよいことであり、他者を悲しませることはよいことではないといった、行為の底にある意図に目を向けるようになる。 - 正しいか間違っているかは家族や友人によってではなく、社会によって定められていると認識しはじめる。ルールは秩序を維持するために定められたものであるから特別な場合を除いて従わなければならないと認識し始める。 【向社会的行動】 - 他者の感情に共感する能力を獲得する

青年期（12歳～20歳）の発達段階の目安

発達課題	【自己同一性vs自己同一性拡散】 - 自己同一性の確立 - 特定の友人との深い人間関係の形成 - 異性との望ましい関係の学習 - 社会的に責任のある行動の遂行
身体的発達	- 第2次性徴が開始し、身体の急激な成長、性的な成熟、男女差の増大が起きる - 男性は声変わり、筋肉量の増加、ひげが生えるなどの変化が生じる - 女性は乳腺の発達、皮下脂肪の増加、初潮の開始が見られる - 急激な身体の変化を受け止める段階で、戸惑いや恥ずかしさ、嫌悪を感じ心理的に不安定になることがある
認知・知覚の発達	—
情緒的発達	- 相手の反応を察知しながら自分の行動を制御するようになる - 感受性が強くなり、自分を取り巻く世界や自分自身に対して鋭敏になり、深い思索を行ったり、鋭い内省を試みたりするようになる - 友人との喜怒哀楽の感情を伴う経験を通じて人間関係を学ぶ
社会性の発達	- 第2反抗期が開始し、親からの精神的自立へ向かう動きが見られる - 家族以外への人間関係の拡大や社会生活の開始も相まって青年期後期以降、新たな互換性を持った親子関係を築くようになる。 - チャムシップと呼ばれる、少数の友人と親密な関係を築く。 - 児童期には自分と非常に類似した者を友人として求めていたのに対して、青年期には自分と非常に異なる者を求めるようになる

子どもの仲間関係

幼児期の仲間関係の発達・変遷

3歳ごろ

- ・ 仲間の行動や存在に関心を持つようになり、3歳後半には仲間を誘ったり、おもちゃを共有したり交代で使うようになります。

4歳ごろ

- ・ 仲間との協同遊びに参加しはじめ、ごっこ遊びのような役割を分担し合う社会的な協同が可能になります。遊びも男女別に分かれていきます。

5歳ごろ

- ・ 気の合う同性の仲間との活動が中心となり、遊びの内容を男女により大きく異なってきます。しかし同時に、クラス意識のような集団意識も持つようになってきます。

社会的な地位の違いの表出

- ・ 仲間との相互作用が進む中で、幼児は仲間一人ひとりの違いに気づくようになり、これが同時に仲間の中で好まれる子、嫌われる子、存在感がなく何かと無視される子といった社会的な地位の違いを生み出します。

「友人関係」の表出

- ・ 友人関係が生まれます。
- ・ 初期には物理的に近い（家が近い、通園が一緒）ことや、魅力的なものの所有（面白いおもちゃを持っている）といったことから生まれますが、次第に一緒に遊んでいて楽しい子、自分と気の合う子が「友達」になっていきます。4歳ごろにはつねに行動をともにする「友達」を持ち始めることが報告



日本総研
The Japan Research Institute, Limited

10

児童期の仲間関係の発達・変遷

児童期における仲間の重要性

- ・ 児童における仲間関係（特に学校での仲間関係）は、社会的な行動の学習の場であり、心理的な安定を得られる場となっています。
- ・ 仲間を受け入れられている感覚を持てることで子どもは安心して学校での学びに向かうことができます。
- ・ 一方で、仲間からの拒否や孤立は、子どもの情緒的・社会的発達や精神的健康に影響します。

児童期における仲間関係の特徴

- ・ 低学年では幼児と同様に物理的近さや遊びの関心の共通性が仲間関係をもたらしします。
- ・ 小学校中学年から高学年になると、次第に親との関係よりも仲間関係が優位となり、同じ遊びを一緒にする者との一体感を持った、3～8名程度の主に同性から構成される仲間集団（ギャング・グループ）が形成されます。
- ・ ギャング・グループはメンバー以外には閉鎖的で、秘密基地を作ったり、仲間だけに通じる暗号を使ったりしますが、この閉鎖性と秘密は、仲間への親密性を高め、親から離れることへの不安を補う機能を持ちます。
- ・ またこの親密性の中で、子どもたちは約束の重要性や仲間への忠誠など、仲間文化や社会的ルール、行動様式を身に付けていきます。

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp122-123

（参考）荻野美佐子「発達心理学特論」,一般財団法人放送大学教育振興会,2015,p216

Copyright (C) 2022 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

子どもの仲間関係

青年期の仲間関係の発達・変遷

親から仲間へ

- ・ 青年期は心身の変化や親からの自立が進みますが、それまで依存できていた親から自立し離れることには不安や恐れが伴うため、青年は親の代わりとして依存できる、自己の悩みや考えを語り合う同世代の仲間を必要とします。

友人との付き合い方

- ・ 中学生・高校生・大学生と年齢が上がるにつれて、「浅く広くかわる付き合い方」が少なくなり、「深く狭くかわる付き合い方」が多くなります。」
- ・ また、外観や行動が仲間と同じであることを重視した友人関係から、自己意識が高まるにつれ仲間と同じであるよりも互いの違いを尊重する関係へと変化していきます。
- ・ 男子では同一の活動を行うことを重視する関係（共有活動）から、互いの相違点を理解し尊重し合う関係（相互理解活動）へと変化していきます。
- ・ 女子では友人との類似性を重視した親密な関係（親密確認活動）から他者を入れない絆をつくる閉鎖的な関係（閉鎖的活動）へ、さらに互いの相違を理解し尊重し合う関係（相互理解活動）へと変化していきます。
- ・ この時期に仲間関係をもてないことは大きな孤立感・挫折感を引き起こし、自尊心の低下をもたらします。

青年期の友人関係の意義

1. 友人に自分の悩みを聞いてもらい、悩みや不安を抱えているのは自分だけではないと分かることで、緊張感をやわらげ安心する。
2. 友人関係の中で自分の長所や短所に気づき、自己内省を通じて自分を客観的に見つめられるようになる。
3. 友人との喜怒哀楽の感情をともなう体験を通じて、人間関係を学ぶ。

小学校高学年から中学校における仲間関係にある危うさ

- ・ 小学校後半から形成されるギャンググループ、中学校の時期に形成されるチャムグループ（同じ興味、考え、活動、言葉が共有されるグループ）では、友達に合わせることへの圧力が著しく高くなります。
- ・ したがって、万引きや喫煙などの反社会的行動が仲間からの圧力の中で黙認されたり評価されたりします。
- ・ また集団への服従を強化するために仲間からの排除やいじめが行われ、小学校高学年から中学生に欠けていじめが増加する背景の一つに、このような心性があります。
- ・ 近年子どもはギャング・グループを経験する機会が失われ、そのため、行動を通した集団の一体感を十分味わうことがなく、そのような子どもたちにとっては、チャムグループにおけるいじめや排斥による一体感の確認が大きな影響を果たしています。

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp124-125

（参考）荻野美佐子「発達心理学特論」,一般財団法人放送大学教育振興会,2015,pp237-238

Copyright (C) 2022 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.



日本総研
The Japan Research Institute, Limited

11

子どもの性意識と性の受容

幼児期

性同一性の感覚の芽生え

- 【3か月ごろ】他者の性別についての知覚ができる
- 【2～3歳ごろ】自分の性別についての識別（性別知覚・性自認）をする
- 【3～4歳ごろ】自分が男なのか、女なのかが分かる（性の同一視）
- 【4～5歳ごろ】女は女であり続け、お父さんにはなれないこと（性の安定性）を理解する
- 【5～7歳ごろ】ズボンをはいても女の子であるというように、表面的な恰好や行動では性は変わらないこと（性の一貫性）を理解する
※上記まで「性＝身体的な性である」
- 幼児期後半になると、性を基準にした服装、持ち物、色などに強く固執する姿がしばしばみられる。
- 身体的な性別や周囲が認める性別と性自認が一致しない性別違和がある人の中には、より早くから自分の生物学的な性に対して違和感や疑問を持つこともあります。

性自認	- 一般的に「心の性」と言われます。 - 自分は女性、男性とはっきり認識している人もいれば、どちらでもある、中間である、どちらでもない、わからない、決めたくない等様々な人がいます。
身体的な性	基本的に身体的特徴を基にした性別を指しますが、疾患等で「女性/男性」と二分できないこともあります。
性的指向	- 恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか/ないかを指します。 - 異性愛/同性愛/両性愛/無性愛/全性愛などがある
性表現	服装や立ち振る舞い等、外部に向けての性をどのように表現しているかを指します。

児童期

性役割の意識

- 児童期になると、それぞれの性別に沿って社会的に期待されている性役割を意識し、積極的に取り込もうとします。
- 服装や髪型などの外観特性や、遊び、玩具などの興味や好みだけでなく、活動や能力の側面、行動傾向、性格、価値観などの点で男女の違いが大きくなります。
- 性役割形成に関しては、養育者や同輩集団の言動に加えて、教師等ほかの大人の対応や本やテレビ、アニメなどのコンテンツが強力な社会化の担い手となります。

青年期

第2次性徴

- 青年期（思春期）になると第2次性徴が現れ、男性は男性らしく、女性は女性らしくなっていきます。女子の方が男子より早く第2次性徴は現れます。
- 第2次性徴による身体の変化は急激で、児童期までの安定していた自己身体像を崩すものであることから、精神的な動揺を
- 引き起こすとともに、性ホルモンの分泌に伴いわずかなことで感情の変化が起こりやすくなります。
- 最近では体格の成長や性成熟が早まる「発達加速現象」も見られ、身体的発達と知的・心理的発達の間アンバランスが生じ、早期の性行動などを生み出しているケースもあるようです

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp126-127

（参考）向田久美子「新訂発達心理学概論」,一般財団法人放送大学教育振興会,2018,p103,pp131-134,145-147

道徳性と向社会的行動

道徳性

- 子どもが行動の善し悪しをどのような基準によって判断するのかを道徳的判断と呼びます。
- コールバーグは、ハイנツのジレンマ（ハインツの妻はがんで死にそうだが、彼の住む街にはその病気を治す高額な薬がある薬屋がある。ハインツはその薬の購入代金の半分をためたが、やむなく薬屋からその薬を盗んだ。ハインツの行動は是か否か）という課題で道徳判断が以下のような段階で発達的に変化していくことを示しました。
- 幼児期では第1～2段階、児童期では第3～4段階に到達すると言われます

段階	
	<水準1 前慣習の水準> 行為の善し悪しは、行動がもたらした罰や報酬といった結果による
1	罰と服従への志向：罰を受けないことに価値がある
2	手段的欲求充足論：自分にとって得になるかどうか
	<水準2 慣習の水準> 行為の善し悪しは、他人からどう思われるかにより判断
3	対人同調：多くの人が当然だと思う行動かどうか
4	法と秩序志向：規則や社会秩序の維持から判断
	<水準3 脱慣習の水準> 行為の善し悪しは、普遍的な道徳的価値や原理により判断
5	社会契約志向：法は擁護するが、それよりも重要な物（人間の生命、権利など）を優先して判断
6	普遍的な倫理原理志向：正義、平等、個の尊厳といった原理原則と法の規定を比較衡量して判断

向社会的行動

- 他者を慰める行動、援助行動、分与行動といった、他者の利益となることを意図してなされる自発的な行動を「向社会的行動」といいます。
- 児童期では友人同士助け合おうとする行動が増え、苦痛を感じている他者に対してより積極的に関わります。
- 援助行動や分与行動は小学校中学年ころまで増加し、高学年以降減少し、高校生になると再び増加します。
- 児童期後半から青年期にかけては、目の前に存在しない他者にも共感する能力が増すため、自分が経験していない苦痛にも共感し、向社会的行動を示すことができるようになります。
- 向社会的行動ができるようになるためには、道徳的構造の内在化（共感、道徳原理、行動規範、善悪の感覚、違背の感覚、他者を傷つけたり助けたりする行為のイメージとそれと結びついた自己避難や罪悪感の総体）が必要で。
- 道徳的構造の内在化において、誘導的方法（犠牲者の視点に立ち、どの子の気持ちを示す。「あの子は自分の作った塔を自慢していたのにあなたが壊してがつかりしているよ」）によるしつけが有効とされています。
- 誘導的なしつけは、子どもに犠牲者の苦痛に注目させ、それによって同情的苦痛を引き起こし、またその子どもが同情的苦痛の原因となっていることを示し罪悪感を作り出します。加えて大人が向社会的行動のモデルとなることで行動規範、善悪の感覚を伝えていくことで、道徳的構造内在化を進めます。

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp130-131

（参考）向田久美子「新訂発達心理学概論」,一般財団法人放送大学教育振興会,2018, pp136-141

参考文献

- ・ 向田久美子：新訂発達心理学概論. 一般財団法人放送大学教育振興会. 2018
- ・ 中澤潤 編：よくわかる教育心理学. ミネルヴァ書房. 2008
- ・ 荻野美佐子：発達心理学特論. 一般財団法人放送大学教育振興会. 2015

学習・遊び

他者とのコミュニケーションや社会性に係る子どもの発達傾向について理解し、子どもとのコミュニケーション又は子ども同士のコミュニケーションの支援に役立てること目的とする。

次世代の国づくり

目次

【再確認】生活面のケアにおける基本的認識	2
【再確認】レクリエーション（遊び）企画・実施における基本的認識	3
【再確認】教育・学習支援における基本的認識	4
生活の中での学び(幼児期の学び)	5
遊びを通した学び(幼児期の学び)	6
小学校、中学校、高校での学び	8
学びの動機づけ	9

【再確認】生活面のケアにおける基本的認識

- ・ 一時保護所では、子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣を身に付けられるように支援します→生活を通じての学びを支援します

原則

- ・ 生活面のケアは子どもの精神的・身体的状態、他の児童・児童集団との関係性、嗜好、文化・慣習に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行います。
- ・ 子どもたちが一時保護所での生活を通して徐々に生活習慣が身に着けられるように支援することが重要です。

幼児に対する保育

- ・ 情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行います。

無断外出等の問題のある子どもに対して

- ・ その背景要因を丁寧に探り、その子どもが抱える問題解決を最優先にした上で、子どもの心に寄り添った生活面のケア及び必要な指導を行います。

【再確認】レクリエーション（遊び）企画・実施における基本的認識

- ・ 子どもの年齢、希望を考慮してスポーツ活動、室内遊戯等の遊びを企画・実施し、遊びを通じた活動的な気持ち、活動的な思考の獲得の支援を行うことで子ども個人の健康と幸福を高める手助けをします。

原則

- ・ 入所している子どもの年齢を考慮の上、卓球、野球、バドミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮します。
- ・ 可能であればレクリエーションの企画に子ども自身が参加する機会を設けます。
- ・ 必要に応じ、事故防止に留意しつつ野外活動を実施することも子どもの安定化等に有効です。
- ・ なお、レクリエーション内容が身体的・認知的な負荷がかかりすぎる活動だった場合や、微細運動が要求されすぎる場合、学習性無力感を強めてしまうおそれがあるため注意します。
- ・ 子どもの権利条約第31条において、子どもは休んだり、遊んだり、文化芸術に参加する権利を持つとされていることからそうした機会を確保することが重要です。
- ・ レクリエーション（遊び）は活動的な気持ち、活動的な思考、活動的な生活を与え、個人的な健康と幸福を高める手助けとなります。

【再確認】教育・学習支援における基本的認識

子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行い、子どもの就学機械の確保に努める。「わかる」という体験から徐々に自信と学習へのモチベーションを育みます。

原則

- 一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは授業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもがいます。そのため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要です。
- 学習を通じて「わかる」という体験をさせること、その体験を通じて少しずつ自信をつけさせ、少しずつ学習へのモチベーション・基礎学力を育むことも意識します。

在籍校との連携の検討

- 支援に当たっては、必要に応じて子どもの在籍校との連携も視野に、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習の展開を検討します。

「できるようになってきた」に気づかせる小さな工夫

- 例えば算数や数学であれば回答の正解・不正解ではなく、途中式を書こうと試みた・筆算を試みたといった試行錯誤の形跡、回答は間違えていてもプリントを全部埋めた努力の形跡、昨日よりも長く机に向かった事実をとらえて褒めることで、子ども自身にそのチャレンジと小さな前進の価値に気づいてもらい、モチベーションを刺激するといった工夫を試してみるのも一考です。

生活の中での学び(幼児期の学び)

しつけ—基本的生活習慣の獲得—

- 基本的生活習慣は、日常の生活に欠くことができない社会的なルールに従った習慣であり、生まれてから人間として発達していくために欠かせないものです。
- 最近では子どもが就寝する時間が遅くなる傾向があると指摘されており、このような状態では朝起きてからもぼーっとしたり、友人に対して攻撃的になったりする現象が見られることもあります。また、食べ物の好き嫌いが多く偏食になっている子どもたちも、骨の成長に必要な栄養分が十分に取れなかったり、よく泣いたり落ち着きがなかったりして安定した情動面での発達に影響が出ている場合もあります。
- まだ小さいうちに基本的生活習慣をしっかり身に付けることが、その後の人生の発達・成長にとって重要な課題となります。

基本的生活習慣の自立の目安

	食事	排泄	睡眠	着脱衣	清潔
6か月ごろまで	- ミルク以外の味に慣れる - スプーンから飲むことに慣れる - 離乳が始まる	おむつを取り替えてもらって心地よさを感じる	生活リズムに沿って、眠い時には安心して十分寝る	清潔でゆったりとした衣服に、また気温・湿度・健康状態に合わせて衣服の調節をもらい、その心地良さを感じる	おむつその他の意の回りのものを清潔に保ってもらい、清潔の心地よさを感じる
6か月～1歳3か月	- 喜んで食べる - 離乳食から徐々に幼児食に移行する	便器での排泄に興味をもつ			食事の前後や汚れたら顔や手を拭いてもらい、清潔になることの心地よさを感じる
1歳3か月～2歳	- 様々の食品の形態に慣れる - スプーン、フォークをもって自分で食べようとする気持ちが芽生える - コップを持って飲める	便器での排泄に慣れる		衣服の着脱に興味を持つ	
2歳	- 楽しんで食事・間食をとる - 自分で食事をしようとする気持ちが育つ - スプーンと茶碗を両手で使う - 食前食後の挨拶をする	- 自分から又は促されてトイレに行く - 見守られて自分で排泄する	落ち着いた雰囲気です十分寝る	- 簡単な衣服は一人で脱ぐ - 手伝ってもらいひとりで着る - 靴下をひとりで脱ぐ - クツをひとりで脱ぐ - 防止をかぶる	- 生活習慣を常に清潔に保つことや、身の回りの清潔の習慣が少しずつ身につく - 食後、手伝ってもらいがいなどする - 手伝ってもらって自分で手を洗い、顔・鼻を拭く

遊びを通じた学び(幼児期の学び)

- 幼児期の活動の中心は遊びであり、幼児は遊びを通じて認知発達と学びを深めていきます。

遊びを通じた発達

遊びの意義

- 遊びは想像力の質、創造性、順番を守るスキルなどを高め、認知的・社会的成長を促進します。
- 特に幼児の遊びには幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれています。
- 支援者からすれば子どもの遊びの観察を通じて、子どもへの個別的な関わりを考える際に有用となる性格特性を見出すこともできます

見立ての発達(幼児期)

- 例えば、木の葉を木の葉としてみるだけでなく、器として、お金として、切符として見ることをするようになります。
- 砂が水を含むと固形状になり、さらには液状になることを発見し、その状態の変化とともに、異なった関わり方を発見します。
- そしてこれらの意味や関わり方の発見を、上記の様な体験を出発として幼児はさらに思考をめぐらし、想像力を発揮して重ねていきます。

社会的スキルの発達

- 遊びを通じた友達との関わりが深まっていくにつれて、時には自分の思いや考えを意識して表現し、相手に伝えたり、互いの考えを出し合ったりするようになることで言語能力や相手の立場に立った思考、社会性・道徳性が培われます。
- こうした社会的スキルの涵養は幼児期だけに限定されず、大人でも「遊び」から得られるものです。

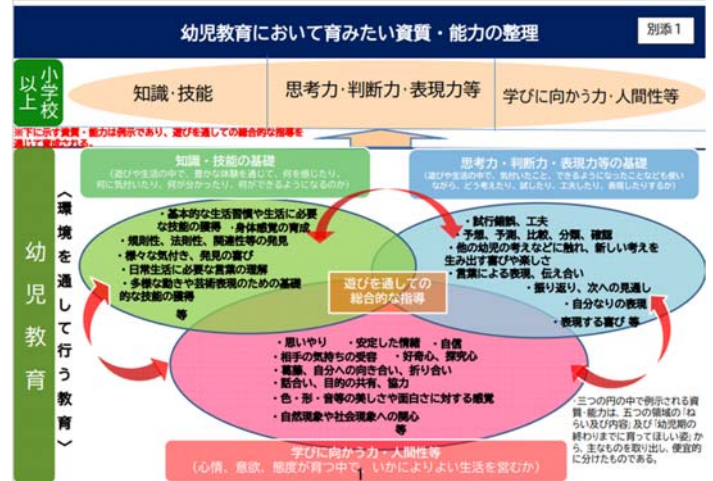
(参考) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」(平成30年2月)

(参考) 中澤潤 編「よくわかる教育心理学」ミネルヴァ書房.2008,pp18-19

(参考) マーク・スミス 他「ソーシャルベタゴジーから考える施設養育の新たな挑戦」植原真也 監訳,明石書店.2018,pp143-145

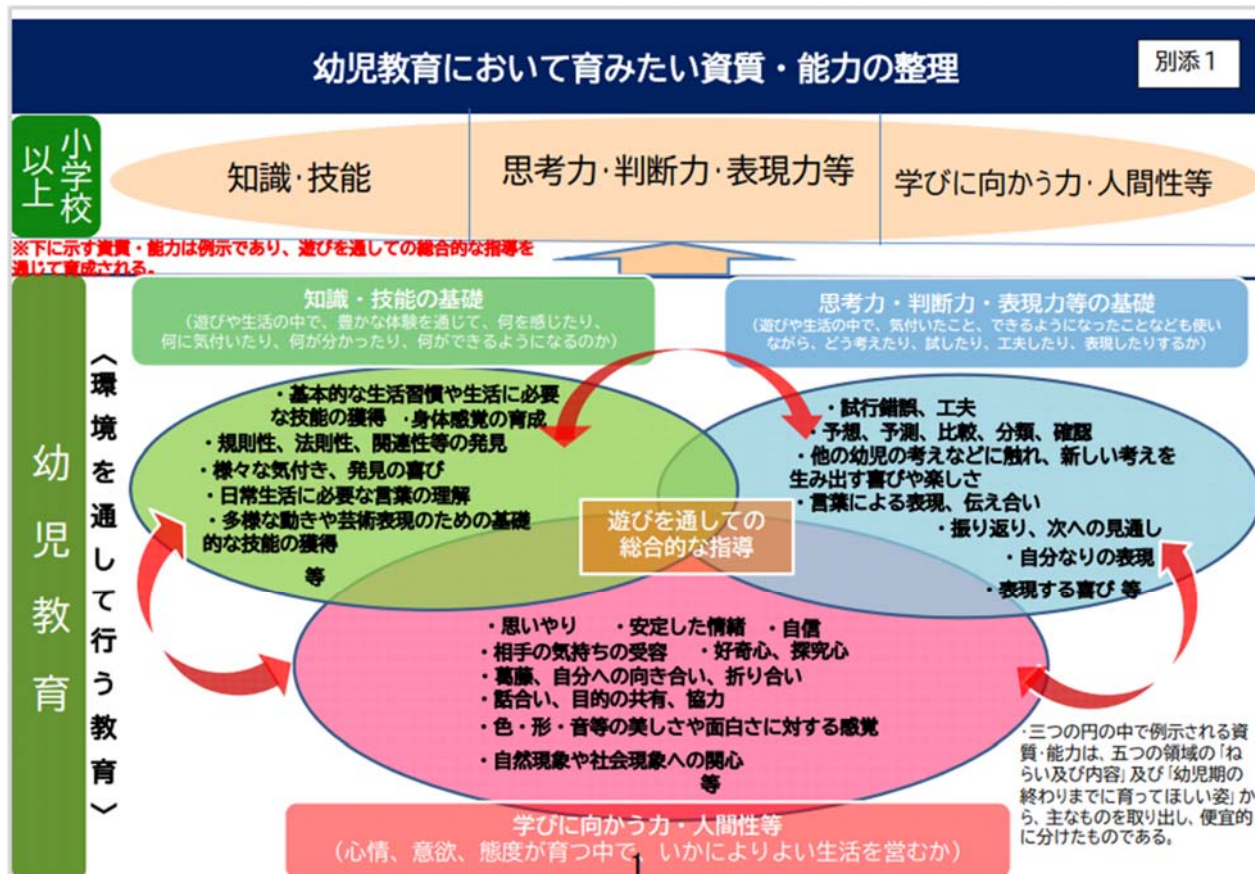
遊びを通じた指導により目指すところ(特に幼児期において)

- 幼児は遊びを通じて見立ての力(想像力・思考力)や社会的スキルを培っていくわけですが、こうした面を捉えて、遊びを通じて幼児期の終わりまでに育みたい資質・能力として、文部科学省の中央審議会は「知識及び機能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つを掲げています。
- いずれにせよ、遊びは子どもの発達を育んでいくに当たって重要なものであることを認識することが必要です。



(参考) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2018)の資料より

(参考) 幼児期において育みたい資質・能力の整理



(参考) 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2018)の資料より

小学校、中学校、高校での学び

小学校での学び

各教科の学びの内容

- 小学校での学びの内容は学習指導要領によって定められていますので、学習支援に当たっては、必要に応じて参照し、どういった内容のドリルに取組ませるか参考にするとよいでしょう。
- 小学校教育の到達目標は、「各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること」です。

児童期の知的発達

- 児童期前期はピアジェの発達段階の具体的操作期に当たり、目で見たり、聞いたりすることができる具体的なものについて、筋道を立てて考えたり、実際の問題に取り組むことができるようになります。
- 児童期後期になると形式的操作期に移行し、抽象的な思考ができるようになります。

児童期の学習への動機づけ

- 学年が上がるにつれ、学習意欲を失い、教材や学習材を前にしても無気力になったり、新規なものを目にしてもあまり関心を抱かなくなったりします。
- この原因の1つとして、期待やコンピテンス（有能感とも言われる。やればできるという自分に対する自信のこと）が学年に上がるにつれて低下する現象がみられることが挙げられており、クラスのなかでの他者との比較や、評価を通してのみずからの学力の客観的指標を手にすることが背後にあるとされます。



日本総研
The Japan Research Institute, Limited

中学校での学び

理数科離れとアカデミックコンピテンスの低下

- 中学校に環境が移行し、児童期から青年期に代わるこの時期は理数科離れがよく見られます。また学年が上がり学びが深化していくにつれ、全体的にアカデミックコンピテンス（学校の授業はよくわかるかなどの学びに関する自己評価）が低下していく傾向にあります。
- 国際教育到達度評価学会が小・4と中2を対象として実施した国際数学・理科教育動向調査の2019年調査では、数学や理科の学習に対する意識や行動に関して、日本の子どもは算数数学については「楽しさ」「将来における有用性」の項目において、理科については「将来における有用性」の項目において国際的にも低い水準にあることが分かっています。

部活

- 学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心を持つ生徒が組織する部に入部し活動する中で、先輩－後輩の人間関係を学びます。
- 上級生になると部長や副部長など責任ある役職に就く者もあり、3年間の部活動での活躍がその後の進路に大きな影響を及ぼすことも少なくありません。

高校での学び

- 自分の今後の生き方（自分が将来どんな仕事をし、どんな一生を送っていくのか）に引き付けた学びが強く意識されるようになります。

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp20-27

学びの動機づけ

- 学習支援については、子ども自身の学ぼうとする動機を引き出すところがスタートラインとも言えます。
- ここでは教育心理学を参考に、どうやってやる気を出してもらうかについて把握します。

外発的動機付け

- 例えば、良い成績をとったら表彰状を渡す、30分机に向かって勉強出来たらシールをあげるというようなやり方で児童・生徒を勉強に向けるやり方を外発的動機付けと言います。
- 褒めたり罰したりすることで学習を進めることを「強化する」と言い、強化するために与える褒美や賞賛、罰や叱責のことを強化子と言います。
- 最初の内は一定の効果はありますが、報酬や賞賛がなくなる場合には逆に動機づけが高まらなくなり、学習に向かわなくなるおそれがあります。そのため、次に述べる内発的動機付けにうまくシフトしていくことを念頭において外発的動機付けを実施していく必要があります。

内発的動機付け

- 興味、関心、好奇心、それに取り組む面白さやチャレンジ精神によって高められる動機づけを内発的動機付けと言います。
- 興味、関心、好奇心、やってみようという気持ちが発生する源泉は自己効力感にあると思われます。そのため、内発的動機付けを高めるためには、子どもの自己効力感に働きかけていくことが必要です。

外発的動機付けから内発的動機付けへのシフト

- 外発的動機付けの元物事に取り組ませるなかで、達成感を子どもに感じさせながら、達成感の蓄積を子ども本人も認知できるよう見える化することで自己効力感を高め、子どもはその自己効力感を原資に自らを動機づけし、また取組に向かっていく。。。という循環を作りたいところです。
- 外発的動機付けから内発的動機付けへのシフトについてカギとなるのは「達成感の蓄積とその見える化」にあると考えられるところ、その実践例としてひとつ参考になりそうな『ほめと達成感を可視化する「ほめクリップ」』の例をご紹介します。

step1

- 1 dLの容器とクリップを用意します
- 容器は子どもにわたします

step2

- 机に向かうことができた、昨日でできなかったことができた、プリントを全部埋めることができた、などのチャレンジと小さな前進をたえて褒めるとともに、クリップを子どもの容器に入れます。

step3

- 容器にたまったクリップは、子どもの前進の証であることを子どもに伝えます。
- 最終的にクリップなしでも学習に取り組めるようになることを目指します。

point

- クリップは子どもの頑張りの証であることを説明します
- クリップ容器がいっぱいになったらレクリエーションを企画するなどの報酬を用意します
- クリップを入れる数や入れるタイミングについては、子どもではなく職員が主導権を握ります。
- この活動の目的は、「勉強をさせる」ということ以上に、「自己効力感を高めていく」というところにあることに留意します。

（参考）中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp34-37
（参考）阿部真也「心理テクニックを使った！戦略的な学級経営」,東洋館出版社,2020,pp74-77



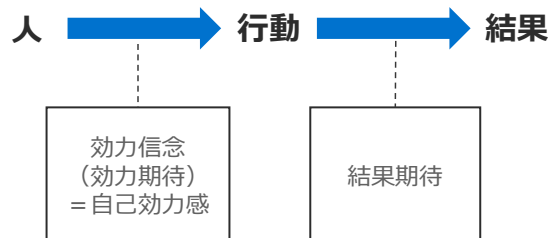
日本総研
The Japan Research Institute, Limited

(参考) 効力信念と結果期待/動機づけの原因帰属

効力信念と結果期待

- カナダの心理学者バンデューラは、ある具体的な行動がある結果をもたらすというコントロール可能性（結果期待（〇〇という結果が得られるという見込み））とその人自身が実際にその行動を起こすことができるということ（効力信念（自己効力感：自分は実行できるという感覚））の2つについて、動機付けにとって特に重要なのは効力信念の方であると指摘しました。

効力信念と結果期待のモデル



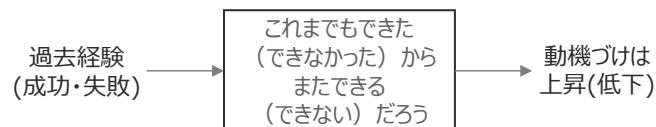
効力信念と結果期待の組み合わせから規定される様々な動機付けの状態のモデル

		結果期待	
		低	高
効力信念 (自己効力感)	高	抗議、不平の申立て、 状況を変える、など	生産的な活動、 向上心の高揚、 自分に対する満足感など
	低	あきらめ、無気力	自己評価の低下、 意気消沈など

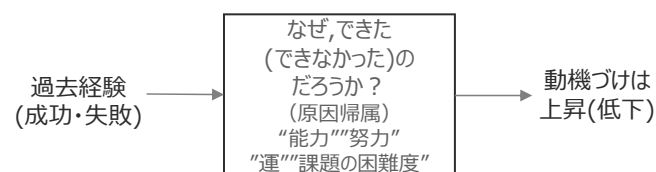
動機付けの過去帰属・原因帰属

- アメリカの教育心理学者ワイナーは、過去の失敗や成功の経験の原因を考える原因帰属によってその後の動機づけの高低が決まる仕組みに着目し、動機付けの帰属理論と言われる理論を展開しました
- 人は何かに取組んで成功したり失敗したりした後に考える原因は多くの場合、「能力」「努力」「運」「課題の困難度」に求めるとされます。

動機付けの過去帰属



動機付けの原因帰属



※成功や失敗の原因を努力に求めるのが 動機づけを高める効果が最も大きいと史料されます

(参考) 中澤潤 編「よくわかる教育心理学」,ミネルヴァ書房,2008,pp42-43

参考文献

- 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- 中澤潤 編：よくわかる教育心理学, ミネルヴァ書房, 2008
- 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(2018)
- 文部科学省「幼稚園教育要領解説」(平成30年2月)
- マーク・スミス 他：ソーシャルペダゴジーから考える施設養育の新たな挑戦, 檜原真也 監訳, 明石書店, 2018
- 阿部真也：心理テクニックを使った！ 戦略的な学級経営, 東洋館出版社, 2020

子どもの事故防止 1

子どもの発達段階に応じて起きやすい事故の特徴・種類について把握することで、入所児童に事故がないよう職員が自律的に子どもに声掛け等ができるようになること及び事故発生時の各種応急手当を適切に行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

発達段階に応じた子どもの安全に係る留意事項	3
幼児期の心身の安全	4
小学生の心身の安全	5
中学生の心身の安全	6
高校生の心身の安全	7
幼児期ごろまでの発達段階で起こりやすい事故	8
窒息・誤飲事故	10
水まわりの事故/やけど事故	11
転落・転倒事故	12
挟む・切る・その他の事故	13
自動車・自転車関連の事故	14

目次

各種応急手当の方法例えば、子どもの様子をどのように記録するか	15
事故発生時の初動対応	16
心停止の救命措置	17
頭頸部外傷への対応	18
熱中症への対応	19
食物アレルギーへの対応	20
歯・口の外傷への対応	21
目の外傷への対応	22
異物を飲み込んだときの対応	23
打撲・ねんざの対応（RICE処置）	24
出血・火傷の対応	25
救急要請のポイント	26

発達段階に応じた子どもの安全に係る留意事項

幼児期の心身と安全



Point !

- 幼児期には視機能・聴覚機能が発達するが、身長が低い、危険の経験が少ないことから、子ども自身による危険の発見が遅れてしまいがちのため、大人の視点だけでは危険を見落としがちに注意が必要です。
- 幼児期初期には「これは危ないから近づかない」という指示でよいが、発達に伴い「なぜ危ないのか」を説明するようにすることが必要です。

心身と行動の特徴

安全に 関しての 正の特徴

- 危険察知に重要な視機能・聴覚機能が発達する。
- 供応動作（目で対象を捉えることと体の動きが順応する動き）が発達し、危険物を察知して、危険からの被害を回避する動きをとることができるようになる
- 原因と結果の関係を理解することができるようになり、「ストーブを触ると火傷する」という危険を具体的に理解できるようになる

安全に 関しての 負の特徴

- 危険の経験が少ないため、初めて出会う危険について察知できない
- 自己とは異なる他者の視点が不十分であるため、自分の視点からしか危険を捉えることができない。
- 身長が低いことから大人と物理的な視点・視野が異なるため、危険の発見が遅れがち
- 適切な回避行動についての経験・知識が少ない

幼児期の子どもへの安全教育の留意点

- 遊具の安全な使い方、危険な場所での安全行動、安全についてのきまりの遵守など、生活安全や交通安全の課題ごとに、**具体的な面で、具体的に何をすべきかを教育する**
- 危険を発見したり、他者の事故やケガに遭遇した場合には、周囲の**大人へ即座に通報することができるように教育すること**も重要
- **周囲の大人が安全な行動をとる模範となる**
- 幼児期初期は図や映像などを活用した**視覚的教材が有効**。なお、幼児期後期では言語による児童も効果が出るようになる。

（参考）渡邊 正樹：学校安全と危機管理 三訂版、大修館書店、2020、pp35-38

小学生の心身と安全



Point !

- 運動能力の発達が進み、安全に行動するための身体面の基礎が築かれますが、同時に行動範囲も広がり危険に遭遇する可能性も高くなることから、自分自身で安全な行動を選択できるようになることが重要です。

心身と行動の特徴

安全に 関しての 正の特徴

- 運動能力の発達が進み、安全に行動するための身体面の基礎が築かれる
- 小学校低学年では、幼児期に比べて衝動的な行動は減少する
- 学年が進むにつれて、自分の行動とその結果の関係を理解して適切な行動をとることができるようになる
- 規範意識が高まるため、安全教育の効果を上げやすい

安全に 関しての 負の特徴

- 行動範囲が大きく広がり、大人の目の届かないところで危険に遭遇する可能性も高くなる
- 高学年になると、中には心の問題を抱える子どもも現れ、精神的な不安定さから対人暴力や器物損壊を引き起こし、場合によっては大きな事故・災害につながる危険性もある
- 生活習慣の規則性が高学年に向かうにつれ乱れるようになり、例えば寝不足などで日常生活の注意が散漫になるといったことが起こり得る

小学生への安全教育の留意点

- 行動の原因と結果に係る因果関係の理解が容易になることから、子どもたちの経験を共有して身近な危険に気づき、危険や災害に関する知識を増やしていくことが効果的
- 大人が安全行動のモデルとなり、規則を遵守するなどして範を示す
- 子ども自身以外の人の安全、特に家族や年少者、高齢者の安全を慮れるようになることを目指した指導を行うことも必要

（参考）渡邊 正樹：学校安全と危機管理 三訂版、大修館書店、2020、pp38-39

中学生の心身と安全

- Point !**
- 社会規範の少々の逸脱を許容する傾向が高まり、仲間集団への帰属感を高めるために試し行動的に危険行動を行う傾向が見られるようになります。
 - 安全に行動する根拠をしっかりと示すこと、加害者になり得ることの危険性について教育することが重要です。

心身と行動の特徴

安全に関する 正の特徴

-

安全に関する 負の特徴

- 小学校・高校に比べていじめや暴力行為の発生件数が高く、問題行動を含む危険行動の可能性が高まる
- 社会ルールに反する行為に対して許容する傾向が強まる
- 仲間外れをおそれ、仲間の前であえて危険なことを冒すことによって仲間からの注目を集めたり、仲間集団への帰属感を高めようとする傾向が見られるようになる

中学生への安全教育の留意点

- この時期の危険行動は探索行動すなわち「試してみる行動」に留まり、そのまま大きく逸脱し継続的な危険行動に至るのは一部であると考えられるが、自分や他者を傷つけ、時に死に至らしめる可能性がある行動である場合は、自他の生命の尊重が大切であることと無謀な行動が引き起こす結果を正しく伝え、安全に行動することの根拠を示すことが求められる。
- 事件・事故の被害者になるだけでなく、加害者になり得る危険性についても学ぶ必要がある。

(参考) 渡邊 正樹：学校安全と危機管理 三訂版、大修館書店、2020、pp40-41

高校生の心身と安全

- Point !**
- 精神的に落ち着きが見られる時期ではあるが、日常生活の活動範囲がさらに広くなり、事件・事故に巻き込まれる機会は増える
 - また、日常経験の不足や自身の能力への過信から事件・事故を引き起こす可能性もある。

心身と行動の特徴

安全に関する 正の特徴

- 身体発育が安定し、中学生時から比べて精神的にも落ち着きが見られる

安全に関する 負の特徴

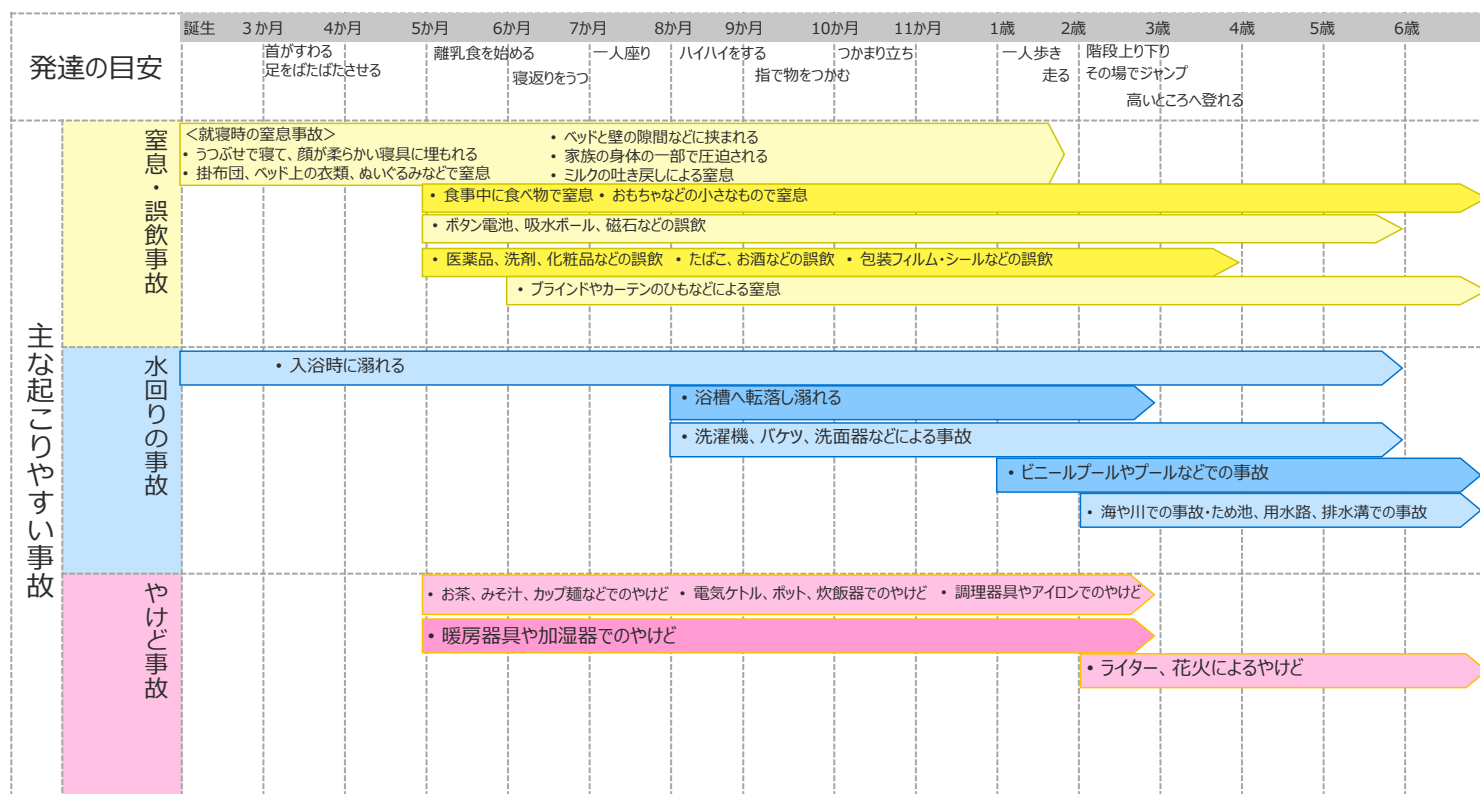
- 日常生活の活動範囲がさらに広くなり、事件・事故に巻き込まれる機会も増えてくる
- 多様なスポーツを行うようになり、それが原因となって傷害・障害を引き起こすことも少なくない
- 日常経験の不足や自分の能力への過信が事件・事故の引き金となる可能性がある

高校生への安全教育の留意点

- 中学までの安全教育を発展させながら、社会の安全確保についての視点、責任の自覚に至るように導く

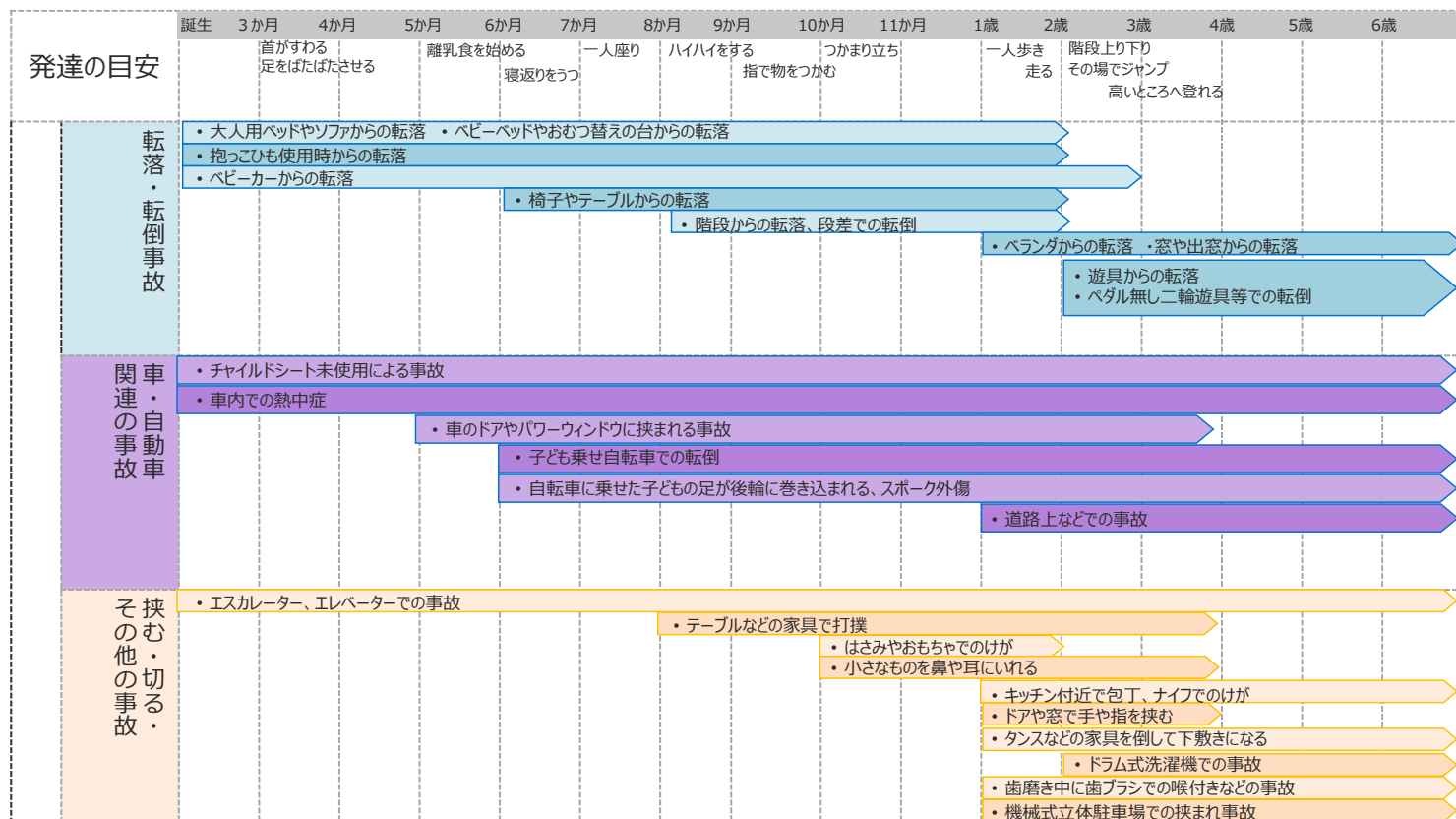
(参考) 渡邊 正樹：学校安全と危機管理 三訂版、大修館書店、2020、pp38-39

幼児期ごろまでの発達段階で起こりやすい事故



(参考) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

幼児期ごろまでの発達段階で起こりやすい事故



(参考) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

窒息・誤飲事故

就寝時の窒息事故

できるだけベビーベッドを利用することで、多くの事故を避けることができる可能性があります。

うつぶせで寝て、顔が柔らかい寝具に埋もれる

【注意ポイント】

1. 大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせ、敷布団やマットレス等の寝具は硬めのものを使用しましょう。
2. 1歳になるまでは、寝かせる時は、あお向けに寝かせましょう。

掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、スタイ(よだれかけ)で窒息

【注意ポイント】

1. 掛布団は、子どもが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。
2. 寝ている子どもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする物は置かないようにしましょう。

ベッドと壁の隙間などに挟まれる

【注意ポイント】

1. 寝ている間に動き回り、大人用ベッドと壁や後付け棚の隙間などに顔や顔が挟まるなどしないよう、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。
2. 大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、生後18か月未満の乳幼児には絶対に使用しないでください。

家族の身体の一部で圧迫される

【注意ポイント】

- 寝かしつけの時に、添い寝をして意図せず寝込んでしまう、また同じ寝具で就寝している際に大人の身体の一部で圧迫してしまわないように、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。

ミルクの吐き戻しによる窒息

【注意ポイント】

- 授乳した後は、げっぷをさせてから寝かせるようにしましょう。

ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息 0歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. ひもが首に絡まないよう、子どもの手が届かない所にまとめましょう。
2. ソファなど、踏み台になる物をひもの近くに設置しないようにしましょう。
3. ひも部分がないなどの安全性の高い商品を選びましょう。

包装フィルム、シールなどの誤飲

【注意ポイント】

1. 菓子やペットボトルの包装フィルムを口に入れたり、かじったりしていると破片を誤飲・誤食し、窒息することがあります。また、年上の子どもの手から入ったシール、パッケージについているシール等も同様です。
2. 包装フィルムやシールがついている物、容器などで遊ばせないようにしましょう。

医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲

【注意ポイント】

1. 医薬品や洗剤などの誤飲は、重大な症状を引き起こすことがあります。
2. 医薬品、食品と見た目が似ている洗剤や化粧品、入浴剤などは、子どもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

たばこ、お酒などの誤飲

【注意ポイント】

1. たばこやお酒の誤飲は、ひどい中毒症状が出る場合があります。
2. たばこやお酒は、子どもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

食事中に食べ物で窒息

【注意ポイント】

1. パン、カステラ、こんにゃく、キノコ類、海苔類、ゆで肉、肉などは、1cm大程度まで小さくして与えましょう。
2. 球形の食品(プチトマト、ブドウなどの果物、鮎、チーズ、うずらの卵など)は、咬み込みにより窒息の原因となります。4等分にして、ブドウなどの皮は除去してから与えましょう。
3. いちか、エビ、貝など噛みきりにくい食材は0、1歳児には与えないようにしましょう。気管・気管支に入りやすい豆・ナッツ類は、5歳以下の子どもには食べさせないようにしましょう。
4. 食品を口に入れたまま遊んだり、話したり、寝転んだりせず、食事を食べさせるのはやめましょう。

おもちゃなど小さな物で窒息

【注意ポイント】

1. 年上の子どものおもちゃには、小さな部品が含まれていることがあります。対象年齢になるまでは、子どもの手の届かない所に保管し、遊ばせないようにしましょう。
2. おもちゃの購入時や利用時は、商品の対象年齢を必ず守りましょう。

(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

水まわりの事故/やけど事故

入浴時に溺れる

【注意ポイント】

1. 大人が洗髪する際には、子どもを浴槽から出しましょう。
2. 浮き輪の使用中でも溺れる事故が発生しています。保護者が目を離す状況で使用するはやめましょう。
3. お風呂から上がる際には、子どもを先に浴槽・浴室から出しましょう。

浴槽へ転落し溺れる

【注意ポイント】

1. 子どもが浴室に入ってしまう、浴槽をのぞき込み転落し、溺れることがあります。
2. 入浴後は、浴槽の水を拭き、浴室には外鍵を付けて子どもが入れないようにしましょう。

洗濯機、バケツや洗面器などによる事故

【注意ポイント】

1. 使用後の洗濯機、バケツ、洗面器に水を溜めたままにしないようにしましょう。
2. 洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにしましょう。

ビニールプールやプールでの事故

【注意ポイント】

1. 水深の浅い場所でも、子どもが溺れてしまうことがあります。
2. プールで遊ぶ時は、必ず大人が付き添い、子どもから目を離さないようにしましょう。

海や川での事故

【注意ポイント】

1. 子どもだけで海や川などで遊ぶことがないように注意しましょう。
2. 遊ぶ時はライフジャケットを着用させ、必ず大人が付き添うようにしましょう。

ため池、用水路、排水溝、浄化槽での事故

【注意ポイント】

1. ため池、用水路、排水溝、浄化槽など、転落や溺れる可能性がある危険な場所に気付いたら、管理会社への設置等を要請しましょう。
2. 危険な場所で遊ばないよう日頃から話しておきましょう。

お茶、みそ汁、カップ麺などでのやけど

【注意ポイント】

1. 子どもの手が届かないように、高温の飲み物や汁物をテーブルに置くときは中央に置き、また子どもを近づけないようにしましょう。
2. テーブルクロスやランチョンマットは、子どもが引っ張って、その上の載った器を倒す原因になりやすいので使わないようにしましょう。

電気ケトル、ポット、炊飯器でのやけど

【注意ポイント】

1. 電気ケトルなどにつかまり立ちをしたり、コードを引っ張ったりして倒してしまったり、熱湯を浴びてやけどをすることがあります。
2. 電気ケトルやポットは倒れても中身がこぼれない製品を選びましょう。コードも子どもの手の届かない場所に設置しましょう。
3. 炊飯器から出る蒸気に触れてやけどをすることがあるので、キッチンレイトアを見直し、子どもの手の届かない位置に設置しましょう。

暖房器具や加湿器でのやけど

【注意ポイント】

1. 床に置くタイプの暖房器具は、子どもの手が届かないよう安全柵などで囲みましょう。
2. 湯たんぽや電気カーペットなどは、長時間皮膚が同じ場所に熱を浴びて低温やけどをすることがあるので、長時間使用しないようにしましょう。
3. 加湿器から出る蒸気に触れたり、加湿器を倒して熱湯を浴びたりしてやけどをすることがあります。加湿器は転倒しても熱湯がこぼれない製品を選び、使用時は、ベビーゲートを活用しましょう。

調理器具やアイロンでのやけど

【注意ポイント】

1. フライパンややかなどの調理器具は、調理中だけでなく調理後も高温のことがあるので、子どもに触れさせないようにし、取っ手は奥に向けましょう。キッチンに手を設置して子どもがキッチンに入れないようにしましょう。
2. アイロンやヘアアイロンを使用する際は子どもを近づけないようにし、使用後はコードをきめて、子どもの手の届かないところに置き、なるべく早く片付けましょう。

ライターや花火でのやけど

【注意ポイント】

1. 花火をする際は、燃えやすいものがなく、広くて安全な場所で行い、子どもだけで遊ばせないようにしましょう。説明書をよく読み、注意事項を必ず守りましょう。
2. 使い捨てライターによる火災事故防止のため、子どもが操作できないような幼児対策(チャイルドレジスタンス)機能が施された、PSCマーク(※11ページ)のトビックス参照)付きのライターを使用し、子どもの手の届かないところに保管しましょう。

(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

転落・転倒事故

大人用ベッドやソファからの転落 0歳～1歳未満

【注意ポイント】

1. 子どもは寝ている間も寝返りをしたり、動きまわったりして、ベッドから転落し、顔面などにけがをすることがあります。敷かかすようなクッションなどは窒息のおそれがあるため、転落防止のためでも周りに置かないようにしましょう。
2. 寝かしつけの時に、涼しい寝ることは多いと思いますが、2歳になるまでは、できるだけ大人用ベッドは使わないようにしましょう。またソファで寝かせないようにしましょう。



ベビーベッドやおむつ替えの時の台からの転落 0歳～1歳未満

【注意ポイント】

1. ベビーベッドを使用する時は、常に柵を上げて使用しましょう。
2. ベビーベッドやソファ、施設にあるおむつ交換台などの高さのある場所でおむつ替えをする時は、事前に準備し、片付けやゴミ捨ては子どもを降ろした後にしましょう。備え付けのベルトを使用しても確実な転落防止にはなりません。



椅子やテーブルからの転落 0歳～1歳未満

【注意ポイント】

1. 椅子や子ども用ハイチェアの上で立ち上がり、座ってテーブルを蹴ったりさせないようにしましょう。
2. ハイチェアの安全ベルトは、必ず締めましょう。
3. 椅子で遊ばせないようにしましょう。



階段から転落、段差での転倒 0歳～1歳未満

【注意ポイント】

1. ハイハイをする頃から、階段からの転落が起きるので、転落防止の柵を付けて、閉め忘れのないようにし、子どもが開けられないようにロックを掛けましょう。
2. 玄関の段差での転倒や、そのほかにつまずきやすい段差がないか注意しましょう。



ベランダなどからの転落 1歳以上

【注意ポイント】

1. ベランダを子どもの遊び場にしないようにし、子どもだけでベランダに出ないように注意しましょう。
2. ベランダから身を乗り出すと転落する危険があることを教えましょう。
3. ベランダに植木鉢、椅子などの踏み台になるものを置かないようにしましょう。エアコンの室外機は手すりから60cm以上離して設置するか、上からつらうようにしましょう。
4. 子どもだけを家に残して外出することは避けましょう。



窓や出窓からの転落 1歳以上

【注意ポイント】

1. 窓に補助錠やストッパーをつけて、大きく開かないようにしましょう。
2. 窓の近くにベッドやソファなど踏み台になるものは置かないようにしましょう。
3. 網戸に寄りかかると破れて転落するおそれがあるので、窓を開ける際は、網戸に寄りかかれないように網戸を設置しましょう。



抱っこひも使用時の転落 0歳～1歳未満

【注意ポイント】

1. 抱っこひもを使用する時に、物を抱くなどで、前にかがむ際は、必ず子どもを手で支えましょう。
2. おんぶや抱っこをする時や、降ろす時は、低い姿勢で行いましょう。
3. バックルの留め具や、ベルトのゆるみ、子どもの位置など、取扱説明書を読んで、正しく使用しましょう。



ベビーカーからの転落 0歳～2歳未満

【注意ポイント】

1. ベルトは必ず正しくしっかりと締めましょう。
2. 段差に引っかかり、重い荷物をぶら下げていることでバランスを崩したりして転倒することがあるので、注意しましょう。
3. ベビーカーで電車やバスに乗る時は、周囲の状況に注意し安全を確認しましょう。



ショッピングカートからの転落 1歳～2歳未満

【注意ポイント】

1. ショッピングカートの上に子どもを立たせたり、ショッピングカートで遊ばせたりしないようにしましょう。
2. ショッピングカートの幼児用座席以外に子どもを乗せないようにしましょう。
3. 注意表示等をよく確認して、安全に使用しましょう。



遊具(すべり台、ジャングルジム、ブランコなど)からの転落 2歳以上

【注意ポイント】

1. 施設や遊具の対象年齢を守って、遊ばせましょう。
2. 6歳以下の子どもは、大人が付き添い、目を離さないように注意しましょう。
3. ひもやフードのない服で遊ばせましょう。
4. かばんは置いて、水筒やマフラーなど引っかかる物は身に付けないで遊ばせましょう。
5. 遊具ごとの使い方を守らせ、ふざけてほかの子どもを突き飛ばさないように教えましょう。



ペダルなし二輪遊具、キックスケーター等で転倒 2歳以上

【注意ポイント】

1. 子どもが足で踏んで進むペダルなし二輪遊具や、キックスケーターは、道路交差点上、交通量の多い道路では使用できません。
2. 必ずヘルメットや、膝・肘にプロテクターを着用させ、いつでも止まれる速度で使用するなど、正しい乗り方を教えましょう。
3. 坂道や転落の可能性がある場所、濡れて滑りやすい場所などでの走行も大変危険ですので絶対にやめましょう。



(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

挟む・切る・その他の事故

カミシリ、カッター、はさみなどの刃物やおもちゃでのけが 0歳～2歳未満

【注意ポイント】

1. 洗面台や風呂場にあるカミシリは使用したら、すぐに子どもの手の届かない所に保管しましょう。
2. 大人や年上の子どもが又房具として使用するカッターやハサミも同様にして保管しましょう。



小さな物を鼻や耳に入れる 0歳～3歳未満

【注意ポイント】

1. ビーズやプラスチックの玉、小さなおもちゃや部品やお菓子を鼻や耳の穴に入れて遊ぶことがあります。
2. 子どもの手の届くところに小さな物を置かないようにしましょう。



歯磨き中に歯ブラシでの喉突きなどの事故 1歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. 歯磨き中は、保護者がそばで見守り、歯ブラシを口にくわえたり、手に持ったまま歩き回ったりせず、床に座らせて歯磨きをさせましょう。
2. 子ども用歯ブラシは、喉突き防止カバーなどの安全対策を施したものを避けましょう。
3. 歯磨き中に転倒すると、喉の奥に突き刺さり、脳まで達することもあり、大変危険です。
4. 歯やフォークなど、喉突きの危険性がある日用品も、口に入れたまま歩いたり、走ったりさせないようにしましょう。



テーブルなどの家具で打撲 0歳～3歳未満

【注意ポイント】

1. 転倒してテーブルなどの家具の角に顔や頭をぶつけて、けがをすることがあります。
2. 角の丸い家具を選ぶ、クッションテープを取り付けるなどして、ぶつかってもけがをしないように工夫をしましょう。



ドアや窓で手や指を挟む 1歳～3歳未満

【注意ポイント】

1. ドアや窓の開閉時には、子どもが近くにいないか確認しましょう。
2. ドアのちようつつがい部分に隙間防止カバーを付けるなどしましょう。
3. ドアや窓は、奥で急に開くことがあるので気を付けましょう。



キッチン付近で包丁、ナイフでけが 1歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. まな板に置いた包丁など、刃物を使用したらすぐに収納場所に片付けましょう。
2. 収納場所の扉や引き出しにはチャイルドロックを付けるなどの工夫をしましょう。
3. キッチンには危険なものがたくさんあるので、ベビーゲートなどで子どもを入れないようにしましょう。



タンスなどの家具を倒して下敷きになる 1歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. タンスなどの家具にぶら下がったり、引き出しを開けてよじ登ったりして家具が倒れ、下敷きになることがあります。
2. タンスなどの家具は固定し、引き出しや開き扉にはストッパーを付け、家具で遊ばせないようにしましょう。



ドラム式洗濯機での事故 2歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. ドラム式洗濯機は、未使用時でも、蓋は必ず閉めて、チャイルドロック機能を利用しましょう。
2. チャイルドロック機能がない洗濯機では、蓋にゴムバンドを掛けるなどの工夫をしましょう。



エスカレーター、エレベーターでの事故 0歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. 転倒・転落し、子どもと周囲の人も傷つける可能性があるため、ベビーカーでのエスカレーターの利用はやめましょう。
2. エスカレーターを子どもが利用する際は、必ず大人が手をつなぎ、靴やサンダル、衣類の裾などが挟み込まれないよう、黄色い線の内側に立ちましょう。危険ですので、エスカレーターに子どもだけで近づかせないようにしましょう。
3. エレベーターでは、戸袋に手を引き込まれたり、ドアに挟まれたりしないよう注意しましょう。

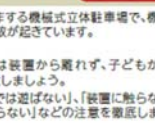


機械式立体駐車場での挟まれ事故 1歳～6歳未満

利用者が駐車装置を操作する機械式立体駐車場、機械に子どもが挟まれる事故が起きています。

【注意ポイント】

1. 駐車装置を操作中は装置から離れず、子どもが近づかないよう注意しましょう。
2. 子どもには「駐車場では遊ばない」、「装置に触らない」、「機械の中に入らない」などの注意を徹底しましょう。



(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

自動車・自転車関連の事故

チャイルドシート未使用による事故

0歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. 抱っこ車は危険です。子どもを抱っこしたままシートベルトを締めることも危険です。
2. 短時間の乗車であっても、チャイルドシート（※ジュニアシートを含みます）を使用しましょう。
3. 6歳になるまでは、必ずチャイルドシートを使用しましょう。6歳になっても、シートベルトを適切に着用できない場合はチャイルドシートを使用しましょう。
4. チャイルドシートは取扱説明書をよく読んで、座席にしっかり取り付け、正しく使用しましょう。



車のドアやパワーウィンドウに挟まれる事故

0歳～3歳未満

【注意ポイント】

1. 車のドアやパワーウィンドウを開ける時は、子どものそばで顔や手が出ているか安全を確認してから開けましょう。
2. 子どもが自分で開閉操作ができないように、ロック機能を活用しましょう。



車内での熱中症

0歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. 子どもだけを車内に残しておくことは大変危険です。予想外に車内温度が上昇することがあります。その結果、熱中症に陥り、死に至ることもあります。
2. 短時間でも子どもは熱中症に陥ることがあります。大人感覚とは異なるので注意が必要です。



子ども乗せ自転車での転倒

0歳～6歳未満

【注意ポイント】

1. 都道府県公安委員会規則により、子どもを乗せることは、6歳未満又は未就学児で、幼児用座席を設置した場合に限られています。（※都道府県により異なります）
2. 座席に座せる前にヘルメットを着用させ、乗せた後は必ずシートベルトを確実に締めましょう。
3. 子どもを乗せたまま自転車を進めるときは、転倒防止のために「乗せる時は、後部座席から前部座席」、「降ろす時は、前部座席から後部座席」の順番を守りましょう。
5. 抱っこひもで子どもを前抱っこしながら運転することは道路交通法違反です。おんぶをしていても走行中の死亡事故が発生しているため、できるだけ避けるようにしましょう。
6. 自転車や幼児用座席に不具合がないか、定期的にチェックしましょう。



自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれる、スポーク外傷

0歳～5歳未満

【注意ポイント】

1. 都道府県公安委員会規則により子どもを乗せることは、6歳未満又は未就学児で、幼児用座席を設置した場合に限られています。（※都道府県により異なります）
2. 幼児用座席を使用し、シートベルトやヘルメットを着用させましょう。
3. 幼児用座席がリコールされていないか確認しましょう。後輪へのスカート等の巻き込みを防止するドレスガードを設置すると足の巻き込み防止に有効です。



道路上などでの事故

1歳以上

【注意ポイント】

1. 子どもと歩く時は、手をつなぎ、白線の内側を歩きましょう。また、歩道を歩くときは、大人が車道側を歩くようにしましょう。
2. 道路に飛び出しをしないことなど、交通事故の危険や交通ルールについて教えましょう。
3. 道路越しに子どもに声を掛けると、飛び出しの危険があるので、声を掛けないようにしましょう。
4. 駐車場はとて危険な場所です。車の乗り降りの際は特に注意を払ってください。死角も多く、飛び出す危険性もありますので、手をつないでください。



トピックス

安全な製品を選び、取扱説明書をよく読んで使用しましょう。

子どもが使う製品は、対象の月齢や年齢に合ったものを選び、取扱説明書や使用上の注意をよく読んで、正しく使用しましょう。また、安全に配慮された製品には様々なマークが付いたものがあります。マークの意味を知って、製品選びに役立てましょう。



PSCマークはProduct(製品)、Safety(安全)、Consumer(消費者)を表し、国の定めた安全基準検査に合格した製品に付いています。対象製品には、製造又は輸入業者が国の安全基準に適合しているかどうかの自己確認が義務付けられている「特別特定製品」以外の特定製品と、第三者機関の検査が義務付けられている「特別特定製品」があります。特別特定製品には乳幼児用ベッドやライターも指定されています。



SGマークは、Safe Goods(安全な製品)を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを示すマークです。万が一、SGマーク付き製品に欠陥があり、それによって人身被害が起きた場合、賠償する制度も付加されています。SGマークの表示対象の子ども向け製品には、ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、抱っこひも、幼児用ベッドガードなどがあります。



STマークは、14歳以下の子ども向け玩具に付けられるマークで、「安全面について注意深く作られたおもちゃ」として玩具業界が推奨するものです。一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全(ST)基準に適合している玩具にはSTマークが表示されています。また、STマーク付きの玩具には、対象年齢が記載されています。対象年齢が低い玩具は、瞬に訪れない大きさである、部品が外れにくい、尖った部分がない等、安全性をより配慮した設計になっています。

(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』

各種応急手当の方法

事故発生時の初動対応

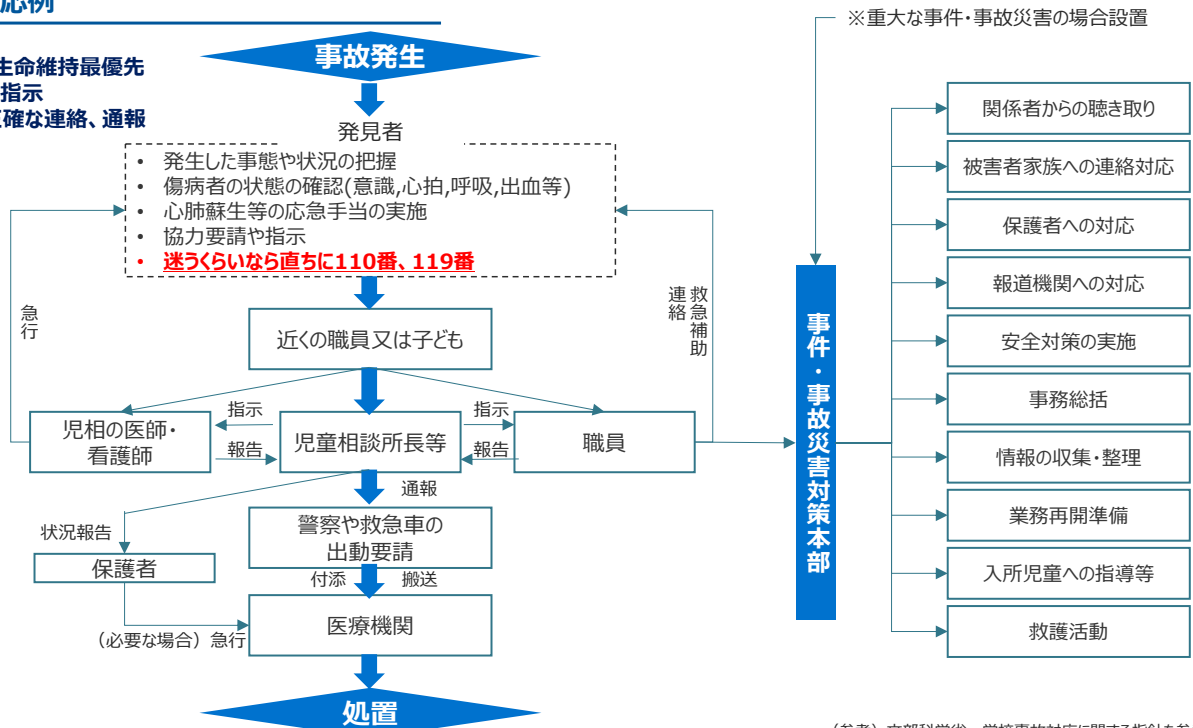


- Point !**
- 入所児童に事故が発生した場合、医師や救急隊員に引き渡すまでの間に適切な手当を行う必要があります。
 - 被害児童の状況に応じて速やかな応急手当を行うことで、傷病の悪化を防ぐとともに、肉体的苦痛や精神的不安を和らげます。
 - 必要だと少しでも思ったら、迷ったら夜勤時だとしても躊躇せずに110番、119番を！**

事故発生時の対応例

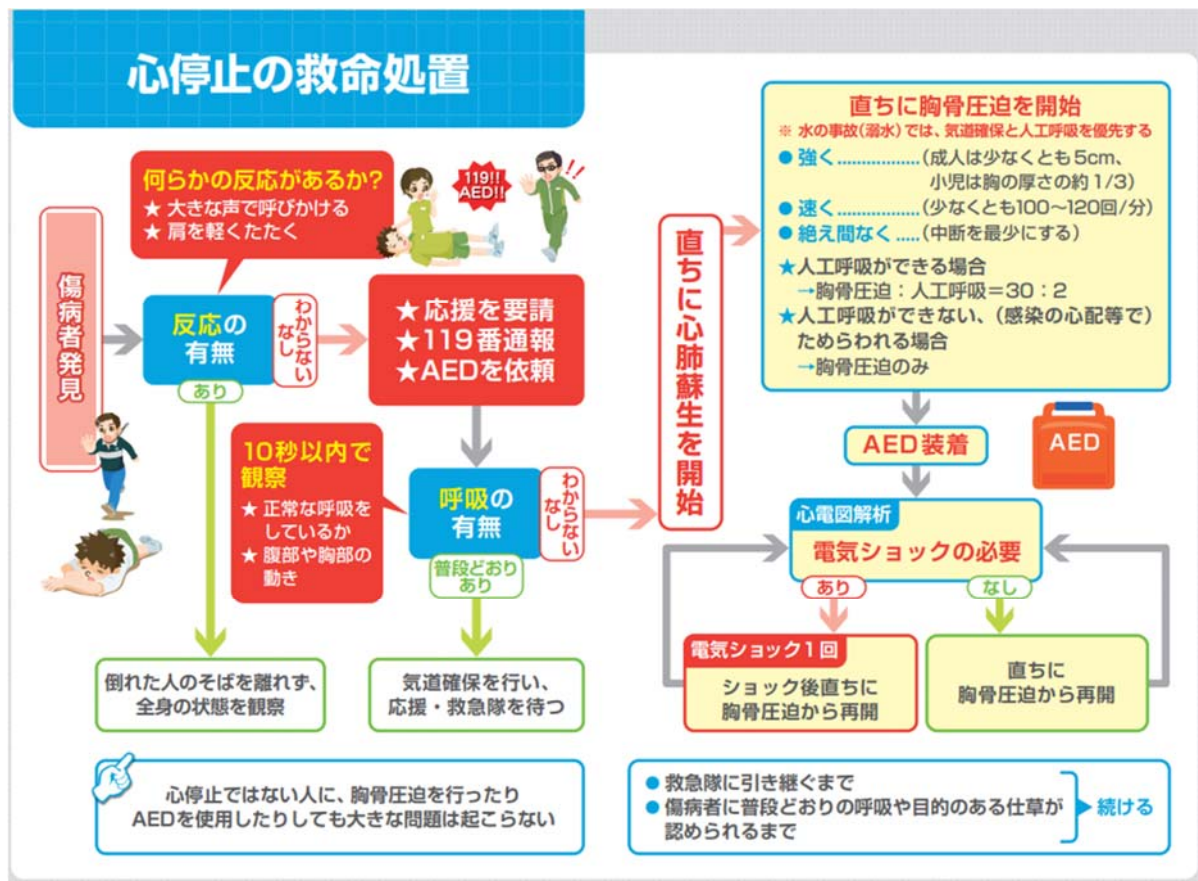
<方針>

1. 子どもの安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対処と迅速正確な連絡、通報



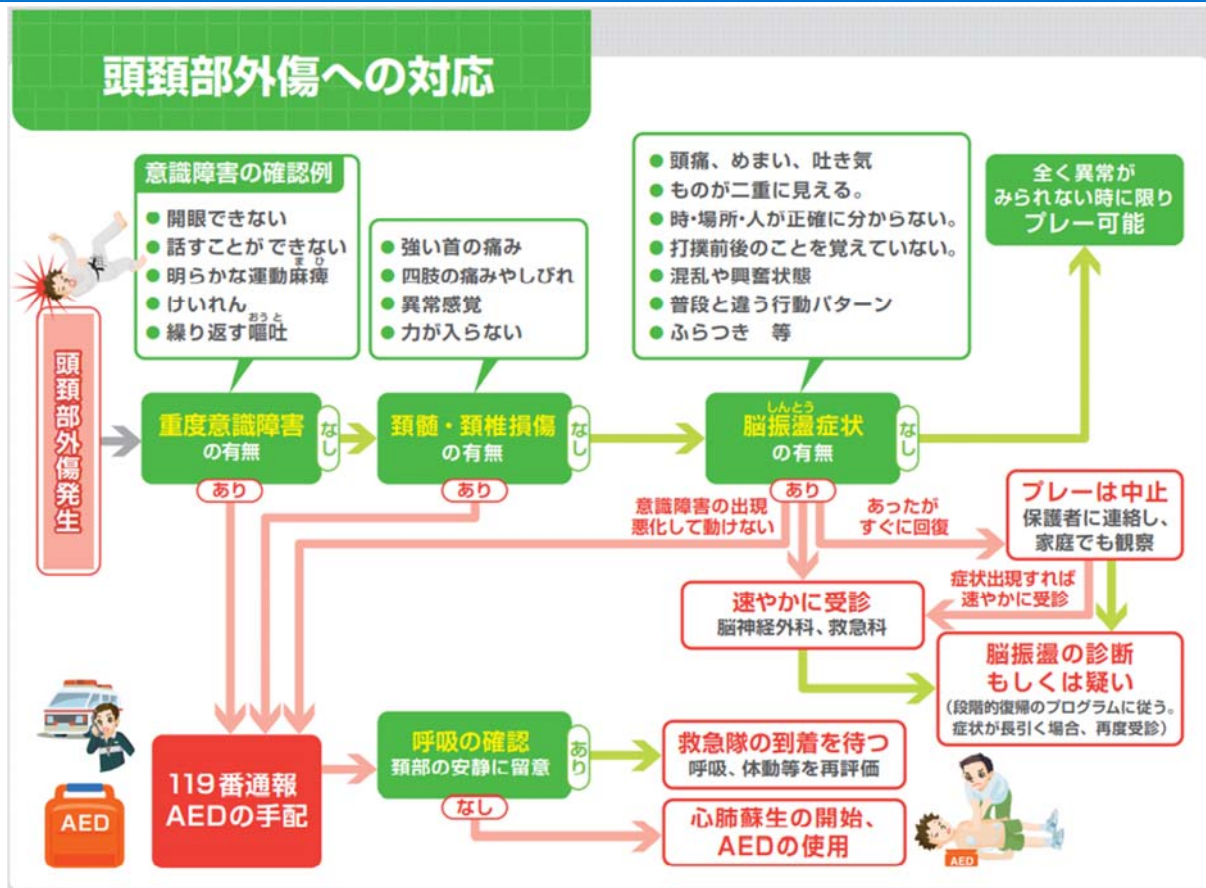
(参考) 文部科学省：学校事故対応に関する指針を参考に作成

心停止の救命措置



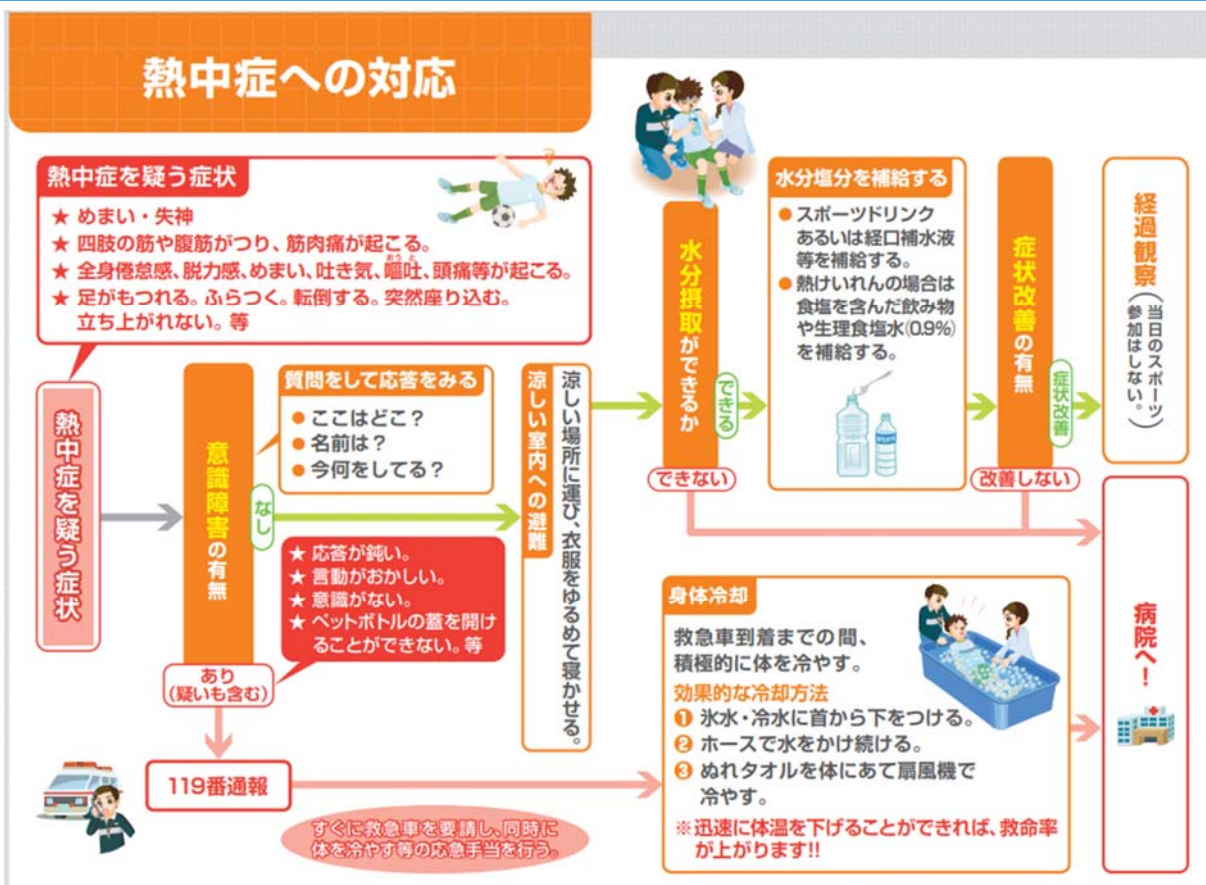
(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：スポーツ事故対応ハンドブック pp2-3

頭頸部外傷への対応



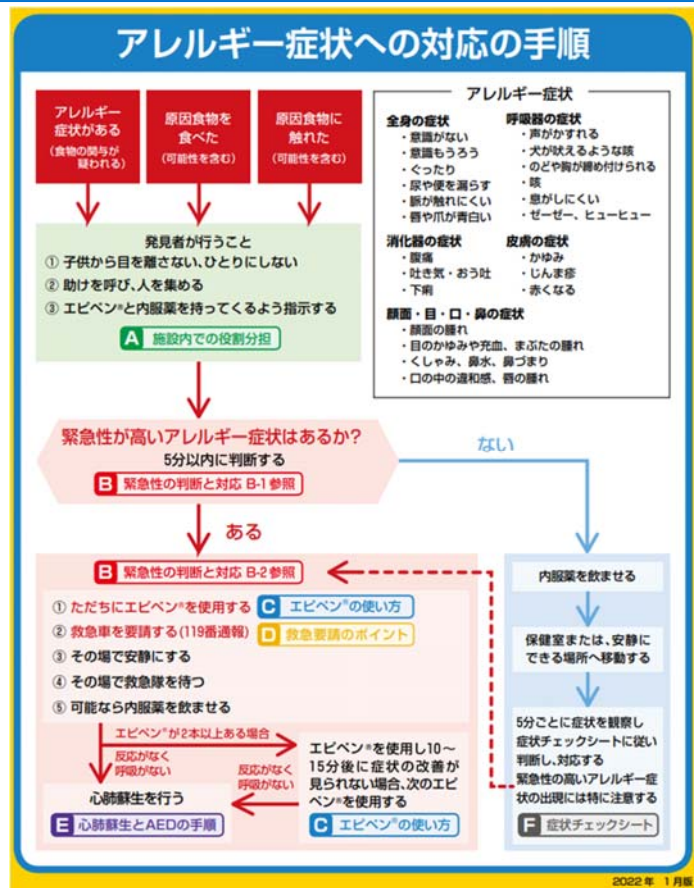
(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：スポーツ事故対応ハンドブック pp4-5

熱中症への対応



(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：スポーツ事故対応ハンドブック pp5-6

アレルギー症状への対応の手順



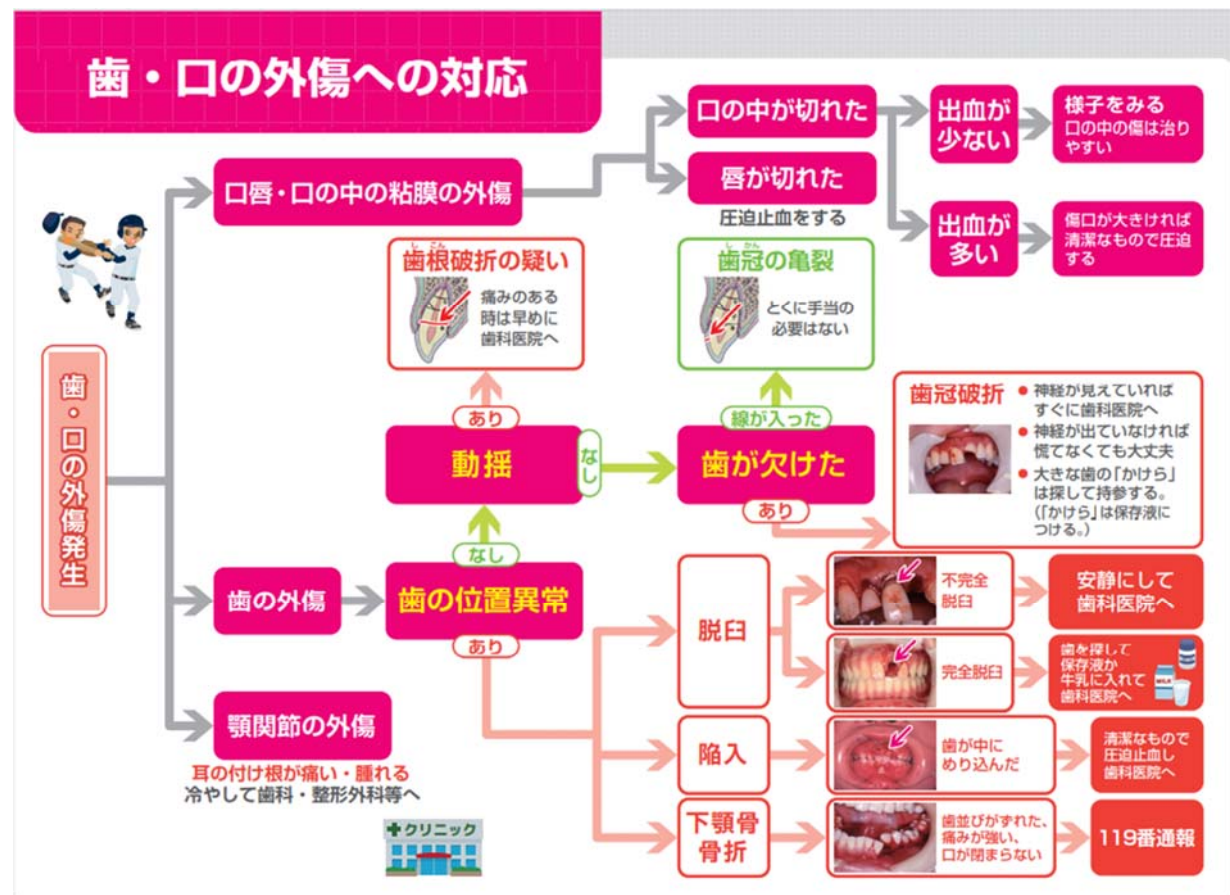
B 緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
◆迷ったらエビペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！



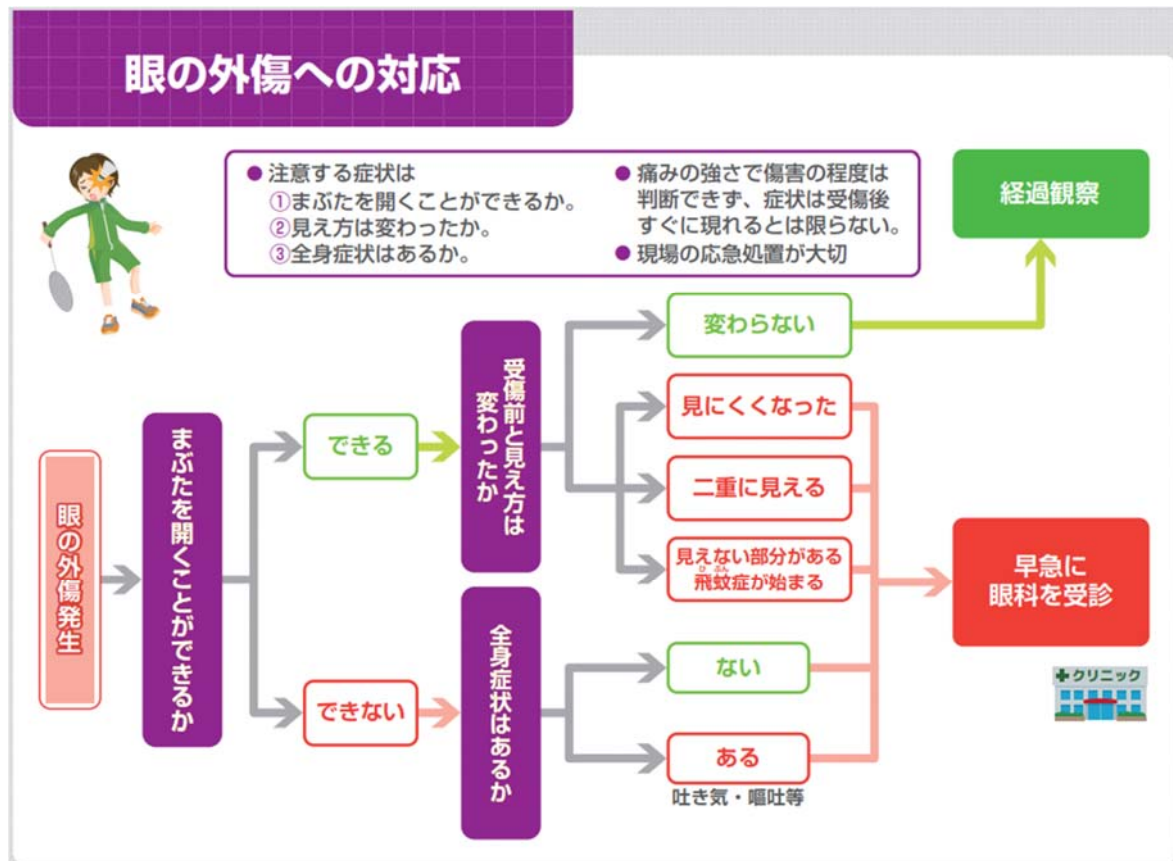
(出所) 東京都：食物アレルギー緊急時対応マニュアル(2022年1月版)

歯・口の外傷への対応



(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：スポーツ事故対応ハンドブック pp10-11

目の外傷への対応



(出所) 独立行政法人日本スポーツ振興センター：スポーツ事故対応ハンドブック pp12-13

異物を飲み込んだときの対応

★ 異物を飲み込み喉に詰まってしまった時

119番通報を誰かに頼み、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みます。

1歳以上の幼児には、まず「背部叩打法」(図1)を行い、異物が除去できなかった場合は「腹部突き上げ法」(図2)を行います。

1歳未満の乳児には、「背部叩打法」(図3)と「胸部突き上げ法」(図4)を数回ずつ交互に行いましょう。意識がない場合は、心肺蘇生を行います。

<背部叩打法(はいぶこうだほう)>

幼児は子どもの後ろから片手を脇の下に入れて、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせます。片手の付け根で両側の肩甲骨の間に強く迅速に叩きます(図1)。乳児は片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩きます(図3)。



図1: 背部叩打法 (幼児)



図2: 腹部突き上げ法 (幼児)

<胸部突き上げ法(きょうぶつきあげほう)>

片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支えます。心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫しましょう(図4)。



図3: 背部叩打法 (乳児)



図4: 胸部突き上げ法 (乳児)

<腹部突き上げ法(ふくぶつきあげほう)>

幼児は、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫します(図2)。

誤飲対処早見表

飲んだものによって、緊急性の高いものや吐かせてはいけないものがあります。

救急車を呼ぶ場合	■ 苦しそうな呼吸 ■ 窒息・顔色が青白い ■ けいれん ■ ぐったりしてよびかけてもぼんやりしている
急いで受診 (このような場合は救急車でも)	■ 突然嘔吐し始めた ■ 声がかすれている ■ ゼーゼー、ヒューヒューした呼吸 ■ 吐く、下痢、腹痛など

基本的には、**吐かせずに、同じものを病院に持参して受診しましょう!**

応急手当が分からないときや受診の必要性は、医療機関や子ども医療電話#8000に相談しましょう。

救急車を呼ぶ場合	● 灯油、ベンジン、除光液、農薬、殺虫剤、ネズミ駆除剤
急いで受診 (症状がなくても)	● ボタン電池 ● 鋭利な異物(ヘアピン、針など) ● 磁石 ● 洗剤(トイレ用スポンジ、液体洗剤)・吸水性樹脂・水で膨らむビーズ・芳香剤・消臭剤・防虫剤・漂白剤 ● たばこ(吐かせる) ● 薬(お薬手帳があれば持参) ● コインやおもちゃ等
家で様子を見る 診療時間内に受診	● 少量のインク、クレヨン、絵の具、粘土、化粧品(口紅・ファンデーション)、石けん (心配な場合は電話などで相談)

■ (公財)日本中毒情報センター 中毒110番 ■

化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したらよいかわかった場合は相談してください。

◆ 大阪中毒110番(24時間対応) ☎072-727-2499
◆ つくば中毒110番(9時～21時対応) ☎029-852-9999

(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る! 事故防止ハンドブック』pp15-16

打撲・ねんざの対応（RICE処置）

1.Rest（安静）



- ・ 損傷部位の腫脹（はれ）や血管・神経の損傷を防ぐことが目的です。
- ・ 副子やテーピングにて、損傷部位を固定します。

3.Compression（圧迫）



- ・ 患部の内出血や腫脹を防ぐことが目的です。
- ・ スポンジやテーピングパッドを腫脹が予想される部位にあて、テーピングや弾性包帯で軽く圧迫気味に固定します。

2.Ice（冷却）



- ・ 二次性の低酸素障害による細胞壊死と腫脹を抑えることが目的です。
- ・ ビニール袋やアイスバッグに氷を入れて、患部を冷却します。
- ・ 15～20分冷却したら（患部の感覚が無くなった）はずし、また痛みが出てきたら冷やします。
- ・ これを繰り返します（1～3日）

4.Elevation（挙上）

腫脹を防ぐことと腫脹の軽減を図ることが目的です。
損傷部位を心臓より高く挙げるようにします。



心臓より上に患部をあげて、Elevationを続けます

(出所) 公益社団法人日本整形外科学会『スポーツ外傷の応急処置』
([https://www.joa.or.jp/public/sick/condition/athletic_injury.html#:~:text=%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82-,RICE%E5%87%A6%E7%BD%AE,\(Elevation\)%E3%81%8C%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82](https://www.joa.or.jp/public/sick/condition/athletic_injury.html#:~:text=%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82-,RICE%E5%87%A6%E7%BD%AE,(Elevation)%E3%81%8C%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82)) 2023.02.13閲覧

出血・火傷の対応

擦り傷・刺し傷・切り傷

- ・ いずれの傷も軽度であれば流水で洗い流し、消毒し、傷口にガーゼなどを当て押さえて止血します。
- ・ 傷が深い、出血が止まらない、傷口に砂や土、異物が付着していたりすると感染症や破傷風を発症することもあるため、医療機関を受診します。
- ・ 出血を伴う傷はゴム手袋を使用するか、ビニール袋を活用するなどし、直接血液に触れないようにします。

火傷

★ やけどをしてしまった時

やけどをしてしまったら、すぐに10分以上冷やしましょう。刺激を避けるため、容器に溜めた水で冷やすか、水道水・シャワーを直接当てないようにしましょう。服の上から熱湯などがかった場合は、脱がさず服の上から冷やしてください。

- 全身の広い範囲・顔面などのやけどの場合：
すぐに救急車を呼びましょう。
- やけどの範囲が片足、片腕以上の広範囲にわたる場合：
救急車を呼ぶか、至急病院を受診しましょう。
- やけどの範囲が手のひら以上の場合や水膨れの場合：
潰さないようにして、病院を受診しましょう。

なお、市販の冷却シートは、やけどの手当てには使えません。
電気カーペットなどによる低温やけどは、見た目より重症の場合がありますので、症状が悪化したり、子どもが痛がることが続いたりなどした場合には病院を受診しましょう。

(出所) 消費者庁『子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック』p15



鼻血

- ・ 興奮すると血圧が上がり、出血が止まらなくなるため、子どもを落ち着かせます。
- ・ 深呼吸をさせ、座った姿勢を取らせます。
- ・ 親指と人差し指で小鼻を5～10分つまんで押さえます。
このとき顔は上を向かず、やや下向きにします。
- ・ 多量の出血や止血できない場合は動脈からの出血も考えられるため医療機関を受診します。

救急要請のポイント

救急要請(119番通報)のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある
 ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
 ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

(出所) 東京都：食物アレルギー緊急時対応マニュアル(2022年1月版)

(参考) 状況の共有のコツ

- 要領よく、わかりやすく状況を共有し、伝達するコツとして、チーム医療の現場などで使われている「SBAR」が参考になります。
- 状況 (S)、背景 (B)、評価 (A)、提案 (R)の4項目を伝えることを意識し、最低限でもSとRをセットにして伝えることを意識すると良いでしょう。

Situation(状況)	どういう状況か、何が起きたのか
Background(背景)	そういう状況の生じる背景として思い当たることは何か
Assessment(評価)	どのような理由でそのような状況が生じたと思うか
Recommendation(提案)	相手に期待すること・してもらいたいことは何か

参考文献

- 渡邊 正樹：学校安全と危機管理 三訂版.大修館書店.2020
- 消費者庁「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」
- 文部科学省「学校事故対応に関する指針」
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故対応ハンドブック」
- 東京都：食物アレルギー緊急時対応マニュアル(2022年1月版)
- 公益社団法人日本整形外科学会『スポーツ外傷の応急処置』
[https://www.joa.or.jp/public/sick/condition/athletic_injury.html#:~:text=%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82-,RICE%E5%87%A6%E7%BD%AE,\(Elevation\)%E3%81%8C%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82](https://www.joa.or.jp/public/sick/condition/athletic_injury.html#:~:text=%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%82%87%E3%81%86%E3%80%82-,RICE%E5%87%A6%E7%BD%AE,(Elevation)%E3%81%8C%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E3%81%A7%E3%81%99%E3%80%82) 2023.02.13閲覧

子どもの事故防止2

事故原因の分析や予防方法の検討、職員への安全教育が出来るようになり、もってより安全な施設運営・施設環境整備が行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

安全の考え方（リスクマネジメント/レジリエンス・エンジニアリング）	4
安全の考え方（リスクマネジメント）	5
ハザードの取扱い対策（ヒューマンエラー対策）	8
安全の考え方（レジリエンス・エンジニアリング）	9
事故分析/対策立案のための基礎知識	12
人的要因による事故の3形態のモデル	13
事故分析担当者/対策立案担当者が身に付けるべきスキル	14

目次

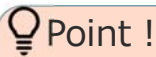
事故分析の各種手法	17
事故分析実施に当たって念頭に置いておくべきイメージ	18
事故に関係する要素を整理する手法「特性要因図」	19
事実を整理していく手法「時系列図」	20
事実を整理していく手法「VTA」	22
事実を整理していく手法「FRAM」	23
原因・要因を中心に整理していく手法「4M4E分析」	24
原因・要因を中心に整理していく手法「SHEL分析」	25
原因・要因を中心に整理していく手法「連関図分析」	26
管理・組織要因を中心に整理していく手法「HFACS」	27

目次

未然防止対策の検討手法	29
未然防止の手段を発想していく「系統図」	30
事故の原因を発想していく「要因展開図」	31
故意・過失による事故の原因を発想していく「サボタージュ分析」	32
職場風土と安全文化	33
組織風土/組織文化について	34
安全文化	35
高信頼性組織	38
安全のためのヒヤリハット報告	39
(参考) ヒヤリハットを報告してもらうために	40

安全の考え方（リスクマネジメント/レジリエンス・エンジニアリング）

安全の考え方（リスクマネジメント）



Point !

- ・ リスク（危険性）の大きさ＝ハザード×脅威（threat）×生起確率
- ・ 安全＝許容不可能なリスクがない状態

リスクとは

リスク＝ハザード×脅威×生起確率

◆ ハザード

人身、財産に危害をもたらす要素（危険源）。ハザードをもたらす危害の程度が十分小さいのであれば事故の被害の程度は小さい。ハザードの取扱いに失敗すると事故になるため、**ハザードの取扱い対策（ヒューマンエラー対策）**が必要

◆ 脅威(threat)

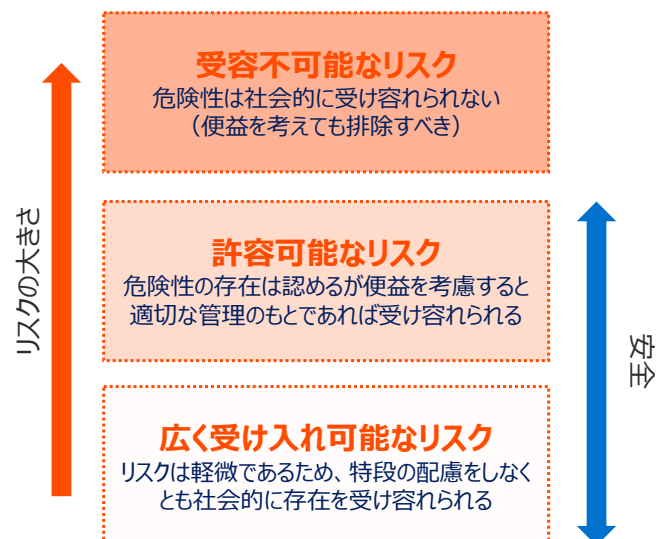
ハザードの大きさ、生起確率の安定性を損なわせる要素のこと。社会的要因（ex:悪意ある第三者の行為、人員不足）、自然要因（ex:気象要因,細菌,ウイルス）、技術要因(施設・機材老朽化、故障)、計画要因(ex:需要が供給を上回る事態,キャパオーバー)、人的要因(ex:スタッフのヒューマンエラー、規定違反)

◆ 生起確率

ハザードや脅威が生じる確率。

安全とは

安全＝許容不可能なリスクがない



安全の考え方（リスクマネジメント）

Point !

- リスク低減のためには、「ハザードを除去又は低減する」、「脅威による影響を緩和する、又は脅威にさらされても頑強な体制を整える」、「生起確率を低減する」といった3つのアプローチをとります。

リスクの下げ方

$$\text{リスク} = \text{ハザード} \times \text{脅威} \times \text{生起確率}$$

①

②

③

① “ハザード”へのアプローチ

ハザードを除去、あるいは事故が発生しない程度まで緩和します。

(ex: 動物園から猛獣を排除する、若しくは猛獣はすべて生後3か月までとすればその動物園は安全と言える)

② “脅威”へのアプローチ

脅威をなくす、脅威による影響を緩和する、若しくは脅威にさらされても頑強な防備体制を整備します。

(ex: 感染に対する予防接種、悪意ある第3者の侵入防止 など)

③ “生起確率”へのアプローチ

動物園を例に

隔離：猛獣を檻に入れる, 十分な安全距離を置く…

制御：猛獣に綱をつける, 満腹にして暴れないようにする…

注意喚起：猛獣に来園者が接近しないように警告する…

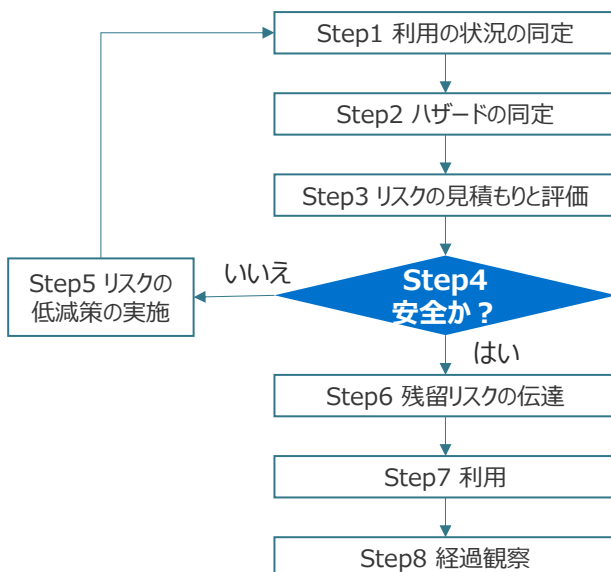
(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上, 丸善出版, 2016, pp1-9

安全の考え方（リスクマネジメント）

Point !

- リスク低減のための考え方のフローをまとめたものがリスクマネジメントのプロセスです
- 事故防止対策の点検・検討の際はこのプロセスを念頭に置くことをお勧めします。

リスクマネジメントのプロセス



□ Step1 利用の状況の同定

誰が、いつ、どこで、どのようにそのシステム（一連の事象の流れ）に関わるか、その状況を明らかにします

□ Step2 ハザードの同定

そのシステムにはどのようなハザードが内在し、またどのような脅威が攻撃を仕掛けてくる可能性があるか明らかにする

□ Step3 リスクの見積もりと評価

リスクの大きさを見積もる

□ Step4 安全か？

リスクの許容可能性を評価する

□ Step5 リスクの低減策の実施

リスクが許容可能でないのであれば、リスクを低減する対策を考え、実施する

□ Step6 残留リスクの伝達

リスク対策を施したうえでさらに利用者の通常の努力で克服可能なリスクの情報について利用者に提供する

□ Step7 利用

そのシステムは安全と見なすことができるので利用を許可する

□ Step8 経過観察

見落としているハザード、脅威がないか観察し、支障が見つければ追加対策を講じる

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上, 丸善出版, 2016, pp9-11

ハザードの取扱い対策（ヒューマンエラー対策）

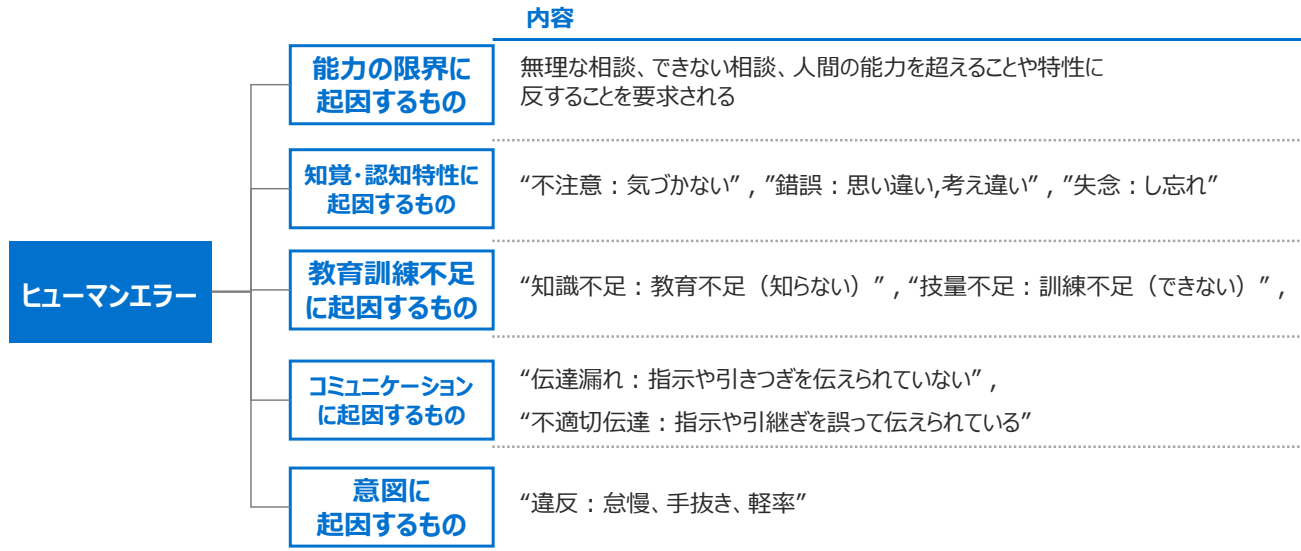


Point !

- ヒューマンエラーがあると事故が起こるため、安全のためにはヒューマンエラーを防ぐことは重要です。
- ただし、人間はミスをするもので完全にヒューマンエラーを0にすることは不可能です。**ミスを前提に通常時のマネジメント方法、対策を立案することが重要です。**

ヒューマンエラーとは

- 意図しない結果を生じる人間の行為のことです。その種類は以下のとおり分類できます。
- 事故原因の調査や、安全施策の検討・評価に当たってのヒントとなる視点として把握しておくといでしょう



（参考）小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp15-22

安全の考え方（レジリエンス・エンジニアリング）



Point !

- リスク対策を施したうえで、その対策を乗り越えて生起し得る脅威に柔軟に対応し、システムとしての機能を継続することを目指す安全へのアプローチをレジリエンス・エンジニアリングといいます。

レジリエンスとは

- 「システムが想定された条件や想定外の条件の下で要求された動作を継続できるために、自分自身の機能を、条件変化や外乱の発生前、発生中、あるいは発生後に調整できる本質的な能力のこと」
- ≡ 現場力 ≡ 事故を未然に防ぐための臨機応変力

レジリエンスを構成する4つの能力要素



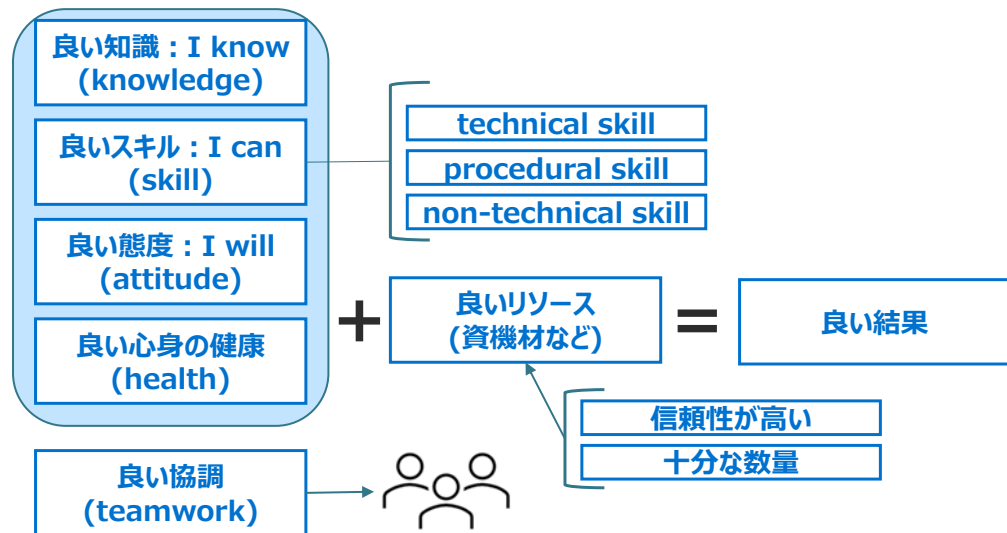
- ◆ **予見**：どのような変動（危険）が生じ得るのか予見する能力
- ◆ **観察**：変動（危険）の出現に気づく能力
- ◆ **対処**：出現した変動（危険）に対応する能力
- ◆ **学習**：上記の一連の活動を振り返り経験を積み、学習する能力

レジリエンスによる未然事故防止のためのマネジメント

- ◆ **変動（危険）の予見がされていること**
平素からどのような変動が生じ得るか予見し、共有し、対応方法についての共通認識・標準を定めておきます。緊急事態においては対応方法をゆっくり考える余裕はないため特に重要なポイントです。
- ◆ **レジリエンスのための高い資質を有すること**
予見される変動に対応するための資質（次スライド参照）を有しておくことが重要です。
- ◆ **適切なリソースがあること**
予見する変動に円滑に対応するために必要な資機材、行動支援のためのツールといったものが準備されていることが重要です
- ◆ **機能共鳴型事故を避けること**
チームで脅威に立ち向かう場合、それぞれが前向きに取り組んでも息が合わないと適切な対応ができないため、これを避けるために日ごろから良い協調関係を築いておくことが重要です

（参考）小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp22-26

(参考) レジリエンスのための資質



◆ よい知識

変動やその対処に関する知識

◆ よいスキル

technical skill : 専門スキル、いわゆる技量

procedural skill : 機材の正しい使用方法等のスキル

non-technical skill : 気づきやコミュニケーションなどのスキル

◆ よい態度

変動を恐れず、前向きに、責任感をもち対応していく態度

◆ よい心身の健康

心身の健康状態が良好であること

(参考) 小松原 明哲 : 安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上. 丸善出版. 2016, p24

安全の考え方 (まとめ)

💡 Point !

- 事故防止は、リスクマネジメント (Safety-1)を行った後、レジリエンス・エンジニアリング (Safety-2) を行うことです。

安全戦略の採り方

- 安全とは、許容不可能なリスクが存在しないことである。
- リスクとは、リスク＝ハザード×脅威×生起確率で考えられる。
- リスク対策は、“ハザード”、“脅威”、“生起確率”それぞれを低減するようにアプローチをする。
(リスクマネジメント)
- 更に、リスクマネジメントを行った後、リスク対策をすり抜けて生起し得る脅威に対応するため、レジリエンスエンジニアリングを行う。
- これにより、事故の発生確率が低く、発生したとしても事故の程度の大きさは小さいものとすると同時に、事態収拾の速さも担保する。

事故分析/対策立案のための基礎知識

人的要因による事故の3形態のモデル

-  Point !
- ・ 人的要因による事故には「ドミノモデル」、「機能共鳴型モデル」、「疫学的モデル」の3分類があります
 - ・ 分析対象とする事故と事故調査の目的（現場レベルでの具体的問題を明らかにしたいのか、管理・組織要因の問題を明らかにしたいのか）に応じて、適切なモデル（事故調査・分析手法）を選ぶ必要があります。

事故の3形態のモデル

1 ドミノモデル

- ・ 何か望ましくない事象が起こり、それが引き金となってドミノ倒しのように事態が進展し、最終的に事故に至るというモデル。
- ・ 原因→結果の連鎖系で理解することができる事故形態です。
- ・ このようなタイプの事故を分析する手法は根本原因分析（Root Cause Analysis : RCA）と言われます。

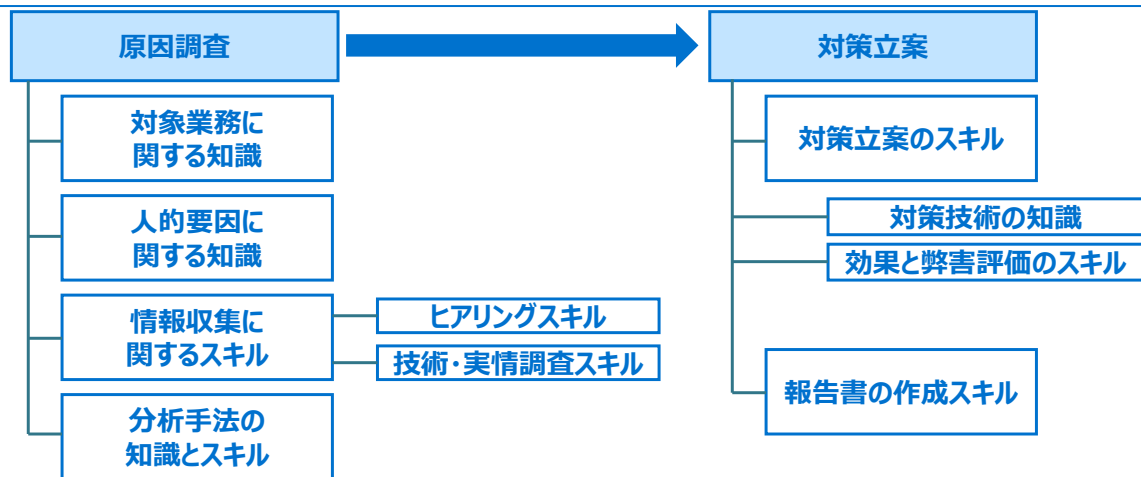
2 機能共鳴型モデル

- ・ チーム作業において、それぞれがまじめに作業を行っているにも関わらず、“息が合わず”に事故が生じるというモデル。
- ・ 例えば、自動化システムを扱っているときに、システムの挙動理由をオペレータが理解できない状態になり不適切なオペレーションを行ってしまうことが該当します。
- ・ 分析手法としては、VTAやFRAMが提案されている。

3 疫学的モデル

- ・ ある組織において事故が脈絡なく生じるときは、1つ1つの事故を分析し、対策を講じても埒が明かず、組織風土やの乱れや管理制度の不確立・不機能により生じていることが多い。
- ・ こうしたタイプの自己分析は、アンケートに基づく組織風土調査や、管理制度の状態に関わる実態調査などが有益で、スイスチーズモデルやそれに基づくHFACSといった事故分析手法として用いられます。

事故分析担当者/対策立案担当者が身に付けるべきスキル



◆ 原因調査の知識とスキル

- **対象業務に関する知識**
調査対象業務の内容、その領域の専門用語、関係規定や法令、使用している機材の役割などの知識
- **人的要因に関する知識**
人間の能力の限界や特性、ヒューマンエラー防止対策に関する知識
- **情報収集に関するスキル**
現場実態の観察スキル、ヒアリングスキル、組織構成員の意識調査などのスキル
- **分析手法の知識とスキル**
各種の分析手法の知識とスキル

◆ 対策立案のスキル

- **対策技術の知識**
例えば効果的なダブルチェック、コミュニケーションのデザインなど、対策種類に関する豊富な知識。知らない対策は提案できないため
- **効果と被害評価のスキル**
提案する対策の効果評価と、その対策がもたらす課題や被害の評価のスキル
- **報告書の作成スキル**
事故調査報告書を報告書の利用者に応じて作成するスキル

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp231-232

ヒアリングスキル

ヒアリングの仕方

- 事態の全体＝事実を話してもらう
- 事象の連鎖が作れるような話をしてもらう
- 「はい」「いいえ」の答えとならない質問をする
- 最後まで一通り説明してもらい、その後細部の話に入る
- 話を途中で遮らない
- 必要に応じて図解してもらう
- その人の意見や考えと、事実とを区別して聞く
- When, Where, Who, Howは事実として語れるが、Whyはその人の解釈過程が入る。
- How, Whatはその人の記憶に頼る面が大きく、裏付けを取りにくい

グループインタビューの留意点

- 良好な人間関係のあるせいぜい3～4名に集まってもらう
- 上司/部下、先輩/後輩の関係など、権威勾配のある組み合わせは避ける
- 懇談という感じで職場の雰囲気、日ごろの管理監督の状態、事故について感じたことなどを尋ねる。調査者はファシリテータ的な立場で話を聞いていく

調査者の態度

- 事故の起こった経過をともに歩むスタンスで聞いていく
- “なぜ気づかなかったのか”などと問い正さない。問い正すと責め立てる雰囲気となり、つじつまの合うような話が（想像で）作られてしまう
- 調査者が答えを誘導しない
- 自分の経験や自分の意見を押し付けない。調査のヒアリングは指導の場ではない
- あくまで相手から聞くこと。調査者が語ってはならない

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp233-234

対策立案のスキル

対策立案の流れ

- ① 対策検討表を用いて、対策立案の検討を進めます
- ② ナンセンスな対策も含めて、対策をできるだけ多く考え、そこから選ぶスタンスで臨みます。**対策を最初から決め打ちしてはいけません**
- ③ **採用されなかった対策は、不採用の理由とともに記録に残します。**これにより外部から対策について照会があったときに、幅広く検討したことを説明することを可能にします。また、現時点では予算や技術的制約で不採用となった対策案でも将来、それらの障害が除去されたときに当該対策を実施することができるようにするためです。
- ④ 当面の対策、中長期的な対策を立てます。
- ⑤ **リスク対策は新たなリスク（様々な問題や弊害）を生むと言われる。**対策の弊害や問題を必ず検討し、対策の是非を評価します。
- ⑥ 対策実施の担当者と期限を決めます。これにより対策を立てるだけで終わるということを避けます。

対策検討票の活用例

（廊下に水たまりがあったことによる転倒事故を例に）

対策	評価	考え得る弊害・問題	採否
傘の持ち込み禁止	水たまりはできないので効果的	傘たてを買わないと実現困難。傘たてが小さいと部屋に持ち込まれる	採用：ただし傘たて購入後に庶務課長を中心に職場のマナー向上活動として実施
モップ・雑巾を購入してふく	ちゃんとふけば効果的。雨の日以外でも使い道がある	ふく人がいないと無意味。常時ふかないといけない。	採用：直ちに庶務課予算でモップは買う。気づいた人がふくマナー向上活動も行う
傘たてを購入	しかるべき傘立てを入口に置けば、傘は持ち込まれない	人数分の傘が入られる傘たてが必要。設置場所確保がカギ	採用：庶務課予算で来月には購入
水たまりのできることを避けて歩く	水たまりに足を取られることはない	そもそも水たまりをなくすことが先決	否：水たまりのために歩き方を変えるのはナンセンス
注意して歩く、急いで歩かない	当面の情報共有としては必要	根本的な解決にならない	採用：当面の対策として実施

（参考）小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp236-237

事故分析の各種手法

◆ 手法紹介で取り扱う事故事例

- ・ 上司から、書類を庶務課に届けるようにと急に言われた秘書課のAさんは、急いで廊下を歩いていたところ、廊下に水滴がたまっていて、そこに足を踏み入れたため、アシをとられて転倒し、骨折した
- ・ 廊下の水滴は傘のしずくで、誰かが傘を廊下に持ち込んだ時の水滴が垂れたものと思われる
- ・ この職場では、入り口に傘立てがないので、傘は建物内にいつも持ち込まれており、またそれがいつものことなので誰も水滴を拭こうとはしません
- ・ しかし予算はなく、傘立てのみならずモップも雑巾も買えないという現実があります
- ・ せめて傘のしずくを切ってもらいたいものですが、そういったマナーの職場の中ではなかったのかもしれない

事故分析実施に当たって念頭に置いておくべきイメージ



Point ! ・ 事故分析に当たっては、事故の全体像について、広がり（SHELモデル）、深まり（組織文化、経営・管理体制、背後要因、直接原因、エラー）を把握するように努めます。

◆ 広がり（SHELモデル）

Software:
手順やマニュアルなどの
ソフトウェアに不備はなかったか

Hardware:
道具や設備などの
ハードウェアに不備はなかったか



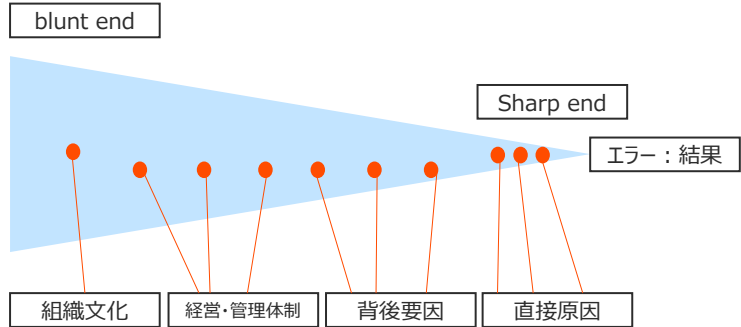
Liveware:
当事者の体調などに
変化はなかったか

Environment:
明るさ、騒音などを
始めとする環境に
不備はなかったか

Liveware（モデル下部）:
関与者、周辺人物による
当事者への影響はなかったか

- ・ SHELの各要素を囲む枠は波打っているが、これはそれぞれの状態は固定的でなく、常に変動していることを表しています。
- ・ 中心のLと、中心のLに影響を及ぼすSHELの状態が良好でないと事故が生じるというイメージです

◆ 深まり



- ・ SHELの良好化によりヒューマンエラーは抑止され、レジリエンスも成功し安全が実現されますが、現実にはSHELの良好化は現場の努力、取組だけでは困難なことが多いです。
- ・ 例えば観光バスの運転手が疲れたと言って乗客を乗せたまま仮眠をとることは不可能であり、この場合は運転手が疲れた状態で乗務に当たることがないように管理側での対応が必要になります
- ・ したがって事故分析では、事故の背後(*blunt end*)にある背後要因、経営・管理体制、組織文化などの深まりにも目を向けます。

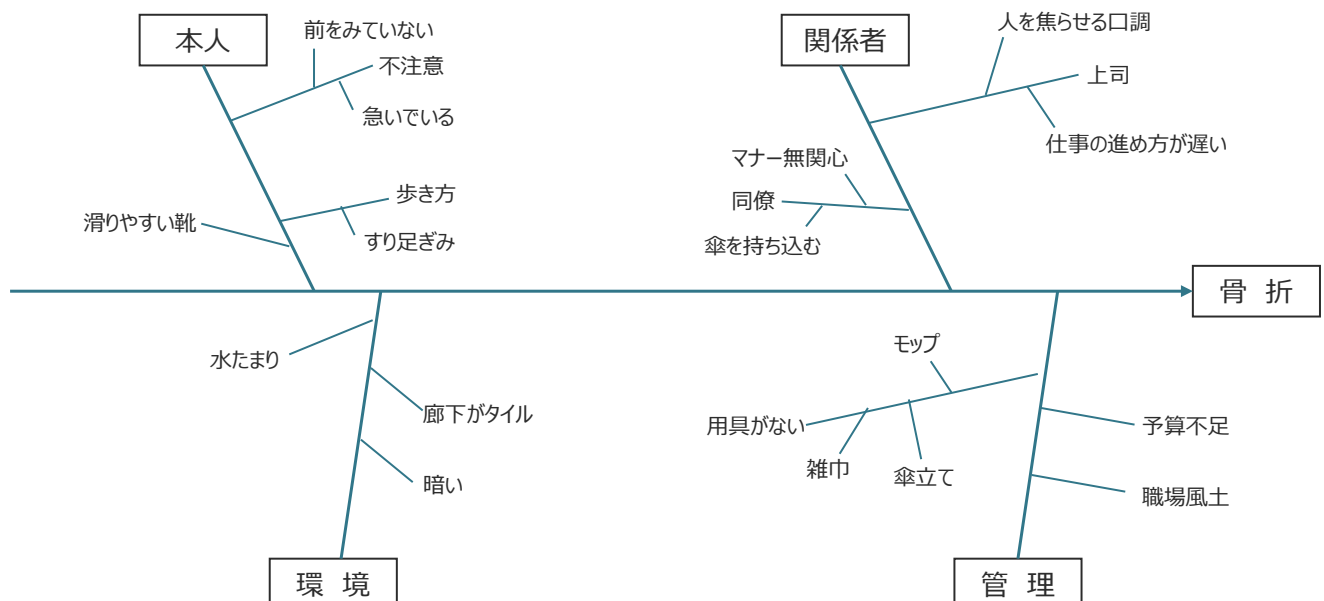
(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp239-241

事故に関係する要素を整理する手法「特性要因図」



Point ! ・ 事故に関係する要因をカテゴリーにまとめて考案し整理する際は特性要因図が有用です。
・ 対策を議論する際に役に立ちますが、要因間の関係性は表現できないのが弱点です

特性要因図



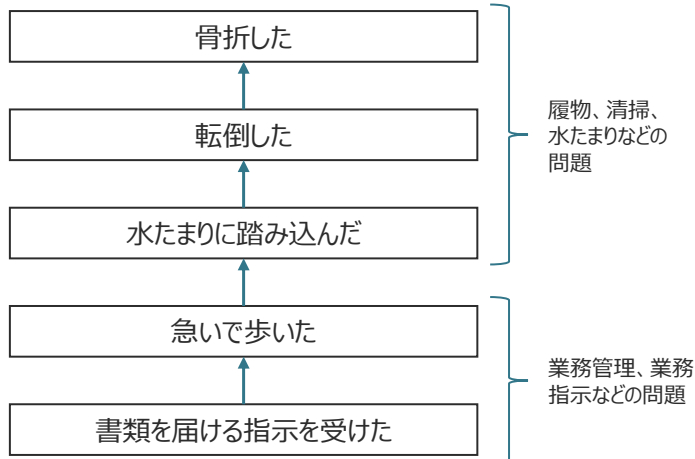
(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp241-242

事実を整理していく手法「時系列図」

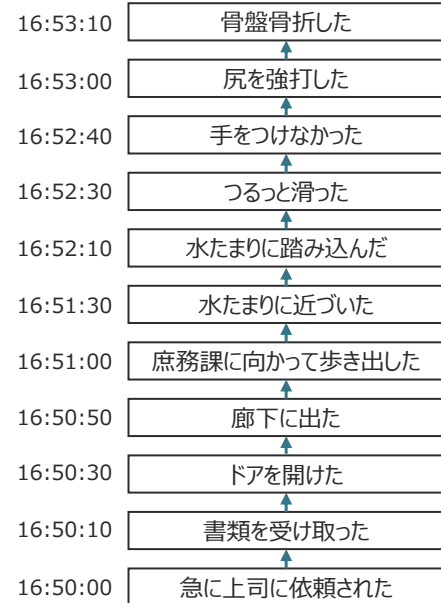
- Point !**
- ・ 事実関係のみを時系列に並べる時系列図は、いきさつの長い事故の経過を把握するのに向いています
 - ・ 時系列の中のある事象を潰せばそれ以降の事象は生起しません。分析者が問題視する事象について、連関図分析を行い対策を行います
 - ・ 一方で複数の登場人物がそれぞれ挙動する事故においては、相互の関係性が見えにくいため、チーム作業の分析・評価がしにくいです

特性要因図

◆ 行程レベルでの時系列分析の例



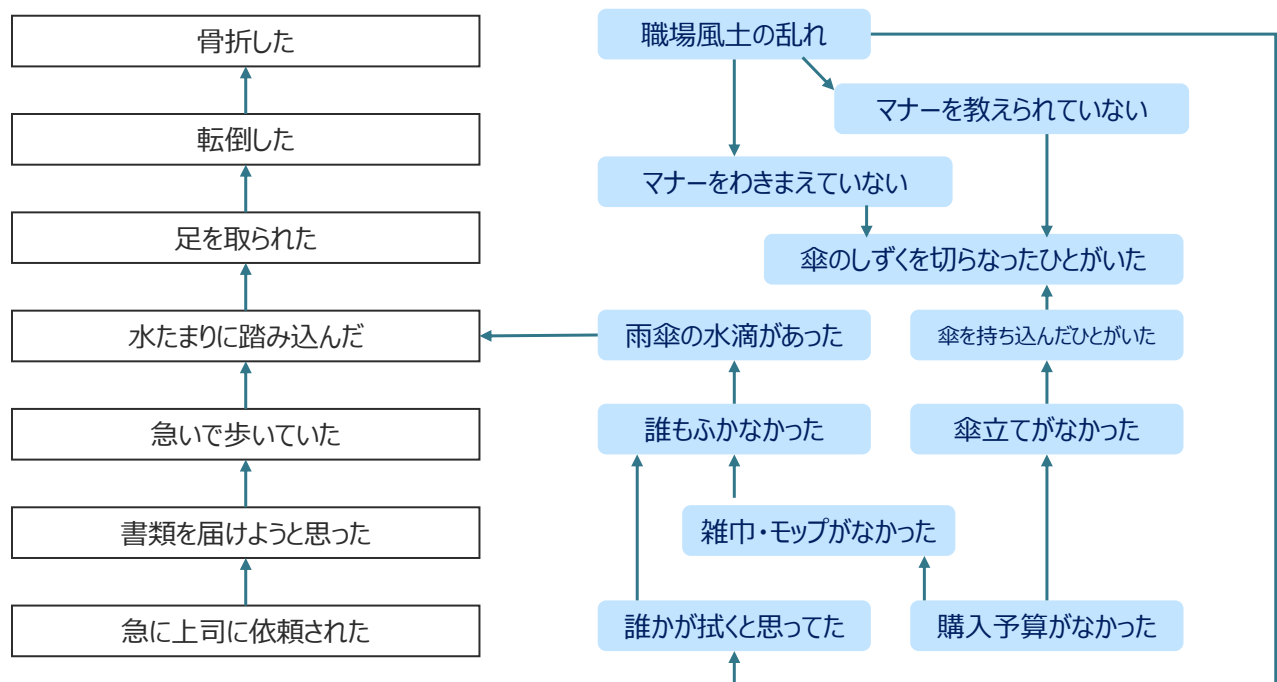
◆ タイムスタンプを入れた詳細な時系列分析の例



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp242-243

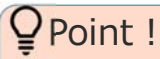
(参考) 「時系列図」と「連関図分析」の併用イメージ

- Point !**
- ・ 事実関係のみを時系列に並べる時系列図は、いきさつの長い事故の経過を把握するのに向いています
 - ・ 時系列の中のある事象を潰せばそれ以降の事象は生起しません。分析者が問題視する事象について、連関図分析を行い対策を行います
 - ・ 一方で複数の登場人物がそれぞれ挙動する事故においては、相互の関係性が見えにくいため、チーム作業の分析・評価がしにくいです



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,p244

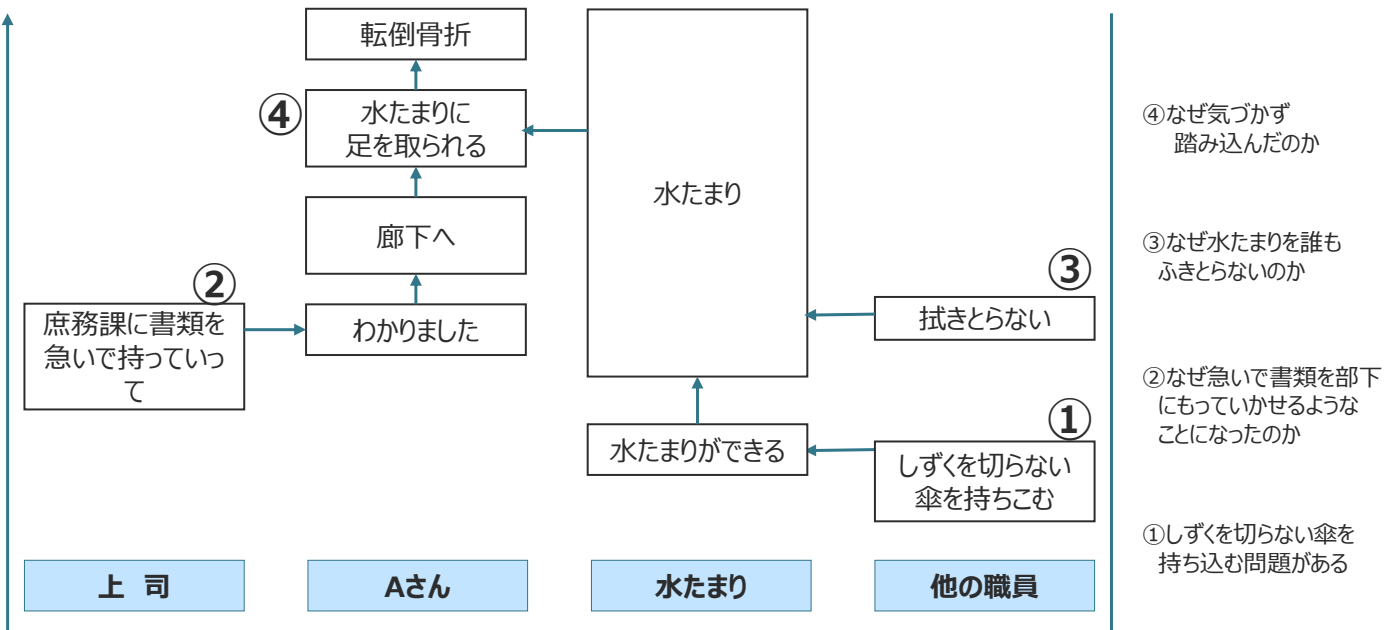
事実を整理していく手法「VTA」



Point !

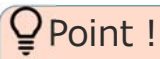
- 複数の登場人物や機材が存在する事故において、その相互関係を把握するのに向いている分析手法がVTAです。

VTA



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp243-245

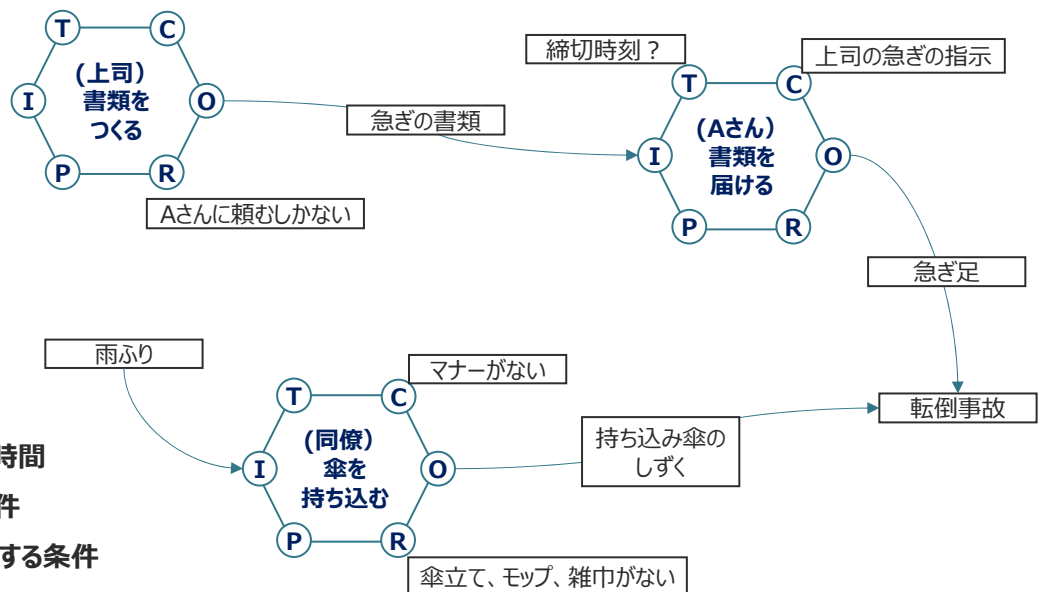
事実を整理していく手法「FRAM」



Point !

- 機能共鳴型事故を分析するための手法がFRAMです。
- 事故の本質を“機能”の連鎖として表現することができ、事故を避けるという点において4つの要素 (time, control, precondition, resource) がどうあるべきかという観点から対策を検討する助けになります

FRAM



T: 機能に影響を与える時刻、時間

C: 機能の監視、制御される条件

P: 機能が実行される前に存在する条件

R: 機能の実行において必要となる資源

I: インプット

O: アウトプット

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp245-246

原因・要因を中心に整理していく手法「4M4E分析」

- Point !**
- 4M4E分析は、人的要因の関わるシンプルな事案について、直接原因・要因レベルで分析し、同時に対策も検討する手法です。
 - 4Mは事故の原因要因としてのman(人的要因), machine(機械要因), media(環境要因), management(管理要因)のことです。
 - 4Eは現場でできる対策としてのeducation(教育訓練), engineering(技術), enforcement(規程化と徹底), example(事例紹介)のことです。

4M4E分析

◆ 特徴

- 分析と同時に対策も立てられるため現場レベルでの問題整理・問題解決に有用な手法です。
- 要因同士の関係性を示すことができないのはデメリットです。

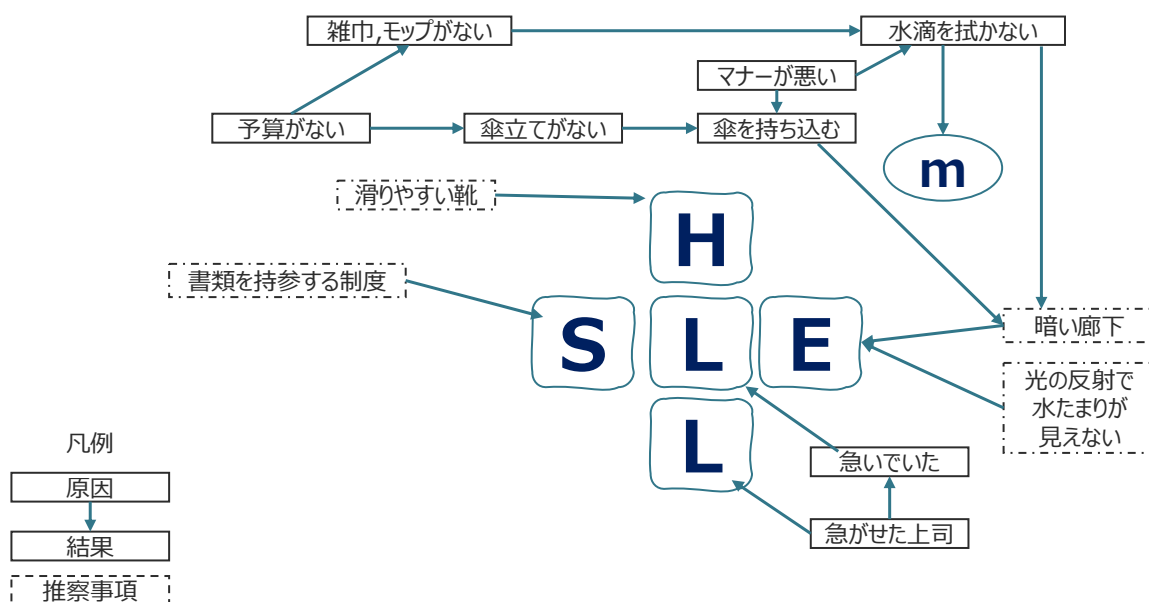
	man	machine	media	management
具体的要因	- 急いでいる - 水たまりに気が付かない		- 水たまりがある - 水たまりが見えにくい	- マナーがなっていない - 傘立て・モップがない
教育訓練	注意喚起			
技術的対策			- 照明の設置 - 滑らない床面化	傘立ての購入
規程化・徹底	雨天時には“水たまりに注意”札を立てる			- 傘のしずくをきるマナー教育 - 傘の持ち込み禁止
事例紹介	事故事例の共有を職場で図る			

(参考) 小松原 明哲: 安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp246-247

原因・要因を中心に整理していく手法「SHEL分析」

- Point !**
- 人的要因の関わる事故はSHELモデルのバランスの崩れで生じます。
 - そこで,m(management)及びSHELの各要素に事故の原因、結果、推察事項を割り付け、事故の原因・要因を整理します。

SHEL分析



(参考) 小松原 明哲: 安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp2347-248

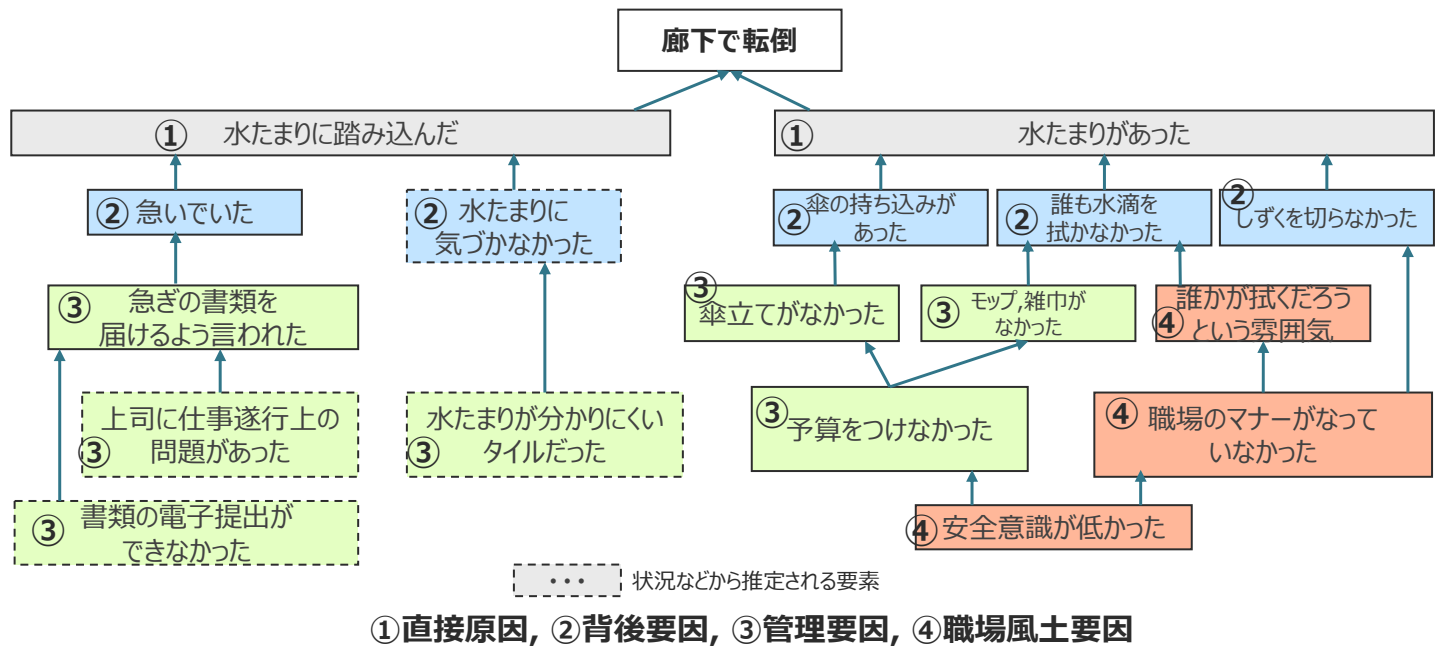
原因・要因を中心に整理していく手法「連関図分析」



Point !

- ・ 連関図は“なぜなぜ分析”と言われる手法で、事故をもたらした要素の因果関係を“なぜ？”を問かけキーワードとして深堀していきます。
- ・ 背後に存在している要素も含めて事故の全体像をつかむことができます。
- ・ 分析結果は人により異なりますが、各分析者の結果を持ち寄り結果を総合すると見落としを少なくすることができます。

連関図分析



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp248-249

管理・組織要因を中心に整理していく手法「HFACS」



Point !

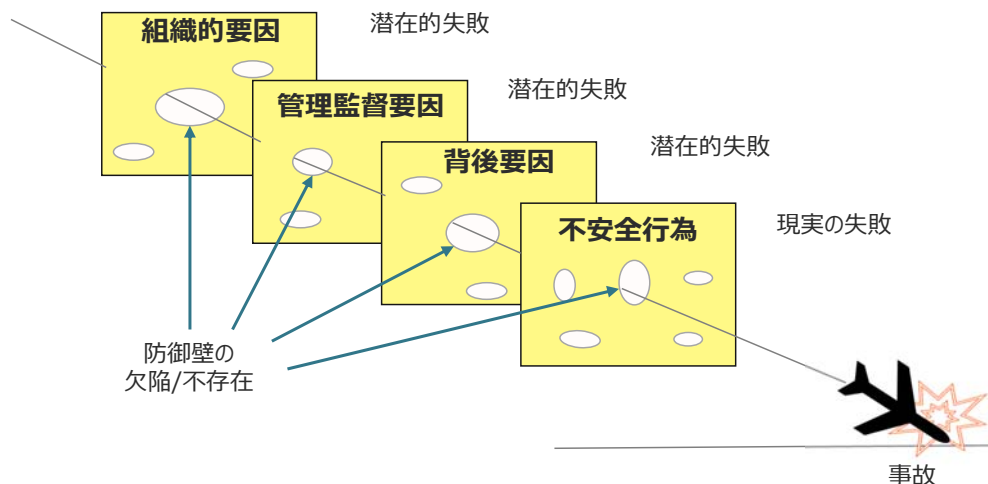
- ・ HFACS(Human Factor Analysis and Classification System)は航空機事故を分析するために、FAA(米国連邦航空局)が使っているスイスチーズモデルをベースとした事故分析手法です。
- ・ 不安全行為、その前提となる背後要因、管理監督要因、組織的影響の4階層において事故の要因をチェックします。
- ・ HFACSでは4階層ごとに候補要因のリストがあるが、航空機事故を前提としているため、本手法を活用する際はHFACSの要因設定に倣って一時保護所業務に対応する要因を追加設定する必要があります

HFACSの概念

- ・ 各階層でのエラー/不具合が防護層をすり抜けてくることで事故が発生するという考え方
- ・ 例えば、組織的要因として過度なコストカットや資金不足があれば、管理監督として不十分な人員配置となり、結果として疲労が講じてエラーが生じる、といった具合に因果関係を想起します。

スイスチーズモデルとは

- ・ イギリスの心理学者ジェームズ・リーズンが提唱した、ヒューマンエラーから事故・トラブルに至ることを説明するモデルです。
- ・ 事故は単独で発生するわけではなく、複数の事象（複数の背景要因）が連鎖して発生するという考え方です。
- ・ 事故発生防止のために佐那座七防護壁を設けますが、これらの防護壁の脆弱な部分や連鎖的なエラーといった「穴」を次々に通過してしまうと事故・トラブルに至るということを説明しています。



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp249-252

管理・組織要因を中心に整理していく手法「HFACS」



Point !

- HFACS(Human Factor Analysis and Classification System)は航空機事故を分析するために、FAA(米国連邦航空局)が使っているスイスチーズモデルをベースとした事故分析手法です。
- 不安全行為、その前提となる背後要因、管理監督要因、組織的影響の4階層において事故の要因をチェックします。
- HFACSでは4階層ごとに候補要因のリストがあるが、航空機事故を前提としているため、本手法を活用する際はHFACSの要因設定に倣って一時保護所業務に対応する要因を追加設定する必要があります

HFACS各階層での原因/要因候補例（航空機事故を例に）

◆ 操縦士の不安全な行為の例

- **スキルベースのエラー**
手順の抜け、技量不足、航空機の過度の操作 など
- **意思決定エラー**
非常事態の誤った判定、不適当な操作、貧弱な判断 など
- **知覚エラー**
距離/高度/速度の誤判断、空間識の喪失、錯視
- **違反行為**
管制指示に従わない着陸アプローチ、無謀な操作、無許可飛行 など

◆ 不安全な行為の前提の例

- **良くない精神状態**
注意をそらされる事象の存在、注意散漫状態、精神的疲労、など
- **良くない生理的状态**
疾病、負傷による生理的不具合、生理的疲労、
- **生理的/精神的限界**
不十分な反応時間、視覚の限界、適性不足、身体的能力不足
- **CRM**
コミュニケーションや協調の失敗、情報共有が不十分、リーダーシップの欠如 など

◆ 不安全な管理監督の例

- **不十分な監督管理**
ガイダンスの提供の失敗、資格管理/能力管理の怠慢 など
- **計画上の不適切な対応**
正しいデータや情報を与えない、不十分な人員配置 など
- **顕在化している問題を是正しない**
不安全な傾向の報告をしていない など
- **監督の規定違反**
規定や規則の実行化を怠る、資格のないクルーの飛行を許可する など

◆ 組織的影響要因の例

- **資源/要求管理**
人的資源/資金/機器・設備の過度なカット、不適切な配置 など
- **組織風土**
指揮命令系統、コミュニケーション、標準とルール、組織における正義のエラー
- **組織プロセス**
業務の実施手順のムリムダムラ、リスク管理・安全プログラムの欠如 など

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp249-252

未然防止対策の検討手法

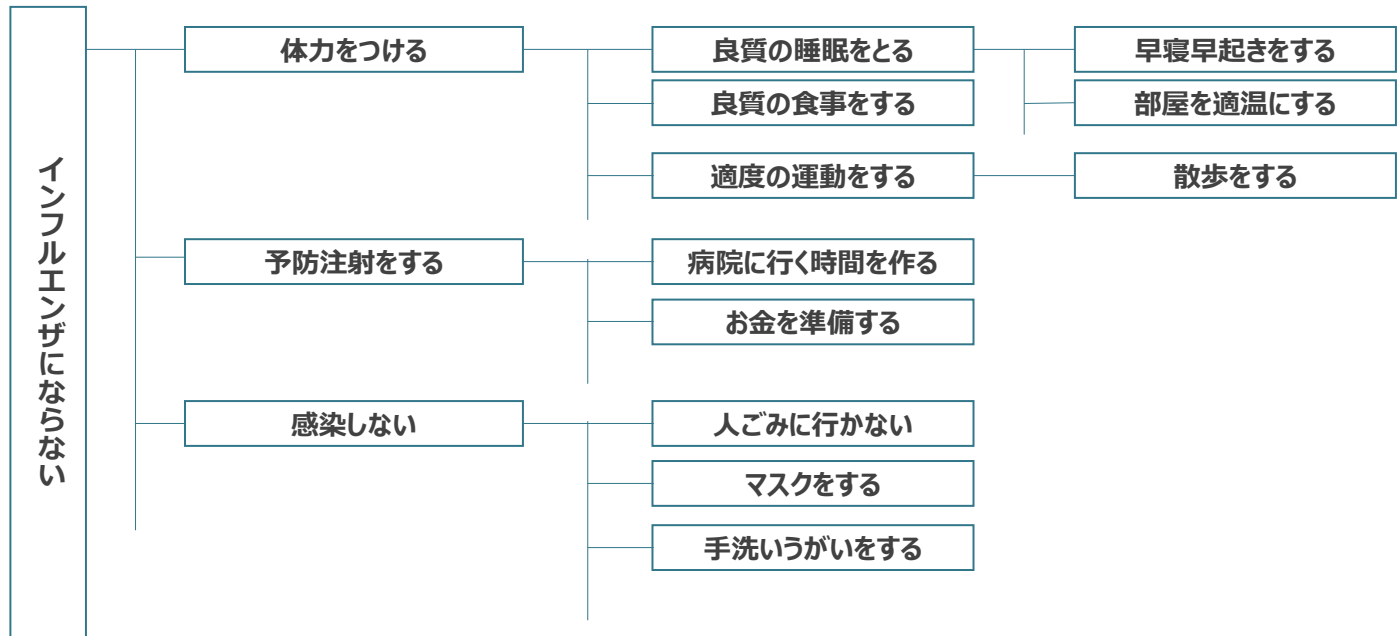
未然防止の手段を発想していく「系統図」



Point !

- ・ 系統図は、目的を達成するための手段を“～ためには？”を問いかけキーワードとして展開していく手法です
- ・ 目的を起すためにとるべき具体的な方策が得られるまで、一次、二次と分解していきます。
- ・ 途中で“～ためには？”が行き詰ったときは“～ということは？”と言い換えをすると、検討が継続できます。

系統図のイメージ



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp255-258

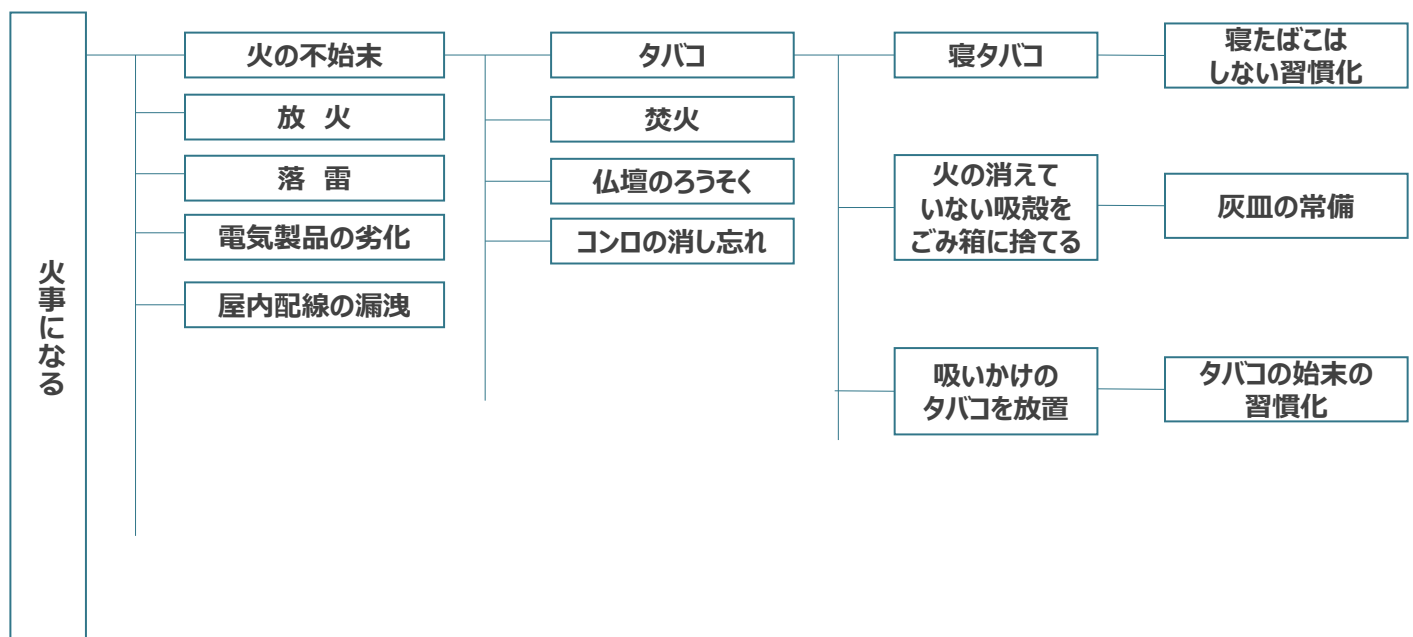
事故の原因を発想していく「要因展開図」



Point !

- ・ 発生したら困る事故が“起こるとするなら？”を問いかけキーワードとして展開していく手法です
- ・ 具体的な原因に到達するまで、一次、二次と分解していきます。
- ・ 原因に対して対策が講じられていなければ、そこを突かれた事故が起こる可能性があると考えられます。

要因展開図のイメージ



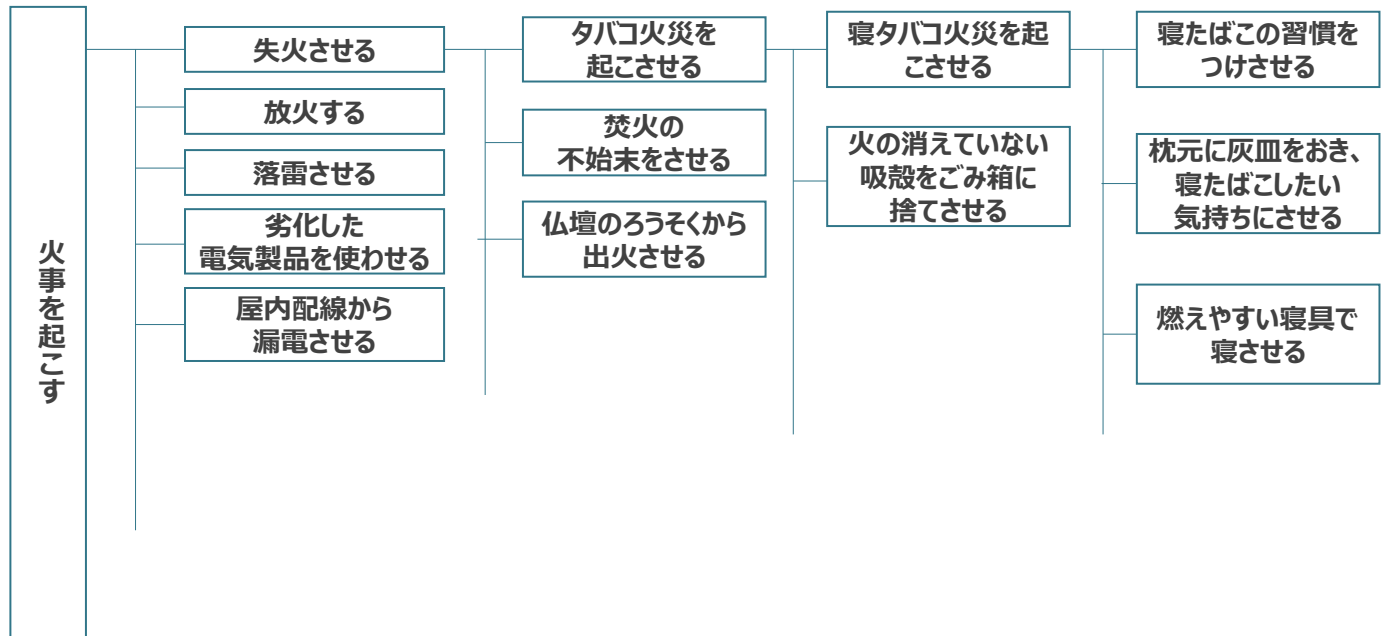
(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp255-258

故意・過失による事故の原因を発想していく「サボタージュ分析」

Point !

- ・ 発生したら困る事故を“起こすとするなら？”を問いかけキーワードとして展開していく手法です
- ・ 具体的な方策に到達するまで、一次、二次と分解していきます。

サボタージュ分析のイメージ



(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp255-258

組織風土/組織文化について



- Point !**
- 風土は漠然とした雰囲気的なものであり、風土は組織の人間の業務遂行様式や思考様式に強い影響を与えています。
 - 文化は「構築されてきた共通価値観的なもの」であり、組織の性格的なものと言えます。
 - 風土と文化の根本的改革は内部の力で進めることはほぼ不可能です。

組織風土について

◆ 風土とは

- 漠然とした雰囲気的なものであり、風土は組織の人間の業務遂行様式や思考様式に強い影響を与える
- 安全をなおざりにした組織風土であると事故は脈絡なく発生する
- 人間関係が悪い、モチベーションが低い組織風土においても、必然的に安全への関心、取組が乏しくなるため事故が脈絡なく発生する

◆ 風土改革

- 悪化した風土を根本から改革することは、内部の力では進めにくく、外部の力による必要があります。
- これは、どのように改革すべきか内部からは見えにくいことや、仮に改革されるとして今までとは違う風土になると居心地が悪くなると想起する構成員からの抵抗が生じ得ることによるります。

◆ 外部による風土改革に頼らないために

- 組織の構成員が常に自分たちの風土の弱点を知り、それを修正していく自律的な取組が重要となります。
- そのため、他部門や他の一時保護所での取組などについて情報収集をし、自組織との違いを認識することに努めることが重要です。
- 安全に関しては人事交流、相互訪問、相互監査が有益です。

組織文化について

◆ 文化とは

- “風土”と文化とは意味的に重なる部分も大きいですが、“風土”が自然発生的なものであるのに対し、“文化”は活動の中で「構築されてきた共通価値観的なものであり、組織の性格的なものと言えます。組織文化の存在としては次の3つのレベルが存在し、中でもレベル3の“基本的仮定”が文化の本質とされます。

□ レベル1 人工物

- 組織が作り出した物理的・社会的環境のこと
- 例：企業理念・社是、組織内のマナー、その他組織内の行事

□ レベル2 価値

- 議論されたり、疑問視されたり、反対されることもあるレベルの文化
- 例：幹部の訓示や意見。職員が全員納得、同意するとは限らない

□ レベル3 基本的仮定

- その組織内で行動する際に、対立もなく議論の余地もないもの。無意識のうちに合意され、誰もその文化・行動に疑問を抱かない。
- 重大な事故が起こる可能性のある業務を行う組織は、安全のための活動を当たり前のこととして受け入れる文化が構築されていることが重要。

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,p195-198

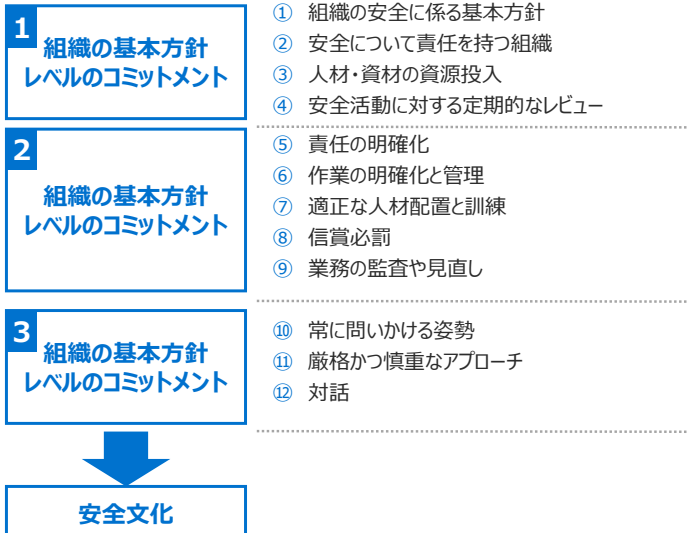
安全文化



- Point !**
- 組織は安全文化を高めていく必要があるところ、そのためには自らの組織の安全文化を評価する必要がある。
 - 一方安全レベルが高められると、過信・慢心が発生し、結果として安全文化の崩壊も起こり得るため安全文化の劣化傾向についても把握しておく必要がある。

安全文化の主要な構成要素

- 組織は安全文化を高めていく必要があるが、そのためには自らの組織が安全文化についてどのような状態であるか評価することが必要です。
- 安全文化の構成要素については、IAEAが下図のように示しています。



安全文化の劣化の兆候

- 安全レベルが高められると事故やトラブルへの遭遇機会は減少するが、このために職員が安全を明確に意識しなくなり、結果として安全文化が崩壊することも起こり得ます。
- そのため、以下に示すような安全文化の劣化傾向について配意し、状態が悪くなる前に早期に対策することが重要です

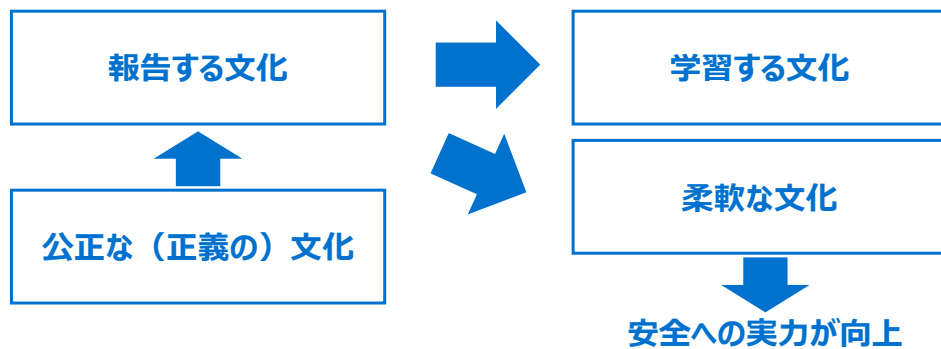
劣化の兆候	現象
第1段階 過信	良好な過去の実績、他からの評価、根拠のない自己満足から生まれる安全過信
第2段階 慢心	軽微な事故が起こり始める。管理監督機能が弱まり、自己満足から改善が遅れる、又は見逃される
第3段階 無視	多くの軽微な事象とともに、重要性の高い事象も起こり始める。しかし、それらはどういった特殊事象と扱われ内部監査での指摘が無視される。また改善計画が不完全のまま終わる
第4段階 危険	潜在的に過酷な事象がいくつか起きても、組織全体が内部監査や規制者など外部の批判を“妥当でない”として対応しない
第5段階 崩壊	規制当局など外部機関による特別検査が必要になる。経営管理層の退陣などが出てくる。修復、改善に多大なコストが必要となる。

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp200-202

安全文化を支える4つの文化

Point !

- 安全文化は「公正な（正義の）文化」「報告する文化」「学習する文化」「柔軟な文化」に立脚する。



◆ 報告する文化

- 安全を高めるためには現場での事故やトラブル情報を集め、それを基に適切な安全施策を講じていく必要があります。
- そのため、現場が問題を“報告する文化”を構築する必要があります。
- しかし現場にトラブルやヒヤリハットの報告を求めることは、「処罰されるのではない」「単純に面倒」ということから容易ではない

◆ 柔軟な文化

- 緊急事態などが生じたときに、平時とは異なる形態に阻止意を柔軟に再構築することができる文化が必要です

◆ 公正な（正義の）文化

- 悪意のある破壊行為、理由のない不服従、薬物やアルコールを接種しでの業務従事などに対してきびしく対応し、よいことと悪いことの区別をはっきりと構築する必要があります。
- 面倒がらずにトラブル・ヒヤリハットを報告することの奨励、報告は良いことであるとの納得や職員からの経営に対する信頼を構築する必要があります。

◆ 学習する文化

- 報告を基に、改善活動を行う文化が必要です

（参考）小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp202-203

安全文化成熟度モデル

Point !

- 組織の安全文化は以下に示す5つの段階を追って成熟していきます。
- レベル5を目指して組織は自律的な取組を発展させていくことが求められます。

レベル5 発生的	- 安全を中心に業務がなされる状態 - 管理者は現場について理解しており、現場員は管理者に何でも伝える - 失敗から学ぶために、悪い知らせが積極的に探される - 何がうまくいなくなる可能性があるのか、絶えず意識されている - 安全は、利益をもたらすプロフィット・センターとみなされる
レベル4 前向き	- 見いだされる問題に前向きに取り組むことができる状態 - 事故を予見し、防止するためにリソースが配分される - 管理者は悪い知らせを受け入れるが、統計にのみ注目をする - 現場の要員は信頼され、自分が安全に関係していると感じている
レベル3 計算的	- ハザード管理のためのシステムがある - 膨大な監査記録と膨大なデータが存在する - 新しい安全マネジメントシステムがあれば、十分であるとされる - 事故が起こるとびっくりする - 悪い知らせは大目に見られる
レベル2 後追い	- 安全については、事故が起こってから対応する - 事故があるたびに安全に取り組む - 管理者は、規則と手順に従うように強制する - 事故を分析するために多くの時間が割かれる - 悪い知らせは、隠される
レベル1 病的	- 安全に対して無関心 - 安全については、弁護士や監査機関の言うことに従っていればよい - 事故が起こるに違いないが、危険な仕事だからしょうがない - 事故にあうようなやつは首にすればよい - 悪い知らせは知らせるな、教えようとするやつを口をふさげ

（参考）小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp204-205

高信頼性組織



Point !

- 救命救急センターなど状況がダイナミックに変化する状況下においても高い安全成績を上げ続けている“高信頼性組織”の特徴は安全文化構築に向けての参考となります。
- 1～3は不測の事態を避けるための要件、4～5は被害を最小限に抑えつつ迅速に対応するための要件です

1.失敗に注目する	- なくなることはない些細なミスやトラブルを放置すると確実に大事故につながります。 - したがって、それを軽視したり隠したりするのではなく、必ず報告し、組織として徹底的に原因を究明しようとします。
2.単純な解釈をしない	- 複雑なシステムを正しく運用するために、細部にまで決め事をつくり、それに厳密に従います。 - 物事を軽く考え、適当に流したりしないという意味です。
3.オペレーションに敏感になる	- 総責任者は、現場で何が起きているのかをリアルタイムに把握するためのコミュニケーションを行い、意思決定や指示を親族適切に行います。 - 現場で何がなされているのかをトップが把握しないことには全体としての統制がとれたオペレーションは困難であるためです。
4.危機においてレジリエントである	深い専門知識や平素からのリソースの準備、良好な人間関係を背景に、組織に危機が訪れたときにはそれに柔軟に対応し、不測の事態を最小限にとどめる臨機応変の対応をとります。
5.専門知識を有する者を尊重する	不測の事態が生じた際には、上司部下などの役職に関わらずその事態や対処に最も詳しい人材に指揮が委ねられ、責任については上席者が引き受けるという運用がなされます。

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp209-210

安全のためのヒヤリハット報告



Point !

- 安全活動の適切性は、安全情報の量と質に依存します。ヒヤリハット報告がなされない、隠されてしまうと、何ら対策が講じられず、大事故が発生する可能性が放置されてしまうことになります。
- そのため、ヒヤリハット報告の目的は安全推進であって、懲戒ではありません。子どもと職員双方の安全のため、ヒヤリハットは積極的に共有しましょう。
- 管理者はヒヤリハット報告は懲戒目的ではないことを徹底的に職場に浸透させる努力をし、率先的にヒヤリハット報告をします。

ヒヤリハットとはなにか

- ◆ 仕事中に**ヒヤッとしたこと、ハッとしたこと、危ないと感じたけれども幸い災害には至らなかった事象**のことです。
- ◆ 1件の重大事故の裏に、29件の軽微な事故、300件の無傷事故（ヒヤリハット）があると言われています（ハインリッヒの法則）。
- ◆ **ヒヤリハット活動は、この300件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動であり、懲戒のための活動ではありません。**

ヒヤリハット報告の重要性

- ◆ 安全活動の適切性は、安全情報の量と質に依存します。
- ◆ とりわけ一歩間違えると大事故につながりかねないヒヤリハット情報は、極めて重要で、その報告がなされない、あるいは隠されてしまうと、何ら対策が講じられず、大事故が起こる状況が放置されてしまうことになります。

ヒヤリハットの例

- ◆ 子どもが本棚の上段から本を撮ろうとして椅子に上り、バランスを崩して転落しそうになっていた
- ◆ 電灯を変えている際子どもに呼ばれてその場を離れ、戻ってきたら子どもが脚立で遊んでいた など

集まったヒヤリハットはどのように活用されるか

- ◆ 集められたヒヤリハットは、安全活動に適切に役立てます。その利用の仕方としては次のようなものがあります。

改善

- ◆ 個別の報告のうち、現場改善やマニュアル改定などに利用できるものは、直ちにその用途に活用します。

集計

- ◆ 集計することで、脅威の出現傾向、インシデントの発生傾向などを明らかにし、安全活動へとつなげます。
- ◆ 集計の仕方としては、ハザードマップなどを作成する空間的集計、横軸に時刻などの時間軸をとり、事象の発生頻度を撮る時間的集計、種類別に集計し棒グラフで表す頻度集計などがあります。

分析

- ◆ 個別事例のうち、多様な要因が原因として絡まっていると思われるものについては、それら要因の抽出のために分析を行います。

- ◆ ヒヤリハット報告はミスを上司や同僚に伝えることのようにも感じられるので勇気がいりますが、報告することで不利になることはありません。
- ◆ ヒヤリハット報告は安全のための活動です。懲戒のための活動ではありません。
- ◆ 管理者も懲戒的な態度をとらないように厳に注意してください

(参考) ヒヤリハットを報告してもらうために



Point !

- ヒヤリハット情報は安全対策を取るうえで重要ですが、“報告が面倒”、“報告する意義が分からない”、“恥ずかしい”など様々な理由で報告がなされないことがあります。こうした様々な報告者心理に対しては、下記のような対応をとることでヒヤリハット報告を促進することが大事です。

報告者心理		対応
ヒヤリハットがそもそもない		ヒヤリに至らない気がかり事象や改善提案などを幅広く提案してもらう
報告活動があることを知らない		全員参加の活動・制度であることを周知する
何がヒヤリハットかわからない		ヒヤリハットの例示をする
ヒヤリハットという言葉にこだわりすぎている		気がかりなこと、どっきりしたこと、問題だと思ったこと、なんでもよいことをわからせる
ヒヤリハットを出す意義が分からない		安全な業務づくりへの入り口であることをわからせる
出す意義はわかるが恥ずかしい	恥ずかしい	上司が率先して出す。褒める
	馬鹿にされるのではないかと	出てきたヒヤリを冷やかさない
	懲戒されるのではないかと	ヒヤリハット報告は非懲戒であることを宣言する。 上席者（管理者）と現場との信頼関係を構築する
出す必要性を感じない	職場のミーティングでことたりている	それでよいが、単に言いっぱなしにならない工夫が必要（記録に残すなど）
	出しても何も変わらない（諦め）	報告されたことへのフィードバックを行う。ヒヤリハット報告に基づく改善を推進する
必要性は感じるが出せない	報告書を書くのが面倒	報告様式、報告制度の見直しを行う
	何をどう書けばいいかわからない	報告書様式を見直し、書き方見本の準備をする

(参考) 小松原 明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上.丸善出版.2016,pp223-225

参考文献

- 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上. 丸善出版. 2016

児童虐待

虐待の種類、虐待が与える心理的影響等について理解し、入所児童への適切なケア・アセスメント等の実施に役立てることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.虐待の種類	2
2.児童虐待と人権	4
3.虐待の子どもへの影響	5
4.虐待が引き起こす精神疾患	6
5.虐待の脳への影響	7
6.虐待を受けた子どもの成長の様子	8
7.虐待を受けた子どもの親への感情・自己イメージ	9
8.虐待による心的外傷後のストレス反応とPTSD症状	10
9.虐待を受けた子どもが自分の心を守るために行うこと	11

虐待の種類

Point ! 虐待は子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える、子どもに対する最も重大な権利侵害です。
 虐待か否かの判断基準は具体的には決まっていますが、その行為が「子どもがどのように受け止めているか」という視点を持つことが重要です。

子どもの虐待の捉え方

- 子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。
- 子ども虐待への対応に際しては、上記を踏まえた上で、子どもの権利擁護を図るよう努めることが求められます。

法律上の「児童虐待」の定義（児虐法2条）

- 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
 - 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号または次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 上記の一～四を具体的に例示したものは次スライドのとおり

虐待の種類

「児童虐待」の具体例

1. 身体的虐待

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為
- 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為
- 意図的に子どもを病気にさせる。 など

2. 性的虐待

- 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- 子どもに性器や性交を見せる。
- 子どもをポルノグラフィーの被写体にする。 など

3. ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
 例：重大な病気になっても病院に連れて行かない
 例：乳幼児を家に残したまま外出する
- 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登

校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。

- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛着遮断など）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など
 例：適切な食事を与えない
 例：下着など長期間ひどく不潔なままにする
 例：極端に不潔な環境の中で生活させる、など
- 子どもを遺棄したり、置き去りにしたりする。
- 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が一、二又は四に掲げる行為を行っているにも関わらず、それを放置する。 など

4. 心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返す。
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- 子どものきょうだいに、一～四の行為を行う。 など

児童虐待と人権

- 児童虐待が侵害する人権はそれぞれ以下のとおり

身体的虐待	- 子どもの身体に不法な有形力の行使に該当するならば暴行罪、子どもの生理的機能を侵害する結果を惹起したなら傷害罪、その結果として子どもを死に至らしめた場合には障害致死罪に該当する。 - 身体的虐待に該当する行為を保護者が行った場合、子どもの生命・身体の安全が害されることは明らかであり、人権侵害に該当する。
性的虐待	- 性的虐待の場合、子どもの性的自由（性的な事柄に対する自己決定権）が侵害されている - 性的虐待の中でも、「性交、性的行為」は、強制性交等罪あるいは監護者性交等罪及び児福法34条違反に該当しえる 「性器を触る行為」は強制わいせつ罪あるいは監護者わいせつ罪に該当する 「児童に性器を触らせる行為」「児童に性器や性交を見せる行為」は児福法34条6号違反に該当する 「児童をポルノグラフィーの被写体などにする」行為は、児童ポルノ製造罪に該当する - 性的虐待に該当する行為は、子どもに与える影響の大きさから、刑法、児童福祉法等、各種法令により懲役刑を含む刑罰が予定されている。
ネグレクト	- ネグレクトに関しては、その態様が様々であることから、具体的な態様に応じて、侵害される人権が異なる。 - 児童の健康・安全への配慮を怠ったといった行為については子どもの生命・身体に対する安全を侵害している - 児童の意思に反して学校等に登校させないといった行為については、子どもの学習権を侵害している - 食事、衣服、居住などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢といった行為については、子どもの生存権を侵害している
心理的虐待	「ことばによる脅かし、脅迫」、「児童の心を気づつけることを繰り返し言う」、「児童の自尊心を傷つけるような言動をする」といった保護者が言葉によって心理的な影響を与える行動や、「児童を無視したり、拒否的な態度を示す」といった保護者の態度により児童に心理的な影響を与える行動については、子どもの人格権が保護者の言動又は態度によって侵害されている - 兄弟のほか家族に対して行われる身体的虐待、性的虐待、心理的虐待が子どもの目に触れることによって、子どもに対し生命・身体の安全、性的自由又は人格権が侵害される恐怖感を抱かせるものであり、係る環境下に置かれた子どもの適切に育つ権利（幸福追求権）を間接的に侵害している

参考：小野喜郎 薬師寺真『児童虐待対応と「子どもの意見表明権」——一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み』【明石書店・2019】94-98

虐待の子どもへの影響

- 虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられます。

身体的影響	- 打撲、切創、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられる。 - 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。
知的発達面への影響	- 安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことが出来なかったり、またネグレクトの状態では養育されることで、学校への登校がままならず、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがある。 - また虐待をする養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがある。
心理的影響	- 対人関係の障害 虐待により、結果として他人を信頼し愛着関係を構築することが困難となることから、対人関係に問題を生じることがある。 - 低い自己評価 自分が悪いから虐待されると思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己肯定感を持っていない状態となることがある - 行動コントロールの問題 虐待を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、攻撃的・衝動的な行動を取ったり、欲求のままに行動する場合がある。 - 多動 虐待的な環境で養育されることで刺激に対して過敏になることがあり、そのため落ち着きのない行動をとるようになる。ADHDに似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合がある - 心的外傷後ストレス障害 受けた心の傷が心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある - 偽成熟性 大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求に従って先取りした行動をとるような場合がある。ある面では大人びた行動をとることもある、一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を表出してくることもある - 精神的症状 反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがある。記憶障害や離人感、まれに解離性同一性障害に発展する場合もある。

虐待が引き起こす精神疾患

- ・ 児童虐待を受けた人が引き起こしやすい主な精神疾患には次のようなものがあります。

うつ病	・ 虐待歴のある者は、ない者に比べて大うつ病障害の中でも、罪悪感、自傷志向、自殺志向、集中困難の症状を示すものが著しく多いようです。 ・ また虐待を受けた期間が長くなるほどうつ病の症状も全体的にひどくなり、その症状の中でも特に睡眠障害が多くなるようです。
不安障害	・ パニック障害、広場恐怖症、社会不安障害、全般性不安障害は、不安障害の中でも特に小児期に受けた虐待と関係しているとみられています。 ・ 過去に父親から他人の前で恥をかかされたり、殴られたり、物で叩かれたりしたことが1年に何回かある青年期の男子は、諸具合における全般性不安障害の発症率が高いというデータもあるようです。
心的外傷後ストレス障害	・ 性的虐待を受けたときに、性交渉や、脅迫や暴力が伴うと、のちにPTSDを発症する率が高くなるとみられています。 ・ 同等の性的虐待を受けた場合、男子に比べ、女子の方がPTSDを発症する率が高いようです。 ・ 性的虐待を受けたことがある者は、ない者に比べ大うつ病性障害とPTSDを併発する率が高いことが報告されています。 ・ 性的又は身体的虐待を受けた子どものうち、PTSDと診断された者はされていない者に比べて、大うつ病性障害、気分変動性障害、全般性不安障害、特定恐怖症を併発する可能性が高くなっています。
解離性障害	・ 子ども時代に性的虐待を受けたことのある大人に、解離の傾向が強いと言われています。
境界性パーソナリティ障害	・ 境界性パーソナリティ障害は、感情のコントロールがうまくできず、気分が変わりやすいことが特徴で、衝動的行動や二極思考などが表出します。 ・ 原因の一つとして幼いころの養育環境が考えられており、見捨てられたり愛情を奪われた経験をしたり、安定した愛着関係が結べなかったことによって正しい安定した自己が築けないようです。 ・ 性的虐待、身体的虐待、DVなどの経験者は境界性パーソナリティ障害を発症しやすいことが分かっています。
物質関連障害及び嗜好性障害群	・ 性的虐待、身体的虐待をされた経験のある女性と性的虐待をされた経験のある男性は、それぞれの比較群と比べて不法薬物の乱用と依存の割合が高かったという報告があります。
非社会性パーソナリティ障害	・ 非社会性パーソナリティ障害の人は、人に対して不誠実で無責任、簡単にだまされたり嘘をついたり、衝動的に攻撃したり行動したりします。 ・ 子ども時代の虐待と素行障害や非社会性パーソナリティ障害を含む反社会的行為には強い関連があることが報告されており、特に女性では性的虐待経験との関連が際立っています。

参考：友田明美 藤澤玲子『虐待が脳を変える 脳科学者からのメッセージ』【新曜社.2018】pp.71-90

虐待の脳への影響

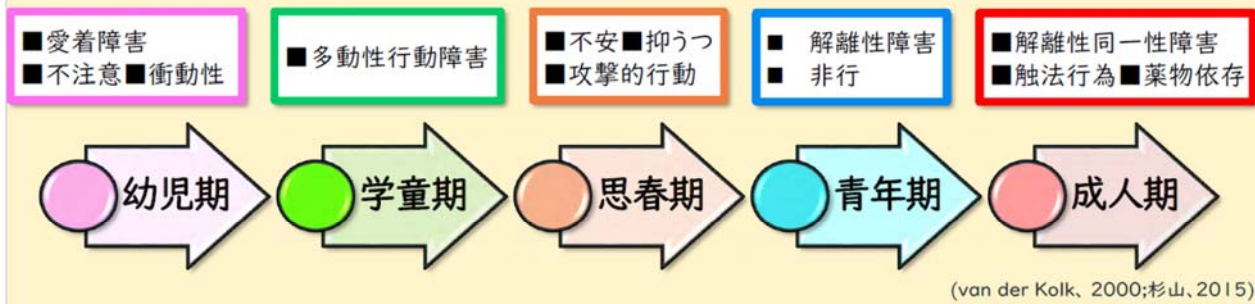
性的虐待の影響	・ 大脳皮質の後頭葉にある左の一次視覚野の容積が小さくなる影響があるようです。 ・ 一次視覚野では視覚的な感情処理が行われており、嫌な出来事が終わってもそれを視覚的に想起するたび活性化するとされていることから、嫌な出来事を度々思い出すことを避けるためにこの容積が小さくなったのではとも考えられています。
暴言の影響	・ 大脳皮質の側頭葉にある聴覚野、中でも左脳の聴覚野の一部である側頭回灰白質の容積が大きくなるようです。 ・ 側頭回灰白質は他者の言葉を理解したり、会話したり、コミュニケーションをつかさどる領域で、これが通常より大きいことで、非おtの話を聞き取ったり会話したりする際に余計な負荷がかかっていると考えられています。
体罰の影響	・ 前頭前野の一部である「右前頭前野内側部」の容積が小さくなる影響があるようです。当該領域は、感情や思考をつかさどり、犯罪の抑制力に関わっています。 ・ 集中力・意思決定・共感などに関わる「右前帯上回」、物事を認知する働きをもつ「左前頭前野背外側部」も容積が小さくなる影響があるようです。
DVを目撃することの影響	・ 視覚野の容積が小さくなる一方で、視覚野の血流が若干多くなるようです。すなわち視覚野が過敏・過活動になっていることを示します。

参考：友田明美 藤澤玲子『虐待が脳を変える 脳科学者からのメッセージ』【新曜社.2018】pp.94-98

虐待を受けた子どもの成長の様子

虐待を受けた子ども（愛着形成の課題のある子ども）の成長の様子

73



- ・ 精神科医の杉山(2015)によれば、児童虐待は脳の発達に悪影響し、さまざまな育ちの障害を引き起こすことから「**第4の発達障害**」と呼ばれています。
- ・ 例えば、虐待が身近な子どもの脳内では警戒警報が鳴りやまない状態が続くため、不安や恐れを軽減する機能が十分に発達しません。その結果、注意欠如多動性障害と同様な症状が見られ始めます。
- ・ また、虐待の影響は子どもが成人した後に至るまで、長期的な影響をもたらします。幼少期の受着障害に始まり、学童期は多動性行動障害、青年期は解離性障害、非行、成人期は解離性同一性障害、触法行為・薬物依存等が見られるようになります。
- ・ すなわち、**大人の関わり方が子どもの発達障害（人から愛されにくい特徴）を生む側面もあるのです。**

（出所） 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは？～一時保護所職員研修プログラムより～」,2022.8.24, p73より引用

虐待を受けた子どもの親への感情・自己イメージ

- ・ 虐待を受けた子どもの親への感情（気持ち）と自己イメージの2つは、切り離せない表裏一体の関係にあります。
- ・ 例えば、親への「怒り」と自分への「自責感」はシーソーのような関係性があり、一方が高まれば一方が低くなるという関係になりやすいです。

親への感情

- ・ 子どもが親に持つ感情は1つだけではなく、複雑です。
- ・ 「恐怖やおびえ」、虐待されることへの「怒り」、親に見捨てられるのではないかという「不安」、親に精神疾患などある場合は親のことを「心配」する離れ難い気持ち、親の考えに合わせようとする「同調」、親は変わらないという「あきらめ」といった感情が絡まっていて、そこには葛藤と混乱があります。
- ・ 親へのネガティブな感情は表現されにくいものです。
- ・ 親は怖いけれども離れたくないという相反する気持ちを抱えていることが往々にしてあります。
- ・ 特に重篤な場合は、どのような虐待状況にあっても親に悪いところはなく、自分にとって必要不可欠という「親の理想化」がされていることがあります。

自己イメージ

- ・ 「虐待を受けるのは自分が悪いからだ」という「自責感・罪悪感」を持っていることが第一に挙げられます。
- ・ 自分なんてどうでもいい存在だという「自尊心」が低い状態の子ども、自分には何も変えられないという「無力感」をもつ子ども、なんでもできる自分でなくては許されないという子ども、「孤独感」を持つ子どももいます。
- ・ 逆に、虐待環境に適応しようとした結果、自分の意思に乏しかったり、見捨てられ不安や分離不安を同時に抱えていたりする子どももいます。
- ・ 虐待を受ける無力な自分を否定するため、「万能感」を持っている子どももいます。

（出所） 鶴飼奈津子・服部隆志 編著：虐待を受けた子どものアセスメントとケア 心理・福祉領域からの支援と協働、誠信書房、2021,pp17-18

虐待による心的外傷後のストレス反応とPTSD症状

- ・虐待を受けた子どもはPTSDを発症しやすいと言われおり、次のようなストレス反応や症状を示すことがあります。

ストレス反応	
食欲	・ 食欲不振、吐き気、おう吐、消化不良
痛み	・ 頭痛、腹痛、筋肉の痛み
睡眠	・ 眠れない、夜中に目が覚める、悪夢を見る
排泄	・ 便秘、下痢、おねしょ
衝動性	・ 落ち着きがない、攻撃的になる、注意力が散漫になる、すぐに飽きてしまう、急に泣き出したり怒ったりする
執着・再現	・ こだわりが強くなる、体験した出来事を何度も話したりその体験に関連した遊びに友達を巻き込む
赤ちゃん返り	・ ぐずったり泣いたりすることが多くなる、離れるのを怖がる
気持ちの低下・無気力	・ 元気がない、気持ちが沈みこむ、ぼーっとして無気力になる
PTSDの主な症状	
フラッシュバック	・ 原因となった出来事を何かの拍子に思い出し、恐怖や苦痛、怒りや悲しみなど様々な感情が混じった記憶がよみがえりパニックを起こす
回避	・ つらい記憶を思い出すきっかけとなる場所や人を避ける
過覚醒	・ 常に精神的に不安定になり、集中力に欠けたり、極度の緊張状態になる。よく眠れないことなどもおこる
感覚麻痺	・ つらい記憶に苦しむことを避ける防御反応として、感情や感覚がマヒする。 ・ 人の心を許さず、人から愛情を感じにくくなる。

(参考) 日本福祉教育専門学校HP:「児童虐待とPTSD(心的外傷後ストレス障害)について」
(https://www.nippku.ac.jp/faculty/04/column/zidouzyakutai_ptsd/).2023/3/20閲覧。

虐待を受けた子どもが自分の心を守るために行うこと

- ・子どもでも大人でも、ネガティブなことに直面かしすぎると心に負荷がかかりすぎるために、無意識のうちに防衛機制を働かせます。以下は虐待を受けた子どもに見られる防衛の一例です。

抑圧・回避・否認

- ・ ショックな体験・出来事に蓋をして忘れようとする。
- ・ 回避はトラウマ反応のひとつですが、日常生活に支障が出る場合も多く、自分への悪影響について考えられない、その出来事が思い出せないといったことが生じます。
- ・ 子どもがネガティブな感情やトラウマ反応について「ない」と話した場合は、本当にないのか、抑圧・回避・否認しているかを区別することが必要です

解離

- ・ 記憶や気持ち、意識を自分から切り離します。
- ・ 解離の癖がつくと、日常生活でぼーっとしやすくなったり、意識（記憶）の連続性が保てなくなるなど、日常生活に支障が生じます。

投影同一化

- ・ 自分の感情を相手に投げ込む（押し付ける）現象です。
- ・ 例えば、子どもと関わることでこちらがイライラさせられたり、悲しくなることがあります、これが投影です。

行動化

- ・ ネガティブな感情を消すために、たばこ、アルコール、自傷行為、盗み、性などの行動を起こします。

攻撃者との同一化

- ・ 虐待者と同じように、他者に攻撃的にふるまうことです。
- ・ ネガティブな感情になる被害者の立場となることを避けるために、自分が攻撃者側となり、他者に暴言や暴力を行うことがあります。

躁的防衛

- ・ ネガティブな感情にならないよう、テンションを挙げて考えないようにする反応です。
- ・ カラ元気とも言えますが、第三者から見ると不自然に見えます。トラウマ反応の過覚醒の一側面とも言えます。

分裂と理想化

- ・ 分裂状態となると「この人は全部が良い人で、この人は良いところが全然ない悪い人」といった具合に極端な対人認知になります。
- ・ また「全部が良い人」の場合は虐待者であっても理想化することで、ネガティブな感情を考えないようにします。

(出所) 鶴飼奈津子・服部隆志 編著：虐待を受けた子どものアセスメントとケア 心理・福祉領域からの支援と協働 誠信書房、2021,pp29-31

参考文献

- ・ 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」
- ・ 小野喜郎 薬師寺真：児童虐待対応と「子どもの意見表明権」――一時保護所での子どもの人権を保障する取り組み. 明石書店. 2019
- ・ 友田明美 藤澤玲子：虐待が脳を変える 脳科学者からのメッセージ. 新曜社. 2018
- ・ 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは？～一時保護所職員研修プログラムより～」,2022.8.24
- ・ 鵜飼奈津子・服部隆志 編著：虐待を受けた子どものアセスメントとケア 心理・福祉領域からの支援と協働.誠信書房. 2021
- ・ 日本福祉教育専門学校HP：「児童虐待とPTSD(心的外傷後ストレス障害)について」(https://www.nippku.ac.jp/faculty/04/column/zidouzyakutai_ptsd/). (2023/3/20閲覧).

愛着（アタッチメント）

愛着（アタッチメント）及び愛着障害の概要について把握し、愛着修復のための子どもとの関わり方について指針を得ることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 愛着とは	2
2. 愛着の標準的な発達	3
3. 愛着が発達していくプロセス	4
4. 愛着スタイルの4類型	5
5. 愛着障害とは	6
6. 愛着障害の具体的特徴（外に現れる行動）	7
7. 愛着障害の三大特徴	8
8. 愛着障害の子どもに「してはいけない」対応	9
9. 愛着形成のために必要なこと	10
10. 愛着修復で大切なこと	11
11. 愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）	12

愛着とは

- Point ! ・ 愛着とは「特定の人と結ぶ関係」です。
・ 「特定の人」とは「親」とは限りません

愛着とは

- ① 「特定の人と結ぶ情緒的な（こころの）絆」です。
- ② 「特定の人」とは「親」とは限りません。
- ③ 愛着関係は「親でなければ結べないもの」ではありません。

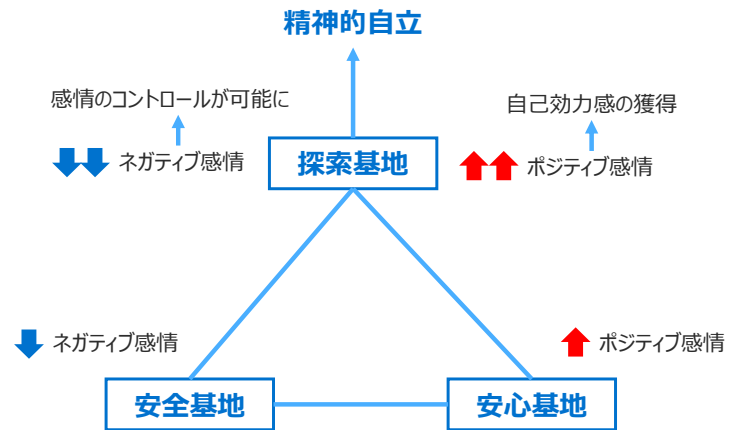
“愛着形成”の3つの機能

- ・ 特定の人と愛着を形成することにより、人は次の3つの基地を得ます

安全基地	・ 恐怖や不安、怒り、悲しみなどのネガティブな感情を持ったとき、「特定の人」に守ってもらえるという認知・行動の基地。
安心基地	・ 「特定の人」と一緒にいるとき「落ち着く」「ほっとする」などのポジティブな感情を生じさせる感情の基地
探索基地	・ 「特定の人」から離れ、行動し、その後また「特定の人」に帰ってくるという一連の行動。 ・ 自身の体験を「特定の人」と共有し、受容してもらうことでポジティブな感情は増加し、ネガティブな感情は減少します。

愛着を形成できるとどうなるのか

- ・ ネガティブな感情から守ってくれる「安全基地」とポジティブな感情を生み出してくれる「安心基地」を土台に、自立活動で生じたポジティブ感情を増やし、ネガティブ感情を減らしてくれる「探索基地」が形成されることで自己効力感と感情コントロールの方法が身につく、精神的自立が可能になります。



(参考) 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版、2022、pp8-40

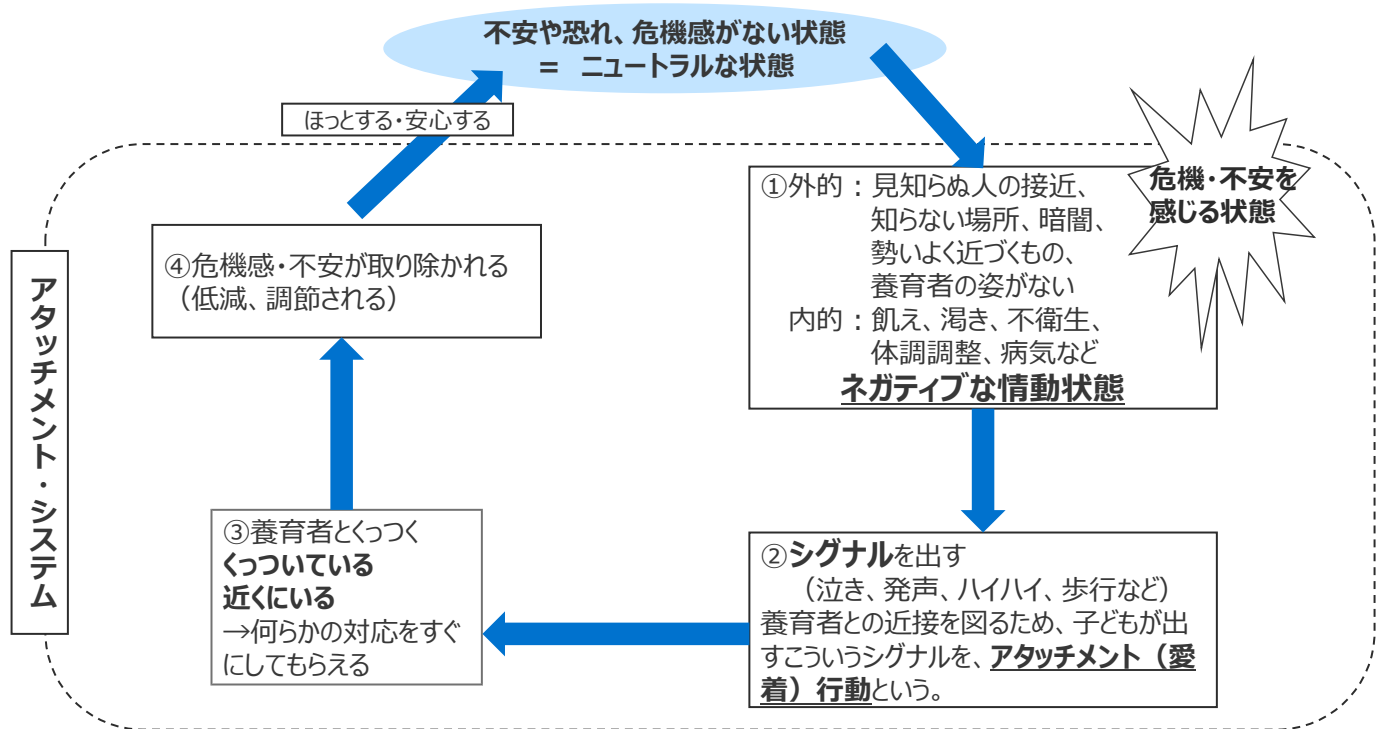
愛着の標準的な発達

段階	標準的な発達
第1段階 (0~2か月)	・ この時期の乳児はまだ、特定の人を選んだり好んだりしないが、生まれた瞬間より、人に関心のある行動をとる。人の顔や声を好む。人とのやり取りを楽しむ。 ・ 近くにいる人物に対して定位行動（追視する、声を聴く、手の伸ばすなど）や、信号行動（泣く、微笑む、喃語を言う）といったアタッチメント行動を向ける。 ・ この時期には、相手が誰であれ、人の声を聴いたり、人の顔を見たりすると泣き止むことがよくある。 ・ また、遊んでくれたり、あやしてもらえたりするときには、体全身を使って喜び、興奮を示す。
第2段階 (2~6か月)	・ 第1段階と同様、乳児は誰に対しても友好的に振る舞いやすいが、その一方で日常よく関わってくれる人に対しては、特にアタッチメント行動を向ける。 ・ 養育者の声や顔に対して微笑んだり、声を出したりする。 ・ 人物に応じて分化した反応を示す。
(7~12か月ごろ)	・ 後追いや、再会で喜びを表したり、その人物を中心として探索的な行動をとるようになったりする。 ・ その子らしいパターン化された行動となり、好みのアタッチメント対象者が存在する。 ・ 自分がハイハイや歩行で移動可能となったことや、言葉が使用できることから、子ども側からアタッチメント対象者を求め、その人との近接を維持できるようになる。
第3段階 (12~18か月ごろ)	・ アタッチメントの個人差がほぼ成立する。多様な種類の活発な接触行動が明確になる。 ・ アタッチメント対象者との間で安定したアタッチメントが形成されていると、その人を安心の基地として利用し、周りの環境や外界に興味を持って、探索が活発になる。 ・ 見知らぬ人に対してはだんだんと注意深く対応するようになり、危機感を持ったり、逃げたりするようになる。
(1歳半~2歳半)	・ 自分と養育者に関する初歩的な認知構造としての、目標修正的な「地図」を持てるようになる。 ・ アタッチメント対象者は永続的な存在であり、具体的なやり取りから、関係を心に表彰（イメージ）することに徐々に移行していく。 ・ 何が養育者を自分から遠ざける影響を与えるのか、自分がどうすればそれを避けられるのかについての理解が深まる。あるいは、そのようなことは自分ではどうしようもない、理解しがたいことと感ずる可能性もある（内的作業モデルの形成のはじまり）
第4段階 (2歳半~5歳ごろ)	・ 養育者の行動を観察することで、設定目的が何であり、それを達成するためにどうしようとしているのかを分かるようになる。このことは、子どもが養育者の感情や動機に対する洞察を獲得したと示唆する。つまり、養育者との間での「パートナーシップ」状態に移行したことになる。話し合うこと、分かち合うこと、交渉することは、目的を獲得するためや人と関係するための手段となる。 ・ 情緒的な安定性は、親の利用可能性(availability)を象徴的に表象することによって達成できるので、親が物理的に眼前に存在していなくても大丈夫になっていく。内的作業モデルは5歳で成立する。

(参考) 数井 みゆき 編著：アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告。誠信書房、2012、p7より引用

愛着が発達していくプロセス

- 愛着は、乳児が感じる「恐れ（不安や危機感）」を下図のようなプロセスで養育者によって調整されることが繰り返されることで発達していきます



(参考) 数井 みゆき 編著：アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告.誠信書房.2012,p 4 より引用

愛着スタイルの4類型

- 愛着スタイルには次の4類型があります。子どもに対しては、「安定型の養育における親の特徴」に倣った接し方をするように心がけましょう。

	子どもの特徴	養育における親の特徴
安定型	- 不安なときに養育者などに近接し、不安感を和らげる。 - 養育者を安心の基地として使っている	- 子どもの欲求や状態の変化に敏感であり、子どもの行動を過剰に、あるいは無理に統制しようとする傾向が少なくない。 - 子どもとの相互作用は調和的であり、親もやりとりを楽しんでいることが伺える - 遊びや身体的接触も、子どもに適した快適さでしている。
回避型	- ある程度までの不安感では養育者には近接しない。 - 養育者を安心の基地として使わない。	- 全般的に、子どもの働きかけに対して拒否的に振る舞うことが多いが、特にアタッチメント欲求を出した時にその傾向がある。 - 子どもに微笑んだり、身体的に接触したりすることが少ない。 - 子どもの行動を強く統制しようとする関わりが、相対的に多く見られる
アンビヴァレント型	全般的に不安定で用心深く、養育者に執拗に接触していることが多く、安心の基地として離れて探索行動を行うことができない	- 子どもの信号に対する応答性、感受性が相対的に低く、子どもの状態を適切に調整することが不得意である。 - 応答するときもあるし、応答しないときもある。 - 子どもとの間で肯定的なやり取りができるときもあるが、それは子どもの欲求に応じたというよりも、親の気分や都合に合わせたものであることが多い - 結果として応答がずれたり、一貫性を書いたりすることが多くなる。
無秩序・無方向型	- 養育者に怯えているようなそぶりを見せることもある - 始めて会う人に対して親しげで自然な態度をとることがむしろ少なくない。	- 養育者が、子どもにとって理解不能な行動を突然とることがある。 - 例えば、結果として子どもを直接虐待するような行為であるとか、あるいは、訳の分からない何かに怯えているような行動であるとかする。 - そのような子どもにとって訳のわからない親の行動や様子は、子どもに恐怖感をもたらす。 - そのため、子どもはなすすべがなく、どのように自分が行動をとっていいかわからなくなり、混乱する。

(参考) 数井 みゆき 編著：アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告.誠信書房.2012,p8を一部改変

愛着障害とは

- Point !** ・ 愛着障害とは、何らかの原因により特定の人との情緒的な絆を結ぶことができなかったために問題を抱えている状態のことをいいます。
- ・ 愛着障害は子どもだけでなく、大人も抱えていることがあります。

愛着障害とは

- ・ 愛着障害とは、何らかの原因により特定の人との情緒的な絆を結ぶことができなかったために問題を抱えている状態のことをいいます。
- ・ 医学的な分類としては以下の2つに分けられます。

反応性アタッチメント障害

- ・ 人に対して過剰に警戒するタイプであり、人にうまく頼ることができない
- ・ 他人を信用できない / 恐怖心や警戒心が強い / 人の言葉に深く傷つく / 自傷行為がみられる / 嘘をつきやすい / 体調不良を起こしやすい / ちょっとしたことでもひどく落ち込む / 自己肯定感が低い / 感情の起伏が少ない / 謝れない といった特徴がある

脱抑制型愛着障害

- ・ 人に対して過度になれなれしいタイプであり、無差別に人に甘えることができる
- ・ 誰にでもかまわず抱きつく、なれなれしい / 周りの注意をひくため大声をだす / 人によって態度を変えることはない / 落ち着きがない / 乱暴な言葉がある / わがままな言動をする / 強情で意地悪がある / 嘘をつきやすい といった特徴がある

反応性アタッチメント障害・脱抑制型愛着障害の子どもの共通特徴

- ・ 左記の異なるタイプの愛着障害の子どもには、次のような共通した特徴があると言われています。

- ・ 食べる量が少なく、身体が周りより小さい
- ・ 体調不良を起こしやすい
- ・ 自分や他人を傷つける
- ・ 大人を試すような行動をする
- ・ 理由もなく嘘をつく
- ・ 睡眠障害や摂食障害がある

(参考)大人の愛着障害

- ・ 乳幼児期に養育者と愛着形成されないまま大人になった場合は、愛着障害の症状がそのまま続いているケースもあります
- ・ また大人の愛着障害は、うつ病、心身症、不安障害などの他の病気を引き起こす可能性もあります。
- ・ なお、大人の愛着障害の特徴はつぎのとおりです。

- ・ 対人関係がうまくいかない
- ・ 情緒面が不安定
- ・ アイデンティティの確立が困難

(参考) 大阪メンタルクリニック梅田院 コラム：愛着障害 <https://osakamental.com/symptoms/20.html>, 2023/2/22閲覧

愛着障害の具体的特徴（外に現れる行動）

- ・ 子どもが生活する子育て・保育・教育・福祉の現場で目撃する愛着障害の具体的な特徴として次のものがあります。
- ・ いくつかが確認できる場合、その子どもは愛着の形成に課題があるかもしれません

モノとの関係

さわる必要のないものをさわる、モノに囲まれる

- ・ 鉛筆、消しゴムなど机の上のモノに 触る必要がないのに触る
- ・ 顔、髪、手などの身体の一部を触る
- ・ 服やズボンをさわる
- ・ ポケットに手を入れる
- ・ 壁や机を触りながら歩く
- ・ ベッドの周りにモノをいっぱいおいて囲まれて寝たがる

床への接触

床に接触感を求める

- ・ 靴や靴下を履くべき場所でも靴下まで脱いで素足になる
- ・ 床に座り込む、寝転ぶ、這い回る、転がりまわる

姿勢・しぐさ

- ・ 姿勢の保持が難しい
- ・ だらしく感じる着こなし、季節にあわない着こなしなど服装の乱れ
- ・ 突然飛び上がる、走り出す
- ・ 遺糞、遺尿

口の問題

さわっていたものを口に入れる

- ・ 鉛筆、消しゴム、机、ハンカチ、服などをなめる
- ・ 舌なめずり、指吸い

人への接触

反応性アタッチメント障害型

- ・ 人を警戒する、怖がるなど人との関係を回避する

脱抑制型

- ・ 誰彼なしに無警戒にかかわりを求める。何歳になっても抱っこ、おんぶ、膝のりなど強い身体接触を求める

危険な行動

- ・ モノを乱暴に扱う、モノを投げる、振り回す
- ・ 身体の一部や衣服を噛む、相手に噛みつく
- ・ 高いところに登る
- ・ 対人への暴力、暴言
- ・ 泣けない

(参考) 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp60-72

愛着障害の三大特徴

- 先に照会したいいくつかの行動に加えて、下記のような特徴がみられる場合は愛着障害の可能性が高いと思われます

愛情欲求行動 (安心基地機能の不具合)	◆ 注目されたいためのアピール行動 ・ 痛くない怪我でも痛そうにふるまい、手当を要求する ・ わざといたずらをする ・ 誰かのモノを隠す ◆ 愛情試し行動 ・ わざと相手の反応を引き出すようなふるまいをし、これをして許されるか、叱られるか、叱ると怖いのかを試す。試した後は、人を見て行動を変える。なお、試し行動をされる側に原因があるとは限らない。
自己防衛 (安全基地機能の不具合)	・ 愛着障害の三大特徴の中でも最も顕著な特徴 ・ 不適切な行動を指摘されても、絶対に認めない ・ 自分は被害者であり、相手に非があることを主張する。 ・ 不適切な行動についての追求の度が過ぎると解離症状に至る場合がある
自己評価の低さ (探索基地機能の不具合)	◆ 自己否定 ・ 失敗体験ばかりを積んできたため、「どうせできない」と思ってしまう。 ・ 「何をやっても無理」「自分なんて生まれてこなければよかった」という全般的な自己否定になる ◆ 自己高揚 ・ 自己評価が低いことを自分で認められないため、無理に自己評価を上げようとする ・ 自分もできていないのに、他人のできていないところを指摘する ・ モノをあげる ・ ともだちをいじめる

(参考) 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp73-90

愛着障害の子どもに「してはいけない」対応

- 愛着障害の克服を支援していくに当たり、かえって愛着障害を強めてしまうおそれのある対応には次のようなものがあります。
- こうした行動は避けるように配慮しましょう

本人に理由や気持ちを尋ねる

- ・ 子どもが不適切な行動をした際の理由や気持ちを尋ねるのはNGです。
- ・ 感情の障害を抱える愛着障害の子どもは、自分で自分の気持ちが分からないし、相手の気持ちもわからないため、これを問い詰められると自己防衛反応を示します。

追い詰めるように叱る対応

- ・ 愛着障害のある子どもを追い詰めるように叱っても防衛反応を示すだけで効果がなく、かえって解離症状や対親暴力、対教師暴力を誘発し得ます。
- ・ 叱る必要がある場面では「〇〇してはダメ」という叱り方ではなく、例えば「走ってはダメ！」ということ叱るなら「歩こう！」というように肯定的表現・前向きな提案の形をとります。

腫れ物にさわるような対応

- ・ 何をしても叱らない、子どもの命令、支配に従うだけといった対応はNGです。
- ・ 愛着障害の子どもは自己高揚が増大し、命令や支配がエスカレートします。
- ・ 相手が命令に従ったとしても、次の命令に従う保証はないので、愛着障害の子どもは安心することができず、命令がエスカレートします

褒めればいい、甘えさせればいいという対応

- ・ 愛情欲求行動がエスカレートしてしまうためNGです。

関わる人の無連携な対応

- ・ 支援者がそれぞれの思いで勝手に関わったり対応するのはNGです
- ・ 愛着障害の子どもは「1対多」の状況では安心感を持って関わる事ができません。「特定の大人」を決め、「1対1」で関わる事ができるように連携していくことが必要です。

受容・傾聴・向き合う対応

- ・ 要求を無条件に受け入れる、ひたすら傾聴する、相手の真正面に立ち位置をとって子どもと向き合うのは、感情が育っていない愛着障害の子どもにとってはどのように受け取っていいかわからず混乱するためNGです。
- ・ 愛情欲求行動や支配、命令がエスカレートする恐れがあります

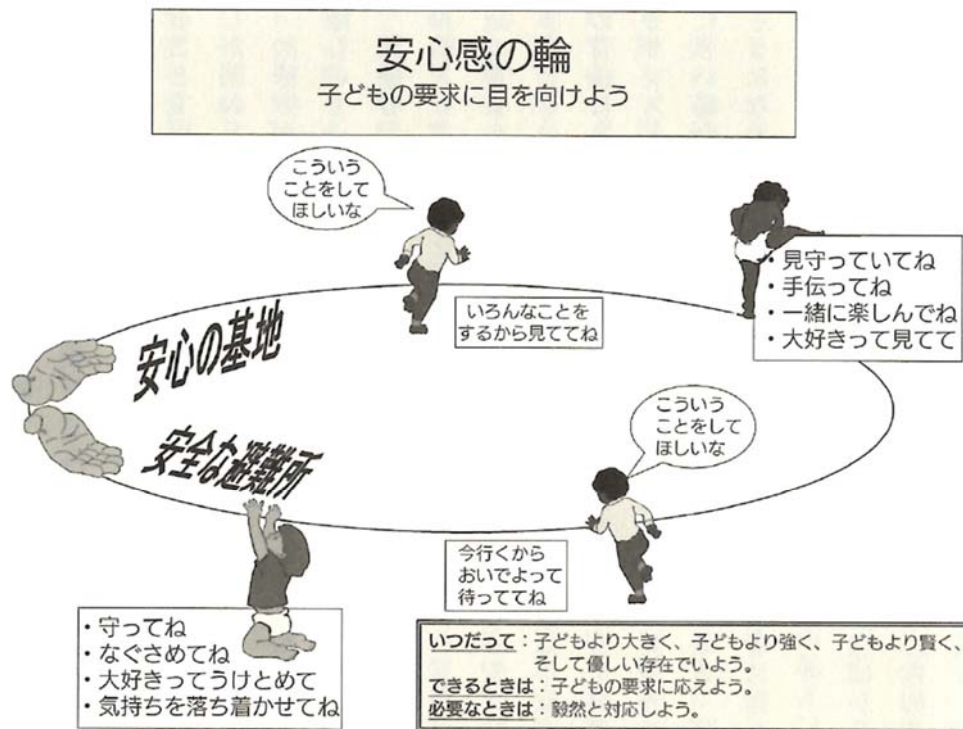
無視する対応・取り上げない対応

- ・ 愛着障害の子どもは、愛情欲求が無視されたととらえ、余計不適切行動が増えてしまう恐れがあります。

(参考) 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp128-140

愛着形成のために必要なこと

- ・ 愛着形成のためには、子どもの愛着行動に気づき、しっかり受け止め、子どもの気持ちに共感的に寄り添います。
- ・ そして子どもの探索行動について「一緒に楽しんで、見ていて」という欲求を向けてきたときには可能な限り応えて子どもを見守ります。
- ・ この一連の「安心感の輪」に基づく対応を、子どもの愛着形成・修復の基本姿勢として認識してください。



(参考) 数井 みゆき 編著：アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告、誠信書房、2012、p27より引用

愛着修復で大切なこと

キーパーソン 設定	・ 「愛着」は「特定の人と結ぶ情緒的な絆」です。 ・ 1対1としての関係を意識するキーパーソンを設定します
ポジティブな 感情を育む	・ キーパーソンと子どもが一緒にポジティブな感情が発生するであろう活動に取り組みながら、その感情についてラベリング支援を行い、子どもの行動・認知・感情を結び付けます。 ・ 具体的には、自己有用感→自己効力感→自己肯定感の順に育んでいきます。
安心基地 形成	・ 上記のような取り組みで育まれたポジティブな感情は、キーパーソンと一緒にいてくれるからだと感じてもらおう（愛着対象の意識化）ことで安心基地となることを目指します。
安全基地 形成	・ ポジティブな感情にしてくれる人なら、子どもも一緒にいたくなります。 ・ そこからさらに、そんな人なら、困ったとき、ネガティブな感情になったとき、助けてと頼ることができる、きっと助けてくれる（ネガティブな感情を減じてくれる）と子どもに思ってもらおうことで、安全基地を意識してもらいます。
探索基地 形成	・ 安心基地・安全基地を形成したうえで、キーパーソンによる他者との子どもと他者との橋渡し支援などを通じて精神的自立に向けて支援を進めます

(参考) 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる、合同出版、2022、pp147-181

愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

- 愛着障害の克服の支援には4つのフェーズがあり、これらを「行きつ戻りつ」実施していきます。
- 子どもの愛着障害の強さや周囲の影響などを考慮して、場合によっては第1・第2フェーズを並行して行う又は第2フェーズを先行して行うこともあります。

フェーズ1 受け止め方の 学習支援	- キーパーソン決定と役割分担による、分かりやすい支援体制構築 (1対1の関係作り→キーパーソンにつなぐ→情報集約) - 感情ラベリング支援＝感情学習（気持ちに名前をつけ、言い当てる）
フェーズ2 子ども主体で大人主導の 働きかけへの応答学習	- 主導権をキーパーソンが握る＝先手支援→個別の作業支援、情報集約 - 役割付与支援＝わかりやすい関係性＝関係意識化・行動の枠組み・報酬感の付与
フェーズ3 他者との関係づくり	- 橋渡し支援：キーパーソンを軸に他者をつなぐ支援 - 見守り支援：寄り添う移動基地（子どもと他者の関わりにおける修正と確認） - 探索基地化：固定基地（確認後の行動始発と報告、評価）
フェーズ4 自立に向けて 次年度に向けて	- 参照ポイントづくり：参照視を参照ポイントに転換し、行動のポイントとして意識化 - 受け渡しの儀式：新・旧キーパーソンと本人の3者立ち合いで実施

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

【詳述】愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

フェーズ1 受け止め方の 学習支援	- キーパーソン決定と役割分担による、分かりやすい支援体制構築 (1対1の関係作り→キーパーソンにつなぐ→情報集約) - 感情ラベリング支援＝感情学習（気持ちに名前をつけ、言い当てる）

キーパーソンの決定

- 愛着は「特定の人」と結ぶ絆ですから、その絆を結ぶ最初の相手である「愛着対象＝キーパーソン」を決めてから支援に当たります。
- キーパーソンの意識なしに誰もが勝手に関わると、刹那的な関わりの快感を求める「愛情のつまみ食い現象」を起こしてしまいます。
- なお、キーパーソンを子どもに決定させることはしません

誰をキーパーソンにするか

- その子どものことを一番知っている人をキーパーソンとします。
- キーパーソンを子どもに決定させることはしません
- キーパーソンは子どもにとって「自分のことを誰よりも知っていて、分かってくれる人」となることで、子どもにとっての安心基地機能を担います。

キーパーソン以外の役割

- 子どもからかわりを求められたとき、キーパーソンが入れば「それは〇〇さん（キーパーソン）でしょう」と言ってキーパーソンにつなぎます。
- キーパーソンがいない場合は、子どもと関わった後、子どもと一緒にキーパーソンに報告します。（子どもが大きい場合は一緒になくてもよい）
- 当事者に関わる全ての情報をキーパーソンに共有し集約します。
- まわりの人がその子を叱ったりしたときは、すぐにキーパーソンのところに連れて行って、慰めてもらい、安全基地の代わりにしてもらいます。
- なお、これらの報告行動は、その子に最終的に身に付けてほしい「探索基地」の例示、モデルになります

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

【詳述】愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

フェーズ1

受け止め方の 学習支援

- ・ キーパーソン決定と役割分担による、分かりやすい支援体制構築
（1対1の関係作り→キーパーソンにつなぐ→情報集約）
- ・ **感情ラベリング支援＝感情学習**（気持ちに名前をつけ、言い当てる）

1対1で一緒に活動をする

- ・ キーパーソンの大切な役割は、感情がきちんと育っていない愛着障害のこどもの感情を育むことです。
- ・ 感情は1人では気づけないことが多いため、誰かと一緒に何かをして、その時に感じたことを一緒に共有することで感情の存在に気づきます。
- ・ 以上を踏まえ、キーパーソンは当事者と1対1で、勝ち負けがなく、その子がしてみたい好きな作業で「同じ方向を向く」「触る（接触感のある活動）」「作る（関与間のある活動）」「できる（成就感と一緒に味わえる活動）」（例：工作、お絵かき、掃除など）を一緒にを行います。

感情ラベリング支援＝感情学習

- ・ キーパーソンとの1対1の活動を通じて、「同じことをした」（行動）と「同じことが起こった」（認知）を確認し（行動と認知の共有）、そこで「お互い同じ気持ちになった」（感情）ことを確認できる状況が生じるため、行動・認知・感情の連合学習＝感情学習が可能となります。
- ・ 一緒に活動を通じて「〇〇して楽しいね！」「私は楽しいけど、あなたも楽しいね！」といった具合に、子どもの感情を言い当てます。「違う」と言われても「ちょっと違うよね～、少し楽しいくらいだね」と全否定されないように収めます。
- ・ また、キーパーソン側の感情反応を一定にすることが重要です。例えば一緒に絵をかく大人は最初はとても喜んでくれたのに、次回また同じように絵を持っていくと「今忙しいからあとで」というような異なる反応をすると愛着形成に悪い影響を与えます。これを踏まえると、最初から過剰な反応はしないようにした方が後の支援がスムーズです。

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022,pp147-181

【詳述】愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

フェーズ2

子ども主体で大人主導の 働きかけへの応答学習

- ・ **主導権をキーパーソンが握る**＝先手支援→個別の作業支援、情報集約
- ・ 役割付与支援＝わかりやすい関係性＝関係意識化・行動の枠組み・報酬感の付与

主導権を握る＝先手支援

- ・ 子どもが要求したことにそのまま応答するだけでは「愛情欲求エスカレート現象」を生むのみで意味がありません。自分が仕掛けたことに後から反応されても自分が期待したほどの反応でなければ嫌な気持ちになる一方、思い通り反応された自分がそう仕向けたと思われるからです。
- ・ そのため、「これしよう」とキーパーソンが先手、主導権をとって、一緒に活動に子どもを誘うことが大切です。それが子どものしたいことと一致していれば、自分から要求してからそれをするよりも嬉しく、「わかってくれた」と実感し安心するためです。
- ・ なお、ここで言う主導権とは、子どもがやりたくないことを無理やりやらせる、言うとおりに子ども支配する、子どもが嫌がるキーパーソンを押し付けるという意味ではないことに十分注意が必要です。

主導権を維持する「叱り方」

- ・ 愛着障害のある子どもを追い詰めるように叱っても防衛反応を示すだけで効果がなく、かえって解離症状や対親暴力、対教師暴力を誘発し得ます。
- ・ ただし、叱らないことも自己高揚を増長させ、愛着修復にはマイナスになります。そのため、叱る必要がある場面では「〇〇してはダメ」という叱り方ではなく、例えば「走ってはダメ！」「歩こう！」というように肯定的表現・前向きな提案の形をとります。そしてその提案のとおり行動できたら褒めるとともに、お互い嬉しい気持ちになったことを確認します。

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022,pp147-181

【詳述】愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

フェーズ2

子ども主体で大人主導の 働きかけへの応答学習

- ・ 主導権をキーパーソンが握る＝先手支援→個別の作業支援、情報集約
- ・ 役割付与支援＝わかりやすい関係性＝関係意識化・行動の枠組み・報酬感の付与

役割付与＝「行動の枠組み」の提供

- ・ 役割付与により、役割遂行を通じて自己有用感（他者の役に立つ）を報酬として得られるようにして愛着の絆形成を促進します。
- ・ 役割はキーパーソンから付与することで、キーパーソンと子どもの「関係意識化」を促進するとともに、その役割が子どもにとっての居心地のいい場所、安心基地となることを狙います。
- ・ 付与する役割は色々な活動がその中に混在しているより、1つに限定されたものとする事で、「役割を果たせた」ことが認識しやすいものとする事が効果的です。キーパーソンと同じことをするというだけでも良いでしょう。
- ・ 役割を達成できたら、キーパーソンから褒められる、認められることが嬉しいという報酬感を与えられるように意識します。

報酬感を与える「褒め方」

- ・ 子どもの要求に応じて褒めることはしません
- ・ 同時に2つ以上のことを褒めることはしません。何が褒められたのかわかりにくいからです。（例：黙って座って漢字書いてたね、えらいね）
- ・ 褒める場合はすぐに褒めます。あとから褒めるのは何が褒められているのかわかりにくいからです（例：さっき静かにしてて偉かったね）
- ・ ポジティブな感情と結びつけて褒めます。（例：大きな声で歌えたね、元気に歌えると嬉しくなるね。これが「やった！」っておもしろいよ）
- ・ 小学校低学年までは具体的行動を言語化して褒め、意識化します
- ・ 小学校中学年には、気持ち・感情を言語化して、代替行動を示し、それができたら褒めます（不適切行動の支援時）
- ・ 小学校高学年・思春期の子どもには、可能性を見出して褒めます
- ・ 中学生・高校生はこれまでとの変化・違いを褒めます

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

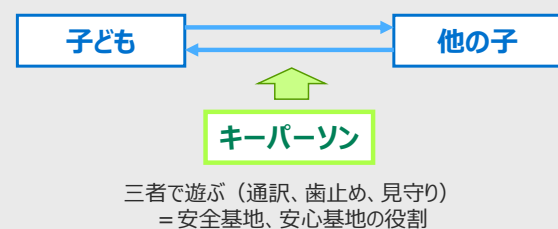
フェーズ3

他者との関係づくり

- ・ 橋渡し支援：キーパーソンを軸に他者とつなぐ支援
- ・ 見守り支援：寄り添う移動基地（子どもと他者の関わりにおける修正と確認）
- ・ 探索基地化：固定基地（確認後の行動始発と報告、評価）

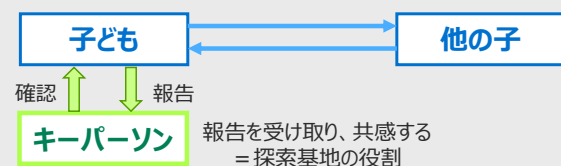
橋渡し支援・見守り支援による人間関係を広げる支援

- ・ 定型発達では、特定の人と作った絆を基に人間関係が広がりますが、愛着障害の場合は、愛着の絆がないために人間関係を広げていくのが難しいため、キーパーソンが子どもと他の人との関係作りの「橋渡し支援」をする必要があります。
- ・ 本人の意図、感情・他者の意図、感情を通訳するとともに、適宜子どもの他者との関りにおける行動の修正を手助けします。



探索基地化

- ・ 右図のような関係が出来上がると、愛着が形成できたと考えてもよさそうです。



（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

愛着修復支援（ARPRAM ～和歌山大 米澤～）

フェーズ4

自立に向けて 次年度に向けて

- ・ 参照ポイントづくり：参照視を参照ポイントに転換し、行動のポイントとして意識化
- ・ 受け渡しの儀式：新・旧キーパーソンと本人の3者立ち合いで実施

参照ポイントづくり

- ・ 探索基地ができると、何か行動を起こそうと安全基地・安心基地から離れる際に「（行って・して）いいね？」と確認する“参照視”が発生します。
- ・ 参照視は「99%～しよう」と自分で決めているが、最後の1%の「していいか」を確認して背中を押してもらおうとする行為です。
- ・ 精神的自立を促してもよさそうなタイミングが来たら、この1%を自分で判断できるように（参照視→参照ポイントの変換）仕向けていきます。

受け渡しの儀式＝キーパーソンの引継ぎ

- ・ 職員の異動や子どもの措置変更に応じて、キーパーソンの交代の必要が生じます。この際、新旧キーパーソンと子どもを交えた3者での「受け渡しの儀式」をしっかりと行うことが重要です。
- ・ 旧キーパーソンは新キーパーソンを「信頼できる人」と伝え、旧キーパーソンとの約束、できたことを新キーパーソンに子どもの前で伝えます。この際旧キーパーソンへの子どもの「参照視」、新キーパーソンへの「期待視」が生じることを確認します。
- ・ キーパーソンの引継ぎによって、愛着形成を1人から広げ、もって子どもの安心・安全の世界を広げ、本人の自立につなげていきます。

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

（参考）愛着障害と発達障害を併せ持つ際の意識すべき特徴

ADHD (注意欠如多動性障害)

- ・ 振り返り困難（「何したの？」という支援はNG）
- ・ 抑制制御の困難（「～しちゃダメ」という支援はNG）
- ・ 遅延報酬の嫌悪（「あとで」という支援はNG）

ASD (自閉症スペクトラム障害)

- ・ 認知の偏り[こだわり・知覚異常]（「それはダメと否定」する支援はNG）
- ・ 自己認知・対人認知の困難さ（「自分でわかるでしょ」という支援はNG）
- ・ 感情認知の問題（「気持ちわかるでしょ」という支援はNG）

AD (愛着障害)

- ・ 感情発達の問題（感情コントロールの困難さ・意欲の問題）
- ・ 関係性の問題（対人関係の問題）

（参考）米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる。合同出版。2022, pp147-181

参考文献

- 米澤 好史：愛着障害は何歳からでも必ず修復できる.合同出版.2022
- 数井 みゆき 編著：アタッチメントの実践と応用 医療・福祉・教育・司法現場からの報告.誠信書房.2012
- 大阪メンタルクリニック梅田院
コラム：愛着障害 ,(<https://osakamental.com/symptoms/20.html>), 2023/2/22閲覧

発達障害

自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の各種発達障害の概要・特性について理解し、発達障害を持っていると思われる子どもが入所した場合でも適切な関わり方・コミュニケーションができるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.発達障害	2
2.発達障害の二次障害	8
3.知能検査	9

発達障害（1）

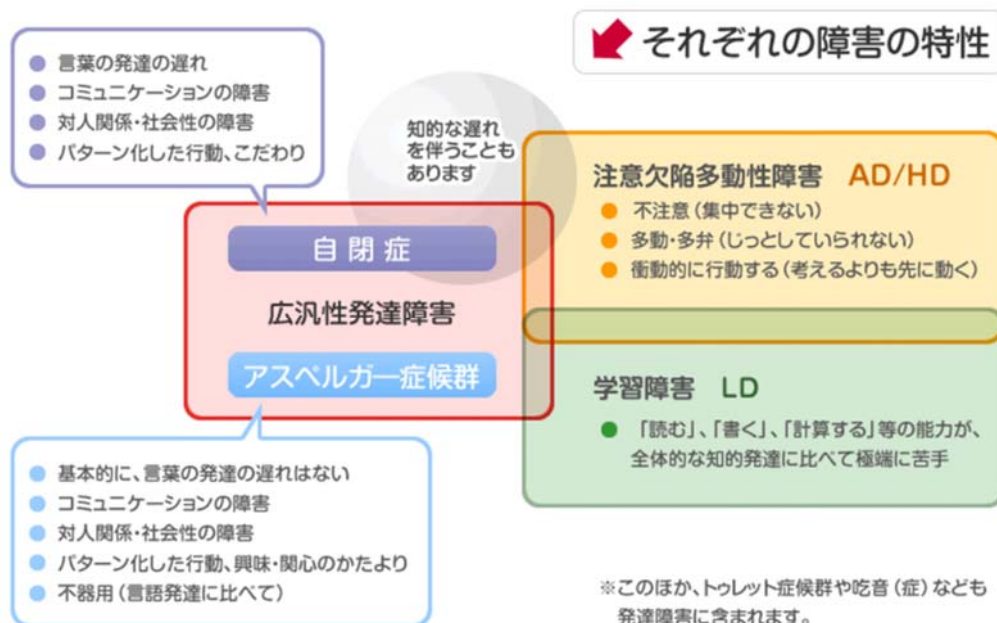
Point ! ・ 発達障害を持った子どもが入所することもあるため、各障害の概要について把握し、適切なかわり方ができるよう備えることが重要です

発達障害とは

- ・ 発達障害は、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態です。
- ・ 発達障害には、自閉スペクトラム症、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、学習症（学習障害）などが含まれます。同じ障害名でも特性の現れ方が違ったり、いくつかの発達障害を併せ持ったりすることがあります。
- ・ 一時保護所にはこうした障害を持った子どもが入所することもありますので、各障害の概要について理解しておくことが重要です。
- ・ なお、厚生労働省の平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）によれば、平成28年12月1日現在における、医師から発達障害と診断された者の数は481千人と推計されています。年齢階級別にみると、同時点で0～9歳は103千人、10～17歳は107千人と推計されています。

発達障害（2）

- ・ 2013年のアメリカ精神医学会の診断基準DSM-5の発表以降、自閉症、アスペルガー障害、広汎性発達障害といった疾患を総称して自閉スペクトラム症と整理されていますが、本資料では発達障害者支援法第2条第1項の記載に合わせて、下図のとおり、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害について取り上げます。



（出所）政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>) (2022.03.11参照) より引用

発達障害（3）広汎性発達障害

- ・ 広汎性発達障害とはコミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

自閉症

特徴

- ・ コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやり取りをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手です。
- ・ 特定のことに強い関心を持っていたり、こだわりが強かったりします。
- ・ また、感覚の過敏さを持ち合わせている場合もあります。

支援

- ・ 対人スキルの発達を促し、適応力を伸ばすことが期待されます。
- ・ 精神的な不調が現れるまえにストレス要因や生活上の変化がなかったかなどを確認し、環境調整を試みるのが大切です。

症状

- ・ 目を合わせない、指さしをしない、微笑みかえさない、あとおいが見られない、ほかの子どもに関心をしめさない、言葉の発達が遅い、こだわりが強いといった様子が見られます。
- ・ 言葉を話し始めた時期は遅くなくても、自分の興味のあることばかり話、相互的に言葉をやり取りすることが難しい場合もあります。
- ・ 初めてのことや決まっていたことが変更されることは苦手で、環境にじむのに時間がかかったり、偏食が強かったりすることもあります。

【Aちゃんの例】

自閉症のAちゃんは、急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり、動けなくなることがよくあります。そんなとき、周りの人が促すと、余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。周りの人から、「どうしてそんなに不安になるのか分からないので、何をしてあげたらよいかわからない」と言われてしまいます。でも、よく知っている場所では、一生懸命、活動に取り組むことができます。



（出所）政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>) (2022.03.11参照) より引用

発達障害（4）広汎性発達障害

- ・ 広汎性発達障害とはコミュニケーション能力や社会性に関連する脳の領域に関する発達障害の総称です。自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害を含みます。

アスペルガー症候群

特徴

- ・ アスペルガー症候群は広い意味での自閉症に含まれる一つのタイプで、「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、興味・関心のかたより」があります。
- ・ 自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れは少なく、知的には正常であるため、障害があることがわかりにくいですが、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴です。

支援

- ・ 対人スキルの発達を促し、適応力を伸ばすことが期待されます。
- ・ 精神的な不調が現れるまえにストレス要因や生活上の変化がなかったかなどを確認し、環境調整を試みるのが大切です。

症状

- ・ 障害に気づかれずにきた子どもの場合は、学校生活上の基本ルールが理解できていないことが多く、先生の指示に従わず、興味のある授業のみ参加し、それ以外の授業には参加しないといったような問題行動が頻発します。
- ・ 集団行動が苦手なこともあり、いじめの標的となることが少なくありません。
- ・ しつけの問題とされていたり、ADHD(注意欠如・多動性)と誤診されていたりする子どももいます。
- ・ 自分の興味のあることについては膨大な知識を持っていますが、そうでないことは無視をしてしまうといった傾向が見られます。
- ・ 周囲に合わせるとか、雰囲気をつかむとか言ったことが出来ません。

【Bくんの例】

アスペルガー症候群のB君は、友だちと話しているときに、自分のことばかり話してしまったり、「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。周りの人から「相手の気持ちが分からない自分勝手な子」と言われてしまいます。でも、大好きな電車のことになると専門家顔負けの知識をもっていて、友だちに感心されます。



（出所）政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>) (2022.03.11参照) より引用

発達障害（5）注意欠陥多動性障害(AD/HD)

注意欠陥多動性障害(AD/HD)

特徴

- 発達年齢に比べて、落ち着きがない、待てない（多動性-衝動性）、注意が持続しにくい、作業にミスが多い（不注意）といった特性があります。多動性-衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もあります。

症状

- 多動性-衝動性は落ち着きがない、座っていても手足をもちもじする、席を離れる、おとなしく遊ぶことが難しい、しゃべりすぎる、順番を待つのが難しい、他人の会話やゲームに割り込むなどで認められます。
- 不注意の症状は、学校の勉強でミスが多い、やるべきことを最後までやらない、課題や作業の段取りが苦手、整理整頓が苦手、宿題のように集中力が必要なことを避ける、忘れ物や紛失が多い、気が散りやすいなどがあります。
- 不安や気分の落ち込み、気分の波などの精神的な不調を伴うこともあります。

支援

- 幼児期・児童期には環境を整えて集中して課題に集中しやすいようにする、ほめ方を工夫するなどの方法で、増やしたい行動を増やすのが基本とされています。
- 勉強などに集中しないといけないときには本人の好きな遊び道具を片付けます。集中しないといけない時間は短めに、一度にこなさなければいけない量は少なめに設定し、休憩をとる時間もあらかじめ決めておきます。
- やらないといけないことはToDoリストに書いたり、簡潔にわかりやすい言葉で伝えることが大切です。
- 環境調整や行動からの取組を行っても日常生活における困難が持続する場合には薬物療法も有効です。ただし、薬物療法は症状を緩和するもので根治的な手段ではないことに留意が必要です。

【Cさんの例】

AD/HDのCさんは大事な仕事の予定を忘れたり、大切な書類を置き忘れたりすることがよくあります。周囲の人にはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。でも、気配り名人で、困っている人がいればだれよりも早く気づいて手助けすることができます。



（出所）内閣府：政府広報オンライン「発達障害って、なんだろう？」(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>) (2022.03.11参照) より引用

発達障害（6）学習障害（LD）

学習障害（LD）

特徴

- 全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいいます。学業成績や日常生活に困難が生じます。

支援

- 学習障害の子どもに対しては、教育的な支援が重要になります。
- 読むことが困難な場合は大きな文字で書かれた文章を指でなぞりながら読んだり、文章を分かち書きにしたり文節にわけるとも有効です。
- 音声教材（電子教科書）を利用することも有効です。
- 書くことが困難な場合は大きなマス目のノートを使ったり、ICT機器を活用したりすることも有効です。
- 計算が困難な場合は絵を使って視覚化するなどのそれぞれに応じた工夫が必要です。
- 学習障害は気づかれにくい障害でもあるため、子どもにある困難さを正確に把握し、決して子どもの怠慢さのせいにならないことが重要です。

【Dさんの例】

学習障害のDさんは、会議で大事なことを忘れまいとメモをとりますが、本当はメモをとることが苦手なので、書くことに必死になりすぎて、会議の内容が分からなくなることがあります。後で、会議の内容を周りの人に聞くので、「もっと要領よくメモをとればいいのに」と言われてしまいます。でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、ほかの方法を取り入れる工夫をすることができます。



発達障害の二次障害

- 発達障害の子どもが、その子にあった支援を受けられない、その子の特性に合わない環境に置かれるなどして、ストレスや周囲との不適応が高まることにより、精神疾患を発症したり、問題行動を起こしたりする状態を二次障害と言います。
- 二次障害は必ずしもすべての発達障害の子どもに表れるものではありません。周囲の理解や適切な支援を得ることができ、本人が発達障害を前提として生活を工夫することで回避することが出来ます。
- 二次障害には大きく分けて、自分に対する苛立ちや精神的葛藤が自分に対して発露される「内在化障害」と精神的葛藤が他者に対して影響を及ぼすような行動として発露される「外在化障害」があります。

	疾患・症状
内在化障害	うつ病、抑うつ状態 / 適応障害 / 不安障害 / 強迫性障害 / 依存症 / 心身症、自律神経失調症 / 不登校、引きこもり / 対人恐怖症 / 慢性的な意欲低下 / 自己肯定感の低下
外在化障害	反抗挑戦性障害 / 行為障害 / 暴力、暴言 / 家出 / イライラ / 感情不安定、自傷 / 他社に対する敵意、攻撃性 / 非行などの反社会的な行動

(参考) 大阪メンタルクリニック梅田院「ADHDやASD等の発達障害による二次障害」(<https://osakamental.com/symptoms/adhd-2ji.html>) (2022.03.24参照)

知能検査

Point ! 知能検査を実施することにより、援助者が受検者の生活を支援するにあたってのヒントを得られる場合があります。

知能検査とは

- 知能検査は、個人の特性（得意なことや苦手なこと）がどのような点に表れるか、知能や発達の水準を客観的に明らかにするための検査です。
- 知能検査を実施するメリットは、「他の人と比較した受検者の知能や発達の特徴を知ることができる」「受検者の得意・不得意がわかる」「受験者が今後の生活を送りやすくするヒント（援助者が受検者の生活を支援するにあたってのヒント）が得られることです。

知能検査の種類

- 知能検査は、その目的や測定する知能の性質、受検者の年齢によっていくつかの種類があります。
 - WISC-IV（5歳～16歳11か月）
 - WAIS-IV（16歳～89歳）
 - 田中ビネーV（2歳～成人）等
- この中でよく用いられるのがWISC-IVです。
- WISC-IVでは、「言語理解」「知覚推理」「処理速度」「ワーキングメモリー」といった4つの指標とIQ(知能指数)が数値化されるとともに、それらの能力のバランスを見ることが出来るようになります。
- 4つの指標の内容と、その指標の高低から言えることは右表のとおりです。

指標	内容	指標から得られる示唆
言語理解	語彙や言葉で説明する力などを測る	- この指標が高い子どもは、言葉でまとめたり説明したりすることが得意で語彙も豊富 - この指標が低い子どもは、言葉の意味を正確に捉えずに使用している可能性があり、それが原因で相手が伝えたいことと実際に伝わっていることに齟齬が生じている可能性がある。絵図を使った説明をするとうい
知覚推理	目で見えた情報を踏まえて論理的に物事を考える力を測る	- この指標が高い子どもは、推論が得意で、例えば数学で言えば図形の問題が得意であることがある - この指標が低い子どもは、「論理的な思考」が必ずしも苦手とは言えないが、図や表が入った説明では言葉での説明による補足が必要かもしれない
処理速度	単純な作業を素早く正確に行う力を測る	- この指標が高い子どもは、決まった作業をひたすら行うことは得意 - この指標が低い子どもは、何か作業を行う場合は余裕をもって取り組めるように配慮することを心掛けるとよい
ワーキングメモリー	耳から入った情報を短時間記憶にとどめたり、複数の情報を同時に処理したり、その情報を頭の中で整理しながら考えたりする力を測る	- この指標が高い子どもは、聞いた情報を頭の中で整理して考えることが得意で、口頭指示が伝わりやすい - この指標が低い子どもは、耳から入った情報を覚えておくことが苦手であるため、何かを指示するときはメモなどで小出しにして渡すとよい

参考文献

- 内閣府：政府広報オンライン「発達障害って何だろう」(<https://www.gov-online.go.jp/featured/201104/index.html>) (2022/03/11参照)
- 厚生労働省：「知ることからはじめようみんなのメンタルヘルス総合サイト」(https://www.mhlw.go.jp/kokoro/known/disease_develop.html)
- 文部科学省「各発達段階における子どもの生育をめぐる課題等について（参考）[改定].
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/shiryo/attach/1285897.htm. (2022/03/09参照)
- 大阪メンタルクリニック梅田院「ADHDやASD等の発達障害による二次障害」(<https://osakamental.com/symptoms/adhd-2ji.html>) (2022.03.24参照)
- 株式会社Kaizen：「知能検査とは？大人の知能検査WAIS-IVを読み解く」(<https://www.kaizen-lab.com/faq/2-faq-diagnosis/wais-iv/>) (2022/03/24参照)
- スタジオそら：そら通信 障害・療育「知能検査の種類と内容とは？ WISC-IVを中心にまとめます」(<https://studiosora.jp/column/1132/#:~:text=%E7%9F%A5%E8%83%BD%E6%A4%9C%E6%9F%BB%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E6%96%87%E5%AD%97%E3%81%A9%E3%81%8A%E3%82%8A,%E3%82%92%E5%87%BA%E3%81%99%E3%81%93%E3%81%A8%E3%81%A7%E3%81%AF%E3%81%82%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82>)(2022/03/24参照)
- オンライン発達相談サービスkikotto:「発達障害（ADHD、自閉症、学習障害）の知能検査や診断とは？」(<https://adds.or.jp/sodan/post-458/>) (2022/03/24参照)

いじめについて

いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴や、いじめの4層構造等について理解することで、施設内での入所児童間でのいじめの予防や、いじめが発生した場合の対処が行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.子ども同士のいじめ、暴力等の防止	2
2.いじめの定義	3
3.いじめの4層構造	4
4.いじめのサイン	5
5.暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴	6
6.現代のいじめの特徴	7
7.いじめに気づき、迅速に対応するための考え方の転換	8
8.いじめが起きた場合の基本的な対応の流れ	9
9.いじめが起きた場合の子ども、大人への対応	10
10.子ども間暴力が発生したときの対応フロー	11
11.暴力発生時点での対応	12

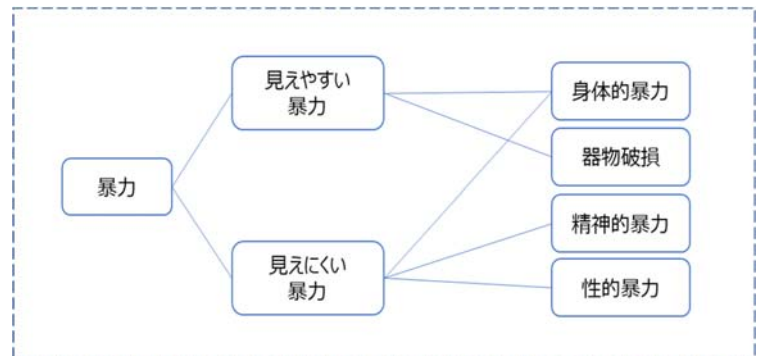
子ども同士のいじめ、暴力等の防止

子ども同士のいじめ・暴力等の防止

- 子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめ**すぐに職員に相談することを伝え、意見箱など子どもが意思表示しやすい環境を整える**とともに、すぐに対応できる体制を確保します。
- 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景もさまざまであることから、**子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日ごろから留意する**が必要です。

暴力の種類

身体的な暴力	殴る、蹴る、自分で殴るように他児が共生する、他の子どもに殴らせる、ずっと同じ姿勢で動くことを許さないなど
精神的な暴力	脅し、身体的側面への冷やかしかし、人間の尊厳を踏みにじる暴言、無視（シカト）など
性的な暴力	「合意」「納得」のないまま性行為を強要するなど。「合意」「納得」を装って行われることもある
器物破損	施設設備などを壊す行為



（出所）浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校・建帛社、2011 p10より引用

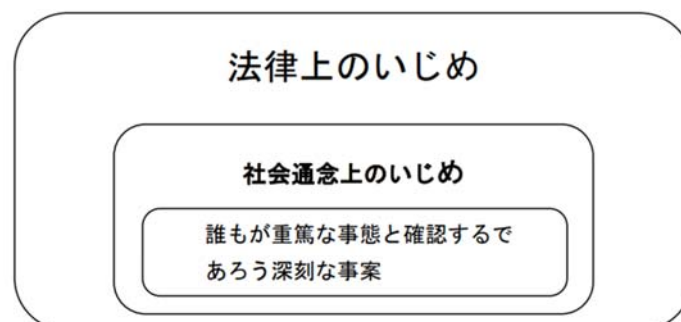
いじめの定義

- この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等**当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

■ 法律上の「いじめ」の範囲のイメージ

- 対象となった児童生徒が苦痛を感じれば、法律上のいじめに該当します。**
- 本人が心身の苦痛を感じていることを認めない場合や、自ら判断・説明ができない場合、本人が加害行為の存在を知らない場合なども、いじめの可能性のあるものとして慎重に対応することが大切です

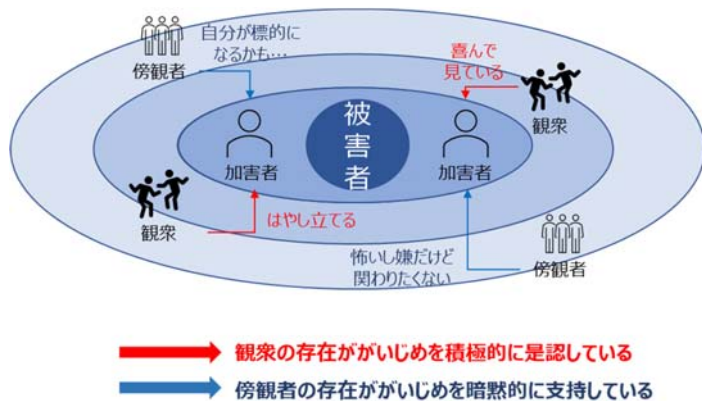


（参考）平成31年3月 埼玉県教育委員会：「I's 2019 〜いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック〜」, p10

いじめの4層構造

いじめの4層構造

- 森田（1986）によれば、いじめは「加害者」、「観衆（はやし立てたり、面白がって見たりする）」、「傍観者（見て見ぬふりをする）」、「被害者」の4層構造となっており、いじめの持続・拡大には、「観衆」と「傍観者」が大きく影響していると指摘しています。



いじめの発生拡大の要因は子どもの間の4層構造のみに帰すか

- いじめの4層構想に照らすと、**児童指導員等も意図せず「傍観者」又は「観衆」となってしまう、いじめを助長してしまう可能性も否定できません。**
- 例えば極論かもしれませんが、被害者が加害者に暴力を受け、それに対して抵抗している場面をとらえて「じゃれあっている、ふざけあっている」と認識し、放っておいた場合は期せずして職員は「傍観者」となり、いじめを暗黙的に支持する結果となり得ます。
- また同様に、「じゃれあっている、ふざけあっている」と認識し、子どもたちに対して「ほどほどにしておきなさいよ、ケガしないようにしなさいよ、顔はだめよ」と軽く声掛けをした場合は「観衆」となってしまう、いじめを積極的に是認する結果になり得ます。
- さらに、**特定の子どもに対する指導の中で、職員による否定的発言が目立つ場合は、その職員自身がいじめのきっかけを加害者に与える、もしくは加害者にとってのいじめの動機を正当化する結果に繋がり得ることが考えられます。**
- 以上を踏まえ、**職員の振る舞いがいじめの発生・拡大の原因ともなり得ることを注意する必要があります。**

いじめのサイン

- 文部科学省のウェブページ「いじめへの対応のヒント」（2003年10月東京学校臨床心理研究会運営委員作成）を参照すると、いじめのサインとして次のようなものが掲げられているのでご紹介します。
- 行動観察の際に、いじめの予防・早期発見のためにも、以下のような点について留意されるとよいでしょう。

いじめのサイン

（参考資料 都教育委員会「いじめ防止のための手引き」狛江市人権尊重推進委員会）

- ①表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態にいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ②服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
- ③身体：顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い等。
- ④行動：ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている等。
- ⑥周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴

- ・ 暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴としては次のようなものがあります。

- ① 特定の子どもがよくからかわれている
- ② 子ども集団の輪の中に入れない子どもがいる
- ③ 「パシリ」になる子が決まっている
- ④ 中心的な子ども（暴力傾向のある場合が多い）の視線を常に気にしている子ども集団の状況や雰囲気がある
- ⑤ 威圧的な態度や雰囲気を醸し出す子どもがいる
- ⑥ 作業などをサボっていても平気でいて、ほかの子どもに自分の分もやらせようとする子どもがいる。それをまったく注意できない雰囲気がある
- ⑦ 暴力とは言いがくいが、プロレスごっこなど圧力をかける身体的な接触を多く行う子どもがいる
- ⑧ 「死ね」「くさい」「きたない」「おまえなんか消えろ」などの言語による威圧・他者否定が日常的に飛び交っている
- ⑨ 職員の悪口・陰口を頻繁に言い、「あいつ（職員）の言うことなんか、聞くんじゃねえ」などと言って回る
- ⑩ 話し合いなどで、特定の子どもが言えば、ほかの子どもはすべて従う雰囲気と実態がある

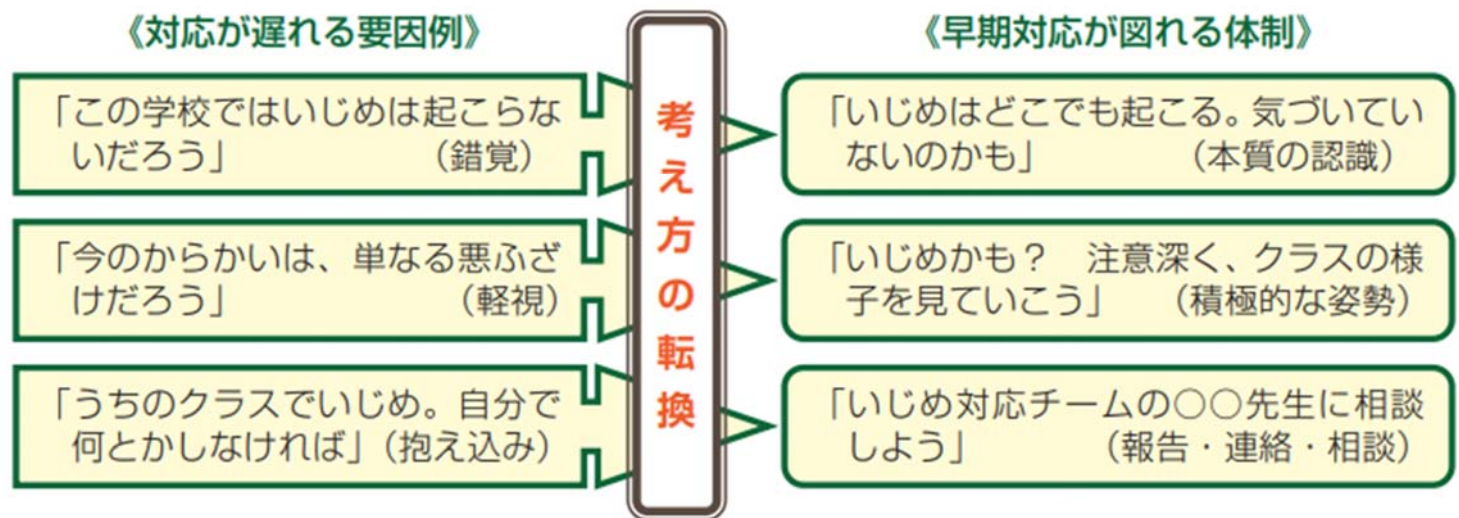
（出所）浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校、建帛社、2011 pp10-11より引用

現代のいじめの特徴

被害・加害の流動性	・ いじめは、特定グループが特定人を対象とすることで完結しない場合があります。 ・ 加害グループの赤で加害者・被害者に分かれることもあります。 ・ 現在被害にあっている子ども・集団が、加害者・加害集団に転嫁して新たな被害者を作り出すこともあります。
いじめの標的に誰でもなり得る	・ 一部のいじめでは、いじめられる子に動作や反応の鈍さ、心身の障害、特徴的体格や性格などが見られることもありますが、そのような特徴が特にない子どもにもいじめが広がっていること、加害児童と被害児童とは竜頭できて状況に応じて立場が入れ替わることなどが判明しています。 ・ 個人の特徴等はいじめの「きっかけ」「口実」「言いがかり」に過ぎず、特定の性格を持った子どもだけでなく、誰もがその標的になり得ます。
不可視性	・ いじめかどうかは被害児童の受け止め方により決まります。 ・ 内心では苦痛を感じていても、それを表に出さない子どもの場合、いじめを第三者が発見するのは困難を伴います。 ・ 被害児童は大人に相談することをためらい、自分自身で抱え込もうとする傾向があります。 ・ 加害児童は関係児童の口封じのために脅すなどいじめ発覚の阻止行動をとることもあります。 ・ また、いじめは「遊び」「ふざけ」「けんか」などとの境界が曖昧な場合があり、さらにいじめは大人がいない場面で行われることが多いです。
継続性・エスカレート	・ いじめは長期間続くことが少なくありません。 ・ いじめが放置されているとふざけ型いじめが次第にエスカレートし、次第に脅し、ゆすり、暴力といった事態を発生させることもあり、結果として執拗・陰湿ないじめが継続することもあります。 ・ ある被害事実が判明した場合、その背後に「継続したいじめがなかったか」「その後もいじめが継続していないか」という視点で、いじめの全容を把握する姿勢が大切です。
被害児童の心理	・ 被害児童の心理は抵抗しない、逃げない、訴えないというのが一般的で、逃げたりしたらよけいひどくやられると考えじっと耐えていることも少なくありません。 ・ いじめられる側にも原因があるという考え方は被害児童の内面にも強く根付いていることもあります。

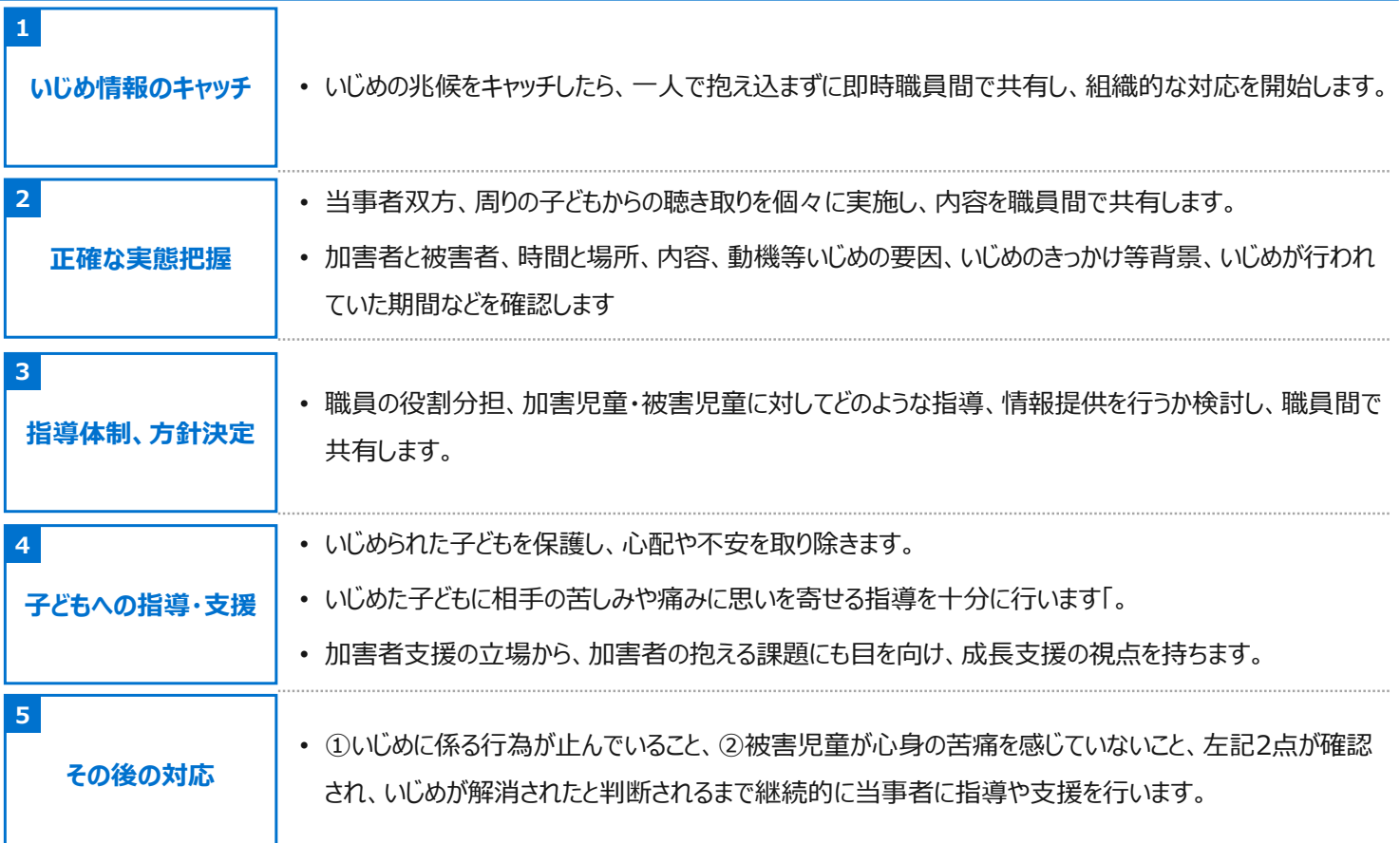
いじめに気づき、迅速に対応するための考え方の転換

- いじめへの迅速な対応が起こる場合の一例と、それを防ぐための考え方の転換について、兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアルには下図のように示されています。
- 現代のいじめの特徴や4層構造について把握したうえで、いじめについての組織としての捉え方をすり合わせていくとよいでしょう



(参考) 平成29年8月 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように->改訂版>」, p12より引用

いじめが起きた場合の基本的な対応の流れ



(参考) 平成29年8月 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように->改訂版>」, p10

いじめが起きた場合の子ども、大人への対応

Point ! • 子ども同士のいじめが発生した場合は、「いじめられた子ども」「いじめる子ども」「まわりの子ども」の三者三様にケアを行います。

いじめられた子ども等について

- いじめられた子ども、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考える子どもを徹底して守り通すことを、子どもに対して言葉と態度で示しましょう。
- いじめられている子どもには、そのことを自分だけで悩むことはせず、児童指導員等に相談するように伝えましょう。

まわりの子どもについて

- 「いじめは人間として絶対に許されない」ということを子どもたちに示しましょう。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を持たせましょう。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を持たせましょう。

いじめる子どもについて

- 心理的な孤立感・疎外感を与えることが無いように配慮しつつ、いじめの非人間性、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く行いましょう。

まわりの大人たちについて

- いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるといった考えは持たないようにしましょう。
- 大人の何気ない行動が子どもに大きな影響を与えうることを十分留意し、間接的であれいじめを助長しないように留意しましょう。
- いじめが解決したとみられる場合でも、陰でいじめが継続している場合もあることを認識し、継続的な注意を払いましょう。

子ども間暴力が発生したときの対応フロー

予防	問題行動の前兆の発見	- 日ごろから子どもの特徴や小さな変化を見逃さないようにする。 - 苛立っている、皮肉屋になっている、人を見下す発言が増えているといったことはないか？
	暴力行為の制止	- 加害児童に対しては複数の職員で対応。当該児童を分離して沈静化を図る。 - 必要に応じてタイムアウトさせる。 - 被害児童が近くにいる加害児童の興奮が収まらない場合は被害児童を別の職員に任せてその場から離れさせる。関係のない人、凶器となる障害物は排除する。
介入	事後処理	- 加害児童と被害児童からそれぞれ別個に事情聴取をする。 - 聴取の際は中立的立場をとり、事実と感情は分けて聴取する。 - 詰問・糾弾しない。子どもの逃げ道をふさがない。
	緊急対応の協議	- 管理者、発見者、加害・被害児童それぞれの担当職員、心理職職員などチームメンバーで今後の対策を協議する。 - 問題をあいまいにせず、どのような指導・ケアを実施していくか、どのような生活上の対策を取るかを協議する。
	全体会議	- 全職員に対して問題行動の状況について報告。 - 当該児童への支援方法の確認、指導方法についての統一を図る。 - すべての子どもへの説明方法の確認。 - 再発防止策の検討と実施。
	子どものケアと再発防止策の実施	- 他の子どもへのケア ✓ 「観衆」「傍観者」を把握する ✓ 現状の課題や問題点を伝え、再発防止策を表明する - 被害児童へのケア ・ 安全・安心を最優先させる - 加害児童へのケア ・ 同じ過ちを起さないための対策を職員と一緒に考える

暴力発生時点での対応

1. 暴力行為の制止と安全確保

- 暴力行為は些細なものであってもその場で毅然と冷静に制止します。
- 可能な限り第三者となる複数の職員が介入します。
- 他の子どもはその場から離し、安全を確保します。
- 加害児童に対しては、まずは口頭注意により、暴力を制止します。
- 口頭注意で制止が出来ず、かつ暴力により暴れている子ども自身の安全が保てないと判断される場合は、最終手段として、予告の上でホールディングを行います。
- 不適切なホールディングは職員・子どもともにけがをするおそれがあります。ホールディングを実施しなくてはならない場合は、**単独でホールディングを行うことは避け、訓練を受けた職員複数人で行います。**
- さらに、子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。

2. 対象となる子どもの沈静化

- 子どもが平静を取り戻すための介入を最優先します。
- 暴力に及ぶ原因となった子どもや職員を遠ざけます。
- 力づくではなく、「ちょっとここを離れて話を聞かせてよ」などとおだやかに声をかけます。
- 対応する職員は自身の安全と平静を保ちます**

3. 対象となる子どもの沈静化後の対応

- 暴力に至った経過、理由、その後の感情を聴取します。
- 感情そのものには共感しつつ、暴力行為は不適切であったこと、その他に取り得る行動があったことを伝えます。
- 可能であれば被害児童に謝罪をさせます。
- 後日もう一度振り返りをするを伝え、安全確認の上日常生活に戻します。

4. ほかの子どもへの対応

- ほかの子どもが暴力を見聞している場合は、適切に説明をする必要があります。
- できるだけ間を置かず、関係した子ども全員に事実経過を説明します。
- 再発防止に向けて取り組む旨を伝えます。
- ほかの子どもから意見があれば丁寧に聴取します。

5. 最悪の場合

- (再掲) 子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。
- 必要に応じて、相談部門と協議の上、対象となる子どもの家庭裁判所送致なども検討します。

参考文献

- 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校。建帛社。2011
- 埼玉県教育委員会：「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」(平成31年3月)
- 文部科学省「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm
(2021/12/14参照)
- 文部科学省「いじめへの対応のヒント」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryo/06120716/005.htm
(2022/2/24参照)
- 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように-<改訂版>」(平成29年8月)

非行児童について

非行や非行児童の性格の傾向、子どもが非行に走るメカニズムについて理解することを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 非行/非行少年とは	2
2. 少年非行の現状	3
3. 非行少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ	6
4. 家庭裁判所送致から児童相談所に送致されるケース	9
5. 非行少年の特性について述べた様々な理論	10
6. 少年・青少年の非行の深まり方	11
7. 非行の背景要因	12
8. 非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階	13

非行/非行少年とは

- Point !**
- 20歳未満の少年（少女）による犯行は少年法により「非行」とみなされます
 - 児童相談所に通告されるのは「触法少年」、「14歳未満のぐ犯少年」、「18歳未満のぐ犯少年で家庭裁判所に通告・送致するよりも児童福祉法による措置に委ねるのが適当と思われる少年」の3通りです。

非行/非行少年とは

- 非行とは、20歳未満の者が刑罰法令に違反する行為をいいます。
- 非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年のことをいいます。
- 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の者を不良行為少年といいます。

非行少年

犯罪少年

犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者
(少年法3条1項1号)

触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
(少年法3条1項2号)

ぐ犯少年

18歳未満で、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
(少年法3条1項3号)

非行少年処遇の概要

- 「触法少年及び14歳未満のぐ犯少年」（14歳未満の非行少年）は、これを発見した者から児童相談所に通告がなされます。
- 児童相談所長は通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致します。（児福法27条1項4号）
- 家庭裁判所は14歳に満たない少年については都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り審判に付することができます（少年法3条2項）。

- 少年：20歳に満たない者をいう（少年法2条1項）
- 児童：満18歳に満たない者（児福法4条1項、児虐法2条）
20歳に満たない者（母福法6条3項）
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者（児童扶養手当法3条）
- 特定少年：18歳以上の少年（少年法62条1項）。全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定する。

(出所)『犯罪白書（令和3年版）』p117

少年非行の現状

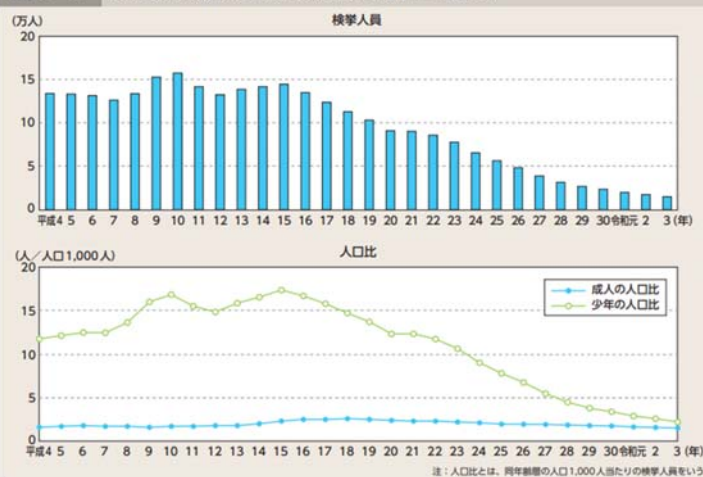
刑法犯少年検挙人員の推移

- 刑法犯少年の検挙人員は18年連続の減少となっています。
- 同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員は成人と比べ引き続き高い水準にあります。

罪名別・男女別の刑法犯少年の検挙人員（令和2年）

- 令和2年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別にまとめた表は下記のとおりで、窃盗による検挙人員がもっとも多くなっています。

図表2-88 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成4年～令和3年）



(出所)『警察白書（令和3年版）』p97

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

罪 名	総 数	男 子	女 子	少年比	
				女子比	少年比
総 数	22,990 (100.0)	19,299	3,691	16.1	12.3
殺 人	51 (0.2)	45	6	11.8	5.8
強 盗	344 (1.5)	313	31	9.0	20.8
放 火	59 (0.3)	46	13	22.0	9.7
強 制 性 交 等	160 (0.7)	159	1	0.6	13.3
暴 行	1,291 (5.6)	1,142	149	11.5	5.1
傷 害	2,033 (8.8)	1,863	170	8.4	10.7
恐 喝	395 (1.7)	349	46	11.6	25.6
窃 盗	12,514 (54.4)	9,898	2,616	20.9	13.7
詐 欺	715 (3.1)	585	130	18.2	8.6
横 領	1,834 (8.0)	1,646	188	10.3	15.0
遺失物等横領	1,812 (7.9)	1,626	186	10.3	16.3
強制わいせつ	420 (1.8)	410	10	2.4	14.4
住 居 侵 入	957 (4.2)	865	92	9.6	24.9
器 物 損 壊	833 (3.6)	744	89	10.7	15.7
そ の 他	1,384 (6.0)	1,234	150	10.8	10.6

(出所)『犯罪白書（令和3年版）』p108

少年非行の現状

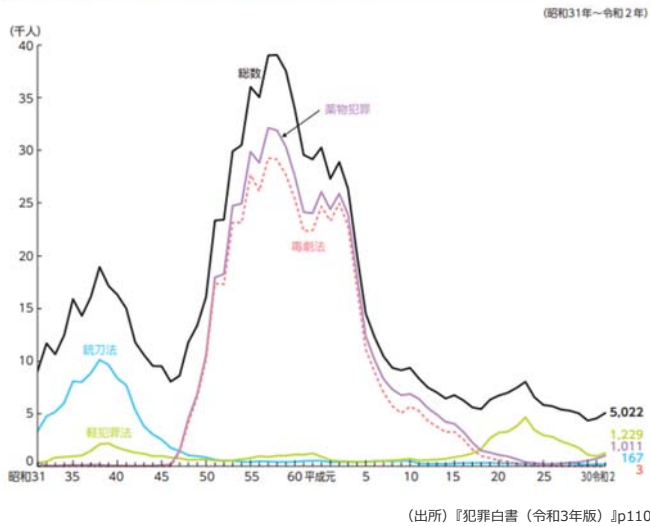
特別法犯少年検挙人員の推移

- ・ 特別法犯少年の検挙人員は令和元年から増加に転じています。
- ・ 平成18年以降は軽犯罪法違反が特別法犯の中で最も多いです。

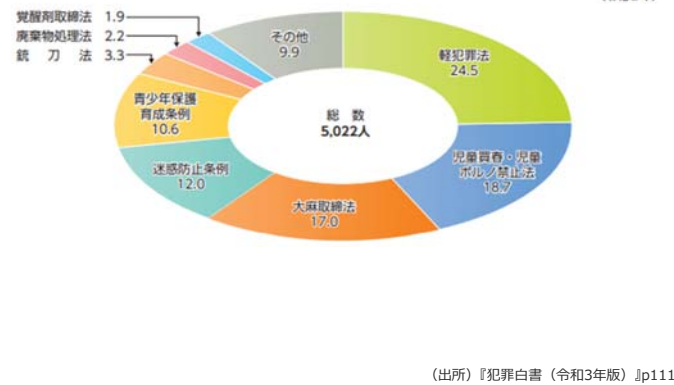
罪名別特別法犯少年の検挙人員構成比（令和2年）

- ・ 令和2年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は下記のとおりです。

3-1-2-1 図 少年による特別法犯 検挙人員の推移



3-1-2-2 図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

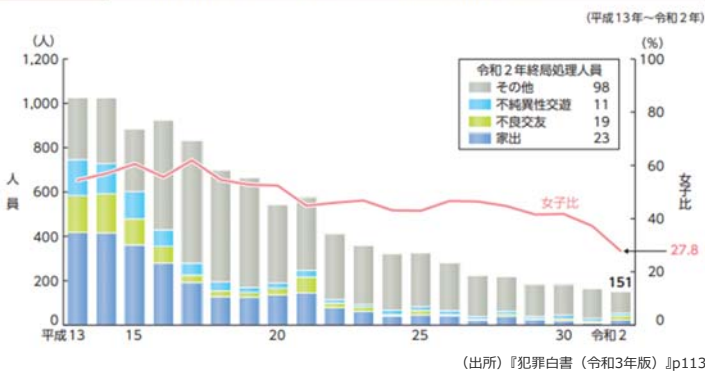


少年非行の現状

ぐ犯少年の推移

- ・ ぐ犯について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移は以下のとおり

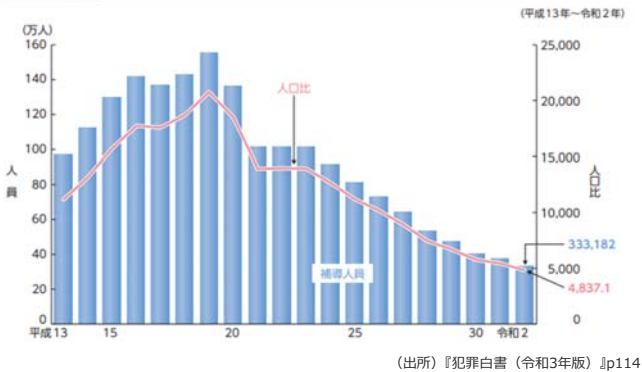
3-1-3-1 図 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）・女子比の推移



不良行為少年の推移

- ・ 令和2年における不良行為少年の補導人員は33万3,182人となっている。

3-1-4-1 図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移



ぐ犯少年と不良行為少年のちがい

ぐ犯少年：

①保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、②正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと、③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること、④自己又は他人の特性を害する行為をする性癖のあること、といったぐ犯事由のいずれかを有し、知能・性格等本人の問題点や家庭、学校、不良交遊等の非行の誘因・抑止双方に関係する環境的要因等を総合的に検討して、将来罪を犯し、又はは刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

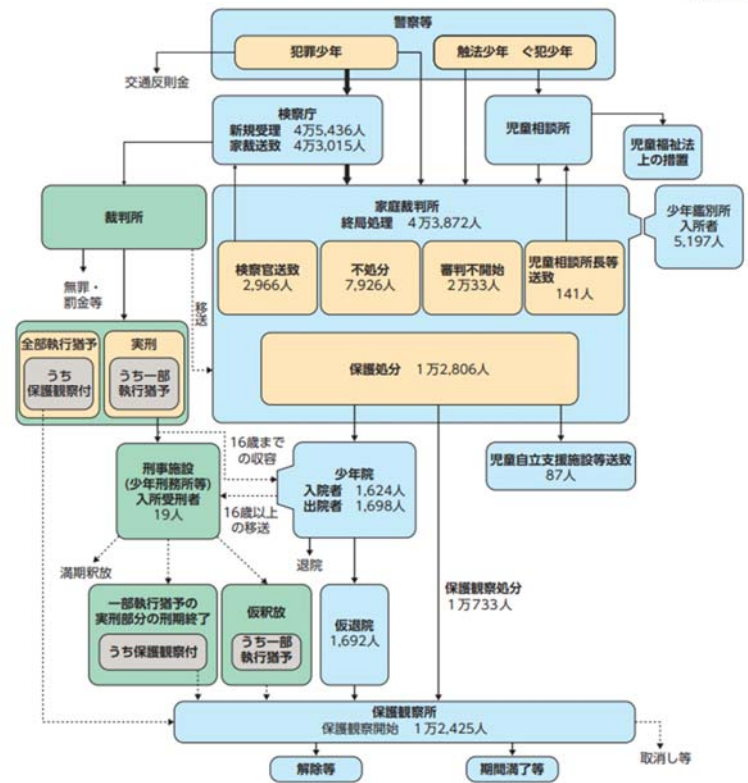
不良行為少年：

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年

犯罪少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

犯罪少年

- 警察等は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると史料するとき、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致します。（少年法41条）
- 検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると史料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると史料するとき、事件を家庭裁判所に送致します。（少年法42条）
- 検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所へ送致しなければなりません。
- なお、**犯罪少年は児童相談所には通告されません**（児福法25条1項）

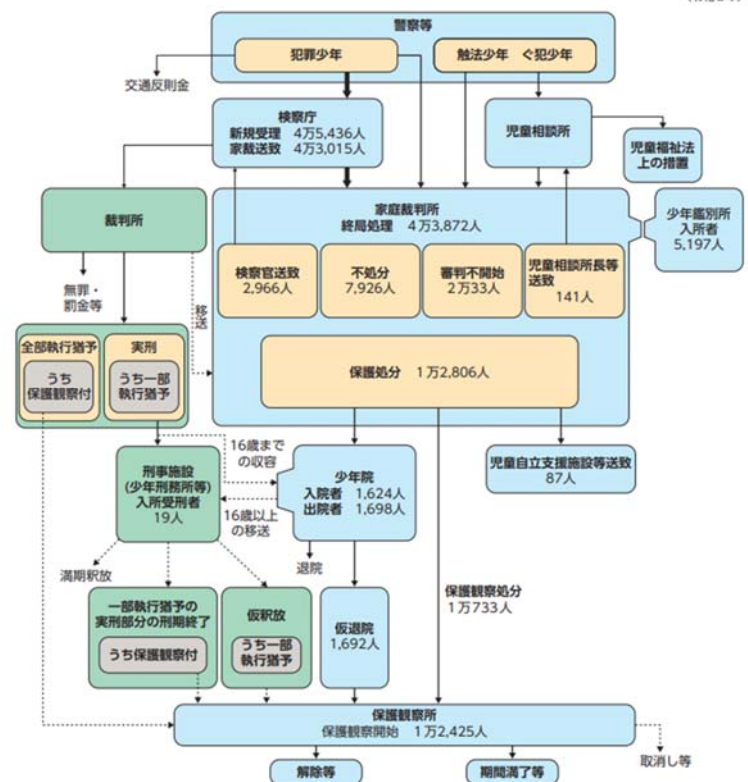


(参考)『犯罪白書(令和3年版)』pp117-118

触法少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

触法少年

- 警察官は、少年（14歳未満）の行為が
 - ①故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
 - ②死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁固にあたる罪、
 - ③家庭裁判所の審判に付するのが適当と思料されるものいずれかに該当する場合、事件を児童相談所長に送致します。（少年法6条の6 第1項）
- 児童相談所は、触法少年について児童福祉司や児童心理士らにより生育歴や性格、家庭環境、学校での状況、交友関係などを調査し、ケース会議を経て、次の2通りの処分を決定します
 - i 家庭裁判所送致
 - ii 児童相談所における福祉的措置の実施なお、児童相談所長は①、②に該当するとして警察官から送致を受けた事件について、原則家庭裁判所に送致しますが、調査の結果必要がない場合は家庭裁判所に送致しないことができます。（少年法6条の7）

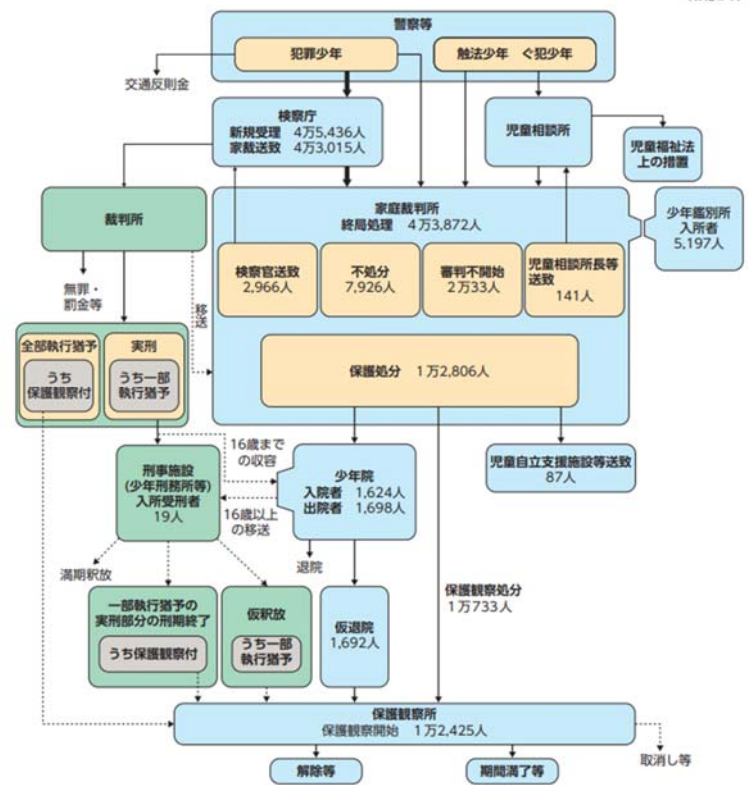


(参考)『犯罪白書(令和3年版)』pp117-118

ぐ犯少年の家庭裁判所送致までの手続の流れ

ぐ犯少年

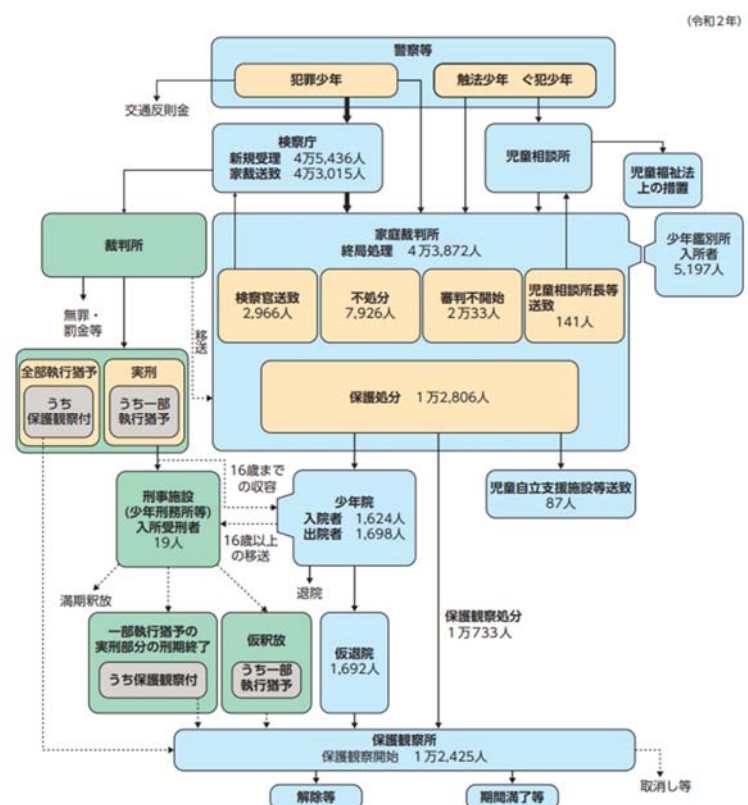
- 14歳未満のぐ犯少年が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）である場合、これを発見した者は当該児童を児童相談所に通告します。
- 児童相談所は、14歳未満のぐ犯少年について児童福祉司や児童心理士らにより生育歴や性格、家庭環境、学校での状況、交友関係などを調査し、ケース会議を経て、次の2通りの処分を決定します
 - 家庭裁判所送致
 - 児童相談所における福祉的措置の実施
- 14歳以上のぐ犯少年を発見した者は、家庭裁判所に通告します。**ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年が18歳未満であり、かつ、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができます。



家庭裁判所送致から児童相談所に送致されるケース

都道府県知事・児童相談所長送致処分

- 非行事件を犯した少年（18歳未満）について、家庭裁判所が非行性の程度・家庭環境等を調査して、「児童福祉法の規定による措置を相当と認めるとき（保護処分や保護的措置による不処分よりも、児童福祉機関の措置に委ねるのが適切と認められるとき）」に、その子どもは児童相談所に送致されてきます。
- 児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときとは、「少年の非行性は高くないが、家庭環境などの環境面における保護に欠け、継続的な指導を必要とする場合」です。
- 家庭裁判所から児童相談所に送致された少年については、在宅措置や児童福祉施設入所措置など、児童相談所が行う様々な援助が行われます。



非行少年の特性について述べた様々な理論

多元的因子論

- アメリカの犯罪学者グリェック夫妻は、経済状態や人種などにあまり差がない、非行少年とそうでない少年たちを比較した30年にわたる研究を行い、その結果両者の差異は性格特性因子、人格特性因子、社会的因子にあるとする多元的因子論を唱えました。
 - 性格特性因子
 - 社会的主張が強く、敵対的で猜疑心が強い性格。
 - 破壊的で感情も変わりやすい。
 - 人格特性因子
 - 反権威主義の冒険精神がある。
 - 行動が外向的で、直接的行動や具体的表現を好む。
 - 情緒不安定性もある。
 - 社会的因子
 - 保護者の厳格で気まぐれなしつけ、不適切な監督
 - 両親が子どもに無関心又は敵対的
 - 家族関係が希薄

ワイナーの帰属理論

- 現代の非行少年を考えると、アメリカの社会心理学者ワイナーの帰属理論が当てはめられることがあります。
- 帰属理論は、トラブルや不満の原因をどこに求めるかをタイプ分けしたもので、その帰属には内的貴族と外的帰属があります。
- 非行少年の場合は、成功や失敗の原因を自分の内部に求めることをせず、家庭や両親、学校などの外部に求めることが多く、他責の傾向があるとされています。

学習性無力感

- 何度も失敗し、何度も外的要因のせいにしていううちに、投げやりな態度が形成され「何をやってもうまくいかない、何をしても意味がない」ということを長期にわたって学習していくことを、アメリカの心理学者セリグマンが「学習性無力感」と発表しました。
- 無力感を持つようになった少年が非行に走る傾向があるとされています。

非行副次文化

- 一般に非行少年は、すでにある非行グループの仲間に加わって非行化していく場合がほとんどです。グループに居場所を見つけ、グループの悪しき文化に染まっていきます。
- グループの中で「上位」を得られると安心感を抱き、「下位」の少年は「上位」の少年に従うことでさらに犯罪に走るようになります。

(参考) 内山絢子 監修：面白いほどわかる！犯罪心理学、西東社、2022、pp144-147

少年・青少年の非行の深まり方

- 社会心理学者の安倍淳吉は、少年・青少年の社会化と非行進歩理論を展開しました。
- 子どもの社会化が進むにつれて非行レベルの行動範囲も広がっていくとする理論です。

社会化

非行レベル

非行深度 I	社会化	非行レベル
	- 幼年期、少年期。 - 特に家族の存在が子どもの行動に直接的影響を与える時期	- 家庭内暴力、学校内でのいじめ、通学路にある店での万引きといった非行が起こり得る - 行動範囲は家庭と学校の範囲に留まるが、非行が発覚すると社会問題に発展する
非行深度 II	- 思春期。 - 行動範囲が学校区域外にも広がる。 - 小遣いが増え、興味もいろいろな方向に向くようになり、通学路を外れて行動するようになる。 - そのため学校の先生や保護者の目が行き届きにくくなる	- 万引き、バイクや自転車の窃盗、バイクの暴走行為といった遊び感覚の集団非行が発生し得る。 - 計画性はなく、違法性も認識していない場合が多い。
非行深度 III	- 中卒で社会人となる者もいれば、高卒で社会人となる者も - 仕事に就く者もいればフリーターやニート化する者も	- タバコの乱用、薬物使用の可能性が出てくる - この時期にまで非行が続くようだと、社会化の進行がストップし、遊び型の非行から本格的な非行（犯行）へ移行してしまう危険性がある
非行深度 IV	- 自分が犯罪者であることを自覚している段階 - 社会も明確に犯罪者として扱うようになる	- 窃盗、詐欺、暴力団・半グレへの加入など - 犯行の手口が専門化 - 非行深度 III の者を使って犯罪行動を起こさせることも

(参考) 内山絢子 慣習：面白いほどわかる！犯罪心理学、西東社、2022、pp148-151

非行の背景要因

- 非行が生まれる背景要因としては、例えば次のようなものがあります。

社会的絆からの逸脱

- アメリカの社会学者ハーシーは、以下4つの社会的絆が少ない少年は、そうでない少年と比べて、非行を行う可能性が高いとしました。

愛着 (アタッチメント)	- 家族や友人などの他人に対する愛情 - 特に親子間の愛着が重要 - 道徳的絆の中で最も重要とされる
傾倒 (コミットメント)	- 犯罪を行うことによる損得勘定 - 犯罪行為は結果としては割に合わない行動だと同調すること
巻き込み (関与)	順法的な生活に関わる時間が長ければ、それだけ非合法的なものに関わる時間や機会が少なくなる
信念 (規範観念)	社会的な規則・法律・規範の正しさを信じて尊敬すること

家庭・家族の負因

- 犯罪心理学者の森武夫は、非行少年の家庭の負因について以下3つを挙げています。

家庭の問題	- 欠損家庭（崩壊・片親） - 機能障害（育児放棄、貧困、多子など） - 生育環境とその変化（近隣地域環境など）
親の問題	- 親の機能不全（ゆるい監督、不適当なしつけ、反社会的行動、素行不良） - 親の態度（過干渉、残酷、無視など） - 親の愛情（拒絶、偏愛、敵意など）
親の喪失と不在	- 幼児期に母を失う母子分離・母性はく奪 - 父親不在 - 両親離別

準拠集団での反社会的態度の形成

- 社会心理学者の安倍淳吉は、人が反社会的態度を心の中に形成するケースを4つに分類しました

- 準拠集団が持つ反社会的な価値観を受け入れる
- 準拠集団が持つ順法的な価値観を受け入れられない
- 準拠集団の混濁した価値観に順応する
- 準拠集団の順法的な価値観に硬直的に適応する

ラベリング理論・予測の自己実現

- 社会的規範からの逸脱行為をした人を「逸脱者」としてラベルつけることにより、更なる逸脱を生み出すことがあります。

- 逸脱行為をした少年に、周りの人間が「あいつは不良だ、付き合ってはいい」などとラベルつけ（レッテルはり）をする
- ラベル付けされた少年は孤立し、悩み、苦しむ
- 非行グループが少年に声をかけ、少年は非行グループの誘いに乗る
- 犯行が常習化していき、非行少年となる。

（参考）内山純子 慣習：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学、西東社、2022、pp152-161

非行少年の立ち直りに向けての関わり方の段階

- Point !**
- 非行少年と関わる時はよそよそしい態度をとってしまいがちですが、彼らはその態度に敏感でたちまち心を固く閉ざします。
 - 問題行動の是正に向けて、次の段階を踏んで、彼らと関わる必要があります。

立ち直りに向けての関わり方の4段階

1 受け入れる	- 上から目線、強い語気、叱咤激励は反発・萎縮を招くのでこれを避けます。 - 非行自体は受け入れないものの、その子ども自身は否定しない - 適度に弱音を吐くことができ、自分を受け入れてくれるという関係性の構築を目指します
2 褒め励ます	- 非行少年はたいてい自己有用感が低いため、彼らの優れているところや適切な言動を認めた上で、折に触れて励まし、勇気づけ、少しずつ自己有用感を高めます - その関わりの中で「世間は暖かい」「大人は味方かも」と思わせ、順法的なコミュニティへの帰属意識を高め、規範意識の向上へつなげていきます
3 考えさせる	「こうすると、こうなる」という自分の行動の論理的な帰結を考えることができるように会話や面談の中で導いていきます
4 教え諭す	- 一定程度的関係性ができたところで、不良交友を通じて子どもが身に付けた誤った常識・情報を正し、適正行動がとれるように導いていきます。 - この際、子ども自身が判断し、自らの意思で適正行動をとるように導き、「言われたとおりやっとうまいかなかった」という他責に陥らないように留意が必要です。

（参考）長尾 和哉：非行・犯罪からの立ち直り 保護観察における支援の実践、金剛出版、2021、pp59-73

参考文献

- ・ 法務省「犯罪白書（令和3年版）」
- ・ 警察庁「警察白書（令和3年版）」
- ・ 内山絢子 監修：面白いほどよくわかる！ 犯罪心理学.西東社.2022
- ・ 長尾 和哉：非行・犯罪からの立ち直り 保護観察における支援の実際.金剛出版

無断外出対応

無断外出の動機の類型や無断外出発生時の対応の流れについて理解し、無断外出の予防と、万一入所児童の無断外出が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.無断外出についての考え方	2
2.無断外出の動機の類型	3
3.無断外出への対応	4
4.無断外出の対応フロー	5

無断外出についての考え方

- ・ 一時保護所からの無断外出は子どもの最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであることから、可能な限り子どもに対して無断外出がなぜよくないのか十分な説明をするとともに、**一時保護所での生活が子どもにとって安全・安心で魅力的なものであるよう努力することで、これらの防止に努めます。**
- ・ **やむを得ず物理的な無断外出防止対策を取らなければならない場合は、これも子どもに対して十分に説明し同意を得る努力を行うことが必要です。**
- ・ 一時保護中の子どもが無断外出したときは、児童相談所職員が自らその子どもの発見、保護に努めるとともに、保護者その他の関係者に連絡し可能な限り搜索します。また必要に応じ警察署に連絡して発見、保護を依頼します。
- ・ 一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行き、一方的な一時保護の解除は避けます。
- ・ 一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、子どもの福祉を十分に勘案し、いずれが移送あるいは引取りをするかを決定します。原則として、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引取りに行くことが望ましいと思料されます。

無断外出の動機の類型

- ・ 無断外出の動機の類型については、例えば「逃避型」「目的達成型」「遊び型」の3つがあります。



(出所) 江戸川区児童相談所 一時保護課長 茂木健司氏 提供

無断外出への対応

無断外出に対する備え

- 無断外出については発生予防が重要です。日課での子どもの様子、ストレス状況に配慮し、**子どもが安全・安心に過ごせる環境を構築することで無断外出の動機を惹起させない**よう留意します。
- また、日常からの子どもの行動特性や成育歴、子どもの写真などを記した捜索用の参考資料を作成したり、**一時保護所周辺の地理状況などについて日ごろから把握したりすることで、無断外出発生時の初動対応をスムーズに行えるよう準備**します。

無断外出発生時の対応

- 一時保護中に、無断外出などの行動上の問題が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちも含めて適時適切に対応することが求められます。

無断外出した子どもが保護され、帰ってきた場合の対応

- 職員は子どもの顔を見て「良かった、安心した」といった言葉をかけ、温かく迎え入れ、帰ってきてくれた喜びを伝えることが大切です。
- そして職員は、無断外出などの行動上の問題は子どもからの必死なサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、子どもからの説明を傾聴し、様々な感情を受け止めます。
- 無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応を取るべきでなく、支援の過程を通して、子どもが失敗したが成長できたといった成長感や自己肯定感に繋げるような支援を展開することが重要です。

無断外出の対応フロー

予 防	問題行動の前兆の発見	- 日常からの子どもの行動特性の理解（脱出経路など探していないか、子ども同士にしかわからない合図を送っていないか） - 子どもの写真等記した捜索に当たって参考となる資料の作成 / 周辺地域の地理状況の把握 - 緊急連絡網の整備
	初動対応（一次捜索）	- まずは建物内の捜索を行う - 建物内で発見できなかった場合は近隣の捜索を開始し、同時に無断外出発生的事实を管理者に報告 - 早期発見のために子どもが立ち寄りそうな箇所へ連絡し情報提供を求める
介 入	二次捜索	- 捜索要員を増員して一次捜索より広範囲で捜索を行う - 所轄の警察署と鉄道警察隊に捜索を依頼する。 - 捜索願は無断外出発生後30分～1時間以内に提出する
	子どもの発見	- 警察による保護・発見 - 複数の職員での対応を原則とし子どもの身柄を引き取りに行く - 職員による保護・発見 - 複数の職員での対応を原則とし施設に戻る - 子どもが自分で戻る - 禁止物品の持ち込みがないか確認を行う
事 後 処 理	聴き取り調査	- 子どもが落ち着いたら聴き取りを開始し事実確認を行う - 中立的立場で子どもの話を聞く。威圧的な態度にならないよう厳に注意する - 子どもの逃げ道をふさがないようにする - 子どもが複数で無断外出した場合は個別に聴取を実施する
	全体会議	- 事の顛末を全職員で共有する - 当該児童への支援方法の確認と指導方法の統一を図る - 再発防止策を検討する - 全児童に対して当該児童が帰ってきたことを報告するとともに全体的な指導を行う - 当該児童と面接し再発防止のための方法をとともに考える

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校.
建帛社. 2011

性的問題対応

性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因や、性的問題行動・性加害発生時の対応の流れについて理解し、そうした問題が発生した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応	2
2. 性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応	5
3. 在宅で性的問題行動・性加害を起こし一時保護されてくる子どもへの対応	6
4. 施設内で起こり得る性的問題行動	7
5. 遊びか、性問題行動か	8
6. 施設内で性的問題行動を認知した際の対応	9
7. 子どもの性的被害事実の確認に関する援助	11
8. 被害確認面接の実施方法	12
9. 性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア	13

性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応



Point ! ・ 一時保護所における子どもの性的問題には、一時保護所で性的問題行動・性加害を起こす子どもへの対応、在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもへの対応、性的虐待・性被害を受けた子どもが入所してくる際の対応などがあります。

性的問題行動・性加害の背景要因

- ・ 児童福祉施設内での性的問題行動・性加害は、**以前に被害を受けた子どもが加害に回る被害加害の連鎖のケースもあります。**
- ・ 虐待などの背景要因を抱えた子どもたちが入所している一時保護所でも性的問題行動が起こりやすいことを職員が理解して関わる必要があります。

性的問題行動が起きたときの対応

- ・ 万一、一時保護所の子どもの中で**性的問題行動が起きた場合は、まず、子どもたちを分離**します。
- ・ 次に職員間の情報共有、上司・担当福祉司へ問題行動が起きたことを報告します。
- ・ 子どもたちにやってはいけないことであることをもう一度教え、**他の子どもたちと親しくするのは別の方法があることを教えます。**

性的問題行動・性加害の予防

- ・ 一時保護所では、**入所当初に**具体的な身体的部位の名称や役割も教えながら、「水着着用時に隠れる場所」を「プライベートパーツ」とし、**プライベートパーツのルールや人との距離感、身体接触のルール等を教えることも有効**です。
- ・ また**集団生活も影響して子ども同士のバウンダリーが曖昧になりやすい側面もある**ため、**人との関わりの中での物理的境界線、心理的境界線、社会的境界線を尊重できるように教えていくことも大切**です。
- ・ 中には被虐待児の性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見て性的攻撃を仕掛けようとする子どももあり、こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛けるようです。そのため、子どもに定期的に「何か嫌なこと、変なことをされたり言われたりしていない？」と尋ねたり、気になることがあったらすぐに知らせるように**子どもに声をかけておくことで、「探り」行動を認知し、性的アプローチを未然に防止**できるようにします。

(参考) バウンダリー（境界線）の種類と内容

- ・ 物理的境界線
 - ・ からだ、持ち物、対人距離などのこと。相手の体や持ち物に触れるときには、相手の同意が必要であること、入ってはいけない場所や適切な距離感を守ること、みんなが安全に生活できることを教えます。
- ・ 心理的境界線
 - ・ 気持ち、考えなどのこと。気持ちや考えは人によって異なり、どれも尊重されるべきであって、決めつけたり、傷つけたりしてはいけないことを教えます。また、自分と他者の気持ちを大切にすることで、みんなが安心して関係を築くことができることを教えます。
- ・ 社会的境界線
 - ・ ルール、マナーなどのこと。社会の決まり事を守ることで、みんなが安全安心に暮らすことができることを教えます。

境界線ってなに？ ... 自分も相手も守る透明バリア ①

制作 性暴力被害者支援センター・ふくおか
NPO 法人ぶるすあるは
イラスト チアキ（ぶるすあるは）



透明バリアが守られないって？ ②

たとえば暴力。「身体境界線」が守られない。
たとえばチカン。「性の境界線」が守られない。

相手は知らない人のこともあるけど、知ってる人、友だち、先輩、恋人、家族、親せき、先生…。境界線(=透明バリア)が守られないことは、どんな関係の人とも起きることがあります。



直接的な暴力だけでなく、強ごなしになにか言われたり、無理じいされたり、対等では無い関係のとき。

自分が大切にしていることや人を否定されたり、なんでも決められてしまったり、意見を言えない雰囲気だったり...

No を言ったら相手がかつたなら...

おこらせようだから言えない...

「きもちや考え方の境界線」が守られてないときかも。

カツアゲはもちろんだけど...

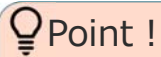
部屋に勝手に入って、持ち物を勝手に見るこ
とや、スマホを見ること、勝手に物を捨て
ることも、「持ち物の境界線」が守られてない
パターン。親子の間でも、恋人同士でも、勝
手にするのはNG。
部屋に勝手に入るのは「空間の境界線」...に
もあてはまります。



きもち。たとえば…こわい、モヤモヤ…
相手との関係。
たとえば…ちがう意見を言にくい、
バカにされる、傷つくようなことを言
われる、命令される…
こんなときは要注意。
透明バリアがピンチのサインかも？
気づけられないな。

(参考) 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに？ 自分も相手も守る透明バリア」(http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary_print.pdf), (2023/3/30閲覧)より引用

性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応



- 性的虐待・性被害を受けた子どもについては不眠、PTSD等の症状を持っている子供もいるから、児童心理士や医師等密に連携をとり、そうした症状が現れた場合は早めに相談することが重要です

- ・ **不眠、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいる**ことから、そのような訴えや症状が見られれば、上司や児童心理司、医師などに早めに相談します。
- ・ **事例により、妊娠検査や性病検査の必要がある場合があります。**このとき診察を受けることに子どもが拒否的であったり、精神的に動揺するなどといったことも起こり得るため、児童福祉司・児童心理司・医師（保健師・看護師）などと協力・連携し、不安を軽減し丁寧なケア、フォローを行うことが必要です。
- ・ **警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもあります。**児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要があります。
- ・ 中には性被害に対する無反応性だけでなく、解離性の性的表現行動がみられる子どももあり、すれ違いざまに男子の股間をつかんだりつついたりする、後ろから呼び止めて抱き着く、下着を脱いで股間を見せるなどの行動があると言われています。いずれも当人は乖離状態でそうした行為を繰り返しており、その際の意識や記憶がなく、我に返ったとたんに驚いて逃げ去るか、叫んで騒ぎとなることもあるようです。

在宅で性的問題行動・性加害を起こし一時保護されてくる子どもへの対応



- Point !**
- 在宅で性的問題行動・性加害を起こして一時保護されてくる子どもについては、性的問題行動の内容やその背景要因を評価したうえで、治療教育・性教育などの支援を展開します。
 - これまでに大切にしてもらえた経験が少ないゆえに自分を大切にできない子どももいることから、偏見の目で見ることなく、自分が大切な存在であることを実感させることが重要です。

- 児童福祉司、児童心理司、保健師、医師などの医療職、一時保護所職員でカンファレンスを開き、子どもが行った性的問題行動の内容やその背景要因を共有し、一時保護期間に誰がどんな内容の評価や支援を行うのか、個別処遇にするのか集団に入れていくのか、監督はどの程度必要か等を話し合います。
- 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行い、他の子どもと合流する場合には、他の子どもとの関係性も評価します。なお、性的問題行動は必ずしも異性間のみには発生するとは限りません。同性間でも発生し得ることに留意します。**
- 一時保護中の面接、行動観察などを検討し、今後の支援内容を決めます。
- 売春や援助交際等の性的問題行動がある子どもについては、これまで大切にしてもらえた経験が少なく、自分を大切にできない子どももいることから、自分が大切な存在であることが実感できるように生活できることが重要**です。
- 一時保護所職員、児童福祉司、児童心理司、医師などとの面接、規則正しい安全な守られている生活自体が治療的に働きます。

施設内で起こり得る性的問題行動

子ども間の力や立場など
パワーの差を利用して、
性的な行為を強要するもの

- 年齢や精神的な発達、体格、入所期間の違いといった力（パワー）を利用して、性的な行為を強いるもの。
- 立場の弱い子どもは、断ったり、逃げたりすることができず、相手の要求に応じるしかないと思ったり、あるいは、仲間として認めてもらうために自分から性的な行為をすることもあります。**
- 性暴力を受けた子どもは、身近にいる加害児童をおそれたり、職員に叱られるのではないかと**思ったりして、なかなか被害を打ち明けることができません。

子ども同士で、寂しさや
満たされなさを性的な行為で
充足させようとしているもの

- 強制はなく、双方が望んで性的な行為に至っているように見えるもの。
- 本来大人から得られるべき安らぎや安心感を、他の子どもとの触れ合いで充足**させようとしています。
- 双方の子どもが秘密にしているため、表面化しにくく、注意をしてもなかなか収まらないのが特徴です。
- 自己充足的な行為であるため、子どものストレスが高まると性行動の頻度や内容がエスカレートして、性暴力に発展することもあります。**

年齢不相応な性的な発言や
行動が目立ち、性的な
トラブルを起こしやすい

- 性的虐待を受けた子どもの中には、状況にそぐわない性的な話をしたり、他児や職員にベタベタ触れたり、肌を露出した格好を好んだりすることがあります。
- こうした過剰な性的言動は、**性被害によるトラウマが影響している可能性が考えられます。**
- 子どもの混乱した気持ちを受けとめ、トラウマによる反応や症状のケアをすることが求められます。

(参考) 子どもの性の健康研究会『「安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～」』（http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf）(2023/2/27閲覧)より引用

遊びか、性問題行動か

- 発達が同程度の幼児がお医者さんごっこをしたり、性器を見せ合ったりすることは、一般的にみられる遊びですが、からだを傷つける方法を用いたり、相手が嫌がっている、頻度が高い、注意をしても繰り返されるといった場合は、性問題行動と見なされます。
- また、思春期の子どもが性に関心を持つことは自然なことです。性にばかりこだわり、性的な行動が突出している際も、注意が必要です。
- 年齢や立場といったパワーの差がある子ども間の性行動や暴力や脅し、口止めを伴う性行動は、性暴力と捉えられ、被害と加害の双方の子どもへの支援・介入が求められます。

(参考) 子どもの性の健康研究会『『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』』(http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf)、(2023/2/27閲覧)より引用

施設内で性的問題行動を認知した際の対応(1)

予防	距離感・身体接触の ルールの教育	• プライベートパーツのルールを教える • 子ども同士の身体的距離感について把握しておく
介入	初動対応 子ども同士の 引き離し	• 職員自身は冷静に、毅然とした態度をとる。大声を出したり、うろたえたりしない • 「何をしているの?」「ここはあなたが入ってきていいところではないでしょう」などと声をかけ、問題行動であることを明確に伝える • 「正常な発達過程に見られる性的行動」のケースか、「性暴力」のケースであるか判断しつつ、他の職員を現場に呼び • 「性暴力」である場合は他の職員に頼んで被害児童を別室に移し安全を確保する • 他の子どもたちに「問題」が起きたことがわからないように穏やかに対応する
	聴き取り調査	• 子どもが落ち着いたら聴き取りを開始し事実確認を行う • 加害児童には被害児童の苦しみをわかりやすく伝えとともに、自らの行為をどのように認識しているか聴取する • 被害児童には事情聴取の後、話してくれたことについて感謝を伝え最大限に褒める • ほかの子どもたちから、その他の加害・被害児童の有無を確認する • 聴き取りについては、非誘導的な質問をすること、質問回答の記録は基本的に逐語録とし要約・意識は避けることを心掛ける • <u>誰がどのように聴き取りを行うのか、担当福祉司、心理司と情報共有・役割分担が必要</u>

次スライドにつづく

施設内で性的問題行動を認知した際の対応(2)

事後処理	全体会議 (児童相談所全体)	・ 現況について共有する ・ 他の子どもに事実をどこまで、どのように伝えるか検討する。 ・ 噂が広がっている場合は、起こっている問題が理解できる子どもたちに職員集団の基本認識と今後の対応について伝える ・ ほとんど知られていない場合、事実を知っている子どもに対して職員集団の基本認識と今後の対応について伝える ・ まったく知られていない場合、当事者への対応に限定する ・ 被害児童の親には児童福祉司又は一時保護所の責任者から事実を丁寧に説明する必要があるため、どのように伝え、説明するか検討する
	子どもへのケア・指導	・ 加害児童に対して ・ 習慣性が高い行動であることを踏まえての治療的対応方針を検討する ・ 性教育を行う ・ 被害児童に対して ・ 心理的なケアを実施する ・ 安心できる居場所を確保する ・ 子どもからの相談ルートを確保する ・ ほかの子どもに対して ・ 自分を守る方法を教える
	事故報告書の作成	・ 一連の事象・対応について記録する ・ 併せて再発防止策について検討し、同文書に記載する

子どもの性的被害事実の確認に関する援助

- ・ 子どもの性暴力被害事実についての調査としては、「性的被害確認面接」と「医学診察」があります。
- ・ 何れも被害確認の重要作業ですが、子どものトラウマ性の問題に触れる調査であるため、一時保護所でのサポートが重要です

性的虐待の被害確認面接へのサポート

- ・ 被害確認面接は提示のタイミングと対応スピードが重要です
- ・ 子どもには担当の児童福祉司からこの面接が設定されていることが伝えられます。
- ・ 面接設定の前日か2日前には面接の日時と面接者名を伝えるが、**面接者についての詳しいイメージをあらかじめ与えるような情報を示しません。子どもが不安を訴えたら、何が心配か尋ね、落ち着いて普通に話せることを話せばよいことを伝えます**
- ・ 面接の設定自体について子どもの意向を尋ねたり、同意を求めることは、援助者の不安を伝え、外傷的な出来事を思い出すことの恐れや恐怖を刺激し、告白の葛藤やジレンマを増幅させる危険性が高いため避けます。
- ・ 実際の質問を示さずあらかじめ同意を求めることは、子どもにとってはより侵襲的となり、それは何らかの性暴力をはたらこうとする加害者の侵襲性と多くの点で類似し、被害的な事態の再現性を伴う危険な刺激となります。
- ・ **面接前後は特に子どもの状態が不安定となり、荒れる危険性が高くなるため、一時保護所職員は子どもの不穏状態について、見守りとサポートを行います。**

身体医学診察へのサポート

- ・ 性的被害についての身体医学診察はほとんどの子どもにとって未知の経験であり、強い不安を伴います。診察は通常、子どもの担当児童福祉司から説明されます。
- ・ 子どもの不安の中心は、自分の体がもう正常でないことへの恐れです。性的虐待は多くの場合、子どものボディ・イメージを傷つけており、自分の体がもう正常でないと感じている子どもが多いようです。
- ・ **診察前夜は一時保護所の職員が本人の状態確認をすることが望ましいとされています。何か不安があれば話を聞き、サポートするとともに、なにか話したいことが生じたら誰に声をかけたらよいか明確にしておきます。**
- ・ **当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが分かりやすく明示されるようにすることが望ましいです。**
- ・ **診察直後の夜も本人の状態確認が重要です。PTSD症状等性的虐待のトラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要です。**

被害確認面接の実施方法

被害確認面接の実施の前提

- 被害確認面接の実施は、その結果として確実に子どもの安全が守られ必要な援助が実施提供されることが前提となります。
- 必要に応じて子どもを十分に守れる保証がないのに事実だけ聞いて子どもを守ることができなければ、以後の被害の開示を大幅に制限する恐れがあります。
- 子どもの安全を確保し、守り、援助できる体制の中においてのみ有効に機能する手続きであることに留意します。

被害確認面接の目的・性格

- 被害確認面接の基本的な目的は、隠された子どもの被害を探り出し、事実を暴くことではありません。ありのままを尋ね、語られることについて淡々と単刀直入な質問を行い、客観性・立証性のある証言を得ることにあります。
- 追求・解明の姿勢を面接者が採る場合、それは子どもへの教唆・強要となり、しばしば受動的な子どもの順応性を強化して、誇張した表現を引き出す危険性を持つことに留意が必要です。

面接のあるべき姿

- ありのまま、何らの教唆、誘導、報酬提示の影響も、評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情といったことから、最小限度の影響しか受けない状況で、子どもが自発的に、「何が、いつ、あったのか、それはどのように、誰によってなされたか」ということについて語る事柄を、ただ聴き取り、記録します。
- 実際の被害の有無、確かさ、被害内容や子どもの証言の信ぴょう性等の評価はこの面接ではなく、面接実施後に別の作業により行います。

(参考) 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』,pp50-54

面接対応者

職種

- 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、指導員、保育士いずれの職種にも制限はありませんが、子どもの援助担当者、日常的な援助者は面接担当者となることを避けます。
- 場合によって面接者は外部の専門家へ委託します。

面接者

- 面接者は子どもに重い負担をかける事情聴取面接を実施することになるので、その子どもの援助担当者以外が担当します。
- 子どもが日常生活面で信頼を寄せ、利害関係を持ったことのある人物も、客観的で公平な面接者として不適切です。
- 面接者は子どもにとっては初対面の未知の人物で、面接者と子どもの接点は面接のみでそれきりになる関係が最も望ましいとされます。
- また、面接者は加害者の性を避けることが原則です。ただし、男性加害者からの男性の被害者の事例で、女性が面接者となった場合、当の子どもが女性に自分の被害体験を語ることに強い抵抗を感じる場合があり、男性が面接する方が適切な場合があります。

チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件

- 被害確認面接の標準的な設定では面接者は子どもと個室で1対1で面接し、バックスタッフは当該面接をカメラ越しに観察し、必要なバックアップを行います。
- バックスタッフには、子どもの日常生活での利害関係や人間関係を分かち合う人物、その他子どもがその人物が面接を見ていることによって何らかの影響や圧力を受ける可能性がある者が参加してはいけません。

性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア

- 子どもたちの間で性暴力が起きたと知るとは、職員にも強いショックや無力感（下図参照）をもたらします。
- 「どうしてこんなことが」という怒りを感じたり、「だれも助けてくれない」という不信感や孤立感も高まりやすくなります。
- こうした心情は、性暴力を目の当たりにした際に生じる自然な反応ですが、それが性暴力の影響によるものと自覚できないと、職員のチームワークに亀裂が入ってしまったりと業務に影響を及ぼします。
- 自分の気持ちを落ち着かせ、意識を前向きなものに切り替えるようなセルフケアを積極的に取り入れましょう

否認・ショック

「まさか」「信じられない」「どう考えてよいのかわからない」

自責感

「自分が気づけなかったせいだ」「なにか見落としていたのかも」

回避・最小化

「考えたくない」「もう忘れたい」「たいしたことではない」

怒り

「なんてことをしたんだ!」「なぜ、すぐに言わなかったの!」「だれかのせいだ」

孤立感・喪失感

「裏切られた気分」「だれも助けてくれない」「これまでの日々はなんだったの・・・」

(参考) 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」(http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf),(2023/2/27閲覧)より引用

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日
- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校・建帛社. 2011
- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか「境界線ってなに？ 自分も相手も守る透明バリア」 (http://fukuoka-vs.net/savs/boundary/images/boundary_print.pdf) ,(2023/3/30閲覧)
- ・ 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」 (http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf) ,(2023/2/27閲覧)
- ・ 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』,

自傷・他害問題対応

入所児童の自傷・他害を認知した場合の対応がスムーズに取れるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

自傷のメカニズム	2
自傷を認知した際の対応（NG行動）	3
自傷という行動を克服するための支援の考え方	4
自傷を認知した際の対応（職員が取るべき態度）	5
自傷に置き換え可能な方法	6
他害のメカニズム	7
他害が起きたとき（子ども同士の暴力が起きたとき）の対応	9
暴力発生時点での対応	10
対職員暴力への対応	11
ディエスカレーション（言語的・非言語的な介入による鎮静化）のポイント	12
ディエスカレーションにあたってのNG行為	13

自傷のメカニズム

自傷

- ・ 一時保護される子どもには、「皮膚を切る」「やけどをする」「自分を殴る」「治りかけの傷をかきむしる」といった自傷行為がみられることがあります。
- ・ **自傷行為については、悩みやストレスのほか、虐待、精神疾患や発達障害など、様々な背景が考えられるため、医師など医療職も含めて丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた対応を取ることが必要**です。
- ・ 虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低下が背景にあることや、解離症状の一部であるなど、自傷行為への気づきが、子どもの背景を理解し、ケアを充実させることにつながります。

なぜ自傷をするのか

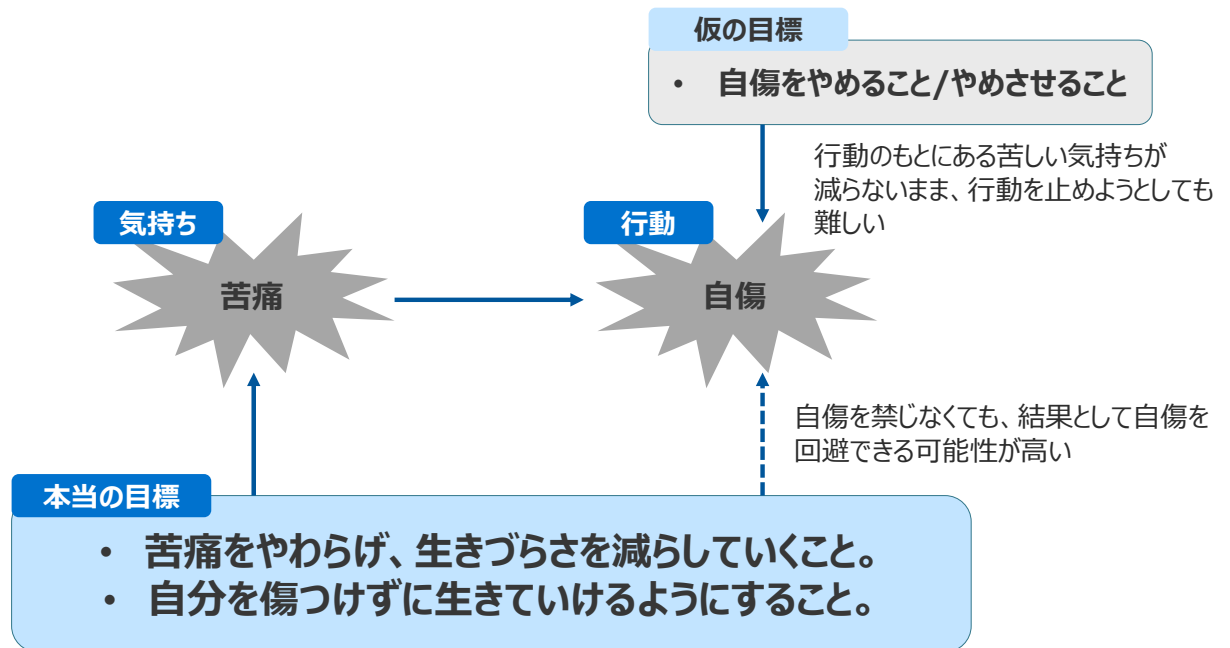
- ・ 自傷行為には怒りや不安、抑うつ気分などのつらい気持ちを一時的に軽減する効果があるようで、**自傷する子どもは、自傷によって誰の助けを借りることなくつらい気持ちを自身から切り離し、苦痛を克服しています。**
- ・ **自傷は彼らにとって、誰にも助けてもらえない状況の中、自分自身で生きのびるための手段として機能**しています。誰かに助けてもらうために、自傷することで誰かにアピールしているわけではありません。
- ・ **自分で自分を助けるために自傷という行動をとっている**のです。
- ・ その点裏を返せば、自傷をする子どもは、これまでの生育歴や環境を背景に、「誰にも助けてもらえない」という思いや何らかの苦痛を持っており、誰かに助けを求める力が低くなっていると言えます。

自傷を認知した際の対応（NG行動）

①叱る	・ 頭ごなしに叱ると、子どもは追い詰められ、ますます大人に隠れて自傷行為をするようになり、事態の深刻化を招くおそれがあります。
②無視する	・ 無視してしまうと、「やはり大人はわかってくれない」と大人に対する不信感を増長するおそれがあります。 ・ 同時に無視することは、子どもに対して「自分には助けられない」というメッセージを発していることになり、子どものSOS発信能力をさらに低下させる結果に繋がります。
③慌てる	・ 大人に心配をかけまいと余計に隠れて自傷行為をするようになるおそれがあります。 ・ 「大人を困らせる自分はどうしようもない奴だ」と子どもが自己肯定感を低下させるおそれもあります。
④自傷行為を否定・非難する	・ 自傷行為は当然に推奨されるような行為ではありませんが、その子どもにとっては自身の安定化を図るための唯一の手段として表れています。これを否定・非難すると、子どもに自傷に至った自身の気持ちや理由を話してもらえなくなり、根本原因の解決が難しくなります。 ・ 否定的態度を決して取らず、自傷以外の代替行動をとることができるように支援します。 ・ 「親からもらった体を大切に」「あなたが自傷すると私の心がつらい」「自傷してはいけない」といった声掛けは控えます。
⑤罰を与える	・ 子どもに余計なストレスを与える又は子どもを否定・非難することになり、余計に自傷行為を取る結果になりかねません。

自傷という行動を克服するための支援の考え方

- 自傷は、誰にも助けてもらえない状況の中、自分自身で生きのびるための手段として機能しています。
- そのため、その**克服には、その背景にある心のつらさに対応できるよう、「つらさを減らす」「自傷以外の方法で対処できるようにする」と考える必要**があります。



(参考) 松本俊彦 監修：自傷・自殺のことがわかる本 自分を傷つけない生き方のレッスン. 講談社. 2018, pp:52-53

自傷を認知した際の対応（職員が取るべき態度）

① 温かさ と 冷静さ	無視したり、叱ったりせず、慌てず、受容的な態度で接します。
② 傷の手当 の実施	丁寧に手当してもらう経験は、子どもにとって自分を大事にすることへの気づきにつながります。
③ 支持的な 態度で接する	子どもが自身の自傷行為を告白してきたり、傷の手当てを求めてきたらそのことを肯定的に評価し子どもに伝えます。
④ 共感する	自傷行為に至った理由や感情は共感的に受け止めます。 - そのうえで自傷行為に代わる他の解決手段を子どもと一緒に考えます。
⑤ 専門家に つなげる	自傷が繰り返されたり、エスカレートしている場合は組織内で速やかに共有し、相談部門と協議の上必要に応じ速やかに医師などの専門家の治療に接続し、自殺リスクの有無を明らかにするとともに、自傷行為の原因となっている根本的な苦痛の特定に努めます。
⑥ 治療過程 に寄り添う	専門家から指導を受けた方法を試してみることを促したり、一緒にやってみるなどして、自傷行為の解消に向けた子どもの努力に寄り添います。ただし、無理強いは禁物です。子どもの意見・意思を尊重することを忘れずに。

自傷に置き換え可能な方法

- ・とにかく切りたい、という自傷の衝動を回避するために、以下のような方法を提案し、支援者も一緒にやってみるとよいでしょう。ただし無理強いは禁物です。

刺激的な 置換方法

- ・ スナッピング：手首を切る代わりに、手首に巻いた輪ゴムで皮膚をはじく。痛むが皮膚は傷つかない
- ・ 強い香りをかぐ：香水やアロマオイルなど、刺激の強いにおいで気持ちの切り替えを図る
- ・ サインペンで赤い跡をつける：「血を見ると安らぐ」タイプの自傷する子どもに有効な場合がある
- ・ 氷や保冷剤を握る：冷たい感覚が極まると痛みの感覚と区別がつかなくなる。
- ・ 紙や新聞紙を破く：刃物は使わない。攻撃的な行動でもあるので乱用しない
- ・ 大声で歌う、叫ぶ：環境が許せば大きな声を出してみる
- ・ 体を動かす：筋トレやランニングなどを行う

鎮静的な 置換方法

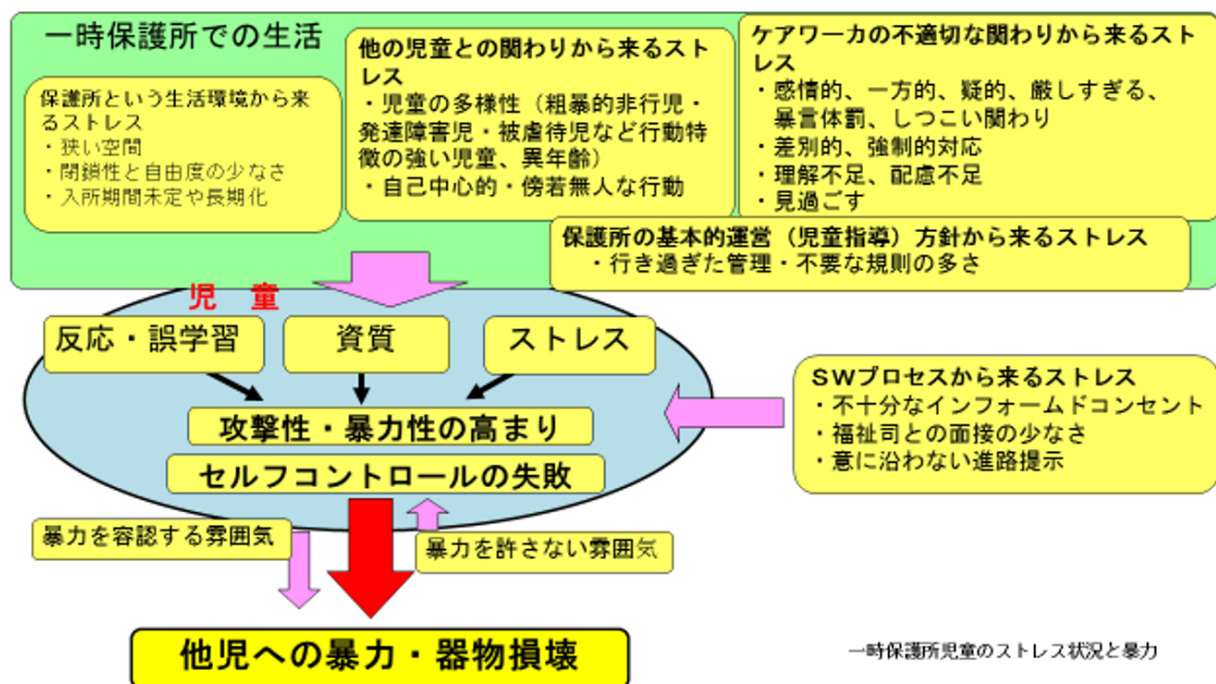
- ・ マインドフルネス呼吸法：吐く息、吸う息に集中し呼吸を繰り返すことで余計な考え事を振り払う
- ・ イメージ法：雄大な自然を想像し、その中に存在する自分を想像する

補助的な 方法

- ・ 自分だけのお守りを用意する
- ・ 自分の感情を文字や絵にして書いてみる

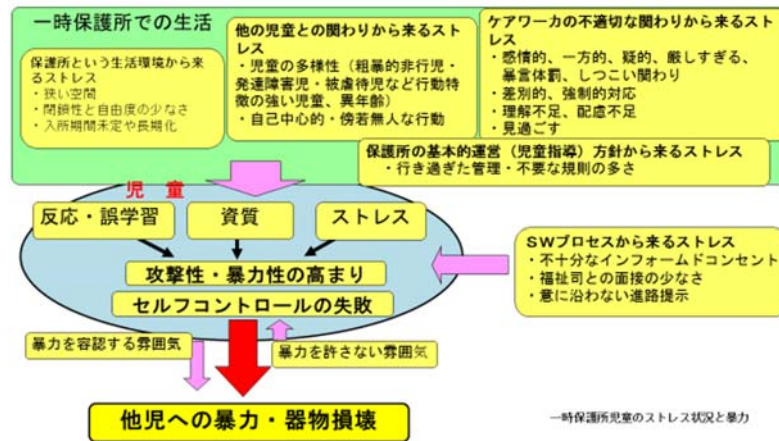
他害のメカニズム

- ・ 一時保護所における他害の発生メカニズムについて、茂木(2011)は以下のようにモデル化しています。



（出所）浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校、建帛社、2011
p5の図について執筆者（茂木健司）から提供を受けて引用

他害が起きたとき（子ども同士の暴力が起きたとき）の対応



（出所）浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校・建帛社、2011
p5の図について執筆者（茂木健司）から提供を受けて引用

- 「保護所という生活環境からくるストレス」及び「SWプロセスからくるストレス」は「子どもの意思を尊重した支援」により対応します。
- 「他の児童との関わりからくるストレス」は「グループワーク技術の向上により、子どもの社会化を促進」することで対応します。
- 「ケアワーカーの不適切な関わりからくるストレス」は「職員研修やSVの充実により、SWの適切なかわり」により対応します。
- 「保護所の基本的運営（児童指導）方針からくるストレス」は「一時保護所運営方針の見直し」により対応します。
- 児童の「ストレス」は「ストレス対処法の教育的かわり」により対応します。
- 児童の「反応・誤学習」及び「資質」は、「子どもの資質を配慮し適切なケアを行う」ことで対応します。

子ども間暴力が発生したときの対応フロー

予防	問題行動の前兆の発見	- 日ごろから子どもの特徴や小さな変化を見逃さないようにする。 - 苛立っている、皮肉屋になっている、人を見下す発言が増えているといったことはないか？
	暴力行為の制止	- 加害児童に対しては複数の職員で対応。当該児童を分離して沈静化を図る。 - 必要に応じてタイムアウトさせる。 - 被害児童が近くにいて加害児童の興奮が収まらない場合は被害児童を別の職員に任せてその場から離れさせる。関係のない人、凶器となる障害物は排除する。
事後処理	事後処理	- 加害児童と被害児童からそれぞれ別個に事情聴取をする。 - 聴取の際は中立的立場をとり、事実と感情は分けて聴取する。 - 詰問・糾弾しない。子どもの逃げ道をふさがない。
	緊急対応の協議	- 管理者、発見者、加害・被害児童それぞれの担当職員、心理職職員などチームメンバーで今後の対策を協議する。 - 問題をあいまいにせず、どのような指導・ケアを実施していくか、どのような生活上の対策を取るかを協議する。
	全体会議	- 全職員に対して問題行動の状況について報告。 - 当該児童への支援方法の確認、指導方法についての統一を図る。 - すべての子どもへの説明方法の確認。 - 再発防止策の検討と実施。
	子どものケアと再発防止策の実施	- 他の子どもへのケア ✓「観衆」「傍観者」（p.30いじめの構造参照）を把握する ✓現状の課題や問題点を伝え、再発防止策を表明する - 被害児童へのケア - 安全・安心を最優先させる - 加害児童へのケア - 同じ過ちを起こさないための対策を職員と一緒に考える

暴力発生時点での対応

1.暴力行為の制止と安全確保

- 暴力行為は些細なものであってもその場で毅然と冷静に制止します。
- 可能な限り第三者となる複数の職員が介入します。
- 他の子どもはその場から離し、安全を確保します。
- 加害児童に対しては、まずは口頭注意により、暴力を制止します。
- 口頭注意で制止が出来ず、かつ暴力により暴れている子ども自身の安全が保てないと判断される場合は、最終手段として、予告の上でホールディングを行います。
- 不適切なホールディングは職員・子どもともにけがをするおそれがあります。ホールディングを実施しなくてはならない場合は、単独でホールディングを行うことは避け、訓練を受けた職員複数人で行います。
- さらに、子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。

2.対象となる子どもの沈静化

- 子どもが平静を取り戻すための介入を最優先します。
- 暴力に及ぶ原因となった子どもや職員を遠ざけます。
- 力づくではなく、「ちょっとここを離れて話を聞かせてよ」などとおだやかに声をかけます。
- 対応する職員は自身の安全と平静を保ちます

3.対象となる子どもの沈静化後の対応

- 暴力に至った経過、理由、その後の感情を聴取します。
- 感情そのものには共感しつつ、暴力行為は不適切であったこと、その他に取り得る行動があったことを伝えます。
- 可能であれば被害児童に謝罪をさせます。
- 後日もう一度振り返りをするを伝え、安全確認の上日常生活に戻します。

4.ほかの子どもへの対応

- ほかの子どもが暴力を見聞している場合は、適切に説明をする必要があります。
- できるだけ間を置かず、関係した子ども全員に事実経過を説明します。
- 再発防止に向けて取り組む旨を伝えます。
- ほかの子どもから意見があれば丁寧に聴取します。

5.最悪の場合

- (再掲) 子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。
- 必要に応じて、相談部門と協議の上、対象となる子どもの家庭裁判所送致なども検討します。

対職員暴力への対応

1.事前の対応

- どのようなとき対象児童は暴力的になるのか、兆候や注意すべき刺激について行動観察の結果などから推察し、職員間で共有します。
- どのようなとき、どのような行動をとることで対象児童は落ち着くことができるのか(穏やかでいられるのか)を行動観察の結果から推察し、不穏となった場合にどのように対応するべきかを検討し、職員間で共有します。

2.暴力発生時の対応

基本的な体制

- 児童の攻撃が職員に向かったら、まず安全な距離をとるために離れます。(甘えて攻撃してくる場合には、離れることで拒否と受け取られてかえって怒らせることがあります。)
- 一人で対応せず、応援を呼び、複数対応とします。

職員自身が落ちつく

- 慌てたり、怯えたり、攻撃的にならないよう心がけます。
- 相手につられて大声、早口にならないように気を付けます。
- 自分が冷静になれない場合、自分が児童にとっての刺激となっている場合は他の職員と交代します。

子どもを落ち着かせる

- 攻撃する意図はないことを伝えます。
- 危害を避けるため子どもの正面ではなく斜めに位置し、落ち着いた声、言葉で、穏やかな動きで対応し、刺激を避けます。
- 周囲の児童を離れさせ、安全を確保します

3.緊急対応

- 状況がエスカレートし、自傷・他害のおそれがあり、身体拘束以外の代替方法がないと思料されるとき、ホールディング対応を行います。
- ホールディングを行う場合は、事前通告をします(これ以上の暴力は許されずホールディングを行うことを宣告します)
- ホールディングは必要最小限の力で行い、自身も子どももけがをしない力加減で行うことが大切です。また原則異性間で行わに様になります。
- ホールディングをによって、身体接触への恐怖嫌悪や自由を奪われることによるパニックを助長することもあるので、事後のケアが重要になります。

4.鎮静後の対応

- 子どもが適度に落ち着いたらタイミングで今後同じような状況になったらどうしたらよいか、子どもと一緒に検討します(落ち着きが中途半端だと怒りが再燃し、時間が経過しすぎの場合は記憶が薄くなっており振り返りの意味がなくなるのでタイミングが重要です)
- 批判的態度にならないよう十分に留意したうえで、子どもの話をよく聞き受け止めます。何があったのか、なぜ暴力に至ったのか、暴力以外の方法はなかった、一緒に考えます。(但し、愛着障害の子については、自分の気持ちや相手の気持ちが分からないことがあるため、これを問い詰めると自己防衛反応を起こす可能性があります)
- 例えば「今日1日暴力をしない」といった目標設定をして、達成できた時は評価します。
- なお、謝罪や罰の強要により、児童と職員双方が追い詰められたり、児童が形だけの解決を学んでしまう場合があるため注意が必要です。

ディエスカレーション（言語的・非言語的な介入による鎮静化）のポイント

協働

- ・ 相手が感情を語れるようにし、控えめな冷静な態度、敬意のある好奇心、決めつけをしない思いやりの心で「しっかりと聴き」ます。
- ・ 安易に「気持ちはわかるよ」などとは言いません
- ・ 主語を「私たち（当事者とスタッフを含む）」として、私たちが一緒に良い方向に向かっていくためにどうするか考えます。

交渉

- ・ 命令したり、禁止したり、強制するような文脈で質問するような「指示的言動」は避け、「お互いが満足」するように話し合います。
- ・ 「落ち着いて話を聞きたいので、ひとまず一緒に座りませんか」というように尋ねながら行動をします。相手が応じたら感謝を示します。
- ・ 武器を持っている場合などは、ゆっくりした動作と言葉で「（武器となるものを）下においてもらえますか？」というように時間をかけて交渉します。
- ・ 嘘をついたり、できない約束をしたりはしません。
- ・ 「ここでは穏やかに過ごしたいって言ってたよね」とか「この後楽しみにしていたレクリエーションだね？」などと声掛けすることで本人に冷静さを取り戻してもらったり、「これまで上手に生活できてきた」などこれまでの努力について認めたりすることで対話をしやすくします。

落ち着いて関わること

- ・ 職員が落ち着いていることが最重要です。慌てたり怯えたりしていると協働も交渉もできなくなります。
- ・ 無口になったり、できない約束をしたり、嘘をついて誤魔化そうとしたりすると、相手はさらに攻撃的になる恐れがあるのでこれをしません。

ノンバーバルメッセージ

- ・ 腕2本分の安全・安心の距離を取ります。
- ・ 右足を引いて約45度の半身で子どもに向かいます
- ・ 相手の利き手の外側に立ち、攻撃をかわしやすいようにします
- ・ 適度に視線を合わせつつ、子どもの動きや表情を捉えます。凝視すると圧迫感を与えるのでこれを避けます。

攻撃因子を除外する

- ・ トラブルの原因を遠ざける、深呼吸を進めて覚醒度をさげるなどして、攻撃因子を除外します

治療プランの利用

- ・ 交渉の中で同意を得てタイムアウトをし、攻撃的な当事者の興奮を鎮めます。

参考（一社）日本こころの安全とケア学会監修、「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規,pp73-83

ディエスカレーションにあたってのNG行為

NG行為	内容
「なぜ？」を繰り返す	・ 次々に問い詰めていくような方法は当事者を追い込み、フラストレーションが増加する。問い詰めないように注意
クローズドクエスチョン	・ 「はい」と「いいえ」でしか答えられないような質問を続けると、本当に言いたいことが言えなくなりイライラが募る。
複雑な質問	・ いくつかの質問が含まれるような文脈で質問すると、当事者は混乱してしまう。
脅威の付与	・ 当事者に恐れを抱かせるような態度や言動を見せると、防衛のためさらに攻撃性を高めてしまう。
急激な動き	・ 当事者は「攻撃される」と解釈し、防衛しようとして暴力に発展する危険がある
怒りの表出	・ 相手をさらに攻撃的にする。懲罰的と感じられる対応をすると報復行動を生み出す
後回し	・ 当事者を苛立たせるのみである
できない約束、嘘	・ 当事者との信頼関係を壊す。基本的にできることとできないことははっきりさせつつも、良い方向に行けるようにしたいということを伝える
タッチ	・ 不安に対してタッチは安心感を与える効果があるが、攻撃性が高まった状態では、ふいに触られることは威嚇と解釈され、衝動的な暴力に発展することがあるので避ける
感情についての議論	・ 「そんなに怒ってどうするの？」という議論は問題解決にならないばかりか、当事者の面子をつぶすことになる
パーソナルスペース侵入	・ 個人空間の侵入は、当事者にとっての脅威である
落ち着きをなくす	・ 何をしてもいいかわからなくなってしまうと適切に対応できずケアにならない
過剰な反応	・ ホールディングの際、特に過剰な力を加えて当事者に痛みを加えること。痛みや深い刺激が加わることは逆効果
その他	・ 再刺激/個人を罰するような議論/報復と取られるような行動/蒸し返し

参考（一社）日本こころの安全とケア学会監修、「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規,pp73-83

そのほか

- CVPPP（包括的暴力防止プログラム）では他にも、攻撃から一旦距離をとる必要があるときに適切に離れ、再度関わることを可能にするための「ブレイクアウェイ」、暴力行為に対してチームで身体的介入を図り、すべての人の安全を保つための「チームテクニクス」という構成要素があります。
- 一時保護所内での他害のリスクに適切に対応するため、一時保護所職員もこれらの身体介入方法について習得することが望ましいと思われます。
- 身体介入に関わる技術であり、中途半端な知識・技術の照会は事故の元となるため、ここでは取り扱いませんが、可能であれば各所で開催されるCVPPP研修会に参加したり、下記の書籍を参考にしたりして、知識・技術の習得に努めることをお勧めします

【参考書籍】

- （一社）日本こころの安全とケア学会監修,「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療食による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規
- 本田明,「看護師のための不穏・暴力対処マニュアル」,2017,医学書院

参考文献

- 松本俊彦：自傷・自殺する子どもたち. 合同出版. 2014
- 松本俊彦：自傷・自殺のことがわかる本. 講談社. 2018
- 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- （一社）日本こころの安全とケア学会監修,「最新CVPPPトレーニングマニュアル 医療職による包括的暴力防止プログラムの理論と実践」,2019,中央法規

トラウマ

トラウマの概要、トラウマ体験によって現れる症状等について理解することで、子どもの“問題行動”の背景にある原因を類推できるようになり、もって適切な行動観察や援助を行うことができるようになることを目的とします

次世代の国づくり

目次

トラウマとは何か？	2
トラウマによる特徴的な症状	3
トラウマと逆境体験	4
トラウマインフォームドケアとは	5
トラウマインフォームドケア実践の4つのR	6
支援関係におけるトラウマの影響	7

トラウマとは何か？

- ・トラウマとは、個人で対処できないほどの圧倒されるような体験によってもたらされる心の傷のことです。
- ・トラウマとなる体験（外傷体験）によって様々な心身の反応が起こります。
- ・トラウマとなる体験としては、虐待、犯罪、性暴力、自然災害、交通事故などによるものがあり、日々の生活の中でも、思い病行やケガ、家族や友人の死、別離、いじめなどでもトラウマとなる場合があります。



近年の脳科学研究では、トラウマとなる出来事が、脳自体の形を変容させてしまうことも分かっています。

トラウマによる特徴的な症状 (PTSD 症状)	
再体験症状	トラウマとなった出来事を急に思い出す (フラッシュバック) 悪夢をみる
回避症状	その出来事を思い出させるような場面、場所、 人などを避ける
認知・気分の変化	楽しいと感じられない、否定的な考え、興味の 喪失、孤立感
過覚醒症状	寝付けられない、小さな音にびくとする、警戒心が 強い、注意・集中力がなくなる、怒りっぽくなる
※上記の4症状が一カ月以上続くと、PTSD (外傷後ストレス障害) とみなされます。	

複雑性 PTSD
トラウマとなるような体験(虐待など)が繰り返されると、複雑性PTSD になることがあります。左記のPTSD症状に加えて、感情コントロール の障害(例:感情が不安定)、対人関係の障害(例:人とうまく付き合え ない)、否定的自己認知(例:自分には価値がない)が見られます。
具体的に見られる行動は、以下のようなものがあります
・人を信用しない/疑い深い ・笑いや怒る声や物音、臭いに敏感 ・人の顔を覚えられない ・自暴自棄的な行動/自傷行為 ・物忘れが多い/呆然としている ・急に怒り出す/固まってしまう/パニックになる ・人と関わるのを嫌がる ・感情の波が大きい ・些細なことにこだわる ・すぐ爆発する ・好き嫌いが激しい

引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「困った人は、困っている人」(https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf), 2023/3/27閲覧

トラウマによる特徴的な症状

トラウマによる特徴的な症状	
再体験症状	・出来事の衝撃的な場面が急に頭に浮かぶ（フラッシュバック） ・繰り返し悪夢を見る
回避症状	・出来事を思い出させるような状況や人、場所などを避けようとする ・出来事について考えないようにする
認知・気分の変化	・「誰も信用できない」・「自分はダメな人間だ」・罪悪感、疎外感 ・出来事の一部を思い出せない・悲しい、楽しいなどの感情がわいてこない
過覚醒症状	・寝つきが悪くなる・眠りが浅い・小さなものとにびくりする ・集中力が亡くなる・ちょっとしたことでイライラしたり、けんかになる
その他に見られるストレス症状	
こころ	・何も考えられない・何もしたくない・「自分はダメだ」と落ち込む ・イライラしやすい・マイナス思考・いろいろなことが不安
行動	・赤ちゃん返り・甘える・引きこもる ・反抗的や攻撃的な態度・物忘れが多い・勉強に集中できない
からだ	・頭痛・腹痛・吐き気・じんましん・食欲がない ・身体のだるさ・生理不順・眠れない

引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」,
(https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/20180500_ooka_TIC_A3.pdf), 2023/3/27閲覧

トラウマと逆境体験

- 虐待やネグレクト、性被害などの逆境（生きる上で欠かせない安心や安全が守られていない環境）体験及びそれによるトラウマが子どものその後の人生にもたらす影響を明らかにしたACE研究は、逆境体験を幾種類も経験するほど、生涯にわたって心身の健康や社会適応に悪影響を及ぼすことを示しました。トラウマからの回復の支援は、その子どもの将来のためにも必要なことです。

ACE 研究



ACE 研究: Adverse childhood experiences (逆境的小児期体験)とは、1995年から米国で行われた大規模疫学調査を指します。子どもの頃の逆境的体験の数と、成人後の予後を調べる

と、ACEsによって健康リスクが高まり、20年以上早く死亡することが明らかになりました。アメリカでは、そのACEsとトラウマは、肥満、依存症、重度の精神疾患など、公衆衛生問題の決定要因であると、2018年に米国議会で決議されています。



ACEsが、様々な問題の発生につながっていることを実証



参考：野坂祐子「トラウマインフォームドケア “問題行動”を捉えなおす援助の視点」,日本評論社,2019,pp77-79

引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「困った人は、困っている人」,https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf,2023/3/27閲覧

トラウマインフォームドケアとは

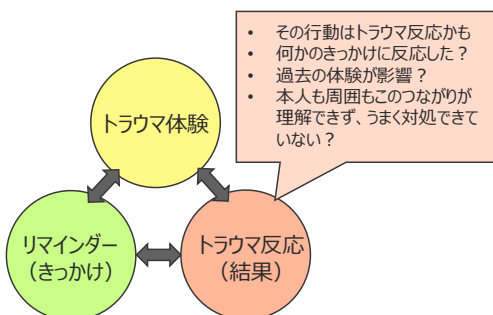
- トラウマを抱えている（もしくは抱えていると思われる）人に対して、トラウマの影響を十分に理解して、配慮ある関わりをし、ともに再トラウマ体験を防ぐ手立てを考えていくことをトラウマインフォームドケアと言います。

トラウマインフォームドケアの原則

- トラウマによって生じた様々な症状や行動を「病理」や「問題行動」として捉えるのではなく、それらは危機時における正常な「反応」であり、適応のための「対処」であると捉えます。
- 解離やフラッシュバック、感情の爆発、自傷行為などのトラウマ症状も、リマインダーに対する反応として当然のものであり、危険な状況を生き抜くための対処法であると捉えます。



トラウマ反応の因果関係



野坂(2019)

トラウマインフォームドな関わりとトラウマインフォームドでない関わり(行動・姿勢)

	トラウマインフォームド	トラウマインフォームドではない
行動・姿勢	誰に対しても礼儀と敬意がある	上からの失礼・無礼な行動が見受けられる
	当事者のニーズに合っている	当事者の身体的や感情的な状態を無視する
	約束の時間をできる限り守る	しばしば遅れた、予定が変更になったこちらの行動に対し謝罪しない
	必要に応じて心からの謝罪ができる	問題があるサービスの提供に対して謝罪しないか、形だけの謝罪で済ます
	スタッフが当事者の気分やニーズに合わせる	スタッフが当事者の気分やニーズに関心しない
	変更を促す、創造的に考える、一緒に問題を解決する、懸念や批判を聴くことができる、学び続ける	「私たちはすでにやるべきことはすべてやっている」と認識し、当事者の現実を理解したり、聞き入れたりしない

参考：野坂祐子「トラウマインフォームドケア “問題行動”を捉えなおす援助の視点」,日本評論社,2019,pp84-108

引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「困った人は、困っている人」,https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf,2023/3/27閲覧

トラウマインフォームドケア実践の4つのR

- ・トラウマインフォームドケアを実践するに当たってのトラウマへのアプローチは下記手順に則って行います（4つのR）

トラウマへのアプローチの方法

①Realize 理解する	・トラウマが子どもの心、からだ、行動にどのような影響を及ぼすのかを理解する
②Recognize 気付く	・トラウマの知識を持つことで、子どもの行動にトラウマの症状があらわれていることに気づく
③Respond 対応する	・支援の方針や進め方、実践にトラウマの配慮を組み入れる
④Resist Re-traumatize 再体験させない	・トラウマを思い出させることがらを回避できるようにする



引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」,
(https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/20180500_ooka_TIC_A3.pdf),2023/3/27閲覧

支援関係におけるトラウマの影響

- ・トラウマを抱える人に対応する中で、支援者側がその人のトラウマを抱えてしまい、無力感、消耗感、恐怖やPTSD症状が出てくる場合があります（代理受傷）。そのため、トラウマインフォームドケアにおいては職員や組織へのトラウマの影響を理解することも大切です。
- ・適切なケアを継続して実施していくためにも、他者のトラウマに触れることは自身にも大きなストレスを及ぼすリスクがあることに留意が必要です。



引用：国立研究開発法人科学技術振興機構「困った人は、困っている人」,
(https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf),2023/3/27閲覧

支援者/組織にトラウマが及ぼす影響

支援者に見られるトラウマの影響(共感疲労)

□ よく眠れない	□ 集中力の低下、やる気がでない、無気力	□ 「自分が何とかしなければ」過度な責任感
□ だるい、からだの不調	□ 仕事に行きたくない、気が重い	□ 「うまくいかない」悲観的な展望
□ 生活リズム（睡眠・食事）が乱れる	□ 仕事やケースのことが頭から離れない	□ 「誰も助けてくれない」孤立無援感
□ イライラする、焦る	□ 仕事を休むと罪悪感がわく	□ 「この仕事に向いていない」自身のなさ
□ 感情コントロールが効かない	□ ささいなことに過度に不安になる	□ 「こんなはずじゃなかった」不満、公開

トラウマが組織全体に及ぼす影響

こども・クライアントについて	支援者・職員	組織
□ 自分はダメな子	□ 自分は何もできない	□ 組織としてやれることは限られる
□ 話したってムダ	□ 誰にも相談できない	□ それって自己責任じゃないの？
□ 話したくない、放っておいて	□ 新しいことをする余裕はない	□ 余計なことをするな、前例に従え
□ 人との関係は「やるか、やられるか」だ	□ いざとなれば力で抑え込むしかない	□ 言われたとおりにやればよいのだ

※個人/チームとしてのストレスへの対応（二次受傷防止）の方法や考え方については、「31.二次受傷防止」で取り扱います

（参考）野坂祐子ほか、「児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～」、性的搾取からの子どもの安全、2019. http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (参照2022-02-02)

（参考）援助活動にながく従事する中で訪れ得る危機

失敗、慣れ、懈怠

失敗

- ・ **技術的な問題からくる失敗**
初心者や経験の少ない場合だけでなく、極めて困難な事例、事態において失敗することはベテランでもあり得る事象です。
- ・ **情報不足からくる失敗**
必要な情報に基づく準備や前任者からの引継ぎが不十分である場合、周囲の適切な助言が得られなかったために怒る失敗は決して少なくありません。記録の読み込み、申し送りからの情報は大切です。
- ・ **心身の不調による失敗**
心身の不調により注意力が低下し、失敗が起こることは当然あります。不調になる前に心身をコントロールするべきですが常に万全であることは難しく、個人の責任だけに終始せず、相互に支え合う視点が必要です。

慣れ

- ・ 慣れによる不注意や、あるべき手順の無視などを起こし、結果ミスや大きな過誤を呼ぶことがあります。
- ・ 人が人に関わる援助においては、一定の緊張が要求されます。叱るべき緊張感を持つ姿勢は決して失ってはいけません。

懈怠（なまけ）

- ・ 子どもの支援に当たり、専門家としてこれまで以上に絶え間ない知識の吸収と、技術向上への努力が求められるところ懈怠は許されません。
- ・ しかし、人間である以上懈怠もあり得ないことはありませんが、懈怠が失敗や慣れなどの危機を招来するものになりかねません。
- ・ 相互の啓発が重要です

燃え尽き（バーンアウト）

- ・ 「長期間にわたり人に援助する過程で、心的エネルギーが絶えず過度に要求された結果、極度の心身の疲労と感情の枯渇を主とする症候群であり、卑下、仕事嫌悪、関心や思いやりの喪失を伴う状態」とバーンアウトといいます。対人関係の仕事ゆえの疲労、長期間ゆえの個人や家庭生活の変化、付随する作業や配慮の増加などが積み重なり、バーンアウトを招くと言われています。ひどい場合は自ら選んで従事してきた職業への理念、信念の放擲が起こります。
- ・ この時は、援助者自身が自分の生活全般、人生全体を見直す視点が必要となります

（出所）数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サプリ、南山堂、2019 pp.11-21

参考文献

- 国立研究開発法人科学技術振興機構「困った人は、困っている人」,https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/ooka_trauma.pdf, (2023/3/27閲覧)
- 国立研究開発法人科学技術振興機構「問題行動の背景をトラウマの視点から考えてみよう」,
(https://www.jst.go.jp/ristex/pp/information/uploads/20180500_ooka_TIC_A3.pdf),
(2023/3/27閲覧)
- 野坂祐子「トラウマインフォームドケア “問題行動”を捉えなおす援助の視点」,日本評論社,2019
- 野坂祐子ほか. “児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～”. 性的搾取からの子どもの安全.2019. http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (参照2022-02-02)
- 数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サプリ. 南山堂, 2019

一時保護決定～一時保護解除までの一連のケア

一時保護が決まってから一時保護解除までの入所児童へのケアを適切に行うための基礎的事項を理解し、実践できるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 一時保護中のケア・アセスメントの大原則	2
2. 一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点	3
3. 一時保護中に実施するケアの内容とその留意点	8
4. 一時保護解除時のケアの要点・留意点	14

一時保護中のケア・アセスメントの大原則



- Point !**
- 一時保護におけるケアの大原則は、生活を通じて子どもの安全を確保し、安心感を与えることです。
 - 職員は時には子どもの大人に対する怒りを受け止めることが肝要です。

大原則

- 一時保護のケアは短期間のケアですが、その**大原則は、生活を通して子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うこと**です。
- 一方で、過酷な環境で生きてきた子どもは安全に守られても、安心感が持てないことが多く、また安全に守ろうとしている人を信頼できないことも少なくありません。
- そのため、**子どもにとって安心できる距離で関わる**必要があるとともに、**子どもの尊厳を大切に、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解し、時には、子どもの大人に対する怒りを受け止めなければなりません。**

アセスメントの根幹

- 一時保護は子どもにとって、**環境の急激な変化**であることから、**子どもは非常に不安定な状態**にあることが考えられます。
- 子どもが何らかの行動の問題を呈している時には、その背景を理解し、一緒に考えることがアセスメントの根幹をなします。
- 子どもの行動はそれが問題のあるものであっても、それを子どもからのSOSと受け止め、子どもへの理解を深めるきっかけとします。**

求められる専門性

- 短期間のケアを実施し、今後の支援の方針を決めていくためには、**家庭状況に対する子ども自身の認識や希望を聞き取り、それらを十分に考慮しながら、分離・喪失体験への反応の理解、心的外傷の反応の理解、アタッチメント問題の理解、学習した不適切な認知や行動パターンの理解、それまでに子どもを支えてきた資源の理解と、子どもの抱えた課題と強みを総合的に支えてきた資源の理解等を踏まえて、**子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力が求められます。**
- 大人を信頼しない子どもとの関わりはケアを提供する側の無力感や怒りを生み出すことも少なくありませんが、そうした心理や反応を意識していない場合、子どもの権利を侵害する危険に陥ることを十分に認識しなければなりません。**

その他留意点

- 一時保護から保護者のもとに帰る子どもにとって、**一時保護された場所が、家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求めることのできる場となるよう、子どもが信頼感を持つことができるようなケアを提供しなくてはなりません。**

一時保護決定から一時保護初期のケア

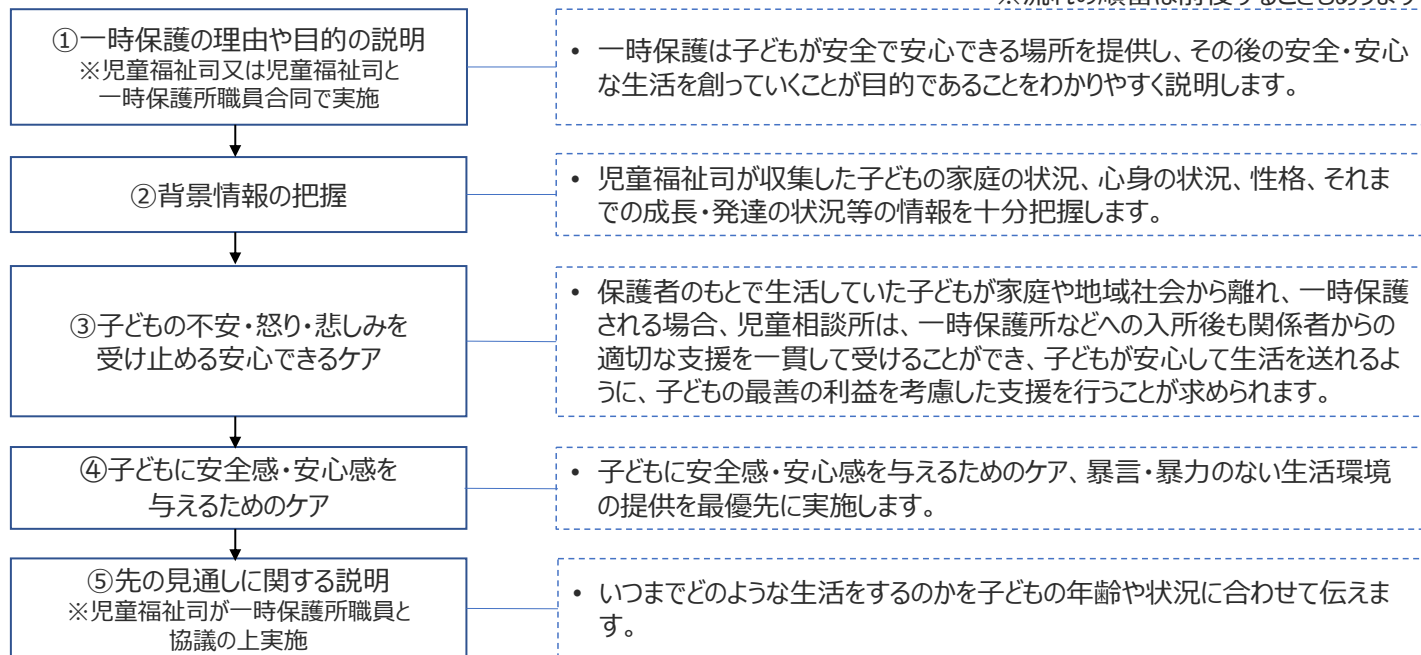
一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点



- Point !**
- 子どもの背景情報を十分把握した上で、子どもに安全感・安心感を与えるためのケアを行い、子どもをエンパワーします。
 - 一時保護の理由や目的の説明はかかせません。

一時保護が決まってから一時保護初期までのケアの流れ

※流れの順番は前後することもあります



一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点（1/2）

①一時保護の理由や目的の説明

- 一時保護は子どもが安全で安心できる場所を提供し、その後の安全・安心な生活を創っていくことが目的であることを**児童福祉司、または児童福祉司と一時保護所職員が合同でわかりやすく説明**します。
- 子どもの発達年齢の他、障害の有無や特性に応じた丁寧な説明が必要**ですが、子どもによっては落ち着いて話を聴けない子どももいますので、タイミングを見計らって、上手に伝える技術が求められます。
- 加えて、**子ども自身が保護された理由について理解できているかを把握**します。特に職権保護の場合、把握した情報について速やかに相談部門と共有し、必要があれば子どもに補足説明等を都度実施します。
- 非行等の行動上の問題による一時保護の場合**は、上記のような安全を守りたいという気持ちとともに、**子どもがそうした問題行動をしなくて済むような方法を一緒に考えていくことも目的であることを付け加えます**。
- さらに、**子どもから聞いた話は、原則として他の職員や担当児童福祉司が共有することなどを説明**します

②背景情報の把握

- 適切なケアの実施のため**、児童福祉司が収集した子どもの家庭状況、心身の状況、性格、それまでの**成長・発達状況等を十分把握する必要**があります。
- 特に、一時保護所や一時保護専用施設では**集団養育となるため、感染症など健康状態に関する情報は欠かせません**。
- 家庭・保育園・幼稚園・学校での感染症者との接触に関しての情報もできるだけ把握する必要があります。

③子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケア

- 子どもにとって一時保護所への入所は慣れ親しんだ環境の急激な変化であり、その影響は大きく、多くの場合子どもはショックを受けたり、怒りや悲しみを感ずる状態になります。
- そのため、一時保護における、**子どもに対する関りで大切なことは、「子どもの不安を軽減し、解消すること、子どもが安心すること」ができるように子どもの気持ちに寄り添い、支援すること**です。
- 一時保護先での不安や一時保護に対する怒り、悲しみについて、共感的に受け止められたと実感できるように傾聴することが大切です。

一時保護が決まってから一時保護初期までに実施するケアの内容とその留意点（2/2）

④ 子どもに安全感・安心感を与えるためのケア

- ・ 暴力・暴言がない生活、衣食の足りる生活を子どもに体験してもらうことを主眼におき、そうした環境を提供できるような雰囲気形成、個々の児童へのケア、児童同士のかかわり方についての指導に努めます。
- ・ 虐待を受けるなど、心に傷を負う体験がある子ども等には右記のようなことが起きても当然であることを職員は認識した上で、子どものケアに当たります。
- ・ これらの症状の程度によっては、児童心理司、医師などによる安心できる部屋での面接、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた、子どもの年齢に応じた治療やケアが必要となることもあることから、アセスメントの結果を踏まえ、観察会議での協議を経て、必要に応じて児童心理司等との連携の上で適切な対応を行います。
- ・ また、**子ども自身が持っている権利及びその権利が守られるべきであることや、守られないと感じた場合は、職員や第三者に相談ができる具体的な連絡先や方法などを、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うなどの権利教育を行います。**

■心に傷を負う体験がある子どもに見られる心理等

- ✓ 一時保護になったことが自分のせいであると考えがちなこと
- ✓ ある言葉を聞いたり、ある状況になると、昔の怖かったことがフラッシュバックして頭が真っ白になって暴れてしまったり、暴力を振るってしまうこと
- ✓ 自分を傷つけたくなってしまうこと
- ✓ 怖い夢を見てしまうこと
- ✓ 聞こえるはずのない声が聞こえたり、誰かがそばにいるように感じてしまうこと
- ✓ 自分がしたと指摘されても覚えていないこと
- ✓ 突然理由もなく怖くなったり、泣きたくなったりすること

⑤ 先の見通しに関する説明

- ・ 先の見通しに関する説明を、児童福祉司がその内容や実施時期を一時保護所職員と協議したうえで子どもに対して実施します。
- ・ いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることに繋がります。
- ・ 同時にその見通しに対する子どもの意見を聞くことも重要であり、その意見は相談部門にも共有することが大切です。
- ・ ただし、先にも述べた通り、先の見通しに関する説明は児童福祉司と協議のうえで実施するものですから、一時保護所職員の独断で安易に子どもにこれを伝えることは厳に控えるべきことに注意してください。

（参考）一時保護の場への意向を余儀なくされた子どもの心理の例

- ・ 保護者や友人などと共に生活できなくなる不安（分離不安）
- ・ これから先、誰も世話してくれないのではないかと不安（見捨てられ不安）
- ・ 自分はこの先どうなるのだろうという不安（見通しが持てない不安）
- ・ 新しい場所で新しく関係を持つ人に受け入れられるのかという不安（新たな関係性に対する不安）
- ・ 自分が変わる事・変わることができないのではないかと不安や抵抗（自己変容への不安）
- ・ 自分が保護されたという事実に対する怒りもしくは劣等感
- ・ 自分が保護されたことで親を否定されたのではないかと怒り・罪悪感
- ・ 家族から孤立する恐怖、家族を裏切ったという罪悪感・自責感

一時保護中のケア

次世代の国づくり

一時保護中に実施するケアの内容とその留意点

-  **Point !**
- 一時保護中のケアとして実施する事項は主として下図に示す7つです。
 - 一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケアとなります。
 - 子どもの背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得ることに留意します。

一時保護中のケアとして実施する事項

①個別ケア	- 一時保護中の子どものケアの大前提は個別ケア - 日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールである - 子どもの状態や背景を踏まえず、一律に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得る点に留意
②家から分離された特別な環境であることへの配慮	- 子どもによっては不安やホームシックで気持ちが不安定になり得ることに留意 - 家庭への思慕が見られない子どもがいるときもあるが、こうした状態はこうした状態として把握する
③保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等 ※主として相談部門業務	- 一時保護中も状況に応じて相談部門と協議の上子どもに家族に関する情報を提供する - 家族との面会に関しては、子どもの安全と安心を前提に子どもの意思を踏まえ判断する
④エンパワメントに繋がるケア	一時保護のケアの中で「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でも子どもに伝える

一時保護中に実施するケアの内容とその留意点

一時保護中のケアとして実施する事項（続き）

⑤子どもの被害の可能性に配慮したケア	一時保護を受けている全ての子どもが何らかの被害を受けている可能性があること、コミュニケーションに問題がある可能性があることを考慮してケアを行う
⑥ケアを通じたアセスメント	- 子どもと職員との関係や、生活の1つ1つへの反応などを通じて、子どもの行動の背景を考える - 子どもをケアしていく中でその子どもを共感的に理解することに努めることで、子どもの発達段階や抱える問題などを知りアセスメントに繋げる
⑦子どもからの成育歴の聴取	- 子ども自身から成育歴や家族歴を聞き取ることで、他の期間や保護者から得られなかった情報を得る - 子どもからの聴取については、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進める

一時保護中のケアの内容とその留意点（1/3）

①個別ケア

- 個別ケアは一時保護中の子どものケアの大前提です。
- 個々の子どもの状態や背景を踏まえ、一律的に集団生活のルールを押し付けることは権利侵害に該当し得ることに最大限注意します。
- 一方で、一時保護所において定めた一定のルールやスケジュールの中で共に生活し、子どもの1日の生活やその背景を把握することは、一時保護として重要なアセスメントにも繋がります。
- 例えば、食事の時間や家庭での時間と全く異なるため、時間を合わせることが困難であることや、ネグレクトされた子どもの中には3食を家族と食べる習慣がなく、戸惑いを感じるなどが考えられます。そのような場合、子どもの状態に応じて最初は個別で食事をとることとし、徐々に一緒に食事を取る楽しさを伝えていくなどの対応が必要になります。
- また、**子どものいわゆる問題行動やその傾向は、子どもが危機的状況の中でその危機を解決する、もしくは回避するために身に着けた行動であることが少なくないことに留意**しましょう。

②家から分離された特別な環境であることへの配慮

- 子どもによっては不安で寝付けない、ホームシックで気持ちが不安定になるといった状態になることも考えられます。
- そのような場合には、**子どもが愛着を感じるぬいぐるみやタオルなど安心感につながるものを手元に置くなどの配慮**が考えられます。
- 一方、**アタッチメントに問題のある子どもはその場その場で利他的対応を行うことがあり、自分が帰属している家庭への思慕が見られないこともあります。こうした状態を把握することはアセスメントの重要な基本**となります。

③保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

※主として相談部門業務。

■保護者・家族への感情/家族の情報

- 子どもの保護者への感情は複雑であり、怒りの思いや思慕の思いが入り混じっています。
- 子どもは常に家族のことを気にかけているため、一時保護中も状況に応じて家族に関する情報を提供します。

■家族との面会

- 家族との面会等の実施に関しては、子どもの安全と安心を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要があります。
- 児童相談所として面会等を制限する場合には子どもにその説明をしっかりと行います。

一時保護のケアの内容とその留意点（2/3）

④エンパワメントに繋がるケア

- 一時保護につながる子どもたちの中には、自己評価が低く、自尊心が持てない子どもも少なくありません。また、自分の思いを自分から表現することが少ない子どもも多いです。
- 一時保護のケアの中で、「あなたは大切な存在」であることを言葉でも行動でもメッセージとして伝える必要があります。
- 表現の機会を多く作り、それが受け止められる体験を通して、自己表現を促すことも必要です。

⑤子どもの被害の可能性に配慮したケア

- 一時保護中の子どもには暴力や暴言を受けている子どもが少なくありません。性的な被害を受けている子どももいます。また、発達障害の傾向があってコミュニケーションの問題がある子どもも存在します。
- しかし、一時保護の段階ではこれらが全て明らかになっていないこともあることから、**全ての子どもが被害を受けている可能性がある、コミュニケーションに問題がある子どもがいる可能性があることも考慮してケアを行わなければなりません。**
- 暴れる子どもの抑制のため、どうしても身体接触が必要な時には、できるだけ同性の職員が対応します。身体接触を要する場合は、同性の場合でも複数の職員で対応することが望ましいです。

⑥ケアを通じたアセスメント

- 職員 1 人で行うのではなく、チームで情報共有しながら行います。
- 子どもと職員との関係や、生活の 1 つ 1 つへの反応などを通して、**子どもの行動の背景を考えます。**
- 子どもと関わりながら、行動観察による子どもの全体像の把握を行っていくことが重要であり、こうした状態像に至った**背景として家族の状況や生育歴、身体的成長の状況などの情報も必要**となります。
- 子どもをケアしていく中でその**子どもを共感的に理解しようとする中で、子どもの発達段階や抱える問題などを知ることが必要**です。
- 子どもが「問題行動」を表出した際には、**心的外傷に係る体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味**することが有効です。
- 不適切な養育体験のある子どもたちの中には、日課とされる行為を適切に行うことが困難な子どもも少なくありません。例えば、ある子どもは食事の時間が近づく和不穏な状態となり、食卓での他の子どもとの激しいトラブルが頻発したが、職員が個別に関わり、丁寧に対応することで、その子どもが家庭内で「食事作法のしつけ」と称する激しい暴力を保護者から受けていたことが明らかになったケースがあります。

一時保護のケアの内容とその留意点（3/3）

⑦子どもからの生育歴の聴取

■子どもから生育歴と聴取する狙い

- 子ども自身から生育歴や家族歴を聞き取ることで、他の機関や保護者から得られなかった、重要な情報を得られることがあるため、これを行います。
- 子どもからの生育歴の聞き取りを行う際には担当児童福祉司や児童心理司などと、誰がいつ、どのように行うか等を検討した上で行います。

■子どもからの聴取の仕方

- 子どもからの聴取については、職員が、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えによって進められることが基本となります。
- こうしたやりとりにおいて、子どもが職員に苦しみや不安などの否定的な事柄を話すようになるには、子どもが「この人は私のことを心配してくれていて、何とか助けようとしてくれている」と認識していることが重要です。職員はこうしたことを念頭に、日々の生活で子どもに関わり、またこうしたやりとりにおける応答に最新の注意を払う必要があります。
- 子どもとのやりとりでは、特に被害事実に関する場合、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聞き取りを心がけます。
- こうした手法については司法面接のトレーニングやそれに類した面接技法の研修を受けることも考えられます。

一時保護解除時のケア

次世代の国づくり

一時保護解除時のケアの要点・留意点

Point !

- ・ 一時保護解除時も、最後まで丁寧なケアが重要です。
- ・ 家庭復帰の場合と里親・施設に措置する場合とでそれぞれ丁寧にケアを実施します。

一時保護解除時のケアの要点

- ・ 一時保護解除により、子どもは、一時保護で新たに構築した人間関係を失うこととなり、最初に抱いた不安・怒り・悲しみの再現に繋がることもあります。
- ・ 子どもが見通しを持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければなりません。
- ・ 関わった職員が子どもを大切に思う気持ちを伝えるなどの丁寧なケアが重要です。
- ・ 加えて、子どもの家庭復帰への期待と不安といった相反する感情などの心理状態、あるいは保護者や家族の心理状態に対して配慮しつつ、子どもや保護者の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討することが重要です。
- ・ また、子どもの権利の保障の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該子どもの状況の把握その他の措置により当該子どもの安全を確保することが児童相談所の業務であること（法第11条第1項第2号）から、適切に対応してください。

一時保護解除時のケアの要点・留意点

家庭復帰の場合

家庭復帰を検討するタイミング	- 一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がない時、児童相談所は子どもの家庭復帰の準備をします。 - そのため、一時保護中から市区町村とも連携して家族のアセスメントを行い、子どもが家庭に帰った時に備えて、要保護児童対策地域協議会を活用し地域にセーフティーネットを構築します。
家庭復帰に向けたアセスメント	- 児童相談所を中心としたチームは、家庭復帰に向けて下記アセスメントを行います。 ✓ 家庭復帰のための準備として必要な支援 ✓ 虐待や非行などの問題の再発生リスク ✓ 保護者に対する支援の効果 ✓ 子どもに安全な家庭環境であるか ✓ 関係機関や地域による継続的な支援体制の確保 ✓ 一時保護先での子どもへの養育・支援の効果 - 上記アセスメントを踏まえ、関係機関と協議の上家庭復帰後の支援計画を立て、家庭復帰後に子どもとその家族を支援していくための地域サポートシステムや相談支援のあり方について確認します。
家庭復帰に向けたケア	- 子ども又は保護者や家族の家庭復帰に係る心理状態に配慮しつつ、双方の意見を聴取しながら復帰時期、復帰後の生活等について検討します。 - 必要に応じて面会や家族面接を行うなど、家庭環境を無理なく調整し、子どもにとって最良の家庭復帰方法を考えます。 - 家庭復帰後に関し子どもに安心感を持たせるため、家庭復帰後も、相談や支援を行うことをわかりやすく伝えます。
家庭復帰に向けた子どもへの対応	- 児童福祉社と、「子どもにいつ、どのように一時保護解除のことやその日時を伝えるか」を入念に協議・検討します。 - 子どもが年齢に応じてSOSが出せるようエンパワメントすることが重要です。 - 例えば、低年齢の子どもには保育所や幼稚園の職員へのSOSの出し方、小学生以降の子どもでは児童相談所全国共通ダイヤル(189)の使い方を練習させておくといった対応が考えられます。

一時保護解除時のケアの要点・留意点

里親や施設等に措置する場合

子どもに対するケア	- 子どもが家庭に帰れない場合、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰計画の状況などを十分に伝え、子どもが納得できるよう、時間をかけて疑問に答える必要があります。 - また、施設のパンフレットやホームページ等を用い、施設での具体的な生活、行事、約束事、地域の様子等を子どもと共に見ながら話し合い、一時保護の生活の場から新たな生活先にどのようなことを伝えたいか、伝えて欲しいか、子どもと話すことも大切です。 - 例えば、食べ物の好き嫌い、趣味や好きな遊び、得意なこと、衣類の好み、これから希望する呼ばれ方等について伝えることが良いことを提案することも考えられます。 - 特に里親等への委託までには、子どもの気持ちや状態に十分配慮しつつ、交流を深めていくなど、丁寧に子どもとの関係調整を進めていく必要があります。
里親・施設との連携	- 子どもが安心感を持てるよう、子どもと里親や施設との交流を深めながら子どもの受け入れ態勢を整えます。このため、可能な場合は委託、入所予定先の職員が子どものもとを訪問することや、子どもが委託、入所予定先を訪問することも検討します。 - さらに、新たな生活先からは、「あなたが来てくれるのを心待ちにしている。」「あなたと共に過ごしていくことを楽しみにしている。」といった歓迎のメッセージを伝えてもらうよう配慮することが必要です。 - なお、里親や施設職員は、可能な限り、保護者と子どもの養育についての情報を共有する等、常に連携・協働できる関係作りを進めていく必要があります。

参考文献

- ・ 厚生労働省「一時保護ガイドラインについて」子発0331第4号 令和2年3月31日

その他特別な配慮が必要が子どもの対応

文化慣習が異なる外国籍の子ども、LGBT等性的指向又は性自認に配慮が必要な子ども、医療的ケア児、犯罪被害を受けた子どもなどに対して必要となる配慮について把握し、対応できるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

外国籍の子どもへの対応・宗教上の配慮	2
LGBTQ等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応	7
性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応	11
犯罪被害にあった子どもへの対応	16
医療的ケア児の対応	21
マスコミ対応	31

外国籍の子どもへの対応・宗教上の配慮

外国籍の子どもを受け入れ

受け入れに当たって把握すること

- 外国籍の子どもとの信頼関係を築くための出発点として、下記事項を把握し、個別対応します。
 - 本人の名前について、フルネームと呼称を確認
 - 日本語学習歴、日本語能力
 - 来日前後で受けてきた教育や学習状況（学習支援に向けて）
 - 話すことば（言語）
 - 本人の性格
 - 健康状態（持病・食物アレルギー）
 - 食べ物の好き嫌い（宗教上の制限等も含む）
 - 宗教上のことなどで禁忌とされていることなど
- またコミュニケーションをとるときは、通訳者を探したり、通訳機器（翻訳アプリ）を使ったり、各国語の対訳集を活用します。
- 日本語による場合は、わかりやすい簡単な日本語で、あいまいな言い方や遠回しな言い方は避け、ゆっくり、はっきりと伝えるようにします。
- 「簡単な日本語」については、中学校で学ぶ英語程度で理解できる日本語を想定するとよさそうです。
- 母語と日本語の挨拶で迎えたり、一時保護中もあいさつについては母語と日本語で行うとよさそうです。
- “〇〇人”という言葉は使わず、名前を呼び合える関係作りを進めます。

（参考）三重県外国人の子どもの教育問題検討委員会「外国人児童生徒受入手引書 よこそ学校へ」

他の子どもとの関わりの中で配慮すること

- 入所当初は情緒的に不安定なところもあることが想定される中、他の子どもから好奇の目で見られたり、話しかけられたりする場合があります。
- 子どもの状況、様子を観察し必要な配慮を行います
- 一人ひとりの個性や母文化の違い、それによるコミュニケーションのスタイルの違いに起因する子ども同士のトラブルが発生するなどし、子ども集団の中で孤立してしまう場合も想定されますので配慮が必要です。

<事例4：アイコンタクト>

ある小学校では、南米から来た児童が転入してきました。その児童は、日本語が理解できないために、話をするとき、相手の目をしっかりと見つめて、表情やしぐさからも言っていることを読み取ろうと努めていました。この児童の様子について、多くの児童は「話している子を受け入れて、真剣に話を聞いてくれる」とプラスの見方をしていましたが、中には、「にらみ付けられているようでこわい」とマイナスに捉えてしまう児童もいました。



受け入れる側がどのような視点で相手を判断するかが、異文化理解の出発点であり、最も重要な点でもあります。上述のような例では、当然、学級担任としては、マイナスの見方をしている児童に対し、南米から来た児童の気持ちについて、「あの子は、言葉が分からなくてつらいんだね。それでもみんなと仲良くしたいから、一生懸命に話を聞いて真剣な顔をしていたんだね。」と、説明して誤解を解いてあげることが必要です。児童生徒のマイナスの見方をプラスに変える手助けを教員がタイミング良く行うことが大切なのです。

（参考）文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人児童生徒受入れの手引 改定版」,2019年3月,P45より引用

食事における文化やマナーの違い

韓国	目上の人が箸をつけてから食べる。食器は持ち上げず、ご飯と汁ものはスプーンで食べる
中国	- 料理を完食しない（足りないという意味になる） - 食後にげっぷをする（満腹のサインなので失礼に当たらない）
ベジタリアン	肉全般、魚介類全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球根類などの地中の野菜類、一部ではあるが五葷（ごくん：にんにく、にら、らっきょう、玉ねぎ、アサツキ）を食べない（但し、ベジタリアン個々によって程度は異なる）
ムスリム（イスラム教）	- 左手は不浄の手なので食事では使わない - 豚肉、酒類、それらの加工食品（ゼラチン、ショートニング、みりんなど）、イスラム法に則った処理をしていない食肉などは禁忌とされるので食べない 1年に1回、1か月程度の断食期間（ラマダン）がある。ラマダン中は夜明けから夜になるまで、一切の飲食が禁じられる（水も禁止）。ただし、乳児や幼児、体調がすぐれない者は断食をしなくてよい
キリスト教	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、たばこはとらない
仏教	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷（ごくん：にんにく、にら、らっきょう、玉ねぎ、アサツキ）を食べない
ユダヤ教	「カシュルート」という食事規定が存在し、食べてよいものと食べてはいけないものが厳格に区別されている。 - 土曜日の安息日や祝祭日には食べる料理も決まっている。 - 年6回の断食日が存在し一切の飲食が禁じられる。 豚、血液、イカ、タコ、エビ、カニ、ウナギ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなどは禁忌とされる
ヒンドゥー教	- 肉全般、牛、豚、魚介類全般、生もの、五葷（ごくん：にんにく、にら、らっきょう、玉ねぎ、アサツキ）を食べない - 食前と食後には手を洗い、口をすすぐ - 左手は不浄の手なので食事では使わない

（参考）三重県外国人の子どもの教育問題検討委員会「外国人児童生徒受入手引書 よこそ学校へ」

（参考）シェン英会話「海外でのマナー違反に注意！日本人が知っておきたい外国の常識」(<https://www.shane.co.jp/column/detail/id=26769>), 2023/3/26閲覧

（参考）観光庁「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」(https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/taiou_manual.html), 2023/3/26閲覧

子どもの服装についての文化の違い

ムスリム（イスラム教）	- 思春期以降の女子生徒は顔と手以外を隠し、体形が分かりにくい服装が好まれます。またある時期から頭髪を隠し首までを覆うヒジャブと呼ばれるスカーフを着用することもあります。 - 男子はへそから下を隠すのが義務です。
タイ	高校まではアクセサリ禁止、髪型も決められている
フィリピン	アクセサリや髪型などは自由
コロンビア	普通のピアスは認められている。派手なアクセサリ、髪型、化粧は禁止
中国	教育程度の高い家庭ほど厳しく、アクセサリ、化粧は禁止
インドネシア	ピアスは認められている
イギリス	耳に一つのピアス、ネックレスは認められている。指輪は認められていない
韓国	過度なおしゃれは禁止
ドイツ	両親が認めたことはできるが両親が認めないことは禁止
ボリビア	アクセサリは認められている
ペルー	女性が子どものときからピアスをするのは普通
ブラジル	女の子は生まれてすぐピアスをするのが多く、お守りのように思っている人が多い

（参考）三重県外国人の子どもの教育問題検討委員会「外国人児童生徒受入手引書 よこそ学校へ」

（参考）公益財団法人宮城県国際化協会「教育現場におけるイスラム圏児童・生徒の受け入れに関する事例集」

（参考）fujiyo memo「イスラム教女性の服装ルール完全版【Q&A】」(<https://www.f-tsunemi.com/blog/realislam/21598/>), 2023/3/26閲覧

礼拝への配慮（イスラム教）

- ・ ムスリムは1日5回礼拝を行います。
- ・ 礼拝前に手・口・鼻・顔・腕・髪・足を水で清め（ウドゥ）、キブラ（メッカ/マッカの方向）に向かって男女別々に礼拝します。

(2) 礼拝への配慮 (2/2)

【事例8】構内に特定の宗教に限定しない礼拝室等を設置し、留学生担当教員の監督の下、留学生組織が管理 → 利用者は、昼休みが最も多く、一度に10数人が入れ替わり利用している（金沢大学）。 礼拝室(入口)  礼拝室(内部)  ウドゥ用設備 	【事例9】留学生の受入推進のため、構内の一室を礼拝室として供用 → 配慮する姿勢を示すことでイスラム圏からの留学生に安心感を与えている（名古屋経済大学）。 礼拝室 

(3) その他特徴的な取組

- ☆ 断食月
 - 職場朝礼時に体調不良の有無を確認。脱水症状等にならないように周りが注意（事業所）
 - 学生に過度の運動をさせないよう配慮。留学生担当教員が、健康状況について声かけ（大学）
 - 通常は隔週で昼夜勤務シフトのところ、昼食を食べないことから、希望者については2週間連続夜勤（事業所）
- ☆ 金曜日の集団礼拝
 - 毎週金曜日は、就業時間中に近隣の集会礼拝所での礼拝に参加することを認めている（事業所）
 - 学生が事前に予約することで、会議室や集会室などを集団礼拝場所として使用（大学）
 - 近くのモスクに行けるよう、金曜日午後の初めには学生を呼び出さない等の配慮（大学）
- ☆ 職員や学生への周知
 - 教職員・学生のムスリムへの理解を深めるための冊子(日本語・英語)を作成〔大学:事例10〕
→ ムスリムに馴染みがなかった教職員・学生に加え、これまでムスリム学生の近くで過ごしていた者からも、新たな知識を得られたという感想があった。

（参考）総務省「報道資料 宗教的配慮を要する外国人の受け入れ環境整備等に関する調査—ムスリムを中心として—の結果」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000521418.pdf), 2023/3/26閲覧, p5より引用

LGBTQ等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応

性の多様性についての基礎知識

性を構成する主な4つの要素

- 人の性は「性自認」、「身体的な性」、「性的指向」、「性表現」の4要素の組み合わせで「性の在り方」が形成されています。



(引用) 豊島区「多様な性自認・性的指向について知ってみよう！」(https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/r3hpup.pdf), 2023/3/26閲覧

性自認	- 一般的に「心の性」と言われます。 - 自分は女性、男性とはっきり認識している人もいれば、どちらでもある、中間である、どちらでもない、わからない、決めたくない等様々な人がいます。
身体的な性	基本的に身体的特徴を基にした性別を指しますが、疾患等で「女性/男性」と二分できないこともあります。
性的指向	- 恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか/ないかを指します。 - 異性愛/同性愛/両性愛/無性愛/全性愛などがある
性表現	服装や立ち振る舞い等、外部に向けての性をどのように表現しているかを指します。

(参考) 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf), 2023/3/26閲覧

(参考) 豊島区「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」(https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/202104.pdf), 2023/3/26閲覧

(参考) 豊島区「多様な性自認・性的指向について知ってみよう！」(https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/r3hpup.pdf), 2023/3/26閲覧

LGBTとSOGI

- 多様な性自認・性的指向の人はLGBTやSOGIと言われたりします。

S O Sexual Orientation (性的指向)		G I Gender Identity (性自認)	
Lesbian レズビアン	女性同性愛者	Transgender トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人
Gay ゲイ	男性同性愛者	Xgender エックスジェンダー	男性・女性の二分法に捉われない性自認の人
Bisexual バイセクシュアル	両性愛者	Cisgender シスジェンダー	出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人
Heterosexual ヘテロセクシュアル	異性愛者		
Asexual アセクシュアル	人に性的な欲求を抱かない人		
Pansexual パンセクシュアル	全てのセクシュアリティの人を恋愛対象とする人		

(引用) 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf), 2023/3/26閲覧

※Queer/Questioning 性的指向・性自認が定まらない人

性の多様性についての基礎知識

当事者の数

- 各種調査によると、日本における性的マイノリティの割合は人口の約8~10%と想定されています。(約11人に1人)
- そのため、性的マイノリティの人に「会ったことがない」と思っている、それは気づいていないだけかもしれません。

(参考) 性的マイノリティの割合に関する調査

日本労働組合総連合会「LGBTに関する職場の意識調査」(2016)・・・8.0%
株式会社LGBT 総合研究所「LGBT 意識行動調査 2019」・・・約 10.0%
株式会社電通 電通ダイバーシティ・ラボ「LGBTQ+調査2020」・・・8.9%



(引用) 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf), 2023/3/26閲覧

注意したいことば

- 日常生活のなかで、何気ない言葉で人を傷つけることもあります。
- 例えば以下のような言葉差別的でありハラスメントに当たるので要注意。

ノーマル、普通の人、おとこおんな、レズ、ホモ、オカマ、オナベ、ニューハーフ、あっち系、アブノーマル 等

カミングアウトとアウティング

カミングアウト

- カミングアウトは、当事者が今まで明かしていなかった自分の性自認や性的指向について、他の人に打ち明けることです。
- カミングアウトするかどうか、いつ誰にどのように伝えるかあは当事者本人が決めることであり他人が強要することではありません。
- 当事者がカミングアウトするときは相当の勇気を出しています。カミングアウトされたときは真摯かつ肯定的に受け止めることが大切です。

アウティング

- アウティングは、本人の許可なくその人の性的指向や性自認等を第三者に暴露することをいい、信頼を裏切り、相手をひどく傷つける行為です。
- 口頭で話だけでなく、SNSで吹聴するのもアウティングに該当します。
- アウティングによってその当事者は差別や偏見、からかいの対象となったり、最悪の場合、自殺にまで追い込まれる可能性もあり、重大な人権侵害に該当します。
- たとえ善意であっても、または悪意がなかったとしても、当事者が意図しないところで性的指向や性自認を知られた場合もアウティングに当たり許されません。

(参考) 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf), 2023/3/26閲覧

(参考) 豊島区「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」(https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/202104.pdf), 2023/3/26閲覧

(参考) 豊島区「多様な性自認・性的指向について知ってみよう！」(https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/r3hpup.pdf), 2023/3/26閲覧

性自認に配慮が必要な子どもへの対応

- ・ 性自認に配慮が必要な子どもの対応例としては以下のようなものがあります。
- ・ ただし、どのような配慮・対応を希望しているかは一人ひとり異なっているため、一元的な対応をしないように注意が必要です。
- ・ 対応の仕方によっては、自身のセクシュアリティが知られてしまうリスクについて説明したうえで、子どもと相談してどのような対応をしていくか決定します。
- ・ 当事者の子どもが認める場合は、周囲の子どもにも理解が得られるように説明をする

服装	・ 可能な範囲で自認する性別の衣服の着用を認める
髪型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性の子ども）
更衣室	・ 別室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	・ 職員トイレ、多目的トイレの利用を認める ・ 可能であれば、他の子どもが利用していないときなどで、プライバシーが十分に守られる方法で、自認している性別のトイレの利用ができるように配慮する。
呼称の工夫	・ 本名と異なる性自認に合わせた通称名の使用を希望している場合、可能な範囲でその使用を認める。認められない場合は、必要な時以外は名字で呼び、フルネームで呼ぶことを避けるなど、本人の心情に配慮する。
入浴	・ 1人での入浴を認め、入浴の時間をずらす
居室	・ 1人部屋の使用を認める

（参考）文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
 （参考）豊島区「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」(<https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/202104.pdf>), 2023/3/26閲覧

性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応

性的虐待・性被害を受けた子どもへの対応



Point !

- 性的虐待・性被害を受けた子どもについては不眠、PTSD等の症状を持っている子供もいるから、児童心理司や医師等密に連携をとり、そうした症状が現れた場合は早めに相談することが重要です

- 不眠、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状を持っている子どももいる**ことから、そのような訴えや症状が見られれば、上司や児童心理司、医師などに早めに相談します。
- 事例により、妊娠検査や性病検査の必要がある場合があります。**このとき診察を受けることに子どもが拒否的であったり、精神的に動揺するなどといったことも起こり得るため、児童福祉司・児童心理司・医師（保健師・看護師）などと協力・連携し、不安を軽減し丁寧なケア、フォローを行う必要があります。
- 警察による事情聴取や検察官の面接がある子どももあり、面接等が行われた後不安定になることもあります。**児童福祉司、児童心理司、医師などと協力して子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要があります。
- 中には性被害に対する無反応性だけでなく、解離性の性的表現行動がみられる子どももあり、すれ違いざまに男子のこかんをつかんだりついたりする、後ろから呼び止めて抱き着く、下着を抜いて股間を見せるなどの行動があるとされています。いずれも当人は乖離状態でそうした行為を繰り返しており、その際の意識や記憶がなく、我に返ったとたんに驚いて逃げ去るか、叫んで騒ぎとなることもあるようです。

子どもの性的被害事実の確認に関する援助

- 性的虐待・性被害を受けた子どもについては被害確認のための協働面接や身体医学診察があります。
- 何れも被害確認の重要作業ですが、子どものトラウマ性の問題に触れる調査であるため、一時保護所でのサポートが重要です

性的被害確認の協働面接へのサポート

- 担当の児童福祉司から子どもにこの面接が設定されていることが伝えられます。
- 面接設定の前日か2日前には面接の日時と面接者名を伝えるが、**面接者についての詳しいイメージをあらかじめ与えるような情報を示しません。**
- 子どもが不安を訴えたら、何が心配か尋ね、落ち着いて、普通に話せることを話せばよいことを伝えます**
- 面接の設定自体について子どもの意向を尋ねたり、同意を求めることは、援助者の不安を伝え、外傷的な出来事を思い出すことの恐れや恐怖を刺激し、告白の葛藤やジレンマを増幅させる危険性が高いため避けます。**
- 実際の質問を示さずあらかじめ同意を求めることは、子どもにとってはより侵害的となり、それは何らかの性暴力をはたらこうとする加害者の侵襲性と多くの点で類似し、被害的な事態の再現性を伴う危険な刺激となります。
- 面接前後は特に子どもの状態が不安定となり、荒れる危険性が高くなるため、一時保護所職員は子どもの不穏状態について、見守りとサポートを行います。**

身体医学診察へのサポート

- 性的被害についての身体医学診察はほとんどの子どもにとって未知の経験であり、強い不安を伴います。診察は通常、子どもの担当児童福祉司から説明されます。
- 子どもの不安の中心は、自分の体がもう正常でないことへの恐れです。性的虐待は多くの場合、子どものボディ・イメージを傷つけており、自分の体がもう正常でないと感じている子どもが多いようです。
- 診察前夜は一時保護所の職員が本人の状態確認をすることが望ましいとされています。何か不安があれば話を聞き、サポートするとともに、なにか話したいことが生じたら誰に声をかけたらよいかが明確にしておきます。**
- 当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが分かりやすく明示されるようにすることが望ましいです。**
- 診察直後の夜も本人の状態確認が重要です。PTSD症状等性的虐待のトラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要です。**

被害確認面接の実施方法

被害確認面接の実施の前提

- 被害確認面接の実施は、その結果として確実に子どもの安全が守られ必要な援助が実施提供されることが前提となります。
- 必要に応じて子どもを十分に守れる保証がないのに事実だけ聞いて子どもを守ることができなければ、以後の被害の開示を大幅に制限する恐れがあります。
- 子どもの安全を確保し、守り、援助できる体制の中においてのみ有効に機能する手続きであることに留意します。

被害確認面接の目的・性格

- 被害確認面接の基本的な目的は、隠された子どもの被害を探り出し、事実を暴くことではありません。ありのままを尋ね、語られることについて淡々と単刀直入な質問を行い、客観性・立証性のある証言を得ることにあります。
- 追求・解明の姿勢を面接者が採る場合、それは子どもへの教唆・強要となり、しばしば受動的な子どもの順応性を強化して、誇張した表現を引き出す危険性を持つことに留意が必要です。

面接のあるべき姿

- ありのまま、何らの教唆、誘導、報酬提示の影響も、評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情といったことから、最小限度の影響しか受けない状況で、子どもが自発的に、「何が、いつ、あったのか、それはどのように、誰によってなされたか」ということについて語る事柄を、ただ聴き取り、記録します。
- 実際の被害の有無、確かさ、被害内容や子どもの証言の信ぴょう性等の評価はこの面接ではなく、面接実施後に別の作業により行います。

(参考) 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』, pp50-54

面接対応者

職種

- 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、指導員、保育士いずれの職種にも制限はありませんが、子どもの援助担当者、日常的な援助者は面接担当者となることを避けます。
- 場合によって面接者は外部の専門家へ委託します。

面接者

- 面接者は子どもに重い負担をかける事情聴取面接を実施することになるので、その子どもの援助担当者以外が担当します。
- 子どもが日常生活面で信頼を寄せ、利害関係を持ったことのある人物も、客観的で公平な面接者として不適切です。
- 面接者は子どもにとっては初対面の未知の人物で、面接者と子どもの接点は面接のみでそれきりになる関係が最も望ましいとされます。
- また、面接者は加害者の性を避けることが原則です。ただし、男性加害者からの男性の被害者の事例で、女性が面接者となった場合、当の子どもが女性に自分の被害体験を語ることに強い抵抗を感じる場合があります。男性が面接の方が適切な場合があります。

チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件

- 被害確認面接の標準的な設定では面接者は子どもと個室で1対1で面接し、バックスタッフは当該面接をカメラ越しに観察し、必要なバックアップを行います。
- バックスタッフには、子どもの日常生活での利害関係や人間関係を分かち合う人物、その他子どもがその人物が面接を見ていることによって何らかの影響や圧力を受ける可能性がある者が参加してはいいけません。

被害確認面接による二次被害の防止のために留意すること

子どもの精神的苦痛や負担感

- 虐待や性加害を受けた子どもは被害による精神的苦痛に加えて、被害から派生するおびえ、自責の念、恥の感情といった精神的苦痛を被っています。
- 子どもが被害時の記憶を喚起して、それを言葉にして説明すること自体が二次被害となります。
- 更に、性虐待の被害にあった子どもは、ひとに対して不信感を持っており、複数の人間に囲まれて（あるいは知らない大人の前で）供述すること自体が、単なる緊張とは異質な、強い負担を感じるようになります。

供述後の影響

- 代表者聴取等を受けることで加害者への恐怖心や社会に対する不安感が強まり、フラッシュバック等の症状が出ることや、社会生活に支障をきたす子どももいます。
- 子どもは、成長や発達の過程あるため、自身の苦痛について言葉で説明できることは少なく、それらの苦痛が身体症状に出ることも少なくありません。

面接後のケア

- 面接前後は特に子どもの状態が不安定となり、荒れる危険性が高くなるため、一時保護所職員は子どもの不穏状態について、見守りとサポートを行います。
- 当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが分かりやすく明示されるようにすることが望ましいです。
- PTSD症状等トラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要です。

(参考) 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版』, pp47-48
(参考) 飛田桂「子どもの権利擁護の観点からみた司法面接について」(https://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_13_Hida.pdf), 2023/3/26閲覧

犯罪被害にあった子どもへの対応

犯罪被害による心身への影響

- 犯罪被害を受けた後は一種のショック状態が続き、心や体に変調をきたすことが多いです（トラウマ症状）。
- 心身の変調の現れ方は人によって様々であり、同一の人であっても時間の経過や環境の変化により一定ではありません

心理面への影響

- 感覚・感情が麻痺する
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く

身体面への影響

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振



具体例

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅にひきこもる。
- 事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思いこみ、自分を責める。
- 何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない。
- 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る。
- 特定の日（事件等と関連のある日等）になると不安になる。
- 亡くなった事実が受け入れられず、故人のことが頭から離れない。
- 子供が親の後をいつもついてきて離れない。

犯罪被害による心身への影響



(引用) 警察庁「みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html), 2023/3/26閲覧

犯罪被害にあった子どもへの接し方

- ・ 犯罪被害にあった後には、周囲の人からの支えが大きくなります

被害にあつて 間がないときに 接する場合

- ・ そばに付き添いましょう
- ・ 人目に付かない休める場所等安心できる状況を作りましょう。
- ・ 着替えなど身の回りのことに気を配りましょう
- ・ 犯罪被害を受けての気持ちや体調の不調は自然な反応であることを伝えましょう
- ・ 被害時の自分の行動を責めたりしていたら財貨区間を持つ必要がないことを伝えましょう
- ・ 犯罪被害の話を無理に聞き出さないようにしましょう
- ・ 子どもが話したいときには、その話に耳を傾けましょう
- ・ 気分の落ち込みがひどかったり、食事や睡眠がとれない状況が続くときには、医師や専門機関につなぎましょう

被害後しばらく たってから 接する場合

- ・ 気持ちを理解するように努めましょう（受容と共感）
- ・ 様々な相談相手になりましょう

(参考) 警察庁「みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html), 2023/3/26閲覧

(参考) 犯罪被害者等の声～周囲の方の言動や行動から～

良かったこと

犯罪被害者等にとっては、周囲の人の何気ない気配りやちょっとした気遣いで安心できることがあります。

友人が夕飯を差し入れてくれた。

大事な仕事があるとき、同僚が子供の面倒を見てくれた。

趣味のスポーツで知り合った複数の友人が、毎日、代わる代わる付き添ってくれた。

友人が代わりに買い物をしてくれた。外出にも付き合ってくれた。

自治会やPTAの当番(係)の交代を申し出てくれた。

友人に被害を打ち明けたら、直ぐに駆けつけてくれた。

職場で、休暇や勤務配置を考慮してくれた。

辛かったこと

犯罪被害者等との関係性にもよりますが、良かれと思って言ったこと、行動したことが逆に犯罪被害者等を傷つけてしまうこともあります。

近所の人に、無理をして明るく振る舞っていたら「元気そう。」「強いね。」などと言われた。

知人に「家にもってばかりはだめ。」と言われ、無理矢理、外出させられた。

同僚に「私はこんな辛いことがあるけど、あなたとどっちが辛いかな。」と天秤に掛ける発言をされた。

知人から犯人の近況を伝えられた。

名前が報道されたら、疎遠だった友人から急にSNSで連絡が来た。

友人に「時間も経ったし、これからは普通に接するね。」と言われた。

(参考) 警察庁「みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html), 2023/3/26閲覧

医療的ケア児の対応

医療的ケア児/医療的ケアの実施者について

医療的ケア児について

- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが必要不可欠な児童を「医療的ケア児」といいます。
- 一般的に医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村那）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月番直分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

医療的ケアの実施者

医師・看護師

- 医師は、自らの判断で医療的ケアを行うことができます。
- 保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）は医師の指示の下、医療的ケアを行うことができます。

介護福祉士、認定特定行為業務従事者

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実地研修を終了した介護福祉士は、医師の指示の下、介護士等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として、都道府県知事に認定を受けた介護職員等は、医師の指示の下、看護師等と連携し、医療的ケアのうち、喀痰吸引と経管栄養の一部を行うことができます。

医療的ケア児本人、保護者

- 医療的ケアは「医行為」なので、医師及び看護師免許を持たない者による実施は違法に当たりますが、当該行為の違法性が阻却される場合の要件（目的の正当性、手段の相当性、法益衡量、法益侵害の相対的軽微性、必要性・緊急性）を満たすと考えられるため、医療的ケア児やその保護者は医療的ケアを実施できます。
- 一時保護所の職員（児童指導員、保育士）は医療的ケアは実施できません。

（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の受け入れに必要な体制

医療的ケア児の受け入れ体制

看護師等の配置

- 看護師等が医療的ケアを行い、児童指導員・保育士等はそれをバックアップ（医療的ケア児の健康状態の見守り、看護師との情報共有・緊急時の対応など）担います。

児童指導員・保育士の役割

- 日常的な子どもの健康状態の把握を通じて、看護師等と必要な情報共有を行い、緊急時には所内であらかじめ定める役割分担に基づき対応することが特に重要です。
- 看護師等の管理下において、医療的ケア以外の支援、例えば医療機械・器具の装着時に衣服の着脱を手伝ったり、医療的ケアを受けやすい姿勢保持等の補助を行ったりして、看護師等と連携して医療的ケア児の支援に当たります。

医療的ケアや在宅医療に知見のある医師の委嘱

- 医療的ケアや在宅医療に知見のある医師に委嘱したり、必要に応じて、医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を、医療的ケアについての指導や助言を行う外部専門家として委嘱したりするなどします。

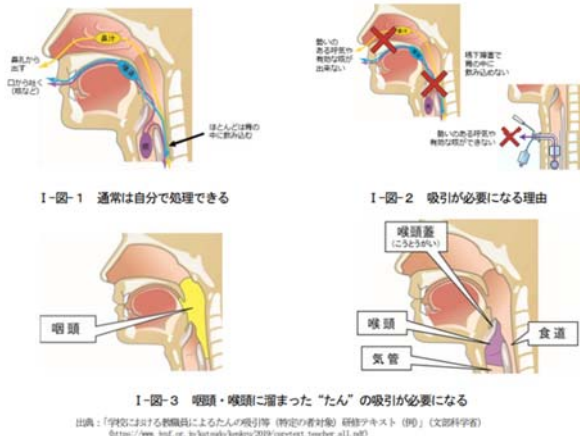
（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

喀痰吸引

喀痰吸引とは

- ・ 喀痰とは、主に席をしたときに、喉の奥から出てくる粘液上のもです。
- ・ 痰は大きく①唾液、②鼻汁、③痰（咽頭・喉頭・気管から分泌・排出される粘性物質）に分けられます。
- ・ 通常、単は自分で排出等の処理ができるものですが、勢いのある呼吸や有効な咳ができなかったり、嚥下障害があったりすると、咽頭や喉頭にこれらの分泌物がたまってしまい、低酸素血症に陥る可能性があったり、たまった痰の誤嚥により気管支炎・肺炎を引き起こす危険性があるため、これらの除去のため吸引が必要になります。



児童指導員・保育士が留意すること

- ・ 必要に応じて、吸引を行うためのスペースを設けます。その際、医療的ケア児本人や他の児童生徒の発達段階に応じた配慮を行います。
- ・ ガーゼやスカーフなどで気管切開部を覆っている場合は、ガーゼやスカーフがぬれると呼吸が苦しくなるので注意します。
- ・ 気管カニューレの自己（事故）抜去を防止するため、カニューレ固定のひもやホルダーが緩くなっていないか確認します。



（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）

人工呼吸器による呼吸管理とは

- ・ 人工呼吸とは、気道が狭かったり、肺が酸素や二酸化炭素を交換できなかったり、骨格の変形や筋肉、神経の麻痺（特に横隔膜筋）により痰が出せないなど、呼吸が維持しづらく、日常生活を送ることが困難な場合に、気道に陽圧をかけることで、気道と肺を広げ、呼吸を維持しやすくするために行う人工呼吸器を用いた陽圧換気のことです。



児童指導員・保育士が留意すること

- ・ 酸素療法を行っている場合、酸素濃縮器や酸素ポンペを装着している医療的ケア児を火気に近づけないように注意します。
- ・ 酸素ポンペを携行している場合は、周囲の児童の接触等にも注意します。
- ・ 酸素ポンペが転倒等した時は、マスクが外れていないかどうか、酸素供給量が適切に保たれているかを確認の上、すぐに看護師等にその旨を伝えます。
- ・ 災害時の電源確保や緊急時の雀荘先などについて、事前に医師に確認します。
- ・ 移動や姿勢の変換等の手順等について、事前に保護者などに確認します。

酸素療法とは

- ・ 酸素療法とは、血液の酸素濃度を保てない場合のみならず、酸素レベルの低下が心臓の働きに悪影響を与える場合に、呼吸や心臓の働きを適切に保つために行う治療方法です。
- ・ 酸素療法は、人工呼吸器に酸素を流して行う場合と、直接人工呼吸器装着車に酸素を吸入する場合があります。

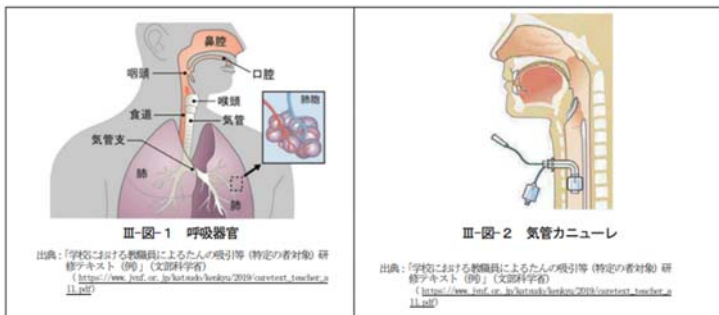
（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

気管切開部の管理

気管切開とは

- 気管切開とは、上気道（鼻腔、咽頭、喉頭）が何らかの理由で狭窄・閉鎖している場合に、皮膚と気管に穴をあけ、気管カニューレを挿入・留置し、呼吸状態の改善を図るために実施されるものです。
- 気管切開をしたことで、①下気道の感想、②胸郭の成長の遅れ、③気管への唾液の垂れ込みなどの副作用ともいえる合併症を伴うほか、④気管カニューレの計画外抜去などが起こる可能性があります。これらは、気管カニューレに人工鼻を装着することで、下気道の乾燥を防ぐことができたり、スピーチバルブを使用することで、気管への唾液の垂れ込みを防ぐことができたりするので、医療的ケア児の状態に応じて医師や看護師等から説明を受けるなどして、正しく使用器具やその目的を理解しておく必要があります。



児童指導員・保育士が留意すること

- 着替えをする際に、衣服が気管カニューレに引っかからないように注意します。
- 気管孔周辺に外的な力がかからないように注意する。
- 首を反った際に、カニューレホルダーがついたまま、気管カニューレが抜けることがあり、ガーゼや衣服、スカーフなどで抜けたことに気が付かない場合があるので注意します。
- 口から食べることができない場合は、代替栄養法として経管栄養を行うことになるが、事前に医師や看護師等と対応について確認します。
- 気管カニューレが抜けても問題なく長時間過ごせる医療的ケア児がいる一方で、気管カニューレが抜けると急速に気管孔が狭くなり、呼吸状態が苦しくなる医療的ケア児もいるので、事前に医師や看護師等と対応について確認しておきます。
- 活動中に人工鼻が外れた際の対応について、事前に医師や看護師に確認します。
- 気管孔から微細な異物が入らないよう注意します。

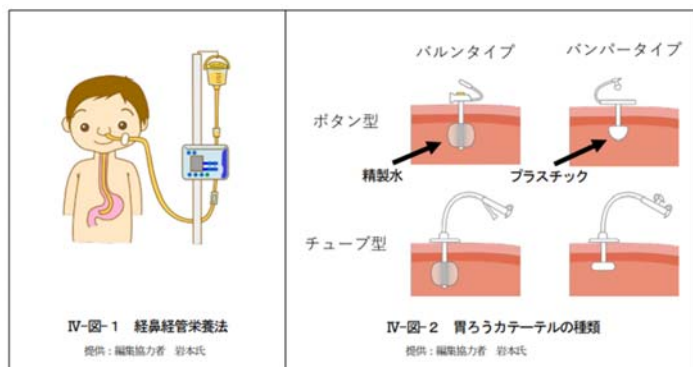
（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

経管栄養

経管栄養とは

- 経管栄養とは、摂食や嚥下での機能に障害があり、口から食べ物を摂取することが困難、又は必要な量を口から摂取できない子どもに対して、チューブやカテーテルを用いて、胃や腸に直接栄養を取り入れる方法です。
- 小学校等において主に実施される経管栄養の方法としては、経鼻経管栄養法と胃ろう栄養法があります。



児童指導員・保育士が留意すること

- 経管栄養カテーテルの挿入部に留意すれば特に活動に制限はありませんが、胃ろうを利用している子どもの腹臥位（うつぶせ）姿勢の際には胃ろう部の圧迫に留意します。
- 口から食べることができる子どもでも、十分な量を経口から摂取できない時に経管栄養を使用したり、水分のみ経管栄養を使用したりする場合があるので、事前に医師や看護師等、保護者と対応について確認します。
- 着替えをする際に、衣服が経鼻経管あるいは胃ろう部のカニューレに引っかからないように注意します。
- 他の子どもと接触することが想定される活動においては、経鼻に留置している経管が抜けないように注意します。

（参考）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

導尿

導尿とは

- 導尿とは、二分脊椎及び脳性麻痺、脊髄腫瘍、外傷による脊髄損傷などにより、排尿の機能に障害がある場合に、尿道から膀胱内に細い管を挿入し、尿を体外に出す方法です。
- 細菌の増殖を抑制し、尿路感染を防止するため、残尿を除いたり、膀胱内圧が異常に上昇する場合や膀胱利尿筋の収縮が起こる前に、導尿を行ったりすることによって、腎機能を保護する目的があります。
- 膀胱容量は年齢等で異なり、1回の導尿量にも影響します。

児童指導員・保育士が留意すること

- 尿道カテーテルを持続留置している子どももいるので、医師や保護者に活動範囲等を確認します。
- 導尿間隔を守り、間欠導尿を生活行為の一部として生活スケジュールに上手に取り入れることで、子どもの生活の質の向上につなげていきます。
- 導尿の自己管理は、医療的ケア児本人の自立において重要であるため、医師及び看護師等と連携を図り、発達段階に応じた指導を行います。また医療的ケア児本人が導尿を行う際、必要に応じて支援（例えば見守ったり、道具の準備を手伝ったりするなど）を行います。
- 導尿の実施場所は多目的トイレなど、十分な広さを確保します。

年齢	膀胱容量 (ml)	排尿回数 (回/日)	尿量 (ml/日)
0～5 カ月	30～50	15～25	15～300
5～12 カ月	50～70	10～15	300～400
1～3 歳	70～150	6～12	400～600
3～5 歳	150～210	5～9	600～700
5～7 歳	210～270	4～7	700～900
7～12 歳	270～400	3～5	900～1400

V-表-1 正常児の膀胱尿量と1日あたりの尿量

出典：「小児科医のための小児泌尿器疾患マニュアル 1st.」(医研と治療社)

(参考) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

人工肛門（ストーマ）の管理

人工肛門（ストーマ）とは

- ストーマとは、消化管の何らかの理由によって本来ある肛門から便を排泄することが困難な場合に、腸を外に引き出してつくられた便の排泄口です。
- ストーマは、表面が粘膜のため赤い色を呈し、常に湿っており、形は手術の方法により様々です。
- ストーマには神経がないので、粘膜部に痛みを感じることはなく、括約筋がないことから便意を感じたり、。排便を我慢したりすることもできません。
- ストーマを装着した子どもの便は、腹部に貼った専用の袋（ストーマ袋）に排泄されます。
- 排出された便は、腸のどの部分に作られたかによって性状が異なります。



児童指導員・保育士が留意すること

- ストーマを締め付けなければ服装に制限はありませんが、着替えの際に気になるようであれば、肌色のストーマ袋を使用したり、袋にカバーしたり、腹巻を使用したりする方法もあります。
- ストーマがあっても生活に大きな制限はありませんが、運動などについてはストーマを傷つけやすい鉄棒や直接相手とぶつかるような運動は避けます。
- 入浴などでは、浴槽内で便が漏れないようにするため、ストーマ装具を新しいものにするか、直前にストーマ袋に排出された便を処理しておく、入浴を最後にするなどします。
- ストーマの自己管理は、医療的ケア児本人の自立においても重要であるので、医師及び看護師等と連携を図り、発達段階に応じた対応、指導を行います。
- 他の子どもとの排泄経路の違いによって、医療的ケア児本人が劣等感を感じたりする可能性があることに留意が必要です。
- 突然の漏れや非常時に対応できるよう、ストーマ袋を交換する際に必要となる物品（ストーマ袋、ティッシュ、ウェットティッシュ、廃棄用の袋）を医療的ケア児に携帯させ、また一時保護所としても常備します。

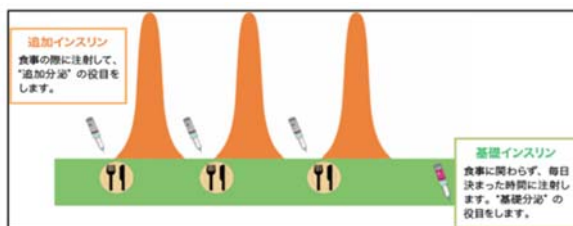
(参考) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

医療的ケア児の状態等に応じた児童指導員・保育士ができる対応

血糖値測定・インスリン注射

糖尿病とは

- 1型糖尿病と2型糖尿病の2つがあります。
- 1型糖尿病は、インスリンを体外から補給しない限り、主たる栄養素であるブドウ糖を吸収できず、生命維持に影響を及ぼします。
- 2型糖尿病は、インスリン分泌機能に問題はないものの、インスリンに対する抵抗性があった状態となり、相対的なインスリン不測を引き起こし、高血糖となります。
- 治療方法として、作用時間が異なる2種類のインスリン製剤を使い分けて注射する「頻回注射療法」と、超即効型インスリン製剤をあらかじめ設定した速度で皮下へ持続的に注入しつつ、食事摂取時に追加のインスリンを注射する「持続皮下インスリン注入療法」の2つがあります。
- 多くの場合、各食事の前に血糖測定が必要となります。



Ⅶ-図-1 頻回注射療法

出典：「1型糖尿病の治療について」（国立国際医療研究センター糖尿病情報センター）
http://diic.nigms.go.jp/general/about-ds/000/000_002.html.html

児童指導員・保育士が留意すること

- 対象となる子どもの朝食の摂取状況や、活気がなくなっていたり、言葉数が少なくなっていたりしないかなど状態を観察します。
- 主に昼食前に皮下注射を行うことになるので、その際には他の子どもの目を気にすることなく、安心して注射できる場所を確保します。
- 持続皮下インスリン注入療法の場合、注入器本体及びチューブは1時間程度であれば取り外すことが可能であるが、事前に医師や看護師等と対応について確認します。
- 体外からインスリン注射を行うため、例えばおう吐時や喫食時間の遅延などにより、予期せぬ低血糖症状に陥る危険性があるので、あらかじめ医師に対応を相談したり、緊急時に医師と対応を確認したりするなどして、速やかに捕食できるような体制を構築しておきます。



Ⅶ-図-2 インスリンポンプと装着例

出典：日本メドトロニック株式会社
<https://www.medtronic.com/content/dam/medtronic-csm/jp-jp/products/diabetes/insulin-pumps/insulin-pump-770c/document/770c-user-manual-jp-jp.html>
<https://www.medtronic.com/content/dam/medtronic-csm/jp-jp/products/diabetes/insulin-pumps/insulin-pump-770c/document/770c-user-manual-jp-jp.html>

(参考) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

マスコミ対応の基本

基本的な対応方針

留意点

- 児童相談所で主体的に誠意をもって対応するとともに、子どもの人権尊重という視点に留意しながら、公開する情報には正確性を重視する
- 報道対応班を組成し、報道対応窓口は一本化します
- 正確な受け答えをするために説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務員の守秘義務に留意します。

対応のポイント

- 報道機関の背後には、多くの人の目や耳があることを認識し、感情的に反発したりすることはしません。もし取材の理由が一時保護所での事故や被措置児童等虐待である場合は誠意をもって対応し、信頼回復に努めます。
- 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、公開する情報は正確性を確保します。出せる情報と出せない情報を明確に管理し、明らかな事実のみを答えます。
- 子どもがいるところに記者・カメラは入れません。報道機関と子どもが接触することがないように、取材協力を求めます。

取材を受ける/記者会見を開催する場合の対応

日時・場所等の決定

- 児童相談所長等と相談して、子どもへの影響、児童相談所全体の運営の混乱回避を考慮した時間帯で設定します。
- 可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して時間を決定します（午前の場合）9:30まで（午後の場合）15:30まで

報道機関への連絡

- 記者会見の場合は、管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・FAX等で連絡します（特定の報道機関だけに連絡することは避けず）

事前準備

- 事実、経過、原因、対策、コメントをまとめたポジションペーパー、想定問答を作成します。
- 記者会見の場合は、受付、司会、説明・回答者、助手の役割分担をあらかじめおきます。

取材・記者会見の対応

- 事件・事故等については警察発表を基本とし、事実確認を慎重に行うとともに、子どもについては個人が特定されないように少年法の観点に基づき簡潔に説明します。
- 一問一答を基本とし簡潔に回答します。
- 子どもや保護者の責任を問うような発言はしません
- 背景や原因に関わることは慎重に発言します。
- 意見・感想を求められたときは、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答します。
- 失言や事実と異なる発言をした場合はその場で素直に陳謝・訂正します。

（参考）広島県「生徒指導に関する危機管理マニュアル」([32689.pdf \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.hiroshima.lg.jp/)), 2023/3/26閲覧

（参考）長野市教育センター「報道機関への対応☆基本的な対応方針」(<https://www.nagano-ngn.ed.jp/seibujh/oldpage/src/sc2611/siryou2.pdf>), 2023/3/26閲覧

参考文献

- 三重県外国人の子どもの教育問題検討委員会「外国人児童生徒受入手引書 よこそ学校へ」
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人児童生徒受入れの手引 改定版」, 2019年3月
- シェーン英会話「海外でのマナー違反に注意！日本人が知っておきたい外国の常識」, (<https://www.shane.co.jp/column/detail/id=26769>), (2023/3/26閲覧)
- 観光庁「多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル」(https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/taiou_manual.html), (2023/3/26閲覧)
- 公益財団法人宮城県国際化協会「教育現場におけるイスラム圏児童・生徒の受け入れに関する事例集」
- fujio memo「イスラム教女性の服装ルール完全版【Q&A】」, (<https://www.f-tsunemi.com/blog/realislam/21598/>), (2023/3/26閲覧)
- 総務省「報道資料 宗教的配慮を要する外国人の受け入れ環境整備等に関する調査―ムスリムを中心として―の結果」, (https://www.soumu.go.jp/main_content/000521418.pdf), (2023/3/26閲覧)
- 福島県「多様な性に関する職員ハンドブック」(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/551138.pdf>), (2023/3/26閲覧)
- 豊島区「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」(<https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/202104.pdf>), (2023/3/26閲覧)
- 豊島区「多様な性自認・性的指向について知ってみよう！」(<https://www.city.toshima.lg.jp/050/documents/r3hpup.pdf>), (2023/3/26閲覧)
- 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）
- 厚生労働科学研究費補助金制作科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版』,
- 飛田桂「子どもの権利擁護の観点からみた司法面接について」(https://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_13_Hida.pdf), (2023/3/26閲覧)
- 警察庁「みんなに知ってもらいたい、犯罪被害者のこと」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/keisatsu/rikai_higaisha.html), (2023/3/26閲覧)
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月
- 広島県「生徒指導に関する危機管理マニュアル」([32689.pdf \(hiroshima.lg.jp\)](https://www.hiroshima.lg.jp/)), (2023/3/26閲覧)
- 長野市教育センター「報道機関への対応☆基本的な対応方針」(<https://www.nagano-ngn.ed.jp/seibujh/oldpage/src/sc2611/siryou2.pdf>), (2023/3/26閲覧)

二次受傷防止

二次受傷のリスクについて把握し、適切なセルフケアをできるようになることで、心身の健康状態を保ちつつ職務に従事できるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1. 共依存・逆転移等の概要	2
2. 支援関係におけるトラウマの影響（再掲）	3
3. ストレス反応	4
4. 性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア（再掲）	5
5. アンガーマネジメント	6
6. ストレスとの向き合い方	7
7. （参考）自身のストレスチェック	8
8. デフュージングの実施（ストレスへのチームでの対応）	9
9. ストレスについての相互チェック（ストレスへのチームでの対応）	10
（参考）援助活動にながく従事する中で訪れ得る危機	12

共依存・逆転移等の概要

- 自身の心理状態を健康に保ちながら一時保護業務に従事するためには、自身の心理状態を脅かす可能性のあるリスク（危機）とその対策について把握しておくことが良いでしょう。
- 援助者（保健・医療・福祉の分野で働く、一定の知識と技術を持つ専門職種）が被援助者との関係の中でさらされる可能性のある危機として「共依存」「逆転移」「多重関係」「二次的外傷性ストレス」があります。それぞれの概要、影響及び対策については次のとおりです。

児童指導員等が遭遇する様々な危機

	概要	影響	対策
共依存	相手から必要とされることに自分の存在価値を見出し、その関係性に依存すること	対象の援助に一生懸命になるあまり自身の心身の状態に疎くなり、結果として適切な援助が不可能となる	- 定期的に自身の心身状態及び援助対象との関係性を見直す - 自身が実施している援助内容について、ケース会議などで検討してもらう
逆転移	被援助者の感情・態度・言動に対する反応として惹起される援助者の感情・態度・言動のこと	逆転移に無自覚である場合援助関係の構築に支障をきたすばかりか、援助の破壊や失敗などを招くおそれがある	- 自己や援助関係を客観視する姿勢を持つ - ケース会議などで逆転移に関して検討する場をチームとして設ける
多重関係	援助者と被援助者が援助関係以外の関係（例：共依存関係、性的関係、恋愛関係など）をもつこと	- 実施する援助やケアに係る客観的かつ適切な判断が困難になる - 被援助者が援助者に率直な意見を述べるのが困難になる	種々の学会や職能団体において多重関係は職務遂行上の倫理的な禁止事項とされている
二次的外傷性ストレス	他人が体験した悲惨な出来事（トラウマ体験）を知ることで生じる外傷性ストレス	燃え尽き、世の中に対する認知の変容、心身への悪影響が生じるおそれがある	トラウマに触れることは援助者にも大きなストレスがかかることを自覚する

（出所） 数川 悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか パーンアウトを跳ねのけるリーディング・サブリ。南山堂，2019 pp.31-37 を基に日本総合研究所作成

支援関係におけるトラウマの影響（再掲）

- 一時保護所の入所児童については、全員ではないにしろ、何らかのトラウマを有していることが少なくありません。そのため、トラウマインフォームドケアの手法を実践して子どものケアに当たられている職員の方もおられると思います。
- 一方で、トラウマインフォームドケアにおいては職員や組織へのトラウマの影響を理解することが重視されています。適切なケアを継続して実施していくためにも、他者のトラウマに触れることは自身にも大きなストレスを及ぼすリスクがあることに留意が必要です。

支援者に見られるトラウマの影響

- よく眠れない - だるい、からだの不調 - 生活リズム（睡眠・食事）が乱れる - イライラする、焦る - 感情コントロールが効かない	- 集中力の低下、やる気がでない、無気力 - 仕事に行きたくない、気が重い - 仕事やケースのことが頭から離れない - 仕事を休むと罪悪感がわく - ささいなことに過度に不安になる	「自分が何とかしなければ」過度な責任感 「うまくいかない」悲観的な展望 「誰も助けてくれない」孤立無援感 「この仕事に向いていない」自身のなさ 「こんなはずじゃなかった」不満、公開

トラウマが組織全体に及ぼす影響

こども・クライアントについて	支援者・職員	組織
- 自分はダメな子 - 話したってムダ - 話したくない、放っておいて - 人との関係は「やるか、やられるか」だ	- 自分は何もできない - 誰にも相談できない - 新しいことをする余裕はない - いざとなれば力で押え込むしかない	- 組織としてやれることは限られる - それって自己責任じゃないの？ - 余計なことをするな、前例に従え - 言われたとおりにやればよいのだ

（参考）野坂祐子ほか、「児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～」、性的搾取からの子どもの安全。2019. http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (参照2022-02-02)

ストレス反応

- ・ ストレス反応としては次のようなものがあります。これらの症状が1か月以上続くとPTSDと見なされます。

侵入・再体験

- ・ 思い出したくないのに、ふとその時の不快な記憶がよみがえってくる
- ・ その時のことについての苦痛な夢を繰り返し見る
- ・ あたかもその場面に戻ったかのように、生々しく再現されるような感じになる（フラッシュバック）

過覚醒

- ・ 眠れない、途中で目が覚めてしまう、眠りが浅い
- ・ イライラして怒りっぽくなる
- ・ 集中力がなくて仕事に手がつかない
- ・ いつもびくびくして周囲を警戒するようになる
- ・ ちょっとした物音などで飛び上がるようにして驚いてしまう。

回避・麻痺

- ・ その時のことをできるだけ思い出さないようにしたり、その時のことに関する会話などを避ける
- ・ その時のことを思い出させるような場所や物を避ける
- ・ 人との関わりを避ける
- ・ 喜びや楽しみ、悲しみ、怒りなどの感情が鈍くなって感じられない

解離

- ・ そのときのことが本当のこととは思われず、テレビや映画を見ているような感じがする
- ・ その時の記憶の一部又は全部がない
- ・ その時の自分をもう一人の自分が見ているような感覚がある
- ・ 注意力が亡くなり、自分でも気が付かないうちに、ぼーっとしている。

（出所）特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015
<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>, 2023/3/20閲覧 p7

性暴力が発生した際の職員自身のセルフケア（再掲）

- ・ **子どもたちの間で性暴力が起きたと知ることは、職員にも強いショックや無力感（下図参照）をもたらします。**
- ・ 「どうしてこんなことが」という怒りを感じたり、「だれも助けてくれない」という不信感や孤立感も高まりやすくなります。
- ・ **こうした心情は、性暴力を目の当たりにした際に生じる自然な反応ですが、それが性暴力の影響によるものと自覚できないと、職員のチームワークに亀裂が入ってしまったりと業務に影響を及ぼします。**
- ・ 自分の気持ちを落ち着かせ、意識を前向きなものに切り替えるようなセルフケアを積極的に取り入れましょう

否認・ショック

「まさか」「信じられない」「どう考えてよいのかわからない」

自責感

「自分が気づけなかったせいだ」「なにか見落としていたのかも」

回避・最小化

「考えたくない」「もう忘れたい」「たいしたことではない」

怒り

「なんてことをしたんだ!」「なぜ、すぐに言わなかったの!」「だれかのせいだ」

孤立感・喪失感

「裏切られた気分」「だれも助けてくれない」「これまでの日々はなんだったの・・・」

（参考）子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」（http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf）, (2023/2/27閲覧)より引用

アンガーマネジメント

Point !

- 「怒り」を感じることは悪いことではありません。
- 「怒り」の発露の結果に後悔しないために、怒りを軽減する方法、自分の怒りの傾向を把握することが必要です。

自身と保護児童の双方のため、「怒り」との付き合い方を知る

- 「怒り」を感じるのは人間として当然の反応であり、それ自体は決して悪いことではありませんが、そうした怒りをため込むことは自身の心身の不調をきたし得ることは想像に難くありません。また、その怒りの発露の結果として、例えば子どもに手を挙げてしまったり、無視をするようになってしまったり、否定的な言葉を子どもにかけてしまったりすると、保護児童のケア・指導が無駄になってしまったり、または最悪の場合被措置児童等虐待のケースとなってしまいます。
- ここでは自身と保護児童のためにそうした事態を防ぐための人的な工夫の1つとして、安藤（2018）が掲げている「怒りを収める7つの対症療法」と「怒らない自分を作る9つの習慣」についてアンガーマネジメントについてご紹介します。

○怒りを収める7つの対症療法

- ① 深呼吸をする
- ② 目の前にあるものを観察する
- ③ 自分の動作を実況する
- ④ 怒りのレベルを数値化する
- ⑤ その場を離れてクールダウンする
- ⑥ ポジティブな言葉で自分を励ます
- ⑦ 頭の中のゴミ箱にイライラの気持ちを捨てる

○怒らない自分を作る9つの習慣

- ① やけ酒やグチはやめ自分なりのストレス解消法を見つける
- ② 丁寧な言葉遣い、所作、笑顔でいることを心がける
- ③ 不平不満を抱えた人とは付き合わない
- ④ 怒りを表現する語彙力を身に着ける
- ⑤ 怒りの記録をつけ、自分のイライラの原因を記録する
- ⑥ 自分の中の「～べき」「～べきでない」（例：待ち合わせは5分前までに到着すべき）という考え方を整理する
- ⑦ 身近な幸せの記録をつける（例：朝のコーヒーが大変おいしかった）
- ⑧ 自分の「べき」を書き換える
- ⑨ 「事実」と「思い込み」を切り分ける

（出所）安藤俊介、[図解]アンガーマネジメント超入門「怒り」が消える心のトレーニング、ディスカバー・トゥエンティワン、(2018)をもとに日本総研作成

ストレスとの向き合い方

- しんどい、きつい、疲れた、自分はストレスをため込んでいると感じたら、まずはそれを認め、「これ以上頑張りが過ぎると自分はつぶれる可能性があるのだ」と自分自身で納得しましょう。
- そのうえで、ありきたりですが例えば次のような行動を起こし、自身が抱えているストレスのコントロールを試みましょう。

普段の平日のなかで

- ちょっといいものを食べる
- ちょっといいお茶やコーヒーなど飲んでみる
- シャワーでなくゆっくり風呂に入る（可能であればちょっといい入浴剤など使ってみる）
- 寝冷えしないようにして早く寝る
- テレビでお笑い番組などみて笑ってみる
- 手ごろな観葉植物などを置いてみる、世話してみる
- 最近気になる本や漫画など読んでみる
- ちょっと気持ちを入れて靴など磨いてみる
- 同僚や家族にちょっとだけ愚痴を聞いてもらう
- アロマを焚いてみる
- 鼻風のプロスポーツチームの良いニュースを聞く
- 家から出勤までのルーティーンを決めてみる
- 一部の家事をパートナーに任せる
- たまには家族の夕食を惣菜や冷凍食品で許してもらう。
- 家族の夕飯づくり・皿洗いをパートナーに任せる、分担する

非番など休日のなかで

- 散歩やジョギングに出かける
- 筋トレ・水泳などしてみる
- 映画館・美術館・博物館にでも行ってみる
- カラオケで大声を出す
- スポーツ観戦など行ってみる
- 家事を幾分かパートナーに任せて休む
- あえて何もしない
- 趣味にこそしむ
- 家族と出かけてみる
- スーパー銭湯など行ってみる
- 食べたいものを食べる
- ちょっと手の込んだ料理をしてみる
- 洒落た店で食事するなど非日常を体験する
- 友人と会う、話をする、遊ぶ
- 関心のあるボランティアサークル、趣味のサークルに参加し、仕事以外の知り合いをつくる
- 家を徹底的に掃除してみる
- 余裕があれば手ごろな旅行に出かける
- 服を買ったり、美容院につて髪を整えたり、身なりを整えてみる。
- 仕事のことは考えない

(参考) 自身のストレスチェック

【活動①】自分のことを理解してあげよう ～私はどんなストレスを感じているのかな?～

おもて

【質問】 一時保護所で生活しているあいだに、つぎのような困ったことがどれくらいありましたか? 0～4の番号に○をつけておしえてください

番号	質問	なし	ごくたまに	ときどき	かなり	ほとんどずっと
1	イヤなことを思い出してしまう。(イヤな気持ち、イヤな映像、イヤな音)	0	1	2	3	4
2	思い出すとイヤな気持ちになってしまいます。(こわい、かなしい)	0	1	2	3	4
3	思い出すと苦しくなってしまいます。(ドキドキする、頭がいたい、お腹がいたい)	0	1	2	3	4
4	イヤなことを思い出さないようにしてしまいます。(考えたくない、感じたくない)	0	1	2	3	4
5	イヤな状況に近づかないようにしてしまいます。(イヤな人、イヤな場所、イヤな出来事、イヤな会話)	0	1	2	3	4
6	「もう誰も信用できない」と思ってしまう。	0	1	2	3	4
7	だれかと一緒にいても、ひとりぼっちに感じてしまう。	0	1	2	3	4
8	あたたい気持ちを感じられない。(うれしいとか、だれかのことを大好きだと思えない)	0	1	2	3	4
9	すぐにはらがたって、言いあいやケンカをしてしまう。	0	1	2	3	4
10	なかなか集中できない。	0	1	2	3	4
11	眠りにくい。(なかなか眠れない、しょっちゅう目が覚めてしまう)	0	1	2	3	4

【結果】 ○をつけた数字をたし算して「質問1～11の合計得点」に記入して下さい。そして、結果とアドバイスを確認しましょう!

番号	グループ名(トラウマの名前)	1～11の合計得点	結果とアドバイス	
1～3	思い出してしまう(再体験)	合計 _____ 点	0点	ストレスに対処できています。困ったことがあれば職員に話してみましよう。
4～5	考えないようにしてしまう(回避症状)		1～10点	ときどき困ってしまう状態です。今のうちに職員に話してみましよう。
6～8	悪い方に考えてしまう(認知・気分の変化)		11～20点	かなり困っている状態です。一度、しっかり職員に話してみましよう。
9～11	気持ちが落ち着かない(過覚醒)		21点以上	かなりひんぱんに困っている状態です。早いうちに職員に話してみましよう。

(出所) 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは? ～一時保護所職員研修プログラムより～」, 2022.8.24, p97より引用

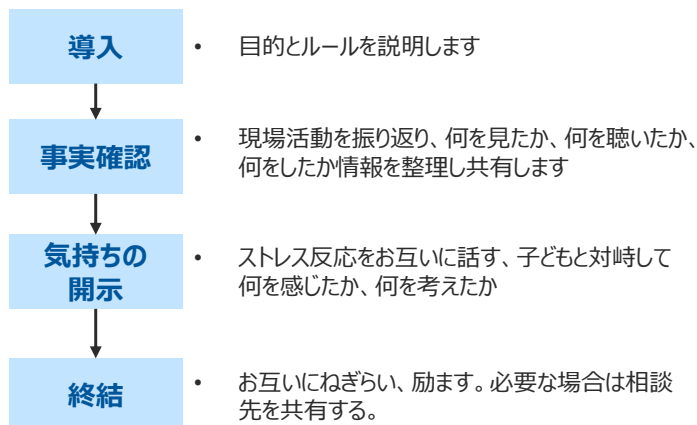
デフュージングの実施(ストレスへのチームでの対応)

- 消防士やライフセーバーは、チームとして職員のストレス反応の軽減と心のケアを行うため「デフュージング」を実施しています。デフュージングは自分の気持ちをお互いが話すことによってストレスを発散させる方法です。

デフュージングの目的

- 現場活動に関する情報の整理と共有
- 職員の結束力向上、相互理解、サポート関係強化
- 典型的なストレス反応の早期発見、軽減
- ストレス反応の相互理解・対処方法の情報交換
- 更なるサポートを必要とする者の早期発見

デフュージングの実施手順



実施方法

メンバー構成

- 3～7人程度とする。

時間

- 20分～60分程度

場所

- 職員だけのところ、会議室など

ルール

- 秘密の保持
ありのまま、感じたままの気持ちを素直に話し、ストレスを吐き出すことが基本的な目的なので秘密は保持します。また実施報告等は一切行いません
- 発言の強制はしない
無理に話す必要はなく、話したかったら思っていることを率直に話します
- 他人の感情を批判しない
同席者の発言に対する批判、反論はしません。自分の思いを話、人の話を聞いて共感し、体験や思いを共有するのがデフュージングです。
- 理解ある雰囲気の中で行う
お互いが好意的に、相互理解の中で行います。
- 一切記録を取らない、残さない
プライバシー保護と話しやすい雰囲気のため記録は取りません

(出所) 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), 2023/3/20閲覧 pp.13-16

ストレスについての相互チェック(ストレスへのチームでの対応)

- ・ 自分自身のストレス状態だけでなく、同僚のストレス状態にも配慮し、職場としてストレスによるリスクに対応しましょう。
- ・ 例えば以下の項目を参考にし、お互いに限界が来ていないか確かめ、相互に支援しましょう。

普段の様子

- ・ 人に相談せず、自分でため込むタイプではないか？
- ・ 最近、喪失体験やきつそうな体験をしていないか
- ・ アルコール・ギャンブルなど何らかの依存傾向はないか
- ・ 普段から、心配事や悩みを多く抱えていないか？
- ・ ミスに対して過度に自分を責めるような言動はなかったか

デフュージングの後で

- ・ 個人的な接触を求めてこないか
(デフュージング中は語らなかったのに、デフュージング後に個別に接触を求める)

デフュージングにおいて

- ・ 普段と違う行動や様子が見られないか（発汗・貧乏ゆすり）
- ・ 過覚醒がないか
(多弁・落ち着きのなさ、苛立ち、不適切な批判などの感情表出)
- ・ 解離がないか
(記憶に曖昧な個所がある、体験に現実味がない、反応が鈍い)
- ・ 再体験（フラッシュバックや再体験に言及してないか）
- ・ 回避がないか
(語りたがらない)

最近の様子

- ・ 仕事が手についていない様子が見られないか
- ・ 決断ができない状態になっていないか
- ・ いつまでも仕事にこだわって帰ろうとしないということはないか

(出所) 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015
(<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), 2023/3/20閲覧 p18

コラム

- ・ 一時保護所職員だからと言って聖人君主でなければならないことはありません。**子どもの言動からストレスを感じたり、怒りを感じたりすることは人間である以上あって当然**です。
- ・ **ストレスや怒りを感じている自分に対して自己嫌悪する必要はありませんし、そのことをもって児童指導員・保育士に向いていないと考える必要もありません。**
- ・ **ただ、ストレスはため込みすぎるとご自身の心身に変調をきたし、仕事どころではなくなるだけでなく、自身の生活を壊しかねません。**ストレスに関しては、**自身がどれだけストレスを感じているのか、定期的に振り返り、その発散に努めるように**しましょう。
- ・ **怒りはそれがストレスの種になることはもちろん、最悪の場合は保護所の子どもに手を挙げる、暴言を発すると**いった結果に帰結するおそれがあります。アンガーマネジメントを参考に、**自分なりの怒りを収める方法を探したり、自分の怒りの沸点を認知したり**といった工夫をしましょう。

(参考) 援助活動にながく従事する中で訪れ得る危機

失敗、慣れ、懈怠

失敗

- ・ **技術的な問題からくる失敗**
初心者や経験の少ない場合だけでなく、極めて困難な事例、事態において失敗することはベテランでもあり得る事象です。
- ・ **情報不足からくる失敗**
必要な情報に基づく準備や前任者からの引継ぎが不十分である場合、周囲の適切な助言が得られなかったために起こる失敗は決して少なくありません。記録の読み込み、申し送りからの情報は大切です。
- ・ **心身の不調による失敗**
心身の不調により注意力が低下し、失敗が起こることは当然あります。不調になる前に心身をコントロールするべきですが常に万全であることは難しく、個人の責任だけに終始せず、相互に支え合う視点が必要です。

慣れ

- ・ 慣れによる不注意や、あるべき手順の無視などを起こし、結果ミスや大きな過誤を呼ぶことがあります。
- ・ 人が人に関わる援助においては、一定の緊張が要求されます。然るべき緊張感を持つ姿勢は決して失ってはいけません。

懈怠（なまけ）

- ・ 子どもの支援に当たり、専門家としてこれまで以上に絶え間ない知識の吸収と、技術向上への努力が求められるところ懈怠は許されません。
- ・ しかし、人間である以上懈怠もあり得ないことはありませんが、懈怠が失敗や慣れなどの危機を招来するものになりかねません。
- ・ 相互の啓発が重要です

燃え尽き（バーンアウト）

- ・ 「長期間にわたり人に援助する過程で、心的エネルギーが絶えず過度に要求された結果、極度の心身の疲労と感情の枯渇を主とする症候群であり、卑下、仕事嫌悪、関心や思いやりの喪失を伴う状態」とバーンアウトといいます。対人関係の仕事ゆえの疲労、長期間ゆえの個人や家庭生活の変化、付随する作業や配慮の増加などが積み重なり、バーンアウトを招くと言われています。ひどい場合は自ら選んで従事してきた職業への理念、信念の放擲が起こります。
- ・ この時は、援助者自身が自分の生活全般、人生全体を見直す視点が必要となります

（出所）数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サブリ。南山堂、2019 pp.11-21

参考文献

- ・ 数川悟：なぜ「援助者」は燃え尽きてしまうのか バーンアウトを跳ねのけるリーディング・サブリ。南山堂、2019
- ・ 野坂祐子ほか。“児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア～支援者の健康と安全からはじまる子どものケア～”.性的搾取からの子どもの安全.2019. http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_13.pdf (2022/02/02参照)
- ・ 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), (2023/3/20閲覧)
- ・ 子どもの性の健康研究会「『安心・安全なくらしのために～施設内での問題行動の理解と支援～』」 (http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/anshin_anzen.pdf),(2023/2/27閲覧)
- ・ 安藤俊介：[図解]アンガーマネジメント超入門「怒り」が消える心のトレーニング. ディスカバートゥエンティワン. 2018
- ・ 阪無委員提供資料「子ども中心の一時保護所とは？～一時保護所職員研修プログラムより～」,2022.8.24

職員間のコミュニケーション/チームビルディング

チームとして効率的に稼働するためのコツを押さえることで、日々の業務を円滑に行えるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

目次

1.口頭での意思伝達・業務連絡の留意点	2
2.チームワーク・権威勾配	6
3.チームワークの基礎となるワークエンゲージメントの向上	7
4.デフュージングの実施(ストレスへのチームでの対応) (二次受傷防止より再掲)	8

口頭での意思伝達・業務連絡の留意点



Point !

- ・ コミュニケーションは“機能面”と“情緒面”がある
- ・ 言い方、言うタイミング、言いやすい雰囲気注意到意
- ・ 要領よく、わかりやすく状況を共有し、伝達するコツとしてSBARの枠組みに沿った発言を心掛ける
- ・ 1人で抱え込まない/抱え込ませない

コミュニケーションの“機能面”と“情緒面”

コミュニケーションの機能面	・ 作業手順や、こちらの要望・提案、目の前の事象を要領よく、説明すること ・ 文字に表記可能となる事柄を正しく伝達すること
コミュニケーションの情緒面	・ こちらの感情や気持ちを伝えること ・ 言葉の意味が通じて、こちらの気持ちが伝わらないこと、相手の気分を害してしまうことがあるため、適切な敬語、丁寧語を使用することや、命令、依頼、要請、提案※などのいずれのスタイルで発話内容を修飾する

※命令、依頼、要請、提案の各スタイルの例

- ・ **命令形**「玩具を片付けてください」
相手の拒否を許容しない前提なので命令口調となり不快にさせる
- ・ **依頼形**「玩具を片付けてもらえますか」
拒否権を相手に留保させる（片づけないという選択肢を相手に与える）口調なので、雰囲気が和らぐ
- ・ **要請形**「玩具を片付けてくれたら助かります」
相手の行為を自分に与えることを要請する口調なので、へりくだった雰囲気となる
- ・ **提案形(A)**「玩具を片付けましょうか」**(B)**「玩具を片付けると良いと思います」
(A)のように、自分も行動をとる提案であれば受け入れられるが、(B)のように相手にのみ行動を要請する提案ですと押し付け的になる。

口頭での意思伝達・業務連絡の留意点

言葉つかいのテクニック

- ・ こちらの意図を正確に伝えるためには、自分と相手とが共通に理解できる言葉を使い、相手の理解しやすい文章構造でコミュニケーションをとることが重要です。
- ・ このための言葉使いのテクニックの例は以下のとおりです。

テクニック	例
数字には単位を正しくつける	・ 「5ミリお願い」という注射薬指示では、5ミリリットルか、5ミリグラムかわからない ・ 米国ではメートル法のつもりで数値指示をしても、ヤードポンド法で理解されることが多い
一意的な言葉を使う (多義的な言葉を使わない)	・ 作業指示において、“ぜんぶを清掃”は、“全部”か“前部”かわからない
相手のわかる言葉を使う (専門用語を一般的に用いない)	・ 患者に対して医師が“固形物は食べないこと”と指示を与えたところ、柔らかいカステラを食べた人がいた
定量表現可能な値は定量表現をする	・ “もうちょっと右”“もうすぐ出発”ではなく、“30cm右”“10分後の出発”など、定量的にいう
肯定表現をする (否定表現をしない)	・ 雨の日以外は使わないでください→雨の日に使ってください：非定型や対偶表現を否定する構文は理解しにくい ・ 試験終了時に“鉛筆は持たないで”：鉛筆を“持つ”ことが意識されて、置こうとしない。→“鉛筆は置いて”：すべき動作を直接的に言うべきである
同時に複数のことを問いかけない (一つの問いかけには一つの質問とする)	・ 初対面の患者に対して患者確認と状態確認のために「△さん、寒くはないですか？」と尋ねたところ、「寒くはないよ」との返事を得たが、その患者は実際は○さんであった（「△さんですね？」、「寒くはないですか？」と分けて尋ねるべきである）
多数項目の口頭指示は避ける	・ チェックリストやメモを与える・使用する
緊急度に応じて声のトーンや口調を変える	緊急状態では高い声のトーンで、「すぐに対応してください」などと命令口調でいう

口頭での意思伝達・業務連絡の留意点

状況の共有のコツ

- 業務の引継ぎや、保護児童のケアに関して先輩職員に助言を求めるときなど、業務の中で保護児童の状況を同僚に伝達・共有する場面は多々あると思います。
- こうした場面で要領よく、わかりやすく状況を共有し、伝達するコツとして、チーム医療の現場などで使われている「SBAR」が参考になります。
- 状況（S）、背景（B）、評価（A）、提案（R）の4項目を伝えることを意識し、最低限でもSとRをセットにして伝えることを意識すると良いでしょう。

Situation(状況)

どういう状況か、何が生じたのか

Background(背景)

そういう状況の生じる背景として思い当たることは何か

Assessment(評価)

どのような理由でそのような状況が生じたと思うか

Recommendation (提案)

相手に期待すること・してもらいたいことは何か

言うタイミング

1. 割り込まない

緊急事態を除いて、相手が作業等に集中しているときに割り込まないこと

2. 相手が行為を始める前

作業に関して、特に注意すべきことや申し送り事項がある時には、作業内容のリマインドのためにも、相手が行為（作業）を始める前に伝達すべきことは伝達します。また相手の行為への疑問は躊躇せず即座に指摘します。

3. 状況情報の共有と更新

チームで作業をする場合は情報共有を随時行います。これにより、チームにおける各メンバーが果たすべき役割、チームが直面している状況に関する共通理解を持つことで、チームとしてのパフォーマンスの向上を図ります。

(参考) Team STEPPS®のテクニック（チームのためのコミュニケーション技術）

- 米国において国防総省や航空業界などの事故対策実績を基に作成された、チーム医療のパフォーマンス向上のためのプログラムであるTeam STEPPS®には、SBARの他に、チームのための様々なコミュニケーション技術が示されています。

コールアウト（声だし確認）

- 情報を声に出すことで、緊急時に重要な情報をチームメンバー全員に同時に伝達する

チェックバック（再確認・復唱）

- 復唱のこと

例：A「〇〇君は卵アレルギーなので食事の配膳時に卵料理を取り除くようにしてください」

B「配膳時に〇〇君の食事から卵料理を取り除くのですね」

A「そうです」

2回主張のルール

- 患者の安全を害する懸念のある相手の行為に対して自分の主張が無視された時に、少なくとも2回は相手に主張する。
- 1回目は質問の形を取り、2回目は自身の心配をやや強めに主張する。

例：1回目「〇〇君が心配です。具合が悪そうで、症状がいつもと違います。診ていただけませんか」

2回目「〇〇君のことがとても心配です。症状が気になります。

今すぐ診ていただく必要があると思います。」

CUS（問題のある行為をやめさせるために伝える言葉）

私は心配です（Concerned） / 私は不安です（Uncomfortable）
安全上の問題です（Safety issue）

DESCスクリプト（意見の対立を解決するためのプロセス）

- Describe: 特定の状況や行動を「説明」して、具体的な根拠や情報を提示する
- Express: その状況についてどう感じていて、何を心配しているかを「表明」する
- Suggest: 別の選択肢を「提案」して、合意点を探る
- Consequence: 定められたチームの目標や患者安全に与える影響という観点から、予想される「結果」を述べる

引継ぎ（I PASS the BATON）

- Introduction: 自分の名前
- Patient: 引継ぎ対象とする患者の氏名、年齢、所在当
- Assessment: 患者の評価（現在の主訴、バイタル、症状）
- Situation: 現在の患者の状態や状況
- Safety Concern: 患者に対する安全上の心配
- Background: 患者のこれまでの背景（並存疾患、仕様薬剤）
- Action: 患者に対してとられた・とられる措置
- Timing: 緊急性の程度
- Ownership: 責任を負う主体
- Next: 患者に今後予想される辞退

チームワーク・権威勾配

適度の権威勾配の形成

- ・ 上司や先輩があまりにも権威的、威圧的な態度やふるまいをする場合（権威勾配が急峻な場合）、部下や後輩は日ごろの報告、連絡、相談などがしにくくなります。特にミスに関する報告は上がってこなくなり、チームとしてのコミュニケーションの妨げとなり、円滑な業務遂行ができなくなるばかりか、重大インシデントに繋がるおそれが高くなります。
- ・ そのため、上司や先輩は、部下や後輩に対しても受容的・共感的かつ教育的態度で接することを心がけることで、忸度のない率直なコミュニケーションが可能な職場の雰囲気づくりに努めましょう。

褒めあうチーム風土の形成（モノを言いやすい雰囲気の形成）の形成

- ・ 円滑な業務遂行、業務によって受ける心理的負荷を少しでも軽減するためには、職員間で互いに遠慮なくモノを言う（意思疎通を図ることができる）雰囲気を形成したいところです。
- ・ そのため、同僚の仕事について意識的に、「ありがとう」の一言を返すことや、評価できる点について具体的に言及しながら褒めることを行い、相互に尊敬の念を持てるように努めましょう。これについては、自身がOJTを実施する立場になったときに特に意識します。

1人で抱え込まない/抱え込ませない

- ・ 児童指導員の仕事は感情労働であり、精神的ストレスの絶えないものです。また子どもに対するケア・指導、かけるべき言葉にも絶対的な正解はおそらくないので、個人の能力の多寡を問わずそうした仕事を一人で抱え込み、やり切ろうとするのは無理があります。
- ・ そのため、「子どものケアと指導はチームで取り組むもの」という認識を職員同士で徹底的に共有するように努めましょう。
- ・ そのうえで自身の心身状況や、現在実施しているケアや指導の内容、それに対する対象児童の反応などに少しでも、どんなに些末でも疑問や迷いが生じたら臆することなく同僚に相談し、チームとして対応ができるようになることを目指しましょう。

チームワークの基礎となるワークエンゲージメントの向上

Point !

- ・ ワークエンゲージメント（仕事への「活力」「熱意」「没頭」）を高めることで、同僚や組織に対してポジティブな感情が育まれ、職員同士のコミュニケーションや組織への貢献度、職務への満足度が向上するとされています。

ワークエンゲージメントとは

定義

- ・ 職員が仕事に対してポジティブな感情を持ち、充実している心理状態であり、活力、熱意、没頭によって特徴づけられる、仕事に向けられた持続的かつ全般的な感情と認知のことです。

特徴

- ・ 活力
 - 仕事に対してのエネルギー、心理的な回復力の程度
- ・ 熱意
 - 仕事へのやりがいの感じられ方の程度
- ・ 没頭
 - 仕事に取り組んでいるときに感じられる幸福感、時間が早く進むような感覚を得る状態の程度

高いワークエンゲージメントが職場にもたらす影響

- ・ 離職率の低下
- ・ 生産性の向上
- ・ **コミットメントの向上**
- ・ 顧客満足度の向上
- ・ メンタルヘルスの向上

ワークエンゲージメントを高めるために

個人の資源

- ・ 職員が仕事を「やらされている」と捉えるのではなく「自らやっている」と主体的に捉えなおし、やりがいを持てるようにすることが重要
- ・ 例えば一般企業においては、マネージャーから部下への仕事の権限移譲の促進、授業員の希望に合った業務アサインの実施、やりたい仕事に就くために必要な知識やスキルを学ぶ場を用意する、といったことが推奨されています。

仕事の資源

- ・ 仕事の効率化を図る、仕事を通じた成長時間を得られるようにするといったことを通じて、仕事へのモチベーションを高めることを指します。
- ・ 上司のサポートや、仕事に対する裁量権の付与、適切なフィードバックを行うといったことが推奨されています。

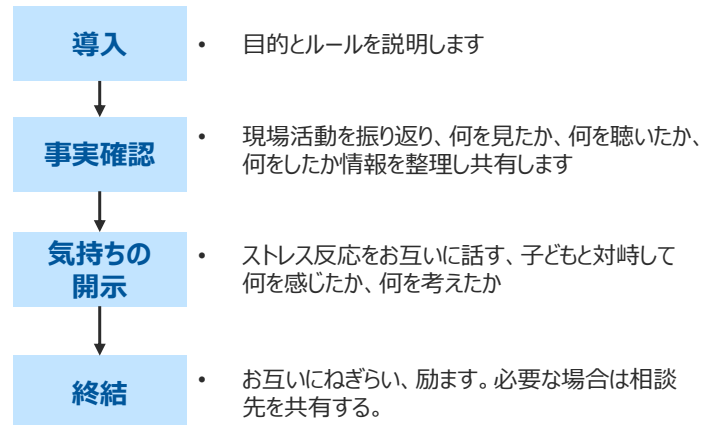
デフュージングの実施(ストレスへのチームでの対応) (二次受傷防止より再掲)

- 消防士やライフセーバーは、チームとして職員のストレス反応の軽減と心のケアを行うため「デフュージング」を実施しています。デフュージングは自分の気持ちをお互いが話すことによってストレスを発散させる方法です。

デフュージングの目的

- 現場活動に関する情報の整理と共有
- 職員の結束力向上、相互理解、サポート関係強化
- 典型的なストレス反応の早期発見、軽減
- ストレス反応の相互理解・対処方法の情報交換
- 更なるサポートを必要とする者の早期発見

デフュージングの実施手順



実施方法

メンバー構成

- 3～7人程度とする。

時間

- 20分～60分程度

場所

- 職員だけのところ、会議室など

ルール

- 秘密の保持
ありのまま、感じたままの気持ちを素直に話し、ストレスを吐き出すことが基本的な目的なので秘密は保持します。また実施報告等は一切行いません
- 発言の強制はしない
無理に話す必要はなく、話したかったら思っていることを率直に話します
- 他人の感情を批判しない
同席者の発言に対する批判、反論はしません。自分の思いを話、人の話を聞いて共感し、体験や思いを共有するのがデフュージングです。
- 理解ある雰囲気の中で行う
お互いが好意的に、相互理解の中で行います。
- 一切記録を取らない、残さない
プライバシー保護と話しやすい雰囲気のため記録は取りません

(出所) 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), 2023/3/20閲覧 pp.13-16

参考文献

- 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上. 丸善出版. 2016
- WHO発行, 東京医科大学医学教育学・医療安全管理学講座 訳「WHO患者安全カリキュラムガイド 多職種版
- 公益社団法人全日本能率連盟HP「ワークエンゲージメントとは？高めるための取り組みから、測定方法まで詳しく解説」,
- (<https://www.jmam.co.jp/hrm/column/0075-workengagement.html>), (2023/3/20閲覧)
- 特定非営利活動法人日本ライフセービング協会：ライフセーバーのための惨事ストレスへの対応ガイドライン.2015 (<https://jla-lifesaving.or.jp/wp/images/about/for-lifesaver/07-stress.pdf>), (2023/3/20閲覧)

子どもの集団生活のマネジメント

集団生活を通じた個々の子どものエンパワメントの例及び子ども集団の統制方法の考え方、特に施設内ルール of 考え方について理解し、子どもにとって好ましい入所環境の整備に努めることができるようになることを目的とします。

次世代の国づくり

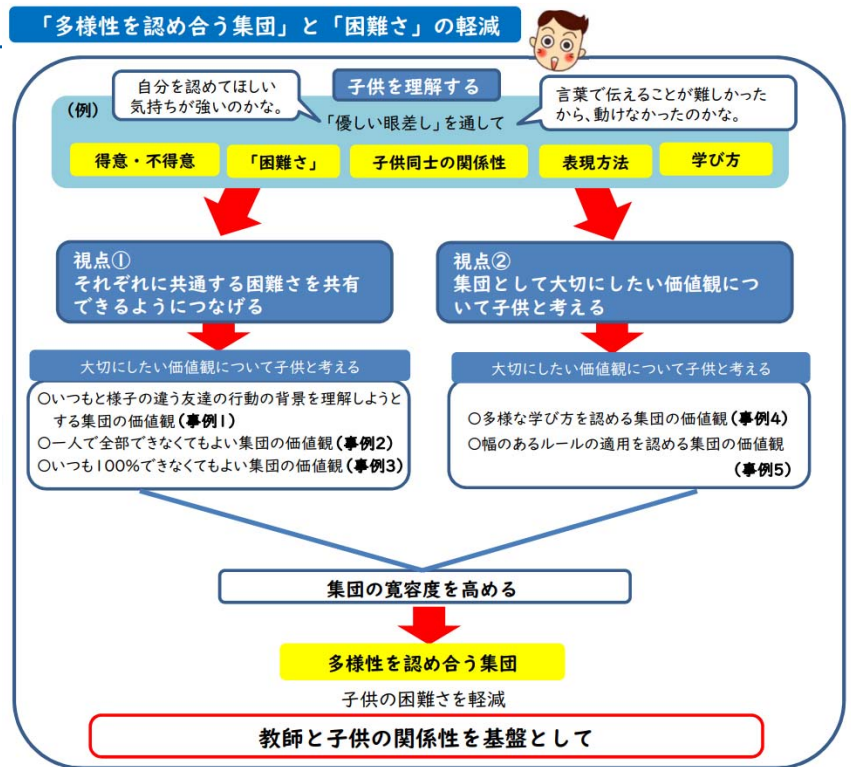
目次

1. 集団を通じた子どものエンパワメントの例	2
2. 子ども集団の統制方法	4
3. ルール・生活指導の考え方	6
4. (コラム) 混合処遇の是非	8

集団を通じた子どものエンパワメントの例

集団を通じた子どものエンパワメントの例

- 指導員が個々の子どもとの信頼関係を基盤として、例えば個々の子どもの「考え方の違い」「受け止め方の違い」「得意・不得意」等の困難さを子ども同士が理解・共有し、それを踏まえて皆とどのように関わることが必要か、大切にしたい価値観は何かといったことについて子どもとともに考え納得を積み重ねていくことで、互いに受容的・親和的に関わろうとする集団風土の醸成が見込まれます。
- そして、こうした集団風土を背景として「子どもの他者への思いやりの心（多様性を認める気持ち）」や、「一人で全部できなくても、人に頼ることによってできるようになることも大切であるという価値観」を個々の子どもが獲得できるように支援します。



(出所) 岡山県総合教育センター「『これからのインクルーシブ教育を見据えてー子供とつながる・子供をつなげるー多様性を認め合う集団作りを中心にー』(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/706570_6341892_misc.pdf) (2022.03.24参照) p17より引用

(参考) 多様性を認めあう集団の例 (小学校を例に)

友達の苦手を受け入れる子どもたち

算数の時間。声の小さなAさんが発表する場面。少しざわついた教室の雰囲気が、すっと静かになりました。消え入るような小さな声で「3cm3mmです」と答えました。周囲の児童は、「お～合っています。」「いいよ。」と声を上げます。誰も「聞こえませんか。」「声が小さいです。」という反応はありません。そこには、どうすれば小さな声を聞き取ることができるかを考える周囲の子どもたちの姿がありました。

友達の思いをくみ取る子どもたち

特別支援学級に在籍するBさんが、道徳の授業で発表する場面。一生懸命に発表しようとするが、うまく言葉になりません。すると、前の席の友達が、「それってこういうことかなあ。」と言いたかったことを予測して声をかける姿が見られました。Bさんは「うん。」と言い、納得して着席しました。担任は「Bさんの言いたいことはよく分かったよ。」と話し、声をかけた児童には、「友達の話をよく聞いてみんなに教えてくれたね。」と伝えました。

友達の思いをくみ取る子どもたち

気持ちが不安定になりやすく、特にグループでの学習が苦手なCさんが「山の学校」のスタンプを友達と計画する場面です。「ブラックボックスクイズ」を行う際の役割分担をすることになりました。誰が何を準備するかを話し合う時、友達が「Cさんは、工作が好きよね。休み時間も色々なものを作っているし。Cさんにブラックボックスづくりを任せてもいい？」と尋ねると「いいよ。」と快諾しました。作ったブラックボックスをいつも準備して「これ、作ったんよ。」と満面の笑みで練習に向かう姿が見られています。

できる方法を見つける子どもたち

算数の少人数指導の場面。算数の学習については自身のいないDさん。適応題も一つできたら「先生、できました。」と先生を呼び、答えが合っているのかを確認しようとしています。○をもらえると次の問題に進んでいます。続いて適応題の確認の時間。Dさんはすでに丸をもらっているのですが、なかなか発表ができずにいました。すると、ある児童から「先生、二人で発表だったらダメかな？ みんな発表すると思うよ。」という意見が出ました。「それ、いいね。」とみんなから声が上がると、Dさんは「それなら…」と挙手をし、ペアで協力して発表することができました。

友達に応じて声かけを考える子どもたち

社会科の時間に先生からワークシートが配られました。なかなか言葉で自分の意思を表現しにくいEさんにワークシートが配られていないことに気づいた友達が、「Eさん、配られていないと先生に言った方がいいよ。」と伝えました。Eさんは、驚いた表情を見せた後、頷きはしたのですが、先生に伝えられずにいました。すると、また別の友達が、黒板の下を指さしながら、「あそこ。」とワークシートのある場所を教えていました。Eさんは、ワークシートのある場所に視線を移すと、自分で立ち上がってワークシートを取りに着、素早く着席しました。

(出所) 岡山県総合教育センター「『これからのインクルーシブ教育を見据えてー子供とつながる・子供をつなげるー多様性を認め合う集団作りを中心にー』(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/706570_6341892_misc.pdf) (2022.03.24参照) p9

子ども集団の統制方法(1)

ルールの設定/共有

- ・ 集団としての子どもの対応については、集団生活上のルールをしっかりと共有し、子ども自身と、その他の子どもが嫌な思いをしないことを大切にします。
- ・ ルールの共有の際には、なぜそのルールが設定されているのか、そのルールがなかった場合一時保護所での生活がどのようなものになるか、どのような困った状況が起こり得るかを子どもが納得するように丁寧に説明します。ルールブックを作成し、子どもの生活場所においておくのも一考です。
- ・ ただし、忘れてはいけないのは、「ルールは守るためにある」のではなく、子どもが安心して生活するためにあることを忘れてはいけません。

指示・注意はコロコロ変えない

- ・ 指示・注意がぶれる（さっきと言っていることが違う）と子どもから反感を買います。またそうしたことが積み重なると子どもにも指示・注意を聞いてもらえなくなり、やがて統制が取れなくなるおそれがあります。その場その場の都合で適当な指示・注意を行わないように留意します。
- ・ 指示・注意内容を変更する必要がある場合は、変更内容とその理由を丁寧に説明します。

生活上の注意の仕方

- ・ 危険回避の必要がある場合（緊急時）を除いて断定・命令口調はNGです。反発・抵抗を招きます。
- ・ 人は自分で納得し、理解することで行動が変化します。
- ・ 「こうしたらどう？」「～かもしれないよ」という言い方をして、子どもみんなが伸び伸びでき、嫌な思いをすることが無いように配慮します。

子ども集団の統制方法(2)

「隠れたカリキュラム」を自覚する

- ・ 「隠れたカリキュラム」とは、指導者（指導員）が意図する・意図しないに関わらず、保護所内で生活を営む中で子どもたちが自ら学び取っていく全ての事柄のことを指します。
- ・ マイナス面のことを取り上げれば、ある事象・行為について〇〇君に注意しないことで、当該事象・行為は許されるというメッセージを入所児童に伝えることになります。「その子どもに嫌われたくないから、ここで注意をするのはやめておこう」という考えは控えた方が良いでしょう。
- ・ また子どもは大人をよく見ています。大人がいつも子どもに言っていることと矛盾した行動をとれば簡単に信頼関係・援助関係が崩れ、ケア・指導が台無しになります。子どもの手本となるよう自身の言動・ふるまいを律することを心がけましょう。

集団が荒れそうになった/荒れたら

- ・ 集団が荒れる兆候が見えてから、集団が荒れてしまうまではあつという間で、かつその集団が大きければ大きいほどトラブルが二次関数的に増加するため対処が難しいところですが、次のような対処を試みても一考です。
- ・ 荒れる前の予防として、レクリエーションの時間で、何人かの子どものグループでSSTを実施し、子ども同士で相手の気持ちを汲み取り、適切な言葉を使って言葉のキャッチボールをする練習をします。その中で「〇〇ということをされたらどう思うだろうか、△△かもしれないよ」という問いかけをしながら子どもの中で気づきが得られるように誘導します。
- ・ 荒れたら、荒れの中心メンバーを分断し、個別指導を実施します。

ルール・生活指導の考え方

- ・ルールは「犯罪を防止する」ことを目的として設定されているものから、「一時保護所に入所している子ども皆が気持ちよく生活をする」ことを目的として設定されているものが存在しているはずです。
- ・ルールはこれらの目的を達成するために設定されている「手段」であり、ルールを守ることそれ自体は「目的」ではないことに留意しましょう。
- ・ルールを守るためのルールを作るといった状況は本末転倒です。

茂木作成



(出所) 江戸川区児童相談所 一時保護課長 茂木健司氏作成

ルールを守ってもらうにはどうすればよいか

- ・ルールは守るためのものではありませんが、そのルールが達成しようとする目的を実現するためには守ってもらいたいものです。
- ・設定したルールがあまりにも守ってもらえない場合は、そのルール自体を、ルールが達成しようとする目的に照らして設定しなおすことを検討するの一手です。

例：ペットの散歩中のトイレに関しての町内会ルール

ルールの目的：ペットのし尿放置による町内衛生環境の悪化を防ぐ

×ルール：トイレは散歩の前に済ませましょう

→ルール通りの行動ができればルールの目的は達成できるが、
そもそもルールを守ることが到底無理である。

○ルール：ペットのフンは飼い主が持ち帰りましょう

→ルールどおりの行動を行うことに無理はなく、ルールの
目的達成も可能である

(コラム)

混合処遇の是非

- 混合処遇については、一時保護所に入所する子どもについてその年齢、性別、一時保護を要する背景も虐待や非行等様々であることから、子ども同士の暴力、いじめ、性的接触など、子どもの健全な発達を阻害する事態が発生するおそれがあるとの視点から好ましくないとする論があります。
- 一方で、混合処遇の弊害をことさらに取り上げると分類処遇を実施するという議論に進み、かえって「個々の実情に応じた支援」といった視点から遠ざかりかねないリスクもあります。
- また、混合処遇の弊害については立証されているわけではなく、混合処遇のメリットを述べる実践家や研究者も存在しています。

参考文献

- 岡山県総合教育センター「『ーこれからのインクルーシブ教育を見据えてー「子供とつながる・子供をつなげる」～多様性を認め合う集団作りを中心に～』
(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/706570_6341892_misc.pdf)
(2022.03.24参照)
- 小松原明哲：安全人間工学の理論と技術 ヒューマンエラーの防止と現場力の向上. 丸善出版. 2016
- 島村華子：モンテッソーリ教育・レッジョ・エミリア教育を知り尽くしたオックスフォード児童発達学博士が語る自分でできる子に育つほめ方 叱り方, ディスカバートゥエンティワン. 2020
- 西野宏明：新任 3 年目までに必ず身に付けたい！子どもがサッと動く統率のワザ68. 明治図書. 2016

施設運営上の安全管理

入所児童の安全を確保するための環境を整えるための着眼点や犯罪被害、自然災害等発生時の対応について理解することを目的とする。

次世代の国づくり

目次

1. 日常の安全管理	2	4. 新たな危機事象への対応	19
一時保護所において想定される危機事象	3	弾道ミサイル発射に係る対応について	20
点検対象の整理	4	一時保護所への犯罪予告への対応について	21
点検の視点	5	(参考) 障害のある子どもが事故発生時に 陥りやすい支障	22
点検項目の例	6	5. 感染症対応	23
点検の実施	8	感染症に関する基本的理解	24
2. 自然災害対応	9	基本的な感染症対策	25
避難訓練の実施	10	感染症の疑い時・発生時の対応	28
備品・備蓄の準備	11		
地震が起きたときの対応	12		
気象災害が起きたときの対応	13		
3. 不審者対応	14		
不審者侵入への対応の流れ	15		
不審者侵入事案対策（日常管理）	16		
不審者対応で各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）	17		
不審者が退去に応じない場合各職員が必ず 押さえるべきこと（やるべきこと）	18		

日常の安全管理

一時保護所において想定される危機事象

- 施設運営上、危機管理が必要と思われる危機事象は次のようなものがあります。それぞれに対してどのように対応するか定めておく必要があります

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等
	犯罪被害	不審者侵入、地域での不審者情報、一時保護所への犯罪予告、所内不審物
	食中毒、異物混入	食中毒、食事への異物混入 等
	食物等アレルギー	食事等によるアレルギー・アナフィラキシー
災害安全	気象災害	洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	地震・津波災害	建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化、二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等
	土砂災害	がけ崩れ、土石流、地すべり
	火山災害	火砕流、融雪型泥流、火山灰 等
	原子力災害	原子力発電所の事故 等
	大規模事故災害	ガソリンスタンド、化学工場など危険物取扱施設での事故 等
	火災	所内施設や近隣からの出火
その他	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（P.M2.5）
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症 等
	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	その他	空からの落下物、インターネット上の犯罪被害 等

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジース教育新社,p42を参考に作成

点検対象の整理

- ・ 所内の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、所内の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しておくことが重要です。
- ・ 例えば学校の場合は、学校保健安全法施行規則で、下表のとおり定期点検・臨時点検・日常点検を行うことが求められています。
- ・ 一時保護所内ではこういった箇所がそれぞれの点検対象となるか、各所属で整理し、点検を行いましょう。

学校保健安全法施行規則で求められている 3 種類の安全点検

種類	時期・方法等	対象	法的根拠
定期の安全点検	毎学期 1 回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期 1 回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常について傾倒的に行わなければならない（規則28条 1 項）
	毎月 1 回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき ・ 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・ 暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・ 近隣で危害の恐れのある犯罪の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジアース教育新社,p46より引用

点検の視点

- ・ 点検においては、例えば防犯、防災、所内事故防止の視点から、以下のような点検項目を各所属で洗い出しておきましょう。

防犯の視点

- ・ 不審者侵入防止用の設備
- ・ 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- ・ 避難経路の複数確保
- ・ 出入口の施錠状態
- ・ 施設周辺の犯罪発生条件（死角、街灯の有無など）

校内事故防止の視点

- ・ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ・ 床板等の建材・遊具の劣化
- ・ 窓・バルコニーの手すり等の劣化
- ・ 防球ネット、バスケットゴール等の工作物、機器等の倒壊や落下等の防止
- ・ エレベーター・防火シャッター等の作動確認

防災の視点

- ・ 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- ・ 書棚・家具等の壁・床への固定
- ・ 警報装置や情報機器等の作動
- ・ 避難経路・避難場所
- ・ 施設周辺の災害発生状況（土砂災害、洪水など）
- ・ 遊具等の劣化

点検実施のポイント

- 日常業務の中に点検の視点を組み込む
目視、指差し確認程度の実施でも意味があります。異変に気付くことができる機会を増やしましょう
- 異常が見つかったらすぐに報告
見つけた異常についてはすべて共有し、緊急度に応じてなるべく早めの対応をしましょう
- 周期点検を計画し、実施する
普段あまり立ち入らない施設、稼働しない設備・システムの点検は最低でも年に 1 回は実施できるようにスケジュールを立てましょう

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジアース教育新社,p46

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),p3

(参考) 点検項目の例

日常点検のポイント

施設の保全のために、特に日々気をつけてチェックしていただきたいポイントについてまとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

点検項目	点検内容	点検結果
屋外の点検	① 舗道のひび割れ・陥没・損傷 人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。	☐
	② マンホールや溝蓋の外れ・損傷・腐食 人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。	☐
	③ 門やフェンスの錆び・腐食・変形 ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。	☐
建物外部の点検	④ 外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き 人が歩くルートや壁や庇を確認しましょう。落下しそうな部分を見つけた場合は、直下を立入禁止にし〇〇課に連絡して下さい。	☐
	⑤ 金属製の手すり・金具の腐びやぐらつき 触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落ちそうになっていませんか。	☐
	⑥ エアコン室外機の異常音・異臭等 いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。	☐
建物内部の点検	⑦ 高所にあるものの落下 エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはありませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。	☐
	⑧ 避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口) 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
	⑨ 避難設備(避難はしご・救助袋) 器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
建物内部の点検	⑩ 消防設備等(消火器・消火栓・火災報知器・排煙おそれ器) 各設備の操作に障害となるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
	⑪ エアコン室内機の異常音・異臭等 いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。	☐
	⑫ ガス漏れ警報器の電源・有効期限 電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。	☐
建物内部の点検	⑬ エレベーターの出入口 出入口に障害が発生していませんか。異常がある場合は、すぐに使用禁止とし〇〇課に連絡してください。	☐

-31-

周期点検のポイント【梅雨・台風前】

梅雨の長雨や、台風の強風と大雨に備えた点検のポイントについてまとめました。また、水泳授業の始まる前にプールの点検をしましょう。

〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

点検項目	点検内容	点検結果
屋外の点検	① 樹木の根本の腐朽・支柱の腐び・腐食 強風で根本から倒れると危険です。異常がある場合は転倒防止の対策やカラーコーンを置き、立入禁止にするなど対策をしましょう。	☐
	② 高所にあるものの落下 通路に上からの落下物の危険性はありませんか。異常があれば注意喚起をするなどの対策をしましょう。	☐
	③ トップライトの損傷・割れ 利用者の転落を防ぎましょう。漏水の原因にもなりますので、雨天が続く前に修理しておきましょう。	☐
建物外部の点検	④ 屋上の金属部・雨どい・取付金具のぐらつき・腐食・変形 遮光針やアンテナ、タラップ、手すりなど屋上にあるものを確認しましょう。へりには近づかず安全な場所から目視で確認します。	☐
	⑤ バラベットの亀裂・損傷 落下すると危険です。また漏水の原因にもなります。亀裂の大きい場合は撤去して応急処置をするなど、落下を防ぎましょう。	☐
	⑥ 排水ドレン・側溝の汚れ・目地の詰まり・縁の詰まり 排水量に大きなひび割れやめくれはありませんか。ドレンや側溝は清掃しましょう。目地の詰まりも雨漏りの原因になります。	☐
建物内部の点検	⑦ 煙突や鉄道の電柱・損傷・腐び 基礎も含めて亀裂や損傷がないか確認しましょう。強風で転倒すると危険です。	☐
	⑧ 物品・鉢植えなどの放置 強風や地震で落下する危険があります。屋上やベランダ、庇(ひさし)には物を置かないようにしましょう。	☐
	⑨ 照明器具の壊れ・汚れ 清掃で明るくなります。雨天が続く前にきれいにしましょう。	☐
プールの点検	⑩ エアコンの清掃・異臭・異音 エアコンの利用開始前にはフィルターの掃除を行いましょう。節電にもなります。室外機の周辺は物を置かないようにしましょう。	☐
	⑪ プール内やプールサイドの段差・電線 確認で多く、怪我につながりやすい場所です。	☐
	⑫ プール周辺のフェンスの破損 肌が露出しているので擦り傷や切り傷に直結します。破損部分にはテープを巻くなど応急処置をしましょう。	☐
プールの点検	⑬ プール用のトイレ・更衣室の確認 プールの時期に利用頻度が上がる通路などを点検確認しましょう。濡れている場所があれば、漏水の可能性もあります。	☐

-32-

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),pp31-32より引用

(参考) 点検項目の例

周期点検のポイント【避難訓練前】

避難訓練の前にチェックしていただきたいポイントについてまとめました。避難経路や消防設備の場所を確認しておきましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

点検項目	点検内容	点検結果
屋内の点検	① 避難経路の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
	② 防火戸周辺の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
	③ 避難設備(避難はしご・救助袋) 器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
建物外部の点検	④ 非常用出入口の障害物 周囲に障害物がある場合は、すぐに移動させましょう。	☐
	⑤ 非常用照明や誘導灯の破損・壊れ 避難の際の重要な目印です。点検の上、球切れの場合はすぐに交換して備えましょう。	☐
	⑥ 屋外階段の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	☐
学校特有の点検	⑦ 屋外階段の電線・腐び等 普段、頻りに利用しないので、訓練前に点検しましょう。以上がある場合は〇〇課に連絡して下さい。	☐
	⑧ 前回の避難訓練の経過観察 災害時に危険な箇所とならないか経過観察を行い、劣化等が進行している場合には〇〇課に相談しましょう。	☐
	⑨ 避難経路を点検する際の視点 ● 避難訓練時に使用しない経路も忘れずに点検しよう 1 1つの経路が使用不能となった場合に備えて、教室からの避難経路は原則2つ以上設けられています。 ● 児童生徒だけでなく避難できるようなしておきましょう 外階段に出るためのドアや、階段室1階から外へ出るためのドアは、ほとんどの場合で避難経路となっています。いつでもだれでも内側から開けられる状態にしておく必要があります。 ● 廊下も重要な避難経路です できるだけ物を置かないようにしましょう。	☐

-34-

周期点検のポイント【平常時】

法定点検は時点検のみではありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

点検項目	点検内容	点検結果
屋外の点検	① 瓦葺のふくらみ・亀裂 ふくらみや大きな亀裂はありませんか。水抜きパイプは詰まっていますか。隣接の不具合につながります。〇〇課に連絡して下さい。	☐
	② 鉄道の電線・変形・沈下 斜面が崩れると危険です。異常を感じたら〇〇課に連絡して下さい。	☐
	③ 建物の不具合・変形・損傷等 サッシの開閉・窓枠に問題はありますか。ガラスが割れていませんか。怪我の原因になると共に防犯上も問題があります。	☐
建物外部の点検	④ ポンプ・タンク等の異常・異常音・異臭 設備機器のある位置、異音の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも確認しましょう。	☐
	⑤ 電気設備の異常・異常音・異臭 設備機器のある位置、異音の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも確認しましょう。	☐
	⑥ キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱 外部から目視でわかる範囲で確認です。いつもと違うことを感じたら〇〇課に連絡して下さい。	☐
建物内部の点検	⑦ 電気設備のほすれ・垂れ下り・損傷 外部から目視でわかる範囲で確認です。異常を感じたら〇〇課に連絡して下さい。	☐
	⑧ 床・壁のささくれ・段差 床や壁に突起や段差ができていませんか。床のシートがよれて段差になっていませんか。ちょっとしたことが怪我の原因になります。	☐
	⑨ トイレや蛇口まわりの漏水 外部や内部を問わず、トイレや蛇口まわりに漏水はありませんか。水たまりになると滑って危険です。すぐに止水しましょう。	☐
学校特有の点検	⑩ コンセントやガスコックのカバーの損傷・紛失 感電やコックが破損してガス漏れなど危険です。すぐに修理しましょう。	☐
	⑪ 換気扇の故障 臭いや異音は異常音がありませんか。正常に作動していますか。適切な換気が必要です。すぐに修理しましょう。	☐
	⑫ 法定点検での点検事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば追加しましょう。	☐

-35-

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),pp34-35より引用

点検の実施

点検中の安全確保・持ち物

- 点検の実施に当たっては、点検者と子どもたちの安全確保が重要です。
- 点検に集中するあまり危険に気づかないことがあるので、無理をしないようにしましょう

点検者の安全のために

- 屋上等高所ではへりに近づかない。後ずさりしない。
- 窓やバルコニーから身を乗り出さない
- 高所作業時は2名以上で実施する
- 悪天候時は屋外点検は実施しない
- スリッパ・サンダル等の脱げやすい靴で点検しない
- 脚立使用時は2名以上で、一番上の段には乗らない
- 受変電設備は業者に任せる

子どもの安全のために

- 高所から手荷物等を落とさないようにする
- 普段施錠しているところは、施錠忘れがないようにする
- 設備機器のスイッチ等には触らない

点検時の持ち物

- 点検シート（点検項目票）、筆記用具、画板、カメラ、軍手
- ほごりの多いところは雑巾
- 必要により施設の図面、巻き尺があると便利です
- 高所作業時はヘルメットの着用を忘れずに

点検結果の記録

- 点検結果は記録し、施設管理担当者が移動してもスムーズに業務を引き継げるようにしましょう。写真を添えると効果的です。
- 点検結果は、修繕・改修につなげる予算要求のための貴重なデータとなります。

点検結果を保存する

- 点検結果を記したファイルは保存しましょう。

記録は後任に引き継ぐ

- 施設管理担当者の異動の際には、点検の記録等を後任者に確実に引き継ぎましょう

昨年度の点検結果を振り返る

- 繰り返し起きている不具合を把握したり、修繕・改修ができなかった不具合の経過観察を行います。

修繕・改修につなげるために

- 不具合を修繕・改修につなげるために情報を施設所管課や、財政部門と共有することが大切です。

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),pp5-6

自然災害対応

避難訓練の実施

- 災害発生時に子どもが常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養う多面避難訓練を行います。

訓練計画の策定

- 地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定に関して以下の組み合わせで設定します
- その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練も実施します。

地震（津波）及び火災の訓練

事故・災害	×	予告有無	×	予告有無
地震①（津波危険有） ②（火災あり）		予告あり		避難経路一部使用不可
火災①（所内より発火） 火災②（近隣にて出火）		予告なし		管理職不在
				電話不通・停電あり
				朝/休み時間/ 夜間

その他の訓練

不審者侵入（予告有・日中）
弾道ミサイル（予告あり・日中）
総合防災訓練

訓練の工夫

- 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定します。
- 訓練にリアリティ・臨場感を持たせるため、負傷者や行方不明児童の発生を想定したり、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行います。
- 不審者対応及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練については、必要以上に子どもを不安にさせることのないようにします。

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジース教育新社,pp175-176

備品・備蓄の準備

- 災害発生時に備えて、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップ・準備するとともに、それらを保管する場所について検討しておきましょう

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例

頭部を保護するもの	☐ 防災ずきん ☐ ヘルメット
停電時に役立つもの	☐ ハンドマイク ☐ ホイッスル ☐ 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難に役立つもの	☐ ボール ☐ ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例

情報収集に役立つもの	☐ 携帯ラジオ ☐ 携帯テレビ（ワンセグ） ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話 ☐ 衛星携帯電話 ☐ トランシーバ
避難行動時に役立つもの	☐ マスターキー ☐ 軍手 ☐ 防寒具 ☐ 雨具 ☐ スリッパ ☐ ロープ

待機時に役立つ物資等の例

生活に役立つもの	☐ 飲料水 ☐ 食料 ☐ 卓上コンロ ☐ 毛布・寝袋 ☐ テント ☐ 簡易トイレ ☐ ビニールシート ☐ バケツ ☐ 暖房器具 ☐ 使い捨てカイロ ☐ 電子ライター ☐ タオル ☐ 衛生用品 ☐ 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	☐ AED ☐ 医薬品類 ☐ 携帯用救急セット ☐ 懐中電灯 ☐ ガーゼ・包帯 ☐ 副木 ☐ 医療ニーズのある子どものための予備薬・器具等 ☐ マスク ☐ アルコール ☐ 担架
その他	☐ 発電機 ☐ ガソリン・灯油 ☐ 段ボールや古新聞 ☐ 投光器 ☐ 携帯電話充電器

東日本大震災の事例から

東日本大震災では、備蓄品や備蓄場所を検討する上で、学すべき事例がいろいろありました。

事例①

津波で1階の職員室が水没し、屋上に行くための扉の鍵を取りに行けなかったが、合鍵が2階にあることを思い出し、開けることができた。

事例②

養護教諭が次々に来校した保護者に呼び止められ、対応をしている間に津波が来てしまった。その結果、1階の保健室に備蓄していた薬品や飲料水が泥まみれになり使えなくなった。

事例③

体育館の倉庫に備蓄していた毛布が津波をかぶったが、幸い流出することなく、しかもアルミバックされていたので湿ってもいなかった。津波が引いたあとに取りに行き、冷え込んだ屋上で一夜を明かすための貴重な防寒具となった。アルミの袋は教職員や地域の大人が保温用に使った。

解説

学校が津波で被災した場合、1階の保健室や職員室にあるものは使えなくなると考えなければいけません。また、津波が来るおそれのあるときに1階に物を取りに戻るの危険です。津波のおそれがある学校では、災害時に必要なものは、あらかじめ高層階に備蓄しておくことも考えておきましょう。土砂災害や水害への備えも同様です。



参考：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き,pp12-13

地震が起きたときの対応

- 地震を感知したと同時に安全確保のための初期対応をとります。
- 揺れが収まった後、津波など考えられる二次災害対応を実施します

初期対応

- 地震発生時には子どもが恐怖を感じて動けなくなったりパニックになったりすることも考えられます。
- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、子どもたちを誘導します

落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所や留意点

所内	- 地震による揺れを感じたり緊急地震速報の報知音が聞こえたら、直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せます - 机のある場所では、机の下に隠れます - 机がない場所では、いすなどの落下物を妨げるものの下に隠れます - 隠れるものが何もない場所では、上からものが落ちてこない、横からものが倒れてこない、移動してこない場所に移動し、低い姿勢で頭を守ります。
所外	ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液化化や隆起するマンホールに注意する。

二次対応

素早い情報収集

- 下表のような二次災害から身を守るため、ラジオ、テレビ、インターネット、広報無線からの情報収集を行います。
- 津波災害の危険がある地域では、情報の有無にかかわらず素早い避難行動が必要です。

津波	☐ 海からの津波 ☐ 河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	☐ 施設からの出火 ☐ 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	☐ 建物の倒壊 ☐ 非構造部材の落下・転倒・移動
その他	☐ 土砂災害 ☐ 液化化 ☐ 地盤（沈下、すべり、擁壁の崩壊等） ☐ 水害（堤防決壊、ダムが決壊、土砂ダムの決壊等） ☐ 原子力災害 ☐ 雪害

臨機応変な判断と避難

- 自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模となる可能性が常にあります。
- 想定を超える災害では、防災マニュアルの内容が適切ではなくなる場合もあるため、マニュアルの内容にとどまらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切です。

参考：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き, pp20-22

気象災害が起きたときの対応

情報収集・避難の検討（冠水、浸水等）

- 職員で分担して、一時保護所周辺の状況を把握します（道路の冠水、河川の推移、土砂崩れ、潮位等）。ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲で行います。
- 土砂災害や浸水によって避難が必要となる可能性がある場合は早期に避難を検討します。

大雨への対応

- 浸水が予想される場合は土嚢を設置することで、施設内への雨水の侵入を押さえることができます。土嚢はホームセンター等で入手できます。
- また小規模な水災で水深の浅い初期の段階に行う水防工法として以下のようなものがあります。

簡易水のうとダンボールを使った工法

40リットル程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れて閉めます。ごみ袋の強度に不安があれば重ねる枚数を増やします（買入物のポリ袋でも代用できます）。作成した水のうを段ボール箱に詰め、レジャーシートなどで包みます。出入口などに隙間のできないように並べます。



プランターとレジャーシートを使った工法

土を入れたプランターをレジャーシートなどで包み、出入口などに並べて使用します。



参考：平塚市「家庭でできる浸水対策」

(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page-c_02782.html)
, 2023/3/12閲覧 より引用

雷への対応

- 雷は周囲より高いものに程落ちやすいという特徴があります。
- 開けた場所にいたり、積乱雲から直接人体に落雷することがあり、その場合約8割の人が命を落とすと言われています。
- 一時保護所において対応を要することは稀と思いますが、雷鳴が聞こえたら屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 建築物の内部は基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全です

竜巻への対応

- 竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから発生時には迅速な対応が求められます。竜巻の予兆が見られたら注意報の有無にかかわらず警戒態勢を取り、竜巻が発生した際の対応の準備をします。

【竜巻の現象】

<竜巻の予兆>

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなります。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりします。
- 冷たい風が吹き出します。
- 大粒の雨やひょうが降り出します。

<竜巻が起ったら>

- 「ゴー」という音が聞こえてきます。
- 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見えます。
- トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりします。

気象庁提供



【竜巻からの避難の留意点】

- 頑丈な建物内に避難し、飛来物の影響を押さえるため窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れます。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある者で頭を守ります。

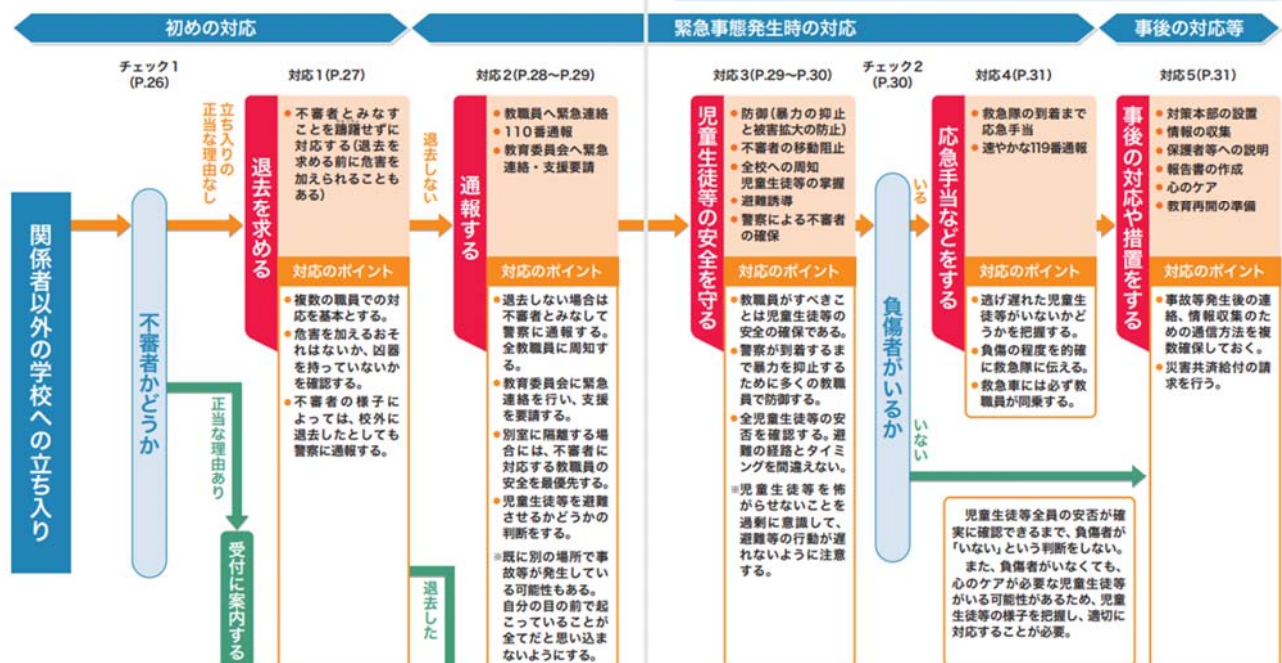
参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）, pp37-40

不審者侵入対応

不審者侵入への対応の流れ

- 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」では、下記のような不審者立入の際の緊急対応のフローが示されています。一時保護所においても参考になると思料されます。

不審者の立ち入りへの緊急対応の例



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む）に情報提供する体制を構築しておく必要があります。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）、pp24-25より引用

不審者侵入事案対策（日常管理）

- ・ 正当な理由なく施設に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、子どもの安全を最優先に対応することが必要です。

施設入口の管理

- ・ 一時保護所内への立ち入りについて、職員、子ども、来客それぞれの時間帯ごとの動線を設定することで、関係者以外の出入りが分かりやすいようにします。
- ・ 例えば学校における以下のような校門管理に倣って、動線設定をするのも一考です

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 〇時〇〇分～ 〇〇分	・ 児童は校庭門から登校する。 ・ 施錠担当教職員が工程を〇時〇〇分に施錠し、〇時〇〇分に施錠する ・ 児童は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する	・ 常に正門横の通用口を使って出入りする
授業中	・ 児童・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする	
下校時間 ※曜日・学年により時間帯は異なる	・ 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に施錠し、下校時間終了時に施錠する	
下校時間後	・ 正門横の通用口より出入りする	

来所者管理

例えば次のような対策を実施し、不審者侵入に万全を期します

- ・ 来客の予定がある場合は、あらかじめ来客予定表に取りまとめます。
- ・ 来客には、来客者受付票に記入を求めます。
- ・ 来客者には来客者用の胸章などを配布し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求めるなどして、来客者であることを一目で峻別できるようにします。
- ・ 職員は、一時保護所を管理する立場にあるという心構えを持って、来客者とすれ違った際には胸章を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がけます。

所内の巡視

例えば、起床時、日課の間、学習支援等の時間の間、消灯後の時間、夜間などの合理的な範囲で複数回、あらかじめ設定する巡視場所を定めて不審者、不審物がないか、施錠忘れ等ないか点検する巡視を行きましょう。

参考：文部科学省『学校の危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン,2022,ジース教育新社,pp141-142

不審者対応で各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）

- Point !**
- ・ 来所者用の名札等をつけているか確認し、所外の人間には声掛けを欠かさずに行います。
 - ・ 不審者であると判断される場合は安全のため必ず2人以上で対応します。
 - ・ 不審者が退去に応じない場合は110番通報、退去に応じた場合は再侵入がないように敷地外への退去を見届けるとともにしばらく様子を見ます。

不審者かどうかを確実に見分ける

来所者として不自然なことはないか

- ・ 来所者の名札等を着用しているか
- ・ 不自然な場所に立ち入ってないか
- ・ 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか
- ・ 凶器や不審物は持っていないか

声をかけて、用件を尋ねる

- ・ 用件が答えられるか。また正当なものか。
- ・ 職員に用事がある場合は、職員の名前が言えるか

正当な理由があっても、名札等を着用して いなければ必ず受付に案内する

- ・ 対応した職員だけが「正当な理由のある」来所者と知っていても意味がありません。

正規の来所者でない場合は退去を求める

2人以上で対応する

- ・ 安全のため2人以上で対応します。
- ・ 他の職員に助力を求め、人数が揃うのを待つのが大事です

退去するよう丁寧に説得する

- ・ 相手が手を伸ばしても届かない間合いを保ちます
- ・ 毅然とした態度で対応し、背中決して向けません
- ・ できる限り子どもがいる場所に不審者を向かわせないようにします。
- ・ 退去に応じない場合は「110番」通報をします

再侵入しないか見届ける

- ・ 相手が退去に応じた場合でも、再侵入のおそれがないとは言えないため、敷地外への退去を見届けます。
- ・ 門や入口が空いている場合には必ず施錠します
- ・ 再侵入防止のため、しばらくの間複数の職員がその場様子を見るようにします
- ・ 警察に連絡し、パトロールの強化を行います。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp26-27

不審者が退去に応じない場合各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）



- Point !**
- 不審者が退去に応じない場合、110番通報するとともに可能であれば別室への案内・隔離を試みます
 - 所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、子どもを避難させるか判断します

110番通報、不審者の隔離

他職員の応援を求めるとともに、110番通報

- 所内放送等を用いて他職員の応援を求めるとともに、連携して110番通報を行います。
- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさずにパトカーに来てもらうことも検討します。

不審者を別室へ案内・隔離

- 可能であれば、不審者を子どもから遠い位置にある部屋に案内・隔離します
- 案内の際は安全のため、不審者の横を歩きます
- 別室では不審者を先に部屋の奥に案内し、教職員は出入口近くに位置します
- 1対1の状況になることは絶対に避けます
- 職員がすぐに退避できるように隔離する部屋の出入り口の扉は開放します

所持品に注意して警察の到着を待つ

- 凶器等を隠し持っている場合があるので手の動きに注意します
- 不審者を興奮させないように注意し、警察の到着を待ちます
- 到着した警察官を案内する職員を決めておきます。

子どもの避難の要否を判断する

- 子どもの避難の要否を判断します。
- 避難を支持する場合はあらかじめ決めておいた文言を放送で流します

児童生徒等の安全を守る

防御をする

- 不審者と対峙した教職員は、子ども等から注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにします
- さすまた、消火器、ネットランチャー、傘、催涙スプレーなどを活用し、複数人で不審者をけん制し、取り押さえます。

避難誘導

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、居室待機などを支持します。
- 子どもの居住エリアに不審者が侵入した場合には、スムーズに子どもたちが避難できるように対応等を策定しておきます

負傷者の確認

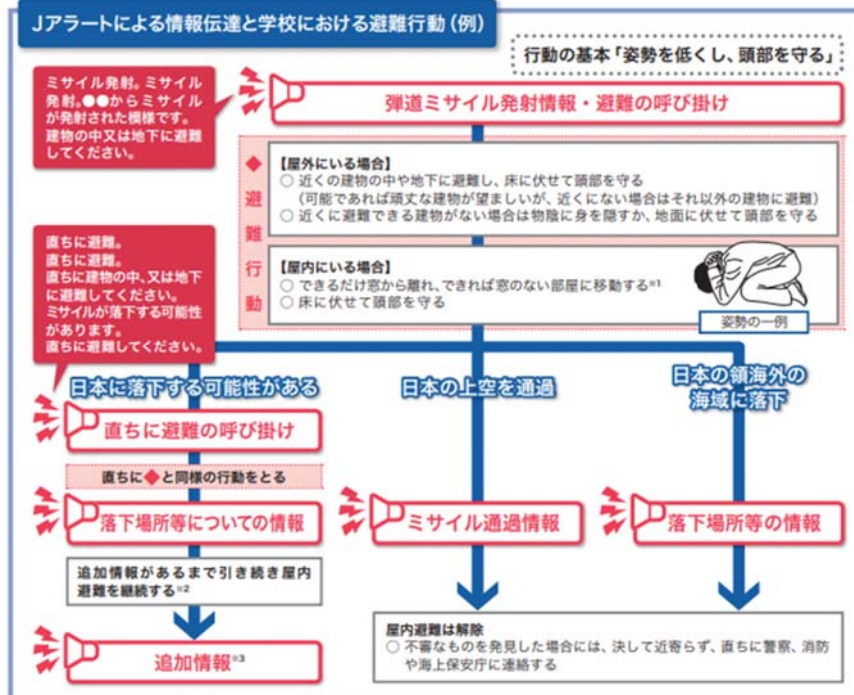
- 負傷者が生じた場合は速やかに119番通報をします
- 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている職員の名前を職員全体で共有します
- すべての子ども、職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにします
- 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp28-30

弾道ミサイル発射に係る対応について

- ・弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。
- ・弾道ミサイルが着弾した際は爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る必要があります。

避難行動の例（学校を例に）



避難行動の留意点

屋内にいる場合

- ・窓のない部屋に移動する、又はは窓からなるべく離れて床に伏せる若しくは机の下に入り頭部を守ります。

屋外にいる場合

- ・すぐ避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難します。
- ・建物や地下に避難することが難しい場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ります。

もし近くに着弾した場合

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難します。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉します。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp42-43より引用

一時保護所への犯罪予告への対応について

- ・爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。
- ・警察に通報し、警察の指示のもと、事案に適切に対処します。
- ・爆破予告等の情報等があった場合、子どもを不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応をします
- ・当該情報に触れた職員は管理職等へ報告し、速やかに所内で情報共有するとともに、速やかに警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。
- ・一時保護所においては、不審なものがないか等、依然と異なる状況を早期に発見できるよう、日ごろから環境を整備し、安全点検等を実施することも大切です。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp45

(参考) 障害のある子どもが事故発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や意思表示	- 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 - 自分から意思を伝えることが困難なことがある ※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要です。また、知的障害のある子どもには個別に簡潔な指示を与える必要があります。
危険回避行動	- 危険の認知が難しい場合がある - 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある - 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい - 危険回避しようと慌てて行動することがある - けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	- 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害） - エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）
生活・生命維持	- 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい - 避難時の天候や機構によっては生命の危険がある
非日常への適応	- 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある - 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp48

感染症対応

感染症に関する基本的理解

感染症とは

- ウイルス、細菌等の病原体が宿主の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。
- 感染症が発生するには、病原体を排出する「感染源」、その病原体が宿主に伝播するための「感染経路」、そして病原体の伝播を受けた「宿主に感受性が存在すること」が必要です。（感染症成立のための三大要因）
- 子どもが一定期間集団で生活する一時保護所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について健康と安全を確保する必要があるため、感染症予防に関して正しい知識を持つことが重要です。

空気感染（飛沫核感染）

- 感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から飛散した小さな飛沫が乾燥し、その芯となっている病原体（飛沫核）が感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人がそれを吸い込むことで感染します。
- 空気感染対策の基本は「発症者の隔離」と「部屋の換気」です。
- なお、感染範囲は空調が共通の部屋間等も含めた空間内の全域に及ぶことに留意が必要です。

飛沫感染

- 感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から病原体が多く含まれた小さな水滴が放出され、それを近くに人が吸い込むことで感染する。
- 飛沫感染は、多くの場合、飛沫を浴びないようにすることで防ぐことができます。感染している者から2m以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが予防に有効です。

接触感染

- 感染源に直接触れることで伝播が起こる直接接触感染（握手、抱っこ、キス）と、汚染されたモノ（ドアノブ、手すりなど）で伝播がおこる間接接触感染があります。
- 接触感染は、身体表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原体が体内に侵入することで感染が成立します。
- 病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわることで、傷のある皮膚から病原体が侵入する等によって病原体が体内に侵入します。
- 最も重要な予防は手洗いです。

経口感染

- 病原体に汚染された食物や水分を口にするによって、病原体が消化管に達して感染が成立します。
- 食材を衛生的に取り扱うことや適切な温度管理を行うこと、病原微生物が付着・汚染している可能性のある食材を十分に加熱することが重要です。

血液媒介感染

- 血液が傷ついた皮膚や粘膜につくと、そこから病原体が体内に侵入し、感染が成立する場合があります。
- 使い捨ての手袋などを装着し、血液・唾液などの体液に防護なく触れることのないよう注意することが必要です。

蚊媒介感染

- 病原体をもった蚊に刺されることで感染する感染症です。
- 溝の掃除により水の流れをよくして、水たまりを作らないようにすること、植木鉢の水受け皿や古タイヤを置かないように工夫することが蚊媒介感染の一つの対策となります。

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」、
Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf, 2023/3/13閲覧, pp1-17

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>) ,2023/3/13閲覧,pp1-17

基本的な感染症対策

- 感染症を予防するには、病原体、感染経路、感受性宿主の三大要因について対策を取る必要があります。
- 効果的な方法は次のとおりです。

手洗い

- 手指の間や先端は言うまでもなく、手首の上まで、できれば肘まで、石鹸を泡立てて流水下で洗浄します。
- 手を拭く際は、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避けます。
- 石鹸は液体石鹸が望ましく、詰め替える際は、残った石鹸を使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しいせっけん液を詰めます。

咳エチケット

- 咳やくしゃみをする場合は、ハンカチ、タオル、ティッシュ等で口を覆い、飛沫を周りの人に浴びせないようにします。ハンカチを使った場合は絶対に共用しません。
- ハンカチやティッシュがない場合は手のひらではなく、肘の内側で口を覆います。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



参考：厚生労働省「咳エチケット」, (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>)
2023/3/13閲覧

普段の清掃

- 床、壁、ドアなどは水拭きをします。
- 多くの人の手が触れるドアノブ、手すりなどは水拭きした後、1日1回の消毒（消毒用エタノール）が望ましい。
- ただし、ノロウイルス感染症発生時は塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症によってはその病原体に応じた清掃を行う必要があります。

吐物・下痢便の清掃

- 汚染場所に関係者以外の人近づかないようにし、換気の上、ゴム手袋、マスク、ビニールエプロンをし、ペーパータオルや使い捨ての雑巾でふき取ります。
- ふき取る際は、外側から内側に向かって、周囲に拡げないようにしてふき取り面を織り込みながら静かにふき取ります。ふき取ったものはビニール袋に密封して破棄します。
- 便や吐物の付着した箇所は、0.1% (1,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で浸すように拭くか、消毒液を浸透させた布やペーパータオル等で覆うなどして消毒します。
- 処理後は手洗いを忘れずに実施し、使った手袋やペーパータオルは、ビニール袋に密封して破棄します。

予防接種

- 感染症に感受性がある者に対してあらかじめ免疫を与えることが感染症を未然に防ぐために重要です。
- 特に、ワクチンで予防可能な疾患は集団生活に入る前の接種が有効です。

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」, pp1-17
参考：東京都福祉保健局「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」（平成18年1月）, pp22-24

(参考) 正しい手洗いの手順

手洗いの順序



<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石鹸を用いて流水で行います。

- ① 液体せっけんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります
- ④ 両指を組み、指の間を洗います
- ⑤ 親指を反対の手で握り、ねじり洗いします
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」,p14

(参考) おう吐物の処理

- ①汚染場所に関係者以外の人が近づかないようにする。
- ②処理をする人は使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用する。



- ③おう吐物は使い捨ての布やペーパータオル等で外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。



同一面でこすると汚染を拡げるので注意

- ⑤おう吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って10分程度たったら水拭きする。

- ④使用した使い捨ての布やペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ処分する。



ビニール袋に0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ消毒するといふ。

- ⑥処理後は手袋をはずして手洗いをする。手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。



<あらかじめ準備しておくもの>

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、ふき取るための使い捨ての布やペーパータオル、ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ

<ポイント>

- ・ おう吐物を処理した後48時間は感染（ノロウイルス等）の有無に注意
- ・ おう吐物の処理時とその後は、大きく窓を開けるなどして喚起し、換気設備がある場合は必ず運転してください。

参考：東京都福祉保健局「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」（平成18年1月）,p24

感染症の疑い時・発生時の対応



- Point !**
- 子どもの病気の早期発見と迅速な対応は、感染拡大を予防するうえで重要です。子どもの体調が悪く、いつもと違う症状等がみられる場合には、これらを的確に把握し、体調の変化等について記録します。
 - 感染症が発生した場合は医療につながるとともに、感染拡大防止のため、手洗い・消毒等徹底するとともに、感染症の発生状況を記録します。

感染症の疑いのある子どもに気づいたとき

- 医務室等の別室に移動させ、体温測定等により子どもの症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行います。
- 適宜嘱託医、看護師等に相談して指示を受けます。
- 子どもは発熱、下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不快感や不安感を頂きやすいので、子どもに安心感を与えるように適切に対応します。

発熱時対応

- 経口補水液、湯冷まし、お茶等により水分を補給する
- 熱が上がって暑がるときは薄着にしたり氷枕を当てたりする
- 寒気があるときは保温する
- 高熱が出ている場合には、首の付け根・わきの下・足の付け根などを冷やす
- 微熱の時は水分補給を行い安静にさせたあと、30分程度様子を見てから再検温する

咳の対応

- 水分補給をする
- 必要におうじて背中をさするなどする
- 安静にし呼吸を整えさせる。
- 食事は消化の良い、刺激の少ないものにする

発しんの対応

- 爪が伸びている場合は短く切る
- 皮膚に刺激の少ない木綿等の材質の下着を着せる
- 発しんが増えていかないか確認する

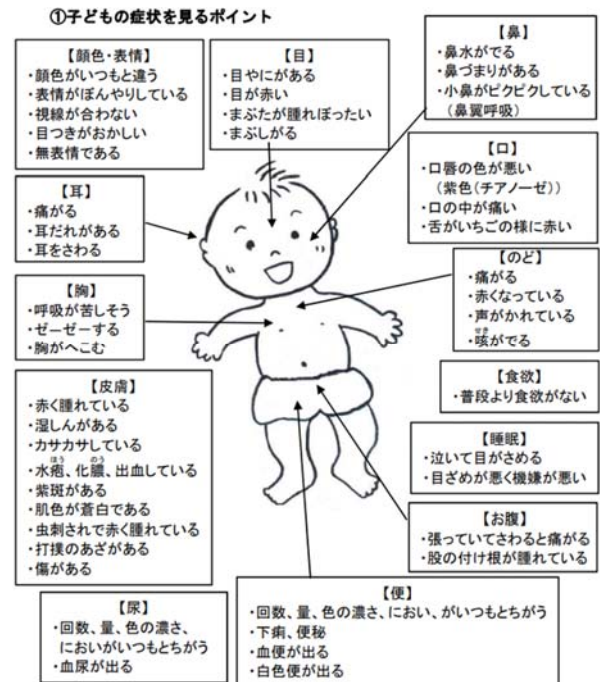
下痢の対応

- 感染予防のための適切な処理を行う
- 下痢で水分が失われるため、水分補給を十分に行う
- 食事の量を少なめにし、消化の良いものにする。
- 受診の際は便を持ってくる

嘔吐の対応

- 感染予防のための適切な処理を行う
- うがいをさせる。
- うがいできない場合は口腔内に残っている嘔吐物を取り除く
- 何をきっかけに嘔吐したか確認する
- 寝かせる場合は嘔吐物が気管に入らないよう横向きにする
- 吐き気が落ちたら少量ずつ水分補給を行う

子どもの症状をみるポイント



参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」、pp71-76

Copyright (C) 2022 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.

参考文献

- 文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン, ジアース教育新社. 2022,
- 一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,
(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),
- 文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）
- 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」
- 東京都福祉保健局「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」（平成18年1月）

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究 報告書
令和5年3月

株式会社日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部